

令和 5 年版

通商白書

令和 5 年 6 月

経済産業省

○本冊子は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へリサイクルできます。

2023年版通商白書目次

第Ⅰ部 岐路に立たされる世界経済

第1章 減速感を強める世界経済 3

第1節 世界経済の現状と見通し.....	4
第2節 ロシアによるウクライナ侵略を巡る状況とその影響.....	10
第3節 高まるインフレ圧力.....	29
第4節 新興国・途上国で高まる債務リスク.....	45
第5節 分断の危機に直面する世界経済.....	68

第2章 世界経済の機能回復に向けた課題 77

第1節 供給サイドの強化.....	78
第2節 自由で公正な貿易秩序と経済安全保障の両立.....	86
第3節 持続可能で包摂的な経済成長及び発展の確保.....	93

第3章 各国・地域の動向 111

第1節 米国.....	112
第2節 欧州.....	119
第3節 中国.....	126
第4節 ASEAN・インド.....	138

第Ⅱ部 世界経済が難局を迎える中で我が国がとるべき対応

第1章 我が国を取り巻くグローバル・バリューチェーンの強靭化 149

第1節 我が国を取り巻くグローバル・バリューチェーンの強靭化.....	150
第2節 我が国の経済安全保障戦略の展開と企業側の課題.....	173

第2章 グローバルな成長の取り込みによる成長力の強化 181

第1節 我が国の経常収支の動向.....	182
第2節 我が国の貿易収支構造の強靭化に向けた課題.....	187
第3節 我が国経済の成長のけん引役として期待されるインバウンド需要.....	192
第4節 企業の海外展開と我が国経済への裨益.....	201
第5節 海外の技術・人材・イノベーションの取込等「内なる国際化」の促進.....	213

第三部 施策編

第1章 ルールベースの国際通商システム 233

第1節 G7/G20/OECD	234
第2節 APECを通じた地域経済統合の推進と経済成長の促進	243
第3節 WTO全体の動向	244
第4節 経済連携協定の進展	252
第5節 投資関連協定	261
第6節 新たな多国間連携（IPEF、日米豪印、デジタル等）	265

第2章 各国戦略 267

第1節 米国	268
第2節 欧州	272
第3節 中国	275
第4節 ASEAN・大洋州	277
第5節 インド	283
第6節 中南米	285
第7節 ロシア	288
第8節 中東	291
第9節 アフリカ	295

コラム 一覧

1. 1980年代の中南米の累積債務問題	66
2. アムステルダム市—廃棄を出さない循環経済へ	103
3. 「何を測るか」が「何をするか」に影響を与える	105
4. 日ASEAN経済共創ビジョン	167
5. グローバル価値共創ビジネス推進事業（関東経済産業局）	211

付注

凡例

凡
例

1. 略称

ADB	: Asian Development Bank (アジア開発銀行)
APEC	: Asia-Pacific Economic Cooperation (アジア太平洋経済協力)
ASEAN	: Association of South-East Asian Nations (東南アジア諸国連合)
B7	: Business7
BIS	: Bank for International Settlements (国際決済銀行)
CPTPP	: Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership (環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定)
DFFT	: Data Free Flow with Trust (信頼性のある自由なデータ流通)
ECB	: European Central Bank (欧洲中央銀行)
EPA	: Economic Partnership Agreement (経済連携協定)
FAO	: Food and Agriculture Organization of the United Nations (国際連合食糧農業機関)
FRB	: Board of Governors of the Federal Reserve System (米国連邦準備制度理事会)
FSB	: Financial Stability Board (金融安定理事会)
FTA	: Free Trade Agreement (自由貿易協定)
G7	: Group of Seven
G20	: Group of Twenty
GATS	: General Agreement on Trade in Services (サービス貿易に関する一般協定)
GATT	: General Agreement on Tariffs and Trade (関税及び貿易に関する一般協定)
GCC	: Gulf Cooperation Council (湾岸協力会議)
GDP	: Gross Domestic Product (国内総生産)
HS	: Harmonized Commodity Description and Coding System (商品の名称及び分類についての統一システム)
IEA	: International Energy Agency (国際エネルギー機関)
ILO	: International Labor Organization (国際労働機関)
IPEF	: Indo-Pacific Economic Framework (インド太平洋経済枠組み)
ITU	: International Telecommunication Union (国際電気通信連合)
IMF	: International Monetary Fund (国際通貨基金)
JETRO (ジェトロ)	: 独立行政法人日本貿易振興機構 (Japan External Trade Organization)
JOGMEC	: 独立行政法人工エネルギー・金属鉱物資源機構 (Japan Organization for Metals and Energy Security)
M&A	: Merger and Acquisition (企業合併・企業買収)
NAFTA	: North American Free Trade Agreement (北米自由貿易協定)
NEDO	: 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 (New Energy and Industrial Technology Development Organization)
NEPAD	: New Partnership for Africa's Development (アフリカ開発のための新パートナーシップ)
NIEs	: Newly Industrializing Economies (新興工業国・地域)
OECD	: Organization for Economic Co-operation and Development (経済協力開発機構)
RCEP	: Regional Comprehensive Economic Partnership (東アジア地域包括的経済連携)
RIETI	: 独立行政法人経済産業研究所 (Research Institute of Economy, Trade and Industry)

- SDGs : Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）
- UNCTAD : United Nations Conference on Trade and Development（国連貿易開発会議）
- USMCA : US Mexico Canada Agreement（米国・メキシコ・カナダ協定）
- USTR : Office of the United States Trade Representative（米国通商代表部）
- WHO : World Health Organization（世界保健機関）
- WTO : World Trade Organization（世界貿易機関）
- 国連 : United Nations（国際連合）
- ニューヨーク連銀 : Federal Reserve Bank of New York／New York Fed（ニューヨーク連邦準備銀行）
- ※ EPA／FTAについて
- GATT／WTOは、FTA（加盟国間の関税・数量規制の撤廃）および関税同盟（FTA + 対非加盟国共通関税）を「地域貿易協定」と呼んでいる。本白書においては、FTAという場合関税同盟を含めており、両者を峻別する必要がある場合のみ区別している。なお、貿易自由化だけではなく、投資自由化や様々な二国間協力を含むFTAよりも広範な分野に関わる取決めを「EPA（経済連携協定）」と表現する。

2. 数値・数式等

- (1) 文中及び統計表中の年は、特記しない限り暦年（1～12月）である。また、年度は特記しない限り4月～翌年3月である。
- (2) 数値は、原則として四捨五入されており、合計とは一致しないことがある。
- (3) 図表中の記号のうち、数字が後に続かず単独で使われている「-」は特記しない限り不明、若しくは計算不能または該当事項なしを意味する。また、「0」は単位未満の数値を示す。

3. 国・地域分類

- (1) 「国」という表現には地域を含む場合がある。
- (2) NIEs、ASEANについては、以下のとおりとする。
 - ① NIEsは、韓国、台湾、香港及びシンガポールの4か国・地域を指す。
 - ② そのうち韓国、台湾、シンガポールを本白書においては、特にNIEs3と表記することとする。
 - ③ ASEANは、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ブルネイ、ベトナム、ラオス、ミャンマー、カンボジアの10か国を指す。
 - ④ 「ASEAN6」は、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナムを指す。
- (3) 「BRICs」は、ブラジル、ロシア、インド、中国の4か国を指す。
- (4) 「EU」については、1993年11月の欧州連合条約発効により創設されたEU（欧州連合）を示し、2020年1月末に英国がEUを離脱したことから加盟国数は27か国となっている。「ユーロ圏」については、单一通貨ユーロを導入している20か国を指す。

本書は、特に断りがない限り、令和5年3月末時点での把握可能な情報を基に記載しています。

第Ⅰ部

岐路に立たされる 世界経済

第 1 章

減速感を強める 世界経済

第 1 節

世界経済の現状と見通し

第 2 節

ロシアによるウクライナ侵略を巡る状況と
その影響

第 3 節

高まるインフレ圧力

第 4 節

新興国・途上国で高まる債務リスク

第 5 節

分断の危機に直面する世界経済

第1章 減速感を強める世界経済

本章では、はじめに、世界経済は、ロシアによるウクライナ侵略による不確実性の高まりやインフレの高進、金融引締めの加速により減速感を強めていること、欧米を中心とした急速な金融引締めは、通貨価値の下落、金利上昇を通じてグローバル・サウスを中心に債務リスクを高めていることを示す。

つぎに、権威主義国の台頭により、世界経済は今、

分断の危機に直面する一方、グローバル・サウスは中立的立場で自国の利益を確保する構図となっていることを示す。

最後に、近年、経済依存関係を武器化する経済的威圧に係る事案が増加しており、WTOの上級委員会が機能不全に陥る中、欧米諸国では対応の検討を加速していることを示す。

第1節

世界経済の現状と見通し

1. 減速感を強める世界経済

(1) 2022年の世界経済の概要

2022年の世界経済は成長鈍化の1年であった。世界経済の成長率は、2021年にはパンデミックからの回復により大幅な上昇を見せたものの、2022年には成長に落ち着きが見られた。成長鈍化の主な要因としては、ロシアによるウクライナ侵略、インフレの加速、中国経済の成長鈍化があげられる。ロシアによるウクライナ侵略は、天然ガスや原油といった資源価格等の高騰、サプライチェーンの断絶とそれに伴う波及的な効果を発生させ、世界経済の成長にとってマイナスに寄与した。インフレ率の高まりは、パンデミック後の需要回復に伴い2021年の後半から見られ、ロシアによるウクライナ侵略による資源価格の高騰や供給減少がインフレ率の高まりに拍車をかけた。インフレ率の高まりと、それに対処するための各国中央銀行の政策金利の急速な引上げは、家計の購買力の低下や経済活動の停滞、債務の持続可能性に影響を与え、世界経済の成長鈍化の要因となっている。中国経済は、パンデ

ミックの再拡大と都市封鎖の影響により成長が鈍化し、それが世界経済の成長鈍化にも影響を与えた。

2022年1月から2023年4月の期間に刊行されたIMF、OECD、世界銀行の各国際機関の経済見通し¹における、世界経済について記載された章にテキストマイニングを実施した上で、出現回数の多い単語上位30語²を、出現回数の多い単語ほど文字の大きさが大きくなるよう図示したものが第I-1-1-1図である。これを見ると、各国際機関の刊行する経済見通しにおいても、ロシアのウクライナ侵略に関連する可能性の高い単語（“war”, “Russia”, “Ukraine”, “energy”, “gas”, “oil”, “food”など）や、インフレに関連する可能性の高い単語（“inflation”, “Bank”, “tightening”, “debt”, “commodity”など）、中国经济に関連する可能性の高い単語（“China”, “slowdown”など）が出現する頻度が高く、これらの事象に対する注目度が高いことがうかがえる。また、“uncertainty”という言葉も見られ、依然として世界経済が不確実性の高い状況であることが示唆されている。

¹ IMF「WEO」、OECD「Economic Outlook」、世界銀行「Global Economic Prospects」。

² 抽出の際には、名詞のみを抽出し、解釈上不要と考えられる一部の単語については除外している。テキストマイニングにおいて、分析の際に除外する単語のことを一般的に、「トップワード」と呼ぶ。実際に除外した単語については備考欄を参照のこと。

上述の成長鈍化要因の影響により、IMF³が推計した2022年の世界のGDP成長率は3.4%と、2021年の6.3%から2.9%ポイント下落し、2015年～2019年の平均（3.4%）と同程度となった（第I-1-1-2図）。

第I-1-1-1図 経済見通しにおける頻出単語



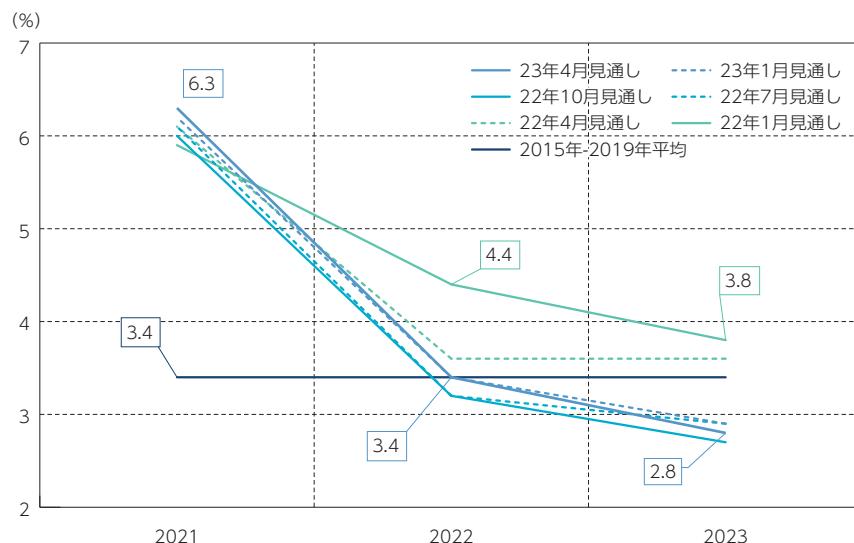
備考：文字の大きさが大きいほど、出現回数が多いことを意味する。

ストップワードは以下のとおり。

percent, projected, expected, including, rate, the, that, about, such as, global, growth, percentage, point, could, countries, price, economies, prices, market, policy, outlook, area, rates, level, Figure, effect, levels, policies, year, risk, time, sector, quarter, measure, term, effects, OECD, EMDE, half, increase, economy, support, impact, GDP, output, World, activity, production, pace, crisis, decline, demand, rise, shock, consumer, average, baseline, forecast, end, spending

資料：2022年1月から2023年4月の期間に刊行されたIMF「WEO」、OECD「Economic Outlook」、世界銀行「Global Economic Prospects」から作成。

第I-1-1-2図 世界のGDP成長率見通しの推移



資料：IMF「WEO」から作成。

³ IMF「WEO」（2023年4月）およびIMF「WEO」（2023年1月）。

(2) 世界のGDP成長率予測の修正状況と重要単語の推移

IMFによる2022年の世界のGDP成長率予測は、ロシアによるウクライナ侵略やインフレなど、様々な要因の今後の動向を考慮して、2022年内に累次にわたる下方修正がなされている（第I-1-1-2図）。当初、2022年1月の経済見通しの時点では2022年のGDP成長率予測は4.4%と、オミクロン株の流行やインフレの加速により2021年の成長率（5.9%）は下回るもの、2015年～2019年の平均（3.4%）を上回る見通しであった。しかし、2022年4月の経済見通しでは、ロシアによるウクライナ侵略による影響や、インフレの加速に伴う金融引締めの加速を反映して成長率予測は3.6%へ下方修正がなされた。さらに、2022年7月の経済見通しでは、インフレと金融引締めの更なる継続や中国におけるパンデミックの再拡大の影響を考慮し、成長率予測は3.2%へと更なる下方修正がなされた。また、2022年10月の経済見通しでは、各国の見通しに増減はあるものの、世界の成長率の見通しに修正は無かった。一方で、2023年1月の経済見通しにおいて、2022年の実際の世界経済の成長率は3.4%と推計されており、想定していたよりも成長減速要因の影響が小さかったことから、実際の成長率は見通しを上回る値となった。

また、IMFの2023年4月の経済見通しにおいて、2023年の世界のGDP成長率は2.8%と、2022年の3.4%からさらに減速する見通しとなっている。減速の主な背景としては、2023年には資源価格の下落や金融引締めの上限への到達が見通されている一方で、足下の金融部門における混乱や各国の家計・企業向けの支援策の段階的な縮小が挙げられている。なお、2023年の世界成長率の見通しも2022年の見通しと同様に累次にわたる修正がなされている。直近では上方修正されているものの、依然としてロシアによるウクライナ侵略前と比較すると大幅に低い値となっており（第I-1-1-2図）、世界経済は減速に向かう見通しとなっている。

ここで、2022年1月から2023年4月の期間に刊行されたIMFの経済見通しにおいて、世界経済について記載された章にテキストマイニングを行い、それぞ

れの経済見通しを特徴付ける単語の抽出を行った。抽出の際には各文章の各単語を文章内における出現頻度と全文章における希少性の両方で評価しスコア付けを行う手法であるTF-IDF法を用いて、各経済見通しの各単語にスコア付けを行った。そのうえで、それぞれの経済見通しにおけるスコアの大きい上位30単語⁴について、スコアが大きくなるほど文字が大きくなるよう図示したものが、第I-1-1-3図である。なお、TF-IDF法のスコア⁵は、文章内での出現頻度の高い単語ほど、また、出現する文章数が少ない単語ほど大きくなり、スコアが大きい単語ほど、その文章を特徴付ける単語であるといえる⁶。第I-1-1-3図を見ると、インフレーションに関連する可能性の高い単語（“inflation”など）は全経済見通しにおいて、経済見通しを特徴付ける単語として現れている。また、2022年1月時点の見通しを特徴づける単語として、新型コロナウイルス感染症に関連する可能性が高い単語（“pandemic”, “omicron”, “vaccination”など）が見られる一方で、2022年4月以降の見通しを特徴づける単語としてロシアによるウクライナ侵略に関連する可能性が高い単語（“war”, “Russia”, “Ukraine”, “energy”, “gas”, “oil”など）が多く見られる。他にも、2022年7月以降の経済見通しでは、中国経済に関連する可能性が高い単語（“China”など）が現れていることも見て取れる。さらに、2023年4月には、直近で発生した金融部門の混乱を反映した単語（“debt”, “credit”, “turmoil”, “lending”など）が現れており、新たなリスクが顕在化することが分かる。このような結果から、経済見通しにおける重要事項は、2022年当初は新型コロナウイルス感染症とインフレであったが、4月の経済見通しにおいてロシアによるウクライナ侵略とインフレへとシフトし、7月以降はさらに中国経済への注目も高まり始めた。さらに、2023年4月には、金融部門の混乱という新たなリスク要因が顕在化した、という変遷が示唆される。

⁴ ストップワードについては図表の備考欄を参照のこと。

⁵ TF-IDF法によるスコアは、ある単語の文章内での出現頻度と、全文章に占めるその単語が現れる文章数の割合の逆数の自然対数に1を足した値の積で算出される。scikit-learnのWebサイトより引用 (https://scikit-learn.org/stable/modules/generated/sklearn.feature_extraction.text.TfidfVectorizer.html)。

⁶ 清水航、中安有希、鈴木由宇、河野幸弘（2020）「高度なテキスト分析による知識抽出の応用」IHI技報 Vol.60 No.1（2020）。

第I-1-1-3図 IMFの世界経済見通しにおける重要単語の推移



備考：文字の大きさが大きいほど、TF-IDF法におけるスコアが高いことを意味する。

ストップワードは以下のとおり。

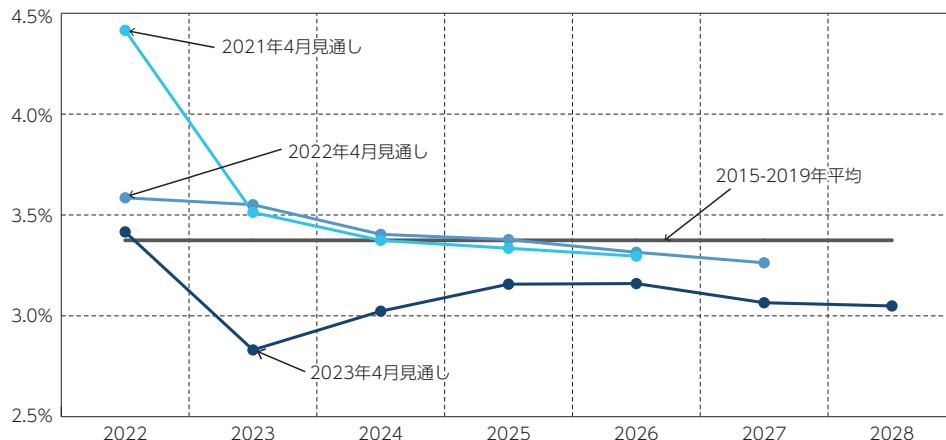
percent, expected, including, rate, global, growth, could, figure, economies, area, staff, point, world, level, forecast, country, output, year, data, source, time, outlook, market, percentage, prices, price, april, july, january, october, scenario, policy, weo, baseline, effect, rate, error, panel, capita, quarter, average, risk, june, sector, extraction, chapter, decrease, dollar, core, house, demand, production, gdp, trade, share, path, winter, downside, decline, impact, quality, imf, channel, activity, curve, basis, cost, pace, worldwide, chain, basis, headline, grip, goal, correlation, end, economy, boost, ppe, glasgow, rise, increase, term, pressure

資料：2022年1月から2023年4月の期間に刊行されたIMF「WEO」から作成。

(3) 中期の世界経済成長見通しの推移

足下の世界のGDP成長率の下方修正に伴い、5年先までの中期の成長率の見通しにも変化がみられる。IMFは、2021年4月には、世界の成長率は2022年に急回復した後、パンデミック前（2015年～2019年）のトレンドである3.4%付近に回帰し、2024年から2026年にかけて3.4%付近の成長率となると予測していた。しかし、ロシアによるウクライナ侵略やインフレなど新たな成長減速要因が現れる中で、中期の経済成長率の見通しは下方修正がなされている。2023年4月の世界経済見通しでは、2028年までの世界の成長率は一貫してパンデミック前のトレンドを下回る見通しとなっており（第I-1-1-4図）、世界経済の成長鈍化は中期的にも継続する見通しであることが分かる。

第I-1-1-4図 世界経済の成長率のトレンド



資料：IMF「WEO」から作成。

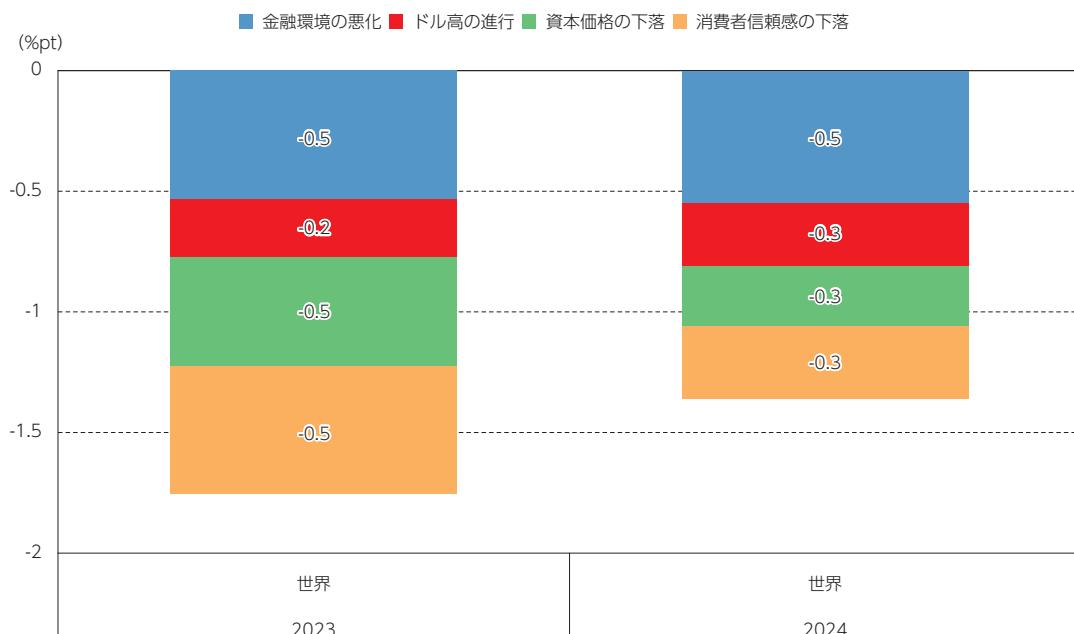
2. 先行きリスクと不確実性の動向

(1) 世界経済のリスクシナリオ

世界経済の見通しには、先行きリスクが複数存在しており、こうしたリスクの顕在化によりGDP成長率が予測を下回る可能性がある。IMFは、2023年及び2024年の世界の成長率にマイナスの影響を与えるリスクとして、金融環境の悪化、資本価格の下落、ドル高の進行、消費者信頼感の下落を挙げている。これらの四つのリスクが経済成長率に与える影響の大きさ

の試算結果を示したのが第I-1-1-5図である。2023年についてみると、金融環境の悪化、資本価格の下落、消費者信頼感の下落は約0.5%ポイントの下落要因、ドル高の進行は約0.2%ポイントの下落要因であり、これらのリスクの顕在化により経済成長率の見通しはベースラインの2.8%から最大で約1.8%ポイント下落する可能性があると試算されている。

第I-1-1-5図 世界のGDP成長率の下押しリスク



備考：それぞれのリスク要因について、具体的には下記のような状態を想定している。

金融環境の悪化：2023年に米国の銀行貸出が4%減少し、社債のスプレッドが250bp拡大し、その波及的な影響を各国が受ける場合。

資本価格の下落：世界の資本価格が金融環境の悪化により10%下落し、2023年平均で6%下落した場合。

ドル高の進行：アジアを除く途上国の中債利回りの大幅な上昇と、安全資産への逃避による米ドルの約10%の増値が起きた場合。

消費者信頼感の下落：各国において予備的貯蓄により消費が減退し、景況感の悪化により投資が減退した場合。（米国では、消費の0.3%の減少、投資の1.0%の減少したケースを想定。）

資料：IMF「WEO」から作成。

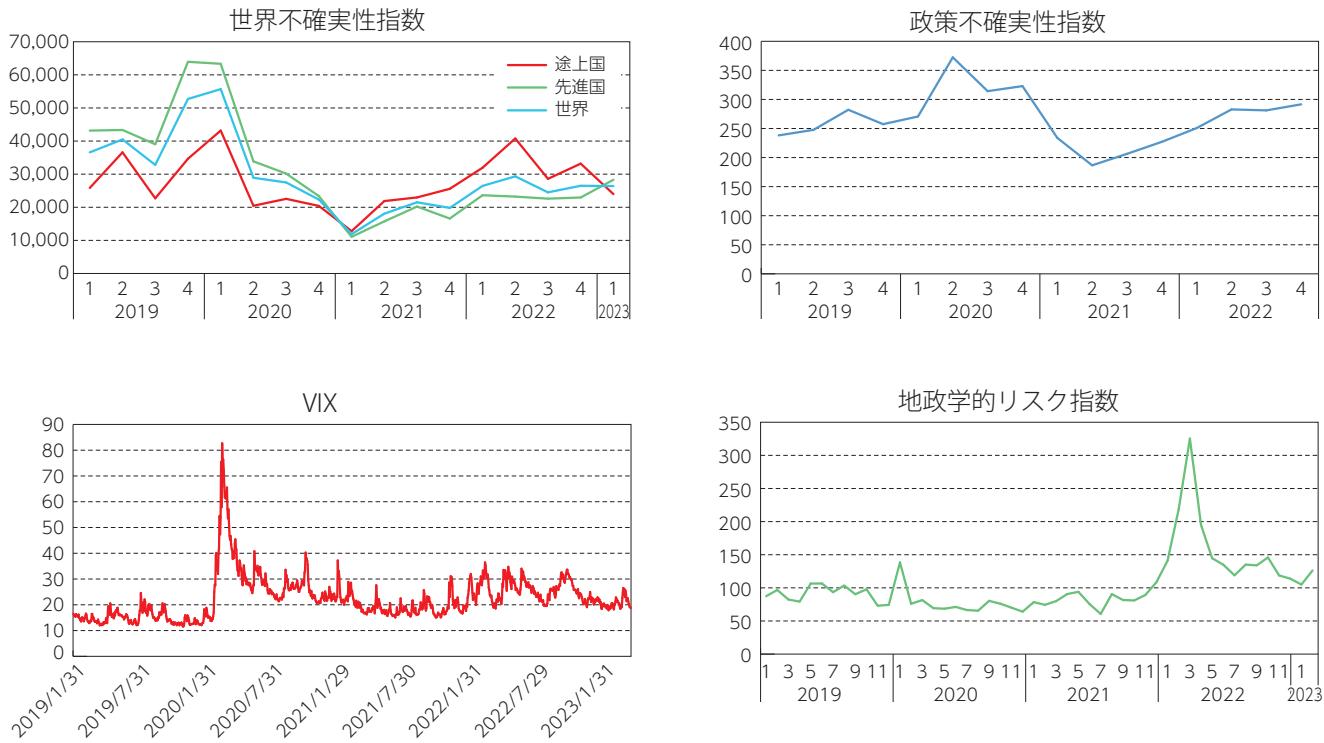
(2) 不確実性指数の動向

こうしたリスクの動向は、不確実性を表す各種指数からも確認することができる。世界の不確実性を表す世界不確実性指数⁷、経済政策の不確実性を表す政策不確実性指数⁸、株式市場の不確実性を表すVIX指数⁹を見ると、新型コロナウイルス感染症拡大により2020年前半に急上昇した後、徐々に低下したものの、2021年前半を底として上昇傾向に転じている。さらに、ロシアによるウクライナ侵略の影響により2022年2月以降上昇傾向が強まり、2022年後半には一定の低下はあったものの、依然として高い水準を維持している。また、地政学的な不確実性を表す地政学的リ

スク指数¹⁰を見ると、ロシアによるウクライナ侵略の影響により2022年3月に急上昇し、その後はロシアによるウクライナ侵略前の水準よりも高い水準で推移している。これらの不確実性を表す指数の推移から、世界経済の不確実性はパンデミック時やロシアによるウクライナ侵略の直後と比較すると低下してはいるものの、依然として高い水準であり、不確実性の高い状態が続いていることが示唆される（第I-1-1-6図）。

以上、2022年の世界経済の状況及び先行きリスクについて概観してきた。次節では、2022年の不確実性の高まりに大きな影響を与えたロシアによるウクライナ侵略を巡る状況とその影響について見ていく。

第I-1-1-6図 不確実性指数の推移



備考：世界不確実性指数はGDPの加重平均。

資料：世界不確実性指数はWorld Uncertainty Indexから作成。政策不確実性指数、地政学的リスク指数はEconomic Uncertainty Indexから作成。VIX指数はRefinitiv databaseから作成。

⁷ 英国の定期刊行物「エコノミスト」の調査部門エコノミック・インテリジェンス・ユニットに属する各国の報告書内における「不確実（uncertain）」及びそれに関連する言葉の割合を計算したもの。数字が大きくなるほど不確実性が高いことを示す。WUIのWebサイトより引用（<https://worlduncertaintyindex.com/>、2023年4月3日閲覧）

⁸ 各国の新聞において経済政策の不確実性（Economic Policy Uncertainty）について論じた記事の割合を計算したもの。数字が大きくなるほど政策不確実性が高いことを示す。

EPUのWebサイトより引用（https://www.policyuncertainty.com/global_monthly.html、2023年4月3日閲覧）。

⁹ 米シカゴ・オプション取引所（CBOE）が、S&P500種株価指数を対象とするオプション取引のボラティリティ（変動率）を基に算出、公表している指数。将来の相場に対する投資家心理を反映する指数とされており、一般的にVIXの数値が高いほど投資家の先行き不透明感も強いとされる。

野村證券株式会社Webサイトから引用（<https://www.nomura.co.jp/terms/japan/ki/vix.html>、2023年4月4日閲覧）。

¹⁰ 新聞の記事内において、地政学的事象に関する記事の割合を計算したもの。戦争の脅威、平和への脅威、軍備増強、核の脅威、テロの脅威、戦争の開始、戦争の拡大、テロ行為、の八つのカテゴリーからなる。数字が大きくなるほど地政学的リスクが高いことを示す。Geopolitical Risk(GPR)Index Webサイトより引用（<https://www.matteoiacoviello.com/gpr.htm>、2023年4月4日閲覧）

第2節

ロシアによるウクライナ侵略を巡る状況とその影響

2022年2月24日にロシアがウクライナへの侵略を開始し、一年以上が経過しているものの、依然としてロシアによる決して正当化できない侵略や、国際法に反する市民や民間施設を狙った攻撃が続いている。2023年2月23日にウクライナにおける包括的、公正かつ永続的な平和を求める国連総会決議案が141票の賛成を得て採択されたことは、国際社会の大多数が、ロシアに即時、完全、かつ無条件の撤退を求める強い意思を改めて表明したものであった。しかし、G7を始めとする同志国が連携して対露制裁を科す一方で、一部の新興国・途上国ではロシアとの経済的関係を強

める動きも見られる。

今般のロシアによるウクライナ侵略が開始されてからは、我が国を含めたG7を中心とする先進国・地域では、前例のない大規模な経済制裁を迅速に実施している¹¹。一方、以下で示すとおり、一部の新興国・途上国ではエネルギー調達を従来の状態に維持し、食料調達については、物流網の関係などから、必ずしも多角化が容易ではないことなどが考えられる。これらの点を踏まえ、本節では、ウクライナ侵略後に世界経済の不確実性を高める要因となったエネルギーと食料の動向を中心に見ていく。

1. ロシアとウクライナの経済動向

ロシア連邦国家統計庁の速報値によれば、2022年のロシアの実質GDP成長率は-2.1%であった。同国中央銀行とIMFが2022年中に公表してきた見通しよりは成長率は落ち込まなかった（第I-1-2-1表）。

第I-1-2-1表
2022年のロシア実質GDP成長率見通しと実績

2022年見通し公表時期	IMF	ロシア中央銀行 (中央値)
2022年1月 (ロシア中央銀行は2月)	2.8	2.4
2022年4月	-8.5	-9.2
2022年7月	-6.0	-6.0
2022年10月	-3.4	-3.5
2022年実績（見込み）	-2.1	

資料：IMF「WEO」、ロシア連邦国家統計庁の資料から作成。

四半期ベースでロシアの実質GDPの推移を見ると（第I-1-2-2図）、2022年第4四半期の実質GDPは前期比+0.5%となったが、その水準はウクライナ侵略前の時期となる同年第1四半期を大きく下回っている。構成項目の推移を見ると、2022年第1四半期の実質GDPの大幅な落ち込みの大部分は個人消費の落ち込みが背景であり、第2四半期以降には個人消費は持ち直している。在庫変動を含めた民間部門と公的部門

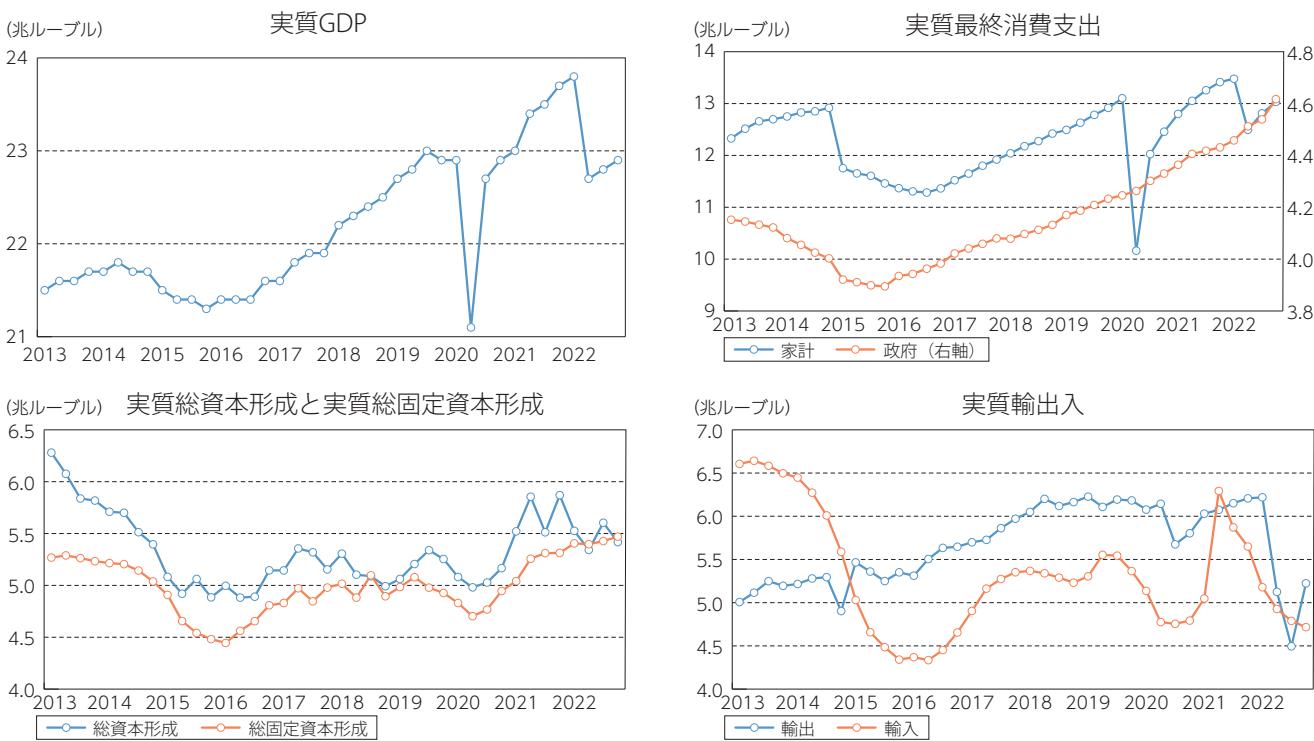
の設備投資にあたる総資本形成については、2021年に新型コロナウイルス感染症拡大の影響から回復してからは、ウクライナ侵略の直後に落ち込んだ後は横ばいの推移を維持しており、その内の生産設備等の投資にあたる固定資本形成は緩やかに増加している。また、貿易面については、輸出が2022年第4四半期に増加したものの、ウクライナ侵略による経済の混乱や、ロシアに対する貿易制限措置の影響もあり、同年には輸出と輸入の両方が大幅に減少した。輸出と輸入の差を示す純輸出は、年間で見れば黒字となった。

ロシアの主要な輸出品目であるエネルギーの生産動向を見ると（第I-1-2-3図：左図）、ウクライナへの侵略を開始した後の2022年4月以降では、原油とガスの掘削動向を示す原油・ガス鉱業の生産が前年比でゼロ%近傍の推移となっている。

また、同国産の原油価格（主に欧州向けであるウラル原油と主にアジア向けである東シベリア太平洋パイプライン原油）を国際的に代表的なWTI原油価格と比較すると（同右図）、ウクライナへの侵略を開始した2022年2月下旬以降では、G7を始めとする国際社会がロシアに対する制裁を強めることで同国産原油への需要が減退するとの見通しのもとで同年5月にかけて価格が下落した。その後は価格が持ち直す動きも

¹¹ 各国・地域による対ロシア制裁を概観する資料は、一例として、ピーターソン国際研究所による「Russia's war on Ukraine: A sanctions timeline」が挙げられる。

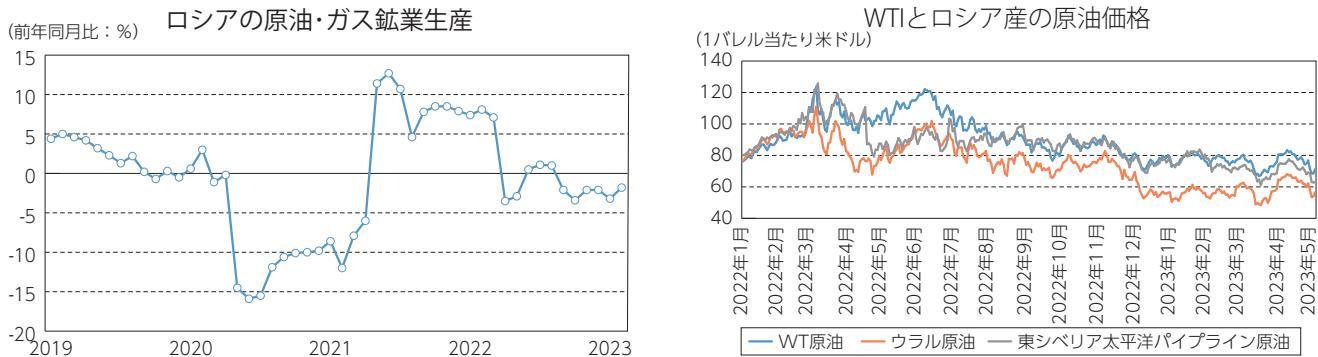
第I-1-2-2図 ロシアの実質GDPと構成項目の推移



備考：季節調整値。

資料：CEIC database にあるロシア連邦国家統計庁のデータから作成。

第I-1-2-3図 ロシアの原油・ガス鉱業生産と原油価格



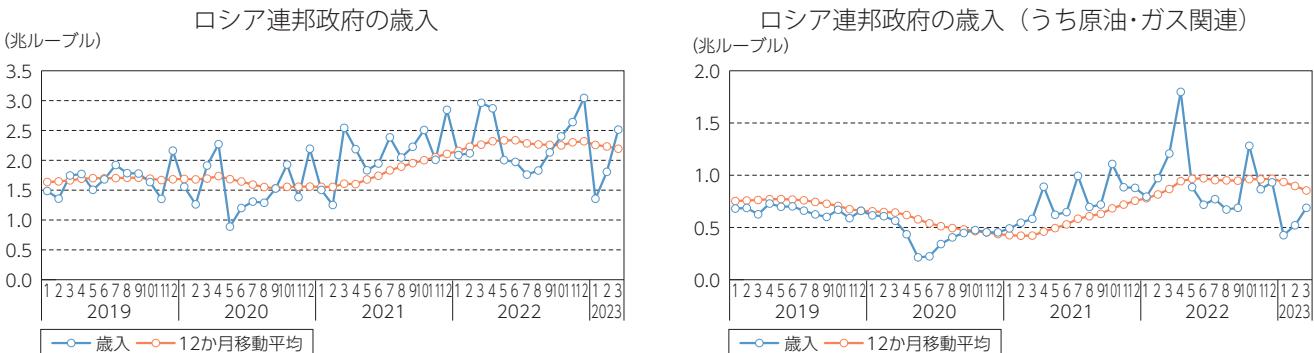
資料：原油・ガス鉱業の生産は CEIC database にあるロシア連邦国家統計庁のデータから作成。原油価格は Refinitiv database から作成。

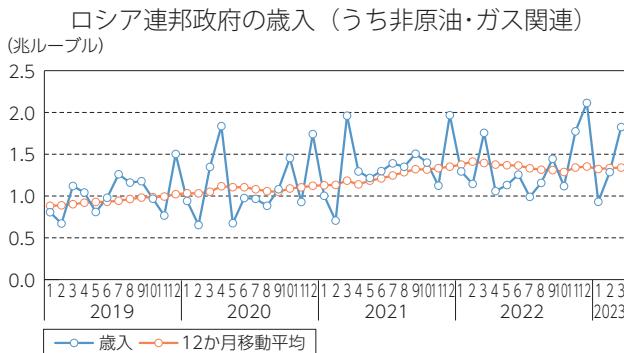
あったものの、G7 及び豪州の課したロシア産原油への上限価格措置等の効果もあり、2022 年の終盤にかけて、ウラル原油価格の下落が顕著になるといった特

徴的な動きも見られた。

ロシア連邦政府の財政を見ると（第I-1-2-4図）、原油・ガス関連の歳入は、G7 や EU を始めとする国

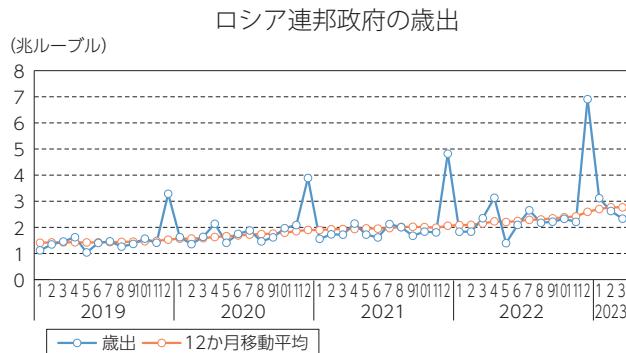
第I-1-2-4図 ロシア連邦政府の歳入





資料：CEIC database にあるロシア財務省のデータから作成。

際社会による制裁措置等の影響もあり、2022年12月以来は大幅な落ち込みを見せているが、非原油・ガス関連の歳入は安定した推移が見られる。支出面では、ウクライナ侵略の開始後も特異的な動きは見られなかったが、足下では財政赤字が拡大している。



ロシアの雇用は2022年序盤にやや減少しているが（第I-1-2-5図）、その後は持ち直しており、名目賃金の前年比変化率にも労働需給の大きな変動を示すような動きは見られていない。一方、業種別の雇用を見ると（第I-1-2-6図）、国内では戦時経済への移行を

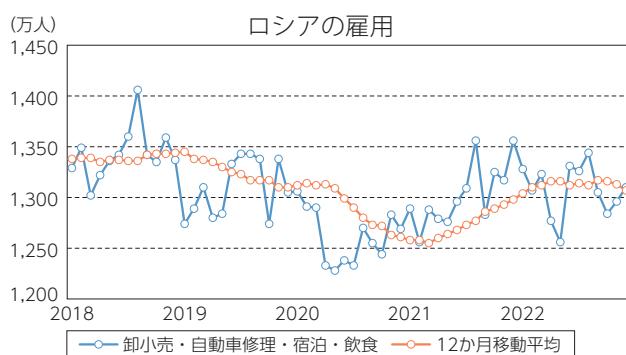
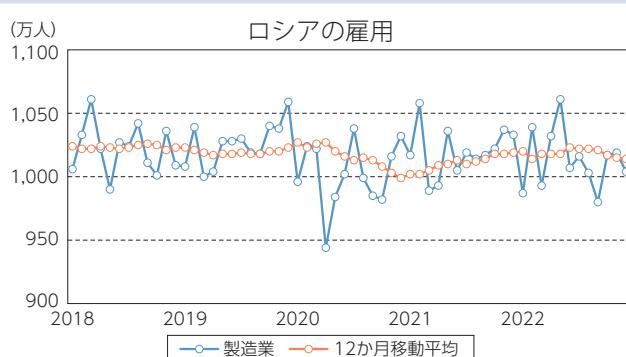
第I-1-2-5図 ロシアの雇用と名目賃金

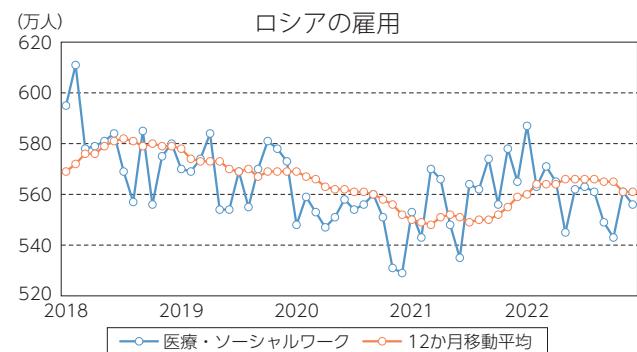
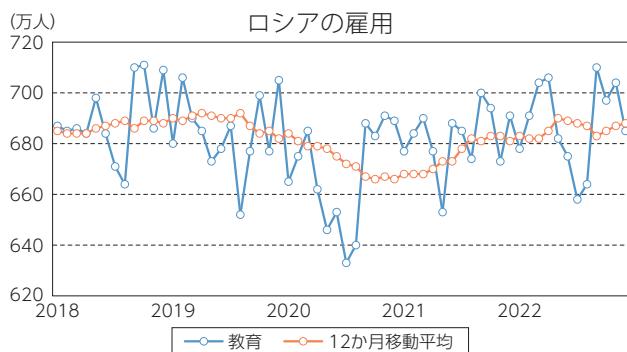
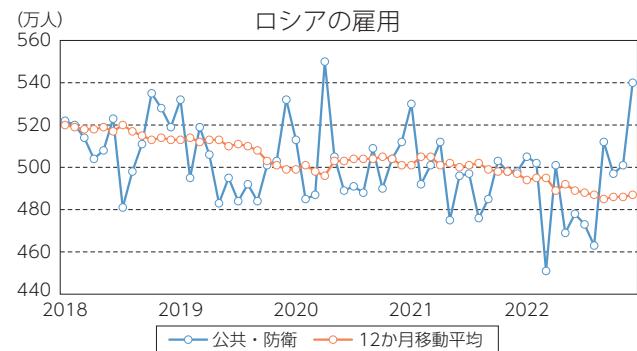
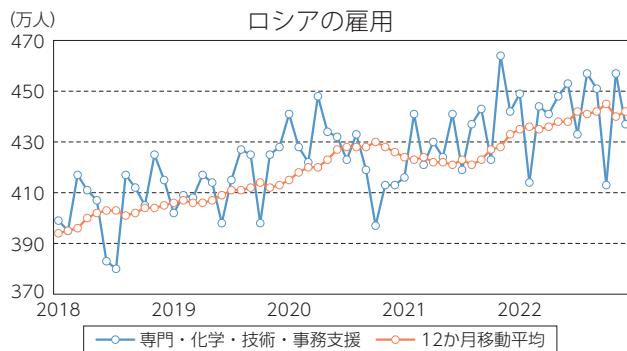
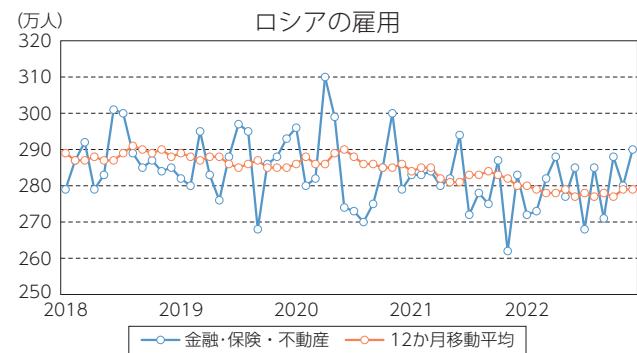
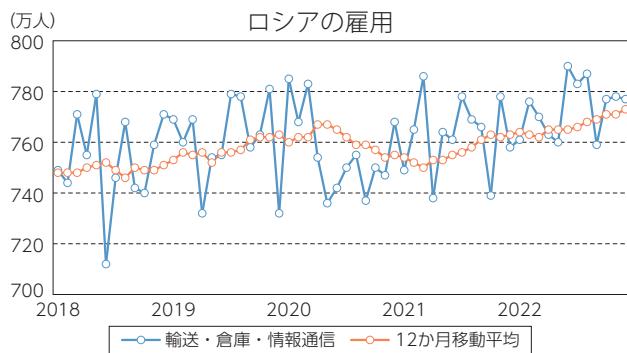


資料：CEIC database にあるロシア連邦国家統計庁のデータから作成。



第I-1-2-6図 ロシアの業種別の雇用





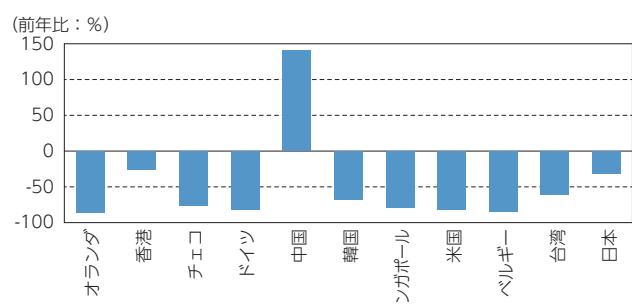
資料：CEIC database にあるロシア連邦国家統計庁のデータから作成。

うかがわせるような状況も看守される。たとえば、公共・防衛部門の雇用が2022年末にかけて増加した一方で、その他の主な業種ではおおむね安定ないし増加傾向であった。

ロシアによるウクライナ侵略が開始されてからは、我が国を含めG7を始めとする国際社会は、ロシアに対する技術製品の輸出を規制している。技術製品の代表的な例として集積回路のロシアへの輸出動向を見ると（第I-1-2-7図）、ウクライナ侵略前の2021年においてロシアへの主な集積回路の輸出国であった国及び我が国については、2022年にはロシアへの輸出が大幅に減少している。一方で、2022年にもロシアへの集積回路の輸出を大幅に増加させている国も見られた。

今般のロシアによる侵略によって経済が大きく混乱しているウクライナにおいては、同国経済省の公表によれば、2022年の実質GDP成長率は-30.4%と大幅

第I-1-2-7図 ロシアへ集積回路の輸出（2022年）



備考1：集積回路はHS8542。

備考2：図中にある国は、2021年におけるロシアへの集積回路の輸出の上位10か国及び日本。

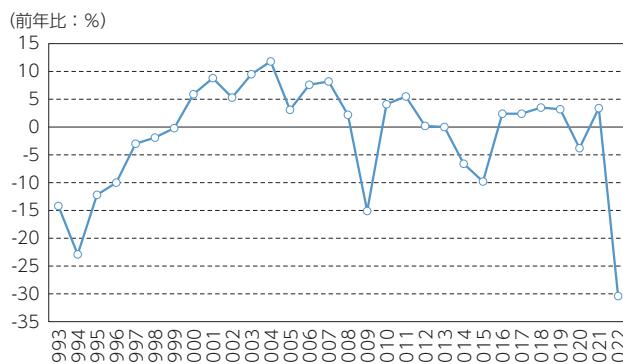
資料：Global Trade Atlas database から作成。

に落ち込み、同国が独立した1991年以降で最低の成長率を記録した。ロシアによる侵略によってウクライナのインフラが深刻な打撃を受け、輸出を中心とした経済活動が停滞したこと等が背景にあると見られて

る（第I-1-2-8図）。

ウクライナの主要な輸出品目であるトウモロコシ、ひまわり油、小麦の動向を見ると（第I-1-2-9図）、2021年には世界第三位であったトウモロコシの輸出金額は、2022年もほぼ横ばいの推移となっていた。一方で、2021年には世界第一位であったひまわり油の輸出金額は、2022年にも同順位であり続けたものの、他の主要国の輸出金額が増加した一方で、ウクライナでは前年比-14.5%の減少となった。さらに、2021年には世界第五位であった小麦の輸出金額は、2022年には前年比-47.2%とほぼ半減しており、ロシアによるウクライナ侵略による影響は、品目によって差異があることが示されている。

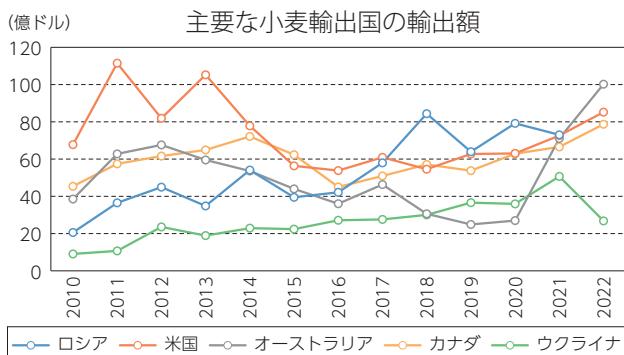
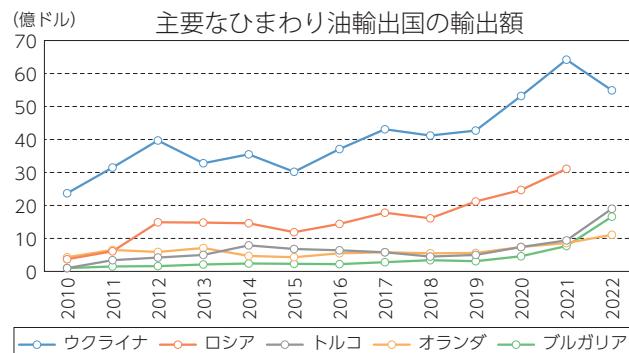
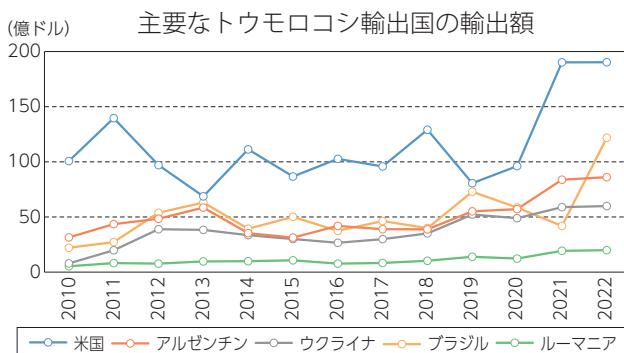
第I-1-2-8図 ウクライナの実質GDP成長率



備考：2021年まではIMF「WEO」によるデータであり、2022年はウクライナ経済省による公表値。

資料：IMF、ウクライナ経済省から作成。

第I-1-2-9図 トウモロコシ、ひまわり油、小麦の主要な輸出国の輸出金額



備考1：トウモロコシはHS1005、ひまわり油はHS1512、小麦はHS1001。

備考2：上記の図に示されている国は、2021年におけるそれぞれの輸出金額の上位5か国。

備考3：ひまわり油と小麦については、2022年におけるロシアのデータは公表されていない。

資料：Global Trade Atlas databaseから作成。

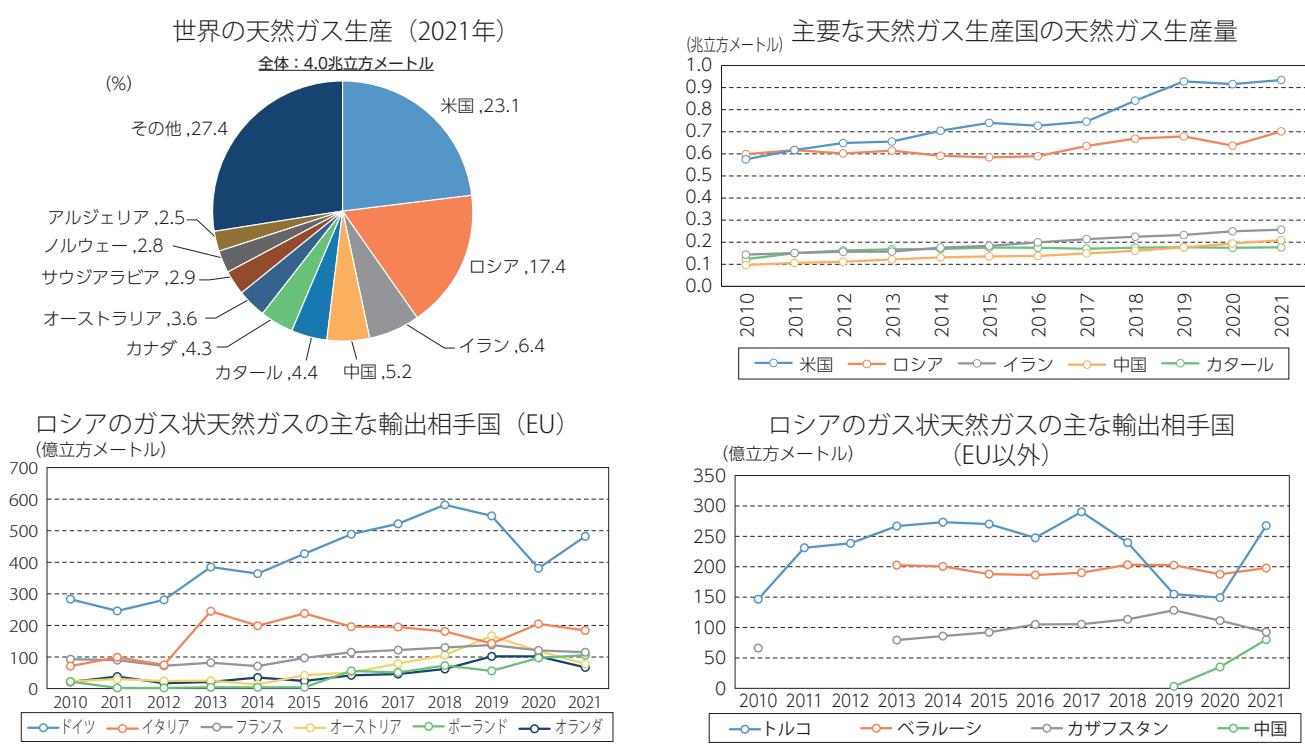
2. エネルギー調達における多角化の動き

今般のロシアによるウクライナ侵略は、特にG7を中心とした先進国・地域が、ロシアの主要な輸出品目であるエネルギー資源について、同国に対する依存を低減させる方針を強めた。

ロシアの主要なエネルギー輸出品目の一つである天然ガスの世界生産動向をウクライナ侵略前で見ると（第I-1-2-10図表）、同国は2021年時点で世界生産

の17.4%を占め、米国との生産量の差は拡大しているものの、依然として世界第二位の生産国であった。ロシアの天然ガス輸出の大宗を占めるパイプラインを通した天然ガスは、主にEU諸国に輸出されており、2021年にEUではパイpline経由の天然ガス輸入の49.0%をロシアに依存していた。EU以外のロシアのガス状天然ガスの主な輸出先は、トルコ、ベラル

第I-1-2-10図表 世界の天然ガス生産動向とロシアの貿易動向



国	ロシアからの輸入量（億立方メートル）	総輸入量（億立方メートル）	ロシアからの輸入が占める割合（%）
EU	1,323	2,698	49.0
ベラルーシ	187	187	100.0
カザフスタン	27	27	100.0
中国	76	532	14.3

備考：ロシアの輸出で示しているガス状天然ガスはHS271121。

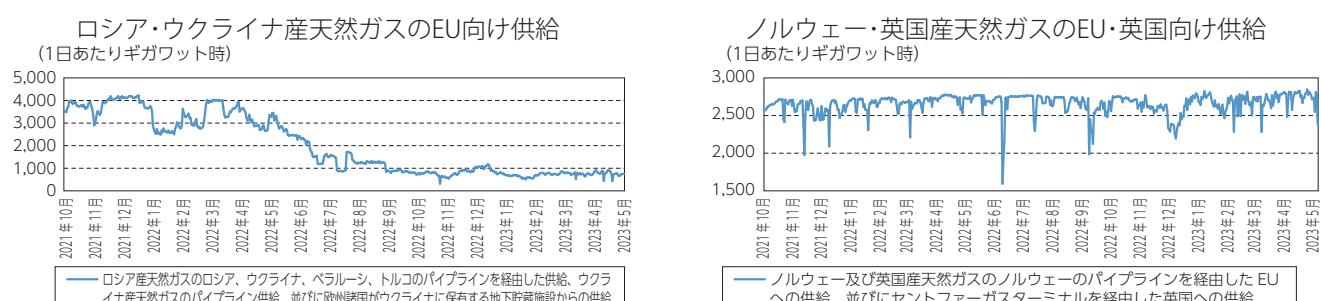
資料：BP、Global Trade Atlas database から作成。

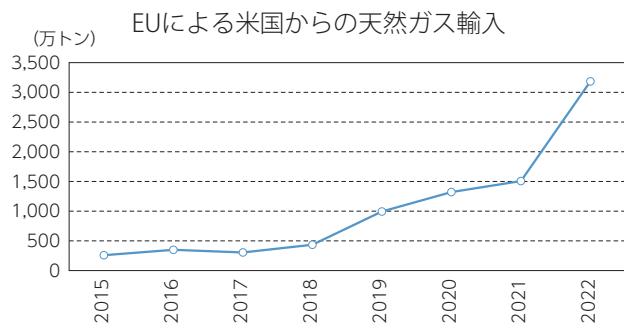
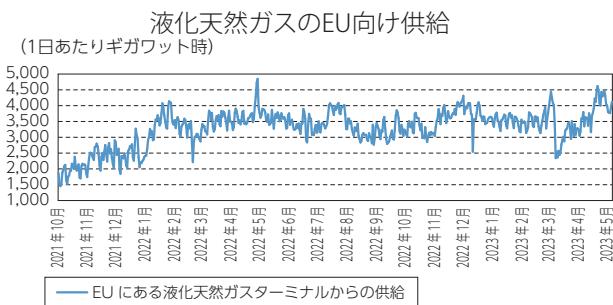
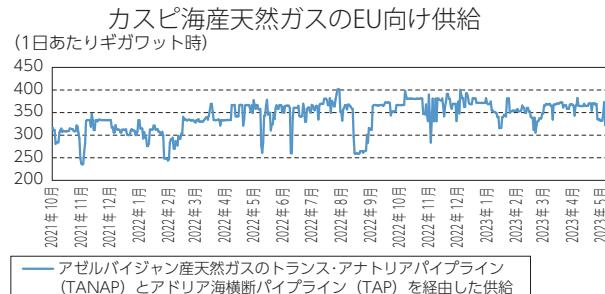
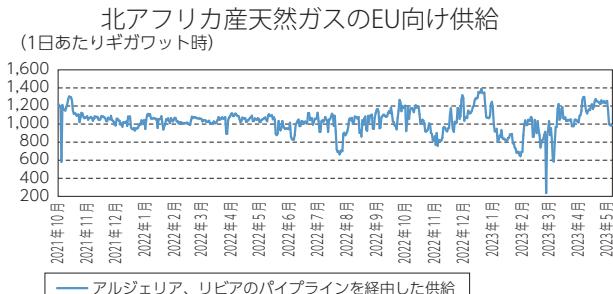
シ、カザフスタン、中国となっていた。

ウクライナ侵略に対する制裁措置の一環として、G7を始めとする国際社会は一致してロシアに対し厳しい制裁を科してきており、なかでも、ロシア産原油及び石油製品に係る上限価格措置（プライス・キャップ制度）及びEUによるロシア産原油・石油製品の段階的輸入禁止はエネルギー調達先の大きな変化をもたらしている。特に、ロシアに対する天然ガスの輸入依存度が高いEUでは、天然ガスについての具体的な貿

易措置は講じられてはいないものの、ノルドストリーム1においてパイプラインが破損する事案が起きたこと等を踏まえると、天然ガス調達についても多角化を進展させることが重要な課題となっている。European Network of Transmission System Operation for Gasが公表しているEU向けの天然ガスの供給動向を見ると（第I-1-2-11図）、ロシア・ウクライナ産天然ガスの供給は2022年4月頃から顕著に減少し始めているものの、特に液化天然ガスの供給

第I-1-2-11図 EU向けの天然ガス供給動向





備考：米国からの輸入における天然ガスは HS2711。

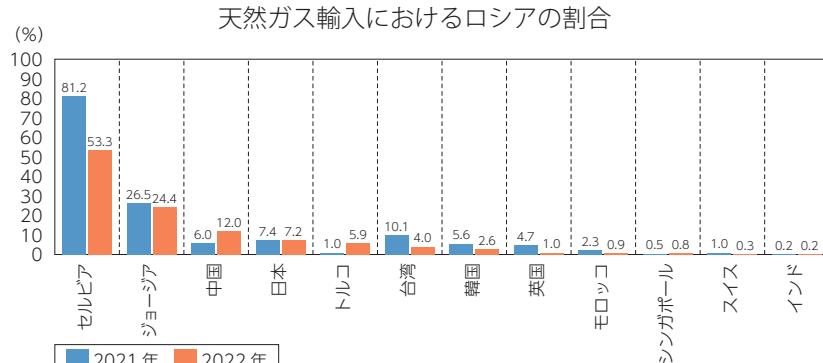
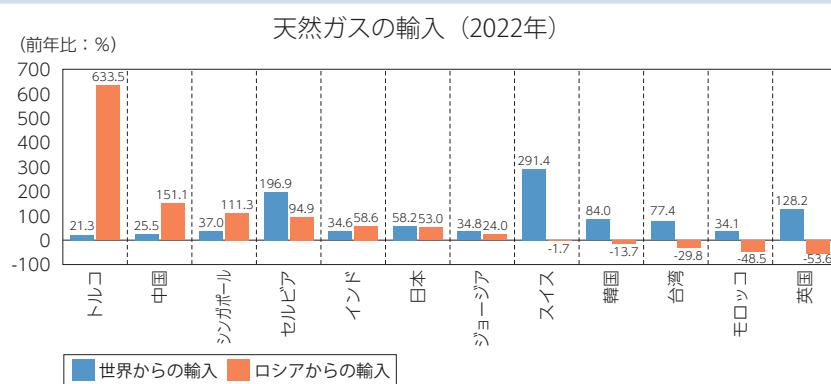
資料：European Network of Transmission System Operators for Gas、Global Trade Atlas database から作成。

が増加しており、ロシア・ウクライナ産の供給減少分を部分的にではあるものの補うことができている。さらに、EUは米国からの天然ガスの調達を大幅に増加させている。

一方、EU以外でロシアからの天然ガスの輸入動向を見ると（第I-1-2-12図）、一部の例外はあるものの、2022年に世界からの天然ガスの輸入金額が増加した

国では、ロシアからの輸入金額もおおむね増加しており、特にトルコによるロシアからの天然ガス輸入の増加が目立っている。天然ガスの輸入金額に占めるロシアの割合を見ると、セルビアでロシアの割合が低下しているものの、2022年におけるロシアの割合は2021年からおおむね大きな変化は見られておらず、ロシアからの輸入を急増させたトルコでも同国からの輸入割

第 I-1-2-12 図 天然ガスの輸入動向 (EU を除く)



備考1：天然ガスは HS2711。

備考2：前年比の伸び率とロシアの割合は金額ベースで算出。

資料：Global Trade Atlas database から作成。

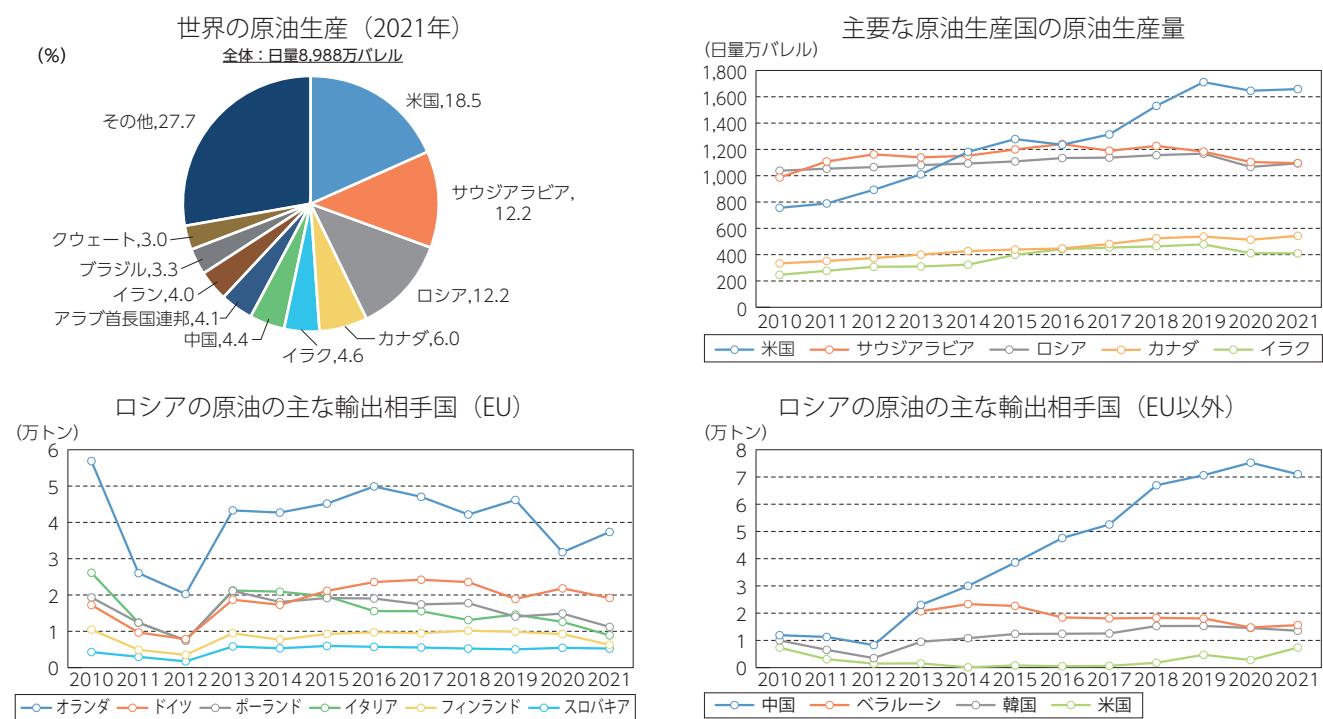
合は6.0%と大きくはない。

ロシアのもう一つの主要なエネルギー輸出品目である原油についてウクライナ侵略前の動向を見ると（第I-1-2-13図）、同国は2021年の原油生産において、米国とサウジアラビアに次いで、世界生産の12.2%を

占める世界第三位の生産国であった。ロシアからの主な輸出先は、天然ガスと同様にEU諸国となっており、EU以外では中国、ベラルーシ、韓国、米国等となっていた。

原油の輸入動向を見ると（第I-1-2-14図）、我が国

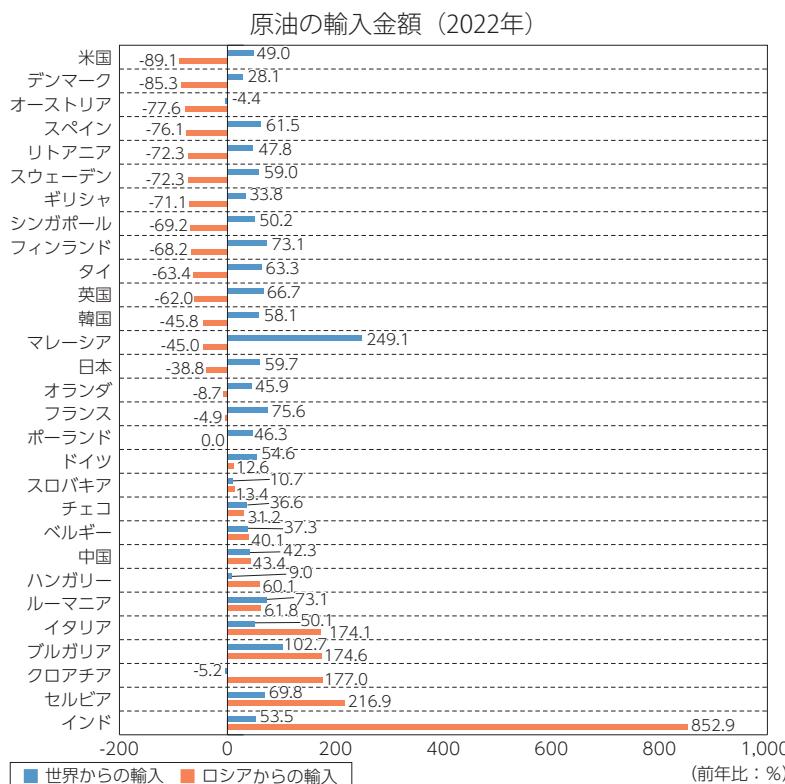
第I-1-2-13図 世界の原油生産動向とロシアの貿易動向

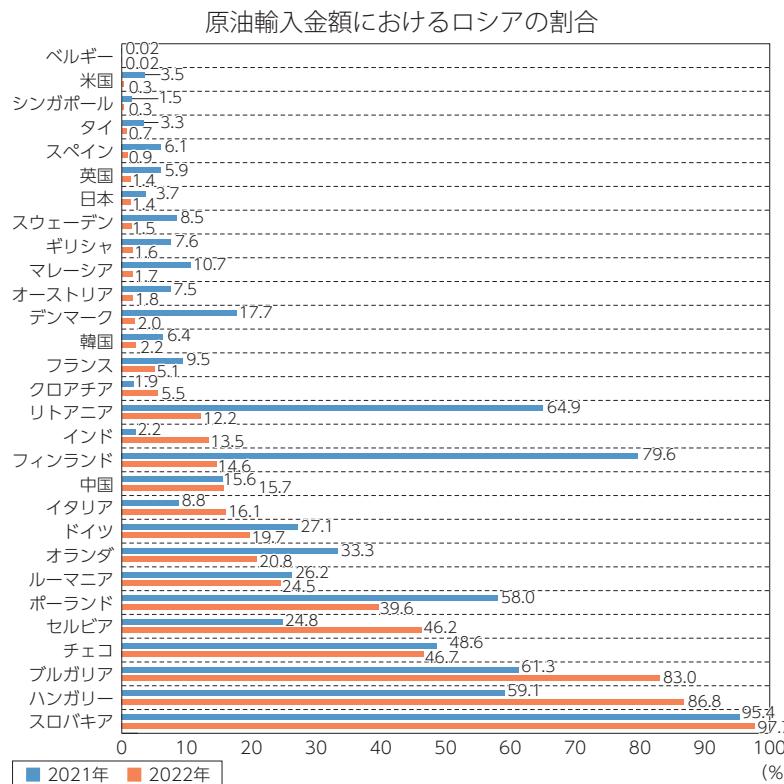


備考：ロシアの輸出で示している原油はHS2709。

資料：BP、Global Trade Atlas database から作成。

第I-1-2-14図 原油の輸入動向





備考1：原油はHS2709。

備考2：前年比の伸び率とロシアの割合は金額ベースで算出。

資料：Global Trade Atlas database から作成。

や欧米諸国を中心とした先進国では、世界からの輸入が増加した中でロシアからの輸入はおおむね減少し、ロシアが輸入に占める割合でも、2021年と比較して同割合が減少している。ただし、一部の国ではロシアからの原油輸入を増加させており、エネルギー調達における多角化の動きが一様に進展している訳ではないことが示唆されている。

2022年終盤には、主に欧州向けであるウラル原油の価格は、WTI原油価格と比べて低水準で推移している。また、ロシアに対するエネルギー依存の低減は、天然ガスにおいて、欧州を中心とした先進国で進展が見られるが、新興・発展途上国の一帯ではロシアからの調達を維持若しくは強化する動きも見られている。

3. 多角化が進展していない食料調達

今般のウクライナ侵略の特徴として、同侵略による物流を始めとした経済の混乱が広がるとの懸念が強まることにより、広範な品目において食料確保に対する意識が高まり、価格の高騰や原産国の輸出規制の動きが広まったことが挙げられる。それによって、同

侵略の影響を直接には受けないと見られる品目でも、原産国内での供給を確保するために輸出規制が実施され、食料安全保障に関連して、自由貿易を制限する動きが強まった（第I-1-2-15表）。

第I-1-2-15表 2022年2月24日以降に実施された食料・エネルギー関連の輸出規制

施行日	措置を実施した国	内容	期限日
2022年2月24日	ブルキナファソ	トウモロコシ、キビ、モロコシ粉の輸出禁止	
2022年2月27日	トルコ	オリーブ油、レンズ豆を含む豆類の輸出禁止	2023年3月8日
2022年3月1日	ウクライナ	天然ガスの輸出禁止	
2022年3月1日	トルコ	ひまわり油、大豆油、ひまわりの種、綿実油、ナタネ、カラシ油、トウモロコシ油、マーガリンの輸出禁止	2023年3月8日

施行日	措置を実施した国	内容	期限日
2022年3月1日	レバノン	加工したフルーツ・野菜、キビ製品、砂糖、パン、飼料の輸出禁止	
2022年3月1日	アゼルバイジャン	小麦粉、雑穀、小麦、油料種子、その他の特定の食品に対する輸出制限	2022年12月31日
2022年3月1日	モロッコ	トマトの輸出制限	
2022年3月1日	アルジェリア	アルジェリアが輸入している品目の輸出禁止（砂糖、パスタ、油、小麦製品等）	
2022年3月1日	モルドバ共和国	非常事態宣言により、小麦、砂糖、トウモロコシ（ただし播種用の種を除く）などの特定の品目について輸出禁止	2022年6月24日
2023年3月4日	トルコ	肉、小麦、とうもろこし油、菜種、オリーブ・オリーブ油、ひまわりの種等の一部農産品の輸出制限	2022年12月31日
2022年3月6日	ウクライナ	特定の農産品の輸出に対する非自動的な許可制の導入	2022年7月8日
2022年3月6日	ウクライナ	特定の農産品に対する輸出制限（ライ麦、オーツ麦、キビ、砂糖、肉、家畜）	2022年5月10日
2022年3月6日	ハンガリー	小麦、ライ麦、大麦、オート麦、トウモロコシ、大豆、ひまわりの種の輸出に許可制を実施	2022年11月15日
2022年3月9日	ボリビア	国内の供給不足を回避するためにトウモロコシと砂糖の輸出に対して許可制と公正価格要求制度を実施	
2023年3月9日	北マケドニア	ひまわり油の輸出禁止	2022年5月11日
2022年3月10日	インドネシア	粗パーム油、パームオレインに対する輸出課税を輸出数量の20%から30%へ引き上げ	
2022年3月10日	セルビア	小麦、小麦粉、トウモロコシ、ひまわり油などの一時的な輸出禁止	2022年4月22日
2022年3月12日	ウクライナ	鉱物性・化学肥料の輸出禁止	2022年7月28日
2022年3月12日	エジプト	小麦、小麦粉、トウモロコシ、レンズ豆、パスタ、そら豆、植物性油の輸出禁止	2022年9月7日
2022年3月13日	アルゼンチン	大豆粉と大豆油の輸出に必要な手続きを停止	2022年3月21日
2022年3月15日	ロシア	小麦、ライ麦、大麦、トウモロコシの輸出禁止（EAU加盟国を除く）	2022年6月30日
2022年3月15日	ロシア	精製糖、粗糖の輸出禁止（EAU加盟国を除く）	2022年8月31日
2022年3月18日	北マケドニア	小麦、大麦、トウモロコシ、それらの粉末、ひまわりの種の輸出禁止	2022年5月15日
2022年3月19日	アルゼンチン	大豆油と小麦粉の輸出課税を31%から33%へ引き上げ	2022年12月31日
2022年3月19日	キルギス共和国	トランジットと人道支援の場合を除く特定の農産品の輸出禁止（EAU加盟国を除く）	2022年9月19日
2022年3月23日	バングラデシュ	輸出政策令に基づく輸出禁止（ナフサ、ファーネス油、潤滑油、瀝青、凝縮物、MTT及びMS武器、弾薬、放射性物質、考古学的遺物、骨格、血漿、人及び血液由来の産物、豆類（豆類製品を除く）、加工品をのぞくエビ、タマネギ、ニンニク、ショウガ等）	
2022年3月31日	ベラルーシ	米、穀物、小麦粉等の輸出禁止（ユーラシア経済連合を除く）	2022年6月30日
2022年4月1日	ガーナ	トウモロコシと大豆の輸出制限	
2022年4月1日	チュニジア	果物及び野菜の輸出禁止	
2022年4月1日	ロシア	ひまわりの種、ナタネの輸出禁止（ユーラシア経済連合を除く）	2022年8月31日
2022年4月15日	ロシア	ひまわり油（150万トン）、ひまわり油かす（70万トン）に対する輸出数量制限（ユーラシア経済連合加盟国を除く）	2022年8月31日
2022年4月15日	ロシア	肥料の輸出禁止（EAU加盟国を除く）の延長	2022年5月31日
2022年4月19日	カザフスタン	小麦・小麦粉の輸出数量制限	2022年9月13日
2022年4月21日	トルコ	牛乳、クリームの輸出制限	2022年12月31日
2022年4月22日	セルビア	特定の農産品の輸出数量制限	2022年8月11日
2022年4月28日	インドネシア	価格高騰と品薄状態の影響を軽減するためパーム油の輸出を禁止	2022年5月23日
2022年5月1日	アフガニスタン	小麦の輸出禁止	
2022年5月1日	ウガンダ	穀物の輸出税の増税	
2022年5月1日	パキスタン	甘庶糖等の輸出禁止（後に数量規制に変更）	
2022年5月1日	ロシア	ひまわり油かすに対する変動輸出課税（EAU加盟国を除く）	
2022年5月1日	ロシア	亜麻の種の輸出に対する5%の輸出課税、もしくは1,000キログラムあたり100米ドルを下回らない課税（EAU加盟国を除く）	2022年8月31日
2022年5月1日	ロシア	ひまわり油脂に対する変動輸出課税（EAU加盟国を除く）	
2022年5月6日	アルゼンチン	トウモロコシ輸出の制限数量を削減	
2022年5月13日	インド	食料価格の高騰による国内供給不安を軽減するために小麦の輸出を禁止	
2022年5月14日	カザフスタン	白砂糖の一時的な輸出禁止	
2022年5月18日	クウェート	冷凍鶏肉、野菜油、肉類の輸出禁止	
2022年6月1日	カザフスタン	ひまわり油の輸出禁止	
2022年6月1日	インド	特別な許可がない砂糖の輸出禁止	2023年10月31日
2022年6月1日	マレーシア	家禽の輸出禁止	2022年12月7日
2022年6月14日	ウクライナ	原油、石炭、無煙炭、天然ガスの輸出禁止	

施行日	措置を実施した国	内容	期限日
2022年6月14日	インドネシア	パーム油、調理油、及びそれらの原料の一時的な輸出税	
2022年6月20日	トルコ	バターの輸出数量規制	2022年9月30日
2022年6月30日	セルビア	ユーロディーゼルの一時的な輸出禁止	2023年3月31日
2022年7月1日	ロシア	米および米穀粒の一時的な輸出禁止	2023年6月30日
2022年7月1日	インド	小麦及び関連製品の輸出制限	
2022年7月1日	バングラデシュ	米の輸出禁止	
2022年7月4日	アルゼンチン	粉ミルクの基準価格の引上げ（対ロシア、南米の一部国、アフリカの一部国・地域、カナダ、サウジアラビア、中国、インドネシア、マレーシアアラブ首長国連邦、シンガポール、香港、中国）	
2022年7月4日	ジョージア	小麦、大麦の輸出規制	2023年7月1日
2022年7月8日	ベラルーシ	一部の小麦製品の輸出禁止（ユーラシア経済連合を除く）	2023年1月7日
2022年7月28日	ウクライナ	肥料とオーツ麦を含む一部財の輸出ライセンス要求	
2022年7月28日	ウクライナ	そばや塩等を含む一部農産品の輸出規制	2023年1月6日
2022年8月1日	インドネシア	パーム油の輸出基準価格の定期的な見直し	
2022年8月6日	セルビア	薪とパレットの一時的な輸出禁止	2023年1月31日
2022年8月8日	カザフスタン	牛の輸出禁止の延長	
2022年8月9日	インドネシア	パーム油の輸出輸出税の引上げ	
2022年8月15日	ベラルーシ	白砂糖の輸出に対する一時的なライセンス要求	2022年10月7日
2022年8月19日	インド	ディーゼルの輸出に対する特別物品税の引上げ	
2022年8月27日	インド	小麦の輸出禁止	2023年3月23日
2022年8月27日	インド	小麦の輸出特例許可の停止	
2022年9月1日	タンザニア	ケニアに対するとうもろこしの輸出許可の停止	
2022年9月6日	セルビア	生乳と特定の酪農品の一時的な輸出禁止	2023年1月31日
2022年9月7日	トルコ	トマトペーストの輸出ライセンス要求	
2022年9月8日	インド	米の輸出税	2022年11月1日
2022年9月9日	ロシア	菜種の一時的な輸出禁止（ユーラシア経済連合を除く）	2023年8月31日
2022年9月9日	インド	粉碎された米の輸出禁止	2022年11月29日
2022年9月14日	カザフスタン	石炭及び関連製品の一時的な輸出禁止	
2022年9月25日	ベラルーシ	一部の穀物や種子の輸出禁止	2023年3月25日
2022年10月1日	クウェート	卵の一時的な輸出禁止	2023年5月21日

備考1：WTOのデータベースで、現状での集計期間となっている2022年10月15日までの集計。

備考2：期限日は予定日を示しており、変更される場合がある。

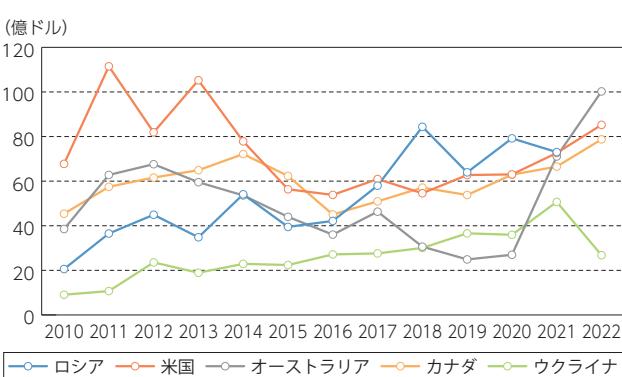
備考3：期限日は全ての品目について制限が解除された日付。

資料：WTOから作成。

ロシアとウクライナは、経済規模は大きくはないものの、穀物を中心とした特定の食料において、世界で主要な輸出国である。特に、両国で共通の品目では、ロシアによるウクライナ侵略が開始される前の2021年には、小麦の輸出金額でロシアは世界第一位、ウクライナは同第五位となっていた（第I-1-2-16図）。

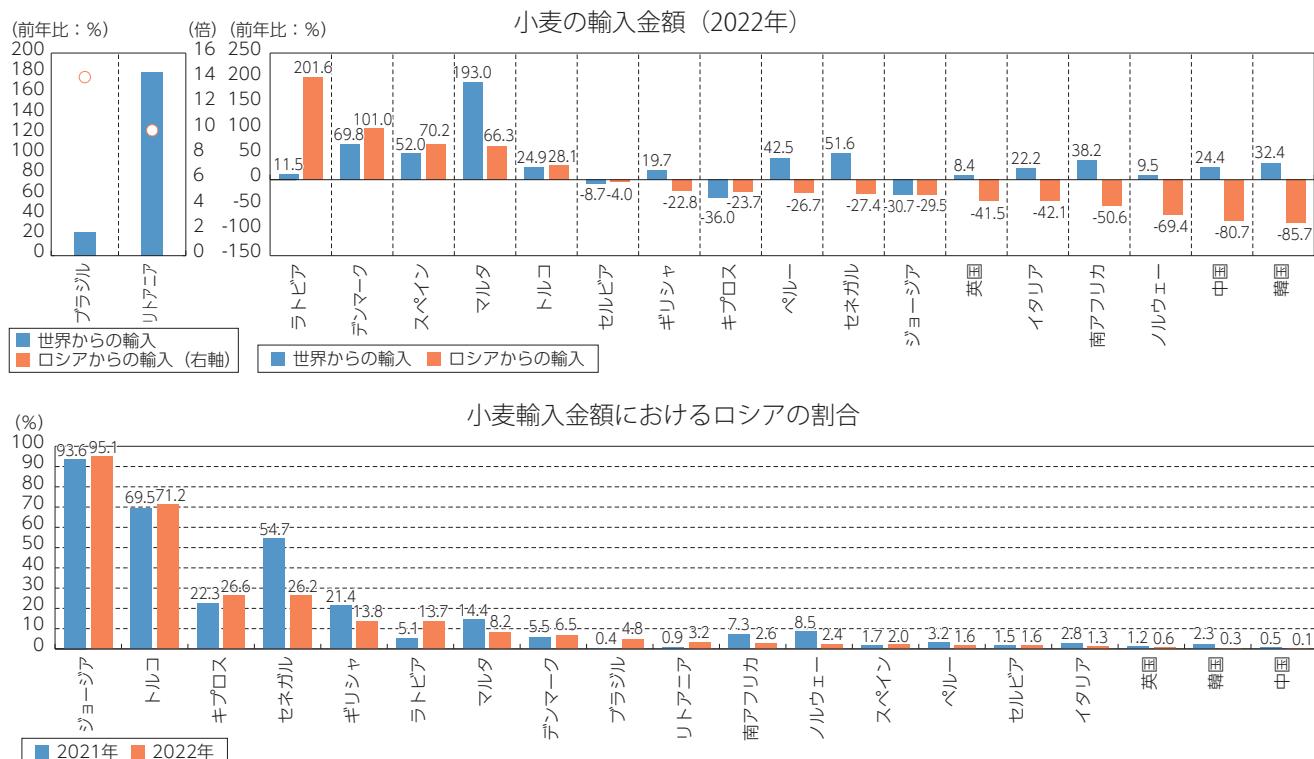
各国の小麦輸入金額の動向を見ると、2022年において世界からの小麦輸入が増加した国はおおむねロシアからの輸入も増加しており、小麦輸入に占めるロシアの割合にも特異的な変化は見られていない（第I-1-2-17図）。一方、ウクライナからの小麦の輸入動向については（第I-1-2-18図）、2022年にウクライナからの輸入も急増した国と、ウクライナからの輸入が大きく減少した国が混在しており、ロシアによる侵略によってもたらされた混乱の影響が偏在している。

第I-1-2-16図
主要な小麦輸出国の小麦輸出金額の推移



資料：Global Trade Atlas databaseから作成。

第I-1-2-17図 ロシアからの小麦輸入の動向

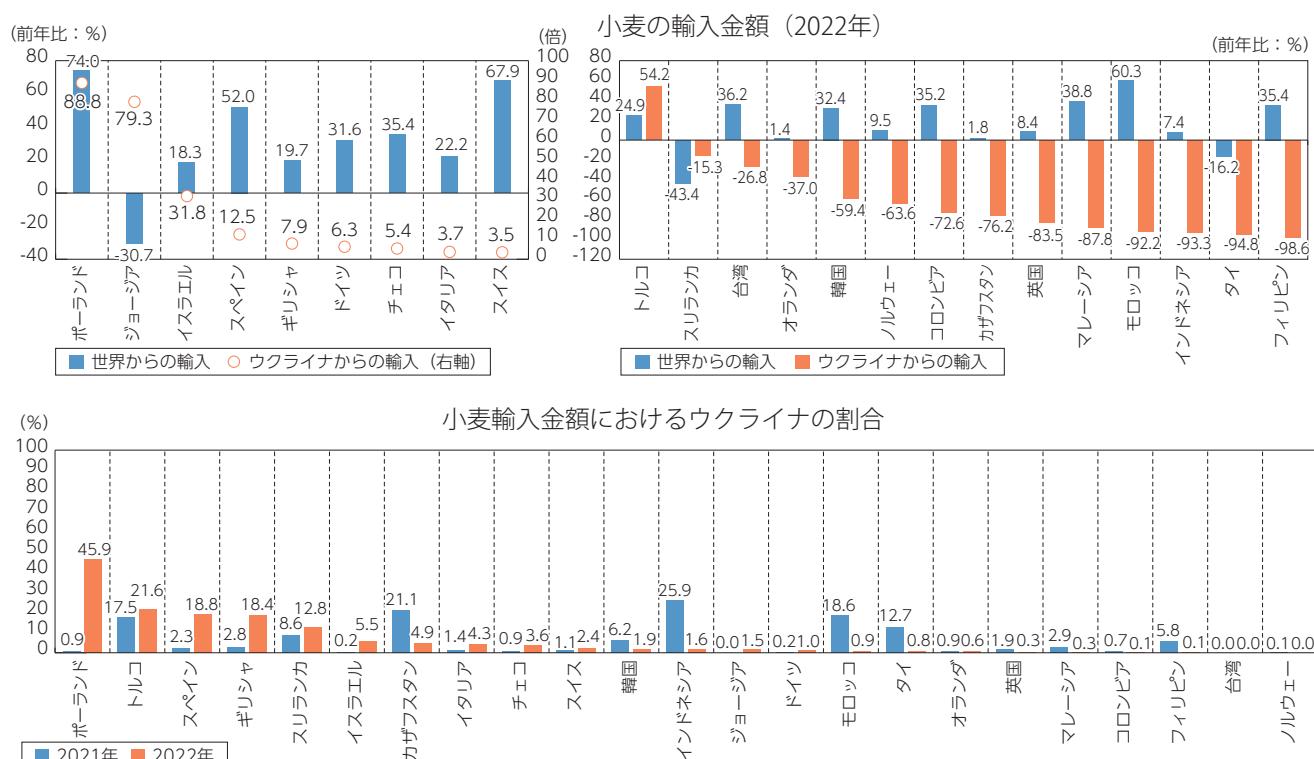


備考1：金額ベース。

備考2：小麦はHS1001。

資料：Global Trade Atlas database から作成。

第I-1-2-18図 ウクライナからの小麦輸入の動向



備考1：金額ベース。

備考2：小麦はHS1001。

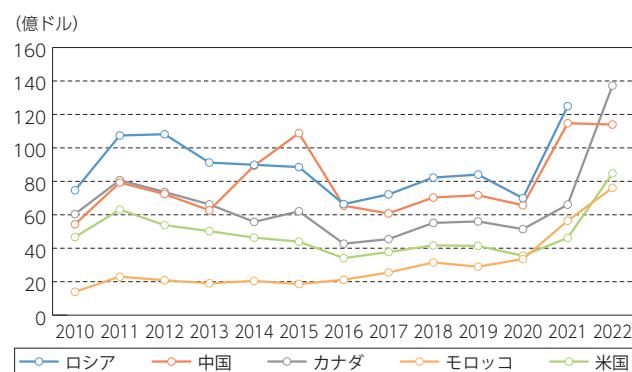
資料：Global Trade Atlas database から作成。

また、ロシアは2021年の肥料輸出において世界第一位となっており、食料生産への影響という観点からも重要な位置を占めている（第I-1-2-19図）。

ロシアからの肥料の輸入金額の動向を見ると（第I-1-2-20図）、2022年に世界からの肥料輸入を増加させた中でロシアからの輸入を増加させた国と、世界か

らの肥料輸入を増加させた中でロシアからの輸入を減少させた国が混在している。一部のエネルギー品目において調達の多角化が進展していない状況と同様のことが肥料輸入にも見られている。

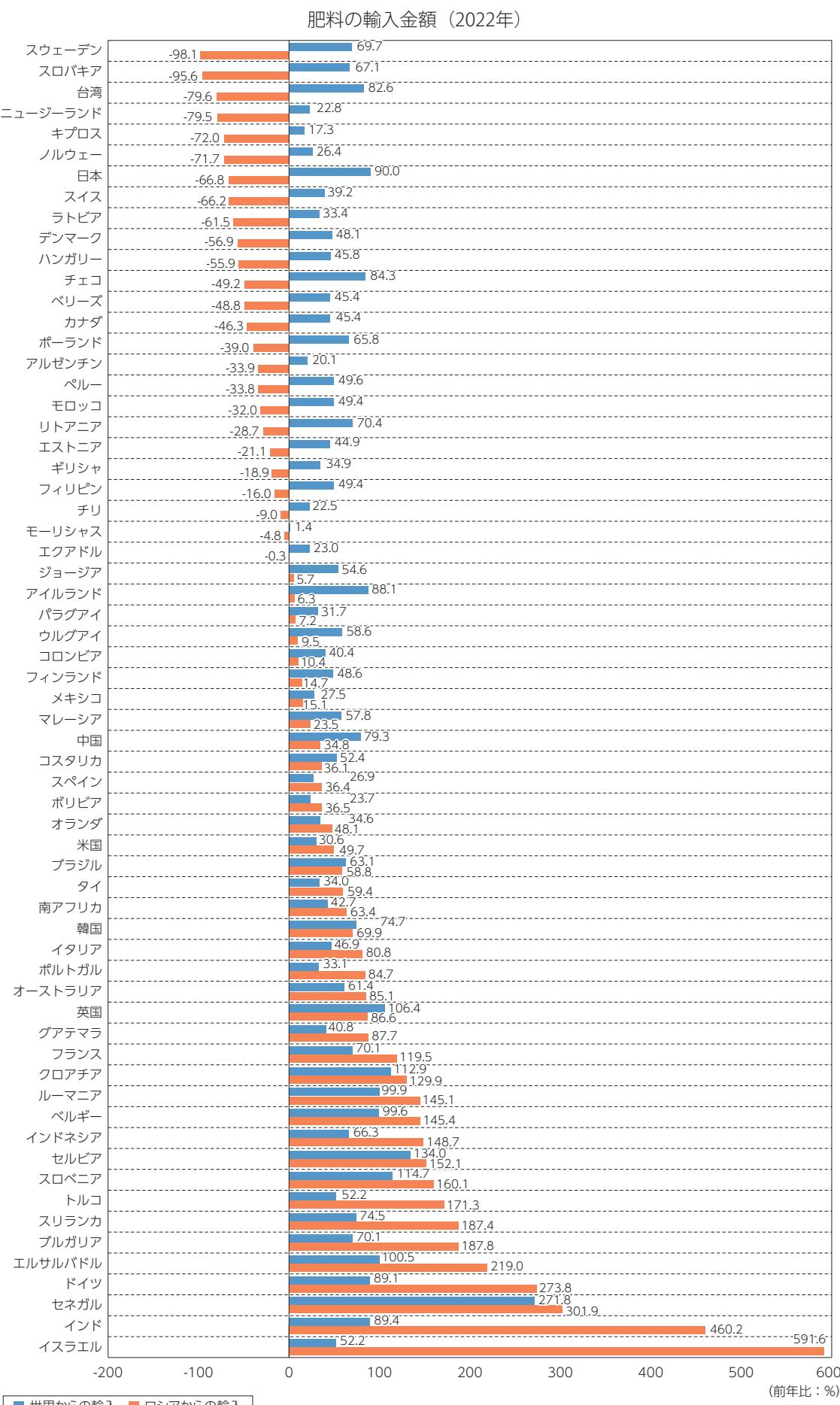
第I-1-2-19図 主要な肥料輸出国の輸出金額の推移



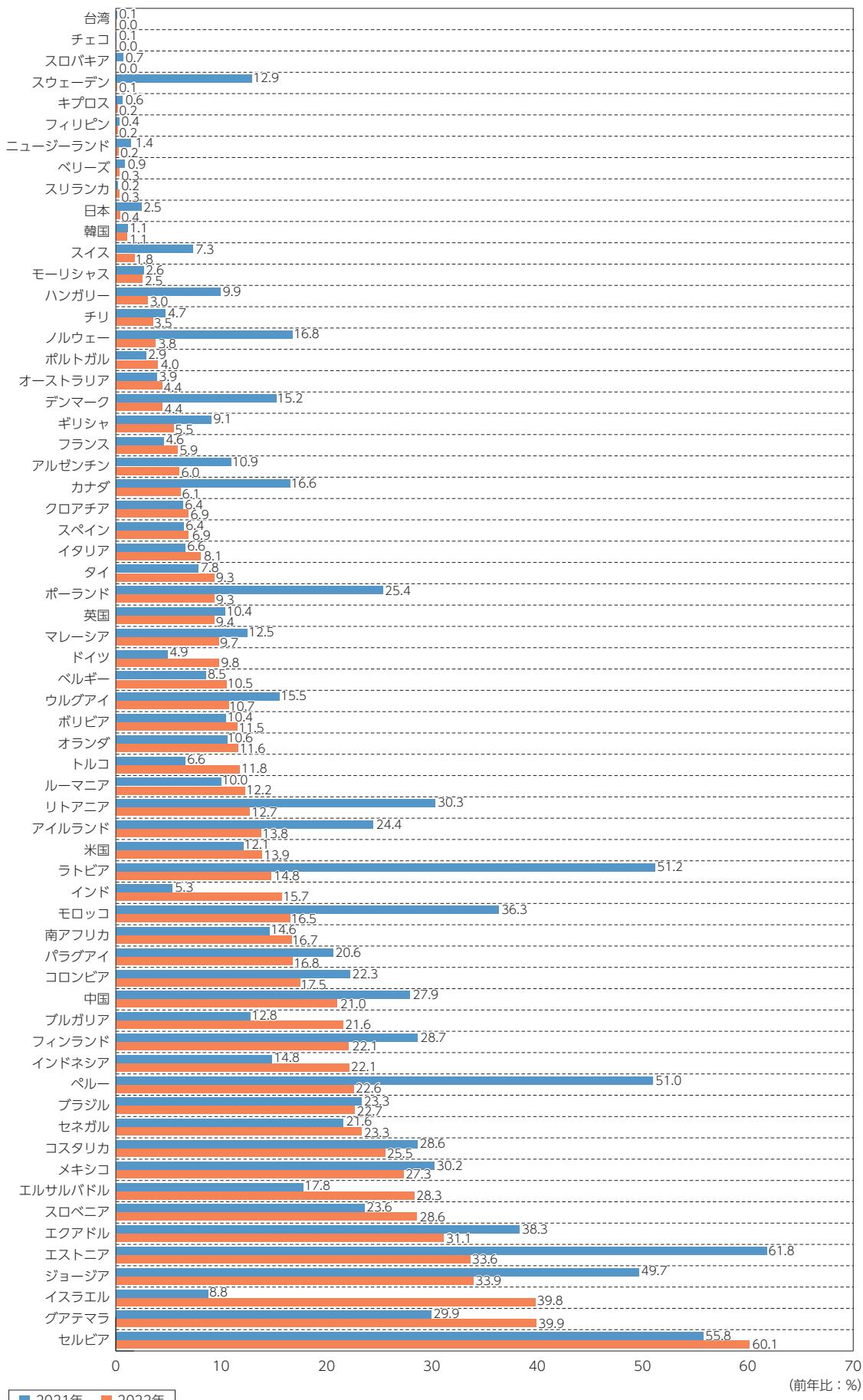
備考：肥料はHS31。

資料：Global Trade Atlas database から作成。

第I-1-2-20図 ロシアからの肥料輸入の動向



肥料の輸入金額におけるロシアの割合



備考：肥料はHS31。

資料：Global Trade Atlas database から作成。

4. G7 及び我が国の対応

総じて、エネルギー需要面では欧州が調達先の多角化を進展させた一方で、新興国・発展途上国の一帯でロシアからの調達を維持若しくは促進するような動きが見られた。また、小麦輸入や肥料輸入といった食料安全保障面では、同侵略がもたらした混乱による食料価格の高騰によって、原産国による一時的な輸出規制が行われるなど、ロシアに対する小麦や肥料の輸入依存度を解消するような動きは強まっていないよう見られた。

このような状況で、G7 を始めとした主要国・地域は、ロシアによるウクライナ侵略による影響に対応すべく、結束を強めている。

G7 広島サミットにおいて、ロシアによるウクライナ侵略をめぐる情勢について G7 間で率直な意見交換が行われ、ウクライナに対して外交、財政、人道、軍

事支援を必要な限り提供するという揺るぎないコミットメントを改めて確認すると共に、制裁の回避・迂回対策含め、対露制裁の強化に向けた具体的な取組について一致した。あわせて「ウクライナに関する首脳声明」(2023年5月)を発出し、ロシアによる明白な国連憲章違反及びロシアの戦争が世界へ与える影響を最も強い言葉で非難するとし、G7 メンバーが全ての政策手段を動員し、可能な限り早くウクライナに包括的、公正かつ永続的な平和をもたらすために、ウクライナと共にあらゆる努力を行うとした。

2023年4月15日及び16日に、北海道札幌市において、G7 札幌気候・エネルギー・環境大臣会合が開催された。同会合における閣僚声明（仮訳）について、下表（第I-1-2-21表）はロシアによるウクライナ侵略について言及がある部分を抜粋している。同声明で

第 I-1-2-21 表 G7 札幌気候・エネルギー・環境大臣会合声明におけるウクライナ侵略への言及

■ 我々は、ロシアによるウクライナに対する違法で、不当で、いわれのない侵略戦争、国連憲章の違反、及びロシアの戦争が世界中の人々に与えている影響の軽視を非難する。我々は、エネルギー並びに食料を地政学的な威圧の手段として利用しようとするロシアの試みを非難し、ロシアがエネルギー並びに食料を武器として利用することによって最も影響を受ける人々を支援するという我々のコミットメントを改めて表明する。我々は、高いエネルギー価格、市場の変動及びエネルギー供給の混乱に特徴付けられる前例のない世界的なエネルギー危機、人々の生活に現実に経済的影響を与えるインフレ、食料不安と栄養不良を増大させる世界の穀物及び肥料価格の高騰を引き起こしている、ロシアのウクライナに対する侵略戦争が及ぼす、環境も含めた破滅的な影響を、深く憂慮する。我々は、戦争に関連する瓦礫や汚染の管理、生態系や水システムの回復、森林やシェルターベルトの再植樹、森林や土地における地雷除去、戦争によって影響を受けた海洋保護地域の回復に関する我々の経験、知識、専門知識を共有することを含め、ウクライナの持続可能でレジリエンントな回復とグリーンな復興を支援する用意がある。我々は、ロシアによって意図的に破壊されたウクライナの重要なエネルギー・環境インフラの修復・復元を引き続き支援し、ウクライナにおけるクリーンで強靭なエネルギーインフラの構築に対する我々の強い支持を強調する。
■ 我々が直面する地球規模課題：我々は、気候変動、生物多様性の損失、汚染という、相互に補強し合い、本質的に結びついている未曾有の三つの世界的危機に加え、ロシアによるウクライナに対する侵略によって引き起こされた、あるいは悪化したものを含む経済及び社会の混乱、健康への脅威及び環境破壊を悪化させている未曾有の規模の世界的なエネルギー危機に直面している。これらの課題は、既に多くの地域や国々に悪影響を及ぼしている。
■ 食料：世界の農業及び食料システムに対する圧力をさらに強めるロシアのウクライナに対する侵略戦争に深い懸念を抱きつつ、我々は、SDGs、世界の食料安全保障と栄養、そして生物多様性と気候の目標を達成するために、食品ロスや食品廃棄物の削減、持続可能な農業生産性の増加の促進、有機農業、アグロエコロジーなどの革新的なアプローチの活用を含め、持続可能で強靭、かつ生産的な農業及び食料システムへの変革を国内外で継続することにコミットする。
■ エネルギー危機：我々は、ロシアのウクライナに対する侵略戦争により引き起こされているエネルギー価格の高騰、市場の変動及びエネルギーサプライチェーンの混乱によって特徴づけられる現在のエネルギー危機が、全ての経済に影響を与え、全ての国々のより貧しいコミュニティに不均衡な損害を生み出していることを、懸念を持って強調する。この危機は、クリーンエネルギーへの移行を加速すること及び我々のエネルギーシステムをより包摂的で、持続可能で、クリーンで、安全で、低廉なものに転換することの緊急性を強調し、化石燃料への依存を低下させること、2050 年までのネット・ゼロ排出の目標と気温上昇を 1.5°C に抑えることを射程に入れ続けることに整合的な形で、エネルギー部門における追加で必要な投資の動員と多様化をすること及びエネルギー市場の安定化を目的として、生産国と消費国の対話と連携の場を強化することが極めて重要であることを強調する。また、エネルギー危機は、政策、持続可能な技術及び資金調達を含め、広範な対策を推進することが極めて重要であることを強調する。
■ 天然ガス・LNG：我々は、ロシアのウクライナに対する侵略戦争は、世界のエネルギー市場及びエネルギー供給の安全保障に影響を与え、資源確保における競争を激化させていることを認識する。エネルギー価格の高騰とインフレーションは、世界中の経済及び人々、特に発展途上国の人々が必要とする安価なエネルギー供給の確保を妨げ、肥料や食料の価格を上昇させることにより、世界中の経済と人々の生活、特に発展途上国において、環境、経済、社会的な悪影響を及ぼしている。このような特別な状況において、エネルギーの節減とガス需要の削減を通じてクリーンエネルギー移行を加速させることの主要な必要性を認識しつつ、明確に規定される各国の状況に応じて、例えば低炭素及び再生可能エネルギー由来の水素の開発のための国家戦略にプロジェクトが統合されることを確保することにより、ガス部門への投資が、我々の気候目標と合致した形で、ロックイン効果を創出することなく実施されるなら、この危機により引き起こされる将来的なガス市場の不足に対応するため適切であろう。我々は、2050 年までに化石燃料の採掘・生産工程全体でネット・ゼロ排出を達成するという G7 のコミットメントを再確認する。我々は、ロシアのガス輸出の予測不可能性に伴うリスクを軽減するための計画を調整する必要性を認識する。我々は、状況の監視を継続することの重要性に留意する。我々は、最近の需要削減策及び供給源の多様化の成功を認識する。我々は、2023 年 2 月のガス市場と供給のセキュリティに関する IEA 閣僚会合の結果を歓迎し、ガス生産国と消費国との間の対話を通じて、より長期的な展望を考慮しながら、ガスセキュリティにおける IEA の機能と役割が、さらに強化されることを期待する。

- 原子力エネルギー：原子力エネルギーの使用を選択した国々は、化石燃料への依存を低減し得る低廉な低炭素エネルギーを提供し、気候危機に対処し、及びベースロード電源や系統の柔軟性の源泉として世界のエネルギー安全保障を確保する原子力エネルギーの潜在性を認識する。これらの国は、現在のエネルギー危機に対処するため、安全な長期運転を推進することを含め、既存の原子炉の安全、確実、かつ効率的な最大限の活用にコミットする。これらの国は、今後10年以内に小型モジュール炉を含む革新的な原子力技術の開発及び展開が、世界のより多くの国がクリーンで安全なエネルギー・ミックスの一部として原子力発電を採用することに貢献するだろうとの2022年の首脳の評価に留意する。これらの国は、第三国がこれらの技術のための規制及び金融の枠組みを開発することを可能にする国際機関のイニシアチブに貢献し、関連する金融ツールを強化するとともに、強固で互恵的なパートナーシップを支援することにコミットする。これらの国は、価値観を共有する同志国の協力の下、各国及び第三国において、IAEAの安全基準及び核セキュリティ・ガイダンスに沿った高度な安全システムを有する小型モジュール炉その他の革新炉の開発及び建設、核燃料を含む強固で強靭な原子力サプライチェーンの構築、原子力技術及び人材の維持・強化とともに、ロシアへの依存を減少させると共に供給多角化の努力を継続して行うことにより供給の安全を確保できるよう、信頼できるパートナーと共に協力することにコミットする。我々は、ロシアからの民生用原子力及び関連製品への依存を減少させるための措置及び供給の多角化を追求する国を支援するための措置を評価するとのG7首脳のコミットメントを想起する。これを念頭に、我々は、更なる協力を模索するための作業部会の設立を支持する。G7は、最高水準の原子力安全及び核セキュリティが、全ての国及びそれぞれの国民にとって重要であることを強調する。

資料：経済産業省のWebサイトから作成。

は、ロシアのウクライナ侵略により引き起こされたエネルギー価格の高騰やエネルギー安全保障の不安は、特に発展途上国において、環境、経済、社会的な悪影響を及ぼしていること、天然ガス・LNGへの投資については、この危機により引き起こされている将来的なガス市場の不足に対応するため適切であり得ることが強調されている。

さらに、2023年4月22日及び23日に、宮崎県宮崎市において、G7宮崎農業大臣会合が開催された。採択されたG7農業大臣声明(仮訳)について、下表(第I-1-2-22表)はロシアによるウクライナ侵略について言及がある部分を抜粋している。同声明文では、ロシアに対するウクライナ侵略を強く非難しつつ、ロシ

アによる食料調達の武器化から影響を受ける人々への支援のコミットメント、ロシアに対する制限措置においては食料及び肥料を対象としないことで支援を必要とする人々に配慮すること、そして特に弱い発展途上国における食料安全保障への悪影響を緩和することの重要性などが述べられている。食料調達の多角化は、それぞれの国・地域が抱える多様な要因があると考えられることから、それを一方的に推進していくことは困難であることを踏まえ、食料安全保障が国際社会の分断を深めていかないように配慮がなされている。

G7広島サミットにおいては、G7及び招待国の首脳が「強靭なグローバル食料安全保障に関する広島行動声明」(2023年5月)を発出し、手頃な価格で安全か

第I-1-2-22表 G7宮崎農業大臣会合声明におけるウクライナ侵略への言及

- 気候変動及び生物多様性の損失が世界の食料安全保障に与える影響は、例えば作物、水資源及び土壌の健康への甚大な影響等を通じて、より顕著になってきている。更に、新型コロナウイルスのパンデミックや、ロシアのウクライナに対する違法な侵略戦争は、既に困難に直面していた世界の食料安全保障及び栄養をめぐる状況を悪化させている。
- 我々は、ロシアのウクライナに対する違法で、不当で、いわれのない侵略戦争を引き続き最も強い言葉で非難するとともに、今も続く悲劇的な人命の損失と苦痛に驚愕し、心を痛めている。我々は、最も脆弱な人々に特に大きな影響を与える穀物、燃料及び肥料の価格高騰をはじめとして、この戦争が世界的に食料安全保障に与えている破壊的な影響を深く懸念する。我々は、EU・ウクライナの連帯レーン、ゼレンスキーハンブルクの「ウクライナからの穀物」イニシアチブ並びに国連及びトルコの仲介による黒海穀物イニシアチブ(BSGI)の重要性を認識する。これに関し、我々は、BSGIの延長、完全な実施及び拡大を強く支持する。我々は、食料を不安定化の手段や、地政学的な威圧の道具として利用するロシアの企てを非難するとともに、連帯して行動し、ロシアが食料を武器化することにより最も影響を受けている人々を支援するとのコミットメントを再確認する。我々は、支援を必要としている人々に対し予期せぬ結果をもたらさないよう、食料及び肥料をその対象から除外した上で、ロシアに対する我々の制限的な措置の設計を続ける。
- 我々は、農地における地雷除去に関する我々の経験、知識、専門性を共有することや、ロシアにより破壊された灌漑、倉庫及び食品加工施設等の農業インフラの再建を含め、ウクライナの回復と復興を支援する用意がある。我々はまた、国際機関と連携し、小規模農家による資金や種子等の投入財へのアクセスや、持続可能な農業生産性向上のためのデジタルその他の新技術の導入を引き続き支援していく。我々は、ロシアによる穀物の違法な奪取をウクライナが特定・証明することを支援するために、協力的なアプローチをとることにコミットする。これに関し、我々は、首脳によるコミットメントへの対応として、英国の拠出により穀物の出荷元を特定するために活用できる穀物データベースが創設されたことを歓迎する。
- ロシアのウクライナに対する違法な侵略戦争が始まる前の2021年においても、慢性的な飢餓人口は8億2,800万人と推計され、新型コロナウイルス発生前から1億5,000万人増加している。国連食糧農業機関(FAO)の推計によると、ロシアのウクライナに対する違法な侵略戦争によって、2022年には更に1,070万人が慢性的な飢餓に陥り、我々は、持続可能な開発目標(SDG)2「2030年までに飢餓をゼロに」の達成や、国家の食料安全保障の文脈における、十分な食料への権利の漸進的な実現から更に遠ざかっている。適切な政策対応が急務であることは明らかである。短期的には、ウクライナを支援し、ロシアのウクライナに対する違法な侵略戦争が、世界の食料安全保障と影響、とりわけ脆弱な途上国に与える悪影響を緩和することが不可欠である。また、中長期的には、強靭で持続可能な農業慣行への急を要する変革を継続して、最近80億を超える世界人口を養うために十分で持続可能な生産を実現するとともに、農業・食料生産による環境への負の影響を軽減し正の影響を高めていくことが不可欠である。
- 新型コロナウイルスのパンデミックやロシアのウクライナに対する違法な侵略戦争は、伝染病、サプライチェーンの混乱、価格の高騰といった世界の食料安全保障及び栄養に対する既存の脅威を浮き彫りにし、肥料を含む投入財の入手及び手頃なアクセスを困難にした。このことにより、より広範な“食料システム”的視点を取り入れる重要性が、これまで以上に明白となっている。

資料：農林水産省のWebサイトから作成。

第I-1-2-23表 ロシアによるウクライナ侵略を踏まえた我が国の対応

分野	措置内容										
ウクライナ関連支援	<ul style="list-style-type: none"> ドローン、防弾チョッキ、ヘルメット、防寒服、天幕、カメラ、衛生資材、非常用糧食、双眼鏡、照明器具、医療用資器材、民生車両（バン）等の提供 ウクライナ及び周辺国向けに、緊急人道支援（保健、医療、食料、保護）を実施（2億ドル）、令和4年度補正予算の措置による人道支援、復旧・復興支援を決定（約5億ドル） ウクライナ情勢の影響を受けた中東・アフリカ諸国等を対象とした食料関連支援（約2億ドル）。うちウクライナからの穀物輸出促進支援1,700万ドル） ウクライナ政府が無償で提供したウクライナ産小麦のソマリアへの輸送、現地での配布支援（1,400万ドル） ウクライナに対する財政支援（6億ドル） 越冬支援のため国際機関を通じて発電機及びソーラー・ランタンを供与（約257万ドル）、ウクライナ国家警察へ反射材及びカイロを供与（約55万ドル） 「ウクライナの人々に発電機を送る越冬支援イニシアティブ JAPAN」による4台を含む約1,500台の発電機の供与（上記国際機関を通じて供与する発電機含む） カンボジアと協力したウクライナ非常事態職員への研修を含む地雷・不発弾対策支援 ウクライナ公共放送局への放送機材供与 ウクライナに対する債務救済措置（債務支払猶予方式：約78億円（約7,000万ドル）） 希望する在留ウクライナ人の在留延長を許可 ウクライナから日本への避難民の受け入れ 避難民支援のための物資協力、自衛隊機によるUNHCRの入道支援物資の輸送協力、医療・保健等の分野における人的貢献 										
ロシア・ベラルーシに対する制裁	<table border="1"> <tr> <td>金融措置等</td><td> <ul style="list-style-type: none"> IMF、世界銀行、欧州復興開発銀行を含む主要な多国間金融機関からのロシアへの融資の防止 デジタル資産などを用いたロシアによる制裁回避への対応 ロシア中央銀行との取引を制限 プーチン大統領を含むロシア政府関係者、ロシアの財閥であるオリガルヒ等に対して、資産凍結等の制裁 12金融機関（Sberbank, Alfa-Bank、開発对外経済銀行（VEB）、Promsvyazbank、Bank Rossiya、对外貿易銀行（VTB Bank）、Sovcombank、Novicombank、Bank Otkritie、Credit Bank of Moscow、Russian Agricultural Bank (Rosselkhozbank) 及び Rosbank）及びそれらの子会社に対して、我が国国内に有する資産を凍結 SWIFT（国際銀行間通信協会）からのロシアの特定銀行の排除を始め、ロシアを国際金融システムや世界経済から隔離させるための措置へ参加 ロシア政府による新たなソブリン債の我が国における発行・流通等を禁止。我が国における証券の発行等を禁止しているロシアの特定の銀行について、より償還期間の短い証券も対象に追加 ロシアへの新規投資を禁止する措置を導入 信託や会計等のロシア向けの一部サービスの提供禁止 ロシア産石油に対するプライスキャップ（上限価格を超える価格で取引されるロシア産原油及び石油製品の輸入及び海上輸送等に関するサービスの提供の禁止） </td></tr> <tr> <td>貿易措置</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 「最恵国待遇」の撤回 機械類、一部木材、ウォッカ、金などの輸入の禁止 贅沢品の輸出の禁止 ロシアの軍事関連団体に対する輸出、国際的な合意に基づく規制リスト品目・半導体など汎用品・先端的な物品・石油精製用の装置等・ロシアの産業基盤強化に資する物品・化学兵器等関連物品のロシア向け輸出に関する制裁 石炭・石油輸入のフェーズアウトや禁止を含むエネルギー分野でのロシアへの依存低減 </td></tr> <tr> <td>査証措置</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ロシアの関係者に対して、日本への査証発給の停止 </td></tr> <tr> <td>ベラルーシ</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 4金融機関（Belagroprombank、Bank Dabrabyt、ベラルーシ共和国開発銀行及び Belinvestbank）及びそれらの子会社に対して、我が国国内に有する資産を凍結 ベラルーシの関係者に対して、日本への査証発給の停止 ルカシェンコ大統領を含むベラルーシの関係者に対する資産凍結等の制裁 ベラルーシの軍事関連団体に対する輸出、国際的な合意に基づく規制リスト品目や半導体など汎用品のベラルーシ向け輸出に関する制裁 </td></tr> <tr> <td>ドネツク人民共和国（自称）ルハンスク人民共和国（自称）</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 「ドネツク人民共和国」（自称）及び「ルハンスク人民共和国」（自称）関係者に対して、日本への査証発給の停止及び我が国国内に有する資産を凍結 「ドネツク人民共和国」（自称）及び「ルハンスク人民共和国」（自称）との輸出入を禁止 </td></tr> </table>	金融措置等	<ul style="list-style-type: none"> IMF、世界銀行、欧州復興開発銀行を含む主要な多国間金融機関からのロシアへの融資の防止 デジタル資産などを用いたロシアによる制裁回避への対応 ロシア中央銀行との取引を制限 プーチン大統領を含むロシア政府関係者、ロシアの財閥であるオリガルヒ等に対して、資産凍結等の制裁 12金融機関（Sberbank, Alfa-Bank、開発对外経済銀行（VEB）、Promsvyazbank、Bank Rossiya、对外貿易銀行（VTB Bank）、Sovcombank、Novicombank、Bank Otkritie、Credit Bank of Moscow、Russian Agricultural Bank (Rosselkhozbank) 及び Rosbank）及びそれらの子会社に対して、我が国国内に有する資産を凍結 SWIFT（国際銀行間通信協会）からのロシアの特定銀行の排除を始め、ロシアを国際金融システムや世界経済から隔離させるための措置へ参加 ロシア政府による新たなソブリン債の我が国における発行・流通等を禁止。我が国における証券の発行等を禁止しているロシアの特定の銀行について、より償還期間の短い証券も対象に追加 ロシアへの新規投資を禁止する措置を導入 信託や会計等のロシア向けの一部サービスの提供禁止 ロシア産石油に対するプライスキャップ（上限価格を超える価格で取引されるロシア産原油及び石油製品の輸入及び海上輸送等に関するサービスの提供の禁止） 	貿易措置	<ul style="list-style-type: none"> 「最恵国待遇」の撤回 機械類、一部木材、ウォッカ、金などの輸入の禁止 贅沢品の輸出の禁止 ロシアの軍事関連団体に対する輸出、国際的な合意に基づく規制リスト品目・半導体など汎用品・先端的な物品・石油精製用の装置等・ロシアの産業基盤強化に資する物品・化学兵器等関連物品のロシア向け輸出に関する制裁 石炭・石油輸入のフェーズアウトや禁止を含むエネルギー分野でのロシアへの依存低減 	査証措置	<ul style="list-style-type: none"> ロシアの関係者に対して、日本への査証発給の停止 	ベラルーシ	<ul style="list-style-type: none"> 4金融機関（Belagroprombank、Bank Dabrabyt、ベラルーシ共和国開発銀行及び Belinvestbank）及びそれらの子会社に対して、我が国国内に有する資産を凍結 ベラルーシの関係者に対して、日本への査証発給の停止 ルカシェンコ大統領を含むベラルーシの関係者に対する資産凍結等の制裁 ベラルーシの軍事関連団体に対する輸出、国際的な合意に基づく規制リスト品目や半導体など汎用品のベラルーシ向け輸出に関する制裁 	ドネツク人民共和国（自称）ルハンスク人民共和国（自称）	<ul style="list-style-type: none"> 「ドネツク人民共和国」（自称）及び「ルハンスク人民共和国」（自称）関係者に対して、日本への査証発給の停止及び我が国国内に有する資産を凍結 「ドネツク人民共和国」（自称）及び「ルハンスク人民共和国」（自称）との輸出入を禁止
金融措置等	<ul style="list-style-type: none"> IMF、世界銀行、欧州復興開発銀行を含む主要な多国間金融機関からのロシアへの融資の防止 デジタル資産などを用いたロシアによる制裁回避への対応 ロシア中央銀行との取引を制限 プーチン大統領を含むロシア政府関係者、ロシアの財閥であるオリガルヒ等に対して、資産凍結等の制裁 12金融機関（Sberbank, Alfa-Bank、開発对外経済銀行（VEB）、Promsvyazbank、Bank Rossiya、对外貿易銀行（VTB Bank）、Sovcombank、Novicombank、Bank Otkritie、Credit Bank of Moscow、Russian Agricultural Bank (Rosselkhozbank) 及び Rosbank）及びそれらの子会社に対して、我が国国内に有する資産を凍結 SWIFT（国際銀行間通信協会）からのロシアの特定銀行の排除を始め、ロシアを国際金融システムや世界経済から隔離させるための措置へ参加 ロシア政府による新たなソブリン債の我が国における発行・流通等を禁止。我が国における証券の発行等を禁止しているロシアの特定の銀行について、より償還期間の短い証券も対象に追加 ロシアへの新規投資を禁止する措置を導入 信託や会計等のロシア向けの一部サービスの提供禁止 ロシア産石油に対するプライスキャップ（上限価格を超える価格で取引されるロシア産原油及び石油製品の輸入及び海上輸送等に関するサービスの提供の禁止） 										
貿易措置	<ul style="list-style-type: none"> 「最恵国待遇」の撤回 機械類、一部木材、ウォッカ、金などの輸入の禁止 贅沢品の輸出の禁止 ロシアの軍事関連団体に対する輸出、国際的な合意に基づく規制リスト品目・半導体など汎用品・先端的な物品・石油精製用の装置等・ロシアの産業基盤強化に資する物品・化学兵器等関連物品のロシア向け輸出に関する制裁 石炭・石油輸入のフェーズアウトや禁止を含むエネルギー分野でのロシアへの依存低減 										
査証措置	<ul style="list-style-type: none"> ロシアの関係者に対して、日本への査証発給の停止 										
ベラルーシ	<ul style="list-style-type: none"> 4金融機関（Belagroprombank、Bank Dabrabyt、ベラルーシ共和国開発銀行及び Belinvestbank）及びそれらの子会社に対して、我が国国内に有する資産を凍結 ベラルーシの関係者に対して、日本への査証発給の停止 ルカシェンコ大統領を含むベラルーシの関係者に対する資産凍結等の制裁 ベラルーシの軍事関連団体に対する輸出、国際的な合意に基づく規制リスト品目や半導体など汎用品のベラルーシ向け輸出に関する制裁 										
ドネツク人民共和国（自称）ルハンスク人民共和国（自称）	<ul style="list-style-type: none"> 「ドネツク人民共和国」（自称）及び「ルハンスク人民共和国」（自称）関係者に対して、日本への査証発給の停止及び我が国国内に有する資産を凍結 「ドネツク人民共和国」（自称）及び「ルハンスク人民共和国」（自称）との輸出入を禁止 										

備考：令和5年2月24日更新版。

資料：首相官邸のWebサイトから作成。

つ栄養がある食料へのアクセスは人々が尊厳を持って生きるために基盤であることを再確認し、世界が現代で最も高い飢餓のリスクに直面し、悪化するグローバル食料安全保障の危機に対応するため、また、国際市場における安定性と予見可能性の強化を通じたものを含め、より強靱で持続可能かつ包摂的な農業・食料システムを構築するため緊密に協力する重要性を共有した。

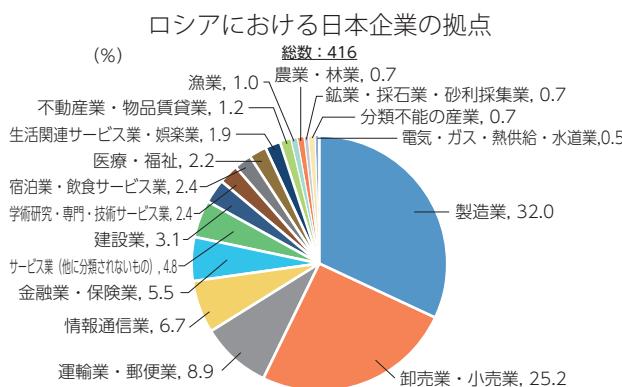
また、我が国としては、引き続きウクライナ及び周辺国の復旧・復興を全力で支援していくとともに（第I-1-2-23表）、力による一方的な現状変更という国際秩序の根幹を揺るがすロシアによるウクライナ侵略、そして、後述する権威主義国家の台頭に対して、自由、民主主義、人権、法の支配といった普遍的価値を重視する国々と団結し、自由で開かれた経済秩序の維持・強化を進め、自由貿易を推進するとともに、不公正な

経済活動に対する対応を強化していく必要がある。

続いて、ロシア及びウクライナに進出している我が国企業の状況について見ていく。外務省が行っている調査によれば、我が国の企業は、ロシアとウクライナにはそれぞれ416と36の拠点を有しており、両国において製造業と卸売・小売業を中心とした企業活動が行われている（第I-1-2-24図）。JETROがロシアによるウクライナ侵略開始以降に行った調査では（第I-1-2-25図）、ロシアにおける事業（操業）を全面的

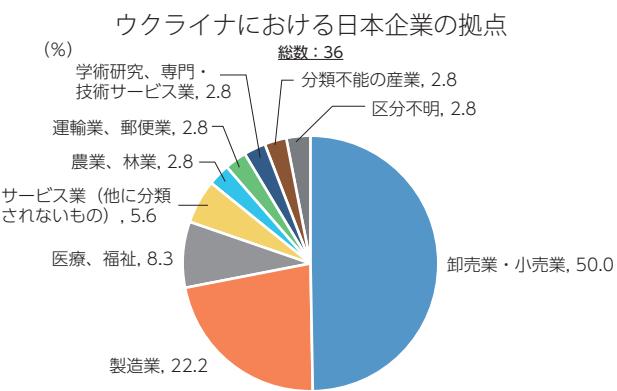
または一部停止させている我が国の企業の割合がこの1年で増加し、全体の6割に達している。また、今後半年から1年後の事業展開見通しでは、「不明・該当せず」の割合が減少して「撤退」「縮小」の割合が増加した。ウクライナ侵略によって、我が国の企業は、事業からの撤退・縮小などの経営判断を迫られている。そのような状況下において、経済産業省としても、日本企業に対して、経営判断に資するよう現地制度に関する情報提供等を実施している。

第I-1-2-24図 ロシアとウクライナにおける我が国企業の拠点

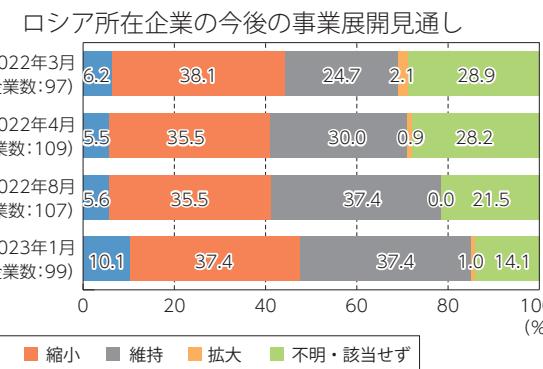
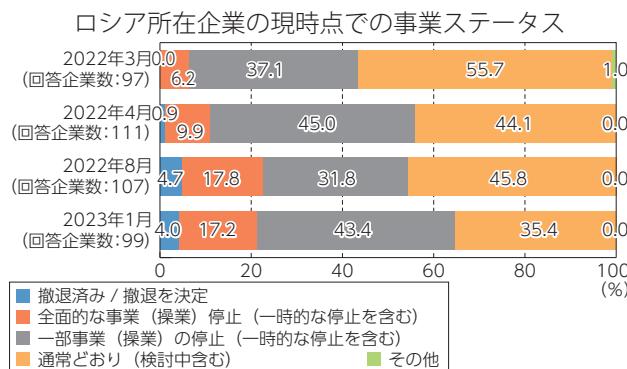


備考1：「企業拠点」の定義は、本邦企業の海外支店等、本邦企業が100%出資した現地法人及びその支店等、合弁企業（本邦企業による直接・間接の出資比率が10%以上の現地法人）及びその支店、並びに日本人が海外に渡って興した企業（日本人の出資比率10%以上）。

備考2：2021年10月1日現在、ただしウクライナについては、2021年調査において2020年調査結果（2020年10月1日現在）の数値が用いられている。
資料：外務省「海外進出日系企業拠点数調査」から作成。



第I-1-2-25図 ロシアにおける我が国企業の事業動向



資料：JETRO「ロシア・ウクライナ情勢下におけるロシア進出日系企業アンケート調査結果」から作成。

第3節

高まるインフレ圧力

1. インフレの高進

第1章第1節第1項で見たように、世界的なインフレの高進が経済の成長鈍化の一因となっている。本項ではこうしたインフレの状況についてIMFのデータを基に世界、先進国、新興国・途上国のインフレ率の見通しを概観する。また、先進国については国ごとに異なる背景やインフレの状況について見ていく。

(1) インフレの現状

① 世界のインフレ率

世界のインフレ率は、グローバル需要の弱さによる燃料価格やコモディティ価格の下落、金融引締めの影響により、IMFによると、2022年をピークに2023年や2024年にはインフレ率が低下していく見通しとなっているが、2023年に7.0%、2024年に4.9%といずれも2021年や2022年時点から見通しを上方修正し

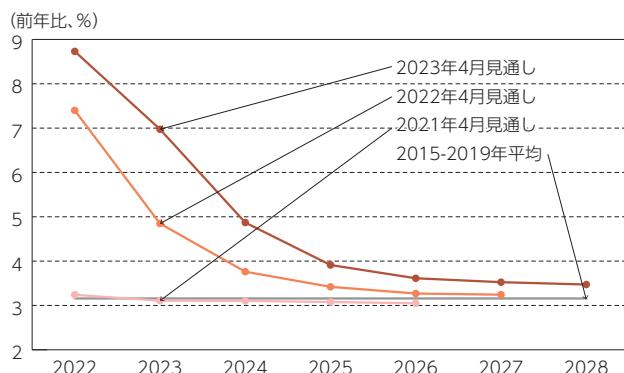
ており、インフレ圧力の高さがうかがえる（第I-1-3-1図）

② 先進国のインフレ率

2023年4月のIMF世界経済見通しによれば、先進国のインフレ率は、各国中央銀行の積極的な金融引締めを受けて、2022年をピークとして、2023年に4.7%、2024年に2.6%となる見通しとなっている（第I-1-3-2図）。

先進国における各国・地域の状況として、日本、米国、EU、ドイツ、フランス、英国におけるインフレ率の推移や、食料やエネルギー、その他財・サービスの寄与度についてみると、いずれも2022年にインフレが高進しているほか、エネルギー価格の上昇の影響が共通して大きいことが確認できる（第I-1-3-3図）。

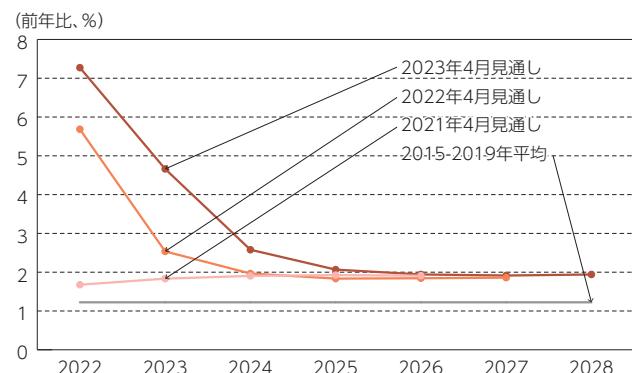
第I-1-3-1図 世界のインフレ率の見通し



備考：推計値及び予測値は年平均。

資料：IMF「WEO」から作成。

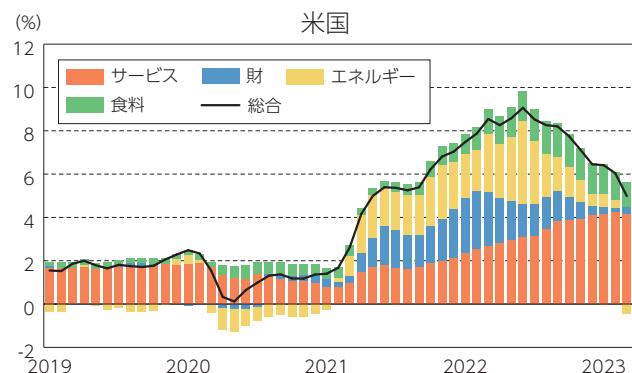
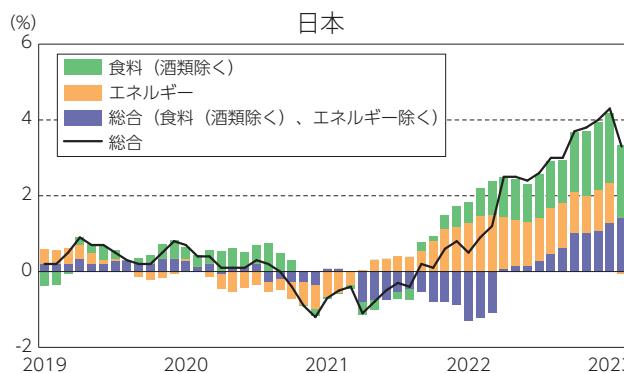
第I-1-3-2図 先進国のインフレ率の見通し

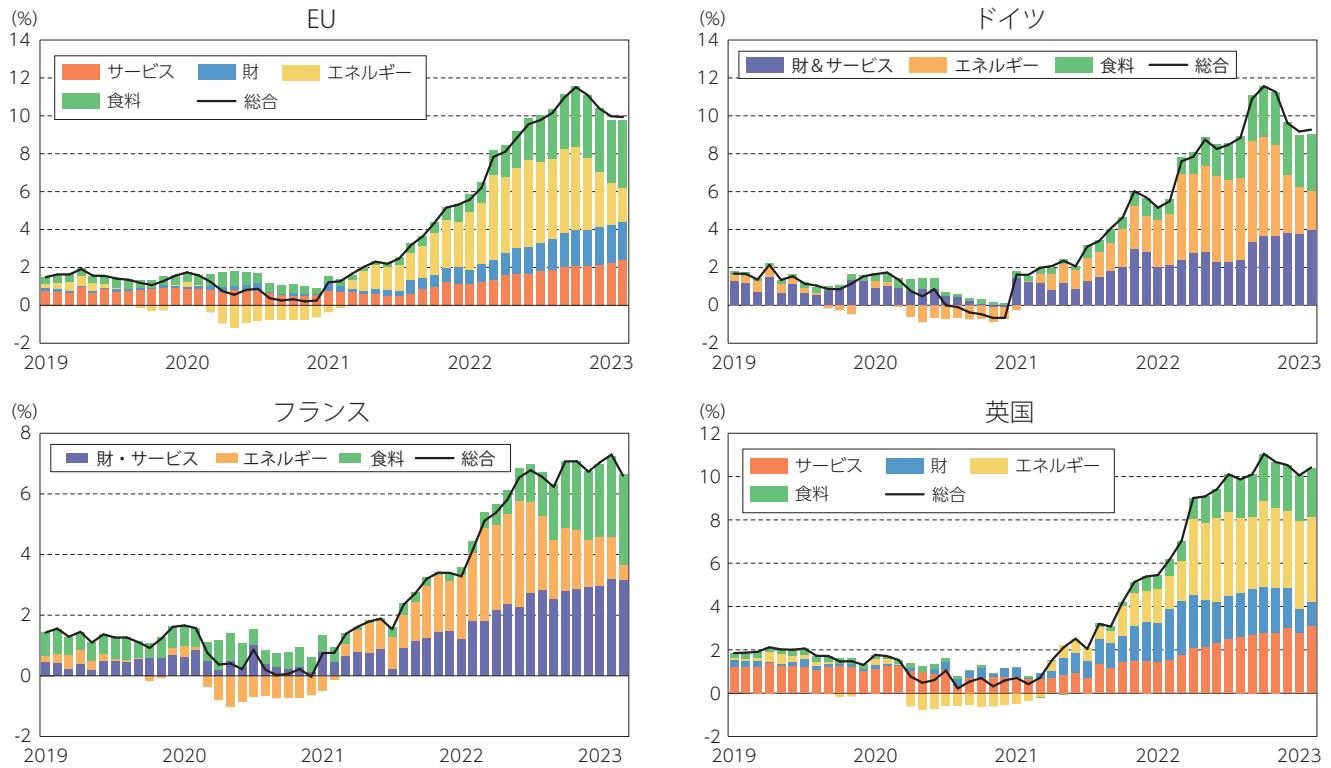


備考：推計値及び予測値は年平均。

資料：IMF「WEO」から作成。

第I-1-3-3図 先進国におけるインフレ率の寄与度の推移





備考1：日本の消費者物価指数は生鮮食品を含む総合指数。

備考2：EU、ドイツ、フランスの消費者物価指数は HICP (Harmonised Indices of Consumer Prices)。HICP には持ち家の帰属家賃が含まれないことに留意。

備考3：英国の消費者物価指数は CPI (Consumer Prices Index)。CPI には持ち家の帰属家賃が含まれないことに留意。

資料：米国労働省、Eurostat、英国国家統計局、総務省「消費者物価指数」、CEIC database から作成。

一方、足下での動向については、国・地域ごとの背景の違いによって状況が異なっている。

日本は他の国々と異なり、2021年には他国でインフレが高進するなかでも食料やエネルギー以外がマイナスに寄与して、食料・エネルギーを除く総合指数（コアコア指数）も高い水準にはなかった。一方、2022年に入ってからは食料・エネルギー価格の上昇によってインフレ率が上昇し、2022年半ば頃からはコアコア指数にも物価上昇が波及しており、2023年1月には前年同月比+4.3%となっている。全体としては2023年1月にピークアウトしているものの、コアコア指数の上昇傾向は続いている。

米国については、2022年6月に前年同月比で+9.1%となり、その後、ピークアウトするも依然高い水準が続いている。2023年3月の総合指数は同+5.0%となっているが、その内訳は2021年とは大きく異なっている。2021～2022年にかけてはエネルギーや財がインフレ率を押し上げていたが、足下ではそれらの影響は小さく、食料価格とサービスの影響が大半を占める状況となっており、2023年3月にはコア指数が総合指数を上回っている。

EUでは、ロシアによるウクライナ侵略の影響を受

けて、特にエネルギー価格が大きくインフレ率を高めたほか、エネルギー不足が懸念されたが、記録的な暖冬によりエネルギー価格の寄与は鈍化している。一方、食料、財、サービスについては高い水準が続いており、2023年2月の総合指数は前年比+9.9%となっている。特に、ドイツは原油や天然ガスの多くをロシアへ依存しており¹²、エネルギー不足やエネルギー調達先の多角化を背景にインフレが高進し、2022年10月に前年同月比+11.6%となった。その後、エネルギー価格の寄与は低下しているものの、食料や財・サービスのインフレを背景に、2023年2月で前年同月比+9.3%と依然高止まりの状況となっている。英国はエネルギー価格の寄与が約4割と依然として大きく、2023年2月における総合指数は前年同月比+10.4%と高止まりの状況が続いている。

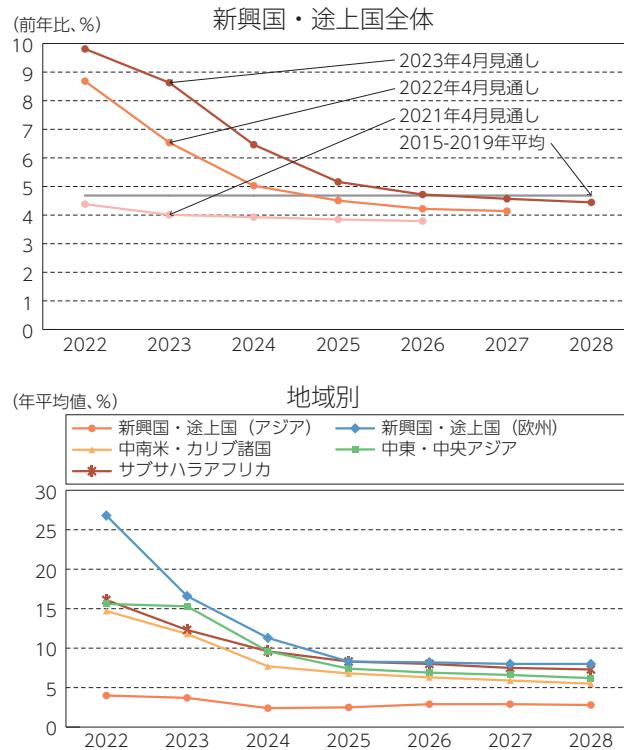
③ 新興国・途上国のインフレ率

2023年4月のIMF世界経済見通しによれば、新興国・途上国のインフレ率は、2023年に前年比+8.6%、2024年に同+6.5%となっており、世界全体や先進国と比して、大きく上方修正されている（第I-1-3-4図）。

新興国・途上国のインフレ率は輸入物価上昇を受け

12 資源エネルギー庁（2022）『エネルギー白書2022』。

第I-1-3-4図 新興国・途上国のインフレ率の見通し



備考：推計値及び予測値は年平均。

資料：IMF「WEO」から作成。

て2022年に大幅に上昇したが、コモディティ価格上昇の影響の一服を受けて、2023年、2024年は鈍化の見通しとなっている。

(2) インフレの要因と対応の方向性

これまで世界全体や各地域のインフレの状況、先進国については各国の状況について確認してきた。国・地域ごとに水準や背景が異なるが、その中でも共通するインフレの要因と各要因への対応の方向性については以下のように整理することができる（第I-1-3-5表）。

世界的なコモディティ価格の上昇はコロナ禍においても生じていたが、ロシアによるウクライナ侵略が拍車をかけており、食品やエネルギー価格のさらなる高騰を招いている。また、各国政府は、食品やエネルギー

価格高騰の影響を最も受ける低所得者層向けの重点的な物価高騰対策を行っており、詳細は後述する。

次に、需給のひっ迫のうち、特に需要の増加については、コロナ禍での大規模な財政支援や行動制限緩和を受けた繰越需要によって生じている。また、コロナ禍当初における大幅な利下げや、通貨供給量の増加といった金融緩和が需要超過を招いている。これらへの対応としては2022年から各国中央銀行によって積極的に進められている利上げや通貨供給量削減といった金融引締めがある。各国における金融引締めの対応やその影響については次項で詳述する。

さらに、需給ひっ迫のうち、供給サイドをみると、労働力不足を背景とした供給量不足が生じている。また、労働力不足は賃金上昇圧力となるため、インフレ

第I-1-3-5表 インフレの主な要因と対応の方向性

	主な要因	対応の方向性
コモディティ価格上昇	・新型コロナウイルス感染症拡大 ・ロシアによるウクライナ侵略	低所得者向け支援
需給ひっ迫 (需要の増加)	・大規模な財政措置 ・金融緩和 (利下げ、通貨供給量増加)	金融引締め (利上げ、通貨供給量削減)
需給ひっ迫 (供給の減少)	・コロナ禍におけるサプライチェーン混乱を背景とした物流価格高騰 ・人手不足による供給量不足と賃金上昇圧力	生産能力の増強

資料：IMF「WEO」、丸紅経済研究所「2023年の世界経済見通し」、みずほリサーチ＆テクノロジーズ「2023・2024年度内外経済見通し」から作成。

の長期化を左右する重要な要因となっている。中長期的なインフレ抑制における供給力強化の重要性については次章で詳述する。

① コモディティ価格の上昇

コモディティ価格は新型コロナウイルス感染症拡大、ロシアによるウクライナ侵略、気候変動等といった不確実性を伴う要因によって大きく変動している。コモディティ価格の上昇は生産コストへの転嫁につながり、インフレ圧力となる可能性を有している。

エネルギー価格の高騰はピークを越え、それぞれ徐々に落ち着きを取り戻しつつあるものの、引き続き動向に注視が必要であることが分かる(第I-1-3-6図)。

第I-1-3-6図 主要なエネルギー価格の推移

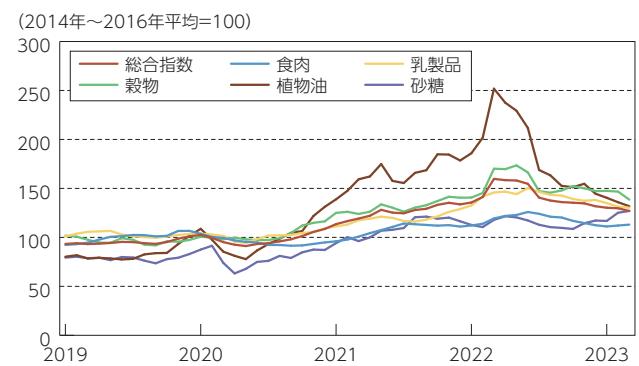


備考：原油はWTI、ブレント、ドバイの平均値、石炭は南アフリカ、天然ガスは欧州・米国・日本(LNG)の加重平均。

資料：世界銀行「World Bank Commodity Price Data」から作成。

次にFAOによる食料価格全体及び品目別の価格指数の動向をみると、以下のような動向を示している(第I-1-3-7図)。

第I-1-3-7図 食料の品目別価格指数



備考：2014年～2016年平均=100。

資料：FAOから作成。

穀物や植物油の価格高騰を受けて高まった総合価格指数は2022年3月をピークとして高騰したが、その後、価格が下落しており、植物油については足下でピーク時の半分程度となっている。一方で、いずれの品目についてもコロナ禍前と比べると高い水準が続いている。新興国・途上国のか、先進国においても特に低所得者層に与える影響には引き続き注視が必要となっている。

② 需給のひっ迫

需給のひっ迫については、サプライチェーンにおける供給制約や、労働市場の状況といった供給サイドに焦点を当てて、関連する価格指数や経済指標の動向を見ていく。先述したように需要超過への対応としての金融引締めについては次節で詳述する。

サプライチェーンにおける供給制約について、令和四年版通商白書ではコロナ禍での行動制限や港湾労働者不足、財政措置に伴う財需要の急増を背景とした物流混雑の状況を示していた。2023年4月時点でコンテナ価格指数の状況をみると、コロナ禍前の水準となっていることが確認できる(第I-1-3-8図)。

第I-1-3-8図 バルチックコンテナ価格指数の動向

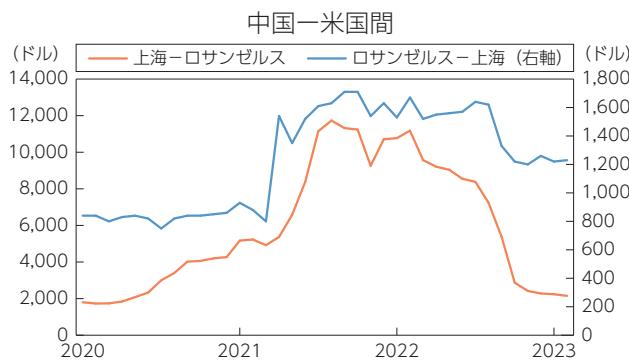


資料：CEIC databaseにある米国運輸省のデータから作成。

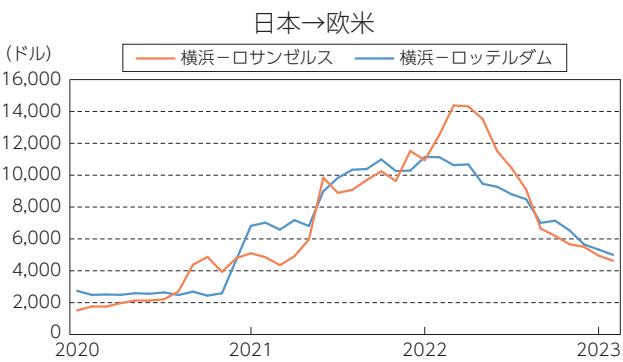
航路別でみても、特に、昨年高騰していた上海からロサンゼルスへの運賃の水準はコロナ禍前の水準に戻っており、日本から欧米へのコンテナ運賃についてもコロナ禍前の水準へと戻りつつある(第I-1-3-9図)。

こうした状況を踏まえて米国における製造業及びサービス業に関する景況感を示すISM景況指数を見ていく。2021年や2022年当初においては、需要の急増を映じて受注や生産に関する指数が上昇し、また、物流混雑を受けて、入荷遅延や運賃高騰を映じて価格指数が上昇していた。足下では物流混雑の緩和を受け、製造業及びサービス業ともに入荷遅延の指数が低

第 I-1-3-9 図 コンテナ運賃の動向



資料：CEIC database にある米国運輸省のデータから作成。

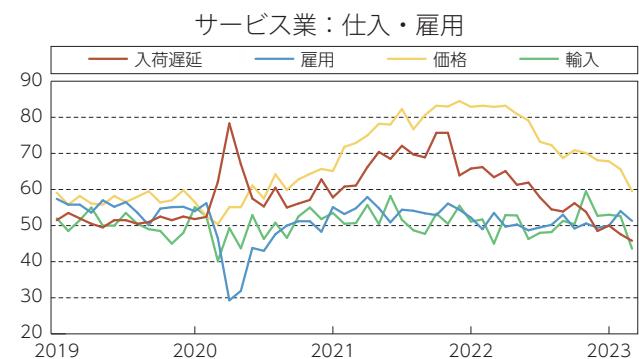
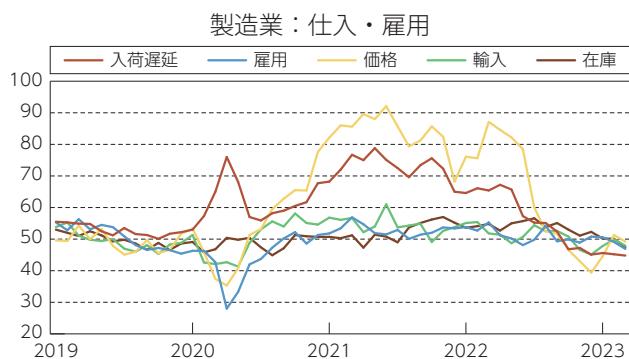
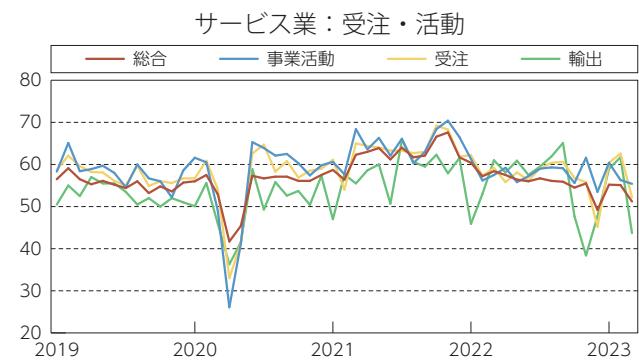


下してきているが、特に製造業においては需要の低下の動きがみられ、新規受注が50を割り、総合指数についても50を割る状況となっている（第I-1-3-10図）。

次に、欧州における製造業の制約要因の動向について、欧州委員会による企業調査の結果をみると、コロナ禍当初においては制約要因の主因は需要であった

が、2022年当初にはエネルギー不足や価格高騰を映じて設備／原材料が主因となっていた。足下ではピークアウトしているものの、依然として主たる制約要因となっている。設備／原材料と併せて、需要と労働力についても主要な制約要因になっている（第I-1-3-11図）。

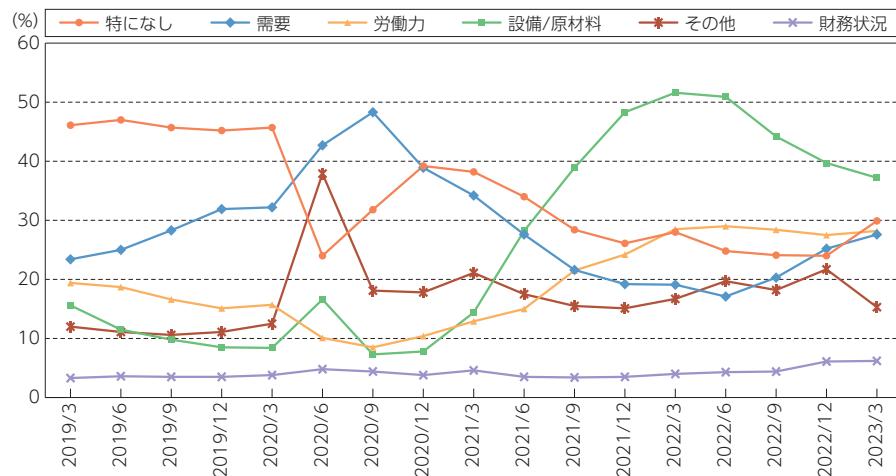
第 I-1-3-10 図 米国のISM景況指数（製造業・サービス業）



備考：50.0が景気の拡大・縮小の分岐点とされる水準。

資料：米国供給管理協会 (ISM)、CEIC database から作成。

第I-1-3-11図 欧州における製造業の制約要因



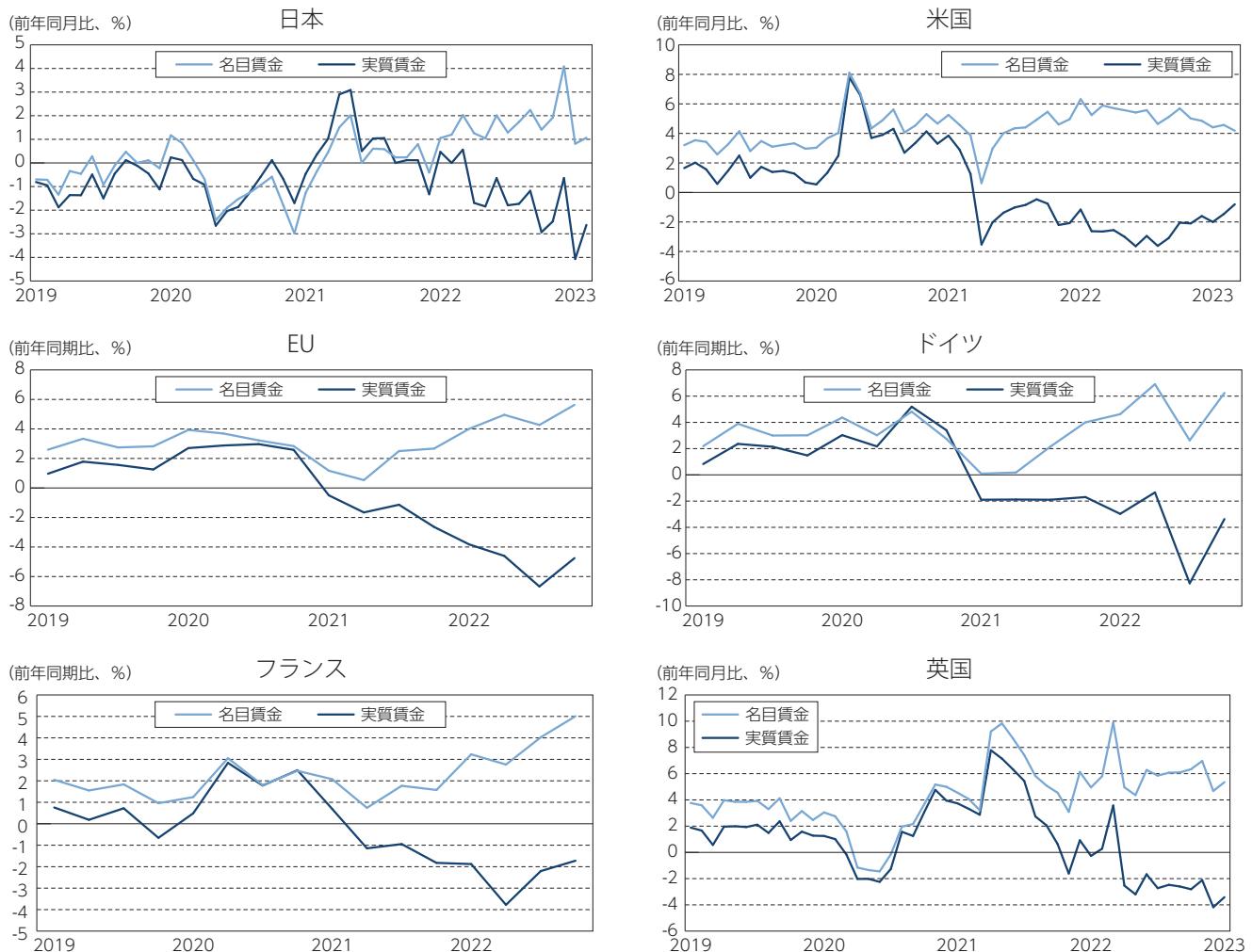
備考：複数回答可。

資料：Eurostat、CEIC database から作成。

労働力不足は需要に対する財・サービスの供給不足を招くことに加えて、賃金上昇圧力にもなりインフレに拍車をかけかねない。インフレ率の状況を勘案した

先進国各国の名目賃金及び実質賃金成長率の動向を確認すると共通して実質賃金成長率がマイナスで推移していることが確認できる（第I-1-3-12図）。

第I-1-3-12図 先進国における名目賃金と実質賃金の成長率の推移



備考1：日本、米国及び英国は名目賃金及び実質賃金の月次データ。

備考2：EU、ドイツ、フランスは労働日数で調整した季節調整済労働コスト指数及び消費者物価指数（HICP）の前年比を基に算出した四半期別データ。

資料：厚生労働省「毎月労働統計調査」、米国労働省、Eurostat、ONS、CEIC database から作成。

コロナ禍前において、多くの国では消費者物価指数の上昇率を上回るように名目賃金は上昇し、実質賃金上昇率はプラスで推移していた。米国はインフレがピークアウトしたことで徐々に実質賃金のマイナス推移が改善されつつあるが、依然として名目賃金上昇率が高止まりしており人手不足の様子がうかがえる。EU各国や英国については名目賃金上昇率の増加していることに加え、インフレ率についても依然高い水準にあることから実質賃金上昇率のマイナス幅が大きい状況となっている。

(3) 先進国における物価高騰対策

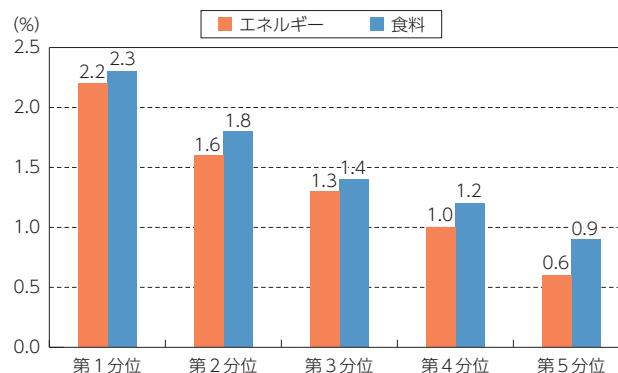
これまでに見えてきたインフレの状況に対して、IMFはインフレへの対応措置として一律の財政支援措置は廃止すべきであり、食品やエネルギー価格の高止まりの影響を最も受けた層に的を絞るべきとの方向性を示

している¹³。我が国における所得分位別のエネルギーや食料に係る負担増について確認すると、低所得者ほど収入に占める負担増の比率が高いことが確認できる（第I-1-3-13図）。

米国においては食料のほか、住宅や輸送手段に関して所得別のインフレの影響を分析している（第I-1-3-14図）¹⁴。

まず、所得分位別の収入に占める財支出の割合をみると、住宅と食料については低所得者層の支出割合が最も高いことが分かる。一方で輸送関連の支出については中所得者層が最も高くなっている。このため、エネルギー価格を主因としてインフレが高進していた2021年から2022年にかけては中所得者層のインフレ率が対前年比で全体よりも高くなり、最も影響を受ける所得階層となっていた。一方で、先述したようにエネルギー価格の高騰が一服する足下においては、低所

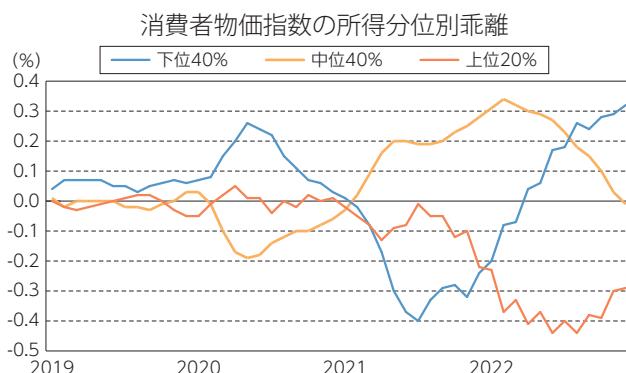
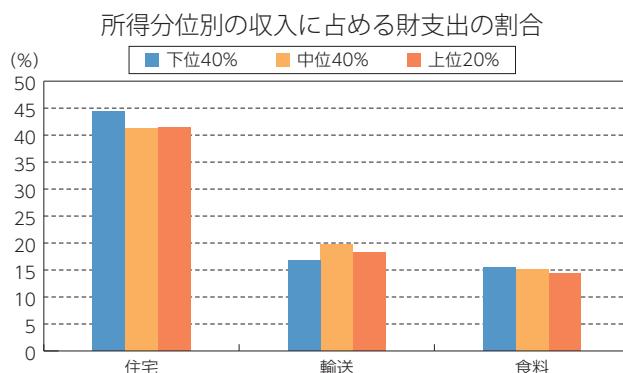
第I-1-3-13図 日本のエネルギー及び食料に係る2019年平均からの負担増（対収入比）



備考1：2023年1月時点、年換算。

備考2：各分位は二人以上の世帯。平均年間収入は、第1分位 256万円、第2分位 387万円、第3分位 532万円、第4分位 721万円、第5分位 1,193万円。
資料：物価・賃金・生活総合対策本部（第8回）資料を基に総務省「消費者物価指数」「家計調査」から作成。

第I-1-3-14図 所得分位別支出財の割合と所得分位別インフレ率とのギャップ（米国）



備考：ニューヨーク連銀によると、上記分析における所得水準はおおむね、下位40%が所得5万ドル以下、中位40%が所得5万ドル以上15万ドル以下、上位20%が所得15万ドル以上。

資料：米国労働省、ニューヨーク連銀から作成。

13 IMF「WEO」(<https://www.imf.org/ja/Publications/WEO/Issues/2023/01/31/world-economic-outlook-update-january-2023>)。

14 ニューヨーク連銀「Inflation Disparities by Race and Income Narrow」(<https://libertystreeteconomics.newyorkfed.org/2023/01/inflation-disparities-by-race-and-income-narrow/>)。

得者層への影響が最も大きくなっている。

上述したような状況を踏まえた先進各国の主な消費者向け物価高騰対策は以下の表のとおりとなっている（第I-1-3-15表）。

このように、世界的なインフレの高進に対して、各國政府はインフレに苦しむ低所得者層に対しては的を絞った財政措置を講ずる一方で、各國中央銀行はイン

フレ抑制に向け、金融引締めを加速している。次節では各國中央銀行による金融引締めの加速について詳述する。また、次章では、今般のインフレが供給不足に起因している側面が強いことに鑑み、中長期的には供給力を強化していくことの重要性について指摘する。

第I-1-3-15表 主要国での物価高騰に対する消費者向け対策の概要

国名	パッケージ	対策内容
ドイツ	エネルギー価格高騰への対策 パッケージIII 総額：650億ユーロ（約9.1兆円） ロシアの侵略が及ぼす影響に対する 経済防衛 総額：2千億ユーロ（約28兆円） [2022年9月公表] ※右欄は主要な施策	【電力・ガス料金ブレーキ】 期間：2023年1月～2024年4月（※ガス料金は3月頃～） 対象：全世帯（中小企業を含む） 支給額：前年消費量の80%を上限に1キロワット時40セント（約58円）（電気代）、12セント（約17円）（ガス代）で使用可能。 ※工業については、前年消費量の70%を上限に1キロワット時13セント（約18円）（電気代）、7セント（約10円）（ガス代）で使用可能。 【暖房費の補助】（一時金） 期間：2022年9月支給開始 対象：住宅手当受給者 支給額：単身世帯415ユーロ（約5.8万円）、二人世帯540ユーロ（約7.5万円） ※一人増えるごとに100ユーロ（約1.4万円）を追加で支給
英国	生活費支援パッケージ 総額：167億ポンド（約2.8兆円） [2022年5月公表] その他生活費支援策 総額：113億ポンド（約1.9兆円） [2022年9月公表] エネルギー価格保証 総額：376億ポンド（約6.3兆円） [2022年9月公表] ※金額は中期財政計画（11月公表） より（2022年度及び23年度分の合計）	【エネルギー価格高騰に伴う家計支援】2022年の一回のみ。 期間：2022年10月～ 対象：全世帯 割引額：400ポンド（約6.6万円） 【その他の生活費支援】2023年の一回のみ。 対象：低所得世帯900ポンド（約15万円）支給 年金者世帯300ポンド（約5万円）〃 障害者手当150ポンド（約2.5万円）増加 【家計向けエネルギー料金の上限を設定】 期間：2022年10月1日より1年半の期間 対象：全世帯 効果：2023年4月1日～2024年3月31日の1年間で世帯当たり約500ポンド（約8万円） 節約可能。 ※上限を市場実勢対比で大幅抑制して設定（本来は10月より1,971ポンド（約33万円）から3,549ポンド（約59万円）への上限の引上げが予定されていたもの。）～2023年3月31日：年間2,500ポンド（約42万円）2023年4月1日～2024年3月31日：同3,000ポンド（約50万円）設定。
フランス	購買力支援政策パッケージ 総額：200億ユーロ（約2.8兆円） [2022年8月公表]	【燃料価格の割引】 期間：2022年末まで 割引額：9～11月中旬は0.3ユーロ（約42円） 11月下旬～12月は0.1ユーロ（約14円） ※ガソリン1L当たり 【ガス料金凍結措置の延長】 期間：2022年末まで 対象：一般家庭及び小規模企業 【ガス料金上昇率の抑制】 期間：2023年1月～ 対象：一般家庭及び小規模企業 効果：料金上昇率の抑制（15%） 【電気料金上昇率の抑制】 期間：2023年1月末まで（4%） 2023年2月～（15%） 対象：一般家庭及び小規模企業 【インフレ手当】（一時金） 期間：2022年9月支給開始 対象：生活保護等受給世帯、奨学金受給者（約800万世帯） 支給額：大人1人につき100ユーロ（約1.4万円）、子ども1人につき50ユーロ（約0.7万円）

		<p>※食料費補助を目的に支給</p> <p>【暖房手当】(一時金) 期間：2022年11月支給開始 対象：約160万世帯（過去のバウチャーの利用者が対象、申請により拡大） 支給額：①100ユーロ（約1.4万円） ②200ユーロ（約2.8万円） ※世帯あたり課税所得（①10,800以上20,000ユーロ未満（約150万円以上280万円未満）、②10,800ユーロ未満（約150万円未満））に応じ、石油代として上記相当額のバウチャーを支給。</p> <p>【光熱費補助手当】(年1回支給) 期間：2022年12月支給開始 対象：①約600万世帯（低所得者世帯） ②約600万世帯（特に貧困度の高い世帯） ※合わせて全世帯の40%に相当 支給額：①100ユーロ（約1.4万円） ②200ユーロ（約2.8万円）</p>
米国	各州独自の取組 [2022年6月公表]	<p>(カリフォルニア州の場合) 【中間層以下への税還付】 期間：2022年10月支給開始 対象：中間層以下 支給額：最大350ドル（約4.8万円）※単身者の場合</p>
日本	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」総額6.2兆円（国費）[2022年4月公表] ・物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策 総額39.0兆円（内、国費35.6兆円）[2022年10月公表] <p>※上記の他、令和4年度予備費による累次にわたる対策を講じてきた。</p>	<p>【電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金】(内閣府) 対象：低所得世帯（住民税非課税世帯等） 支給額：1世帯あたり5万円</p> <p>【電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金など】(内閣府) 期間：2022年4月～ 対象：生活者・事業者</p> <p>【低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金】(こども家庭庁) 対象：低所得の子育て世帯（※）（※）児童扶養手当を受給するひとり親世帯、住民税非課税の子育て世帯、直近で収入が減少した世帯等 支給額：児童1人あたり5万円</p> <p>【電気・ガス価格激変緩和対策事業】(経済産業省) 期間：2023年1月使用分から値引きを開始 値引き単価：(1) 電気 ①低圧契約：7円/kWh（9月は3.5円/kWh）、②高圧契約：3.5円/kWh（9月は1.8円/kWh）、(2) 都市ガス 30円/m³（9月は15円/m³）※家庭及び年間契約量1,000万m³未満の企業等が対象</p> <p>【燃料油価格激変緩和対策事業】(経済産業省) 期間：2022年1月～ 支給額：ガソリン・軽油・灯油・重油・航空機燃料の価格抑制（ガソリン価格について、支給単価は最大41.4円、2023/5/11～5/17で14.1円）</p> <p>【電気利用効率化促進対策事業（節電プログラム促進事業）】(経済産業省) 期間：2022年12月～2023年3月 支給額： 1. プログラム登録支援 低圧契約：2000円相当、高圧契約：20万円相当の特典付与 2. 実行支援 (※) 電力会社によるポイント等の特典に、国による特典を上乗せするもの ①月間型（kWh）プログラム 前年同月比で一定の電力量を削減した場合、低圧契約：1000円相当/月、高圧/特別高圧：2万円相当/月の特典を上乗せ ②指定時型（kW）プログラム 需給ひっ迫注意報・警報時40円/kWh、その他20円/kWh上限での同額上乗せ</p>

備考：2023年5月15日時点。

資料：内閣府「世界経済の潮流 2022年II」、物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策等の公表資料から作成。

2. 金融引締めの加速

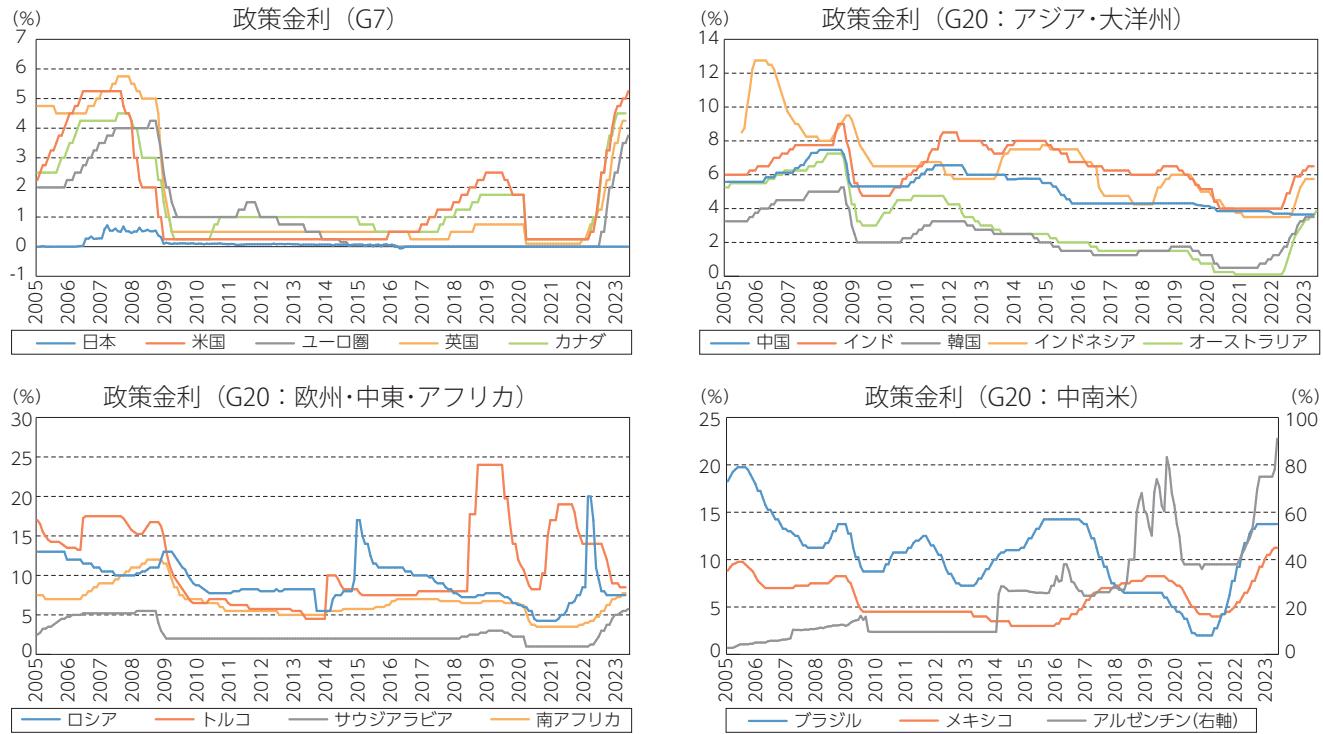
(1) インフレ抑制を主眼に据える中央銀行

前項までは、世界的に高まった物価上昇圧力の詳細を見てきたが、本項以降では、こうした物価上昇圧力が経済に対してどのような影響を持ち得るのかを見ていく。

世界的なインフレの高進に対して、経済に対する新型コロナウイルス感染症拡大の影響が残りながらも、

各国・地域の中央銀行は機動的な対応を実施してきた。下図（第I-1-3-16図）は、G20各国・地域の中央銀行の政策金利を示したものである。これによると、各国・地域の大半の中央銀行は、米国のFRBに代表されるように、世界的なインフレ圧力が高まってきた2022年半ば頃から、急速かつ大幅に政策金利を引き上げてきた。

第I-1-3-16図 G20各国・地域の政策金利の推移



備考：政策金利として参照される金利がデータ期間中に変更されているため、データが不連続となる国がある。

資料：Refinitiv database、BISから作成。

こうした政策対応から示唆されるのは、中央銀行は金融引締めが景気動向に対してリスクになり得ることを認識しながらも、インフレの抑制が重要であるという姿勢を示していることである。具体的に、下表（第I-1-3-17表）は、上記の各国・地域について、中央銀行が公表している経済見通しであり、2022年については、ロシアによるウクライナ侵略の混乱の影響もあり、多くの国・地域の実質GDP成長率見通しは継

続的に下方修正され、一方でインフレ率見通しは継続的に上方修正されてきた。2023年については、インフレ率の高進は一巡するものの、物価の高騰や大幅な金融引締めの影響によって、実質GDP成長率は低迷するとの見通しがおおむね示されている。このように、各國・地域の中央銀行は、経済成長率が減速するという見通しを持ちながらも、インフレを抑制するための金融引締めを実施してきたことになる。

第I-1-3-17表 G20各国・地域の経済見通しの変遷

国・地域	見通し対象	指標	2021年10月	2021年11月	2021年12月	2022年1月	2022年2月	2022年3月	2022年4月	2022年5月	2022年6月	2022年7月	2022年8月	2022年9月	2022年10月	2022年11月	2022年12月	2023年1月	2023年2月	2023年3月	2023年4月	実績
日本	2022年度	実質GDP				3.8			2.9			2.4			2.0			1.9			1.2	1.4
		生鮮食品を除く消費者物価				1.1			1.9			2.3			2.9			3.0				3.0
	2023年度	実質GDP				1.1			1.9			2.0			1.9			1.7			1.4	
		生鮮食品を除く消費者物価				1.1			1.1			1.4			1.6			1.6			1.8	
米国	2022年	実質GDP				4.0			2.8			1.7			0.2			0.5				2.1
		個人消費デフレータ				2.6			4.3			5.2			5.4			5.6				6.3
	2023年	実質GDP				2.2			2.2			1.7			1.2			0.5			0.4	
		個人消費デフレータ				2.3			2.7			2.6			2.8			3.1			3.3	
ユーロ圏	2022年	実質GDP				4.2			3.7			2.8			3.1			3.4			3.6	3.5
		消費者物価				3.2			5.1			6.8			8.1			8.4				8.4
	2023年	食料とエネルギーを除く消費者物価				1.9			2.6			3.3			3.9			3.9				3.9
		実質GDP				2.9			2.8			2.1			0.9			0.5			1.0	
		消費者物価				1.8			2.1			3.5			5.5			6.3			5.3	
		食料とエネルギーを除く消費者物価				1.7			1.8			2.8			3.4			4.2			4.6	

国・地域	見通し対象	指標	2021年10月	2021年11月	2021年12月	2022年1月	2022年2月	2022年3月	2022年4月	2022年5月	2022年6月	2022年7月	2022年8月	2022年9月	2022年10月	2022年11月	2022年12月	2023年1月	2023年2月	2023年3月	2023年4月	実績	
英国	2022年	実質GDP	5.00			3.75			3.75			3.50			4.25			4.00			4.10		
		消費者物価	3.50			5.75			10.25			13.00			10.75			10.75					
	2023年	実質GDP	1.50			1.25			-0.25			-1.50			-1.50			-1.50					
		消費者物価	2.25			2.50			3.50			5.50			5.25			4.00					
カナダ	2022年	実質GDP				4.0			4.2			3.5			3.3			3.6			3.4	3.7	
		消費者物価				4.2			5.3			7.2			6.9			6.8			6.8	6.8	
	2023年	実質GDP				3.5			3.2			1.8			0.9			1.0			1.4		
		消費者物価				2.3			2.8			4.6			4.1			3.6			3.5		
インド	2022年度	実質GDP	7.8						7.2						7.0						7.0		
		消費者物価	4.5						5.1						5.8						6.2		
	2023年度	実質GDP							6.3						6.5						6.5		
		消費者物価							5.5						5.2						5.2		
韓国	2022年	実質GDP	3.0			3.0			2.7			2.6			2.6						2.6		
		消費者物価	2.0			3.1			4.5			5.2			5.1						5.1		
	2023年	実質GDP	1.8			2.6			3.2			3.6			3.6						3.6		
		消費者物価	2.5			2.5			2.4			2.1			1.7			1.6					
オーストラリア	2022年	実質GDP	2.25			5.50			4.50			4.00			4.00			3.75			3.6		
		消費者物価	2.25			3.25			6.00			7.75			8.00						7.8		
	2023年	実質GDP	2.25			2.75			4.75			6.00			6.50						6.9		
		消費者物価	2.50			2.75			3.25			4.25			4.75			4.75					
ロシア	2022年	実質GDP	2.4			2.4			-8.0	-9.2		-7.5	-6.0		-4.2	-3.5		-2.9			-2.1		
		消費者物価	4.2			4.8			5.5	20.0	22.0	17.0	15.0		12.9	12.5		12.3			11.9		
	2023年	実質GDP	2.2			2.0			2.1	1.0	0.0	0.0	-1.3		-1.8	-2.1		-2.4			-1.5	-1.1	-0.1
		消費者物価	4.0			4.0			8.0	7.6		6.7	6.1		6.0	6.0		5.8			6.0	6.0	5.9
トルコ	2022年	実質GDP	11.8			23.2			42.8			60.4			65.2						5.6		
		消費者物価	3.3						3.0						3.0						64.3		
	2023年	実質GDP	7.0			8.2			12.9			19.2			22.3						2.7		
		消費者物価																					
ブラジル	2022年	実質GDP	1.0			1.0			1.7			2.7			2.9						2.9		
		消費者物価	4.7			6.3			8.8			5.8			6.0						5.8		
	2023年	実質GDP													1.0			1.0			1.2		
		消費者物価	3.2			3.1			4.0			4.6			5.0						5.8		
メキシコ	2022年	実質GDP	3.2			2.4			2.2			2.2			3.0						3.1		
		消費者物価	3.3			4.0			6.4			8.1			8.3						8.0		
	2023年	実質GDP	3.5			4.3			5.9			7.6			8.3						8.4		
		消費者物価	2.7			2.9			2.4			1.6			1.8			1.6			4.9		
南アフリカ	2022年	実質GDP	4.9			5.8			5.9			4.3			4.3			4.3			2.0		
		消費者物価	3.8			4.2			3.9			4.3			4.3			4.3			6.9		
	2023年	実質GDP	1.8			1.9			1.9			1.3			1.4			1.1			0.2		
		消費者物価	4.5			4.6			5.0			5.7			5.3			5.4			6.0		
		食品・エネルギーを除く消費者物価	4.4			5.0			5.1			5.6			5.4			5.5			5.1		

備考1：トルコの実質GDP見通しはIMFによる。

備考2：日本及びインドについては会計年度（当該年4月から翌年3月）。

備考3：英国、インド、豪州、ロシア、トルコ、ブラジル、メキシコのインフレ率の予測及び実績は、各年（または各年度）第4四半期時点の値を示し、英國、インド、メキシコは四半期平均値、その他は四半期末値。

備考4：米国については、実質GDPの予測及び実績は第4四半期時点の値であり、インフレ率の予測及び実績は第4四半期平均値。

備考5：2022年（または年度）の実績は今後の改定によって修正される可能性がある。

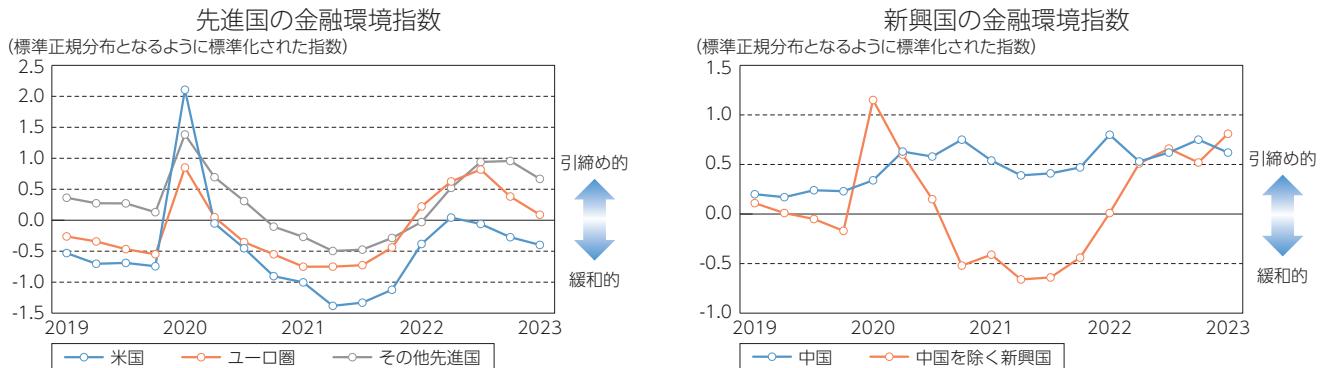
(2) 金融環境の引き締まりとその多様な影響

上述のように各国・地域の中央銀行は、インフレを抑制するために金融引締めを進展させてきたが、こうした措置は経済に対してどのような影響を持ち得るのだろうか。

世界金融危機や新型コロナウイルス感染症拡大といった突発的な危機を除けば、中央銀行の金融政策は、金融環境が緩和的であるのか引締め的であるのかに対して重要な影響を及ぼす。下図（第I-1-3-18図）は、

多様な金融関連指標を用いて、各国・地域の金融環境を総合的に表す金融環境指数の推移を示したものであり、同指数は数字が大きいほど金融環境が引締め的であることを示し、数字が小さいほど金融環境が緩和的であることを示す。これによると、各国・地域の中央銀行が本格的な引締めを開始した2022年には、先進国では同年前半に指数が上昇し、新興国では中国を除いた新興国での指数の上昇が顕著となり、世界的に金融環境が引締め的状況になっていたことが示されている。

第I-1-3-18図 各国・地域の金融環境指数



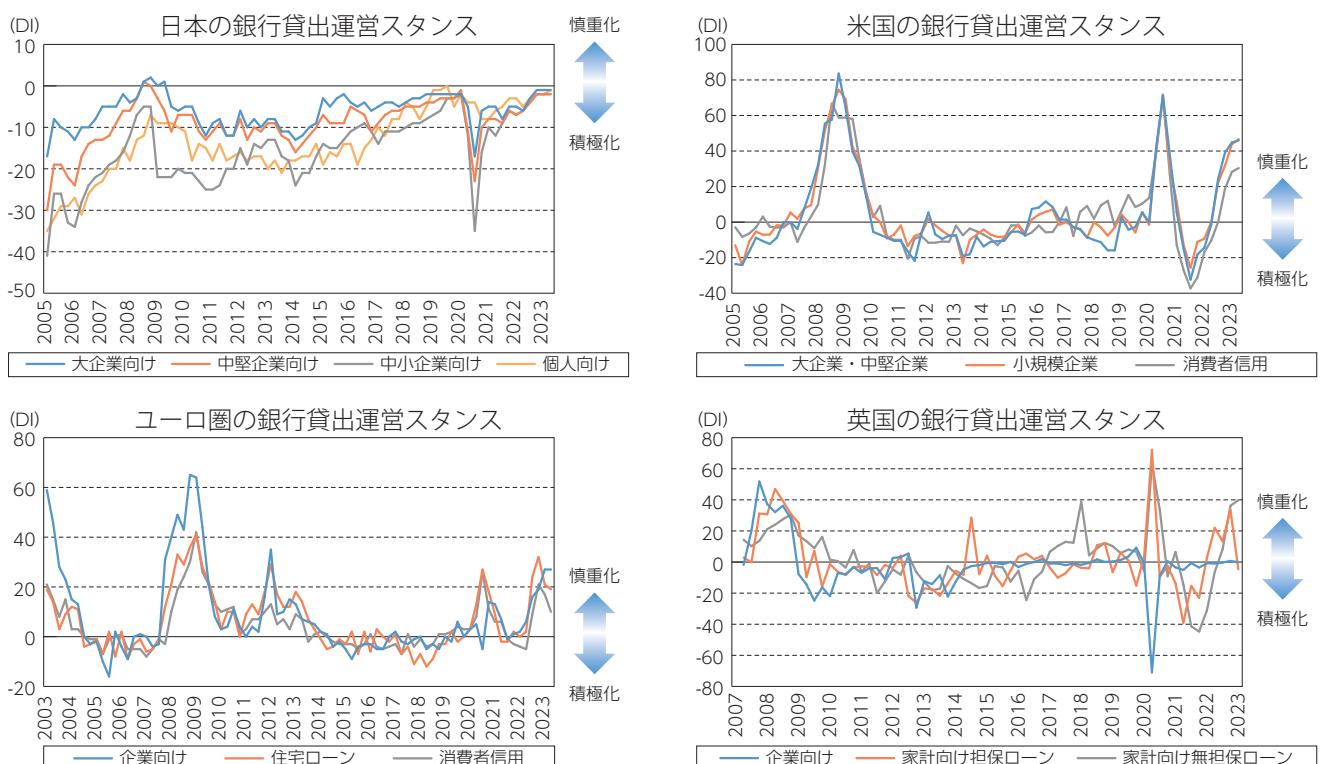
備考：金融環境指数は、1996年以降のデータが使用されており、標準正規分布（平均がゼロで分散が1）となるように標準化された指標であり、算出には実質短期金利、銀行間金利スプレッド、タームスプレッド、新興国国債金利の対米若しくは対独スプレッド、新興国のドル建て国債の対米スプレッド、新興国社債の対米スプレッド、新興国のドル建て社債の対米スプレッド、株式指数採用銘柄の株価純資産倍率、株式市場のボラティリティ、為替レート、実質住宅価格が使用されている。

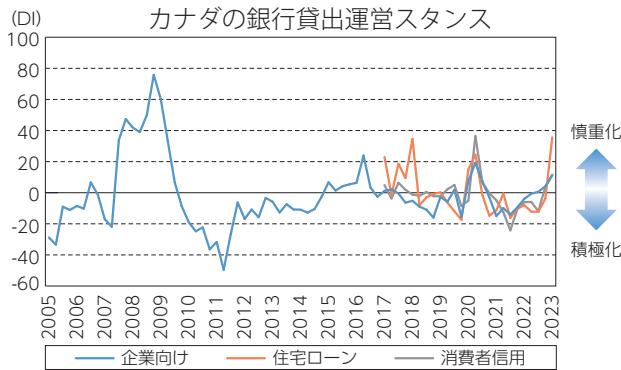
資料：IMF「Global Financial Stability Report(2023年4月)」から作成。

金融政策の変更が実体経済に及ぼすと想定される主な経路の一つとして、金融機関による企業や家計への与信行動の変化が挙げられる。一般的に、中央銀行による政策金利の引き上げは、金融機関による家計や企業への貸出金利へ波及し、金融機関にとっては貸出による利ざやが拡大する。一方で、そうした金利の上昇は、資金の借り手による返済負担の増加を意味し、金利の上昇自体が景気減速とそれに付随する債務不履行の懸念を高めることから、金融機関による与信判断の慎重化にもつながり得る。総じて、政策金利の上昇を通じ

た市中金利の上昇は、金融機関にとっては与信基準の緩和化と慎重化の両方向への誘因となり得る。それを踏まえて、主に各国・地域で実施されている銀行貸出アンケート調査の結果を見ると（第I-1-3-19図）、世界的に政策金利が引き上げられてきた2022年以降では、金融機関の貸出運営スタンスはおむね慎重化の方向となっており、金融機関としては政策金利の引き上げが景気を減速させるとの見方を強めていることが示唆されている。

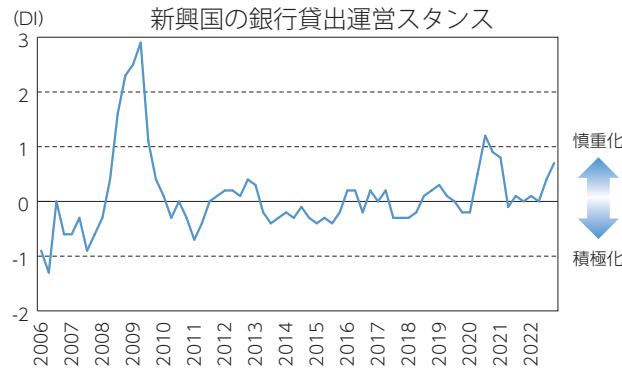
第I-1-3-19図 各国・地域の銀行による貸出運営スタンスの推移





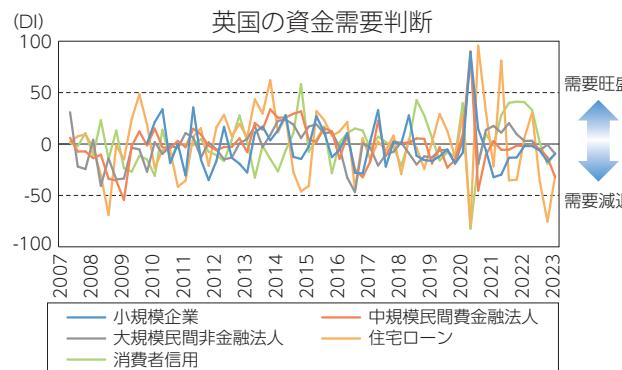
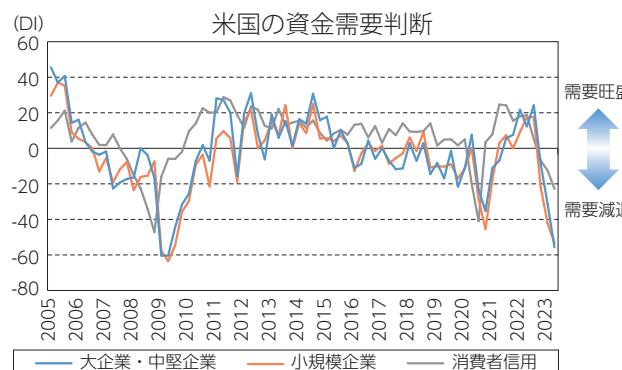
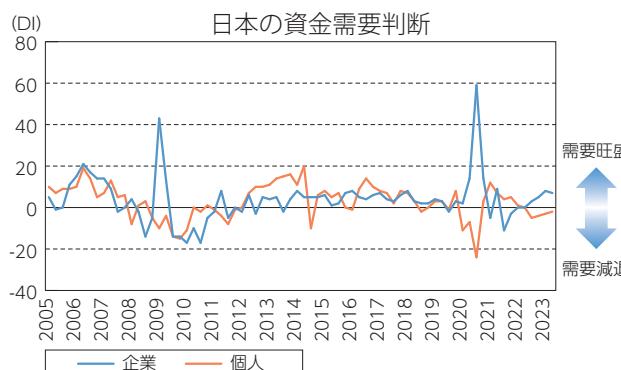
資料：先進国・地域については各國・地域の中央銀行、新興国についてはIMF「Global Financial Stability Report (2023年4月)」から作成。

同時に、銀行貸出アンケート調査で、需要側の結果が公表されている国・地域の結果を見ると（第I-1-3-20図）、特に中央銀行による金融政策の引締めが顕著になってからは、個人を中心として貸出に対する需



要がおおむね減退していることが示されている。こうした結果からは、資金の需要側から見れば、貸出金利の上昇は、返済負担の増加を通じて資金需要の抑制要因になっていることが示唆されている。

第I-1-3-20図 各国・地域の資金需要の推移



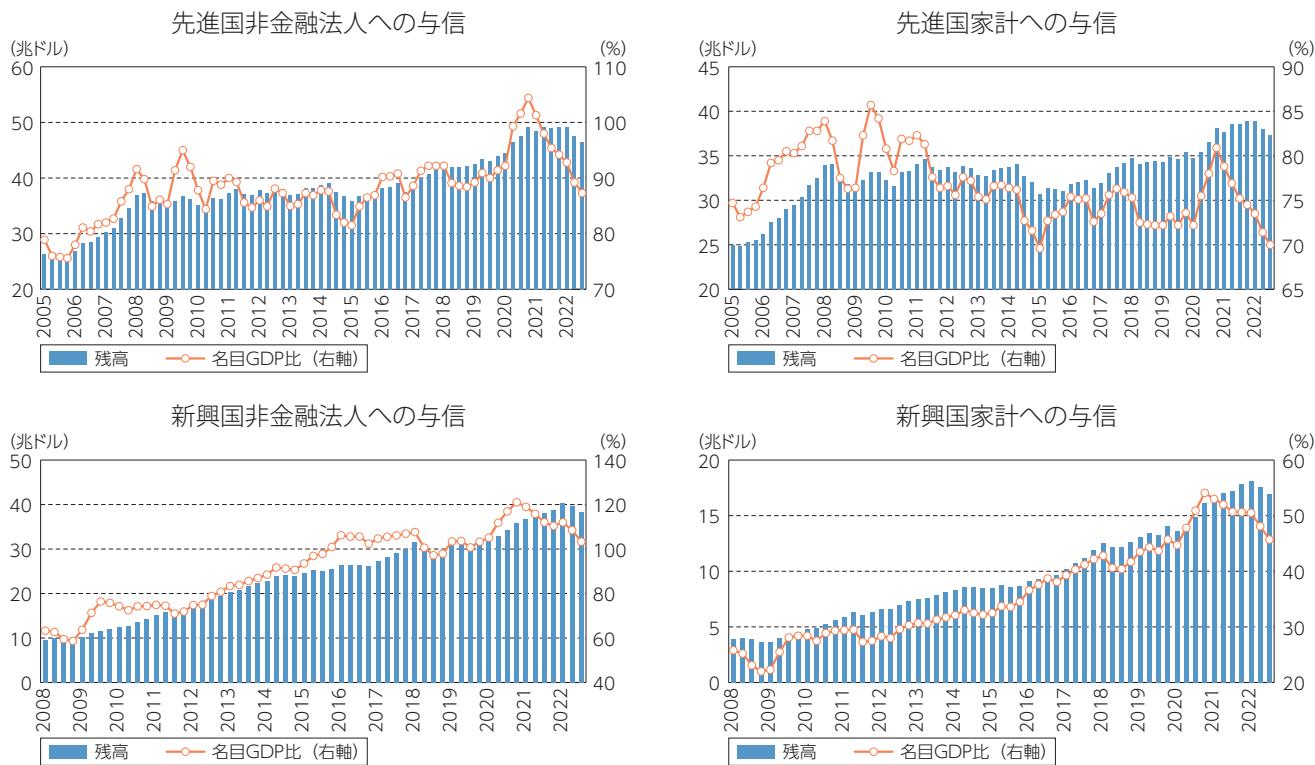
資料：先進国・地域については各國・地域の中央銀行、新興国についてはIMF「Global Financial Stability Report (2023年4月)」から作成。

以上の銀行貸出アンケート調査の結果を踏まえて、先進国と新興国における非金融法人と家計への与信残高の推移を見ると（第I-1-3-21図）、2020年以降は新型コロナウイルス感染症拡大による経済の混乱で、名目GDP比での大幅な変動は見られているものの、非金融法人と家計への与信は、残高水準には大きな変動は見られておらず、大幅な貸出の減少を意味する信用取締のような状況にはなっていないことが示唆されている。

こうした信用取締による景気への懸念が過度に高まってはいない一方で、特に家計への与信残高水準が増加していることに関連して留意する必要があるのは、住宅価格の動向である。新型コロナウイルス感染症拡大は世界的な景気後退をもたらしたもの、中央銀行による緩和的な金融政策と、テレワークの促進によって、住宅価格が上昇した可能性がある¹⁵。住宅価

格の動向を見ると（第I-1-3-22図）、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行が深刻化し、景気後退が顕著であった2020年にはむしろ住宅価格は上昇し、そのような傾向は2021年にも継続した。物価上昇圧力が強まったことで、2022年には中央銀行が金融政策を引締めたことで金利が上昇したものの、カナダ、中国、豪州といった一部の国を除けば、G20各国・地域で見ると住宅価格の緩やかな上昇が続いた。しかし、上述のとおり、金融引締めによる金利の上昇は、家計による資金需要を減退させており、それが時間差をもって住宅価格に影響してくる可能性もある。実物資産である住宅価格の急激な下落は、金融負債である住宅ローン残高の実質的な増価になるため、家計のバランスシートを悪化させる要因になり得る。現状はこうした懸念は当てはまらないものの、金融引締めが住宅価格に与える影響には留意が必要である。

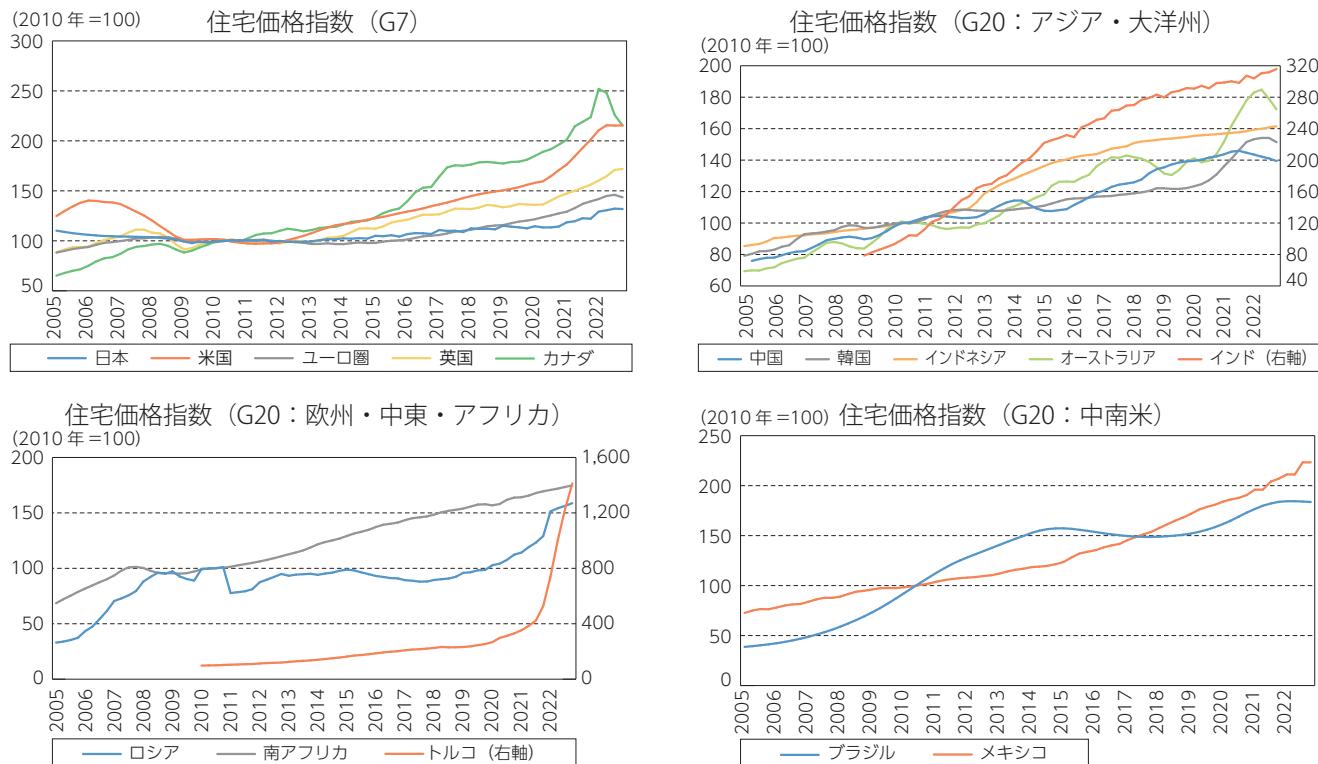
第I-1-3-21図 先進国と新興国との非金融法人と家計への与信残高の推移



資料：BIS から作成。

15 経済産業省（2022）『令和四年版通商白書』。

第 I-1-3-22 図 G20 各国・地域の住宅価格



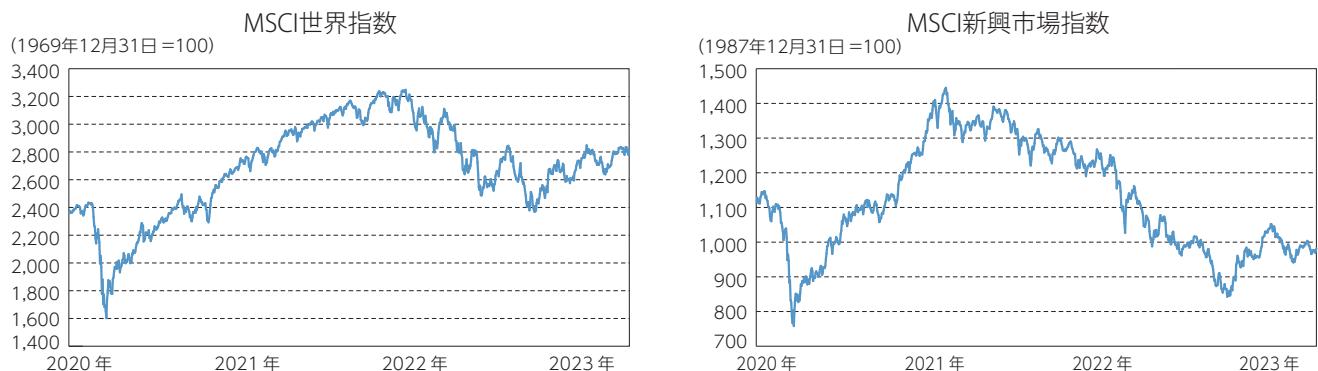
資料：BIS から作成。

さらに、金融政策の変更は、政策金利等の変更を通じて企業の借入コストに影響を与えるため、企業業績とそれへの市場の見方を反映する株式市場への影響も重要である。株価の変動は、家計の金融資産残高を変動させることを通じて、個人消費に影響を与える場合もあり、そうした影響は資産効果として呼ばれ、金融政策の効果伝達経路の一つとされている。

下図（第 I-1-3-23 図）は、先進国の株式市場の動向を代表的に示す MSCI 世界指数と、新興国の株式

市場の動向を代表的に示す MSCI 新興市場指数であり、特に先進国での政策金利の急激かつ大幅な引上げを反映して、世界指数は 2022 年当初からの下落が顕著になり、新興市場指数も 2021 年から見られている下落傾向が 2022 年の終盤まで継続した。こうした株価の下落は、企業株式への直接的な投資や、投資信託持分といった間接的な投資を通じて、家計の金融資産を減少させることで、個人消費を下押しする負の資産効果が懸念される。

第 I-1-3-23 図 先進国と新興国の株式市場

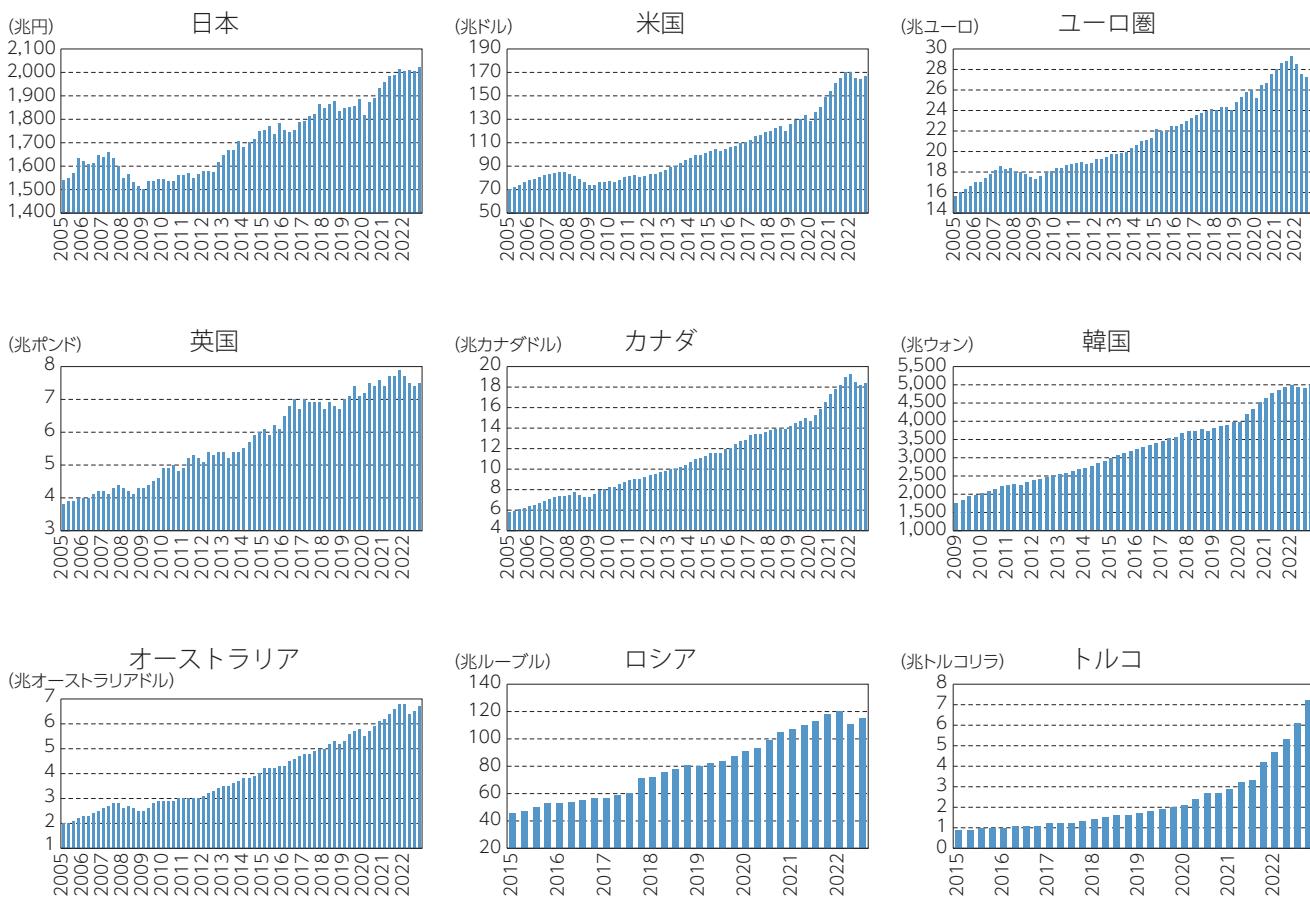


資料：Refinitiv database から作成。

実際に、各国・地域の家計の金融資産残高を見ると（第I-1-3-24図）、先進国では大幅な金融引締めを行っていない日本の家計の金融資産残高に大きな変化は見られないものの、他国・地域においては2022年に入ってからの家計の金融資産残高の減少が顕著になっている。新興国においては、先進国に比較してデータの入

手性が限られるものの、トルコといった例外を除き、家計の金融資産の2022年に入ってからはおむね減少している。こうした家計の金融資産の目減りが、家計の景況感の悪化と相まって、消費に対して下押し圧力を強める可能性に留意が必要である。

第I-1-3-24図 各国・地域の家計の金融資産残高



資料：CEIC database にある各国・地域の統計から作成。

第4節

新興国・途上国で高まる債務リスク

新型コロナウイルス感染症の世界的な流行は、経済活動の停滞が深刻な景気後退をもたらした。その後の景気回復過程においては、回復ペースが急速であったことにより、景気後退期に削減した労働力を再確保することが困難になったことで幅広い国・地域で人件費が急騰し、また景気回復が一部の国・地域に偏在したこと等による供給面の混乱で海運を中心とした物流コストが上昇した。さらに、ロシアによるウクライナ侵略が、食料とエネルギー価格を中心とした商品市況を混乱させたことで物価全般の上昇圧力が高まった。このようにインフレ圧力が世界的に高まる中で、主に先進国の中銀ではインフレを抑制するための金融引締めが行われ、コロナ禍で行われていた中央銀行による資産買入政策が停止され、政策金利は急速かつ大幅

に引き上げられた。

このような世界的な感染症の拡大と地政学リスクによる経済の混乱や、物流と資源価格の高騰によるインフレ圧力の上昇と、それに対応するための先進国を中心とした金融引締めの影響に対して、特にぜい弱であるとされるのは新興国・途上国の对外債務である。そのような考え方の背景には、新興国・途上国が多くては、対米ドルや対主要通貨バスケットを中心とした固定相場制度や、自国通貨の為替レートの変動を抑制するためのペグ制を採用しているため、景気悪化による投資資金の引揚げや、先進国の金融引締めによって生じる自国通貨の減価圧力に対してぜい弱であり、それによって对外債務負担が重くなるとの見方がある。

下表（第I-1-4-1表）は、IMFがまとめた各国の

第I-1-4-1表 分類別の為替相場制度と採用国

為替相場制度	採用国数 (合計190か国)	採用国
No separate legal tender	14	アンドラ、エクアドル、エルサルバドル、キリバチ、コソボ、マーシャル諸島、ミクロネシア、モンテネグロ、ナウル、パラオ、パナマ、サンマリノ、東ティモール、ツバル
Currency board	10	アンティグア・バーブーダ、ボスニアヘルツェゴビナ、ブルネイ、ブルガリア、ジブチ、ドミニカ、グレナダ、セントキツ・ネ비스、セントルシア、セントビンセント及びグレナディーン諸島、香港
Conventional peg	38	バハマ、バーレーン、バルバドス、ベリーズ、ベナン、ブータン、ブルキナファソ、カボヴェルデ、カメルーン、中央アフリカ共和国、チャド、コモロ、コンゴ、コートジボワール、デンマーク、赤道ギニア、エリトリア、エストラティニ、フィジー、ガボン、ギニアビサウ、イラク、ヨルダン、レソト、リビア、マリ、ナミビア、ネパール、ニジェール、オマーン、カタール、サモア、サオトメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、トーゴ、トルクメニスタン、アラブ首長国連邦、アルバ、キュラソー及びセントマーティン島
Stabilized arrangement	24	アルジェリア、アゼルバイジャン、バングラデシュ、ボリビア、カンボジア、クロアチア、エジプト、ガンビア、ガテマラ、ガイアナ、イラン、レバノン、モルジブ、モンゴル、ナイジェリア、北マケドニア、パプアニューギニア、セルビア、シンガポール、スードン、スリナム、タジキスタン、タンザニア、トリニダード・トバゴ
Crawling peg	3	ボツワナ、ホンジュラス、ニカラグア
Crawl-like arrangement	24	アフガニスタン、アルゼンチン、ブルンジ、チリ、コンゴ民主共和国、コスタリカ、ドミニカ共和国、エチオピア、ガーナ、ギニア、ラオス、マラウイ、モーリタニア、モザンビーク、フィリピン、ルーマニア、ルワンダ、ソロモン諸島、南スードン、スイス、チュニジア、ウズベキスタン、ベトナム、ザンビア
Paged exchange rate within horizontal bands	1	モロッコ
Other managed arrangement	12	ハイチ、ケニア、クウェート、キルギス共和国、リベリア、ミャンマー、シェラレオネ、シリリア、トンガ、バヌアツ、ベネズエラ、ジンバブエ
Floating	32	アルバニア、アンゴラ、アルメニア、ベラルーシ、ブラジル、コロンビア、ジョージア、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イスラエル、ジャマイカ、カザフスタン、韓国、マダガスカル、マレーシア、モーリシャス、モルドバ、ニュージーランド、パキスタン、パラグアイ、ペルー、セイシェル、南アフリカ、スリランカ、タイ、トルコ、ウガンダ、ウクライナ、ウルグアイ、イエメン
Free floating	32	オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チリ、キプロス、チェコ、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、イタリア、日本、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、メキシコ、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ロシア、スロバキア、スロベニア、ソマリア、スペイン、スウェーデン、英国、米国

備考：採用国数の合計には、アルバ、キュラソー及びセントマーティン島、香港は含まれていない。

資料：IMF「Annual Report on Exchange Arrangements and Exchange Restrictions 2021」から作成。

為替相場制度である。それぞれの制度を要約すると、「No separate legal tender」は、自国の法定通貨が存在せず、他国の法定通貨が流通していることが、通貨当局によって確認されている制度(いわゆるドル化)である。「Currency board」は、自国通貨を、外貨準備に応じた固定為替レートで、特定の他国通貨と交換することについて、明確に法的なコミットメントがあり、通貨当局がそうした体制を確認している制度である。「Conventional peg」は、自国通貨を、直接的若しくは間接的な介入手法で、他国通貨若しくは通貨バスケットに対して、法的なコミットメントのない固定レートで安定(ペグ)させ、通貨当局がそうした体制を確認している制度である。「Stabilized arrangement」は、スポット市場での他国通貨若しくは通貨バスケットに対する為替レートを、6か月若しくはそれ以上の期間で、上下2%以内に留めていると見られる変動相場ではない制度である。「Crawling peg」は、自国通貨の為替レートを、主要な量的経済指標等に基づいて、小幅な固定幅で調整していく体制が、通貨当局によって確認されている制度である。「Crawl-like arrangement」は、6か月若しくはそれ以上の期間で統計的に認識されるトレンドから、上下2%以内に自国通貨の為替レートが留められていると見られる変動相場ではない制度である。「Pegged exchange rate within horizontal band」は、定められ

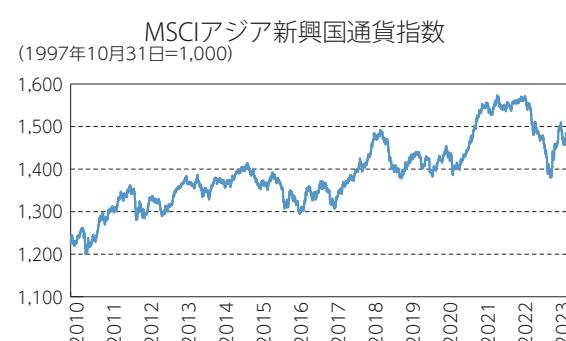
た為替レートから特定の範囲内で変動することが維持され、通貨当局がそうした体制を確認している制度である。「Other managed arrangement」は、他のどの分類にも当てはまらず、頻繁に為替相場制度が変更されている等の状態である。「Floating」は、判別可能若しくは予測可能な為替レートの推移がなく、大部分が市場によって決定され、直接的若しくは間接的な為替介入が、為替レートの大幅な変動を緩和若しくは予防するために行われていると見られる制度である。

「Free floating」は、為替介入が無秩序な市場環境に対応する目的でのみ行われ、過去6か月の期間で、為替介入が多くとも3例にとどまり、そのどれもが3営業日よりも短い間に行われていることを、当局が証明することができる変動相場制度である。

同表によると、自国の法定通貨を持たない国、固定為替相場の国、そして為替相場の変動を抑制するペグ制を採用している国のはほとんどは新興・途上国である。一般的に、これらの国では、為替相場を安定させるために市場介入が実施され、特に自国通貨の減価が顕著である場合には、自国通貨を買入れ、参照とする他国通貨若しくは通貨バスケットを売却する必要が出てくることから、外貨準備が不足するとの懸念が高まりやすくなる。

新興・途上地域全般の通貨動向を示す通貨指数の動向を見ると(第I-1-4-2図)、南米を除けば特に2022

第I-1-4-2図 新興・途上地域の通貨指数



資料：Refinitiv database から作成。

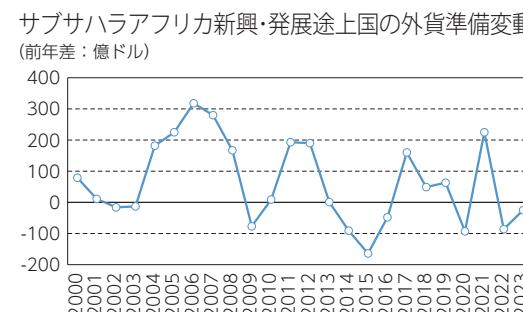
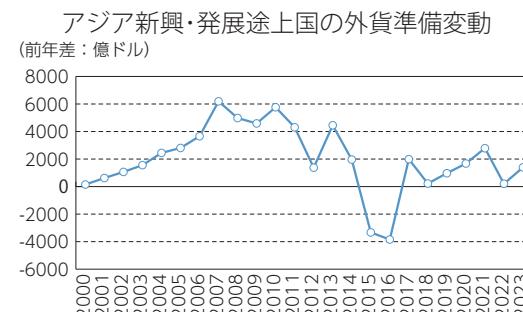
年中の新興・途上地域の通貨価値の下落が顕著であった。上述のとおり、新興国・途上国の通貨は、景気が悪化した際やその懸念が高まった場合には、主に先進国からの直接投資や証券投資の資金が引き揚げられ、通貨価値が下落しやすくなる。また、多くの新興国・途上国では、固定為替制度や、自国通貨の価値を対米ドルや対主要通貨バスケットで安定させるペグ制を採用しているため、先進国の金融政策が引締められた場合は、新興国・途上国の中央銀行も自国通貨価値を防衛するために同様の措置をとる必要性が出てくる。しかし、こうした自国の金融政策の引締め自体が景気を悪化させる懸念を惹起するため、新興国・途上国の金融政策当局は困難な判断に直面する。金融市场ではそのような新興国・途上国の金融政策当局の引締め判断の難しさが見透かされることから、通貨価値が下落しやすくなることがある。

上述のいずれの場合においても、新興国・途上国は、自国通貨の価値を安定させるために、自国通貨の買入

れと外国通貨を売却する為替介入を行う必要が生じる。その過程において、外貨準備を使用することで残高が減少し、ひいては対外債務の支払懸念が高まる。それを踏まえて、各地域の外貨準備高の変動状況を見ると(第I-1-4-3図)、2022年には欧州、南米・カリブ、サブサハラアフリカの新興・途上地域で外貨準備高が減少した。同年中には、インフレ抑制のために、米国を中心とした先進国の中央銀行が政策金利を引き上げており、それによって生じた新興・途上地域の通貨の下落圧力を軽減させる目的で、これらの地域の諸国では、自国通貨の買入と他国通貨の売却を行う為替介入が実施され、外貨準備を減少させていったことが示唆されている。

このように新興国・途上国の対外債務に対する懸念が高まる中で、以下ではその動向の詳細を見ていく。

第I-1-4-3図 新興・途上地域の外貨準備高の変動状況



備考：2023年の数値はIMFによる予測値。

資料：IMF「WEO」から作成。

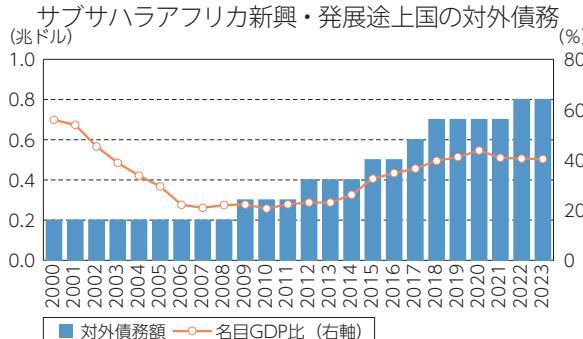
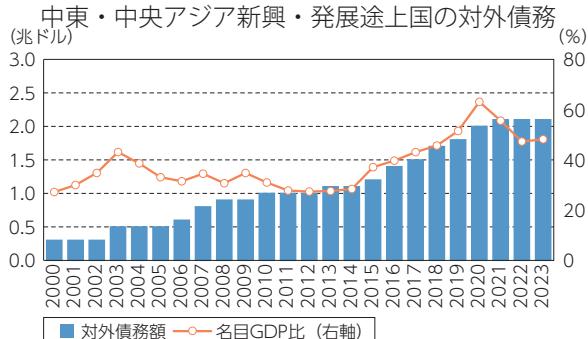
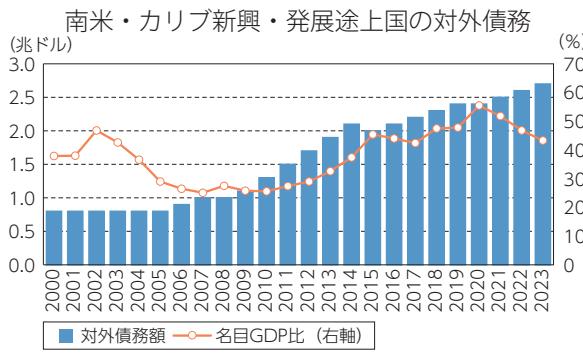
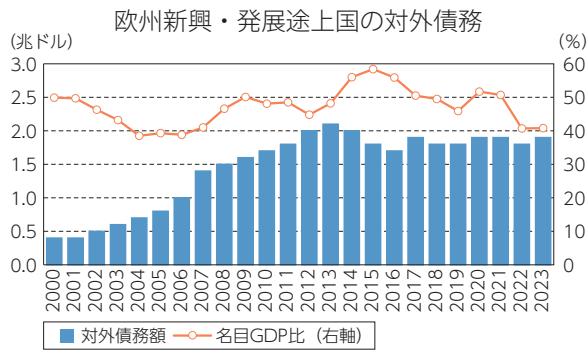
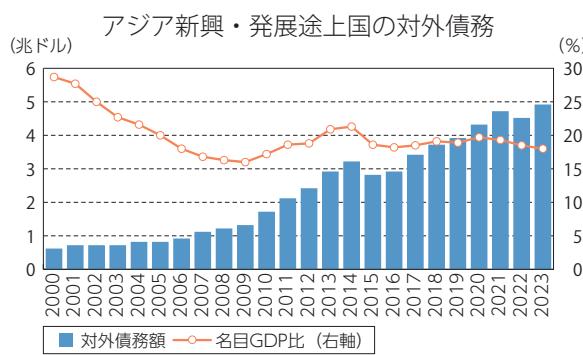
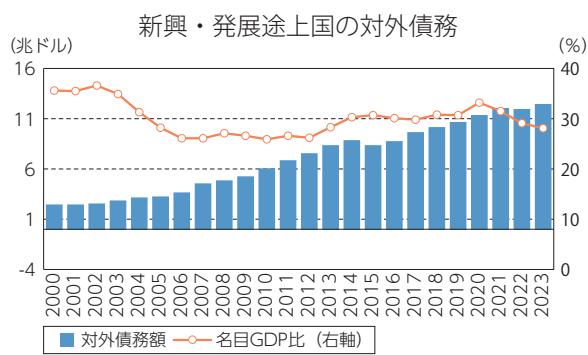
1. コロナ禍前から既に増加が顕著であった新興国・途上国の対外債務

下図（第I-1-4-4図）はIMFの地域及び所得分類に基づいて、各新興・発展途上地域の対外債務残高と同名目GDP比を示したものである。これを見ると、主に二つの点が特徴として挙げられる。一つ目は、新興・発展途上地域の対外債務規模は、過剰であるとは見られないことである。具体的には、各新興・発展途上国地域の対外債務残高は、欧州債務危機の影響を受けたと見られる欧州新興・発展途上地域を除けば、下図で示した期間ではすう勢的に増加しているものの、名目GDP比で見た規模感では、新型コロナウイルス感染症が世界的に流行した2020年以降でも、過度な比率の上昇は見られていない。

二つ目は、新興・発展途上地域の財政状況は、2020

年初頭から深刻化した新型コロナウイルス感染症の拡大によって特に悪化したとは見られないことである。実際に、下図（第I-1-4-5図）は所得段階別で見た各国の新型コロナウイルス感染症対策の規模を名目GDP比で比較したものであり、個別国での差はあるものの、平均で見れば、新型コロナウイルス感染症対策の規模は先進国で最も大きく、新興・発展途上地域では限定的である。これらの二点を踏まえると、通貨価値の下落等といった要因によって、対外債務の持続性について懸念が持たれることがありながらも、それでも対外借入を増やすことが可能となってきた要因が新興・発展途上地域にはあることが示唆される。

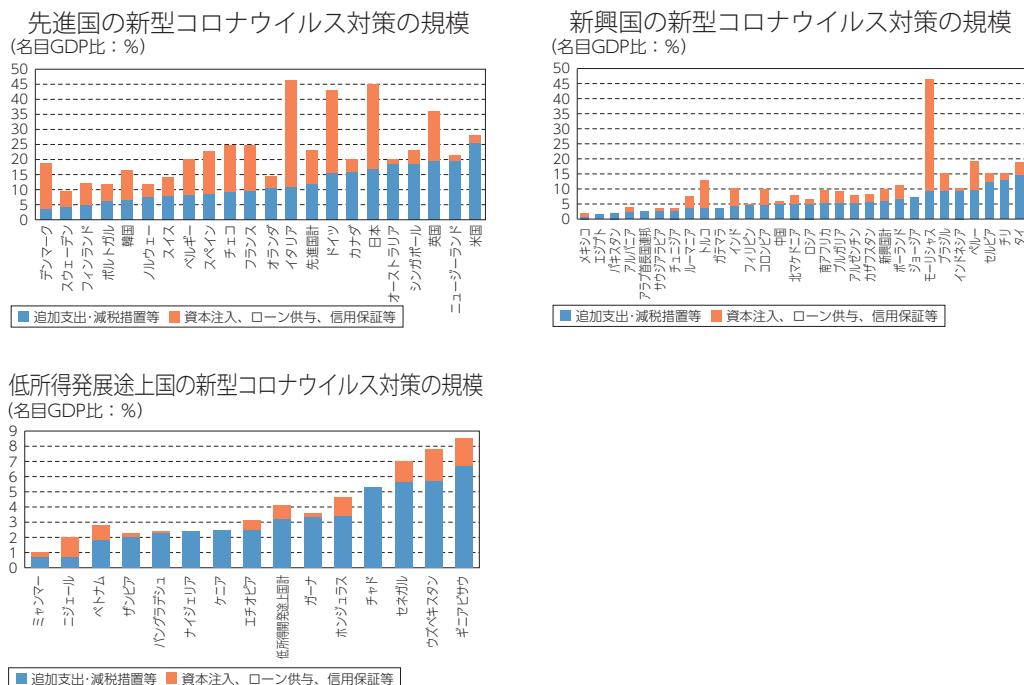
第I-1-4-4図 新興・発展途上地域の対外債務規模



備考：2023年の数値はIMFによる予測値。

資料：IMF「WEO」から作成。

第 I-1-4-5 図 所得段階地域別の新型コロナウイルス感染症対策規模



備考 1：2021 年 9 月 27 日時点。

備考2：名目GDP比は2021年10月時点の世界経済見通しに基づく。

備考3：各グループ計の数値は、購買力平価に基づく米ドルベースのGDPによる加重平均値。

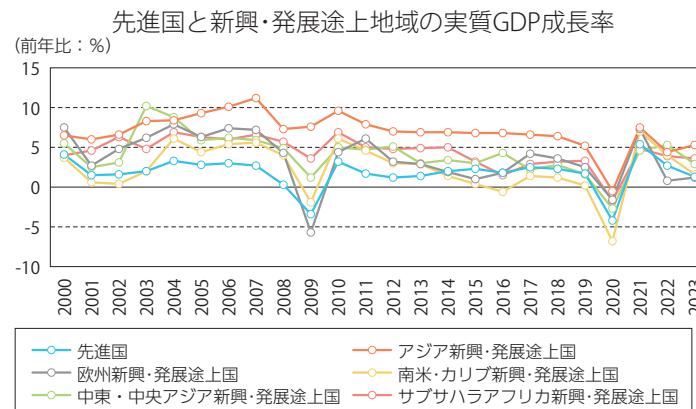
資料：IMF「Database of Country Fiscal Measures in Response to the COVID-19 Pandemic」から作成。

2. 新興国・途上国の対外債務増加の背景にある多様な要因

前項で述べた、新興・発展途上地域による対外借入が可能となってきた背景の一つに、それらの地域の予想成長率の高さがあると考えられる。下図（第 I-1-4-6 図）は先進地域と新興・発展途上地域の実質 GDP 成長率の実績と今後の予測を比較しており、アジア新興・発展途上地域を中心として、新興・発展途上地域はおむね先

進地域の経済成長率を上回ってきたことが示されている。こうした経済成長率の高さは、対外直接投資や対外証券投資による収益率の高さを示唆するため、経済が成熟していることによって投資機会が限定的となってくる先進国よりも、新興・発展途上地域は資金の投資先として選択されてきたことが示唆されている。

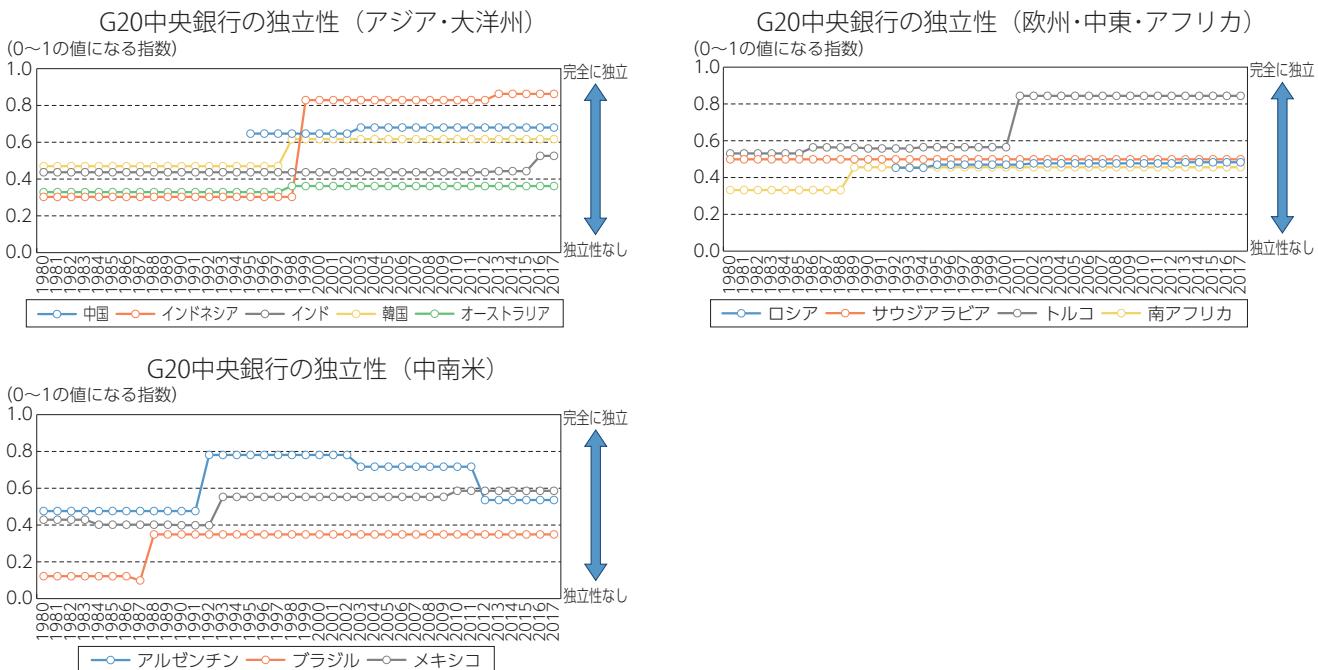
第 I-1-4-6 図 所得段階地域別の実質 GDP 成長率



備考：2023 年の数値は IMF による予測値。

備考：2023 年の数値は IMF
資料：IMF「WFO」から作成。

第 I-1-4-7 図 G20 (G7 を除く) の中央銀行の独立性指数



備考：中央銀行の独立性指数は、総裁・役員の独立性、金融政策の独立性、政策目標の独立性、政府に対する与信限度の独立性、財務の独立性、情報開示の独立性を指標化した指標。

資料：Romelli (2022)¹⁶ (<https://davideromelli.com/cbidata/>) から作成。

新興・発展途上地域による対外借入を可能としてきたもう一つの要因と考えられるのは、これらの地域でインフレ抑制を含めた景気の安定性に対する意識が高まってきたことである。固定利率で資金の貸借が行われた場合、借入側には返済までに物価を上昇させることで、債務の実質価値を減少させる誘因がある。他方、資金の供給側にとって、それは実質的な購買力の低下を意味することになり、すなわち物価上昇は購買力を資金の供給側から借入側に移転させる効果を持つことになる。このような議論は、資金の供給側にとって、債権が自国通貨建てであれば重要性は薄れてくるものの、それでも投資先の国・地域において、インフレ高進といった経済の混乱が放置されず、安定性が保たれるための措置が取られるということは、投資判断の重要な要因になることを示唆している。典型的な例としては、政府と中央銀行の関係性において、資金の借入主体となる政府はインフレによって債務の実質価値を低下させる誘因があるものの、物価の安定を目的とする中央銀行があれば、過度なインフレを抑制するための金融引締めが実施されるはずであり、債権者もこうした措置が取られることを期待する場合である。

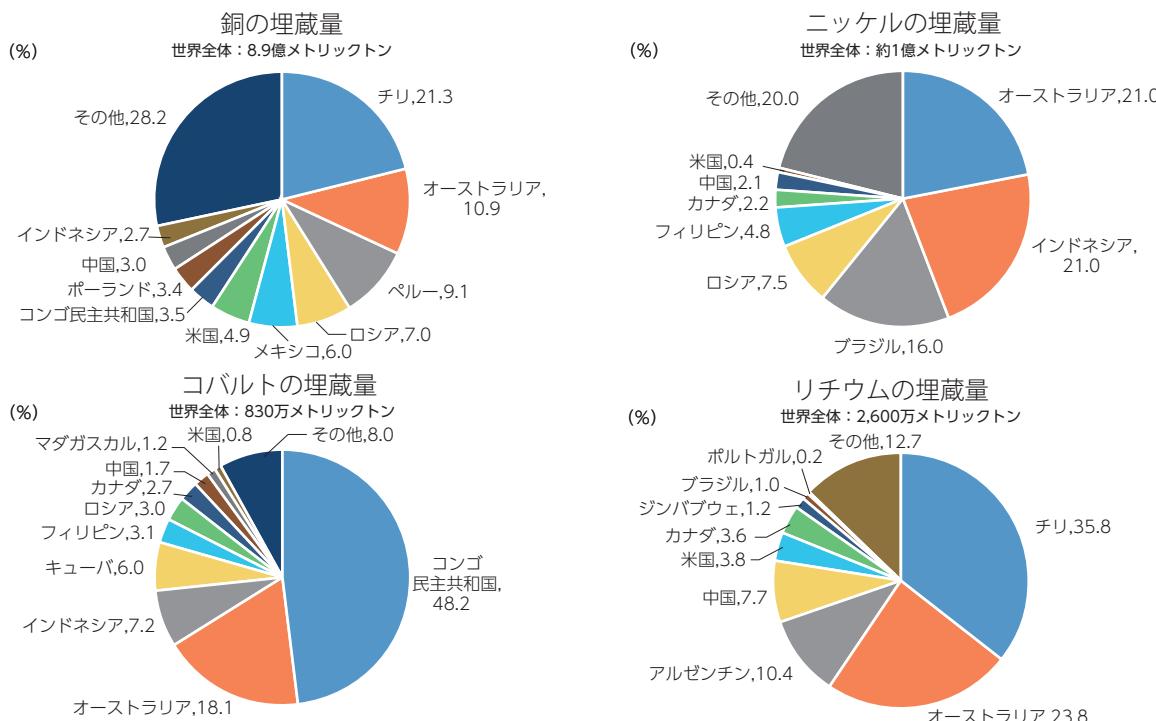
そのような議論は、債務の実質価値をインフレに

よって低減させる誘因がある主体に対して、物価安定を目的とする中央銀行が独立性を付与されているのかという点に帰着する。中央銀行の独立性といった定性的な側面を定量的に数値化したものとして、中央銀行独立性指数が知られている。同指数は、中央銀行について、総裁・役員の独立性、金融政策の独立性、政策目標の独立性、政府に対する与信限度の独立性、財務の独立性、情報開示の独立性の各項目に関して、それらを確認するためのチェックポイントを設定し指数化したものである。上図（第 I-1-4-7 図）は、G7 を除く G20 各国の中央銀行の独立性指数を示したものである。中央銀行制度は頻繁には変更されないことから変動が少ないものの、おおむねこれらの国では中央銀行の独立性が高まっていた。すなわち、資金の借入主体がインフレを指向したとしても、中央銀行が独立して金融引締めを行うような制度の整備が進展してきたことが示唆されている。このように新興・発展途上国において、中央銀行の独立性が高まり、インフレ抑制の意識が高まっていることも、新興・発展途上国地域に対する信頼の高まりを通じて、対外借入を可能としている要因の一つと考えられる。

さらに、近年において経済安全保障や強靭なサプラ

¹⁶ Davide Romelli (2022), "The political economy of reforms in central bank design: evidence from a new dataset", Economic Policy, Volume 37, Issue 112, October 2022, pp. 641-688.

第I-1-4-8図 主な重要資源の埋蔵量



資料：United States Geological Survey (USGS) 「Mineral Commodity Summaries 2023」から作成。

イチエーン構築への意識が高まってきたこともあり、非資源国にとって持続的な天然資源の調達は重要な課題となってきた。上図（第I-1-4-8図）は電線や水道管等といったインフラ設備の建設に重要な銅、蓄電池の重要な原材料となるニッケル、コバルト、リチウムといった代表的と見られる天然資源の国別の埋蔵量を示したものである。これによると、重要な天然資源の大部分は新興・途上国の埋蔵量シェアが高く、我

が国のような先進国の非資源国にとっては、それらの国への投資を通じて、良好な関係を築くことが重要な課題となってきたことが示唆されている。このように、重要な資源の保有国が主に新興・途上国であることも、これらの国に対する投資の継続、すなわちこれらの国の側から見た債務が持続的に積み上がってきた要因であると考えられる。

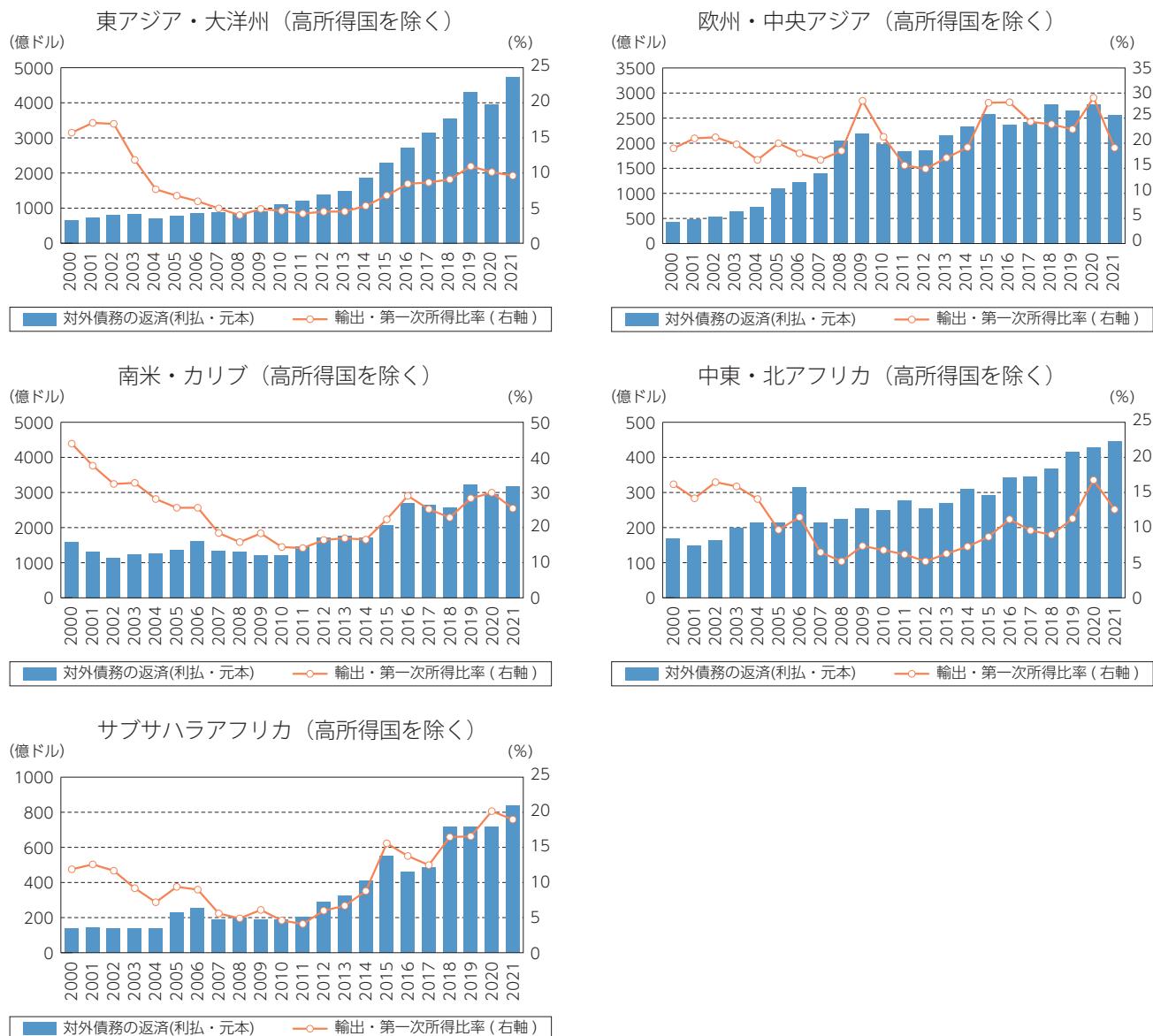
3. 新興国・途上国の対外債務の返済負担の状況

前項では、新興国・途上国において、対外債務が増加してきた背景を議論してきたが、本稿では増加してきた対外債務の支払動向を議論していく。

下図（第I-1-4-9図）は、高所得国を除いた地域別の対外債務の返済動向を示したものである。利払と元本を合計した対外債務の支払額を見ると、前項で見てきた対外債務残高の増加を反映して、返済額もすう勢的に増加ないし高水準で推移している。対外債務の返済負担の重さを示す指標として、対外債務の返済額に対して外貨獲得が十分であるのかを示す対外債務支払の輸出・第一次所得比率がある。それを見ると、同比率はサブサハラアフリカでは2010年頃からのすう勢的な上昇が見られているものの、その他の地域では、

特にコロナ禍からの世界経済の正常化によって、2021年に同比率が一様に低下していることが示されている。前項では、対外債務残高の経済に対する規模が懸念を惹起するほど積み上がってはいない状況を見たが、対外債務の返済についても、地域という観点においては、経済が混乱に陥る程の規模になっている様子は見られない。ただし、上述のとおり、2022年には新興国・途上国で広く通貨価値の下落が生じるとともに、一部の国・地域では外貨準備の減少も見られたことを鑑みれば、国・地域によっては、足下で対外債務の返済リスクへの懸念が高まっている可能性があることに留意が必要である。

第I-1-4-9図 地域別の対外債務の返済負担



資料：世界銀行から作成。

4. 公的債務の再編だけでは解決しない新興国・途上国の対外債務問題

上述では、新興・発展途上国が高い経済成長率見込み、中央銀行の制度的な発展、そして重要資源の保有といった要因によって対外債務を増加することが可能となってきたことと、対外債務の支払状況が債務危機を惹起するような状況になっているとは見られないことを指摘した。しかし、増加してきた対外債務の返済が、個別国という観点においては、全て滞りなく行われているという訳ではない。

新興・発展途上国が対外債務返済に困難な状況に直面した場合、公的債務については、債務再編や債務削減を協議する組織としてパリクラブが存在している。下表（第I-1-4-10表）はパリクラブの概要を示した

ものであり、先進国を中心とした22か国が、満期一年以上の公的債務について、各国の状況を考慮しながら債務再編措置（債務の繰延や削減）をすることを協議する。

パリクラブで合意された債務再編の件数とコロナ禍における詳細を見ると（第I-1-4-11図表）、新型コロナウイルス感染症が世界的に流行した2020年における債務再編の合意数は突出して多くなっており、債務再編を合意した債務国のはほとんどはアフリカ諸国となっている。これは、新型コロナウイルス感染症の流行による最貧困への対処を目的とし、2020年4月にパリクラブとG20が初めてとなる協業を実施し、公

第I-1-4-10表 パリクラブの概要

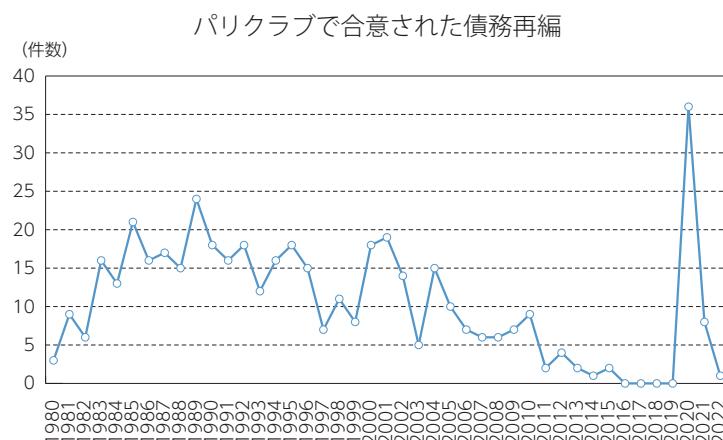
常任参加国	・22か国（オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、アイルランド、イスラエル、イタリア、日本、韓国、オランダ、ノルウェー、ロシア、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、米国）	
対象となる債務の種類	・公的債務（公的債務保証を付された民間債務を含む）のうち、満期が中長期のもの（満期が1年よりも長いもの）	
主な債務再編手法	対象	主な内容
Classic terms	標準的な債務再編を必要とする国	・債務削減や財政再建に向けてIMFとの適切な取組がある国が対象・適切な市場金利で債務を再編
Houston terms	低位中所得の重債務国	・①一人当たりGDPが2,995ドル未満、②債務のGDP比が50%以上、債務の輸出比が275%以上、予定される債務返済の輸出比が30%以上のどれか二つ以上に当たる、③公的債務が民間債務ではなくとも150%の三つの条件のうち少なくとも二つ以上に当たる国が対象であり、パリクラブとIMFがトラックレコードを含めた多様な基準で審査・非ODAの返済を、適切な市場金利で、2-3年間の猶予期間付きで15年程度に延長・ODAの返済を、市場金利よりも低位な金利とし、最長10年の猶予期間付きで20年以上に延長・協議に基づいた債務スワップ（ODAについては上限なし、非ODAについては最大で残高の20%もしくは150-300万SDR）
Naples terms	低所得の重債務国	・重債務である、与信を受けられるのが国際開発協会（IDA）だけである、一人当たりGDPが755ドル以下である等の国が対象であり、パリクラブとIMFがトラックレコードを含めた多様な基準で審査・非ODAについては、債権者が、①Debt Reduction Option（DR）：最大で67%の債権放棄を行い、残っている残高について、6年間の猶予期間付きの23年間で、適切な市場金利に基づいて返済を受ける、②Debt Service Reduction Option（DSR）：金利を市場金利よりも低位にし、33年間で返済を受ける、のどちらかの選択肢をとることで債権を最大で67%放棄（DSRの返済条件をやや変更したCapitalisation of moratorium interestや、返済期間を更に長期にするCommercial optionもあるがほとんど使用されていない）・ODAについては、少なくとも市場金利よりも低い金利へ変更され、16年間の猶予期間付きの40年間で返済を受ける・協議に基づいた債務スワップ（ODAについては上限なし、非ODAについては最大で残高の20%もしくは150-300万SDR）
Cologne terms	低所得重債務国救済イニシアティブの対象国	・低所得重債務国（Heavily Indebted Poor Countries: HIPC）救済イニシアティブにおいて定義された最貧国であり、Naples termsにも当たる国が対象・パリクラブとのトラックレコードが健全であり、債務の持続性を維持するために強い経済調整を継続している国が対象・IMFと世界銀行によってHIPC救済イニシアティブの対象であると宣言されている国が対象・非ODAについては、債権者が、Debt Reduction Option（DR）に基づいて、最大90%（場合によってはそれ以上）の債権放棄を行い、残っている残高について、6年間の猶予期間付きの23年間で、適切な市場金利に基づいて返済を受ける・ODAについては、少なくとも市場金利よりも低い金利へ変更され、16年間の猶予期間付きの40年間で返済を受ける・協議に基づいた債務スワップ（ODAについては上限なし、非ODAについては最大で残高の20%もしくは150-300万SDR）・債権者は、他の債権者への事前の通告をした上で、合意よりも多くの債権を放棄できる

資料：パリクラブ資料から作成。

的債務の返済を猶予する枠組みである債務支払猶予イニシアティブ（Debt Service Suspension Initiative : DSSI）が合意され、その対象国のはほとんどがアフリカ諸国であったためである。従来の枠組みでは、経済危機に陥った途上国からの個別の事情に基づき債務再編協議が開始されていたのに対して、DSSIの枠組みでは、G20・パリクラブが対象とすることを合意した73か国は、申請すれば定型の条件で債務再編が行われることになり、債務再編に関する合意がより効率的

となったことが合意数の大幅な増加の背景にある。上述のとおり、低所得開発途上国では、新型コロナウイルス感染症対策の規模が限定期であったことを踏まえれば、こうしたパリクラブでの債務再編の突出した多さは、低所得国が多くあるアフリカ地域では、経済及び社会の混乱によって、対策を計画及び実行すること自体が困難であったことが示唆されている。ただし、DSSIは、返済を猶予された対外債務支払の資金を、国内の新型コロナウイルス感染症対策を含む経済・社

第I-1-4-11図表 パリクラブで合意された債務再編数と近年の詳細



2020年			2021年			2022年		
合意された日付	対象国	債務再編の類型	合意された日付	対象国	債務再編の類型	合意された日付	対象国	債務再編の類型
2020年3月31日	ソマリア	Cologne	2021年1月11日	ケニア	DSSI	2022年6月22日	スリナム	Classic
2020年5月15日	ドミニカ	DSSI	2021年1月18日	ウガンダ	DSSI			
	マリ	DSSI	2021年3月18日	セントビンセント及び グレナディン諸島	DSSI			
2020年5月18日	グレナダ	DSSI	2021年4月26日	ギニアビサウ	DSSI			
2020年5月19日	カメルーン	DSSI		中央アフリカ共和国	DSSI			
	ネパール	DSSI	2021年7月15日	スーダン	Cologne			
2020年5月26日	ブルキナファソ	DSSI	2021年9月10日	キルギス共和国	DSSI			
2020年6月2日	モーリタニア	DSSI	2021年10月13日	フィジー	DSSI			
2020年6月4日	ニジェール	DSSI						
2020年6月9日	エチオピア	DSSI						
	チャド	DSSI						
	パキスタン	DSSI						
	コンゴ	DSSI						
2020年6月10日	ミャンマー	DSSI						
2020年6月11日	コートジボワール	DSSI						
2020年6月15日	コモロ	DSSI						
	トーゴ	DSSI						
2020年6月24日	ギニア	DSSI						
2020年7月21日	セネガル	DSSI						
2020年7月27日	コンゴ民主共和国	DSSI						
2020年8月10日	ザンビア	DSSI						
	ジブチ	DSSI						
2020年8月12日	サントメプリンシペ	DSSI						
	カーボベルデ	DSSI						
2020年8月14日	シエラレオネ	DSSI						
2020年8月27日	サモア	DSSI						
2020年8月31日	アンゴラ	DSSI						
2020年9月3日	タジキスタン	DSSI						
2020年9月9日	レソト	DSSI						
2020年9月14日	モルジブ	DSSI						
2020年9月29日	モザンビーク	DSSI						
2020年10月7日	イエメン	DSSI						
2020年10月12日	マダガスカル	DSSI						
2020年10月23日	タンザニア	DSSI						
2020年10月25日	セントルシア	DSSI						

備考：DSSIは債務支払猶予イニシアティブ（Debt Service Suspension Initiative）。

資料：パリクラブ資料から作成。

会対策の資金に使用できる仕組となっている。

また、パリクラブの債務再編の手法の中には、パリクラブの全ての債権国が行っているわけではないものの、各国の判断において債務交換の条項が含まれることがある。債務交換の具体的な手法の中には、債権国が債務国の債務を売却し、その資金を当該債務国の経済発展プロジェクトの資金として利用する枠組みや、債務国にとって会計上は債務項目として計上される借入を、自己資本として計上される株式に転換すること

で、債務残高を圧縮するという仕組み（Debt Equity Swap : DES）がある。例えば、新興・発展途上国が債務再編の一部としてDESを合意した場合、新興・発展途上国の国有企業等が抱える対外債務を株式に転換し、その株式を債権国に譲渡するといった形が典型的な手法となる。下表は、パリクラブで想定されている債務交換の枠組みと、これまでにパリクラブで合意された債務再編で、債務交換条項が含まれている事例である（第I-1-4-12表）。債務再編は猶予期間の設定

第I-1-4-12表 債務交換条項を含む債務再編

主な債務交換の手法	内容
Debt-for-development swaps	債務国が、債務返済に使用される資金を、自国の経済発展プロジェクトのために利用
Debt-for-equity swaps	債権国の政府が債務国の債務を投資家に売却し、その投資家が債務国の債務を債務国の企業株式と交換
Local currency debt swaps	債権国の政府が債務国の債務を投資家に売却し、その投資家が債務国の債務を売却し、その資金を債務国通貨で当該国の経済発展のためのプロジェクトに投資

年	債務交換条項が含まれている債務再編の合意件数	債務国
1990年	2	コンゴ、エルサルバドル
1991年	10	ナイジェリア、ポーランド、エジプト、フィリピン、セネガル、ペルー、コートジボワール、ドミニカ共和国、ニカラグア、ベナン
1992年	12	エクアドル、タンザニア、ボリビア、モロッコ、ヨルダン、ウガンダ、トーゴ、ホンジュラス、マリ、ギニア、シエラレオネ、エチオピア
1993年	6	モーリタニア、モザンビーク、ペルー、ガイアナ、ブルキナファソ、ベナン
1994年	10	セネガル、ニジェール、コートジボワール、カメルーン、中央アフリカ共和国、エクアドル、ヨルダン、コンゴ、フィリピン、シエラレオネ
1995年	13	ギニア、カンボジア、ウガンダ、トーゴ、チャド、ニカラグア、ボリビア、セネガル、ハイチ、モーリタニア、アルジェリア、カメルーン
1996年	14	ザンビア、ホンジュラス、シエラレオネ、ガーナ、マリ、ガイアナ、チャド、ブルキナファソ、コンゴ、ペルー、イエメン、ベナン、モザンビーク、ニジェール
1997年	7	タンザニア、エチオピア、ギニア、マダガスカル、ヨルダン、カメルーン、イエメン
1998年	7	ニカラグア、ウガンダ、コートジボワール、モザンビーク、ルワンダ、ボスニアヘルツェゴビナ、ボリビア
1999年	6	パキスタン、ホンジュラス、ザンビア、ヨルダン、ガイアナ、モザンビーク
2000年	7	モーリタニア、インドネシア、タンザニア、エクアドル、ケニア、ナイジェリア、ガボン
2001年	16	パキスタン、カメルーン、ニジェール、マラウィ、ギニアビサウ、ジョージア、マダガスカル、エチオピア、ギニア、チャド、シエラレオネ、モンテネグロ、セルビア、モザンビーク、ガーナ
2002年	9	タンザニア、ルワンダ、キルギス共和、コートジボワール、インドネシア、ガーナ、ヨルダン、ザンビア、ニカラグア
2003年	1	エクアドル
2004年	15	ガイアナ、ケニア、ニカラグア、ブルンジ、ホンジュラス、ドミニカ共和国、ニジェール、エチオピア、セネガル、ガボン、ジョージア、ガーナ、マダガスカル、イラク、コンゴ
2005年	2	キルギス共和国、ドミニカ共和国
2006年	2	マラウィ、ハイチ
2007年	2	中央アフリカ共和国
2008年	4	ギニア、トーゴ、ジブチ、コンゴ
2009年	6	トーゴ、ブルンジ、セイシェル、コートジボワール、ハイチ、コモロ
2010年	7	コンゴ民主共和国、コンゴ、ギニアビサウ、コモロ、アンティグアバーブーダ、トーゴ
2011年	2	ギニアビサウ、コートジボワール
2012年	4	ギニア、セントキツネイビス、コートジボワール、ギニア
2013年	2	ミャンマー、コモロ
2015年	2	チャド、グレナダ

備考：同一年内に複数の合意をしている国があるため、件数と国数が一致しない場合がある。

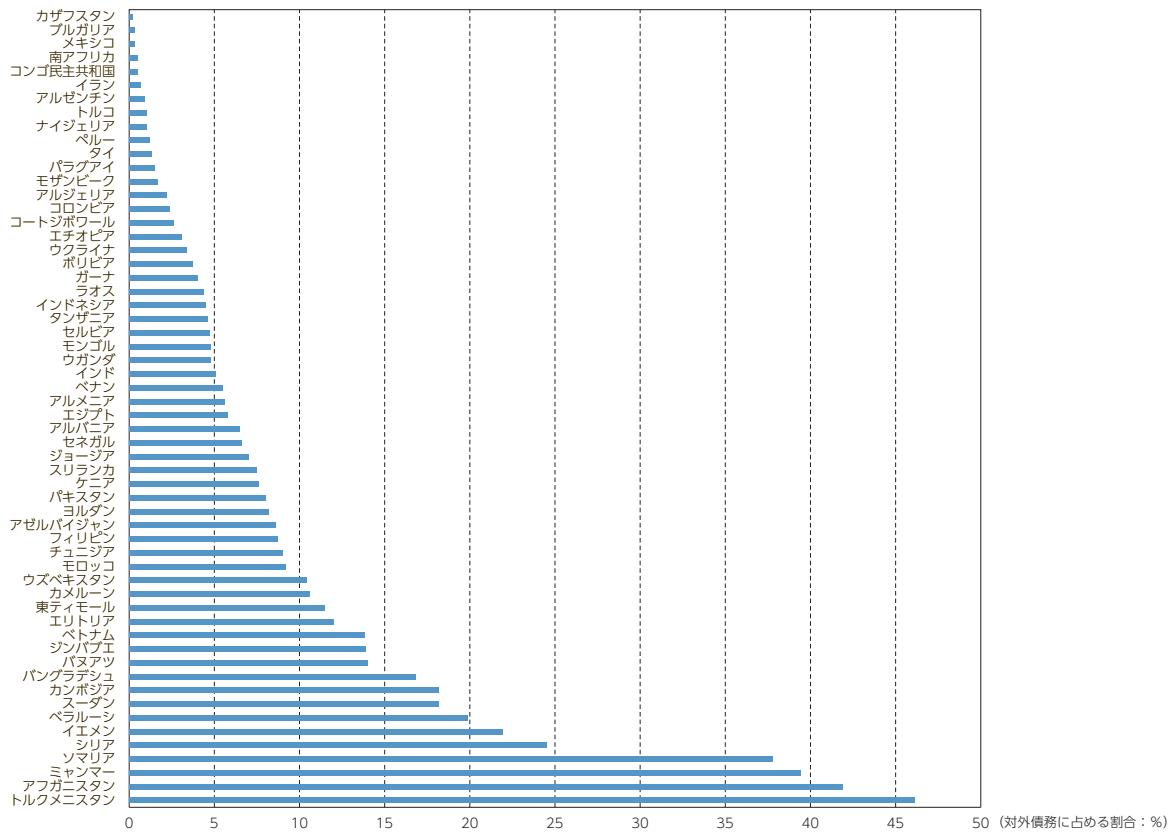
資料：パリクラブ資料から作成。

や金利の引下げ等によって、負担を軽減することで債務国からの返済を見込むことになるが、債務交換は、債務国の経済発展プロジェクトに資金が活用されることが透明化されており、また、DESでは債権国が債務国のステークホルダーとなることで、債務国の立ち直りに対してコミットメントを強化する効果があることが期待される。

パリクラブでは2020年にDSSIの枠組みを中心とした多くの債務再編が合意され、低所得の発展途上国

が抱える対外債務問題を緩和する取組が進展した。ただし、新興・途上国の対外債務の問題が全面的には解決されるわけではないことにも留意が必要である。下図（第I-1-4-13図）は、各国の対外債務に占めるパリクラブメンバーからの借入割合を示したものである。これによると、新興・途上国の対外債務について、パリクラブメンバーからの借入割合は多くとも半分に満たないことが示されており、ほとんどの国で同割合は25%を下回っている。見方を変えれば、これらの

第I-1-4-13図 各国の対外債務に占めるパリクラブメンバーからの借入割合（2021年）



資料：パリクラブとBISから作成。

国のはとんどでは、対外債務75%以上は、借入期間が一年未満、若しくは借入先がパリクラブの構成国ではない国や民間部門となっている。そうした状況を踏まえれば、2020年11月に合意G20とパリクラブの取組である「DSSI後の債務措置に係る共通枠組

(Common Framework for Debt Treatments beyond the DSSI)」において、非パリクラブの債権国や民間債権者を含めた協議が行われていることは、低所得の発展途上国が抱える対外債務問題への対応をしていく上で重要な進展である。

5. 先進国による政策金利の引上げが新興国・途上国にもたらす間接的な影響

前節では、先進国を中心とした中央銀行が、インフレ圧力への対応として、政策金利を急激かつ大幅に引き上げてきたことに言及した。また、本節では、新興国・途上国全体で見れば、対外債務の返済負担は過剰な程度にはなっていないことを指摘した。しかし、先進国を中心とした政策金利の引上げが、債券金利の上昇(即ち債券価格の下落)や株価の下落といった金融市場への影響を通じて、新興国・発展途上国に対して間接的な影響を及ぼしていることには留意が必要である。

先進国の中でも特に米国のFRBはインフレへの対応をいち早く実施しており、政策金利を大幅に引き上げてきた結果として、債券金利も大幅に上昇した(第I-1-4-14図)。それによって、金融機関が保有してい

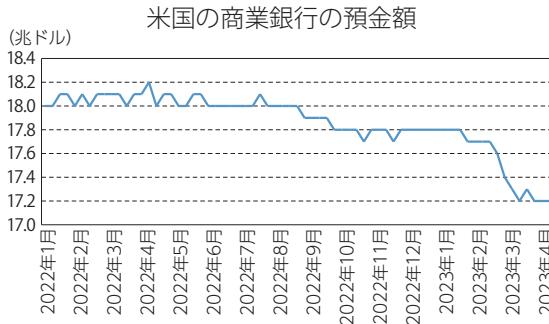
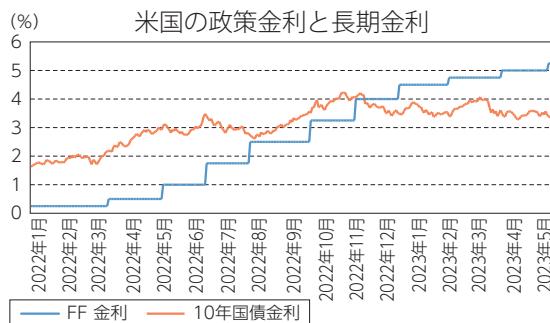
る有価証券の時価評価額が下落し、そうした状況を懸念した預金者による預金の引出しが集中した結果として、金融機関が保有する現金の不足が懸念される流動性不安が発生した。さらに、一部の金融機関が抱える特殊な状況であると見られていたそうした流動性不安は、預金規模に対して有価証券の保有割合が高いと見られる他の金融機関にも波及する様相が出ていた。

そのような先進国での金融動向が、新興国・途上国に間接的な形で影響する可能性がある。下図(第I-1-4-15図)はG7を除いたG20のうちの一部の国に対する証券投資の動向であり、米国で金融政策の引締めが開始された2022年以降を見ると、新興国からの資金流出が目立つようになっていた。上述のような流

動性不安が起こった場合には、預金取扱機関が手元資金を増加させるために、直接投資（投資先の議決権の10%以上を取得する投資やオフィス・工場の建設といったいわゆるグリーンフィールド投資）といった資金の引揚げに時間が必要な投資よりも、証券投資（投資先の議決権の10%未満を取得する投資）といった

引揚げに比較的に時間がかかるない投資の引揚げを進める場合がある。このように、先進国での流動性不安が、先進国による新興国・途上国への投資資金の引揚げを通じて、新興国・途上国の通貨や経済成長に対して影響を与え、ひいては債務問題に影響を与える可能性には留意が必要である。

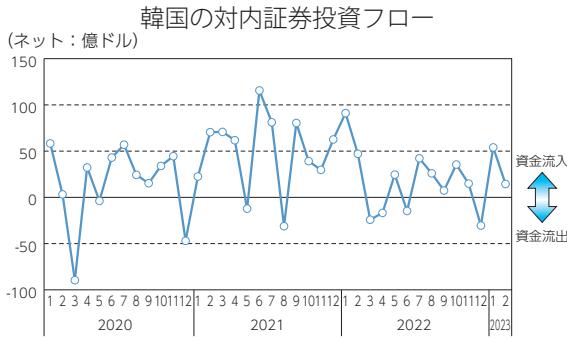
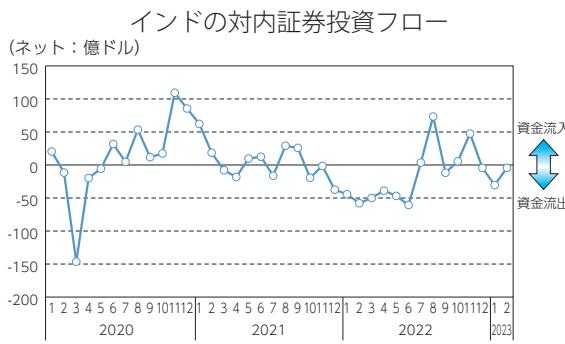
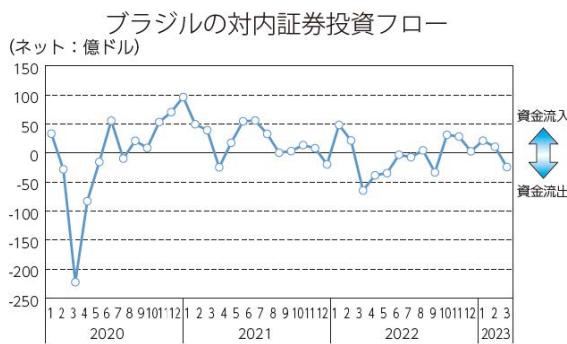
第I-1-4-14図 米国の政策金利と長期金利及び商業銀行の預金額



備考：米国の商業銀行の預金額は季節調整値。

資料：Refinitiv database、FRB から作成。

第I-1-4-15図 新興国に対する証券投資フロー



備考：G7 を除く G20 諸国の中、月次でデータが公表されている国を示す。

資料：CEIC database にあるブラジル中央銀行、インド中央銀行、韓国中央銀行、トルコ中央銀行のデータから作成。

6. 地域別にみた債務リスクの状況

前項では新興国・途上国全般の債務リスクについて分析した。前項で述べたとおり、すう勢的に見れば、新興・発展途上地域の対外債務規模は、過度に過剰であるとは見られないものの、個々の国では、既に危機

に陥っている国や、財政的なゆとりを失いつつある国も見られることから、本項では地域別に債務リスクの状況を見ていく。

(1) アジア地域

まず、アジア地域について見ていく。アジア地域では、2022年5月にスリランカで外貨建て債務がデフォルトに陥るなど、南西アジア地域における債務リスクへの懸念が高まっている。

スリランカでは、慢性的な貿易赤字に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大により、観光と海外労働者からの送金による外貨獲得ができなかったことから、コロナ禍前の2020年1月には75億ドル保有していた外貨準備高が、2022年3月には19億ドルと約4分の1まで減少した。これにより、スリランカは対外債務の返済が困難となったため、2022年4月にIMFに緊急融資を要請し、同年9月、IMFはスリランカに対する拡大信用供与措置（EFF）¹⁷に基づく融資について実務者レベルの合意に達した。その後、正式承認の前提となる主要債権国¹⁸からの同意が得られたことを受け、2023年3月、約30億ドルの融資について正式承認に至った。パキスタン、バングラデシュもIMFに支援を要請した。

パキスタンでは、2021年11月から前年同月比10%台の高いインフレ率の継続に加えて、通貨安や外貨準備高が減少していたところに、2022年6月頃からの大雨で未曾有の被害が発生した。同年8月、IMFは2019年に開始した総額65億ドルの拡大信用供与措置（EFF）の一環として11億ドルの融資実行を承認した。

バングラデシュはコロナ禍からの経済回復の途上にあったところ、ロシアのウクライナ侵略によるエネルギー価格高騰等の影響により、経常収支の悪化や外貨

準備の減少につながった。2023年1月、IMFは計47億ドルの拡大クレジット・ファシリティ（ECF）¹⁹と拡大信用供与措置（EFF）、強靭性・持続可能性ファシリティ（RSF）²⁰による融資を承認した。

以降、東南アジアと南西アジアの主要国について関連指標から債務リスクを検証する。

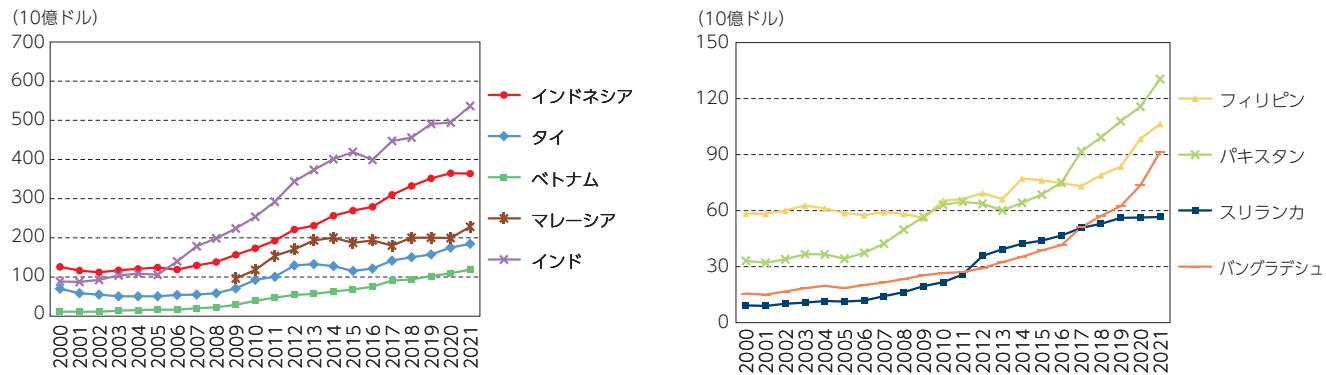
① 対外債務残高

各国の対外債務残高と同名目GDP比（第I-1-4-16図、第I-1-4-17図）を見ると、総じて対外債務残高は増加傾向であるものの、名目GDP比ではマレーシアとスリランカを除き顕著な比率の上昇は見られない。2021年の対外債務残高の名目GDP比は、マレーシアで70%、スリランカで64%と高い水準を示している。それ以外の国では、コロナ禍前の2019年と比べるとインドネシアとインドを除く国で上昇しているものの、50%を下回る水準にとどまっている。

② 外貨建て債務比率

対外債務が大きいと、通貨安に伴って自国通貨に換算したときの外貨建ての債務返済負担が増加することが懸念される。2022年の為替レートの変化率（第I-1-4-18図）を見ると、各国の対ドル為替レートは軒並み下落基調だった。特に、スリランカ、パキスタン、バングラデシュでは2022年を通じてそれぞれ-45%、-22%、-17%と大きく下落した。東南アジア諸国とインドでは10月頃から持ち直しの動きが見られる一方、上記3か国については2023年に入りても

第I-1-4-16図 各国の対外債務残高の推移



備考：マレーシアはデータ公表が2009年から。

資料：世界銀行、CEIC database、Bank Negara Malaysia から作成。

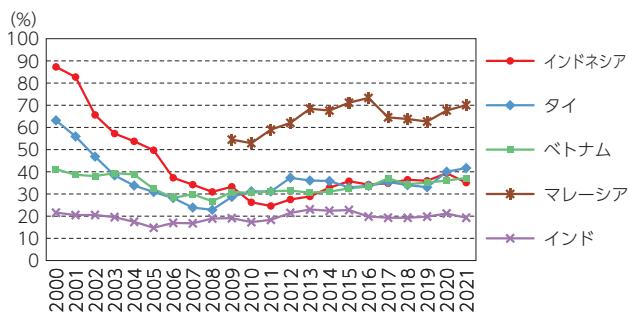
17 拡大信用供与措置（EFF）は、国際収支上の問題が長期化している国々を中期的に支援するための融資制度。

18 スリランカの対外債務の債権者は、国際機関が約4割、二国間が約3割、民間が約3割。二国間の内訳は、中国（45%）、日本（25%）、インド（10%）等（2022年4月末時点）。

19 拡大クレジット・ファシリティ（ECF）は、国際収支上の問題が長期化している国々を中期的に支援するための、低所得国向けの融資制度。

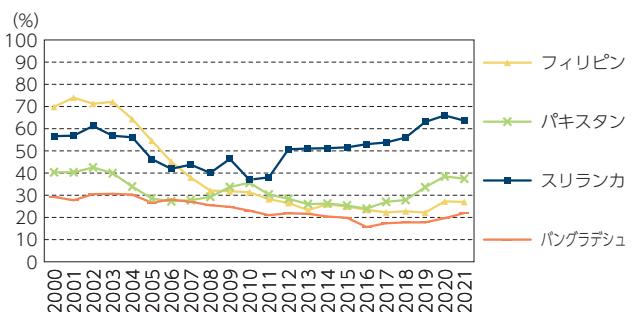
20 強靭性・持続可能性ファシリティ（RSF）は、気候変動やパンデミックなどの構造的な課題を抱える国々に対し、長期的に経済・金融の安定性を維持するための取組を支援する融資制度。

第I-1-4-17図 各国の対外債務残高対名目GDP比の推移

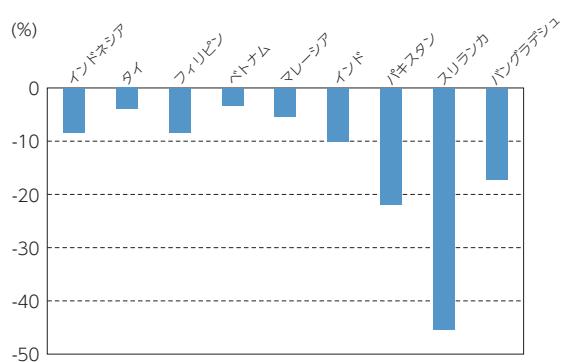


備考：マレーシアはデータ公表が2009年から。

資料：世界銀行、CEIC database、Bank Negara Malaysia から作成。



第I-1-4-18図 各国の対ドル為替レート変化率



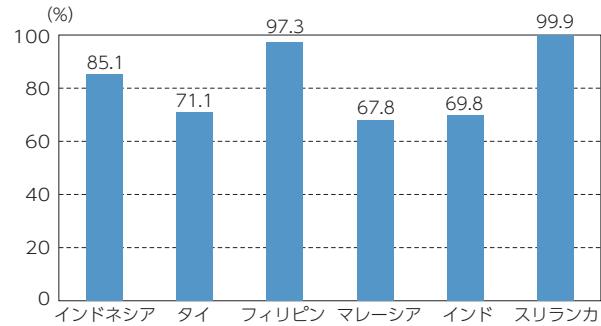
備考：2022年初から年末まで。

資料：Refinitiv database から作成。

下落が止まらず、パキスタンでは更に大幅に下落している²¹。

また、対外債務に占める外貨建て債務の割合（第I-1-4-19図）を見ると、データ取得可能な全ての国で60%以上と高い水準にある。中でもスリランカとフィリピンの対外債務はほぼ100%外貨建であり、自國通貨の減価に伴う影響が大きいといえる。

第I-1-4-19図 対外債務に占める外貨建て債務の割合



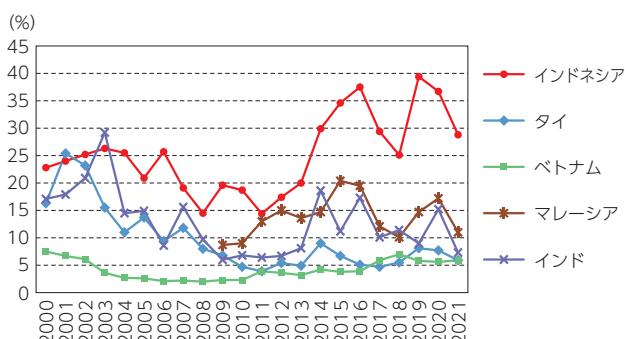
備考：2022年第3四半期末。ベトナム、パキスタン、バングラデシュは該当データの公表なし。

資料：世界銀行、CEIC database、Bank Indonesia、Bank Negara Malaysia から作成。

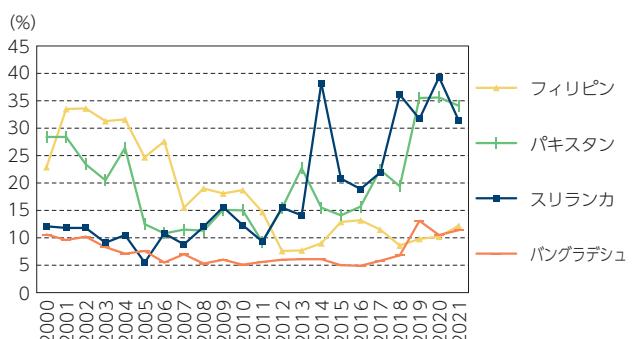
③ 対外債務返済負担

次に債務返済負担を見るため、対外債務返済比率²²を見ていく（第I-1-4-20図）。対外債務返済比率が高いほど対外債務負担は重く、その背景として外貨獲得能力低下の懸念がうかがわれる。インドネシア、パキスタン、スリランカでは2011年頃から上昇傾向にあり、2021年末時点ではそれぞれ29%、34%、31%と、

第I-1-4-20図 各国の対外債務返済比率の推移



資料：世界銀行、CEIC database、Bank Negara Malaysia から作成。

²¹ 2023年2月末時点。²² 対外債務返済比率は債務返済額を輸出・第一次所得額で割った値で、対外債務の返済可能性を示す指標の一つ。値が高いほど債務返済の負担が重いことを表す。

債務返済額が輸出収入の3割程度に相当する高い水準になっている。その他の国では15%を下回る水準にとどまっている。

④ 外貨準備高

次に外貨準備高の水準について見ていく。外貨準備高は近年おむね積み増し傾向であったが、多くの国で2022年に入り急減している。外貨準備高の変化率（第I-1-4-21図）を見ると、スリランカでは2021年に-45%、2022年に-40%と大きく減少した。パキスタンでは2022年に-53%、バングラデシュでは-27%と特に南西アジア諸国での急減が顕著である。

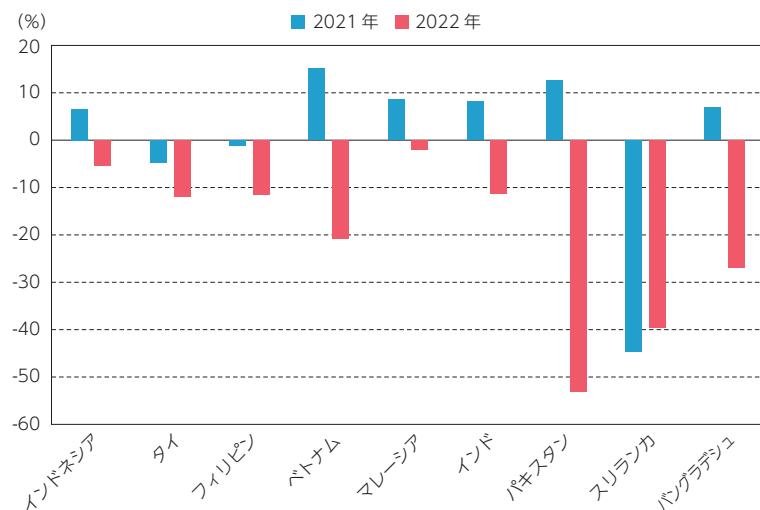
外貨準備高の輸入比率（第I-1-4-22図）を見ると、2022年末時点ではパキスタン2.1か月分、スリランカ1.1か月分と、3か月分を下回る低い水準となっている。その他の国では3か月以上の水準を保っている。また、

返済期日が1年未満の短期対外債務の返済能力を表す外貨準備高の短期対外債務残高に対する比率（第I-1-4-22図）を見ると、スリランカで0.2と、流動性確保の観点から望ましいとされる1を下回る低い水準となっている。また、マレーシアでも1.1と低い水準となっている。

⑤ 経常収支

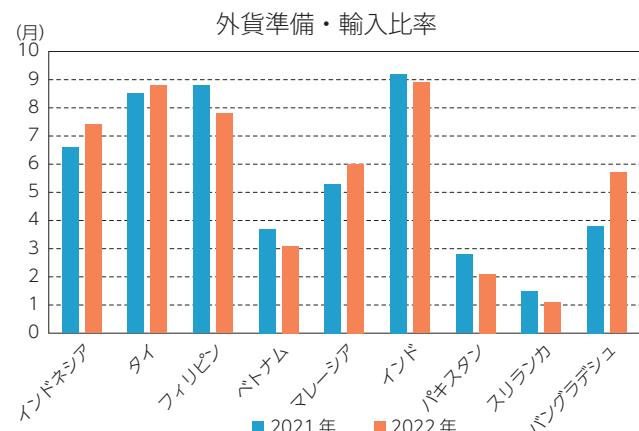
次に、経常収支について見ていく。経常収支の名目GDP比（第I-1-4-23図）を見ると、2022年はインドネシア、マレーシアを除く各国で赤字となっている。特にインド、パキスタン、スリランカではコロナ禍前から慢性的な赤字基調であり、IMFによると2023年以降も赤字が継続する見通しとなっている。経常収支赤字が継続すると、モノやサービスの貿易や直接投資を通じて外貨を獲得することは難しく、対外債務返済

第I-1-4-21図 外貨準備高の変化率



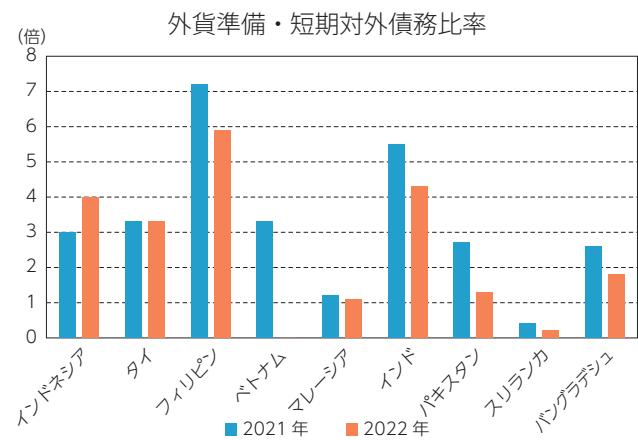
資料：CEIC database から作成。

第I-1-4-22図 外貨準備高の水準

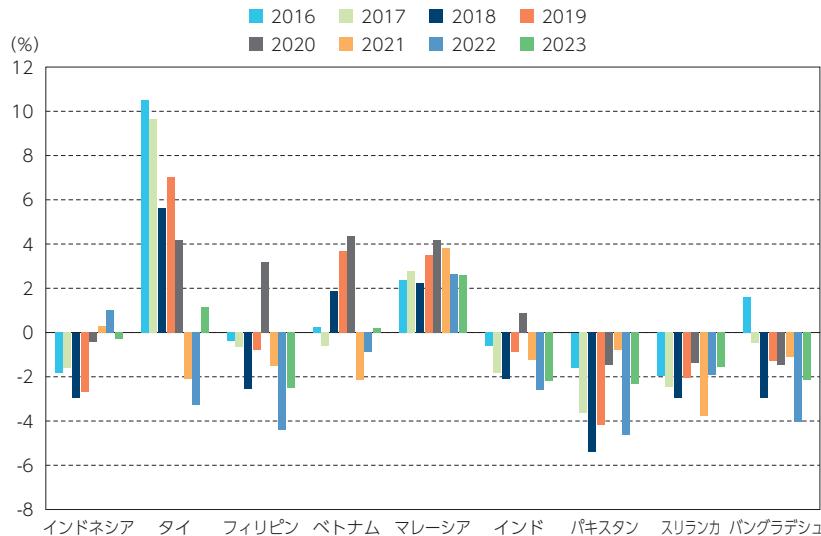


備考：2022年の短期対外債務はQ3（ベトナムはデータなし）。

資料：世界銀行、CEIC database、Bank Negara Malaysia から作成。



第 I-1-4-23 図 経常収支対名目 GDP 比



備考：2021 年以前の値は実績値、2022 年以降の値は見通し。ただし、タイ、マレーシア、パキスタン、スリランカについては、2020 年以前の値は実績値、2021 年以降の値は見通し。

資料：IMF「WEO」（2023 年 4 月）から作成。

のリスクが高いといえる。一方、マレーシアは経常収支黒字を維持しており、相対的に外貨獲得力能力が高いといえる。

以上を踏まえると、既に IMF 支援を受けている国を除き、ここで取り上げたインド・ASEAN 諸国の債務リスクは相対的に低いと考えられる。アジア通貨危機以来、これらの国々では財政規律の維持や外貨準備の蓄積等によって対外的なショックからの耐性を高めている。なお、マレーシアは対外債務残高の名目 GDP 比が高い水準にあるが、対外債務のうち約 3 割が自国通貨建てであること、対外債務のうち 3 割程度が銀行間またはグループ企業間借りであること、経常収支黒字を維持していることから、債務リスクは相対的に高くないと考えられる。

一方、スリランカ、パキスタンでは、コロナ禍前からの慢性的な経常赤字、財政赤字により対外借入れに依存する構造であり、債務状況の改善のためには、IMF の支援の下、中長期的にそのような経済構造からの脱却を図っていくことが求められる。

(2) 中南米地域²³

中南米地域において、債務リスクの観点で特筆すべき国はアルゼンチンである。トウモロコシ、大豆、小麦等の主要輸出国であるアルゼンチンは 2020 年 5 月

にデフォルトに陥った。同国は、過去に経済危機を繰り返しており 2014 年以来 6 年ぶり 9 回目のデフォルトとなる。ただ今回は、これまでとは異なる形式的な「テクニカル・デフォルト」で、425.9 億ドル²⁴ と比較的十分な外貨準備高を有していた。将来的な債務返済が困難な見通しとなったことから意図的に利払いを取り止めた、と指摘されている。さらに 2021 年 6 月、利子負担の重さから支払条件の緩和を求めて返済を拒み、10 回目のデフォルトの懸念が高まっていた。最終的には、債務再編に向けた交渉を継続することで合意に至り、デフォルトが回避されたものの依然厳しい状況は続いている。

以降では、アルゼンチンのほか、データが入手可能な主要国であるブラジル、メキシコ、コロンビア、ペルーについて、個別経済指標から債務リスク水準を確認していく。

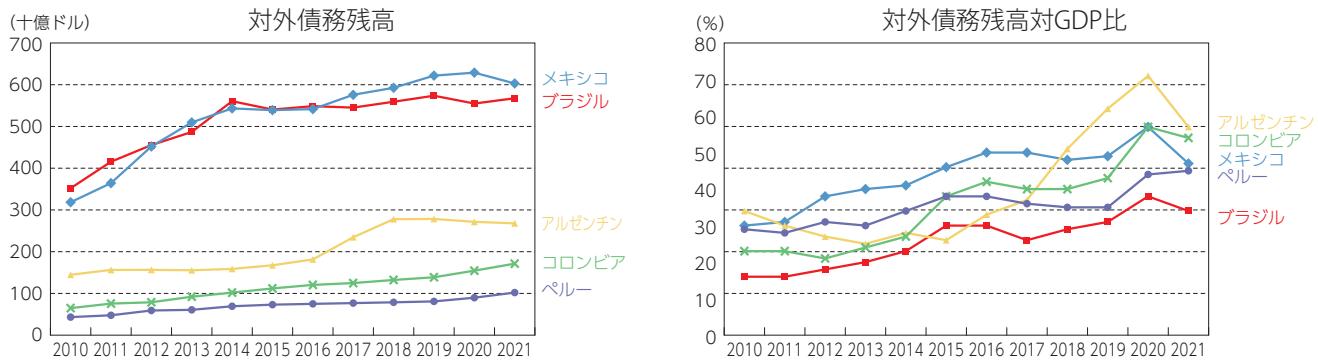
① 対外債務残高

対外債務残高は、第 I-1-4-24 図：左図のとおり対象国全てで増加基調となっている。2021 年時点で残高規模が大きいのはメキシコ（6,030 億ドル）、ブラジル（5,675 億ドル）である。アルゼンチン（2,679 億ドル）、コロンビア（1,713 億ドル）、ペルー（1,020 億ドル）と比べ、両国は 2 倍以上の規模となる。同右図の

²³ 西濱徹（2000）「アルゼンチン、「敢えての」デフォルトを選択」、「アルゼンチン、パリクラブとの合意で 10 度目のデフォルトは回避」World Trends、第一生命経済研究所。

²⁴ 2020 年 5 月時点。

第I-1-4-24図 中南米主要5か国の対外債務残高、対外債務残高対GDP比の推移



資料: CEIC database から作成。

とおり、GDP(国内総生産) 比で債務残高をみると、アルゼンチン (57%)、コロンビア (54%) は 50% を上回り、メキシコ(47%)、ペルー(45%)、ブラジル(34%) と続く。

② 外貨建て債務比率

次に对外債務残高に占める外貨建て債務はどの程度か、第I-1-4-25図で2022年第3四半期末の外貨建て債務比率を示した。対象国の中で比率が低いメキシコ (64.9%)、ブラジル (77.8%) でも 60% を上回っており、アルゼンチン (97.3%)、コロンビア (97.4%)、ペルー (99.4%) では 90% を超える高水準となった。こうした国々では、对外債務の大部分が外貨建てとなっていることから、他国の経済状況や金利の変化による返済負担増加等の影響を受けやすくなる。

第I-1-4-26図は、米ドルに対して自国通貨の価値がどの程度下落したのか騰落率を示している。米国の大幅利上げにより、新興国・途上国から資金が流出し

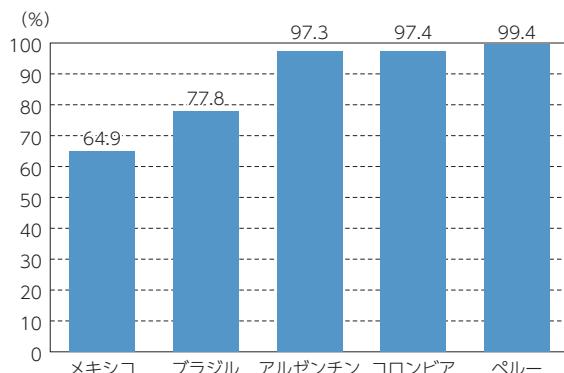
多くの国で対ドル為替レートを押し下げている中、中南米地域ではブラジル、メキシコ、ペルーは早期に利上げを開始していたこと等から対米ドル為替レートは上昇し、それぞれ 5.9%、5.4%、5.1% とプラスとなった。一方、アルゼンチンは下げ幅が突出しており、返済負担が増加している。

③ 外貨準備高

外貨準備高は、各国の財務省や中央銀行等の管理下にある準備資産で、市場の混乱時に行う為替介入や外貨建て債務が返済困難となった場合の返済原資となる。多額の債務を抱える新興国・途上国にとって、適正水準の外貨準備高を保有することは危機耐性や対外的信用度の向上につながる。

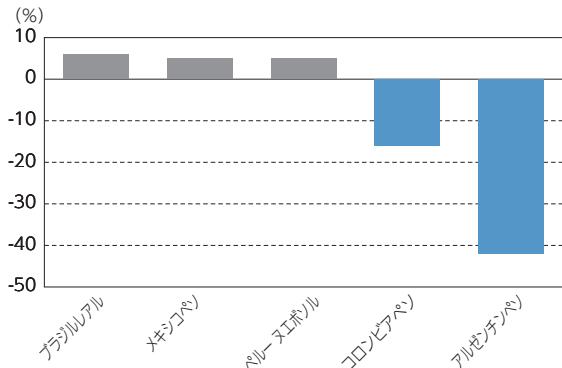
第I-1-4-27図では外貨準備高の推移を示しており、過去の危機の経験から各国とも外貨準備高を積み増していることが分かる。しかし昨年(2022年)、米国での急速な利上げを受けドル高が加速し、各国では自国

第I-1-4-25図 中南米主要5か国の对外債務に占める外貨建て債務の割合



備考: 2022年第3四半期末時点。

資料: 世界銀行から作成。

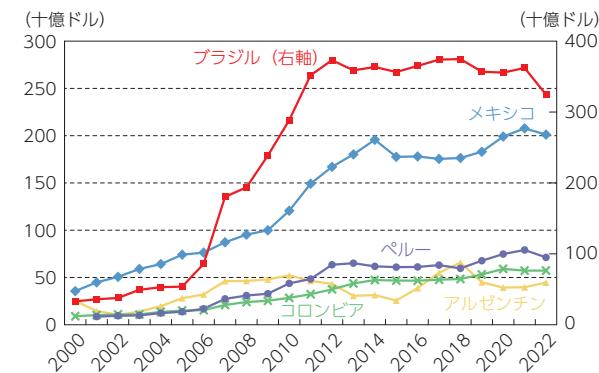
第I-1-4-26図
中南米主要5か国通貨の対米ドル騰落率

備考: 2022年と2023年の年初を比較。

資料: Refinitiv database から作成。

第 I-1-4-27 図

中南米主要 5 か国の外貨準備高の推移



備考：ペルーは 2001 年から。

資料：CEIC database にある各国・地域の統計から作成。

通貨の急落を防ぐためドルを大量に売却して通貨防衛を行ったことで、外貨準備高が減少した国も多い。外貨準備高が適正水準にあるかどうか、IMF の公表する指標である「外貨準備適正評価（ARA）²⁵」によると、1.0-1.5 を適正水準とする中、ペルー（2.42）は適正水準を大きく上回るほか、ブラジル（1.36）、コロンビア（1.29）、メキシコ（1.16）は範囲内にあり、IMF 基準では十分な外貨準備高であった。一方、アルゼンチン（0.74）は適正水準を下回り、相対的に外貨準備高に対するリスクが高い状況にある。

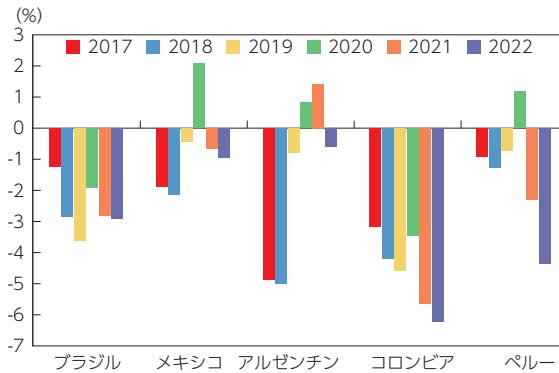
④ 経常収支

対外債務が累積する中、外貨を稼ぐ力を示す指標として経常収支をみると、対象国は基本的に慢性的な赤字構造となっている（第 I-1-4-28 図）。背景には、主要輸出品目が一次産品であるため付加価値が低いことや、国際価格に左右されやすく、黒字を維持することが難しいと指摘されている²⁶。特に対象国の中ではコロンビアは赤字幅が大きい。アルゼンチンも赤字幅が大きかったが、貿易収支が黒字転化したことで経常収支が改善した。一般的には、経常赤字であっても赤字幅が持続可能な範囲にあり、経済成長につながる投資となれば大きな問題ではないものの、外貨準備高の大額な減少や、海外からの資金調達に依存しすぎないよう注視する必要がある。

ここまで中南米地域主要国の個別指標をみてきた。

第 I-1-4-28 図

中南米主要 5 か国の経常収支対名目 GDP 比



資料：CEIC database にある各国・地域の統計から作成。

差し迫った経済危機ではないものの、一部の国のリスクは高水準にある。アルゼンチンは、2022 年の経常収支の赤字幅は大きく縮小したものの、対外債務残高対 GDP 比や外貨建て比率が他国に比べて高く、通貨安が進んでいるにも関わらず外貨準備高が適正水準以下という状況にある。コロンビアは、対外債務残高対 GDP 比や外貨建て比率が他国に比べて高い上、2022 年に経常赤字が拡大している。今後の動向に注視していく必要がある。

(3) アフリカ地域

アフリカ地域において、債務リスクの観点で特筆すべき国はザンビアとガーナである。

ザンビアでは、2020 年 11 月にドル建て国債の利払いが困難となったことから、新型コロナウイルス感染症拡大以降、アフリカで初めてのデフォルト国となった。ザンビアは、アフリカ南部に位置し銅やコバルト等の鉱物を産出する資源国であるが、コロナ禍以前から重債務状態となっており、2019 年時点の対外債務残高は 272.5 億ドル（GNI²⁷ 比 119%）に達していた。その後、コロナ禍による需要減少で銅価格が下落したほか、経済の落ち込みによる歳入減、財政支援等による歳出増が重なり、最終的に債務返済が困難な状態に陥った。2022 年 8 月には IMF 理事会にて、3 年 2 か月にかけて約 13 億ドルの融資を受けることが承認され、財政の立て直しを図っている。

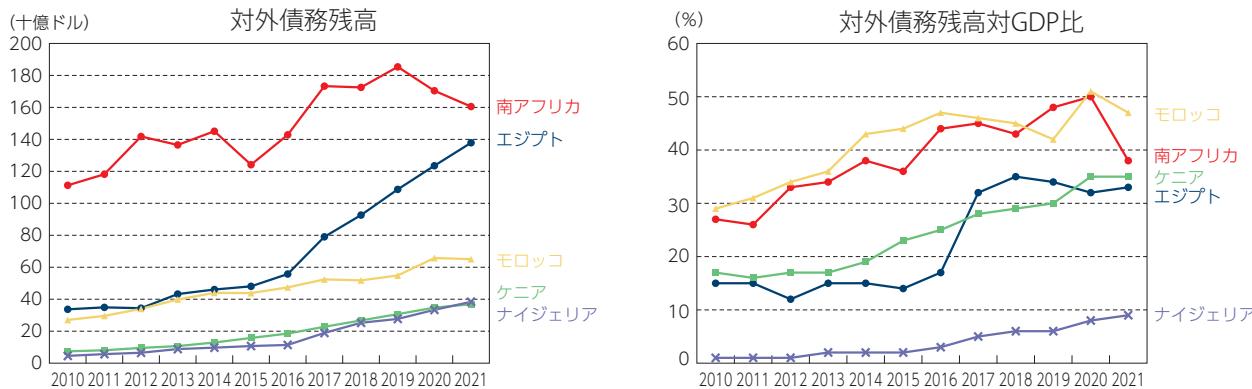
ガーナでは、2022 年 12 月にデフォルトに陥り「大

²⁵ IMF「外貨準備適正評価」(Assessing Reserve Adequacy, ARA (April 2023))。

²⁶ 堀江正人（2022）「中南米経済の現状と今後の注目点」、『経済レポート』、三菱UFJ リサーチ＆コンサルティング。

²⁷ GNI(国民総所得)は、GDP(国内総生産) + 海外からの所得純受取(海外出稼ぎ労働者(1年未満)からの収入含) 世界銀行では GDP 比ではなく、GNI 比を掲載。

第I-1-4-29図 アフリカ主要5か国の対外債務残高、対外債務残高対名目GDP比の推移



資料：CEIC database にある各国・地域の統計から作成。

半の2か国間借入を含む対外公的債務の返済を一時停止する」と発表した。カカオと金の主要生産・産出国であるガーナでは、2017年から実質GDP成長率が6%を上回る高成長が続いているものの、コロナ禍に加え、ウクライナ情勢の悪化により大規模な資本流出、インフレの高進、為替レートの下落等で大きな打撃を受けた。対外債務残高は77.3億ドル（2012年1月）から291.9億ドル（2022年11月）と約10年間で約4倍増加し、ガーナ通貨セディは、2021年に対ドルで約60%下落、インフレ率は2022年11月から50%を上回っていた。ガーナはIMFから30億ドルの支援を受けることに合意しており、債務の持続可能性の回復に取り組んでいる。

さらにチャドは2022年11月、前述したG20とパリクラブによる共通枠組において、初めて合意に至った案件であり、原油価格の下落等により資金ギャップが生じた場合、改めて債務措置について協議すること等について妥結した。その他エジプトでは、現時点ではデフォルトを引き起こしていないが、コロナ禍により観光関連収入が激減し、ロシア・ウクライナからの食糧輸入が多い同国はウクライナ情勢の悪化により食糧調達にも大きな打撃を受けた。同国では外貨準備高が減少しており、2019年比で24.7%減の340億ドル（2022年末時点）となった。悪化するエジプト経済の立て直しを図るために、IMFから3年10か月かけて30億ドルの融資を受けることに合意している。

以降では、エジプトのほかデータが入手可能な主要国であるナイジェリア、南アフリカ、モロッコ、ケニアについて、個別経済指標から債務リスク水準を確認していく。

① 対外債務残高

対外債務残高は増加基調であり、2021年時点において、特に南アフリカ（1,605億ドル）、エジプト（1,379億ドル）で残高規模が大きく、その他の対象国は両国の半分以下である（第I-1-4-29図：左図）。GDP比では、2010年に約15%であったエジプトが2021年には30%台へと上昇したほか、2010年は20%台後半であったモロッコ、南アフリカは、2021年にはそれぞれ47%、38%へと上昇した（同右図）。

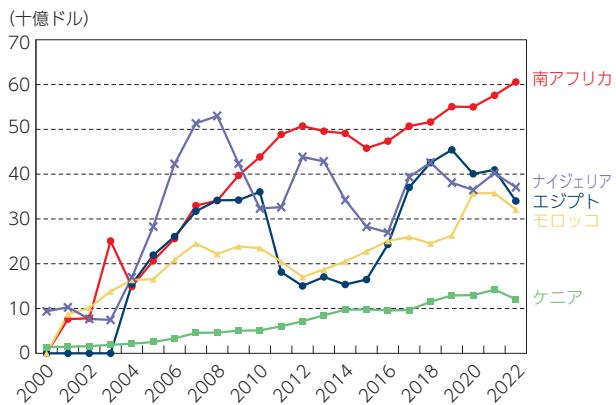
② 外貨建て債務比率

続いて外貨建て債務比率をみると、南アフリカは55.3%と約半分にとどまっていた。その他アフリカ地域対象国のデータは世界銀行から取得できないが、一般的に新興国・途上国の通貨は、基軸通貨である米ドルに比べて信用力が低く、債券発行や資金調達が難しいことから、外貨建て比率は高くなるものと考えられる。そのため、米国の利上げ等により、新興国から資金流出し、通貨安を招いて外貨建て債務の返済負担が増加することや、そのような状況を受けて投資家の懸念が増大することで、更なる資金流出を引き起こすことに留意する必要がある。

③ 外貨準備高

十分な外貨準備高の保有は、経済の基礎的条件が強い弱な途上国にとって急激な資金流出や通貨下落等に対する備えとなる。第I-1-4-30図で示したとおり、外貨準備高はすう勢的にみて増加基調となっているものの、エジプトやナイジェリアでは外貨準備高が大幅に減少した時期もある。さらに前述したIMFによる「外貨準備適正評価（ARA）」で、対象国のうち公表

第I-1-4-30図 アフリカ主要5か国外貨準備高の推移



資料：CEIC database にある各国・地域の統計から作成。

しているモロッコ（0.91）、南アフリカ（0.78）、エジプト（0.39）はいずれも適正水準（1.0-1.5）に達しておらず、対外ショックへのぜい弱性は依然高い状態にあり、更なる積み増しが求められる。

④ 経常収支

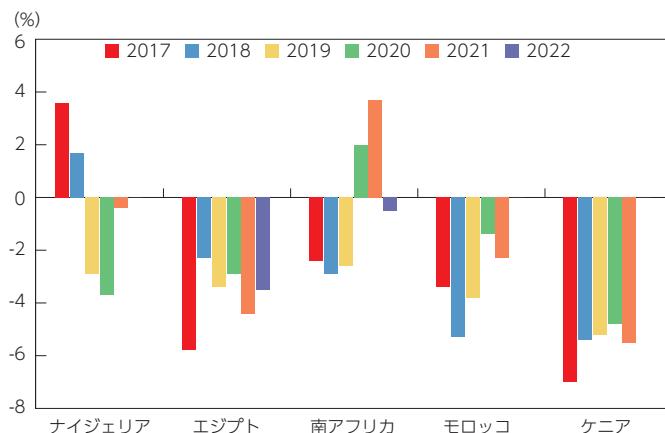
第I-1-4-31図で経常収支対名目GDP比から外貨獲得力をみると、南アフリカは2020年を境に黒字転化しているものの、その他対象国は慢性的な赤字構造となってことが分かる。特にケニア（-5.5%・2021年）、エジプト（-3.5%・2022年）では、燃料、肥料、食糧等の輸入価格上昇等を背景に大幅な赤字となった²⁸。アフリカの主要産業は農業や鉱業となり国際価格の変動に左右されやすい上、エネルギーや食糧の輸入国も多い。経常赤字の拡大は、投資資金の流出圧力となり、為替レートの下落を通じてインフレ率が上昇する。債務返済の負担感の増大に留意が必要である。

以上、地域別の債務リスク状況を整理してきたが、債務リスクを低減できず、ひとたびデフォルトに陥ると、国際金融市場での信用喪失により新たな資金調達が難しくなるほか、輸入代金を支払えないことから必需品の確保が困難となると、国民生活や企業の生産活動の不安定化につながる。

さらに新興国・途上国の債務危機は、主要輸出品目である農産品に波及して世界のインフレ率を押し上げるリスクとなることにも注意が必要である。外貨不足により、肥料や資材の購入が困難となり、生育の遅れや収穫減少により、輸出量が激減する懸念から国際価格が上昇しやすくなるためである。

世界経済の成長が鈍化する中で、新興国・途上国は外貨獲得の基盤となる産業に乏しく、膨張した債務リスクが高まっていることから、IMFや世界銀行といった国際機関からは貸し主である先進国の協力も求められている。

第I-1-4-31図 アフリカ主要5か国経常収支対名目GDP比



資料：CEIC database にある各国・地域の統計から作成。

コラム 1

1980年代の中南米の累積債務問題²⁹

グローバル化の進展により、様々な領域で世界との結びつきが強まり、世界経済は著しく成長を遂げた。一方で、世界金融危機や新型コロナウイルス感染症拡大のように、ひとたび大きなショックが起きると短期間で国を超えてその影響が伝播することから、ぜい弱な新興国にとっては、世界的な潮流に翻弄されやすくなるという負の側面も強まった。

このコラムでは、経済規模が大きい国の動向が新興国に波及して深刻な事態をもたらした事例として、1980年代の中南米における累積債務問題について取り上げたい。

まずは、中南米で債務が累積した過程を振り返ると、1970年代におきた二度の石油危機が発端となっている。1973年の第1次石油危機では、それまで1バレル2ドル前後で推移していた石油価格が10ドル台へと約5倍上昇し、1978年の第2次石油危機では、さらにそこから1バレル30ドル台へと急騰した。石油価格急騰により、中東の産油国では石油輸出額が増加して「オイル・マネー」と呼ばれる巨額の投資用資金を獲得した。「オイル・マネー」は、高利回りが見込める投資先として、当時高い経済成長率が続いている中南米諸国へと流入した。中南米諸国では、将来の経済成長の原動力となる資金を求めており、多額のオイル・マネーは国内インフラ建設や経済開発政策へと投資された³⁰。実際1970年代当時の中南米の対外債務残高は対GNI³¹比で20%程度と低位であったものの、その後急激に増加して1980年代にピークに達し、メキシコは約80%、ブラジルでも約60%にまで膨張した³²（コラム第1-1図）。

このように累積した対外債務は、どのように顕在化し経済や金融市場が混乱に陥ったのか。背景には複数の要因があるが³³、ここでは大きく寄与した二つを掘り下げる。

コラム第1-1図 中南米3か国の対外債務残高（対GNI比）の推移



資料：世界銀行から作成。

29 経済企画庁（1984-1986）『昭和59-61年 年次世界経済報告』、通商産業省（現経済産業省）（1983-1988）『昭和58-63年版 通商白書』、アジア経済研究所 堀内昭義（1991）『累積債務と財政金融』。

30 内閣府（1986）『昭和61年 年次世界経済報告』。

31 GNI（国民総所得）は、GDP（国内総生産）+海外からの所得純受取（海外出稼ぎ労働者（1年末満）からの収入含）世界銀行ではGDP比ではなく、GNI比を掲載。

32 メキシコで1986年に79.6%、ブラジルで1985年に59.1%に達した。

33 中南米の累積債務問題の主因としては、この他に、過去の経済政策を反映した輸入志向型・消費志向型の国内経済構造であるという指摘もある。

① 米国での急速な利上げによる返済負担増

米国では、1979年頃から続いていた10%台³⁴の高インフレに対処するため、1977年初に約5%であった政策金利を、1981年には19%まで引き上げた。中南米の対外債務は、ドル建ての変動金利によるものが多かったことから、この米国の利上げに連動して中南米の対外債務の金利も上昇し、債務返済負担が急速に増加した。

さらに米国での利上げにより中南米諸国との金利差が縮小したこと、より高い利回りと、より高い安定性を有する米国への投資需要が高まり、投資資金は米国へと流出した。この資金流出により、対米ドルでの中南米諸国の通貨の下落が進行することで、中南米諸国において自国通貨に換算したときの外貨建ての債務返済負担が一層強まったほか、輸入価格の上昇を通じてインフレが加速し、中南米諸国の経済の下押し圧力が高まった。

② 中南米諸国の輸出不振による獲得外貨の減少

前述の米国の利上げに加え、中南米諸国の輸出の落ち込みと一次產品価格の低下により、債務返済の原資となる収入が減少したことが累積債務問題の顕在化の要因の一つとなった³⁵。

具体的には、石油危機を発端として世界経済が減速し、保護主義の台頭により貿易が抑制されたことで、中南米からの輸出量が落ち込んだほか、主要輸出品目である一次產品の価格が1980年から低落したことにより、輸出により獲得できる外貨が減少した。中南米は、農産品や鉱物等一次產品の輸出に依存するぜい弱な経済構造の国が多く、輸出先の景気動向や一次產品価格に影響を受けやすい。実際メキシコでは、1980年をピークに輸出額の伸びが大幅に鈍化し1985年、1986年はマイナスに転じた。ブラジルの輸出額もほぼ同様の動きを示し、前年割れが続いた。さらに一次產品価格は、1980年を境にすう勢的に下落し、前年比で2桁の減少が続いた。この輸出不振により外貨獲得能力が低下し、債務の支払いが厳しい状況へとつながった。

こうした中、メキシコは1982年8月、デフォルト宣言を行い、これをきっかけに、アルゼンチンやペルー等の中南米諸国が対外債務の利払いが困難な状態に陥っていることが次々と判明した。ブラジルでも1987年2月、対外債務の利払いを一方的に中止するモラトリアル宣言が行われた。対外債務残高は、メキシコで977億ドル（1985年）、ブラジルで1,020億ドル（1984年）³⁶におよび、1980年代の中南米経済は、累積債務問題により著しく停滞したことから「失われた80年代」と呼ばれ、債権者となっていた先進国の金融機関を含め世界の金融市場にも大きな打撃を与えた。

現在、世界経済を取り巻く状況は、新興国における対外債務の増大や米国の急速な利上げ等の点で1980年代の累積債務問題と類似している。だが、新興国がこれまでの教訓を活かし、自国の物価動向や米国等の金融政策の動向に注視しつつ、自国経済の基礎的条件の改善に取り組んできたことから、大規模な資金流出は抑制され、影響は限定的なものとなっている。しかしながら、現在も債務膨張が続く国や過剰債務に陥っている国があり、2022年にはスリランカやガーナが債務不履行に陥った。次なる世界規模の危機に発展しないよう注視していく必要がある。

³⁴ ピーク時の1980年6月には13.6%に達した。

³⁵ 通商産業省（現経済産業省）（1988）『昭和63年版 通商白書』。

³⁶ 丸谷吉男（1987）『ラテンアメリカの経済開発と産業政策—累積債務危機下の戦略産業』、アジア経済研究所、経済企画庁（1984）『昭和59年年次世界経済報告』。

第5節

分断の危機に直面する世界経済

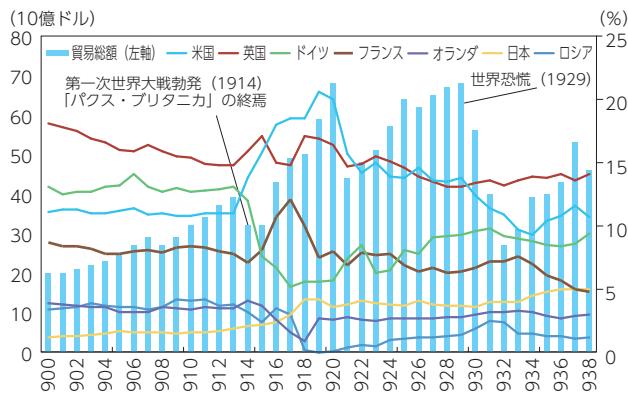
1. 20世紀以降の貿易大国の変遷と国際協調の動き

歴史を振り返れば、20世紀初頭から自由貿易と保護主義は約20年ごとに台頭してきた。世界経済は今、再び分断の危機に直面しており、本節では、令和元年版通商白書も踏まえながら、貿易大国の変遷を軸として20世紀以降の保護主義思想や懸念の高まりとそれを受けた保護主義抑止のための国際協調の動きについて概観する。

20世紀初頭に覇権国として力を付けていたのは英國である。1588年英国海軍がアルマダ海戦でスペインを破って以来、英国は数々の戦争を繰り返しながら植民地を広げ、その国威を発揚し続けてきた。1760年代には世界に先駆けて産業革命に成功し、国内産業が隆盛し「世界の工場」と呼ばれるまでの経済力を持った。特に、1814、1815年に行われたウィーン会議以降約100年間は「パクス・ブリタニカ」と呼ばれ、英國が世界的な覇権国となり帝国主義によるグローバリゼーションを進展させた。1900年当時では英國の貿易量が世界全体の約20%を占めていた。

1929年には世界恐慌が起り、自国経済を守るために各国が保護主義的な措置を打ち出した。世界の貿易額は1929年約684億ドルから1932年には約270億ドルにまで落ち込んだ（第I-1-5-1図）。各主要国は共通通貨を用いた排他的な貿易体制を構築し、世界的なブロック経済化が進行した。

第I-1-5-1図 貿易総額の推移及び主要国のシェア（第二次世界大戦前）



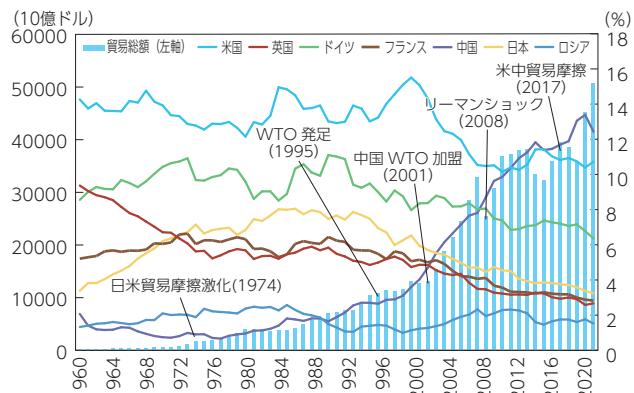
備考：現在の国境ベースでの貿易総額から計算。

資料：Federico, G. and Tena-Junguito A. (2019): World trade から作成。

第二次世界大戦後に英國に代わって貿易大国となつたのが米国である。1948年にはGATT体制が始まり、世界初の貿易多角化協定が結ばれ、関税の大幅な引き下げにより貿易自由化が進展した。1960年には世界の貿易量は1938年比で約5倍となったが、1970年代になると米国は貿易赤字拡大に伴い各国との間で貿易摩擦問題が生じるようになった（第I-1-5-2図）。

第I-1-5-2図

貿易総額の推移及び主要国シェア（1960年以降）



備考：Russian Federation の1960年～1991年のデータはDirection of Trade(DOTS)のUSSRのデータ。その他は世界銀行のデータ。

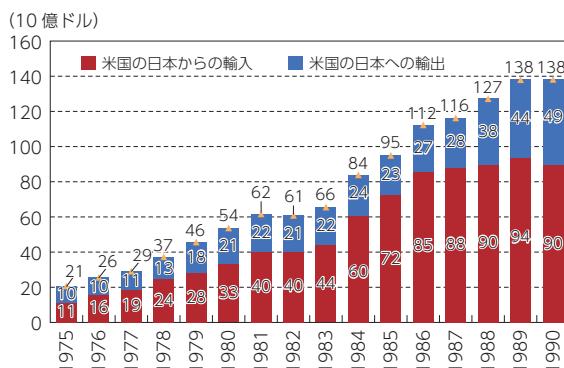
資料：IMF Direction of Trade (DOTS)、世界銀行から作成。

特に1974年に通商法(301条)が制定されてからは、日米間での貿易摩擦が激化し、米国は輸入制限措置の対象品目を次々と拡大していった。301条は日本その他、EC、カナダ、韓国等も対象に発動された。また、先進諸国における急速な経済発展の結果、これら先進諸国と発展テンポが相対的に遅い発展途上国との格差が拡大した結果、多くの発展途上国では輸入代替型の工業政策がとられ、高関税や数量制限等の保護主義的措置が導入された。このように、米国を中心に保護主義の動きが強まり、紛争処理手続等に強い規制力を持たなかつたGATT体制の限界が露呈した。このような中、ドイツや日本は米国に次ぐ貿易大国となっていった。その背景として、貿易収支の不均衡によって日米貿易摩擦等重要な国際問題に発展する中で、従来は貿易黒字国の輸出自主規制が繰り返されてきたが、1970年代後半の「機関車論」や1985年の「プラザ合意」

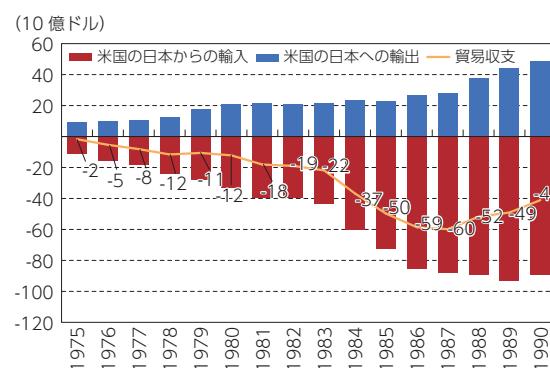
等で試みられたような国際マクロ政策協調や国際収支黒字国の黒字削減策（市場開放・輸入促進策等）の推進などの新たな対応が求められるに至った。日本は、輸入促進や市場開放のための規制緩和及び内需拡大政策を推進したが、経常収支不均衡の問題に対しては十分な成果を上げたとは言いがたい。実際に日米間の貿易収支を見てみると、日米間の輸出入総額は増加傾向にあり、日本から見た対米黒字は1987年の約600億ドルまで増加を続けた³⁷（第I-1-5-3図）。

流行し、緊急時における自国中心主義という国際協調への遠心力が見られたが、一方で首脳・閣僚レベルで国際協調の求心力維持に向けた動きもなされた。こうした中、2022年2月にはロシアによるウクライナ侵略が開始され、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序が重大な挑戦にさらされている中で、G7、NATO、EUを始めとした同志国間での連携が際立っている。特にG7においては、2022年1年間だけでオンラインと対面を合わせ、首脳会合を6回も開催し、

第I-1-5-3図 日米間貿易の輸出入の動向



資料：『通商産業政策史2』から作成。



1995年にはGATT体制の紛争解決手続等を始めとする問題点を改善し、発展的な多角的貿易体制を構築するための枠組みであるWTO体制が発足したこと、世界は再び自由貿易の道を歩み始めた。2001年には中国がWTOに加盟し、中国は2010年には米国を抜き世界最大の貿易大国となった。その結果、2001年には中国のGDPが世界のGDPに占めるシェアは4%に過ぎなかったが、2017年には15%にまで拡大した。一方、世界のGDPに占めるアメリカのシェアは、2001年には31%であったが、2017年には24%とやや低下した。

2017年には米中財貿易赤字の大きさを問題視したトランプ政権が、貿易制限措置をかけるようになり、米中貿易摩擦が表面化した。また、米国のTPP離脱やWTO上級委員会の機能停止、英国のEU離脱などルールベースの国際枠組みからの離反が相次ぎ、2017年以降のG20、主要国首脳会談、IMF、WTO等で保護主義や貿易摩擦の緊張の高まりに懸念が示されるようになった。

さらに、2020年には新型コロナウイルス感染症が

ロシアによる違法で、不当で、いわれのないウクライナに対する侵略戦争を非難し、国際的に認められた国境内におけるウクライナの独立、領土一体性及び主権に対する支持を確認するとともに、ロシア等に対する経済制裁の実施や、ウクライナへの財政的、人道的、外交的支援、世界の経済の安定、食料及びエネルギー安全保障への影響に対処していくこと等について、G7で協調して取り組んでいくことを確認した（詳細は第Ⅲ部第1章第1節参照）。

これに対し、G20はロシアや新興国を含む枠組みであり、ロシアの侵略をいかに扱うかが注目されたが、2022年11月にインドネシア主催で開催されたG20バリ・サミットでは、同国ジョコ大統領の指導力もあり、厳しい調整の末発出された首脳宣言に「ほとんどのメンバーがウクライナにおける戦争を強く非難した」と記載された³⁸。

37 阿部武司（2013）『通商産業政策史2』、財團法人経済産業調査会。

38 外務省（2023）『令和5年度外交青書』より抜粋。

2. 最近の国際動向

冷戦終焉から30年余り経った今、国際社会は歴史の転換点にある。自由・民主主義・人権・法の支配といった基本的価値に基づく自由で開かれた国際経済秩序が世界に拡大したこと、経済のグローバル化や相互依存が進み、国際社会に一定の安定や経済成長がもたらされた一方で、中国を始めとする新興国・途上国の台頭は、近年、国際社会にパワーバランスの変化をもたらし、地政学的な国家間競争が激しさを増している。また、一部の国家は急速かつ不透明な軍事力の強化を進め、独自の歴史観・価値観に基づき既存の国際秩序に対する挑戦的姿勢と自己主張を強めている³⁹。経済成長の収入やテクノロジーの進展が覇権国家の軍事力増強と近代化に使用され、経済的な相互依存を逆手に取った経済的威圧が外交・安全保障上の武器として利用されるようになり、さらにはロシアのウクライナ侵略のような国際秩序への重大な挑戦が起きた。

このような状況の中、各国は輸出管理や投資規制等を強め、米国のインフレ削減法や「EUグリーン・ディール産業計画」等政府主導の積極的な産業政策の動きが見られている。

一方で、ファン・デア・ライエン欧州委員長も言うように、もはや権威主義国との完全なデカップリングは不可能であり、デカップリングの進行は世界経済の成長の大きな下押しリスクとなる可能性がある。既述のとおり、2022年は同志国間での連携に向けた動きが目立ち、2023年1月に開催されたダボス会議では、「分断された世界における協力の姿」をテーマに議論がなされた。

本項では、米中間の経済的な結びつきの強さから改めて両国間のデカップリングの難しさを示した上で、デカップリングが世界経済に与える影響の試算について紹介する。また、自由貿易体制のルールメーカーであったWTOが機能不全に陥っている中で、EUを中心にWTO改革への取組と同時にWTOシステムの限界を見据え、それを補完する取組が行われている。このような自由で公正、包摂的な国際経済秩序の再構築に向けた国際協調の例として、経済的威圧に対する国際協調及び各国の取組について見ていく。

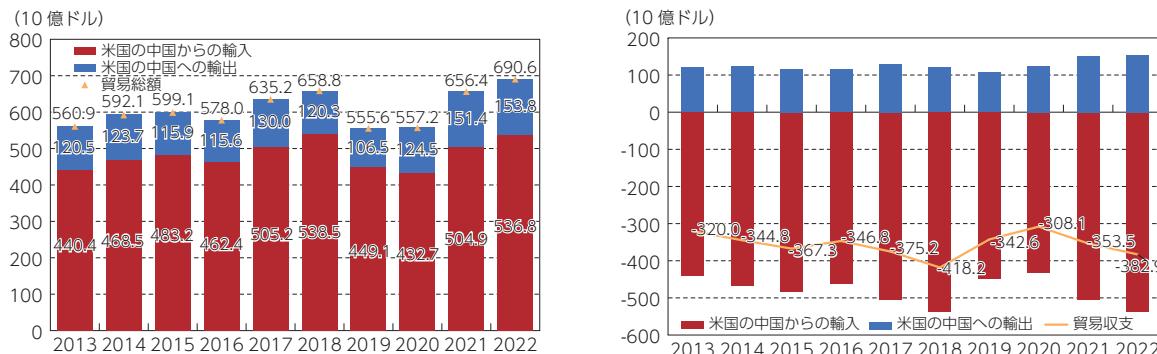
(1) 米中の経済的な結びつきと貿易摩擦の動向

2022年の米中間の貿易総額は過去最大の6,906億ドルとなっており、両国の経済的な結びつきは引き続き強いと言える。特に、米国の中からの輸入は5,368億ドルと2018年以来の高水準となり、2020年以降米国の貿易赤字は拡大傾向にある（第I-1-5-4図）。

次に、最終用途分類別で見ると、2022年の対中輸出は大豆を始めとする「食品・飼料・飲料」、原油を始めとする「工業用原材料」が増加している。対中輸入は、携帯電話、おもちゃ、アパレル等の「消費財」や電気機器やコンピュータ付属品等の「自動車を除く資本財」が増加した（第I-1-5-5図、第I-1-5-6表）。

次に、米中間のハイテク分野における貿易について確認する。過去2年間のハイテク分野の輸出入額については、ともに微減となっている（第I-1-5-7図）。構成を見ると、中国からの輸入についてはその約9割

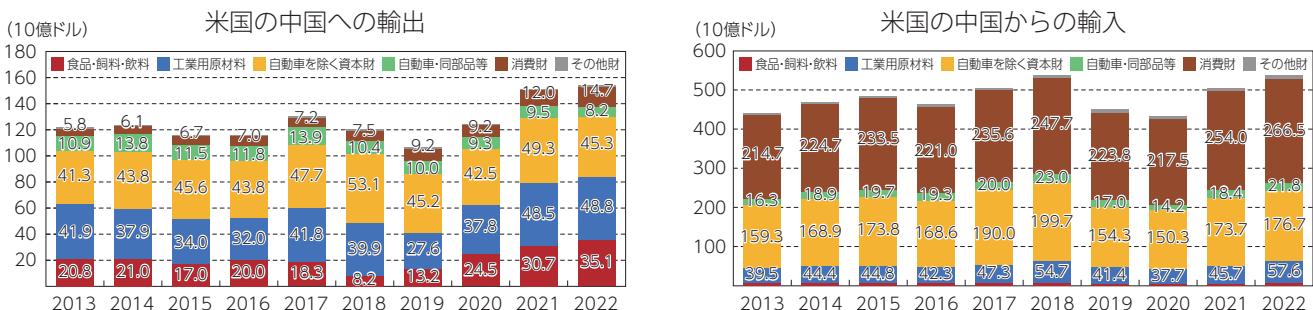
第I-1-5-4図 米中間の輸出入の動向



資料：Global Trade Atlas database から作成。

³⁹ 外務省（2023）『令和5年度外交青書』参照。

第I-1-5-5図 米中間の輸出入の動向（最終用途分類別）



資料：米国商務省センサス局から作成。

第I-1-5-6表 米中貿易上位10品目

米国の中華人民共和国への輸出

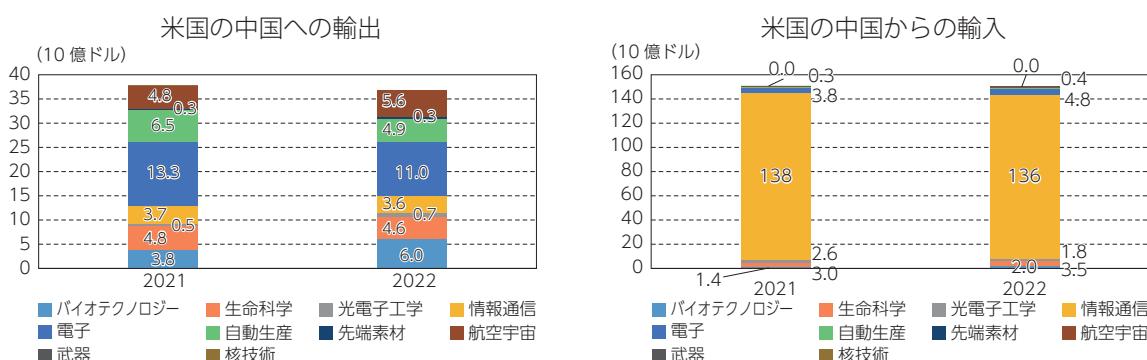
品目	最終用途分類	金額（10億ドル）		前年比	寄与度
		2021	2022		
大豆	食品・飼料・飲料	14.1	17.9	26.6	2.4
半導体	自動車を除く資本財	13.5	10.7	-21.1	-1.9
医薬品	消費財	6.9	9.7	41.6	1.9
産業機械、その他	自動車を除く資本財	10.1	8.6	-15.0	-1.0
原油	工業用原材料	6.0	7.0	15.3	0.6
民生用航空機、エンジン、機器、部品	自動車を除く資本財	4.7	5.5	16.8	0.5
乗用車（新車又は中古車）	自動車・同部品等	6.6	5.5	-17.1	-0.7
トウモロコシ	食品・飼料・飲料	5.1	5.3	4.0	0.1
医療機器	自動車を除く資本財	4.8	4.8	-0.2	0.0
プラスチック製品	工業用原材料	4.0	4.8	20.3	0.5

米国の中華人民共和国からの輸入

品目	最終用途分類	金額（10億ドル）		前年比	寄与度
		2021	2022		
携帯電話およびその他の家庭用品	消費財	75.1	78.8	4.9	0.7
コンピュータ	自動車を除く資本財	59.2	52.6	-11.2	-1.3
玩具、ゲーム、スポーツ関連品	消費財	39.6	41.3	4.3	0.3
アパレル、テキスタイル（非ウール又は綿）	消費財	24.3	24.7	1.9	0.1
電気機器	自動車を除く資本財	15.5	21.5	38.8	1.2
コンピュータ付属品	自動車を除く資本財	17.8	19.8	11.1	0.4
家庭用電化製品	消費財	19.1	17.1	-10.6	-0.4
家具、家財道具等	消費財	17.4	16.8	-3.8	-0.1
通信機器	自動車を除く資本財	16.9	15.9	-5.8	-0.2
その他自動車用部品・付属品	自動車及び部品	13.5	15.9	17.5	0.5

資料：米国商務省センサス局から作成。

第I-1-5-7図 米中間のハイテク分野の輸出入動向



備考1：それぞれの分野でハイテク分野に該当する品目の組み換えがある年があるため、データは厳密には接続しない。

備考2：ハイテク分野の品目については米国商務省センサス局のATP(advanced technology products)を用いた。

資料：米国商務省センサス局から作成。

を「情報通信」が占めるのに対し、輸出は「電子」「バイオテクノロジー」「航空宇宙」など多岐にわたっている。また、輸出において、2022年に前年比で最も減少しているのは「電子」(前年比-18%)であり、米国の中对中国に対する半導体の輸出管理規制(詳細は後述)の影響もあると考えられる。

米中技術競争に深く関係するハイテク分野の米国から中国への輸出について推移を確認すると、足下ではハイテク分野は輸出額全体の約25%を占めており、そのシェアは2020年以降低下していることが分かる(第I-1-5-8図)。

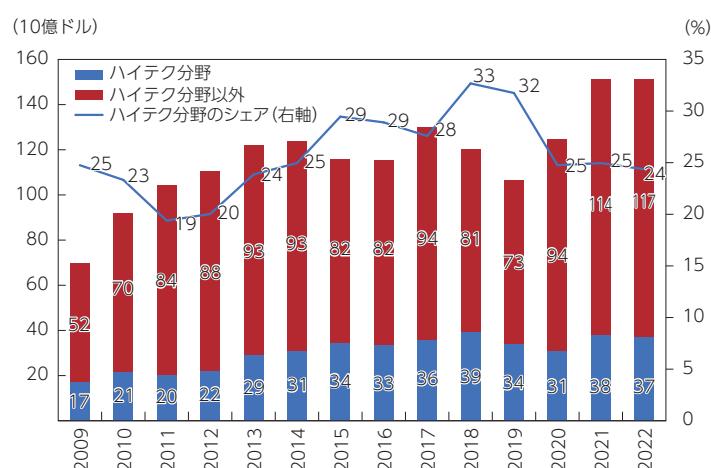
品目別で確認すると、2018年には約47%を占めていた「航空宇宙」が2020年以降は約13~15%までシェ

アを落としている一方、「バイオテクノロジー」は増加傾向にある。どの品目においても今後米国の輸出規制の対象となる可能性があり、引き続き注視が必要である(第I-1-5-9図)。

以上のように、ハイテク分野における米国から中国への輸出のシェアは低下傾向にあるものの、特に消費財等の米国の輸入の伸びは大きく、2022年の米国の対中貿易額は4年ぶりに過去最高となっている。

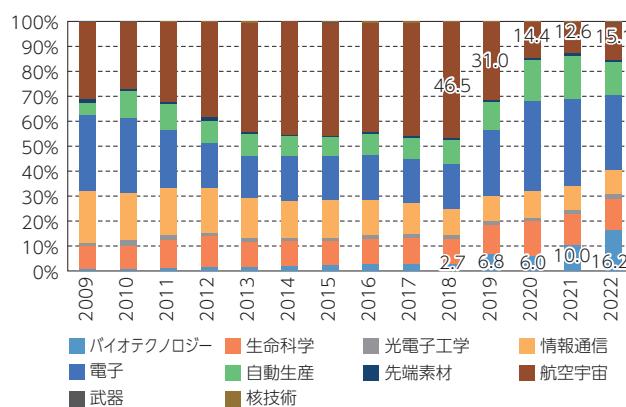
また、IMF(2023)⁴⁰によれば、半導体等の戦略的部門における海外直接投資はデカップリングの傾向が強まりつつある。アジア諸国に対する戦略的FDIの流入は2019年に減少に転じ、2020年半ばにはやや持ち直したもの、中国への流入はまだ回復していない。

第I-1-5-8図 米国の中对中国への輸出(ハイテク分野・非ハイテク分野別)推移



備考：それぞれの分野でハイテク分野に該当する品目の組み換えがある年があるため、データは厳密には接続しない。
資料：米国商務省センサス局から作成。

第I-1-5-9図 ハイテク分野における米国の中对中国への輸出のシェアの推移(品目別)



備考1：それぞれの分野でハイテク分野に該当する品目の組み換えがある年があるため、データは厳密には接続しない。
備考2：ハイテク分野の品目についてはATP(advanced technology products)を用いた。
資料：米国商務省センサス局から作成。

また、この10年間、地政学的な立場を同じくする国間のFDIが占める割合は、地理的により近い国間のFDIが占める割合以上に増え続けてきた。仮に投資フローのデカップリングが進めば、長期的にはGDPを2%近く下押しすると試算している。

米国では、半導体製造能力に占める米国のシェアが著しく低下している⁴¹ことへの危機感もあり、半導体CHIPSおよび科学法(CHIPS and Science Act、以下CHIPSプラス法という)を2022年8月に成立させた。CHIPSプラス法は、2021年1月に成立した半導体産業向けインセンティブ制度のCHIPS(Creating Helpful Incentives to Produce Semiconductors)に5年で527億ドルの予算を充当した法律である。このうち390億ドルは半導体関連投資等補助基金として国内半導体関連投資を行う企業への資金援助に充てられる予定であり、2023年2月には商務省が、2030年に向けた目標及び補助金に関する詳細を公開した。また、第一弾として、最先端・現世代・成熟ノード半導体(後工程含む)についても受付を開始した⁴²。米国半導体産業協会(Semiconductor Industry Association)によれば、このCHIPSプラス法によって約2,100億ドルの民間投資(2020年5月～2022年12月の集計)が発表されており、4.4万人の新規雇用を創出する見込みとなっている⁴³。中国においては、2014年に国家IC産業投資基金を創設し、約1,390億元の資金枠を設定し、同基金の第二期基金として2019年に約2,040億元を設定し、半導体メーカーを支援している。

また、米国による中国への輸出規制はトランプ政権下では個別企業向けのものが多かったが、バイデン政権下では中国企業全体向けへと対象を拡大している。米国商務省産業安全保障局(以下、BISという)は輸出管理規則(EAR)に基づき、国家安全保障や外交政策上の懸念があるとして指定した企業を例挙したエンティティ・リスト(以下、ELという)を公表している。掲載された企業に物品やソフトウェア、生産・開発に必要な技術を輸出する際にはBISの許可が必要となる。2018年10月にはJHICC、2019年5月及

び2020年8月にはHUAWEIとその関連会社、2020年12月にはSMIC、与中国の大手半導体メーカーが次々とELに追加された。また、外国直接製品規制(FDPR)は、再輸出規制の一種であり、米国外で生産された製品であっても、米国製の技術・ソフトウェアを用いている場合に、EARの対象として、輸出などについてBISの事前の許可申請を求めるルールのことであり、2020年5月、8月に制度化されて、HUAWEIとそのグループ企業向けに初めて適用された。バイデン政権下の2022年10月には、中国向けに輸出される、AI処理やスーパーコンピュータに利用される半導体、先進的な半導体製造に利用される半導体製造装置等に対する新たな輸出管理措置の導入を発表した。これらの規制においては、一定性能以上のスーパーコンピュータに利用される一定の半導体や一定性能以上の製造に用いられるすべての半導体製造装置の輸出を管理対象とするなど、規制の範囲は幅広いものとなっている。また、CHIPS法では、所謂ガードレール条項と呼ばれる規定が存在し、中国等の特定懸念国での先端半導体製造基盤の新增設の禁止、懸念企業との共同研究・技術供与の禁止が含まれており、2023年3月より60日間のパブリックコメントに付された。

近年の米中貿易摩擦の動向を見ていくと、2018年3月にトランプ前大統領が、1974年の通商法301条に基づく、中国に対する制裁措置を命ずる大統領覚書に署名して以降、2018年7月頃から米中間の関税引き上げ合戦が激化したが、2020年1月に第一段階米中通商合意に署名したことで両国の貿易摩擦は一段落の様相を呈していた^{44 45}。このような状況下で2021年1月に発足したバイデン政権は、同盟国との協調を掲げている一方で、対中追加関税や経済安全保障を巡る輸出管理措置等は継続・強化している。2022年9月には、通商法301条に基づく中国原産品に対する追加関税の継続を発表し、11月～翌1月にかけて、見直しに向けたパブリックコメントを実施した⁴⁶。

同10月には、「国家安全保障戦略」を発表し、中国を「国際秩序を再形成する意図と能力を備えた唯一の

⁴¹ Knometra Research「China's share of global wafer capacity continues to climb」(<https://knometra.com/news/?post=china-039-s-share-of-global-wafer-capacity-continues-to-climb&tag=global-wafer-capacity>) 参照。

⁴² 経済産業省「半導体・デジタル産業戦略(改定案)」から取得。

⁴³ Semiconductor Industry Association「The CHIPS Act Has Already Sparked \$200 Billion in Private Investments for U.S. Semiconductor Production」(<https://www.semiconductors.org/the-chips-act-has-already-sparked-200-billion-in-private-investments-for-u-s-semiconductor-production/>) 参照。

⁴⁴ 経済産業省(2020)『令和二年版通商白書』第1章第II部第5節第II-1-5-7表に日米貿易摩擦のタイムラインの記載あり。

⁴⁵ 第一段階米中通商合意に盛り込まれた「中国が米国から財・サービスの輸入を2017年水準から2000億ドル以上増加」は約束の2021年末時点で未達成となっている。

⁴⁶ JETRO Webサイト(<https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/10/878f166b31c8c505.html>) 参照。

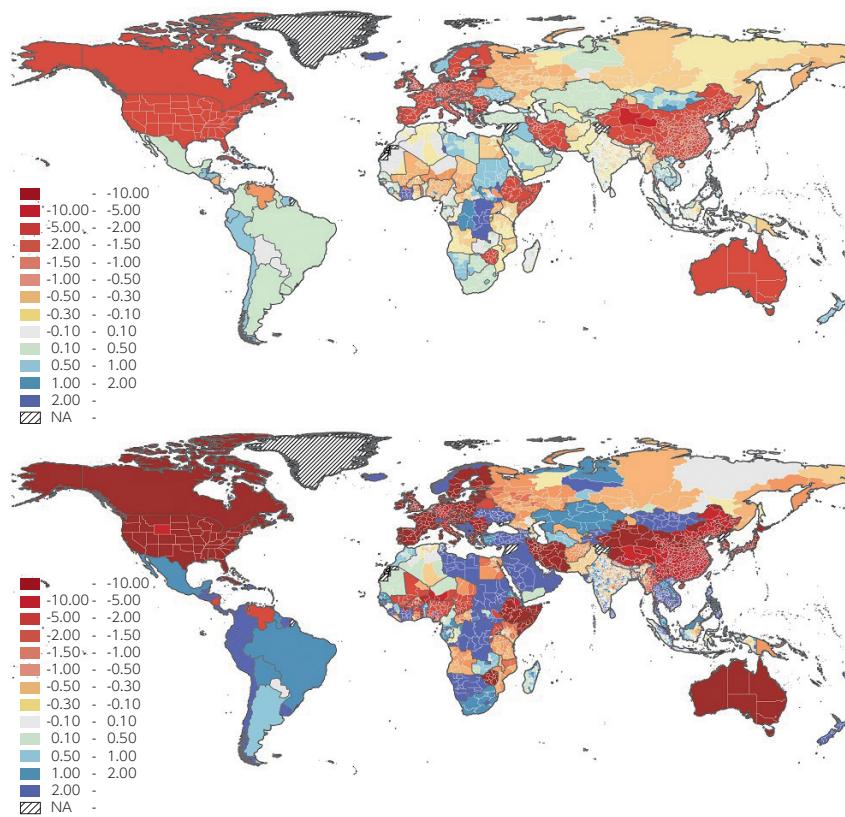
相手」と位置づけた。さらに、対中政策の調整や情報共有の強化を図るため、米国国務省は2022年12月にチャイナ・ハウス（Office of China Coordination）を新設した。また、現在米国議会は上下両院がねじれ、各種法案の成立が難しいと言われているなかでも、対中政策については、超党派で今後も活発な立法活動が見込まれており、2023年1月には下院が中国特別委員会を設立する決議案を可決した⁴⁷。

このようにトランプ政権期以降顕在化した米中対立の背景には、技術を含む経済安全保障を巡る霸権争いがある。2022年9月には米国サリバン大統領補佐官が輸出管理や投資審査などの安全保障政策に関して講演を行い、米国が引き続き科学技術の優位性を保つことの重要性を示した。その戦略の四つの柱として①米国の科学技術エコシステムへの投資、② STEM(科学、

技術、工学、数学) 分野の高度人材育成、③米国の技術優位の保護、④同盟・パートナーシップの深化と統合を挙げている⁴⁸。

仮に、米国と外交政策の類似度が高い諸国による西側陣営と米国によって経済制裁を科されている諸国による東側陣営との間でグローバルな「デカップリング」⁴⁹が起きた場合、熊谷他（2022）⁵⁰の試算によれば、米中貿易戦争並みの分断（非関税障壁の付加：シナリオ①）では2030年の世界のGDPへの影響は-2.3%、相互に100%の非関税障壁を設ける場合（シナリオ②）では同-7.9%となる。地域別では両陣営に分断される欧州、米国、東アジア各国についてはGDPに大幅なマイナスの影響が出る一方、グローバル・サウスなど中立的な国々は両陣営の対立によって「漁夫の利」を得ることが示された（第I-1-5-10図）。すなわち、デ

第I-1-5-10図 「デカップリング」が世界経済に与える影響（上図：シナリオ①、下図：シナリオ②）



備考：シナリオ①は、米中貿易戦争並みの分断（非関税障壁の付加）で、2030年のGDPへの影響はマイナス2.3%（約2.7兆米ドル）。シナリオ②は、相互に関税率換算で100%の非関税障壁を設ける場合で、同マイナス7.9%（約8.7兆米ドル）。

資料：アジ研ポリシーブリーフNo174「グローバルな「デカップリング」が世界経済に与える影響-IDE-GSMによる分析」から作成。

47 JETRO Webサイト (<https://www.jetro.go.jp/biznews/2023/01/5535e470d89c1944.html>) 参照。

48 JETRO Webサイト (<https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/09/7233677f51420994.html>) 参照。

49 デカップリングの想定として、世界が米国陣営（西側）、中国・ロシア陣営（東側）に分断されると想定し、各陣営に属する国は以下のように想定した。西側陣営は、米国と外交政策の類似度が高い国々34カ国・地域。すなわち、米国、英国、EU27カ国、カナダ、日本、韓国、台湾、豪州。東側陣営は、2023年1月時点では米国によって何らかの経済制裁を科されている国々のうち、IDE-GSMでカバーされている16カ国。すなわち、中国（香港、マカオを含む）、ロシア、ベラルーシ、キューバ、ベネズエラ、ニカラグア、イラン、イラク、イエメン、レバノン、ミャンマー、リビア、スーダン、コンゴ民主共和国、ジンバブエ、ソマリア。

50 アジ研ポリシーブリーフNo174「グローバルな「デカップリング」が世界経済に与える影響-IDE-GSMによる分析」熊谷聰、早川和伸他（2023.2）

第 I-1-5-11 表 経済的威圧に言及した会談やスピーチ等の概要（2022年以降）

時期	会談、スピーチ等	内容
2022年	6月 G7首脳会議 (エルマウ)	<ul style="list-style-type: none"> ・経済的威圧を含む、世界の安全及び安定を損なうことを意図し脅威への警戒を強化。 ・我々の企業と労働者のための公平な競争条件を確保し、経済的威圧に対する多様化及び強靭性を促進し、戦略的依存を低下させるため協調行動を開催するために協働。
	7月 日米経済版「2+2」閣僚級会合	<ul style="list-style-type: none"> ・公平な競争条件を世界中の国、企業、労働者に提供することの重要性を強調しつつ、自由で公正な貿易に基づく多角的貿易体制を支持する、また、経済的威圧に対抗する政策の進展を約束。・経済的威圧等により、個人・企業・主権国家の正当な利益を脅かすことへの深刻な懸念と反対を表明。
	9月 G7貿易大臣会合 (ノイハルデンベルク)	<ul style="list-style-type: none"> ・経済安全保障、多角的貿易体制における自由で公正な貿易、世界の安全保障及び安定性を損ない、国際的緊張を更に悪化させる貿易関連の経済的威圧の行使に深刻な懸念を表明。 ・経済的威圧の試みに対抗するために、G7首脳のコミットメントを再確認し、我々は、G7内外の関連するフォーラムにおいて、経済的威圧に取り組むための協力を強化し、連携したアプローチを探求し、かかる行動に対する評価、準備、抑止及び対応を改善。
2023年	1月 日米首脳会談	経済的威圧や非市場的政策及び慣行、自然災害等の脅威に対して、同志国間で我々の社会及びサプライチェーンの強靭性を構築し、気候危機に対処する地球規模の取組を加速させ、信頼性のある自由なデータ流通(DFFT)を推進。
	3月 対中政策に関するスピーチ (ファン・デア・ライエン欧州委員長)	中国による経済的威圧が増えていることから、状況によっては反威圧手段規則案の積極的な実施の必要性に言及。
	4月 G7貿易大臣会合 (オンライン)	<ul style="list-style-type: none"> ・他の政府の正当な選択に入れる、経済的威圧への深刻な懸念を表明。経済的威圧を通して現状を変更しようとする一方的試みに強く反対。 ・経済的威圧は、しばしば貿易 ・投資関連措置を通して行われ、経済安全保障及び自由で公正なルールに基づく国際秩序を損なう。既存ツールを活用し、抑止・対抗の観点から必要な新しいツールを開発。・経済的威圧に対する共同での準備、強靭性、抑止力を高めるために、G7内外のパートナーによる協調を強化する重要性を認識し、対抗及び被害緩和のため、しかるべき対応を共同で模索。
	5月 G7首脳会議(広島)	<ul style="list-style-type: none"> ・G7メンバー及び小規模なエコノミーを含む我々のパートナーに対して、要求に従い適合することを強制することを通じ、経済的依存関係を武器化する試みが、失敗に終わり報いを受けることを確保すべく、協働していく。 ・我々は、多角的貿易体制の機能及び信頼を損なうのみならず、主権の尊重及び法の支配を中心とする国際秩序を侵害し、究極的には世界の安全及び安定を損なう経済的威圧について、深刻な懸念を表明し、全ての国に対してその使用を控えるよう求める。 ・我々は、それぞれの国内において、威圧的な経済的手段の使用を抑止しそれに対抗するため、既存の手段を活用し、その効果を検証していくとともに、必要に応じて新たな手段を開発していく。 ・我々は、WTOにおけるものを含む既存の共同の取組の重要性を認識しつつ、経済的威圧に対する共同の評価、準備、抑止及び対応を強化するため、「経済的威圧に対する調整プラットフォーム」を立ち上げ、連携を強化していくとともに、G7以外のパートナーとの協力を更に促進していく。 ・我々は、この調整プラットフォームの下、早期警戒及び迅速な情報共有を利用し、定期的に協議を行い、協力して状況を評価し、協調的な対応を追求し、経済的威圧を抑止し、それぞれの法制度に従って、適当な場合にはそれに対抗する。また、我々は、適当な場合には、連帯及び法の支配を堅持する決意の意思表示として、対象となった国家、エコノミー及び主体を支援するため、協調する。

資料：外務省、経済産業省、JETRO Web サイトから作成。

カップリングは両陣営に大きなダメージを与える一方、中立的立場を維持することで両陣営から利益を得ることのできるグローバル・サウスを自陣営へ引き入れることは難しいため、相手陣営を完全に世界から孤立させることは難しいことが示されている。

(2) 経済的威圧に対する国際協調及び各国の取組

近年、経済的威圧（economic coercion）と呼ばれる行為が多発している。経済的威圧には国際的に定まった定義はないが、一般的に経済的脆弱性及び経済的依存関係を悪用し、他国の外交政策及び国内政策並びにその立場を損なうことを企図するような行為を指すとされている。米国シンクタンクによれば、中国及びロシアによる経済的威圧に該当する主要な事例は131件にものぼっている⁵¹。経済的威圧について、G7首脳声明等で同盟国・同志国は懸念を表明し、その対応に向けて連携を模索しており、G7広島サミットにおいて「経済的強靭性及び経済安全保障に関するG7首脳声明」（2023年5月）が発出され、経済的威圧に対する共同の評価、準備、抑止及び対応を強化するため、「経済的威圧に対する調整プラットフォーム」を立ち上げ、連携を強化していくとともに、G7以外のパートナーとの協力を更に促進していくとした（第I-1-5-11表）。このように、基本的価値を共有する同志国とともに、経済的威圧に対する強靭性の促進及び抑止の両面から効果的な対応をとる動きが見られる。

また、一部の国は抗議やWTO紛争解決手続に加え、経済的威圧に対応・対抗すべく関連法制度や戦略の整備・策定も進めている。

EUは、経済的威圧行為や市場歪曲的措置に対して、独自に対抗できる措置を相次いで公表しており、欧州委員会の提案に基づき、理事会・欧州議会の審議を経て順次、実行に移されている。欧州委員会は2021年12月、EU又は加盟国に対する非EU諸国による経済的威圧に対して、貿易・投資等に制限を課すことで迅速に対抗措置をとることを可能にする反威圧手段規則案を提案し、2022年10月に欧州議会、11月にEU理事会がそれぞれの機関として立場を決定し、2023年3月には暫定的な政治合意に達した。対抗措置としては、関税の引上げ、輸入・輸出許可の制限、サービスや公共調達の分野での制限などが含まれる⁵²。

米国においては、2022年12月に成立した2023年度国防授權法（NDAA2023）の中で、2023年6月下旬までに関係省庁から成る「経済的威圧への対抗に関するタスクフォース（Countering Economic Coercion Task Force）」を設置し、中国による経済的威圧に対処するための統合戦略を策定・実施することとしている。具体的には、中国の慣行が米国企業及び米国経済のパフォーマンスに与えるコストの評価や、省庁間の政策調整、施策提言などを盛り込んでいる。

我が国では「国家安全保障戦略」（2022年12月閣議決定）において「本来、相互互恵的であるべき国際貿易、経済協力の分野において、一部の国家が、鉱物資源、食料、産業・医療用の物資等の輸出制限、他国の債務持続性を無視した形での借款の供与等を行うことで、他国に経済的な威圧を加え、自国の勢力拡大を図っている」とし、「世界貿易機関（WTO）を中心とした多角的貿易体制の維持・強化を図りつつ、不公平な貿易慣行や経済的な威圧に対抗するために、我が国の対応策を強化しつつ、同盟国・同志国等と連携し国際規範の強化のために取り組んでいく。」としている。以上、本章では、ロシアによるウクライナ侵略による不確実性の高まりや世界的なインフレの高進等により減速感を強める世界経済の現状とともに、権威主義国の台頭により世界経済は今、分断の危機に直面していることを示すことで、世界経済はまさに岐路に立たされている状況にあることを示してきた。世界経済がある種の機能不全に陥る中で、次章では、世界経済の機能回復に向けた課題について示していく。

⁵¹ The German Marshall Fund「Tool: Economic Coercion」Webサイト参照。（https://securingdemocracy.gmfus.org/asd_tools/strategic-economic-coercion/）。事例数は2023年4月時点。

⁵² JETRO Webサイト（<https://www.jetro.go.jp/biznews/2023/04/4eb32219bb2a435f.html>）参照。

第 2 章

世界経済の機能回復に 向けた課題

第 1 節

供給サイドの強化

第 2 節

自由で公正な貿易秩序と経済安全保障の両立

第 3 節

持続可能で包摂的な経済成長及び発展の確保

第2章 世界経済の機能回復に向けた課題

本章では、足下の世界的なインフレは供給不足による側面が強いこと、インフレ緩和には設備投資等による供給力強化や生産性の向上、サプライチェーンの強靭化が重要であることを示す。

また、貿易の開放は生産性の上昇を通じて経済成長につながる一方、貿易相手国の不確実性は自国の貿易に負の影響を与えること、ただし、自由・民主主義・人権・法の支配といった基本的価値を尊重する貿易相手ほど、不確実性の高まりによる貿易減少効果が小さいことを示す。

そして、諸外国における経済安全保障政策を概観するとともに、自由で公正な貿易秩序と経済安全保障の両立に向け、我が国としてはルールベースの国際貿易秩序の再構築、有志国との信頼できるサプライチェーンの構築、グローバル・サウスとの連携強化の取組を同時に進めることが重要であることを示す。

また、持続可能で包摂的な経済成長及び発展の確保に向けた取組として、気候変動リスクへの対応や人権問題への対応に焦点を当て、その重要性を指摘した上で、諸外国及び我が国の取組について紹介する。

第1節

供給サイドの強化

1. 供給力の強化や生産性の向上によるインフレ圧力の緩和

まず本節では、足下で高まっているインフレ圧力がどのように生じたものであるかについて、需給均衡メカニズムの観点から概説し、足下で中央銀行が講じている金融引締め政策が需要抑制によるインフレ圧力の緩和であるのに対し、中長期的には、供給力を拡大することで生産の拡大とインフレ圧力の緩和を図っていくことが重要であることを示す。また、生産性の向上もインフレ圧力を緩和する上で重要であることを示すとともに、その手段としての貿易開放の重要性について示していく。

第I-2-1-1図は、①パンデミック前（2019年）、②パンデミック期（2020年）、③パンデミックからの需回復期（2021年）、④ロシアによるウクライナ侵略以降（2022年）のそれぞれの時期における物価変動を需給均衡メカニズムの観点から概説したイメージ図である。まず、①から④に対しての変化は、経済社会活動の停滞に伴う需要曲線と供給曲線の左側シフトであった。供給能力以上に需要が減少したため、この時期の物価はパンデミック前と比して低水準であった。

①から②の状態に移行するに連れ、経済社会活動の再開により主に欧米諸国で需要曲線は右側にシフトしていった一方で、労働市場に人が戻ってこず、また、財の供給元である新興国・途上国では依然としてパンデミックに伴う経済社会活動の制限のために供給は依然としてパンデミック前の状態には戻らなかったため、物価は上昇した。こうした状況の中、③ロシアによるウクライナ侵略により、エネルギーや食料供給リスクが高まり、供給曲線がさらに左側にシフトし、更なる物価上昇を招いた。このように整理すると、近年の物価上昇は供給サイドに起因するものであるということができる。

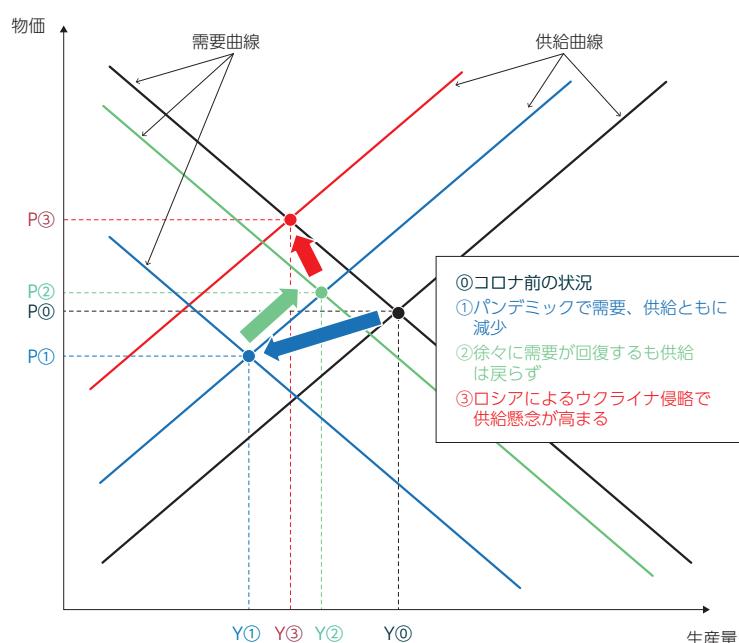
第I-2-1-2図は、インフレ圧力を低減させるための方策を需給均衡メカニズムの観点から概説したイメージ図であるが、足下で中央銀行が講じている金融引締め政策は、需要曲線を再び左側にシフトさせ、インフレ圧力を低減させようとするものである。ただし、この手法では、インフレ圧力を低減させるものの、需要の抑制を通じて生産量も減少することに留意が必要である。

ある。もう一つの方策は、供給能力の拡大を通じて、供給曲線を右側にシフトさせることにより、インフレ圧力を低減させるものである。ただし、設備能力の増強のための投資を行い、供給能力が拡大するまでには時間的なラグを伴う。この間、投資拡大は短期的には需要拡大を通じてインフレ圧力に作用することに留意が必要である。

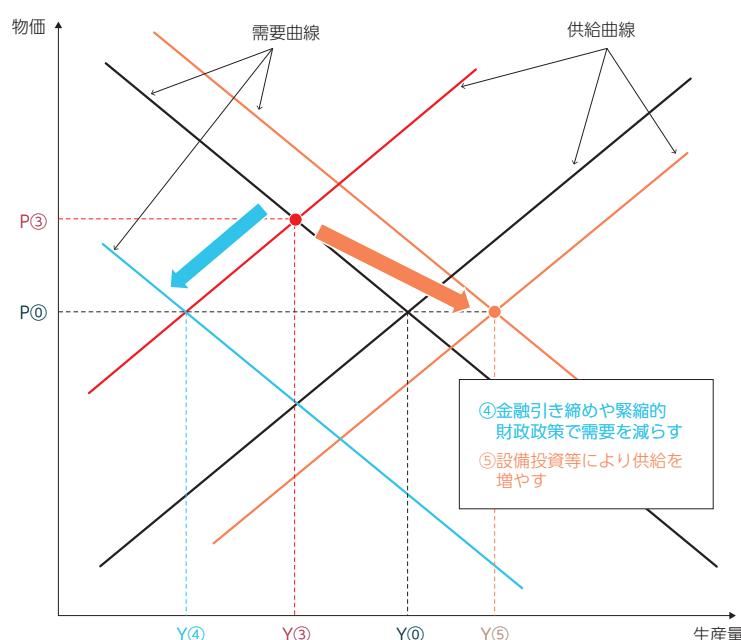
このように整理すると、近年の物価上昇が供給サイ

ドに起因する側面が強いものであるにも関わらず、金融引締め政策を講じることは、需要の抑制を通じて経済を緊縮させうるものであり、労働力の減少やサプライチェーンの混乱等に伴う供給のボトルネックを早期に解消するとともに、これらの強靭性を高め、供給力を強化させることで、インフレ圧力を低減させると同時に経済成長を促していくことが重要であるということができる。

第I-2-1-1図 需要曲線と供給曲線から見た価格変動メカニズム（イメージ）



第I-2-1-2図 インフレ抑制に向けた方策



また、インフレ圧力を緩和するためには、供給力を強化するとともに、生産性を高めておくことも重要である。生産1単位当たりの労働コストを表す単位労働コストの上昇は、物価上昇圧力を高めると指摘されており、インフレ圧力を測る上で重要な指標となっている。第I-2-1-3図のとおり、この単位労働コストは、賃金と労働生産性の二つの要素に分解することができ、賃金の上昇は単位労働コストの上昇に、労働生産性の上昇は単位労働コストの低下に作用する。これを敷衍することで、労働生産性の上昇はインフレ圧力の緩和に作用することができる。

実際にこの関係を示したものが第I-2-1-4図である。本分析は、118か国の1950年～2019年までの長期データを用いて、インフレと生産性の関係を示しており、労働生産性をさらに全要素生産性と資本装備率に分解（第I-2-1-5図）して、それぞれがインフレに与える影響について推計したものである。なお、推計に当たっては、高齢化率の上昇がインフレ率の上昇に作用するとの指摘がなされている⁵³ことも踏まえ、高齢化率も説明変数に加えている（分析の詳細については付注1を参照。）。これを見ると、全要素生産性、資本装備率とともに、他の要因をコントロールしたインフ

レ率と有意な負の関係があることが確認され、これらを高めることはインフレ圧力の緩和に資するといえる。

以上、足下で生じているインフレは、供給サイドに起因する側面が強いこと、これを緩和させるためには、供給力を強化させることが重要であること、生産性の向上もまたインフレ圧力を緩和させるという観点で有効であることを示した。次項では、貿易の開放度を高めておくことが生産性を向上させる上で重要であることを示すとともに、その効果は、多角的でルールに基づく貿易体制下での自由貿易を志向する国でより強く出していることを示す。また、不確実性の高まりが貿易に与える負の影響について指摘するとともに、法の支配などを始めとするガバナンス評価が高い国との貿易ほど、その影響が小さいことを示す。

第I-2-1-3図 単位労働コストの分解

総雇用者報酬をW、生産量をY、労働者数をLとすると、生産1単位あたりの労働コストである単位労働コストは、下記の通り表すことができる。

$$\begin{aligned}\text{単位労働コスト} &= \frac{\text{総雇用者報酬}}{\text{生産量}} \\ &= \frac{\text{総雇用者報酬} / \text{労働者数}}{\text{生産量} / \text{労働者数}} \\ &= \frac{\text{一人当たり賃金}}{\text{労働生産性}} \\ \frac{W}{Y} &= \frac{W}{L} \cdot \frac{L}{Y}\end{aligned}$$

ここで、両辺に自然対数lnを取ると、下記の通りとなる。

$$\ln \frac{W}{Y} = \ln \frac{W}{L} - \ln \frac{Y}{L}$$

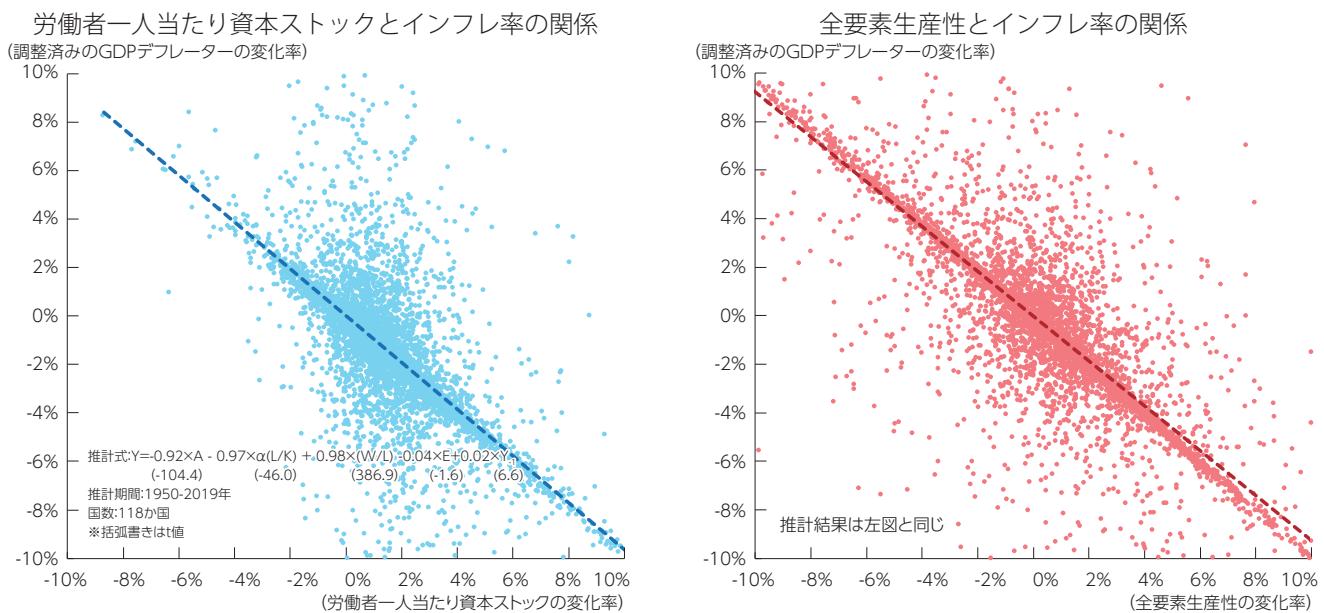
$$\text{単位労働コスト(対数)} = \text{一人当たり賃金(対数)} - \text{労働生産性(対数)}$$

以上より、一人当たり賃金の上昇は単位労働コストの上昇に、労働生産性の上昇は単位労働コストの低下に作用することがわかる。

資料：経済産業省作成。

⁵³ Goodhart, C., Pradhan, M., (2020), *The Great Demographic Reversal: Ageing Societies, Waning Inequality, and an Inflation Revival*, (瀧谷浩訳 (2022)『人口大逆転 高齢化、インフレの再来、不平等の縮小』日経BP日本経済新聞出版。).

第I-2-1-4図 労働者一人当たり資本ストック・全要素生産性のインフレ抑制効果



備考：1950年～2019年の期間の118か国からなるパネルデータ。被説明変数にGDPデフレータ(Y)の変化率、説明変数に全要素生産性(A)、労働者一人当たり資本ストック($\alpha(K/L)$)、一人当たり雇用者報酬(W/L)、高齢化率(E)、1期前のGDPデフレータ(Y-1)(すべて変化率)を用いて変量効果モデルにより回帰分析を実施。グラフの縦軸は、回帰結果を用いて被説明変数から説明変数のうち横軸に用いた変数以外が与える影響を差し引いたもの。

資料：フローニンゲン大学、「PennWorldTable10.01」及び国連「人口推計」から作成。

第I-2-1-5図 労働生産性の分解

生産要素として資本ストック額K、労働者数Lの2財を想定し、全要素生産性をA、資本分配率を α 、労働分配率を $1-\alpha$ とした場合、コブ・ダグラス型の生産関数を用いると、財Yの生産関数は下記の①の通りとなり、①は②の通り整理することができる。

$$Y = A \cdot K^\alpha L^{1-\alpha} \quad \dots \text{①}$$

$$\frac{Y}{K} = A \cdot \left(\frac{K}{L}\right)^{-(1-\alpha)} \quad \dots \text{②}$$

また、労働生産性 Y/L は、資本装備率 K/L を用いて、下記③の通り分解することができる。

$$\begin{aligned} \text{労働生産性} &= \frac{\text{生産量}}{\text{労働者数}} = \frac{\text{資本ストック額}}{\text{労働者数}} \times \frac{\text{生産量}}{\text{資本ストック額}} \\ \frac{Y}{L} &= \frac{K}{L} \cdot \frac{Y}{K} \quad \dots \text{③} \end{aligned}$$

ここで、③に②を代入し自然対数を取ると、下記の通りとなる。

$$\begin{aligned} \frac{Y}{L} &= A \cdot \left(\frac{K}{L}\right)^\alpha \\ \ln\left(\frac{Y}{L}\right) &= \ln A + \alpha \cdot \ln\left(\frac{K}{L}\right) \end{aligned}$$

$$(対数) \text{労働生産性} = (\対数) \text{全要素生産性} + \text{資本分配率} \times (\対数) \text{資本装備率}$$

以上より、労働生産性は全要素生産性と、資本装備率と資本分配率の積に分解することができる。

資料：経済産業省作成。

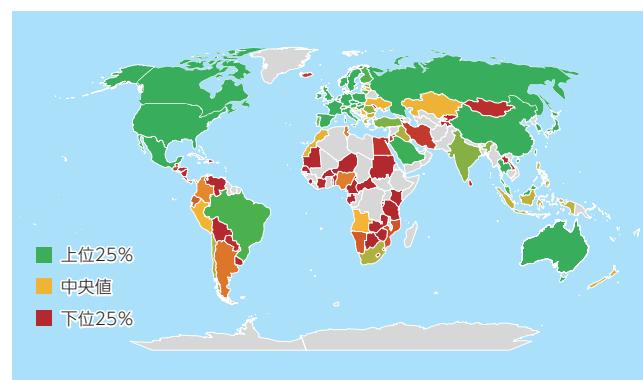
2. 貿易の開放を通じた生産性の向上

前項では、インフレ圧力を緩和させるために生産性の向上が重要であることを示したが、世界経済がこの難局を乗り越えるという観点からは、各国が貿易の開放度を高めることを通じて、貿易に参加する国々の生産性を高めていくことは、一つの有効な手段であるといえる。本項では、貿易の開放度が生産性に与える効果について分析を行うとともに、貿易相手国の不確実性が自国に対して与える負の影響についても分析を行い、貿易のレジリエンシーを高めつつも、自由貿易の果実を享受可能とするパートナーシップの構築の在り方について示していく。

まず、世界の貿易の開放度がどのように変遷してきたかを見ていく。貿易の開放度については様々な尺度があるが、本分析では Squalli and Wilson (2011)⁵⁴ が考案した Composite Trade Share(以下、CTS という)を用いて見ていくこととする。例えば、貿易開放度を貿易額の対 GDP 比で測ると小国が上位になりやすくなり、逆に貿易額の世界シェアを用いると経済規模の大きな国が上位になりやすくなるなどの傾向が見られるが、CTS は貿易額対 GDP 比や貿易額の世界シェアの双方の情報を取り込みつつ、経済規模を考慮した上で貿易の開放度を測定しているという点で指標として優れている。第 I-2-1-6 図は世界各国の CTS の第

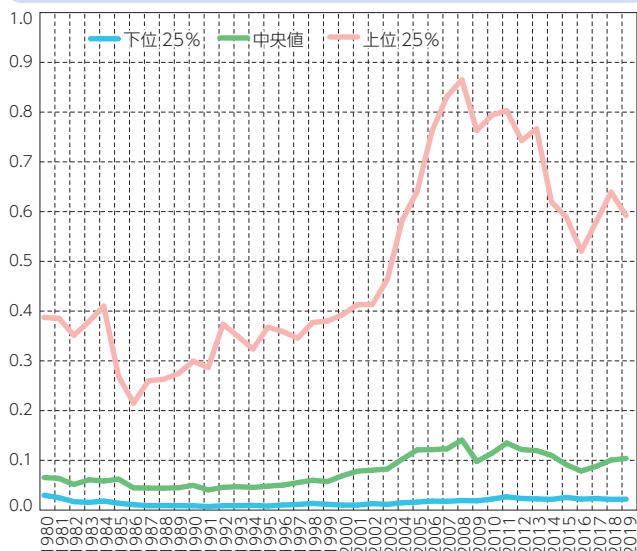
一四分位値（下位 25%）、中央値、第三四分位値（上位 25%）を示したものである。これを見ると、第三四分位値が中央値を大きく上回っており、貿易開放度の高い国は一部の上位国に限られており、これらの上位国ではグローバル化の進展とともに 2000 年代に CTS が大きく上昇したものの、2010 年代以降は低下傾向にある。第 I-2-1-7 図は 2019 年時点における各国の CTS をマッピングしたものである。これを見ると、欧米諸国に加え、日本、韓国、豪州、それに中国、ロシア、一部の中南米諸国、東南アジア諸国が上位に来ていることが分かる。

第 I-2-1-7 図
世界各国の貿易開放度 (CTS) の分布 (2019 年)



資料：フローニンゲン大学、「PennWorldTable10.01」から作成。

第 I-2-1-6 図 貿易開放度 (CTS) の分布



資料：フローニンゲン大学、「PennWorldTable10.01」から作成。

次に、貿易開放度が生産性に与える影響について検証を試みる。具体的には、日本経済研究センター (2019)⁵⁵ を参考にしつつ、生産性の指標として一国の全要素生産性の水準を用い、上記で確認した CTS が全要素生産性に与える影響について検証を行う。その際、全要素生産性に影響を与える他の指標として高齢化率を説明変数に用いたほか、経済規模をコントロールする観点から説明変数には実質 GDP も含めている。また、全要素生産性が CTS に影響を与えうるという逆因果をコントロールするために、1 年前の全要素生産性を操作変数に用いて推計を行った（分析の詳細については付注 2 を参照）。第 I-2-1-8 図は、CTS 以外の要因（ここでは高齢化率、実質 GDP）が全要素生産性に与える影響をコントロールした全要素生産性と

⁵⁴ Squalli, J., and Wilson, K. (2011), "A new measure of trade openness", *The World Economy*, 34 (10), 1745-1770.

⁵⁵ 日本経済研究センター (2019) 「貿易取引の停滞、世界的な生産性低下の恐れ－自由貿易の枠組み広げる取り組み重要な－」
経済白葉箱第 137 号

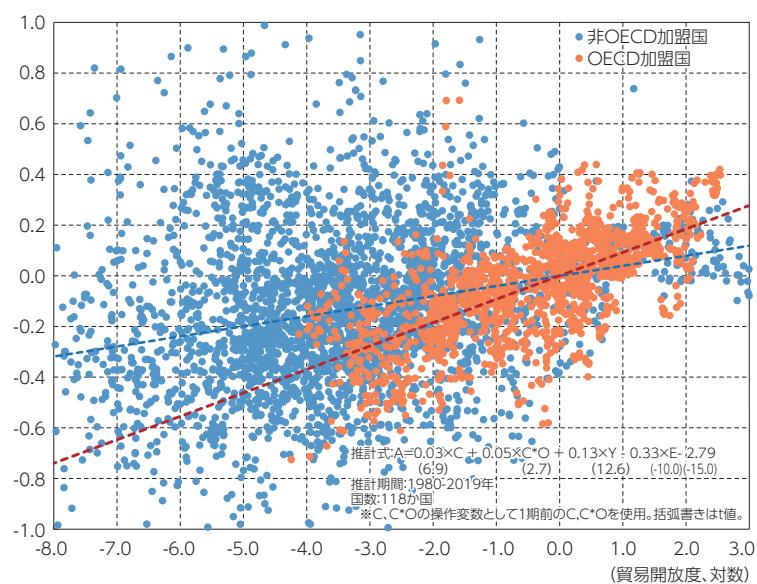
CTSとの関係について見たものであるが、CTSが高くなるほど、全要素生産性が高くなるという関係が見て取れる。ここで着目すべき点としては、サンプルをOECD加盟国とそれ以外に分けて見てみると、OECD加盟国ではCTSが高まるほど全要素生産性が高くなる傾向が顕著であり、かつ、サンプルのばらつきも小さいことが確認できる。OECD加盟国とはすなわち、多角的でルールに基づく貿易体制下での自由貿易を志向する諸国の中であり、こうした目的を重んじる諸国では貿易の開放を通じて全要素生産性を高める効果が大きいことの一例を示しているといえる。

このように、貿易開放度を高めることで生産性が高まることを示してきたが、貿易開放度を高めることには一定のリスクを伴うことも留意が必要である。ここでは、貿易相手国の不確実性の高まりが自国の貿易を減少させることを示していく。以降、分析手法について解説していく。基本モデルとして、自国と相手国との貿易量は、自国と相手国との間の物理的な距離と経済規模に比例するという重力モデルの考え方とのつり、被説明変数を自国と相手国との貿易額、説明変数を自国と相手国との距離、名目GDP、さらに世界不確実性指数のデータセットに含まれる貿易不確実性指数を加え、固定効果モデルで推計を行い、距離

とGDPをコントロールした上で、相手国の貿易不確実性の高まりが自国の貿易額に与える影響を計測する。その際、貿易不確実性指標の操作変数として、世界銀行が公表する世界ガバナンス指標（Worldwide Governance Indicators(WGI)）を用いることで、貿易相手国のガバナンス状況が貿易の不確実性を通じて自国の貿易に与える影響を計測する形とし、自国が貿易上の不確実性を如何にコントロールすればよいか示唆を与えるものとする。世界ガバナンス指標とは、世界銀行が世界各国のガバナンス状況を評価するために作成した指標であり、「国民の発言力と説明責任(Voice and Accountability)」、「政治的安定と暴力の不在(Political Stability and Absence of Violence)」、「政府の有効性(Government Effectiveness)」、「規制の質(Regulatory Quality)」、「法の支配(Rule of Law)」、「汚職の抑制(Control of Corruption)」の六つの指標が存在する（第I-2-1-9図）。推計に当たっては、これら六つの指標を主成分分析により一つに集約化した指標を作成し、これを操作変数として用いることとする（分析の詳細については付注3を参照。）。

第I-2-1-10図は、上記の推計に基づいた、2000年以降のガバナンス評価と貿易相手国の不確実性の高まりによる自国の貿易減少効果の関係について、貿易開

第I-2-1-8図 貿易開放度と全要素生産性



備考：被説明変数に全要素生産性(A)、説明変数に貿易開放度(C)、貿易開放度と2022年時点のOECD加盟国であれば1を取るダミー変数の交差項(C*O)、高齢化率(E)、実質GDP(Y)を用いて固定効果モデルにより回帰分析を実施。その際、貿易開放度の操作変数として1期前の貿易開放度を用いて二段階最小二乗法により推計。グラフの縦軸は、回帰結果を用いて被説明変数から説明変数のうち横軸に用いた変数以外が与える影響を差し引いたもの。

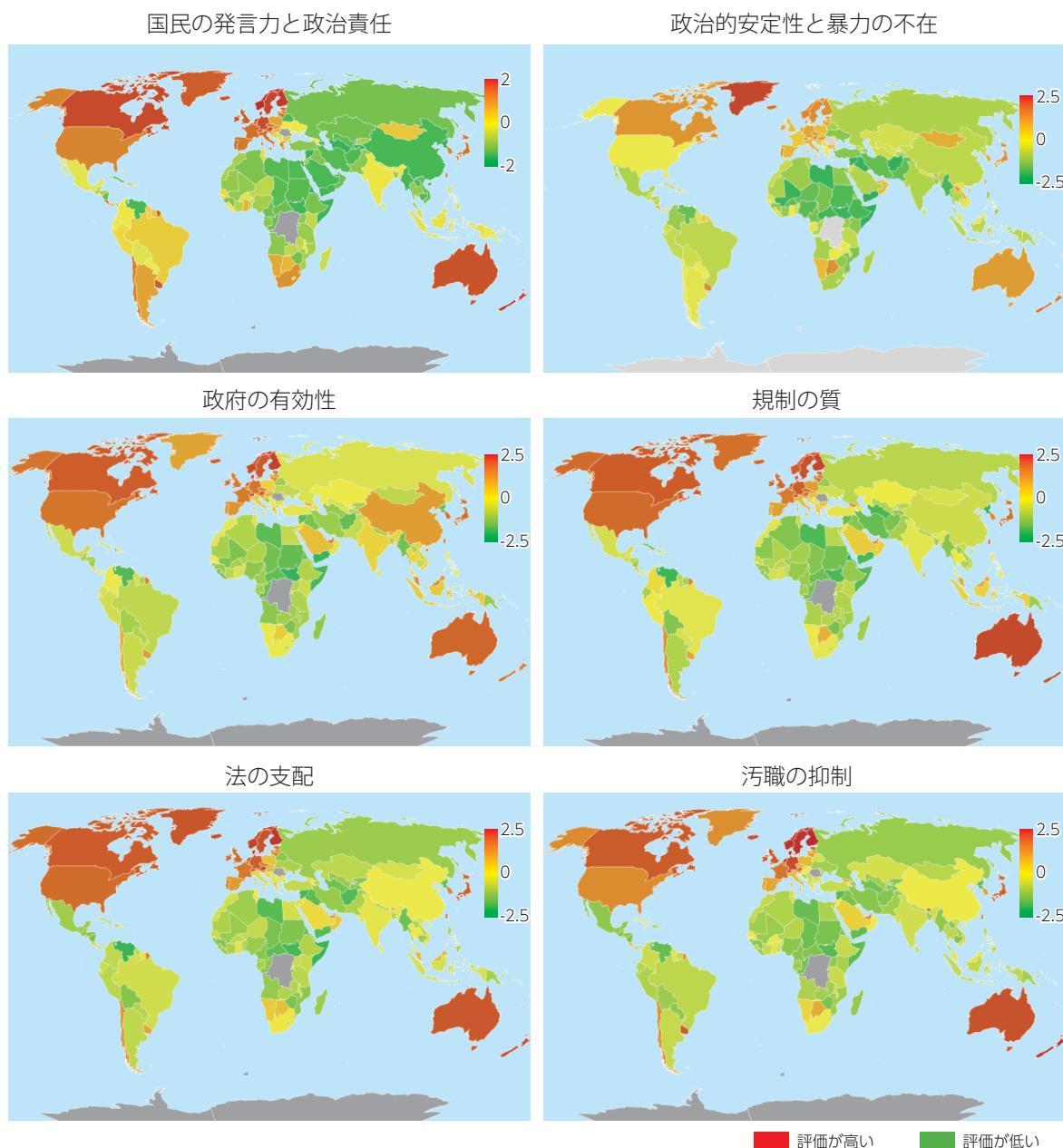
資料：フローニングン大学、「PennWorldTable10.01」及び国連「人口推計」から作成。

放度の高い国に焦点を当て図示したものであるが、貿易相手国のガバナンス評価が高くなるほど、貿易相手国の不確実性の高まりによる自国の貿易減少効果が小さくなる傾向があることが分かる。この結果は、自国が貿易パートナーシップを構築していく上で、貿易相手国のガバナンス評価が重要なシグナルとなっていることを示唆している。

以上をまとめると、自国の貿易のレジリエンシーを

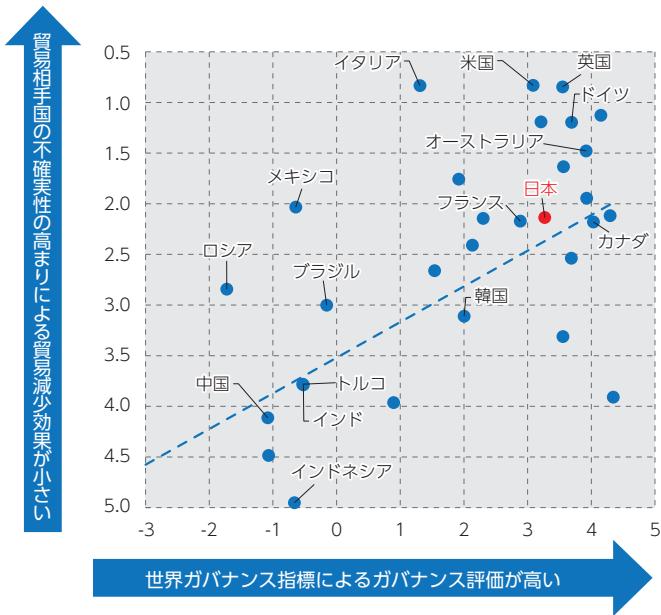
高めつつ、自由貿易による生産性の向上を通じた経済成長の実現へつなげるためには、貿易自由化、自由、民主主義、基本的人権、法の支配といった価値を重んじる国とのパートナーシップを深めることが重要であるといえる。

第I-2-1-9図 世界ガバナンス指標（2021年）



資料：世界銀行「Worldwide Governance Indicators (WGI)」から作成。

第I-2-1-10図 世界ガバナンス指標と不確実性の高まりによる貿易減少効果の関係



備考：被説明変数にある輸出国から輸入国への輸出額（E）、説明変数に輸出国、輸入国GDP（それぞれYE、YI）、輸出国、輸入国の貿易不確実性指数（それぞれTE、TI）、経済連携協定の有無のダミー変数（R）を用いて、輸出国ごと、輸入国ごと、輸出国と輸入国のペアごとの固定効果（F）を考慮し、回帰分析を実施。その際に、貿易不確実性指数の操作変数として世界ガバナンス指標を用い、二段階最小二乗法により推計。グラフの縦軸は、ある国がプロットされている各国と貿易を行う場合に、プロットされている各国のガバナンス指標の影響により被る貿易減少額の期待値。

資料：CEPII「Gravity dataset」、Economic Policy Uncertainty Index 及び世界銀行「Worldwide Governance Indicators (WGI)」から作成。

第2節

自由で公正な貿易秩序と経済安全保障の両立

1. 経済安全保障の類型

「経済安全保障」という概念は、冷戦直後に米国の大統領クリントン政権が、米国の政策課題の中心として経済の重要性を強調するために用いたことから急速に一般化した⁵⁶。E.H.Carr(1939)は、1930年代末に「政治と経済の分離」を「幻想」と批判し、「政治経済学」を唱導していた⁵⁷が、冷戦時代には経済と安全保障の分離が当然視され、安全保障は専ら軍事的観点から考察されてきた。こうした中、冷戦が終結し、主要国間の国家中心、軍事中心の伝統的な安全保障問題が遠景に退く中で、国同士の相互依存の深まりから他国の経済政策や国際経済体制の運営・管理に一段と敏感になり、国外から国内経済への影響を「安全保障」問題と表現する度合いが高まってきたからと考えられる。さらに、2018年8月に成立した米国の国防権限法により、米国の輸出管理の強化および安全保障上の投資審査の強化が図られたことは、更に経済と安全保障の密接な結びつきを印象づけた。

「経済安全保障」という言葉は様々な意味で用いられているが⁵⁸、「国家安全保障戦略」(2022年12月閣議決定)で「我が国の平和と安全や経済的な繁栄等の国益を経済上の措置を講じ確保すること」と定義された。本項では、まず、「経済安全保障」を考えるにあたっていくつかの論考を紹介する。

鈴木(2022)は、「経済安全保障」について、「供給の安全保障」「技術の不拡散の安全保障」「他国の規制からの安全保障」と三つに分類している⁵⁹。「供給の安全保障」はすなわちサプライチェーンの安全保障であり、2022年5月に成立した「経済安全保障推進法」の四つの柱の一つにもなっている。他国においてもサプライチェーン見直しの動きは顕著であり、例えば米

国バイデン政権は2021年2月に重要製品の国内サプライチェーンを強化するための大統領令14017号に署名し、半導体製造、バッテリー、リアアース、医薬品等4分野の重要製品に関するサプライチェーンのリスク特定とリスクへの対処方法をまとめた報告書を同年6月にまとめさせた⁶⁰。さらに、翌年2月にはエネルギー、運輸、農産物・食料生産、公衆衛生、情報通信技術、防衛の6分野についてもサプライチェーンを強化する戦略を含めた報告書がまとめられた⁶¹。

「技術の不拡散の安全保障」は貿易等を通じて技術が拡散・流出することで、他の軍事能力が強化されたり、我が国の国際競争力が低下することが懸念される。米中対立は新興技術を巡る技術覇権競争の側面も大きく、我が国としてもこのような世界的な技術覇権競争の中で、「技術の不拡散の安全保障」の重要性が高まっている。

「他国の規制からの安全保障」については、例えば、米国の「グローバル・マグニツキー人権問責法」とそれに対抗する中国の「反外国制裁法」を巡る動向が挙げられる。このような他の法律や規制はコントロールすることが難しく、日本企業はこれらの法律や規制にあわせて企業行動を変更させる必要を迫られる。

飯田(2023)は、経済安全保障を「経済が軍事力に影響する場合」及び「経済が交渉力に影響する場合」の二つの類型に整理している⁶²。前者は、輸出管理、投資審査、武器移転、武器の国産化などが挙げられ、後者は経済制裁・経済的共生、エネルギー・食料安全保障、関与政策、サプライチェーンの多角化・強靭化などが挙げられる。

56 野林健、大芝亮、納家政嗣、山田敦、長尾悟(2007)『国際政治経済学・入門第3版』、有斐閣アルマ。

57 Edward Hallett Carr, The Twenty Year's Crisis, 1919-1939: An Introduction to the Study of International Relations(London: Macmillan, 1939), pp.147, 149

58 例えば、野林健他(2007)『国際政治経済学・入門第3版』においては、「ごく一般的にいえば、経済安全保障とは、「国家やそれを支える国民経済の一体性、その維持、発展が脅かされているという認識の下にとられる対外経済政策、あるいは経済（財、その交換にかかるさまざまな行為）を『力の資源（手段）』として市場ルールを逸脱して用いる行為およびその相互作用」と定義できる」としている。長谷川将規(2013)『経済安全保障』(日本経済評論社)においては「最低限の共通項として、「安全保障の構成要素である、目標、脅威、手段のいずれかに経済的な要素が入り込んだ場合、これを経済安全保障と呼ぶのが一般的である。」」としている。

59 鈴木一人(2022)「自由貿易体制における経済安全保障」(<http://ssdpaki.la.coocan.jp/proposals/102.html>)。

60 米国ホワイトハウスWebサイトから取得(<https://www.whitehouse.gov/wp-content/uploads/2021/06/100-day-supply-chain-review-report.pdf>)。

61 米国ホワイトハウスWebサイトから取得(<https://www.whitehouse.gov/briefing-room/statements-releases/2022/02/24/the-biden-harris-plan-to-revitalize-american-manufacturing-and-secure-critical-supply-chains-in-2022/>)。

62 公益財団法人日本国際問題研究所「経済・安全保障リンクエージ研究会最終報告書」(2023年3月)。

2. 自由貿易体制における経済安全保障

前項で見てきたように、安全保障の裾野は経済や機微・新興技術にまで拡大している。機微技術・新興技術は、将来の国家の競争力を左右する重要な技術であることから、国際平和を脅かすおそれのある国家やテロリスト等への流出を防ぎ、経済安全保障を確保するため、各国において輸出管理制度の強化を含めた様々な対策が進められている。また、近年では機微技術・新興技術獲得を目的とした企業の買収・合併等の対内直接投資が増加していることから、各国において対内直接投資管理制度の強化も進められている。また、新型コロナウイルス感染症拡大やロシアによるウクライナ侵略は、サプライチェーンのぜい弱性を明らかにし、各国は同志国との連携を模索する一方で、国内産業政策の強化を図っている（第1部第1章第5節「分断の危機に直面する世界経済」参照）。

本項では、経済安全保障への各国の対応として産業政策、輸出管理、対内直接投資管理等の動向についてまとめた上で、2023年G7議長国である日本が国際社会に対して果たすべき役割について触れる。

（1）経済安全保障への各国の対応

① 米国

産業政策

バイデン政権は2021年4月、「米国雇用計画」と「米国家族計画」を議会に提案した。前者はインフラ投資や供給網の強化、後者は人的投資や気候変動対策を柱としている。議会は「米国雇用計画」のうち、インフラ分野に特化した1兆2,000億ドル規模（今後5年の新規支出は5,500億ドル）の超党派法案を提出し、2021年11月に「インフラ投資雇用法」として成立させた。

他方で、「米国家族計画」を受け、民主党内で、気候変動対策や人的投資を盛り込んだビルド・バック・ベター法案が作成された。その予算規模は、1兆8,500億ドルに及んだが、支出規模が大きく政府債務の増加や高インフレの助長につながるなどの理由から民主党内からも反発があり、法案成立は頓挫した。その後、支出規模の縮小や歳入の確保等を入れ込んだ形で2022年8月に成立したのが「インフレ削減法（Inflation Reduction Act、以下 IRA という）」である。IRA は、

気候変動対策に約3,700億ドルの財源が確保されており、気候変動対策に関する米国史上最大の歳出法案となつた。具体的には、太陽光パネル、風力タービンなどを製造するための設備投資等クリーンエネルギー導入に伴い認められる税額控除や電気自動車（Electric Vehicle、以下 EV という）の購入に伴う税額控除等により、クリーンエネルギーのインフラ投資を促すものである。法案成立の背景には、バイデン政権が2021年4月の気候変動サミットで、パリ協定の下での2030年目標として「温室効果ガス排出量を2005年比で50-52%削減する」との目標を発表していることがあげられる。米国のシンクタンク戦略国際問題研究所（Center for Strategic and International Studies、以下 CSIS）のレポート（2023年3月）によれば、IRA 成立以来、欧州の大手企業を含む約20の企業がクリーンエネルギー生産施設の新設・拡張を発表し、10万人以上の新規雇用が米国で創出される見込みである⁶³。

輸出管理政策

2018年8月に成立した輸出管理改革法（Export Control Reform Act、以下 ECRA）によって、軍民両用のデュアルユース貨物等の輸出管理が実施されている。ECRAは、国防総省に予算権限を与える2019年度国防授権法（NDAA2019）の一部として成立しており、ECRAの中で「新興技術」（emerging technologies）や「基盤的技術」（foundational technologies）を追加することとしている。さらに、ECRAの下位規則である輸出管理規則（Export Administration Regulations、以下 EAR）には、米国政府が軍事転用リスクのあるデュアルユース品目と指定した製品を掲載するリスト（Commerce Control List、以下 CCL）やエンティティリスト（Entity List）等が含まれており、米国原産品等の輸出・再輸出等が規制されている。

2019年8月にはNDAA2019に基づき政府機関によるHUAWEIやZTEなど中国ハイテク企業5社などからの調達を禁じる規則が施行され、通信機器・ビデオ監視装置またはそのサービスの調達・使用が禁止された。2020年8月には、政府機関がHUAWEIなど

⁶³ CSIS“Getting Real on the Inflation Reduction Act” (<https://www.csis.org/analysis/getting-real-inflation-reduction-act>)

懸念企業から製品などを調達している企業と契約することを禁じた。

2022年12月には2023年度国防授權法(NDAA2023)が成立し、主な対中条項として、既述の「経済的威圧への対抗に関するタスクフォース(Countering Economic Coercion Task Force)」の設置や、台湾に対して2027年までの5年間に計100億ドルの軍事支援、中国製半導体の政府調達の禁止(中芯国際集成電路製造(SMIC)、長鑫存儲技術(CXMT)、長江メモリ(YMTC)、及びこれらの子会社によって設計・製造された半導体が対象)、などが盛り込まれている。

対内直接投資管理政策

投資規制については、外国人による対内直接投資等を審査する権限を有した省庁横断的組織として、対米外国投資委員会(CFIUS)が、米国の経済安全保障に及ぼす影響を判断している。NDAA2019の一部として盛り込まれた外国投資リスク審査現代化法(Foreign Investment Risk Review Modernization Act of 2018)により、CFIUSの審査権限が強化された。具体的には、新興技術や重要インフラに関する対内直接投資について、外国政府の影響下にある投資家による投資のうち、企業経営に影響を与えるものは、新たに事前審査が義務化された。2022年9月にはCFIUSが重点的にフォローすべき分野・要因を定めた大統領令が発出された⁶⁴。

さらに、対内投資規制だけではなく対外投資に対する規制についても議論がなされており、2022年6月には上院及び下院の超党派議員団が国家重要能力防衛法案(National Critical Capabilities Defense Act of 2022)を発表した。内容としては、政府機関の長で構成される「国家重要能力委員会(NCCC)」を新設し、中国等懸念国へ向けた投資を審査する責任を持たせる。CFIUSの対外投資版と見られるが、産業界などから強い反発が出ている。

その他、アプリに関する規制として、2021年6月には、トランプ政権によるTikTokとWeChatの利用を禁止する大統領令及び電子決済サービス「アリペイ」など八つの中国製アプリを制限する大統領令を無効とし、米国機微データを保護するための大統領令を

発出した。2023年2月には、連邦政府機器でのTikTok使用禁止に向けたガイダンスが発表され、すべての連邦政府でTikTokに加えTikTokの親会社である中国のバイトダンスが開発・提供するそのほかの後継アプリサービスの使用が禁止されることとなった⁶⁵。2023年3月には下院外交委員会がTikTok等の動画アプリの米国内運用を事实上禁止する法案DATA Act(Deterring America's Technological Adversaries Act)を可決し、上院情報委員会でも超党派で同趣旨の法RESTRICT Act(Restricting the Emergence of Security Threats that Risk Information and Communications Technology Act)が提出された。

② 中国

産業政策

中国では、対外開放路線を継続しつつ(国際循環)、内需を拡大しながら(国内大循環)、自国の巨大市場の魅力により諸外国の投資・技術を引きつけるという「双循環政策」を第14次5カ年計画(2021~2025年)で打ち出している。「自主的・コントロール可能なサプライチェーンの能力強化」としてサプライチェーンの主要部分は国内にとどめておき、強制的な技術移転を迫るなど、先進的なコア技術の国産化を推進することで外国企業の中国依存度を強化している。また、これによりサプライチェーンの断絶に対する抑止力の構築にも成功しているといえる。最近の外資誘致の動きとして、2022年10月「外商投資奨励産業目録」が改定され、前年から200以上の項目を追加され、特に先端製造業分野の項目拡充(エネルギー、医療、金属、光学材料など)が目立った。外資系企業はこの目録に含まれている産業に投資する場合に政府から税制優遇などを享受することが可能となっている。また、同月「製造業を重点とする外資の投資促進措置」が発表され、外資誘致として重視する分野に、先端製造業・ハイテク分野、情報通信・ソフトウェア・情報技術、金融、不動産、ビジネスサービス、教育などの研究開発・設計、现代物流、新エネルギー、グリーン・低炭素に関する技術イノベーションなどが挙げられた。

また、2015年に発表した「中国製造2025(Made in China 2025)」を継続し、5Gを含む次世代情報技術、

⁶⁴ 米国ホワイトハウスWebサイト参照(<https://www.whitehouse.gov/briefing-room/presidential-actions/2022/09/15/executive-order-on-ensuring-robust-consideration-of-evolving-national-security-risks-by-the-committee-on-foreign-investment-in-the-united-states/>)。

⁶⁵ JETRO Webサイト参照(<https://www.jetro.go.jp/biznews/2023/03/b0f6ff29793ec8af.html>)。

新材料、バイオ医薬品など、10の戦略ハイテク分野で国内産業の高度化を目指して、中国政府はこれら重点分野に国有企业だけでなく民営企業含め幅広い企業に対して柔軟な支援を行っている⁶⁶。また、2023年3月の「党・国家機関改革案」が公表され、中国共産党中央委員会に新組織を設けることで、科学技術や金融分野について党中央の集中的・統一的指導を強化している⁶⁷。

輸出管理政策

中国は足下で輸出管理を強化している。一般的な技術の輸出禁止および輸出制限に関しては、「輸出禁止・輸出制限技術目録」に基づき管理されており、2020年8月には12年ぶりに「輸出禁止・輸出制限技術目録」の大幅改正を行い、中国の昨今のテクノロジーの発展や安全保障的な観点等を背景に、人工知能(AI)、暗号・ITセキュリティ、バイオテクノロジー、工作機械・プラント、航空宇宙等の関連技術が追加された。2022年12月には「輸出禁止・輸出制限技術目録」改訂のパブリックコメント草案が公開され⁶⁸、生物研究、希土類、太陽光発電、スマートカーなどの技術品目が追加された。

2020年9月には「信頼できないエンティティ・リスト」制度が公布・施行された。外国企業が正常な市場取引の原則に反して、特定の中国企業との取引の中止等、差別的な措置を講じ、取引先中国企業の正当な権益を損なっているなどとして本制度を導入したとされる⁶⁹。2023年2月に本制度を初運用し、台湾への度重なるミサイルや戦闘機などの攻撃兵器売却によって、中国の安全と主権・領土の完全性を損なったためとして、米国のLockheed Martin社とRaytheon Missiles & Defense社の2社をリスト入りさせた。これにより、両社に対しては、中国と関係する輸出入活動や投資を禁じる等五つの措置がとられることとなった⁷⁰。

2020年12月には輸出管理法が施行された。それまでは、両用品目、軍用品、核等国家安全保障貿易管理の観点からの輸出管理規制が存在したが、体系的では

なく不十分と考えられていた。そこで、安全保障貿易管理の観点からの輸出を包括的、全体的に管理規制する基本法と規制品リストの整備や、特定品目の輸出を禁止する主体を定めるリストの導入、みなし輸出、再輸出規制導入、域外適用の原則、報復措置について記載されている。

対内直接投資管理政策

2021年1月国家発展改革委員会と商務部は、国家安全法に基づき、国家安全に影響する投資等への事前審査を明記した「外商投資安全審査弁法」を施行した。2020年1月に施行された外商投資法では「外商投資安全審査制度を構築し、国家安全に影響をもたらす、または影響をもたらし得る外商投資に対して安全審査を行う」ことが規定されており、同弁法により、審査の対象範囲や申告・審査のプロセスを明確化する意図があったものと解し得るが、今後の運用を注視していく必要がある⁷¹。

また2022年10月の共産党大会での政治報告では、国家安全保障の章が設けられ、国家安全保障は民族復興の基盤であり、国家富強の前提であるとした上で総体的国家安全保障観⁷²を搖るぎなく貫徹するとしている。

③ EU

産業政策

EUは2023年2月に「EUグリーン・ディール産業計画」として、欧州域内への投資を促進する計画を発表した。欧州委員会は、米国のIRAに対し、ネット・ゼロ産業などを念頭にEUの競争力に対する脅威とし、同計画はIRAに対する対抗策だと明言している⁷³。具体的には、欧州のネット・ゼロ産業の競争力強化のため、既存予算を含む総額2700億ユーロと今後発表予定の欧州主権基金を活用する。また、重要原材料や水素等の重要セクターの規制環境整備、資金への迅速なアクセス確保、人材育成、貿易協定等による貿易促進を通じて、クリーン技術の域内確保を目指す。

⁶⁶ 経済産業省（2022）『令和四年版通商白書』第I部第2章第4節「中国経済の動向」。

⁶⁷ JETRO Web サイト参照 (<https://www.jetro.go.jp/biznews/2023/03/1da9488b36d5a331.html>)。

⁶⁸ CISTEC Web サイト参照 (<https://www.cistec.or.jp/service/uschina/63-20230131.pdf>)。

⁶⁹ JETRO Web サイト参照 (https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/01/580a6448fa87f0bb/20210056_02.pdf)。

⁷⁰ JETRO Web サイト参照 (<https://www.jetro.go.jp/biznews/2023/02/ac9dbb6d2bab4f0d.html>)。

⁷¹ JETRO Web サイト参照 (<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/01/72daealb41a678f9.html>)。

⁷² 習近平国家主席が2014年から提唱しているもので、人民の安全を目的として政治の安全と経済の安全を基礎として行く考え方。政治、国土、軍事、経済、文化、社会、科学技術、情報、生態、資源、核の11分野を対象。2015年にこの考え方を含めて「国家安全法」が制定された。

⁷³ JETRO Web サイト参照 (<https://www.jetro.go.jp/biznews/2023/02/61fa6e9285deed7f.html>)。

施策としては、2023年3月に国家補助金の暫定危機・移行枠組（緩和策）⁷⁴、重要原材料法、ネット・ゼロ産業法などを発表した。

輸出管理政策

2021年9月には輸出管理規制の見直しが行われ、サイバー監視技術など軍事・安全保障に使用される可能性のある民生品や技術（デュアルユース品目）に対する管理を強化し、人権侵害に利用されうるサイバー監視品目の輸出に対する許可制を導入した⁷⁵。

2023年3月にはファン・デア・ライエン欧州委員長が「future of EU-China relations」と題するスピーチを実施し、経済リスク回避の必要性の中で、年内後半にEUとしての「経済安全保障戦略」策定に初めて言及し、6月には同戦略の政策文書を発表することが公表されている。

対内直接投資管理政策

これまで安全保障の観点からの対内投資規制について、EUとしてまとまった形でのルールが存在しなかつたが、2020年10月に「対内直接投資審査規則」が全面適用された。安全保障や公の秩序の保護を目的に、域外からの直接投資に対し、その是非を審査するものであり、投資規制の導入、内容、判断は加盟国の判断に委ねられているが、ドイツやフランス、イタリアなどの主要国では同規則に準拠するかたちで自国の投資スクリーニング制度の強化が行われた⁷⁶。同規則では外国投資の審査時に検討すべき要素を例示しており、例えば審査対象とすべき重要技術には人工知能、ロボティクス、半導体、サイバーセキュリティ、航空・宇宙、防衛、エネルギー貯蔵、量子・核技術、ナノテクノロジー、バイオテクノロジーなどが含まれる。

（2）自由貿易体制の維持に向けた日本の役割

歴史を振り返れば、自由主義と保護主義の台頭は繰り返されてきたが、自由貿易が世界経済の成長を促進してきたことに疑う余地はない。日本は、第二次石油危機後、それまで自由貿易体制を推進してきた米国の経済力が低下していた中で保護主義がまん延した際

も、一貫して輸入自由化を推進し、多国間貿易交渉東京ラウンドの成功にも大きな役割を果たし、世界の自由貿易体制の維持のためにリーダー・シップを發揮した⁷⁷。2023年は日本がG7の議長国を務めた年であり、自由貿易の旗を掲げ、自由で公正、包摂的な経済秩序の構築に向けリーダー・シップを發揮し、自由貿易に伴うリスク低減に同志国と連携して取り組んでいく。まず、我が国は、インド太平洋経済枠組み（IPEF）、サプライチェーン強靭化イニシアティブ（SCRI）、日米豪印、CPTPPや日EU・EPAを含む経済連携協定といった同志国での枠組みを活用し、経済安全保障の観点も踏まえつつ、強靭で信頼あるサプライチェーンの構築を進めていく。G7広島サミットで発出された「経済的強靭性及び経済安全保障に関するG7首脳声明」（2023年5月）においても、透明性、多様性、安全性、持続可能性、信頼性がG7内外の信頼できるパートナー国との間で強靭なサプライチェーンネットワークを構築及び強化するに当たり不可欠な原則（「強靭で信頼性のあるサプライチェーンに関する原則」）であることを認識し、支持することを奨励している。また、我が国にとっては鉱物資源供給の多元化も大きな課題であり、同志国との連携を更に進めていくとともに、民間の資源開発リスクを大きく軽減する新たな支援制度を設けている⁷⁸。

また、ルールベースの国際貿易秩序の再構築を進めしていく。自由貿易体制のルールメーカーであったWTOの上級委員会が機能不全に陥っている中で、既述のとおり、EUを中心に、WTO改革への取組と同時にWTOシステムの限界を見据え、それを補完する取組が行われており、2023年3月には日本もMPIAへの参加を閣議了解した。独自の制度構築はルールベースの国際貿易秩序にとっては、米国やEUのような大規模市場を持つ国・地域にとっては有効である一方、その他の国にとっては諸刃の剣となる懸念もある。

さらに、グローバル・サウスとの連携も強力に進めていく。2023～2037年まで、ASEANは年率平均7%、インドは9%弱の成長が続く見通しであり、極めて高い成長率が期待される（第I-2-2-1図）。人口動態で見ても、中東、アフリカ、中南米地域の人口増加

⁷⁴ 域外への投資移転の抑止等を目的とし、補助上限額の引上げを含めた補助金ルールを緩和。

⁷⁵ 欧州委員会Webサイト参照（https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/IP_21_4601）。

⁷⁶ JETRO Webサイト参照（<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/10/9d4da3edbc8c7938.html>）。

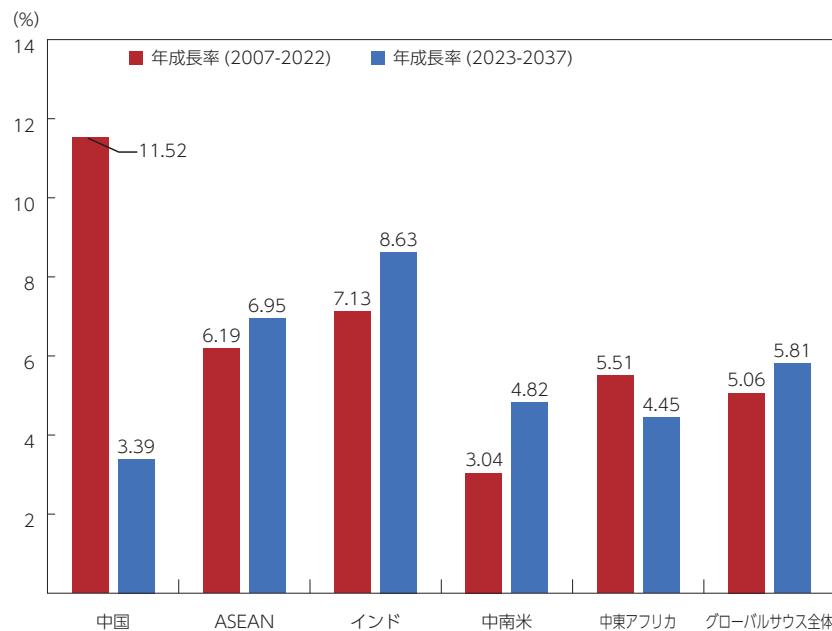
⁷⁷ 内閣府（1981）『昭和56年年次経済報告』参照。

⁷⁸ 「経済環境変化に応じた重要物資サプライチェーン強靭化支援事業」として、バッテリーメタルやレアアースを対象として、探鉱FS、鉱山開発、分離・製錬及び技術開発に係る民間企業の取組に対する支援を行う。

は継続し、グローバル・サウス全体では2100年まで人口増加が見込まれる（第I-2-2-2図）。特にインドは、非同盟主義を掲げ、長年にわたり新興国の結束をリードしてきた歴史があり、2023年のG20サミットの議

長国でもある。今年1月には、「グローバル・サウスの声サミット（Voice of Global South Summit）」を主催し、南半球を中心とした途上国125か国の首脳や閣僚がオンライン形式で参加し、途上国が直面する課題

第I-2-2-1図 中国及びグローバル・サウスの年平均名目GDP成長率の変化

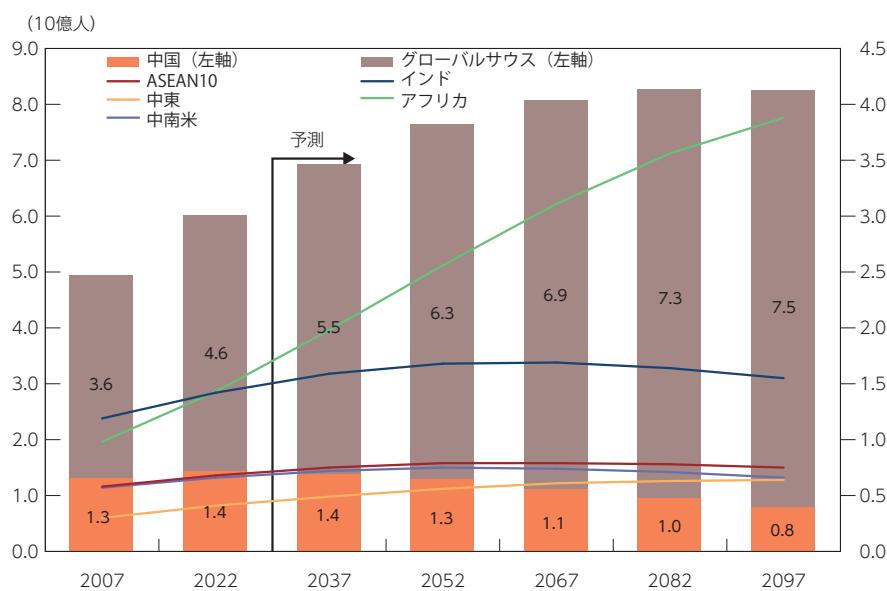


備考1：グローバル・サウスはここではASEAN10、インド、中南米、中東、アフリカ地域を指す。

備考2：各地域に含まれる国の名目GDP(実額)を年ごとに合計し、2007～2022年と2023～2037年の年平均成長率を算出している。

資料：実績はIMF「WEO」、先行きはCEBR「World Economic League Table 2023」及びADB「The Long-Term Growth Prospects of the People's Republic of China」から作成。

第I-2-2-2図 中国及びグローバル・サウスの人口動態予測



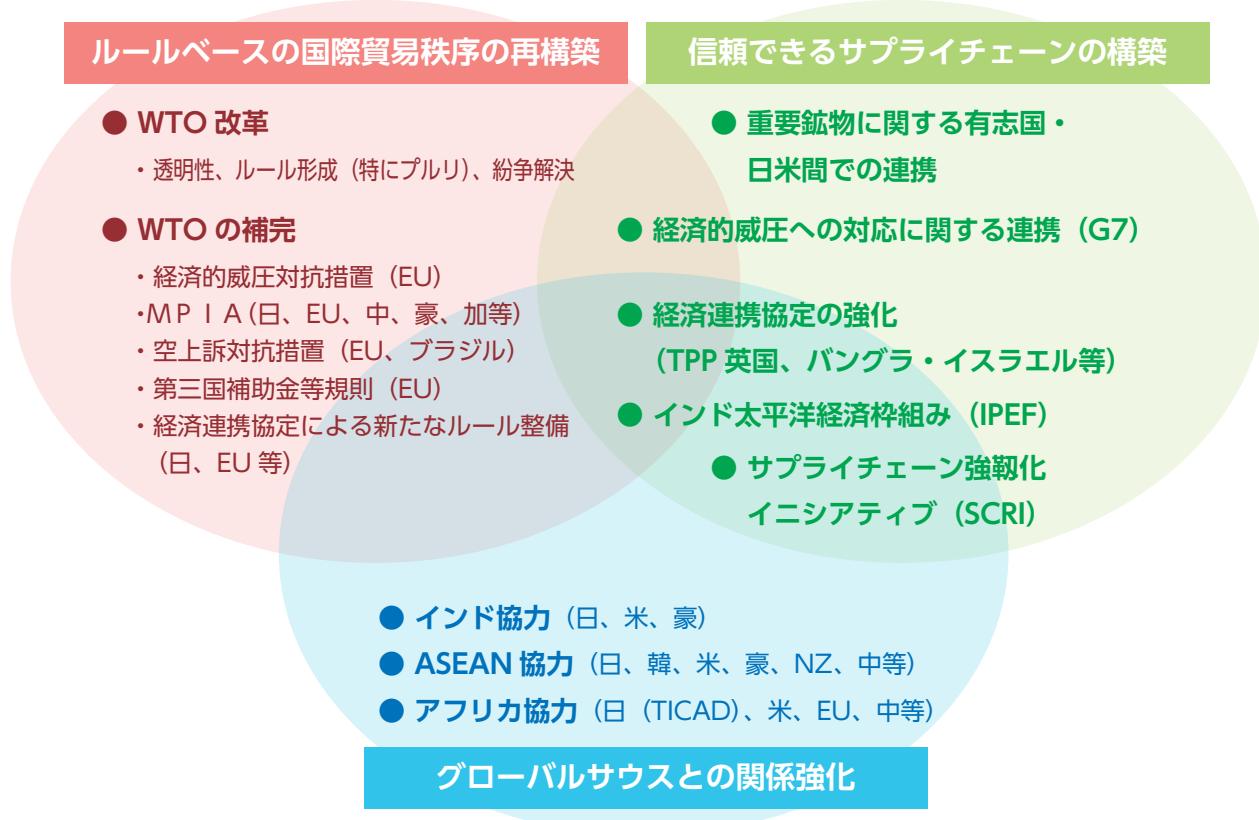
備考：グローバル・サウスはここではASEAN10、インド、中南米、中東、アフリカ地域を指す。
資料：国連「World Population Prospects 2022」から作成。

に対して議論を深めた。このように、経済でみても人口で見ても存在感を高めているグローバル・サウスの中でリーダー・シップをとることで、インドは国際社会の中での存在感を更に高めている。我が国も、インドを価値観を共有する重要なパートナーと位置付け、日米豪印4か国の枠組み、インド太平洋経済枠組み(IPEF)、日豪印サプライチェーン強靭化イニシアティブ(SCRI)等、多方面での連携を深めてきており、2022年に首脳間で合意した5兆円規模の対印投融資の目標実現に取り組む⁷⁹など、更に連携を強化してい

く。

以上で見てきたように、EU等の主要国は、産業政策をテコとした、WTOを補完する独自措置を整備しており、各国は同志国との間で信頼できるサプライチェーン構築のため、合意作りに取り組み始めている。日本としては、これらの取組を踏まえ、ルールベースの国際貿易秩序の再構築、同志国との信頼できるサプライチェーンの構築、グローバル・サウスとの連携強化の取組を同時に進めていく。

第I-2-2-3図　自由貿易体制と経済安全保障の両立に向けた取組



資料：経済産業省「第10回 産業構造審議会通商・貿易分科会」資料から作成。

⁷⁹ 外務省資料（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100407780.pdf>）参照。

第3節

持続可能で包摂的な経済成長及び発展の確保

国連が2022年7月に発表した「世界人口推計2022年版」によると、1950年に25億人と推計されていた世界の総人口は、2030年に約85億人、2050年に約97億人、2080年代中に約104億人でピークに達し、2100年までそのレベルにとどまると予測されている⁸⁰。

このような世界人口の増加や工業化による都市化などに伴い、資源、エネルギー、食料の需要が増大し、廃棄物量も増加している。石油大手BPが発表した「世界エネルギー統計2022」によると、世界のエネルギー消費量（一次エネルギー）は、新興国の消費増加にけん引され、2021年はコロナ禍前の2019年と比較して1.3%増加した⁸¹。また、2018年9月に公表された世界銀行の報告書「What a Waste 2.0：2050年に向けた世界の廃棄物管理の現状」⁸²は、緊急対策が講じられなければ、世界の廃棄物の発生量は、2050年までに2016年と比べて70%増加すると分析している。

このような状況の中、世界は、気候変動を始めとする環境問題の深刻化、格差や貧困の拡大、人権問題など、相互につながりあった複雑な課題に直面している。これらの課題は、国境を越えた人類全体の問題であり、誰一人取り残さない包摂的で持続可能な発展を実現するためには、協同で取り組まなければいけない喫緊の課題である。世界銀行のエコノミストであったデイリー（1990）は、持続可能な発展の三原則⁸³として、①再生可能な資源の消費速度は、その再生速度を上回ってはならない、②汚染の排出量は環境の吸収能力を上回ってはならない、③再生不可能な資源の消費速度は、それに代わり得る持続可能な再生可能資源が開発される速度を上回ってはならない、と提唱した。これらの

課題は、一か国だけで解決できる課題ではない。また、相互に連関しているため、一か国あるいは個別の問題として捉えた場合には合理的な解決策が、世界全体にとっては悪い結果をもたらしてしまう場合もある。

例えば、経済学に、「合成の誤謬」という言葉がある。これは、個々の単位、つまりミクロの視点では、合理的で正しい行動あるいは対応をした場合であっても、経済全体、つまりマクロの視点では、当初意図しなかつた悪い結果をもたらしてしまう場合があることを意味している。また、ハーバート・サイモンは、限定合理性⁸⁴という概念を提示し、人間は合理的な意思決定を意図したとしても、情報収集力の限界など様々な制約条件があることから、限定された合理性に基づく意思決定（不完全な意思決定）しか行えないと論じている。

国際的な研究・提言機関であるローマクラブが、マサチューセッツ工科大学に委託して1972年に発表したレポート「成長の限界」⁸⁵のモデル策定に関わったメドウズ（2008）⁸⁶は、「何かを達成するように一貫性を持って組織され、相互につながっている」システムの中では、「すべてが関連し」、「すべてが役割を持って」おり⁸⁷、多くの場合、「最も目につかない部分である機能または目的」が、「そのシステムの挙動を決する上で最も重要で」あると述べている。なお、システムで起こっている問題のレバレッジ・ポイント（小さな変化が挙動の大きなシフトをもたらすシステムの場所）は、「直感では理解できない」ことが多く、また、仮に「直感で分かったとしても、ほとんどの場合、私たちは逆向きに使ってしまい、解決しようとしている問題が何であれ、システム構造的に悪化させてしま

⁸⁰ United Nations, (2022), "World Population Prospects 2022". https://www.un.org/development/desa/pd/sites/www.un.org.development.desa.pd/files/wpp2022_summary_of_results.pdf

⁸¹ BP, (2022), "BP Statistical Review of World Energy 2022/71st Edition". <https://www.bp.com/content/dam/bp/business-sites/en/global/corporate/pdfs/energy-economics/statistical-review/bp-stats-review-2022-full-report.pdf>

⁸² World Bank Group, (2018), "What a Waste 2.0 : A Global Snapshot of Solid Waste Management to 2050 ". <https://openknowledge.worldbank.org/bitstream/handle/10986/30317/211329ov.pdf?sequence=11&isAllowed=y>

⁸³ Daly, H., (1990), "Toward Some Operational Principles of Sustainable Development", *Ecological Economics*, 2 (1990): 1-6. <https://docs.ufpr.br/~jrgarcia/Economia%20Ecologica/Toward%20some%20operational%20principles%20of%20sustainable%20development.pdf>

⁸⁴ Simon, H., (1945, 1947, 1957, 1976, 1997), *Administrative Behavior*, 4/E, (二村敏子他訳 (2009)『経営行動 経営組織における意思決定過程の研究』、ダイヤモンド社。).

⁸⁵ Meadows, D. et al., (1972), "The Limits to Growth". <https://www.clubofrome.org/publication/the-limits-to-growth/>.

⁸⁶ Meadows, D., (2008), *Thinking in Systems*, (枝廣淳子訳 (2015)『世界はシステムで動く』、英治出版。).

⁸⁷ 「世界（少なくとも人間が、自分たちが理解していると思っている部分）は、サブシステムが集まって、より大きなサブシステムになり、それが集まってさらに大きなサブシステムになる形で組織化されて」おり、「あなたの肝臓の細胞は、一つの器官のサブシステムで、それは有機体としてのあなたの一つのサブシステムであり、あなたは、家族、スポーツチーム、音楽グループなどの一つのサブシステムであり、こういったグループは、町や都市のサブシステムであり、それから国、グローバルな社会経済システム全体となり、生物圏システムの中に存在している」と述べている。

う」。人間は、「システムのつくりだす出来事」やフローの挙動に「心を奪われ過ぎ」ことが多いが、システムの複雑なつながりをよく見て、出来事や挙動を生み出している構造についての手がかりを探し、その全体像を捉えることが大切であるとし、「システムは相互につながって」いるので、「地球環境が破綻しているのに、世界経済がうまくいくということは不可能」だろうと述べている。

このような視点も踏まえると、上述した相互につな

がりあった複雑な課題への対応に当たっては、全体のシステムのつながりを見て、努めてグローバルな視点（地球の視点）で考え、ローカルに（足下で）行動することが求められてくる。

本節では、我々が直面している相互につながりあつた複雑な課題の中から、深刻化する気候変動に伴うリスクへの対応等に焦点を当てて概観する。

1. 気候変動リスクへの対応

気候変動に関する国連気候変動枠組条約（UNFCCC）⁸⁸によると、「気候変動」とは、「地球の大気の組成を変化させる人間活動に直接又は間接に起因する気候の変化であって、比較可能な期間において観測される気候の自然な変動に対して追加的に生ずるもの」と定義されている。国連は、1800年代以降の気候変動は、主に人間活動が引き起こしており、特に、化石燃料（石炭、石油、ガスなど）を燃やすことで、温室効果ガスが発生し、地球を覆う毛布のように太陽の熱を閉じ込め、気温が上昇することが主な原因であるとしている⁸⁹。2023年1月、世界気象機関（WMO）は、六つの国際気象データセットに基づき、2015年から八年間の世界の年平均気温は観測史上最も高いこと、また2022年の世界の平均気温は産業革命前に比べて約1.15°C（1.02~1.28°C）上昇したことを発表した⁹⁰。

近年、世界各地で熱波、干ばつ、大洪水などの異常気象⁹¹や気象災害が発生している。気象庁によると⁹²、2022年、中国、欧州中部から北アフリカ北部、豪州北部からニュージーランドでは異常高温、東アジア南部から東南アジア、豪州南東部では異常多雨、欧州中

部から北アフリカ北西部、南米中部では異常少雨などが発生した。後述する気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第六次評価報告書第一作業部会報告書（政策決定者向け要約）は、「人為起源の気候変動は、世界中の全ての地域で多くの極端な気象と気候に既に影響を及ぼしている」と記している⁹³。また、2023年1月に世界経済フォーラムが発表した「グローバルリスク報告書2023」⁹⁴によると、今後10年間で最も深刻な影響を及ぼす可能性のあるリスクの一位は、気候変動緩和策の失敗、二位は気候変動への適応（あるいは対応）の失敗、三位は自然災害と極端な異常気象となっている（第I-2-3-1表）。

スウェーデンの環境学者ロックストローム（2015）^{95 96}は、「地球は、すべてが相互につながる自己制御的なシステム」で、プロセスが二段階となっており、「第一段階では、まだ回復力が高く」「もとの状態にとどまろう」とするが、「第二段階に達し、地球の回復力が失われて諸条件が臨界点に達すると、均衡状態が移行し始め」、「もう戻りできなくなる」と記している。同氏が率いた、地球の破局をもたらす臨界点を示す地球の限界（プラネタリー・バウンダリー）に関する分

⁸⁸ 1992年5月に採択、1994年3月に発効（締約国数：198か国・機関）。<https://unfccc.int/>

⁸⁹ 国連Webサイト参照（<https://www.un.org/en/climatechange/what-is-climate-change>）。

⁹⁰ WMO Webサイト参照（<https://public.wmo.int/en/media/press-release/past-eight-years-confirmed-be-eight-warmest-record#:~:text=GENEVA%2C%202012%20January%202023%20%2D%20The,by%20the%20World%20Meteorological%20Organization>）。

⁹¹ 気象庁の定義によると、原則として「ある場所（地域）・ある時期（週、月、季節）において30年に1回以下で発生する現象」。

⁹² 気象庁Webサイト参照（https://www.data.jma.go.jp/gmd/cpd/monitor/annual/annual_2022.html）。

⁹³ IPCC, (2019), "Summary for Policymakers, Working Group 1, Sixth Assessment Report", (文部科学省及び気象庁 (2022) 「IPCC 第六次評価報告書第一作業部会報告書 政策決定者向け要約 暫定訳」).<https://www.ipcc.ch/report/ar6/wg1/chapter/summary-for-policymakers/>https://www.data.jma.go.jp/cpdinfo/ipcc/ar6/IPCC_AR6_WGI_SPM_JP.pdf

⁹⁴ World Economic Forum, (2023), "The Global Risks Report 2023". https://www3.weforum.org/docs/WEF_Global_Risks_Report_2023.pdf

⁹⁵ Rockström, J. et al., (2015), *Big World Small Planet*, (武内和彦 石井菜穂子監修 (2018) 『小さな地球の大きな世界 プラネタリー・バウンダリーと持続可能な開発』、丸善出版.)。

⁹⁶ ロックストロームは、「地球システムの機能に関する科学的理解は大きく進歩したものの、まだ不完全」であり、「気候の閾値がどこにあるのか、科学はまだ正確に解明」しておらず、「地球の一角で私たちが何かを行うと、即座に地球の他の地域の人々の生活環境に影響する」と分析している。

第I-2-3-1表 今後10年間で最も深刻な世界規模のリスクは何か

1	気候変動緩和策の失敗	リスク分類
2	気候変動への適応（あるいは対応）の失敗	
3	自然災害と極端な異常気象	
4	生物多様性の喪失や生態系の崩壊	
5	大規模な非自発的移住	
6	天然資源危機	
7	社会的結束の浸食と二極化	
8	サイバー犯罪の拡大とサイバーセキュリティーの低下	
9	地政学上の対立	
10	大規模な環境破壊事象	

資料：世界経済フォーラム「グローバルリスク報告書 2023年版」から作成。

析評価の更新版（2015年）によると、最重要なものに絞られた九つの環境項目のうち、地球は、「気候変動」、「生物多様性」、「土地利用の変化」、「窒素の生物地球化学的循環」の四つの項目において、既に限界値を超過していることが示されている。さらに、2022年には、「プラスチックなどの化合物による汚染に関連した新規化学物質の境界」についても、既にプラネットアリー・バウンダリーを超えていると、別の研究チームが評価している⁹⁷。

気候変動に関する世界的な議論は、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が数年おきに発行している評価報告書を、科学的な拠り所としている。IPCCは、1988年11月に国連環境計画（UNEP）とWMOによって設立された政府間組織で、2023年3月時点

195か国・地域が参加している⁹⁸。IPCCの目的は、気候変動に関する政策に科学的な基礎を与えることで、評価報告書の策定に当たっては、各国政府等を通じて推薦された科学者が参画し、気候変動に関する科学的・技術的・社会経済的な見地から評価を行い、報告書にまとめている。評価報告書は、評価対象により分けられた三つの作業部会による「作業部会報告書」や「統合報告書」等から構成されており、基礎となるのは、気候システム及び気候変動の自然科学的根拠について評価を行う第一作業部会（WG1）の報告書である。人間活動が及ぼす温暖化への影響についての評価を、これまでのWG1の報告書（政策決定者向け要約）で見ると（第I-2-3-2表）、それぞれシナリオの設定が異なるものの、報告書が公表されるごとに、確信度

第I-2-3-2表 人間活動が及ぼす温暖化への影響についての評価

報告書	公表時期	概要
第一次報告書	1990年	人為起源の温室効果ガスがこのまま大気中に排出され続ければ、生態系や人類に重大な影響をおよぼす気候変化が生じるおそれがある。 IPCC(我々)の気候変化に関する知見は十分とは言えず、気候変化の時期、規模、地域パターンを中心としたその予測には多くの不確実性がある。温室効果が強められていることを観測により明確に検出することは、向こう10年間内外ではできそうもない。
第二次報告書	1995年	事実を比較検討した結果、識別可能な人為的影響が地球全体の気候に現れていることが示唆される。
第三次報告書	2001年	新しい事実に照らすと、残された不確実性を考慮しても、過去50年間に観測された温暖化の大部分は、温室効果ガス濃度の増加によるものであった可能性が高い。
第四次報告書	2007年	20世紀半ば以降に観測された世界平均気温の上昇のほとんどは、人為起源の温室効果ガスの観測された増加によってもたらされた可能性が非常に高い。
第五次報告書	2013年	人間による影響が20世紀半ば以降に観測された温暖化の支配的な原因であった可能性が極めて高い。
第六次報告書	2021年	人間の影響が大気、海洋、及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない。大気、海洋、雪氷圈、及び生物圏において、広範かつ急速な変化が現れている。

資料：IPCC 第一～六次評価報告書第一作業部会報告書 政策決定者向け要約 暫定訳等（文部科学省及び気象庁）から作成。

⁹⁷ Persson, L., (2022), "Outside the Safe Operating Space of the Planetary Boundary for Novel Entities", *Environmental Science and Technology*. <https://pubs.acs.org/doi/10.1021/acs.est.1c04158>

⁹⁸ IPCC Web サイト参照 (<https://www.ipcc.ch/about/>)。

が高くなり、次第に明確な表現で記されるようになってきている。2021年8月に公表された第六次評価⁹⁹のWG1報告書は、「人間の影響が大気、海洋、及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない」と断定し、温暖化の進行に伴って、「極端な高温、海洋熱波、大雨、及びいくつかの地域における農業及び生態学的干ばつの頻度と強度の増加」などが拡大すると指摘している¹⁰⁰。

気候変動リスクに対して、民間での取組も進んでいる。2015年、金融安定理事会(FSB)は、G20からの要請を受け、気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)を設置した。同タスクフォースは、2017年6月に公表した最終報告書¹⁰¹で、環境・社会・企業統治(ESG)に配慮した投資を行う投資家や金融機関などに適切な投資判断を促すため、企業が一貫性、比較可能性、信頼性、明確性をもつ、効率的な気候関連財務情報を開示することを提言・推奨した。気候変動リスクを、低炭素経済への移行に関連するリスクと気候変動の物理的影響に関連するリスクに大別し、企業が気候変動のリスク・機会を認識して経営戦略に織り込むことの重要性に言及している。2018年以降、大企業約1,400社の気候関連財務情報の開示状況をまとめたステータスレポートが毎年公表されており、「2022ステータスレポート」¹⁰²では、大きな前進の余地は引き続きあるが、気候関連情報を開示する企業数は順調に増加していることが報告されている。日本においては、TCFDコンソーシアムの設立や2021年のコード改訂によるTCFD開示の実質義務化を通じ、世界最大となる1,300超の企業が賛同を示している。東京証券取引所、大阪取引所、東京商品取引所等を運営する株式会社日本取引所グループが2023年1月に公表した「TCFD提言に沿った情報開示の実態調査(2022年度)」¹⁰³によると、1年前の同調査と今回の調査のいずれにも含まれていた165社では、TCFDが推奨している全ての開示項目について、開示している会社の割合が増加している。また、

CDP(カーボン・ディスクロージャ・プロジェクト)による気候変動関連等の開示の質への評価において、最高ランクとなるAリストに該当する日本企業は92社と世界1位となっており、開示の量のみならず質もリードしている。

気候変動を始めとする環境問題への対応には、産官学及び一般市民が相互信頼の下、一人一人が自分の問題と捉え、ともに助け合い取り組んでいくことが欠かせない。

本項では、気候変動対策の土台となる代表的な国際的枠組みや主要国の取組などを見ていく。

(1) 国際的な枠組み

気候変動への対策には、大きく分けて、「緩和」策と「適応」策の二つがある。緩和策とは、気候変動の原因となる温室効果ガスの排出抑制や、森林等の吸収作用を保全及び強化する施策を指し、適応策とは、既に生じている、あるいは、将来予測される気候変動の影響による被害を回避・軽減させる施策を指す。これらを車の両輪として効果的に組み合わせて実施することが重要と考えられている¹⁰⁴。

緩和策として最優先の取組の一つが、温室効果ガスの排出削減だが、近年、適応策をもっと考えるべきとの認識も広がりつつある。また、途上国を中心に、適応によっても回避できない気候変動に起因する影響への対策として気候変動の悪影響に伴う損失及び損害(ロス&ダメージ)に対する備えが必要だとの意見も強まっている。

① 持続可能な開発目標(SDGs)

2015年9月、国連持続可能な開発サミットが開催され、成果文書として、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ¹⁰⁵」が採択された。同アジェンダに基づき、人間、地球及び繁栄のための行動計画として、誰一人取り残さない世界を実現するための持続可能な開発目標(SDGs)が定めら

⁹⁹ IPCC Web サイト参照 (<https://www.ipcc.ch/assessment-report/ar6/>)。

¹⁰⁰ IPCC, (2019), "Summary for Policymakers, Working Group 1, Sixth Assessment Report", (文部科学省及び気象庁 (2022) 「IPCC 第六次評価報告書第一作業部会報告書 政策決定者向け要約 暫定訳」) https://www.data.jma.go.jp/cpdinfo/ipcc/ar6/IPCC_AR6_WGI_SPM_JP.pdf

¹⁰¹ TCFD, (2017), "Recommendations of the Task Force on Climate-related Financial Disclosures". <https://assets.bbhub.io/company/sites/60/2021/10/FINAL-2017-TCFD-Report.pdf>

¹⁰² TCFD, (2022), "2022 Status Report". <https://assets.bbhub.io/company/sites/60/2022/10/2022-TCFD-Status-Report.pdf>

¹⁰³ 株式会社日本取引所グループ (2023) 「TCFD提言に沿った情報開示の実態調査(2022年度)」。<https://www.jpx.co.jp/corporate/sustainability/esgknowledgehub/disclosure-framework/nlsgeu0000053pgw-att/TCFDsurveyjp.pdf> (JPX日経インデックス400構成銘柄を対象)

¹⁰⁴ 環境省 Web サイト参照。

¹⁰⁵ United Nations, (2015), "Transforming Our World: The 2030 Agenda for Sustainable Development".

れた。同目標は、2030年を達成年限とし、相互に関係している17の目標及び169のターゲットを、互いに独立したものではなく、統合された方法で達成することを目指すものとなっている。気候変動に関しては、

目標13「気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる」で掲げられ、同目標は五つのターゲットから構成されている（第I-2-3-3表）。

レジリエンスと持続可能性科学の国際的な研究拠点

第I-2-3-3表 SDGs及び開発目標13のターゲット

目標1	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
目標2	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
目標3	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
目標4	すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
目標5	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う
目標6	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
目標7	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
目標8	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
目標9	強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
目標10	各国内及び各国間の不平等を是正する
目標11	包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
目標12	持続可能な生産消費形態を確保する
目標13	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
目標14	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
目標15	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
目標16	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
目標17	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

13.1	すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靭性（レジリエンス）及び適応力を強化する。
13.2	気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。
13.3	気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。
13.a	重要な緩和行動の実施とその実施における透明性確保に関する開発途上国のニーズに対応するため、2020年までにあらゆる供給源から年間1,000億ドルを共同で動員するという、UNFCCCの先進締約国によるコミットメントを実施し、可能な限り速やかに資本を投入して緑の気候基金を本格始動させる。
13.b	後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において、女性や青年、地方及び社会的に疎外されたコミュニティに焦点を当てることを含め、気候変動関連の効果的な計画策定と管理のための能力を向上するメカニズムを推進する。

資料：外務省仮訳¹⁰⁶から作成。

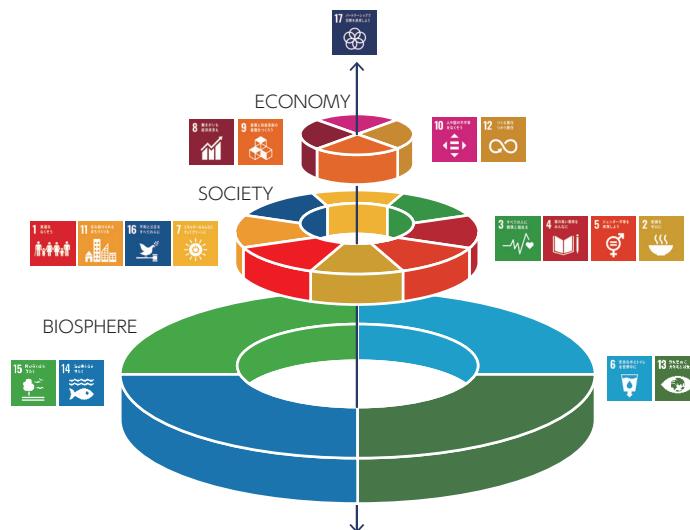
¹⁰⁶ https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/000101402_2.pdf

であるスウェーデンのレジリエンス研究所が考案したウェディングケーキモデルでは、上述した17の目標を三層のウェディングケーキに見立てて分類し、総合的に整理している(第I-2-3-4図)。同モデルでは、「経

は向上したが、新型コロナウイルス感染症拡大などの影響により、2019年から2021年にかけては進捗が見られず、停滞している。

英國の経済学者マツカート(2021)¹¹⁰は、資本

第I-2-3-4図 ウェディングケーキモデル



資料：ストックホルムレジリエンスセンターWebサイト¹⁰⁷から抜粋。

済圈(Economy)」(目標8.9.10.12)の発展は、「社会圈(Society)」(目標1.2.3.4.5.7.11.16)によって成り立ち、「社会圈」は、「生物圏(Biosphere)」(目標6.13.14.15)によって支えられて成り立っていることが概念化されている。そしてその頂点には、目標17の「持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する」が置かれている。

2019年9月に開催されたSDGサミットにおいて、首脳レベルでSDGsに係る過去の取組のレビューが行われ、目標達成を10年後に控えた2020年1月からの10年をSDGs達成のための取組を加速させていく「行動の10年」とすることが合意された¹⁰⁸。国連は、毎年SDGsの達成度及び進捗状況に関する「持続可能な開発レポート」を発表しており、この中で国別のSDGs目標の達成度合いを四段階で評価し、順位やスコアを公表している。2022年のレポート¹⁰⁹によると、2015年から2019年までに世界全体でSDGsの達成度

主義は、「何より環境危機に対して何の答えも持ち合わせて」こななかったことから、「国連の持続可能な開発目標に2030年までに取り組むという公約」を果たすには、「これまでとはまったく違う官民のパートナーシップが必要」で、「政府の役割と必要とされる能力を根本から見直さなければならない」と述べ、「人と地球にとって本当に大切なことに目を向けた、課題解決型の経済を創造すること」(ミッション経済)が大切であると述べている。

② 国連気候変動枠組条約締約国会議

1992年5月、大気中の温室効果ガス(二酸化炭素、メタンなど)の濃度を安定化させることを究極の目的とするUNFCCCが採択された。同条約に基づき1995年から毎年(新型コロナウイルス感染症拡大の影響による2020年を除く)、気候変動に対する具体的な政策を締約国間で議論するため、国連気候変動枠組条約締約国会議(COP)と呼ばれる国際会議が開催されてい

¹⁰⁷ <https://www.stockholmresilience.org/research/research-news/2016-06-14-the-sdgs-wedding-cake.html>

¹⁰⁸ 国連Webサイト参照(<https://sustainabledevelopment.un.org/sdgsummit>)。

¹⁰⁹ Sachs, J. et al., (2022), "Sustainable Development Report 2022", Cambridge University Press. <https://s3.amazonaws.com/sustainabledevelopment.report/2022/2022-sustainable-development-report.pdf>

¹¹⁰ Mazzucato, M., (2021), *Mission Economy A Moonshot Guide to Changing Capitalism*, (関美和・鈴木絵里子訳(2021)『ミッション・エコノミー』、ニュースピックス。)

る。これまで27回開催されており、主だった交渉内容・結果は以下のとおりである。

1997年に京都で開催されたCOP3では、日本が議長国として取りまとめ、全会一致で京都議定書が採択された（2005年2月発効）¹¹¹。同議定書は、「共通だが差異ある責任及び各国の能力に従い」、「先進国が率先して気候変動に対処すべき」との考え方に基づき、2008年から2012年までの約束期間に、先進国（市場経済移行国を含む）が排出する温室効果ガスの量を1990年時点と比べて全体で少なくとも5%削減することを念頭に、先進国（市場経済移行国を含む）が削減目標を設定し、その目標を達成することを義務付けた。

2015年にパリ（フランス）で開催されたCOP21では、パリ協定が採択された（2016年11月発効）¹¹²。同協定は、京都議定書に代わる、2020年以降の温室効果ガス排出削減のための枠組みとして、先進国だけに特化せず、先進国途上国の区別なく全ての締約国が、世界全体の平均気温の上昇を産業革命前に比べて2℃よりかなり低く抑えること並びに1.5℃以内に抑えるための努力を追求することに合意した。また、そのために、できる限り早く世界の温室効果ガス排出量をピークアウトし、今世紀後半には、温室効果ガス排出量と（森林などによる）吸収量との均衡を達成することも長期目標に掲げた。全ての締約国は、温室効果ガスの排出削減目標を「自国が決定する貢献」（Nationally Determined Contribution: NDC）として五年ごとに提出・更新することが義務付けられた。

2022年にシャルム・エル・シェイク（エジプト）で開催されたCOP27では、緩和、適応、ロス＆ダメージなどの各分野における取組の強化を求める「シャルム・エル・シェイク実施計画」及び「緩和作業計画」（2030年までの緩和の野心と実施を向上するための作業計画）が採択された¹¹³。同会議では、途上国側の強い要請を受けて、ロス＆ダメージの資金面での措置が正式なアジェンダとして議論された。同議論では、

先進国と途上国との間で意見の隔たりが大きく、閣僚級での議論を持ち込まれた結果、ロス＆ダメージを支援するための措置の一環として、ロス＆ダメージ基金（仮称）を設置すること等が決定された¹¹⁴。

近年、Climate Justice（気候の正義あるいは公正）を求める声も高まっている。Climate Justiceとは、パリ協定の前文にも明記されている言葉¹¹⁵だが、米国バイデン政権は、類似の概念である Environmental Justice を政策の中心に据えている¹¹⁶。このような状況を背景に、法律の力で気候変動の影響を食い止めようとする動きも広がっている。UNEPが2021年に発表した報告書¹¹⁷では、国や企業に対する気候変動訴訟の数が、2017年24か国884件から2020年には38か国1,550件以上起こされており、ほぼ倍増したことが明らかになっている。また、気候変動は、環境問題であるだけではなく、安全保障の問題でもあるとする Climate Security（気候安全保障）という考え方も欧米を中心に広がっている。

そのような状況の中、全ての締約国がともに努力することが合意されたパリ協定の目標達成と現実とのギャップは大きく、気候変動に係る国際的な目標が達成されていない等の警鐘の声が挙がっている。

例えば、国連防災機関（UNDRR）は、2022年4月に公表した「自然災害の世界評価報告書」¹¹⁸で、人間が現在の活動を続けていると、2015年に世界全体で年間400回だった自然災害の発生は、2030年までに一日当たり1.5回、年間560回に達するとの見通しを示し、人間の活動や行動が世界の災害をますます増加させ、何百万人もの生命とあらゆる社会的・経済的利益を危険にさらしていると警鐘を鳴らしている。また、過去20年で年間350回から500回の中規模・大規模な災害が起きたが、それらが人類に及ぼす長期的な影響は、過小評価されてきているとも指摘している。UNEPは、2022年10月に公表した「排出ギャップ報告書2022」¹¹⁹で、現状の排出削減対策は、産業革命

¹¹¹ UNFCCC Web サイト参照 (https://unfccc.int/kyoto_protocol#:~:text=In%20short%2C%20the%20Kyoto%20Protocol,accordance%20with%20agreed%20individual%20targets)。

¹¹² UNFCCC Web サイト参照 (<https://unfccc.int/process-and-meetings/the-paris-agreement>)。

¹¹³ UNFCCC Web サイト参照 (<https://unfccc.int/cop27>)。

¹¹⁴ 外務省 Web サイト参照 (https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ch/page1_001420.html)。

¹¹⁵ 環境省 Web サイト参照 (https://www.env.go.jp/earth/ondanka/cop/attach/paris_agr20160422.pdf)。

¹¹⁶ White House Web サイト参照 (<https://www.whitehouse.gov/environmentaljustice/>)。“We've put environmental justice at the center of what we do, addressing the disproportionate health, environmental, and economic impacts that have been borne primarily by communities of color — places too often left behind.”

¹¹⁷ UNEP, (2021), “Global Climate Litigation Report: 2020 Status Review”. <https://www.unep.org/resources/report/global-climate-litigation-report-2020-status-review>

¹¹⁸ UNDRR, (2022), “Global Assessment Report on Disaster Risk Reduction”. <https://www.unrr.org/media/79595/download>

¹¹⁹ UNEP, (2022), “Emissions Gap Report”. <https://www.unep.org/resources/emissions-gap-report-2022>

以前の水準と比べて 1.5℃ に抑えるというパリ協定の温度目標を達成するための信頼できる道筋ではないと主張し、1.5℃ 目標を達成するには、2030 年までに排出量を 45% 削減する必要があると述べている。WMO は、大気中の主要な温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素）の 2021 年の世界平均濃度がいずれも観測史上最高を更新したことを、2022 年 10 月に発表した¹²⁰。2022 年 11 月に発表された「戦争の地球温暖化ガス算定に関するイニシアティブ¹²¹」は、ロシアによるウクライナ侵略に起因する温室効果ガスの排出量は増加の一途を辿っており、気候変動問題に負の影響を及ぼしていると記している。

また、気候変動問題への対応にはそもそも抜本的な改革が必要であるとする声も挙がっている。2000 年、ノーベル化学賞受賞者パウル・クルツエン他は、人類が地球の生態系や気候に大きな影響を及ぼすようになった時代という意味で、「完新世」¹²² とは区別して、「人新世」¹²³ という新しい地質学的時代に突入したと提唱した¹²⁴。斎藤（2021）¹²⁵ は、「人類の経済活動が全地球を覆ってしまった「人新世」において、経済の在り方を変えていかなければ、気候変動は止められないことを指摘している。

ローマクラブ（2022）¹²⁶ は、「多くの人は「個人としての未来」を大切にしている。しかし、一つの文明として、80 億人もの集団として、そして複雑に絡み合った社会のネットワークとして、私たちは人類の「集団としての未来」を大切にしているだろうか」と問い、「人類の長期的な可能性は、その文明が今後数十年の間に」「劇的な方向転換を遂げられるか否かにかかっている」と述べている。そして、私たちが正しい選択をすれば、「人類にとって最も困難な問題の解決にも貢献できるだろう」と述べている。

190 人の研究者、専門家、化学者の国際的なグループが結集してまとめた『ドローダウン 地球温暖化を逆転させる 100 の方法』¹²⁷ は、「間違った道を進んで

いるなら、ゆっくり進んだところで間違った道にいることには変わりありません」と記し、「大気の異変は私たちが何をつくり、どう行動するかすべてを変えなさい、再考しなさいというメッセージなのだと考えてみたら、生きる世界が違って」くると述べている。

大気の流れなどに人間の作った国境や境界線はなく、各レベルでそれぞれの主張の隔たりを超えて共通の価値を見いだし、一緒に取り組んでいくことができるかが鍵となってくるだろう。

（2）主要国の取組

多くの国にとって、気候変動問題は、最上位の政策となっており、2050 年までにカーボンニュートラルを実現することを掲げる国は、2021 年 4 月時点で 125 か国・1 地域に上っている。カーボンニュートラルとは、二酸化炭素を始めとする温室効果ガスのうち人為的なものの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させ、実質的に合計をゼロにすることを意味している。G7 広島サミットにおいては、「G7 クリーン・エネルギー経済行動計画」（2023 年 5 月）が発出され、2050 年までにネット・ゼロ排出を達成するために、世界のクリーン・エネルギーへの移行を加速させるべく行動し、協力を深化させており、パリ協定への搖るぎないコミットメントを再確認した。

気候変動対策に意欲的に取り組んでいる EU は、フォン・デア・ライエン欧州委員会委員長のリーダーシップの下、2019 年 12 月、気候政策を重点分野の一つに位置付け、EU を公平で豊かな社会に変えるための成長戦略、欧州グリーン・ディール¹²⁸ を発表した。同戦略は、EU が 2050 年までの温室効果ガスの実質排出をゼロにすることや経済成長と資源利用を切り離すこと等を目指している。さらに、EU の自然資本を保全・強化し、市民の健康とウェルビーイングを環境関連リスクや影響から守ることも目的とした。また、

¹²⁰ WMO Web サイト参照 (<https://public.wmo.int/en/media/press-release/more-bad-news-planet-greenhouse-gas-levels-hit-new-highs>)。

¹²¹ Initiative on GHG accounting of war, (2022), "Climate Damage Caused by Russia's War in Ukraine". <https://climatefocus.com/wp-content/uploads/2022/11/ClimateDamageinUkraine.pdf>

¹²² 最終氷河期が終わった約 1 万 7,000 年前から始まり、最近まで続いた最も新しい地質時代の区分。この時代の気候は、極めて安定したりズムで落ち込んでいる。これにより人類は農耕が可能となり余剰生産が増大。

¹²³ 2023 年 3 月時点、地質学の国際組織である国際地質科学連合（IUGS）が公式に認めた時代区分ではない。

¹²⁴ International Geosphere-Biosphere Programme Web サイトを参照 (<http://www.igbp.net/news/opinion/opinion/haveweenteredtheanthropocene.5.d8b4c3c12bf3be638a8000578.html>)。

¹²⁵ 斎藤幸平（2021）『人新世の「資本論」』、集英社新書。

¹²⁶ The Club of Rome, (2022), *Earth for All*, (ローマクラブ日本監修 (2022) 『Earth for All 万人のための地球「成長の限界から 50 年 ローマクラブ新レポート』)、丸善出版株式会社。).

¹²⁷ Hawken, P., (2017), *Drawdown: The Most Comprehensive Plan Ever Proposed to Reverse Global Warming*, (江守正多監訳(2021)『ドローダウン 地球温暖化を逆転させる 100 の方法』、山と溪谷社。).

¹²⁸ 欧州委員会 Web サイト参照 (https://commission.europa.eu/publications/communication-european-green-deal_en)。

達成に向けて、2030年までの温室効果ガスの削減を1990年比で55%以上とする野心的な計画も掲げた。

2020年3月には、グリーンでデジタルな経済への移行などを目指す新産業戦略¹²⁹を発表し、同年同月、同戦略の一貫として新たな循環型経済行動計画¹³⁰を打ち出した。欧州委員会は、同計画は、欧州グリーン・ディールの核となる要素の一つであり、2050年の気候中立目標を達成するために不可欠と位置づけている¹³¹。また、2021年5月、2020年新産業戦略のアップデート¹³²も公表した。

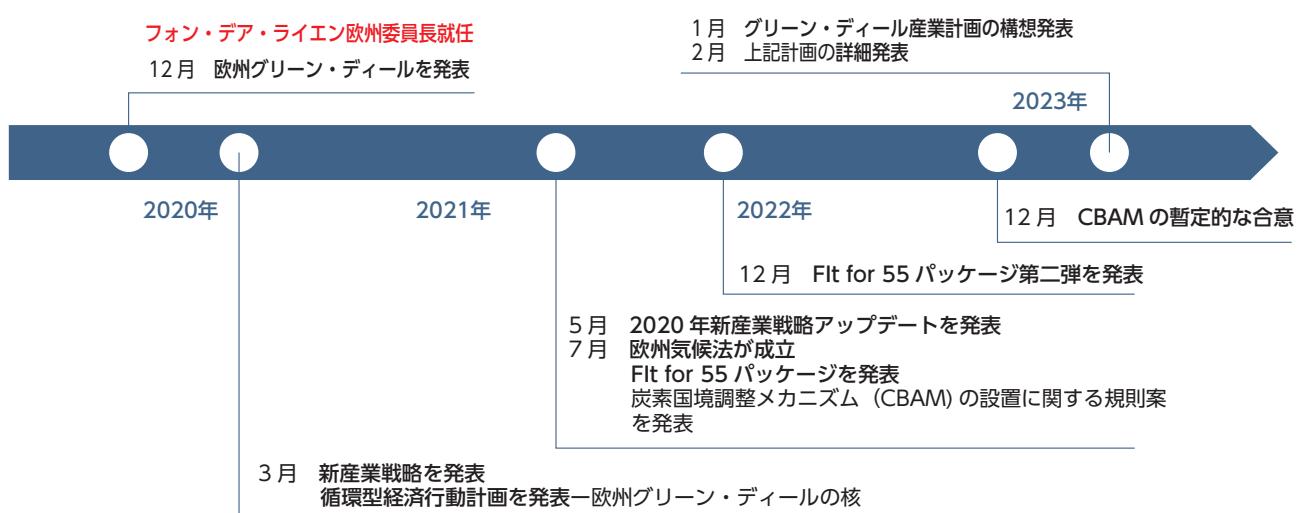
2021年7月には、欧州気候法¹³³が成立し、温室効果ガス排出量を2030年までに1990年比で55%以上削減するという目標が、EU域内で法的拘束力を持つものとなった。また、同年同月、同目標の達成に向けて、EUの気候、エネルギー、土地利用、運輸（輸送）、税制の各政策を調整することを目的としたFit for 55パッケージと呼ばれる一括法案¹³⁴を発表し、2035年までに内燃機関車販売禁止や炭素国境調整措置など既存法の改正や新法を含む13の法案を提案した。同年

12月には、Fit for 55パッケージを補完する第二弾も公表されている。

また、2021年7月に欧州委員会が発表した炭素国境調整メカニズム（CBAM）の設置に関する規則案について、2022年12月、条件付きではあるが暫定的な政治合意に達した¹³⁵。同制度では、対象となる炭素集約型の製品（暫定案では前駆体なども含む）をEU域外から輸入する域内事業者に、域内で製造した場合に課される炭素価格に相当する価格の支払いを義務付けるものとなっている。一部確定していない部分もあるが、2023年10月から報告義務のみを課す移行期間が設けられ、同制度は適用される予定となっている¹³⁶。

2023年1月の世界経済フォーラムの年次総会（ダボス会議）で、欧州委員会は、グリーン・ディール産業計画の構想を発表し、同年2月に同計画の詳細を発表した¹³⁷。温室効果ガスの実質排出ゼロに取り組む欧州産業の競争力を強化し、気候中立への早急な移行を支援することを目指すとしている（第I-2-3-5図）。

第I-2-3-5図 EUの主要な気候変動政策



資料：各種報道発表等から作成。

¹²⁹ 欧州委員会 Web サイト参照 (https://commission.europa.eu/strategy-and-policy/priorities-2019-2024/europe-fit-digital-age/european-industrial-strategy_en)。

¹³⁰ 欧州委員会 Web サイト参照 (https://ec.europa.eu/environment/circular-economy/pdf/new_circular_economy_action_plan.pdf)。

¹³¹ 欧州委員会 Web サイト参照 (https://environment.ec.europa.eu/strategy/circular-economy-action-plan_en#:~:text=It%20is%20one%20of%20the,create%20sustainable%20growth%20and%20jobs)。

¹³² 欧州委員会 Web サイト参照 (https://commission.europa.eu/system/files/2021-05/communication-industrial-strategy-update-2020_en.pdf)。

¹³³ 欧州委員会 Web サイト参照 (https://climate.ec.europa.eu/eu-action/european-green-deal/european-climate-law_en)。

¹³⁴ 欧州委員会 Web サイト参照 (https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_21_3541)。

¹³⁵ 欧州理事会及びEU理事会 Web サイト参照 (<https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2022/12/13/eu-climate-action-provisional-agreement-reached-on-carbon-border-adjustment-mechanism-cbam/>)。

¹³⁶ 欧州委員会 Web サイト参照 (https://taxation-customs.ec.europa.eu/green-taxation-0/carbon-border-adjustment-mechanism_en)。

¹³⁷ 欧州委員会 Web サイト参照 (https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_23_510)。

米国は、2021年2月、バイデン政権の発足を機に、
トランプ政権下で脱退したパリ協定に正式に復帰した
¹³⁸。2022年8月には、主たる支援対象を気候変動対策とする前例のない規模のインフレ削減法が正式に成立した¹³⁹。3,690億ドルが、気候変動対策に充てられることとなっている¹⁴⁰。

我が国は、2050年カーボンニュートラル、2030年度温室効果ガス排出量46%削減（2013年度比）と50%の高みに向けた挑戦という野心的な国際公約に向け、グリーン成長戦略、エネルギー基本計画、地球温暖化対策計画、パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略等を策定し、今後の進むべき方向性を示してきている。

2022年1月、岸田首相は、世界の排出量の半分以上を占めるアジアのグリーン・トランスフォーメーション（GX）の実現に貢献するため、アジア各国が脱炭素化¹⁴¹を進めるとの理念を共有し、エネルギー・トランジション¹⁴²を進めるために協力することを目的とした「アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）」構想を発表した¹⁴³。GXとは、産業革命以来の化石エネルギー中心の産業構造や社会構造をクリーンエネルギー中心へ転換することを意味する。2023年3月には、エネルギー・トランジションを所掌するパートナー国閣僚による閣僚会合が東京で開催され、AZECの

枠組みが立ち上った¹⁴⁴。

2022年12月、岸田首相を議長とするGX実行会議は、「GX実現に向けた基本方針～今後10年を見据えたロードマップ～」¹⁴⁵を取りまとめ、同基本方針は2023年2月に閣議決定された¹⁴⁶。同基本方針では、2030年度の温室効果ガス46%削減、2050年カーボンニュートラルの達成に向け、GXに関連する投資が今後10年間で官民合わせて150兆円を超えると試算しており、この巨額のGX投資を官民協調で実現するため、「成長志向型カーボンプライシング構想」を速やかに実現・実行していく必要があることなどが盛り込まれた。具体的には、「成長志向型カーボンプライシング構想」の下、「GX経済移行債」等を活用した20兆円規模の大膽な先行投資支援（規制・支援一体型投資促進策等）を行っていくとともに、カーボンプライシング（排出量取引制度・炭素排出に対する一律の賦課金）によるGX投資先行インセンティブ及び新たな金融手法の活用の3つの措置を講ずることとされている。同基本方針に基づき、「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律案」、「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案」が2023年2月に閣議決定され、第211回通常国会に提出された¹⁴⁷。

¹³⁸ UNFCCC Web サイト参照 (<https://unfccc.int/news/un-welcomes-us-announcement-to-rejoin-paris-agreement#:~:text=A%20new%20instrument%20of%20acceptance,States%20on%20February%202021>)。

¹³⁹ White House Web サイト参照 (<https://www.whitehouse.gov/briefing-room/speeches-remarks/2022/08/16/remarks-by-president-biden-at-signing-of-h-r-5376-the-inflation-reduction-act-of-2022/>)。

¹⁴⁰ 米国財務省 Web サイト参照 (<https://home.treasury.gov/news/press-releases/jy1128>)。

¹⁴¹ 化石燃料からの脱却を目指すこと。

¹⁴² 現在使用している化石エネルギーを、炭素排出量のより少ない別のエネルギーに転換すること。

¹⁴³ 経済産業省 Web サイト参照 (<https://www.meti.go.jp/press/2022/12/20221215007/20221215007.html>)。

¹⁴⁴ 経済産業省 Web サイト参照 (<https://www.meti.go.jp/press/2022/03/20230306005/20230306005.html>)。

¹⁴⁵ 経済産業省（2023）「GX実現に向けた基本方針～今後10年を見据えたロードマップ～」。
https://www.meti.go.jp/press/2022/02/20230210002/20230210002_1.pdf

¹⁴⁶ 経済産業省 Web サイト参照 (<https://www.meti.go.jp/press/2022/02/20230210002/20230210002.html>)。

¹⁴⁷ 経済産業省 Web サイト参照 (<https://www.meti.go.jp/press/2022/02/20230210004/20230210004.html>、
<https://www.meti.go.jp/press/2022/02/20230228005/20230228005.html>)。

コラム 2

アムステルダム市—廃棄を出さない循環経済へ

気候変動や海洋プラスチックごみ問題を始めとする環境問題、資源、エネルギー、食料の需要増加や廃棄物量の増大などが深刻化する中で、近年、持続可能な社会を実現するために、循環経済への移行を模索する動きが活発化している。循環経済への移行とは、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型の一方通行の経済・社会システム¹⁴⁸（線形経済）を再設計し、廃棄を出さない仕組みとするため、廃棄物を新しい資源と捉え、製品や原材料が再利用・再生利用され、循環し続ける¹⁴⁹経済・社会システム（循環経済）とすることである。自然界では、例えば、落葉樹が秋から冬にかけて葉を落とすと、その落ち葉は、虫やキノコの仲間、バクテリアなどの餌となり、虫やバクテリアが落ち葉を食べると、食べカスや糞が木々の周りにたまる。雨や雪などが降って水が土に染み込むと、食べカスや糞も一緒に土の中に溶け込んでいき、春になって木々が活動を始めるときには、それらが木々にとって大事な栄養になる¹⁵⁰。安居（2021）は、「元来、自然界には「廃棄物」という概念が存在しなかったと言われています」と記している¹⁵¹。循環経済を国際的に推進している。エレン・マッカーサー財団¹⁵²は、循環経済への移行を目指す三原則として、①廃棄物・汚染などを出さない設計・デザイン、②製品や資源を使い続けること、③自然のシステムを再生すること、を挙げている。

本コラムでは、2050年までに循環型社会への完全移行を目指しているオランダの首都アムステルダム市の取組を紹介する。同市は、移行への5年計画として公表した具体的な戦略「アムステルダム・サーキュラー・2020-2025戦略」で、①2030年までに、使用される第一次原材料の50%を削減、②2050年までに循環経済への完全移行を掲げている¹⁵³。なお、欧州委員会¹⁵⁴、オランダ政府¹⁵⁵も循環経済を推進している。

一連の取組は、英国の経済学者ケイト・ラワースが提唱する新しい経済の概念「ドーナツ経済」を中心としている。同市が、都市として世界で初めて採用しているドーナツ経済とは、経済成長に注目・依存する従来の価値観から脱し、限りある地球上の資源の中で、全ての人が幸福に暮らす社会を築き上げることを目指している。「今世紀の人類の指針になる斬新なコンパス」とラワースが呼ぶドーナツ経済の概念図（コラム第2-1図）は、二重の円（ドーナツ）を用いて、小さい円の内側は最低限達成されなければならない社会的な土台、大きい円の外側は環境的な上限を表しており、ドーナツの範囲に収まることが、人類にとって安全で公正な範囲としている。ラワース（2017）¹⁵⁶は、21世紀の課題は、「成長してもしなくとも」、「豊かな生命の網の中での人類の繁栄を推進できる経済を築くことだ」と述べている。

アムステルダム市は、企業や市民とともに様々な取組を実践しつつ、共創する過程で学んでいくLearning by Doing（実践しながら学ぶこと）を基本とし¹⁵⁸、進捗度合いや効果を測定して更なる取組が必要なところを特定しながら、循環経済への移行を進めている¹⁵⁹。時間を要するが、まず個人の行

¹⁴⁸ 経済産業省（2020）「循環経済ビジョン2020」。

¹⁴⁹ オランダ政府 Web サイト参照 (<https://www.government.nl/topics/circular-economy/from-a-linear-to-a-circular-economy>)。

¹⁵⁰ 日本国際会議 Web サイト参照 (https://www.scj.go.jp/omoshiro/junkan3/j3_1.html)。

¹⁵¹ 安居昭博（2021）『サーキュラーエコノミー実践』、学芸出版社。

¹⁵² エレン・マッカーサー財団 Web サイト参照 ([https://ellenmacarthurfoundation.org/topics/circular-economy-introduction/overview#:~:text=timescales%20and%20materials-,A%20circular%20economy,value\)%2C%20and%20regenerate%20nature](https://ellenmacarthurfoundation.org/topics/circular-economy-introduction/overview#:~:text=timescales%20and%20materials-,A%20circular%20economy,value)%2C%20and%20regenerate%20nature))。

¹⁵³ City of Amsterdam, (2020), "Amsterdam Circular 2020 - 2025 Strategy Public version". <https://www.amsterdam.nl/en/policy/sustainability/circular-economy/>

¹⁵⁴ 2015年12月、欧州委員会は循環経済への方向性を示す「循環経済パッケージ」を発表。取組を開始。<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:52015DC0614>

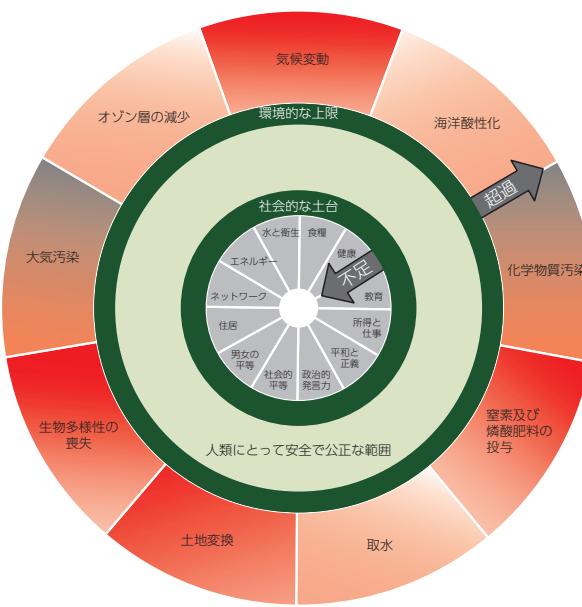
¹⁵⁵ 2016年9月、オランダ政府は、2050年までに100%の循環経済を実現するための政府全体にわたる循環経済のプログラムを公表。<https://www.government.nl/documents/discussion-documents/2017/01/24/national-agreement-on-the-circular-economy>

¹⁵⁶ Raworth, K., (2017), *Doughnut Economics*, (黒輪篤嗣（2021）『ドーナツ経済』、河出文庫。).

¹⁵⁸ City of Amsterdam, (2020-2021), "Circular Economy Programme: Lessons and Recommendations 2020-2021 Public Version".

¹⁵⁹ アムステルダム市 Web サイト参照 (<https://www.amsterdam.nl/en/policy/sustainability/circular-economy/>)。

コラム第2-1図 ドーナツ経済の概念図



資料：ラワース（2017）¹⁵⁷から作成。

動が変革し、最終的に仕組み全体が変化することが、循環経済への完全移行には不可欠との認識に立っている¹⁶⁰。循環経済の実現に欠かせない前提条件には、課税対象を労働力から原材料やエネルギーなどへ移行することなども含まれており、アムステルダム市は、オランダ政府、そして欧州委員会とも協力しながら政策を選択し、循環型社会への改革を進めている¹⁶¹。

¹⁵⁷ Raworth, K., (2017), *Doughnut Economics*, (黒輪篤嗣 (2021)『ドーナツ経済』、河出文庫。).

¹⁶⁰ City of Amsterdam, (2020-2021), "Circular Economy Programme: Lessons and Recommendations 2020-2021 Public Version".

¹⁶¹ アムステルダム市 Web サイト参照 (<https://www.amsterdam.nl/en/policy/sustainability/circular-economy/>)。

コラム 3

「何を測るか」が「何をするか」に影響を与える¹⁶²

経済活動を測る代表的な指標として知られている国内総生産（GDP）であるが、GDPでは、本当の豊かさ、不平等、持続可能性などが計測できないといった問題や、「経済が物質的なものから形のないものへと変化して」いる中、同指標は時代に合わなくなっている¹⁶³といった課題は、長年にわたって指摘されてきた。本コラムでは、同指標を改善するための努力やGDPを補完する、あるいは同指標に代わる新しい指標を策定しようとする動きを紹介する。

カラベル（2017）¹⁶⁴は、「世界中のあらゆる国で行われている経済を巡る議論は、GDPの増加や減少とその度合いを中心とするものだ」と述べている。同指標は、国の経済規模や国内の景気を反映する指標とされ、「政策立案者による意思決定の中心的な役割を担うだけでなく、企業の雇用や投資に関する意思決定の枠組み」¹⁶⁵ともなっている。一人当たりGDPは、異なる国の生活の質（豊かさ）を比較する指標としても利用されている。また、この数字が前の期（四半期等）と比較してどのくらい増減したかを示す経済成長率は、経済的進歩を測り、各国政府の経済・財政政策の成果を示す値とも認識されており、IMFや世界銀行などの国際機関においては、GDPの変化が政策支援の決定や支援先のプロジェクト選定の基礎情報にもなっている¹⁶⁶。

一国の豊かさの尺度として、政治や経済面での意思決定に大きな影響を与えているGDPだが、歴史はさほど古くない。GDPの原型（国民総生産（GNP））は、1930年代の大恐慌時代に生まれ、第二次世界大戦を契機にさらに進化した。

大恐慌時代、経済活動を計測する信頼できる手法を持ち合わせていなかった米国では、大恐慌で失われた経済規模を把握することができず、米国議会は経済学者サイモン・クズネットスに信頼できる計測方法を構築するよう依頼した¹⁶⁷。「クズネットスが割り出した数字は、（中略）一国の国民が国内外で生み出した所得（国民所得）にもとづいて」おり、後に「GNPの名で知られるようになる」¹⁶⁸。なお、クズネットスは、国民所得で推定された所得は、人々の福祉や豊かさのレベルを計測するものではないこと¹⁶⁹、また、「本来意図していない社会的・政治的問題解決のために指標が使われ始めたなら、単純な概数に対する崇拝が大きな問題を引き起こす」ことを早くから理解しており¹⁷⁰、1934年、米国議会に提出した報告書「国民所得 1929-1932」¹⁷¹で、次のように述べている。

「複雑な状況を簡潔に表現する人間の貴重な能力は、厳密に定義された基準に沿って統制されない場合に、危険なものになる。（省略）国民所得の尺度はこの種の幻想に惑わされやすい。対立する社会集団の葛藤の中心にある問題を扱う場合には、過度の単純化を伴う主張が有効である場合が多いため、結果的に濫用を招く。」

これは、各経済指標が、もともと何の意図を持って策定されたのか、また、何を測っていて、何を測つ

¹⁶² Stiglitz, J. et al., (2009), "Report by the Commission on the Measurement of Economic Performance and Social Progress". <https://ec.europa.eu/eurostat/documents/8131721/8131772/Stiglitz-Sen-Fitoussi-Commission-report.pdf>

¹⁶³ Coyle, D., (2014), *GDP: A Brief but Affectionate History*, (高橋璃子訳 (2015)『GDP <小さくて大きな数字>の歴史』、みすず書房。).

¹⁶⁴ Karabell, Z., (2017), *The Leading Indicators*, (北川知子訳 (2017)『経済指標のウソ』、ダイヤモンド社。).

¹⁶⁵ Bean, C., (2016), "Independent Review of UK Economic Statistics", <https://www.gov.uk/government/publications/independent-review-of-uk-economic-statistics-final-report>, (中村英昭・井岡貴司 (2021) 統計リサーチノート No. 7「英国における統計改革について—英国の統計に関する独立レビューの紹介—」別添資料の和訳全文。). <https://www.stat.go.jp/training/2kenkyu/pdf/rn/rn007b00.pdf>

¹⁶⁶ Costanza, R. et al., (2014), "A Short History of GDP: Moving Towards Better Measures of Human Well-being", *Solutions*, Volume 5, Issue 1. https://www.robertcostanza.com/wp-content/uploads/2017/02/2014_J_Costanza_GDPHistory_Solutions.pdf

¹⁶⁷ Weeks, J., (2019), "GDP: Origin, Uses and Abuses", Policy Research in Macroeconomics. <https://www.primeconomics.org/articles/gdp-origin-uses-and-abuses/>

¹⁶⁸ Raworth, K., (2017), *Doughnut Economics*, (黒輪篤嗣 (2021)『ドーナツ経済』、河出文庫。).

¹⁶⁹ Weeks, J., (2019), "GDP: Origin, Uses and Abuses", Policy Research in Macroeconomics. <https://www.primeconomics.org/articles/gdp-origin-uses-and-abuses/>

¹⁷⁰ Karabell, Z., (2017), *The Leading Indicators*, (北川知子訳 (2017)『経済指標のウソ』、ダイヤモンド社。).

¹⁷¹ Kuznets, S., (1934), "National Income, 1929-1932", NBER. (和文は、カラベル・ザカリー (2017)『経済指標のウソ』、ダイヤモンド社。).

ていないのかを正確に知り、意図していない目的には使用できることを理解することが大切であることを示唆している。

1942年、米国初のGNP統計が発表されたが、同統計は、米国が第二次世界大戦に参戦するに当たり、国民の生活レベルの悪化や物価高騰を招かずに、どの程度の軍事支出が可能なのかを評価するために活用された¹⁷²。

1953年には、国連が、一国の経済を構成する諸側面を系統的・組織的に捉え、それを記録するマクロ経済統計である国民経済計算（SNA）¹⁷³のフレームワークについて共通基準を策定した。各国がSNAを用いて経済統計を作成するようになると、時代の変化とともにGDPに関する様々な課題が浮き彫りになってくる。例えば、コイル（2014）は、「GDPは、「自然現象のように客観的なものではなく、人為的につくられ」、「ものすごく複雑な方法で導き出された理論上の数字」であり、「生産的活動と非生産的活動を分ける概念上のライン」を決めるに当たっても、「どうしても恣意的な判断が入り込んでしまう」¹⁷⁴と述べている。同指標には、市場で取引されない家事などの無償労働や自然資本¹⁷⁵の減耗などは含まれていない。1968年、ロバート・ケネディは、カンザス大学での講演で、「私たちは余りにも長い間、物質的な蓄積を、人が持つ素晴らしさや共同体の持つ価値よりもはるかに優先させてきた。

（省略）GNPには人生を価値あるものにするものは一つも入っていない」¹⁷⁶と述べている。また、生物経済学者コスタンツァ（2009）¹⁷⁷は、GDP指標が自然の回復（再生）スピードを上回るスピードで自然の枯渇を促進していると懸念を示している。

1970年代、第四代ブータン国王は、幸せはモノやお金以上に大事な要素だとして、国民総幸福量（GNH）という概念を提唱し、国策の主軸に据えた¹⁷⁸。1990年代には、国連の人間開発指数（HDI：1990年考案）や非営利組織リディファイニング・プログレスの「真の進歩指標（Genuine Progress Index：1995年考案）」などが新しく考案・開発された。

2008年には、フランスのサルコジ元大統領の諮問により、ノーベル経済学賞受賞者ジョセフ・ステグリッツなどを中心とする「経済パフォーマンスと社会進歩の測定に関する委員会（スティグリッツ委員会）」が設置された。同委員会の主たる目的は、経済業績と社会進歩を計測する指標としてのGDPの限界を明らかにすることで、サルコジ元大統領の問題意識は、2009年9月に発表された同委員会の報告書¹⁷⁹の前文に書かれている。

私には強い確信がある。それは、経済業績を計測する手法を変えない限り、われわれの行動は変わらないだろう、という確信である。もしわれわれが、われわれの、およびわれわれの子供たちの、そしてわれわれの孫たちの未来を、金融、経済、社会、環境の災害によって穴だらけにされてほしくないのなら、（こうした災害は究極的には人災なのだが）われわれは生活と消費と生産のやり方を変えなければならないのである。われわれは社会組織と公共政策を統治する諸基準を変えなければならぬ。

（省略）自分の知識を確信している専門家たちと、自分の人生経験とデータが伝えるお話がまったく一致しない市民たちの間で、深淵がつくりだされてしまう。この深淵は危険である。それによって市民たちは自分たちがだまされていると信じ込んでしまうからだ。民主主義にとってこれほど危険なことはない。（省略）問題は、世界も社会も経済も変わってしまったのに、計測指標がそれに歩調をあわせていなかったことにある。（省略）われわれは一つの方法で測った富が富そのものだと誤解し、

¹⁷² Marcus, M. and Kane, R., (2007), "U.S. National Income and Product Statistics: Born of the Great Depression and World War II", Bureau of Economic Analysis: Survey of Current Business. https://apps.bea.gov/scb/pdf/2007/02%20February/0207_history_article.pdf

¹⁷³ 1953年に策定された後、1968年、1993年、2008年と3回の改訂を経ている。

¹⁷⁴ Coyle, D., (2014), *GDP: A Brief but Affectionate History*, (高橋璃子訳（2015）『GDP <小さくて大きな数字>の歴史』、みすず書房。).

¹⁷⁵ 森林、土壤、水、大気、生物資源など、自然によって形成される資本（ストック）（環境省 Website 参照）。

¹⁷⁶ Kennedy, R. (1968), "Remarks at the University of Kansas". <https://www.jfklibrary.org/learn/about-jfk/the-kennedy-family/robert-f-kennedy/robert-f-kennedy-speeches/remarks-at-the-university-of-kansas-march-18-1968>

¹⁷⁷ Costanza, R. et al., (2009), "Beyond GDP: The Need for New Measures of Progress", Boston University. <https://www.bu.edu/pardee/files/documents/PP-004-GDP.pdf>

¹⁷⁸ 在東京ブータン王国名誉総領事館 Web サイト参照 (<https://bhutan-hcg.org/about-bhutan/culture/gnh/#fn4>)。

¹⁷⁹ Stiglitz, J. et al., (2010), *Measuring Our Lives: Why GDP doesn't add up (Preface)*, (福島清彦（2012）『暮らしの質を測る—経済成長率を超える幸福度指標の提案』、金融財政事情研究会。).

一つの方法で表した真実が真実そのものだと思い込む過ちに陥ってしまった。(省略) この報告書は、ある単一の指標を別の単一指標で置き換えるようなことをしていない。だからこそこの報告書は豊かで、意義深いのである。

同報告書は、全体を統一するメッセージとして、①現代経済が進化する際の特徴になってきた構造的な変化をよりよく反映するように、経済活動の計測システムを変えていくべき時期が到来した、②計測システムの重点を経済的生産額の計測から人々の幸福度の計測に移すべきであり、その時期が熟している、の二つを挙げ、伝統的なGDPの諸問題、暮らしの質、持続可能性の三つのテーマに分け、12の提言をしている。

同委員会の提言を受けて、2011年、経済開発協力機構(OECD)は「より良い暮らし指標(Better Life Index)」を公表した。2014年には、ハーバード大学のマイケル・ポーター教授が率いる非営利組織The Social Progress Imperativeが「社会進歩指標(SPI)」をランク付けした報告書を発表している。同指標は、経済的な進歩と社会的な進歩を区別し、社会的な進歩を、人間の基本的欲求(①栄養状態と基本的な医療、②水と衛生、③シェルター、④個人の安全)、幸福の基盤(①基本的な知識の習得、②情報・通信へのアクセス、③健康・福祉、④環境の質)、そして機会(①個人の権利、②選択の自由、③包摂性、④高等教育へのアクセス)、の三つの構成要素、54の指標から評価している。SPIの特徴の一つは、主観的データを採用せず、客観的データに基づいていることである。2022年のSPIのランク付け¹⁸⁰によると、北欧諸国のノルウェー、デンマーク、フィンランドが上位三位を占め、G7諸国では、ドイツが八位、日本が九位だった。その他にも、様々なレベルで豊かさや環境面などを評価することができる指標を構築する取組が進められている。

2021年2月、英国財務省の委託を受けて公表された「生物多様性の経済学／ダスグプタ・レビュー」¹⁸¹は、「GDPは、経済的成功の主な評価基準として、非持続可能な経済成長・開発を私たちに追求させる誘因となっている」と指摘し、「私たちの経済は自然の外部にあるのではなく、自然の内部に組み込まれているのだという基本的な真実を理解して、受け入れることが解決に向けた第一歩となる」と述べている。

¹⁸⁰ Social Progress Imperative Webサイト参照(<https://www.socialprogress.org/global-index-2022-results>)。

¹⁸¹ Dasgupta, P. (2021), "The Economics of Biodiversity: The Dasgupta Review", London: HM Treasury. https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/962785/The_Economics_of_Biodiversity_The_Dasgupta_Report_Full_Report.pdf

2. 人権問題への対応

グローバル化の進展によって、企業活動が人権に及ぼす負の影響が拡大し、近年、企業活動による人権侵害についての企業の責任に対する国際的な議論がより活発になっている。グローバル企業がNGO等から名指しで批判されるケースも生じており、企業活動において、サプライチェーン上の人権尊重の取組が不十分とみなされた場合には、人権侵害を理由とした製品・サービスの不買運動、投資先としての評価の降格、投資候補先からの除外、投資の引揚げ、既存顧客との取引停止など多くのリスクに直面する可能性が存在している。企業にとって、このような潜在的経営リスクを排除し、付加価値を向上し、強靭で包摂的なサプライチェーンを構築する観点からも、サプライチェーン上の企業等も含めて人権尊重の取組を実施・強化していくことが必要である。

(1) 企業に人権尊重を求める海外の動き

2011年6月、「ビジネスと人権に関する指導原則」(国連指導原則)が、国連人権理事会において全会一致で支持(endorse)された。同原則では、人権を保護する国家の義務、人権を尊重する企業の責任、救済へのアクセス、という三つの柱を規定し、国家と企業とが、相互に補完し合いながらそれぞれの役割を果たしていくことが求められている。企業は、人権を尊重する責任を果たすため、①人権方針の策定、②人権デュー・ディリジェンス¹⁸²、③救済(苦情処理メカニズムの設置を含む)、を実施すべきとされている。また、同原則の履行として、各国に対し国別行動計画(National Action Plan (NAP))の策定を推奨しており、2022年末時点で日本を含む世界の20か国以上がNAPを策定している。

また、OECD多国籍企業行動指針及びILO多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言の最新の改定が、それぞれ2011年、2017年に行われ、国家の人権保護義務や企業の人権尊重責任が盛り込まれた。

このように、国家が人権保護義務を負うことはもち

ろん、企業に人権尊重責任があることが国際的な原則となっており、企業はこれらの国際的文書に沿って行動することが求められている。

現在、欧州を中心として人権尊重に向けた取組を企業に義務付ける国内法の導入が進むほか、米国等で強制労働を理由とする輸入差止めを含む人権侵害に関する法規制が強化されている¹⁸³。ドイツでは、2021年6月、「サプライチェーンにおける企業のデュー・ディリジェンスに関する法律(サプライチェーン法)」が成立し、2023年1月に発効した。同法では、一定規模以上の企業に人権デュー・ディリジェンスの実施や、その結果に関する報告書の作成・公表等を義務づけている。

欧州では、EUが2021年7月に、「EU企業による活動・サプライチェーンにおける強制労働のリスク対処に関するデュー・ディリジェンス・ガイダンス」を発表¹⁸⁴した。また、2022年2月には、欧州委員会が一定規模の企業に対して人権及び環境に関するデュー・ディリジェンス(DD)を義務化する「企業持続可能性デュー・ディリジェンス指令案」を公表¹⁸⁵した。このほか、欧州委員会は、2022年9月に、強制労働関連商品のEU域内における上市・EU域外への輸出を禁止する規則案を公表¹⁸⁶した。

米国のバイデン政権は、外交政策における人権重視を掲げ、欧州とも連携して、新疆ウイグル自治区における人権侵害への関与を理由とした制裁を含む措置を実施している。また、2021年7月には、新疆ウイグル自治区での強制労働のほか、人権侵害に関与する事業体がサプライチェーンに含まれていないか、産業界に注意を促す「新疆サプライチェーンビジネス勧告書(2020年7月)」を公表¹⁸⁷した。同年12月、中国の新疆ウイグル自治区で一部なりとも生産等された製品や、米国政府がリストで示す事業者により生産された製品は、全て強制労働によるものと推定し、原則として米国への輸入を禁止する「ウイグル強制労働防止法」が成立¹⁸⁸し、2022年6月に施行された。同法に基づ

¹⁸² 人権デュー・ディリジェンス：人権への負の影響を①特定し、②防止・軽減し、③取組の実効性を評価し、④どのように対処したかについて説明・情報開示していくために実施する一連の行為を指す。

¹⁸³ 「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」卷末において、海外法制の概要を紹介している。<https://www.mti.go.jp/press/2022/09/20220913003/20220913003-a.pdf>

¹⁸⁴ 欧州委員会 Web サイト参照 (https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_21_3664)。

¹⁸⁵ 欧州委員会 Web サイト参照 (https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_22_1145)。

¹⁸⁶ 欧州委員会 Web サイト参照 (https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_22_5415)。

¹⁸⁷ 米国国務省 Web サイト (<https://www.state.gov/xinjiang-supply-chain-business-advisory/>)。

¹⁸⁸ 米国議会 Web サイト参照 (<https://www.congress.gov/bill/117th-congress/house-bill/6256/text?r=1&s=1>)。

き、輸入貨物を差し止められた場合、輸入者は、輸入物品とその原材料が新疆ウイグル自治区で生産されていないこと等を示す必要がある。同法の対象である（輸入物品とその原材料が新疆ウイグル自治区で生産されたものを含む）場合、輸入物品が一部なりとも強制労働に依拠していないこと等を、輸入者が「明確かつ説得力のある証拠」を提出し証明する必要がある。

こうした国際社会の動きも踏まえ、企業としても事業活動における人権尊重の取組を行っていく必要があり、自社内だけでなく自社のサプライチェーンやバリューチェーン全体を見据えた対応と情報開示が求められている。

(2) 我が国の取組

我が国政府は、国連指導原則を踏まえ、2020年10月に「「ビジネスと人権」に関する行動計画（2020-2025）」を策定し、日本企業に対して、規模、業種等にかかわらず、人権デュー・ディリジェンスのプロセスの導入を期待する旨を表明した。

また、経済産業省は外務省と連名で、2021年9月～10月にかけて、政府として初めて、行動計画のフォローアップの一環として、日本企業のビジネスと人権への取組状況に関する調査を実施（「日本企業のサプライチェーンにおける人権に関する取組状況のアンケート調査」¹⁸⁹）した。調査結果を見ると、回答企業のうち、人権方針を策定している企業は約7割となっているほか、人権デュー・ディリジェンスを実施している企業は、約5割程度にとどまっている。また、人権を尊重する経営を実践する上での課題としては、「サプライチェーン上における人権尊重の対応状況を評価する手法が確立されていない」、「サプライチェーン構造が複雑で、対象範囲の特定が難しい」、「十分な人員・予算を確保できない」との回答が多く見られた。一方で、人権を尊重する経営を実践した結果、得られた成果・効果としては、「自社内の人権リスクの低減」、「SDGsへの貢献」、「サプライチェーンにおける人権リスクの低減」、「ESG評価機関からの評価向上」との回答が多く見られた。政府に対する要望としては、ガイドライン整備を期待する声が最も多く寄せられた。人権尊重への取組が進んでいない企業の半数からは、具体的な取組方法が分からないと回答も寄せら

れ、サプライチェーンの範囲が拡大かつ複雑化している中で、企業の理解の深化を助け、その取組をさらに促進する必要があることが明らかになった。

このような状況を踏まえ、企業が国際スタンダードに沿った人権尊重に積極的に取り組めるよう、2022年3月、経済産業省において、「サプライチェーンにおける人権尊重のためのガイドライン検討会」を設置し、同検討会での議論を重ね、同年9月、「ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議」において、日本政府として「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を策定・公表した。

同ガイドラインは、法的拘束力を有するものではないが、国連指導原則、OECD多国籍企業行動指針及びILO多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言を始めとする国際スタンダードを踏まえ、企業に求められる人権尊重の取組について、日本で事業活動を行う企業の実態に即して、具体的かつわかりやすく解説し、企業の理解の深化を助け、その取組を促進することを目的としたものであり、企業の規模、業種等にかかわらず、日本で事業活動を行う全ての企業を対象としている。同ガイドラインにおいて、企業は、国際的に認められた人権¹⁹⁰を尊重すべきとされ、その責任を果たすため、①企業トップを含む経営陣の承認を経た人権方針の策定・公表、②人権デュー・ディリジェンスの実施、③自社が人権への負の影響を引き起こし又は助長している場合における救済を行うことが求められている。

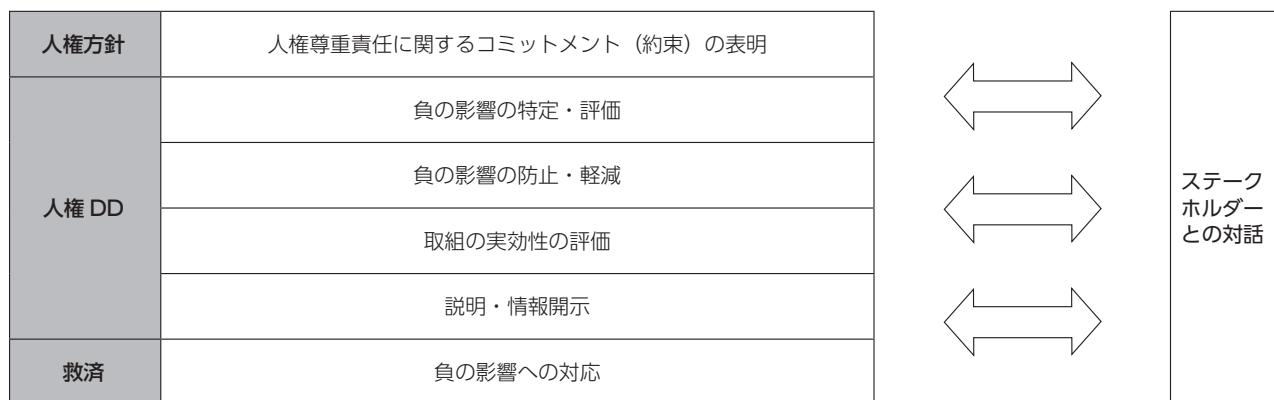
同ガイドラインにおける人権デュー・ディリジェンスとは、その性質上、人権侵害が存在しないという結果を企業が担保するものではなく、ステークホルダーとの対話を重ねながら、人権への負の影響を防止・軽減するための継続的なプロセスを指している（第I-2-3-6図）。

我が国政府としても、企業による人権尊重の取組を促進すべく、企業に対する情報提供、周知・啓発活動を推進していくとともに、国際協調により、企業が公平な競争条件の下で積極的に人権尊重に取り組める環境、各国の措置の予見可能性が高まる環境の実現に向け取り組んでいくこととしている。

¹⁸⁹ 経済産業省 Web サイト参照（<https://www.meti.go.jp/press/2021/11/20211130001/20211130001.html>）。

¹⁹⁰ 少なくとも、国際人権章典で表明されたもの、及び、「労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言」に挙げられた基本的権利に関する原則が含まれる。

第I-2-3-6図 責任あるサプライチェーン等における人権尊重の全体像



資料：経済産業省「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」から作成。

第3章

各国・地域の動向

第1節 米国

第2節 欧州

第3節 中国

第4節 ASEAN・インド

第3章 各国・地域の動向

第1節 米国

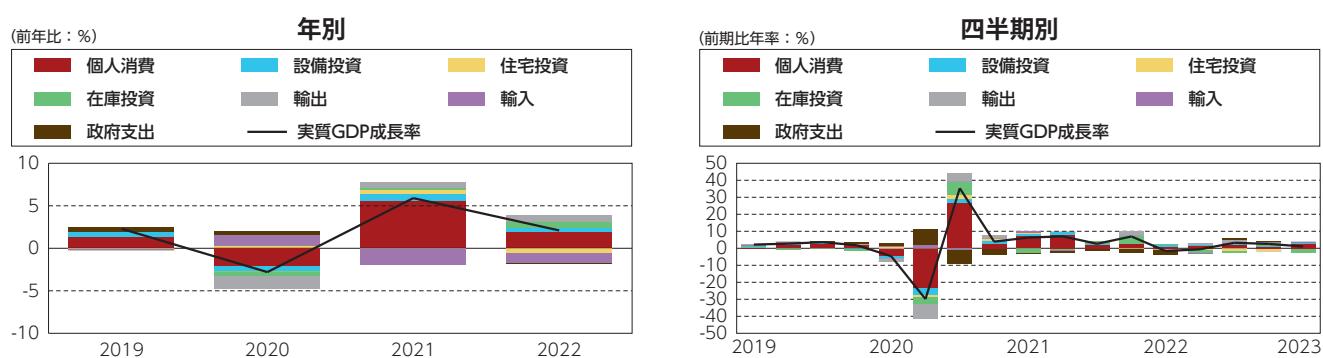
1. GDP

(1) 実質GDP成長率

2022年における米国の実質GDP成長率は、前年比+2.1%と前年（同+5.9%）から減速したものの、主に個人消費が寄与し、2年連続のプラス成長となった。四半期別成長率について、高インフレに伴う購買力の低下や金融引締めを映じた投資抑制などから、第1四半期が前期比年率-1.6%、第2四半期が同-0.6%と、テクニカルリセッション（2四半期連続のマイナス成長）入りとなっていた。その後、純輸出（輸出-輸入）

による押し上げによって、第3四半期には同+3.2%とプラス成長に転じている。2023年第1四半期（一次推計）は同+1.1%と、2022年第4四半期（同+2.6%）から伸びが鈍化するも、民間最終需要（個人消費+設備投資+住宅投資）が同+2.9%と内需が堅調であることを示しており、特に個人消費が同+3.7%と高い伸びとなっている。設備投資と住宅投資については金融引締めの影響が明確に表れている。（第I-3-1-1図）。

第I-3-1-1図 米国の実質GDP成長率



資料：米国商務省、CEIC database から作成。

第I-3-1-2図 米国の家計消費



資料：米国商務省、CEIC database から作成。

(2) 個人消費

米国の個人消費は底堅さを維持している。2023年3月の個人消費支出（PCE、名目）は前月比+0.0%と2月の同+0.1%から横ばいとなった。また、実質個人消費支出についても、前月比0.0%（2月：同-0.2%）から横ばいとなった。1月が前月比+1.4%と高い伸びであったことを踏まえると弱くない結果となっている。3月の個人所得（名目）は前月比+0.3%と2月（同+0.3%）に続き、労働需給のひっ迫を背景に堅調な伸びが続いている（第I-3-1-2図）。

(3) 投資

① 設備投資

民間設備投資の動向をみると、2020年第3四半期以降プラスの推移が続いている。その中で、金融引締めの影響を受けた金利上昇や高インフレが下押しに作用したとみられ、2022年第4四半期には機器投資がマイナスに寄与している。知的財産投資についてはプラス成長が継続しており設備投資全体のプラス成長に寄与している（第I-3-1-3図）。

② 住宅投資

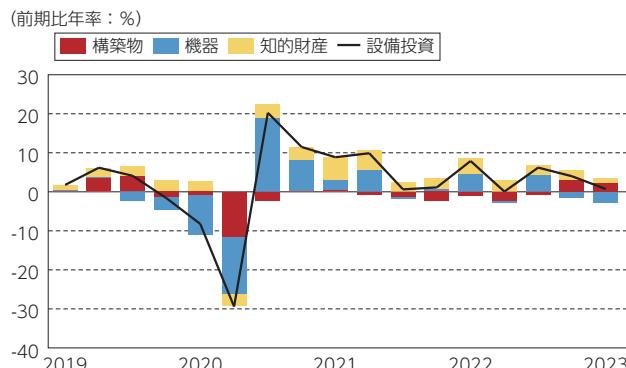
住宅市場の状況について、まず、住宅着工件数を確認すると、2023年3月の住宅着工件数（年率換算、季調値）は前月比-0.8%の142.0万件と、2月（同+7.3%、143.2万件）から減少している。6か月ぶりにプラスに転じた前月からの反動減とみられ、基調としては住宅着工件数、住宅建設許可件数も持ち直しの動きが見られることから、市場が回復傾向にある可能性を示している（第I-3-1-4図）。

ケースシラー住宅価格指数の動向をみると、2022年4月には前年同月比+21.3%となっていたが、住宅ローン金利の上昇によって住宅価格の急騰を抑えることにつながり、2023年2月には前年同月比+0.4%となり、前月比についても2022年7月以降おむねマイナスで推移している。住宅ローン金利の動向を併せてみると、住宅ローン金利の上昇が一服していることが住宅需要の増加や景況感の改善につながっていると考えられるが、依然として住宅ローン金利の水準は高く、住宅需要の下押し圧力は強い。今後も住宅ローン金利が高水準で推移することが予想されることから、住宅市場が本格的な回復に向かうのは、FRBによる利下げ開始後になると見込まれる（第I-3-1-5図）。

(4) 政府支出

政府支出の動向をみると、コロナ禍当初における現金給付や失業給付といった大規模な財政出動を実施した2020年第2四半期や2021年第1四半期には金額が

第I-3-1-3図 米国の民間設備投資



資料：米国商務省、CEIC database から作成。

第I-3-1-4図 米国の住宅着工許可、着工、完成件数



資料：米国商務省、CEIC database から作成。

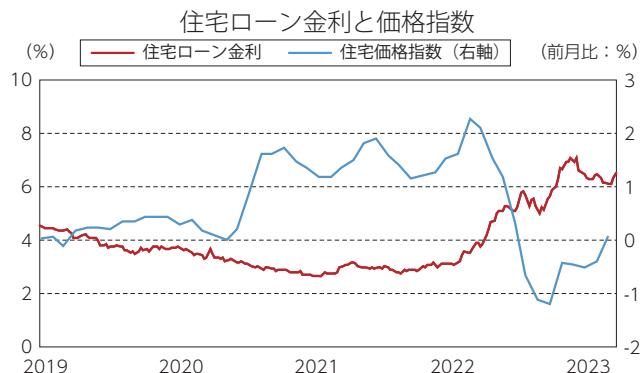
第I-3-1-5図 米国の住宅価格指数と住宅ローン金利



備考1：住宅価格指数はケースシラー住宅価格指数（20都市）。

備考2：住宅ローン金利は30年固定金利住宅ローンの平均金利。

資料：S&P Dow Jones Indices、Freddie Mac、CEIC database から作成。



大きく増加している。特に、実質GDP成長率が大きくマイナス成長した2020年第2四半期においては政府支出の対GDP比が高くなっている。2022年は実質GDP成長率と連動しており、対GDP比はほぼ横ばいで推移している（第I-3-1-6図）。

（5）貿易収支

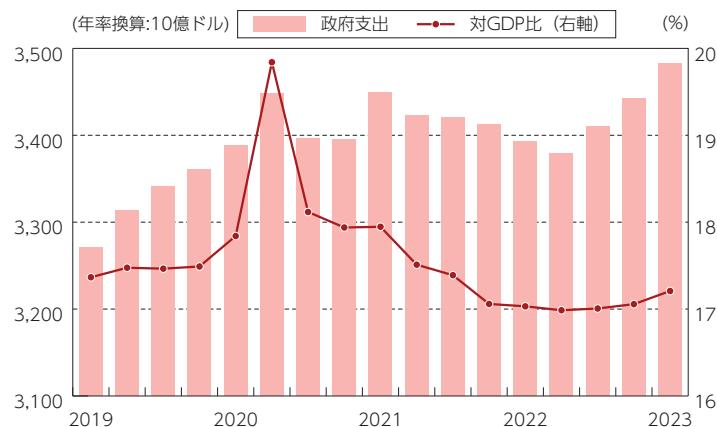
貿易収支についてみると、コロナ禍で輸出の回復の動きが緩やかな中において、財政出動によって財需要が増加したため、輸入の拡大によって貿易収支の赤字

幅が拡大していた。2022年には世界的な高インフレや、各国中央銀行の金融引締めによって外需が減速している可能性がうかがえる（第I-3-1-7図）。

（6）鉱工業生産

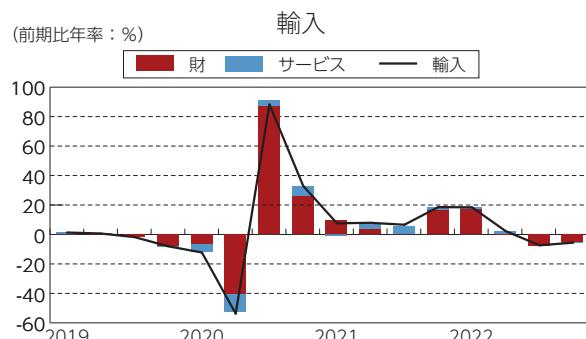
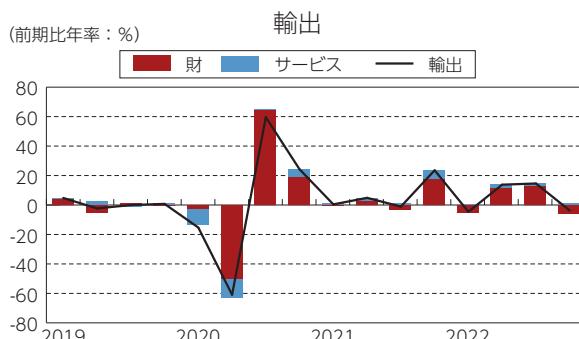
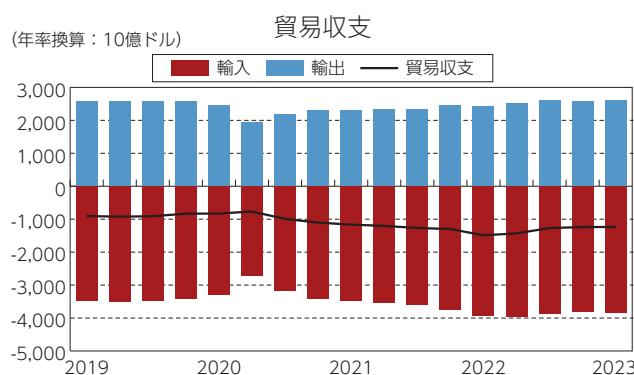
米国の鉱工業生産は、コロナ禍で生じた物流混乱や行動制限の緩和によって、製造業を中心に増加基調で推移してきた。一方、足下では金融引締めの進展によって需要の鈍化による生産活動の減速が見受けられる（第I-3-1-8図）。

第I-3-1-6図 米国の実質政府支出



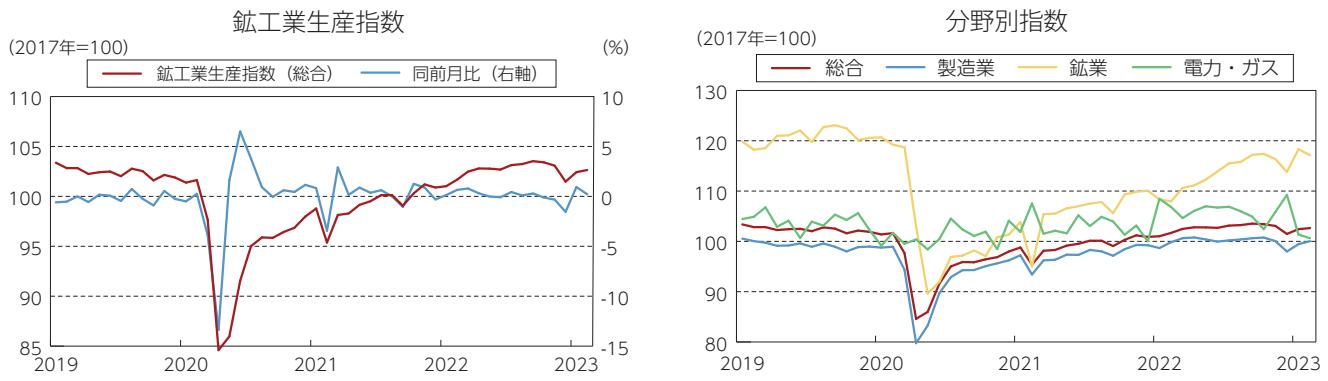
資料：米国商務省、CEIC database から作成。

第I-3-1-7図 米国の貿易収支



資料：米国商務省、CEIC database から作成。

第 I-3-1-8 図 米国の鉱工業生産



資料：FRB、CEIC database から作成。

2. 物価

(1) 消費者物価

米国では2021年以降歴史的な水準でインフレが高進しており、ピークは脱するも、依然として高止まりの状況が続いている。米国の消費者物価指数(Consumer Price Index: CPI)は2022年6月に前年同月比+9.1%と40年ぶりの高さを記録し、その後、ピークアウトして、2023年3月には同+5.0%と8か月連続で伸び率が縮小している。一方で、前月比について、総合指数(2月：前月比+0.4%→3月：同+0.1%)、コア指数(2月：同+0.5%→3月：同+0.4%)とプラスで推移しており、物価上昇率は鈍化基調にあるものの、足下では依然としてインフレ圧力が根強いことを示している(第I-3-9図)。

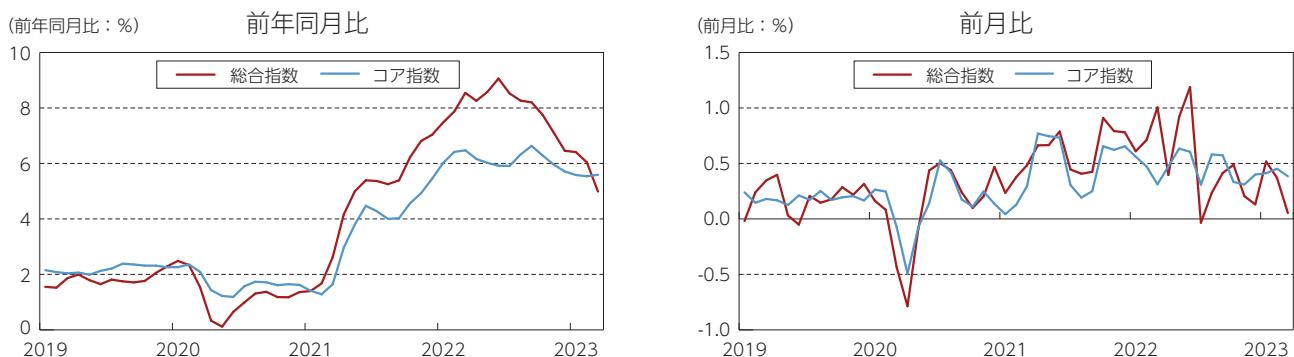
第1章第3節第1項において記しているように、米国におけるインフレの要因は、2021年から2022年初にかけて食品やエネルギーを除く財や、エネルギーが主因であったものの、その後、サービス価格や食料価

格の影響が約9割を占める状況となっている。2023年3月にはコア指数の前年同月比が+5.6%であるのに対して、総合指数が+5.0%と、2021年1月以来、約2年ぶりにコア指数が総合指数を上回る状況となっている。

(2) 生産者物価

次に、生産者物価指数の動向について見ていく。生産者物価指数は、コロナ禍前には前年同月比+2%程度で推移していたが、経済活動の回復に伴う上昇に加え、ロシアによるウクライナ侵略を背景とした物流制約やエネルギー価格の上昇を映じて、2022年3月時点で最終需要の総合指数が同+11.7%、コア指数については同+9.7%となっている。その後、物流制約やエネルギー価格高騰の緩和を受けてピークアウトし、2023年3月時点で総合指数の前年同月比は+2.7%、コア指数は+3.4%と伸び率が鈍化しており、消費者

第 I-3-1-9 図 米国の消費者物価指数

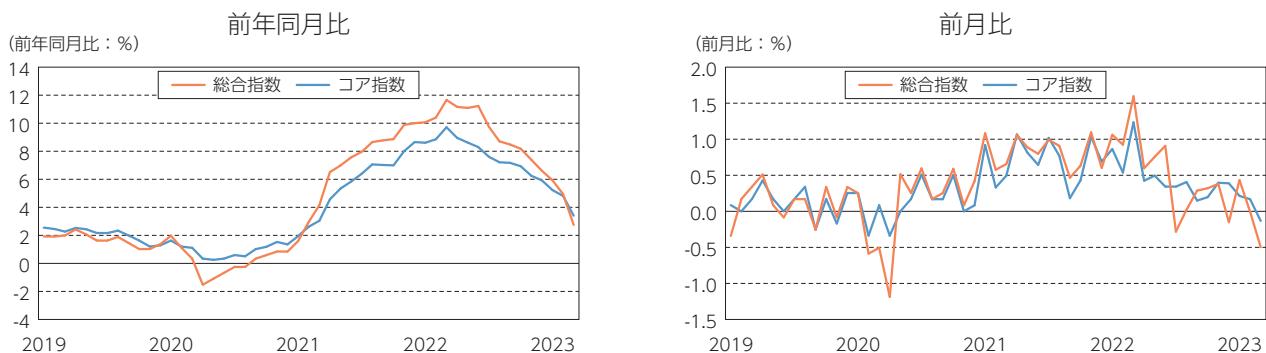


資料：米国労働省、CEIC database から作成。

物価と同様に前年同月比ベースでコア指数が総合指数を上回っており、食品やエネルギーを除く財・サービ

ス（コア指数）がインフレ率高止まりの主因となっている（第I-3-1-10図）。

第I-3-1-10図 米国の生産者物価指数



備考：最終需要に関するデータ。

資料：米国労働省、CEIC database から作成。

3. 労働市場

(1) 雇用統計

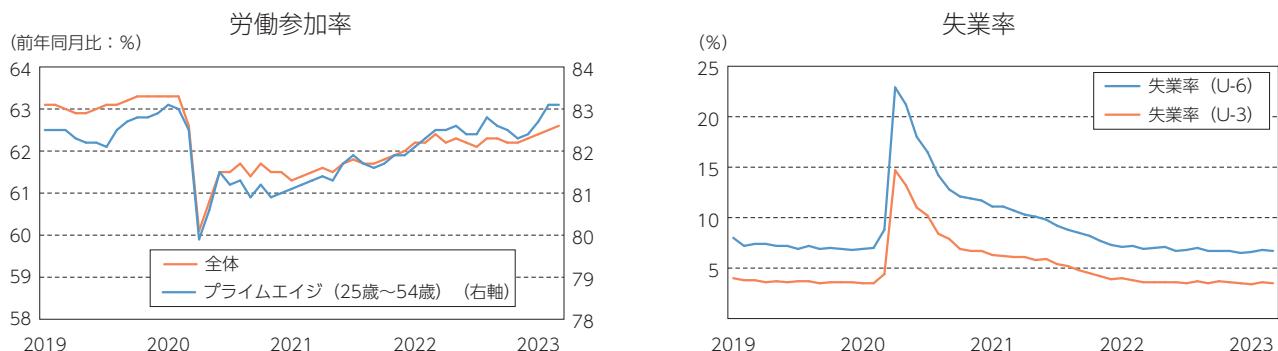
米国の労働市場ではペースは緩やかではあるものの労働参加率が上昇基調となっている。コロナ禍前の2020年2月に63.3%であった全体の労働参加率は2020年4月の60.1%をボトムとして緩やかに上昇し、2023年3月には62.6%となっている。また、プライムエイジ（25～54歳）の労働参加率についても、2020年2月には83%であったが、2020年4月の79.9%をボトムとして、2023年3月には83.1%となっている。失業率（一般的な失業率であるU-3）は2020年4月には14.7%に達していたが、2023年3月には3.5%と、コロナ禍前の水準へと改善している。また、より広義の失業率である失業率（U-6）は2020年4月には22.4%に達していたが、2023年3月には、

6.7%へと改善している。労働参加率が上昇する中で足下では失業率が低下しており、労働需給のひっ迫が継続していることがうかがえる（第I-3-1-11図）。

(2) 労働需給の状況

2021年以降、経済活動の再開に伴い、求人数が増加しているものの、雇用数は追いついておらず、人手不足が深刻化している。また、労働条件の見直しの動きが活発化していることを映じて自主退職者が増加しており、求人数は過去最多の1,000万人を越える水準になっている。2023年2月には993万人と2021年5月以来の1,000万人を割る水準となったが、依然として高い水準が継続しており、労働需給ひっ迫の様子がうかがえる（第I-3-1-12図）。

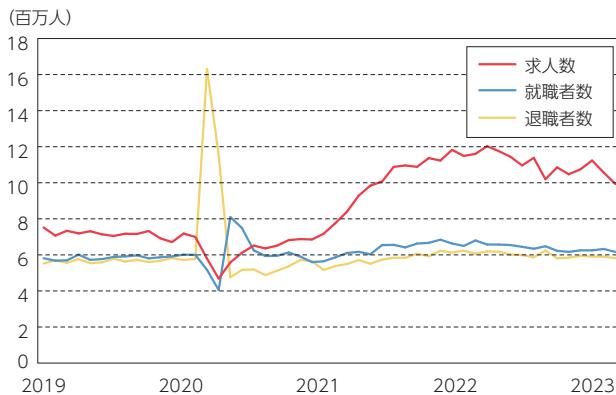
第I-3-1-11図 米国の雇用統計



備考：失業率（U-3）は過去4週間、職探ししているにもかかわらず就職できなかった総人数/16歳以上の労働人口の値。失業率（U-6）は通常の失業者に、「労働市場の状況により職探しを諦めた人」、「労働市場の状況により職探しを諦めた人以外で、現在は働いておらず求職活動もしていないが、就職の意思はあり、過去12か月内に求職活動をした人」及び「フルタイム求職にもかかわらず、経済的理由によりパートタイム就労をしている人」を全て加えて算出した広義の失業率。

資料：米国労働省、CEIC database から作成。

第 I-3-1-12 図 米国の求人数、就職者数、退職数



資料：米国労働省、CEIC database から作成。

(3) 実質賃金と貯蓄率

労働条件見直しといった労働市場の流動性の高まりや人手不足が賃金上昇圧力となり、名目賃金（平均時給）は高止まりとなっている。一方で、賃金上昇がインフレの高進に追いついておらず、2021年11月以降、実質賃金上昇率はマイナスで推移している。実質賃金上昇率は2022年6月の-3.9%をボトムとして、その

後、消費者物価の伸び率鈍化を受けてマイナス幅が減少しているものの、2023年3月には-0.7%と依然としてマイナスの水準と継続している。また、貯蓄率はコロナ禍前の2019年には年平均8.8%となっていたが、2022年6月の2.7%をボトムとして、2023年3月現在では5.1%と上昇しており、賃金が目減りする中で消費を抑え始めている可能性がうかがえる（第I-3-1-13図）。

第 I-3-1-13 図 米国の実質賃金上昇率と貯蓄率



備考：実質賃金（前年同月比）＝平均時給（前年同月比）－消費者物価（前年同月比）より算出。

資料：米国商務省、米国労働省、CEIC database から作成。

4. 金融政策

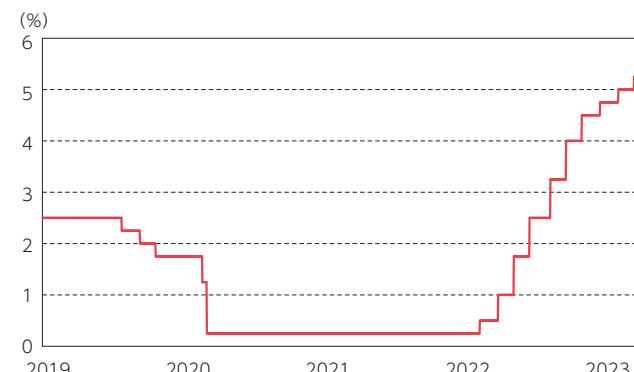
(1) 政策金利の推移

FRBは米国経済におけるインフレの高進を受けて、2022年3月から継続的に政策金利を引上げている。2023年5月2日、3日に開催されたFOMCにおいては、これまでの4.75%～5.00%から0.25%ポイント引上げ5.00%～5.25%としている。2022年には4会合連続で0.75%ポイントの利上げをしたのち、利上げ幅は縮小されているものの、10会合連続での政策金利の引上げとなった。2023年3月のFOMCにおける声明文では、「インフレ率がやや鈍化した」との文言は削除され、「引き続きインフレ率は高止まりしている」とされたが、5月のFOMCにおいても同文言が記されている。また、3月の声明文では「継続的な利上げが適切」との文言が「必要に応じて追加的な金融政策を行うことが適切」へと変更されたが、5月の声明文では同文言は削除となっており、次回の会合（6月13日、14日）における利上げ停止を示唆する内容となっている（第I-3-1-14図）。

(2) 政策金利の見通し

2023年3月のFOMCで公表された各年末時点の政

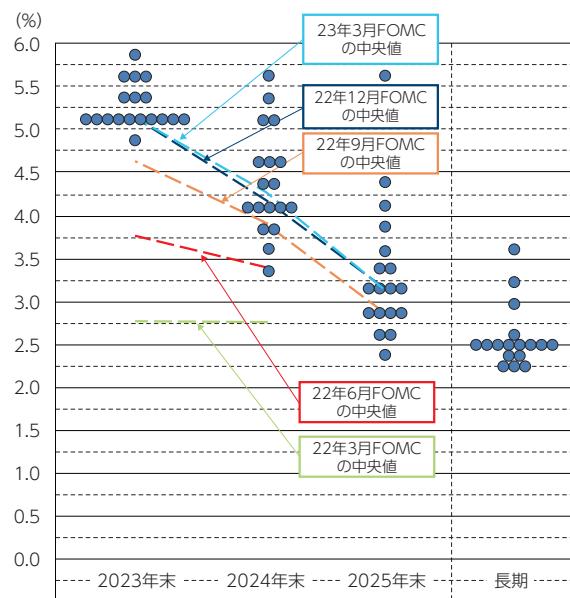
第 I-3-1-14 図 米国の政策金利の推移



資料：FRB、CEIC database から作成。

策金利見通し（いわゆるドット・プロット）では2023年末の政策金利誘導目標の中央値は5.125%と、前回（2022年12月）から据え置きとなっている。また、2024年末には4.250%、2025年末には3.125%までそれぞれ引下げられる見通しとなっている。2024年末の見通しは前回から上昇シフトしており、依然としてFRBとしてのインフレリスクに対する警戒がうかがえる（第I-3-1-15図）。

第 I-3-1-15 図 FOMC の政策金利見通し



資料：FRB から作成。

5. 今後の見通し

IMFによる経済見通しをみると、2023年の実質GDP成長率とインフレ率のいずれも上方修正が続き、実質GDP成長率は+1.6%、インフレ率（前年比、年平均）は+4.5%との見通しとなっている（第I-3-1-16図）。また、FRBによる経済見通しをみると、実質GDP成長率については、2023年、2024年はとも

に下方修正が続いている。2023年は+0.4%、2024年は+1.2%となっている。FRBが物価指標の中で最も重視しているコアPCE価格指数の見通しについては、2023年は+3.6%、2024年は+2.6%といずれも上方修正が続いている。インフレの長期化や経済の減速に引き続き注視が必要な状況が続いている。

第 I-3-1-16 表 米国の経済見通し

	FRBによる経済見通し (%)			
	2023年	2024年	2025年	長期
GDP成長率(23年3月)	0.4	1.2	1.9	1.8
(22年12月)	0.5	1.6	1.8	1.8
(22年9月)	1.2	1.7	1.8	1.8
(22年6月)	1.7	1.9	-	1.8
失業率(23年3月)	4.5	4.6	4.6	4.0
(22年12月)	4.6	4.6	4.5	4.0
(22年9月)	4.4	4.4	4.3	4.0
(22年6月)	3.9	4.1	-	4.0
PCE価格指数(23年3月)	3.3	2.5	2.1	2.0
(22年12月)	3.1	2.5	2.1	2.0
(22年9月)	2.8	2.3	2.0	2.0
(22年6月)	2.6	2.2	-	2.0
コアPCE価格指数(23年3月)	3.6	2.6	2.1	-
(22年12月)	3.5	2.5	2.1	-
(22年9月)	3.1	2.3	2.1	-
(22年6月)	2.7	2.3	-	-

IMFによる経済見通し (%)

	2023年	2024年	2025年
GDP成長率(23年4月)	1.6	1.1	1.8
(23年1月)	1.4	1.0	1.8
(22年10月)	1.0	1.2	1.8
(22年7月)	1.0	1.4	1.7
インフレ率(23年4月)	4.5	2.3	2.1
(23年1月)	3.5	2.2	2.0
(22年10月)	3.5	2.2	2.0
(22年7月)	2.9	2.3	2.0

備考：数値は予測の中央値。左表の赤字は前回から改善方向への修正、青字は悪化方向への修正箇所。実質GDP成長率、PCE価格指数、コアPCE価格指数は、いずれも第4四半期の前年同期比を示す。

資料：FRB、IMF「WEO」から作成。

第2節

欧州

欧州は、地理的距離の近さやロシア産天然ガスへの依存度の高さなどもあり、2022年2月のロシアによるウクライナ侵略の影響を最も大きく受けた地域の一つである。同侵略から一年が経過し、高インフレ、金

融引締めなどが経済の下押し要因となりつつも、経済指標は市場予想以上に底堅く、懸念されていた景気後退を辛うじて回避している。

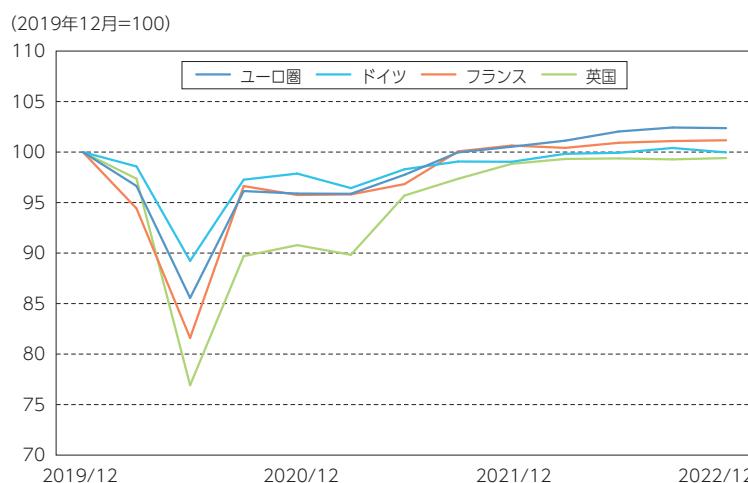
1. 実質 GDP 成長率

2022年のユーロ圏¹⁹¹の実質GDP成長率は3.5%となり、前年の5.4%から減速した。ロシアによるウクライナ侵略により不確実性は増大したもの、新型コロナウイルス感染症関連の規制措置が段階的に廃止されたことに伴って、欧州では経済活動が再開し、サービス業を中心とした個人消費の回復が見られたが、足下その動きが鈍化している。第1四半期から第2四半期にかけて市場予測を上回り伸び率が上昇したものの、第3四半期はペースが減速した。天然ガス需要期で落ち込みが懸念されていた第4四半期は、暖冬、需要の抑制、供給源の多様化などによりガス需給が逼迫を免れ、ガス価格が下落したこと、また各国が家計や企業向けの支援策を実施したこと等もあり、ほぼ横ばいとなった。英国の2022年の実質GDP成長率は4.1%となり、前年の7.6%から減速した。第3四半期に6

期ぶりのマイナス成長を記録したが、第4四半期は小幅ながらプラス成長に戻った。実質GDPの水準をコロナ禍前と比較すると、英国の回復がやや遅れている（第I-3-2-1図）。

ユーロ圏の需要項目別寄与度（前期比）の推移を見ると、2022年第1～3四半期の押上げに寄与していた個人消費、第2～3四半期の押上げに寄与していた総固定資本形成などの内需が、第4四半期マイナスに転じた。一方、第4四半期は、個人消費が落ち込む一方で、外需がプラスに寄与した。英国は、同年第4四半期、外需が落ち込む一方、内需項目である総固定資本形成、個人支出、政府支出がすべてプラスに寄与し、内需は底堅い動きとなった（第I-3-2-2図）。

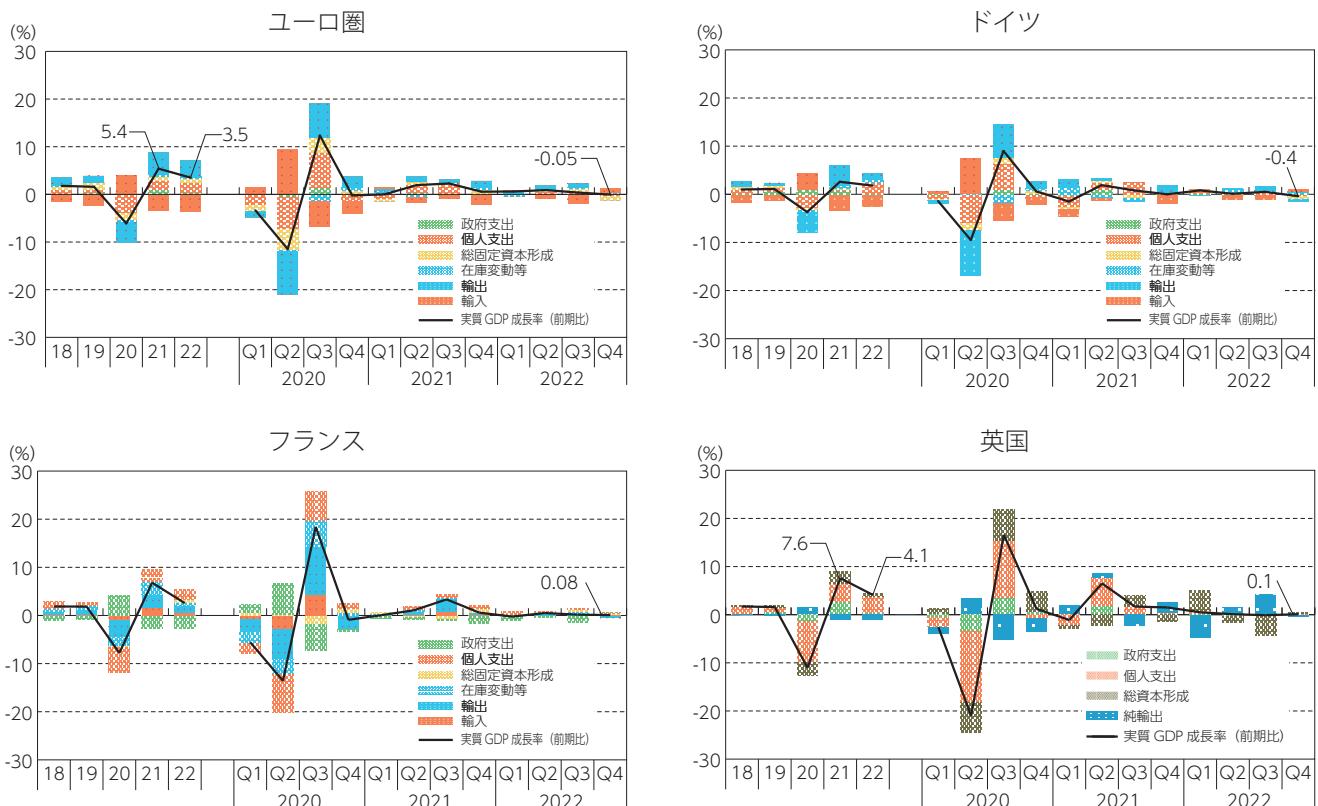
第I-3-2-1図 欧州の実質GDP水準の推移



資料：各国等統計、CEIC database から作成。

¹⁹¹ 2023年1月からクロアチアがユーロを導入し、ユーロ圏は20か国。

第 I-3-2-2 図 欧州の実質 GDP 成長率（需要項目別寄与度）



備考：英国については、誤差脱漏の寄与度が公表されていないので、足し上げは実質 GDP 成長率とは合わない。

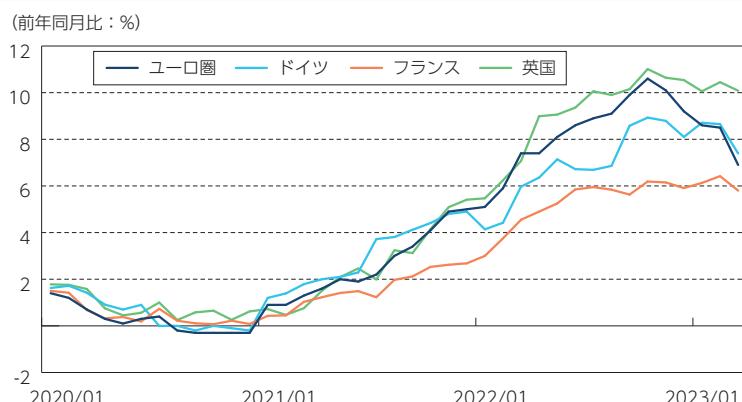
資料：Eurostat、英国国家統計局(ONS)から作成。

2. 消費者物価

消費者物価は、2021年に入り上昇を続けていたが、ユーロ圏では、2022年4月以降、統計で遡れる1997年以降の過去最大の伸び率を六ヶ月連続で更新し、2022年10月には前年同月比で+10.6%を記録した。その後、エネルギー価格の下落を主な要因として伸び率は鈍化し、2023年3月には同+6.9%まで低下した。一方、食品・エネルギー・アルコール・たばこを除いたコア・インフレは、2023年3月時点で過去最高を

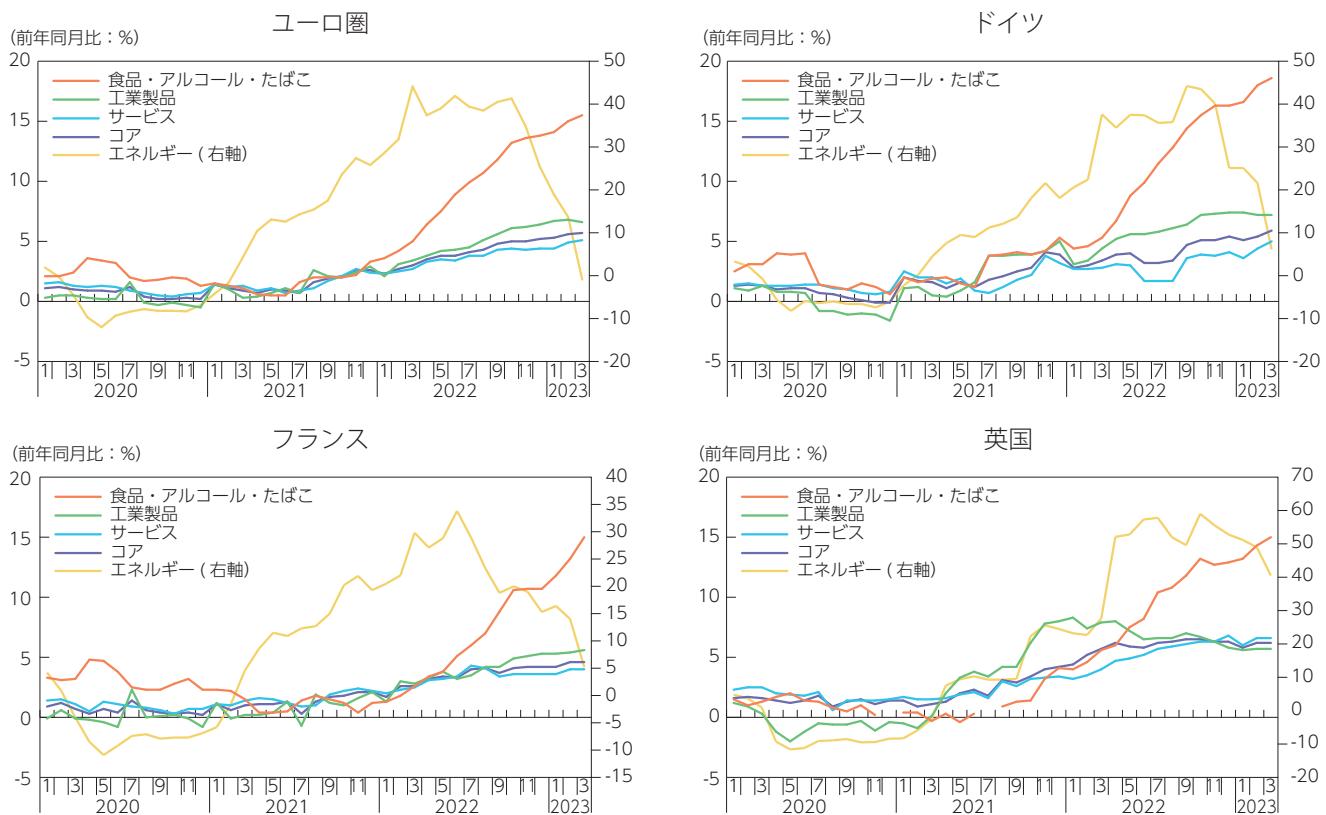
更新するなど上昇が加速しており、食品等のインフレも依然として高進している。英国では、消費者物価が2022年10月に1982年以来の高水準となる前年同月比+11.1%を記録した後低下に転じているが、食品等の価格は引き続き上昇し、エネルギー価格も依然として高水準を保っており、家計を圧迫している（第I-3-2-3図）（第I-3-2-4図）。

第 I-3-2-3 図 欧州の消費者物価の推移



資料：各国等統計、CEIC database から作成。

第I-3-2-4図 欧州の消費者物価（品目別）



備考：コア指数は、食品、エネルギー、アルコール、たばこを除く。英国のグラフの「食品・アルコール・たばこ」は、2020年12月、2021年7月データなし。

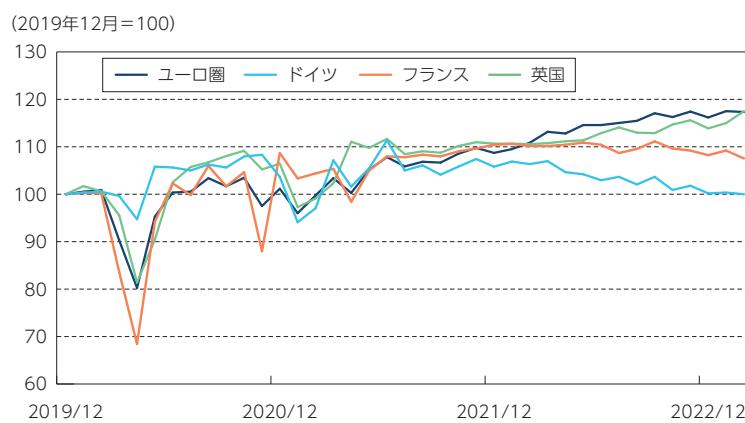
資料：Eurostat、英国国家統計局(ONS)から作成。

3. 個人消費

ユーロ圏の小売売上高は、2022年前半は小幅な上昇傾向が見られたが、エネルギーや食料価格の高騰などが重しとなり足踏みしている。特にドイツの個人消費は減少が続いている。英国においても、生活費高騰

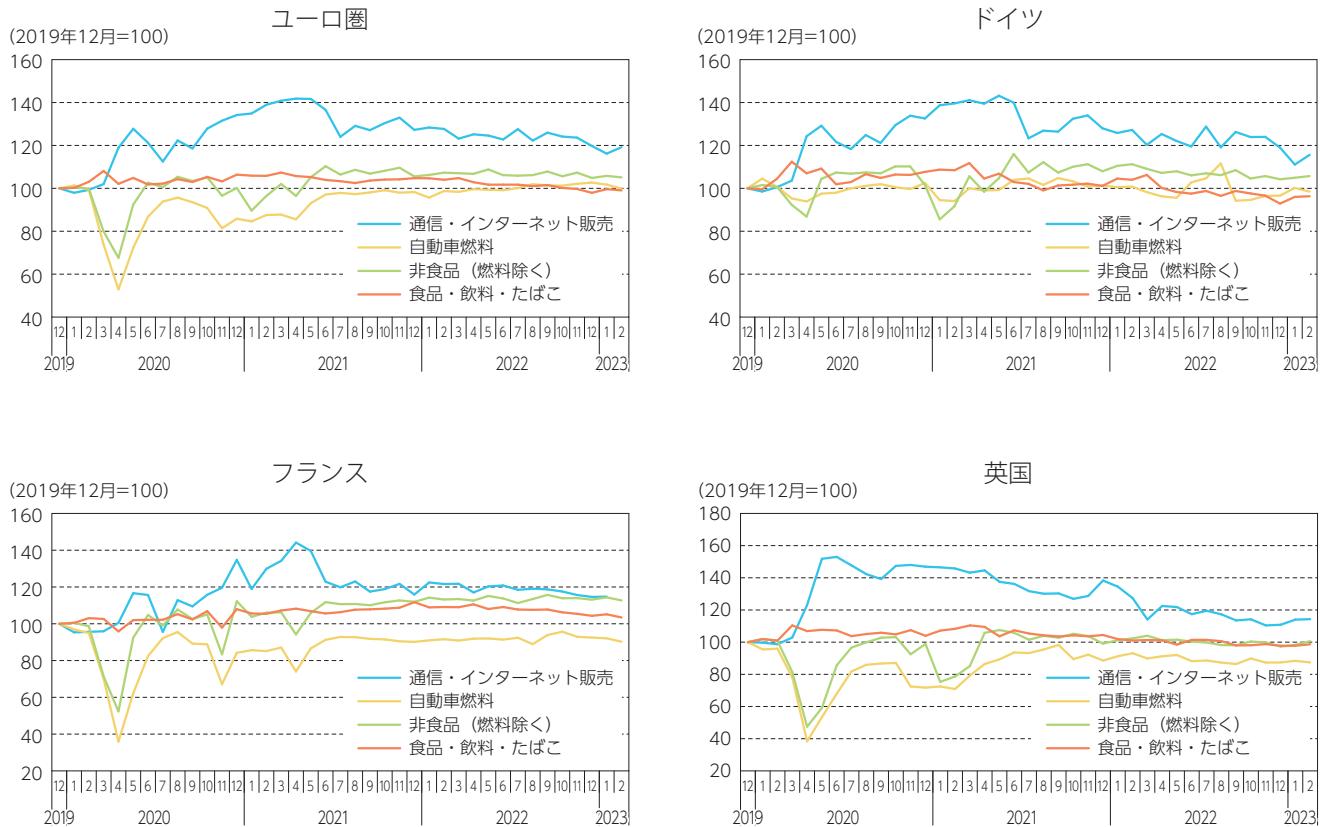
が家計を圧迫し個人消費は伸び悩んでいたが、2023年に入りわずかに持ち直している（第I-3-2-5図）（第I-3-2-6図）。

第I-3-2-5図 欧州の小売売上高の推移



資料：各国等統計、CEIC databaseから作成。

第I-3-2-6図 欧州の小売売上高（品目別）



備考：フランスのグラフの「通信・インターネット販売」は、2023年2月データなし。

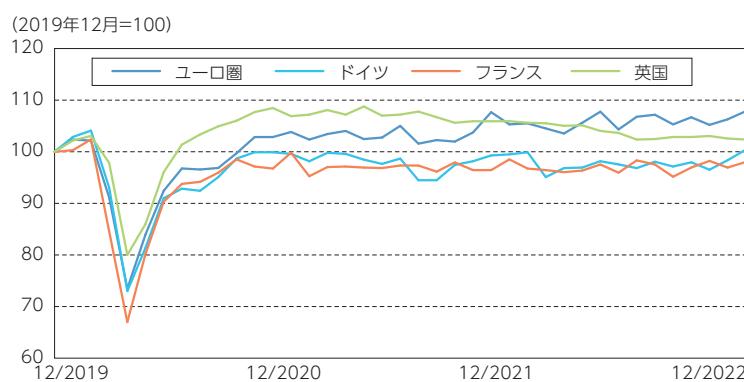
資料：Eurostat、英国国家統計局(ONS)から作成。

4. 生産

2022年に入り、ユーロ圏の鉱工業生産は小幅な上下変動を伴っているが、全体としてはほぼ横ばいで推移した。ドイツは、エネルギー高や資本財の回復の遅れなどにより、生産活動が低迷し弱含み傾向が続いたが、2023年に入り回復の兆しが見え、同年2月には

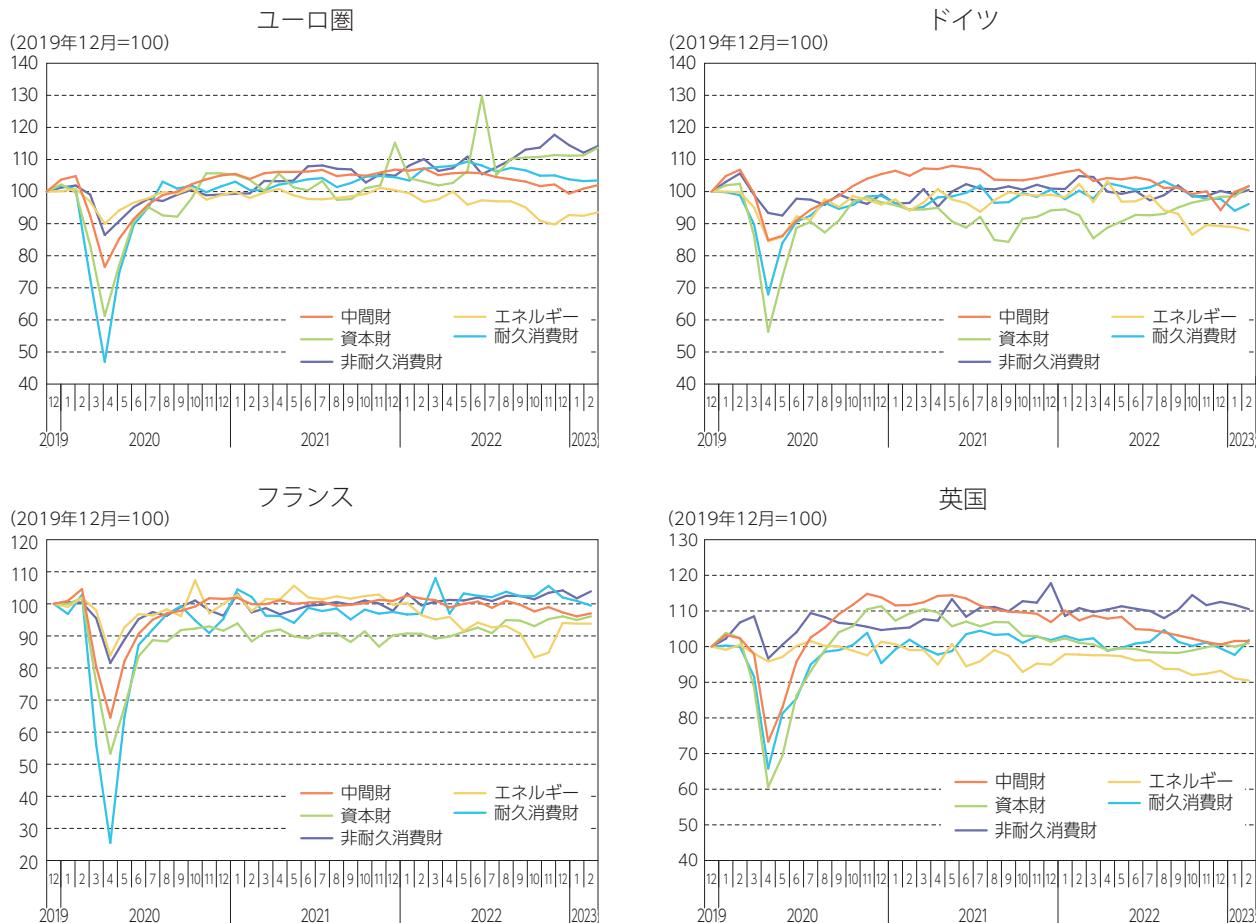
コロナ禍前の水準まで戻っている。英国の鉱工業生産は、コロナ禍後の回復は早かったが、その後低下し、2022年8月以降は横ばいで推移している（第I-3-2-7図）（第I-3-2-8図）。

第I-3-2-7図 欧州の鉱工業生産の推移



資料：各国等統計、CEIC databaseから作成。

第I-3-2-8図 欧州の鉱工業生産（財別）

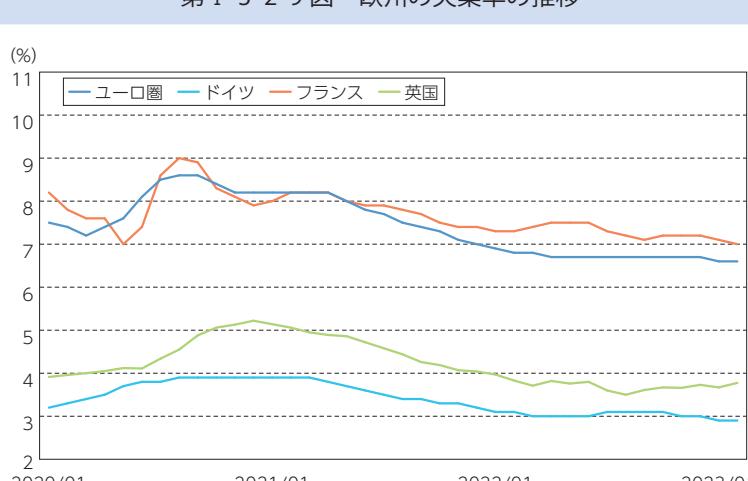


5. 雇用

労働市場は堅調に推移し、低い失業率を維持している。ユーロ圏の失業率は、2023年1月に6.6%と統計データ公表以来の最低値を記録したが、ほぼ横ばいに

推移している。英国の失業率も、2022年1月以降、3.5%～3.8%と低水準でほぼ横ばいに推移している（第I-3-2-9図）。

第I-3-2-9図 欧州の失業率の推移



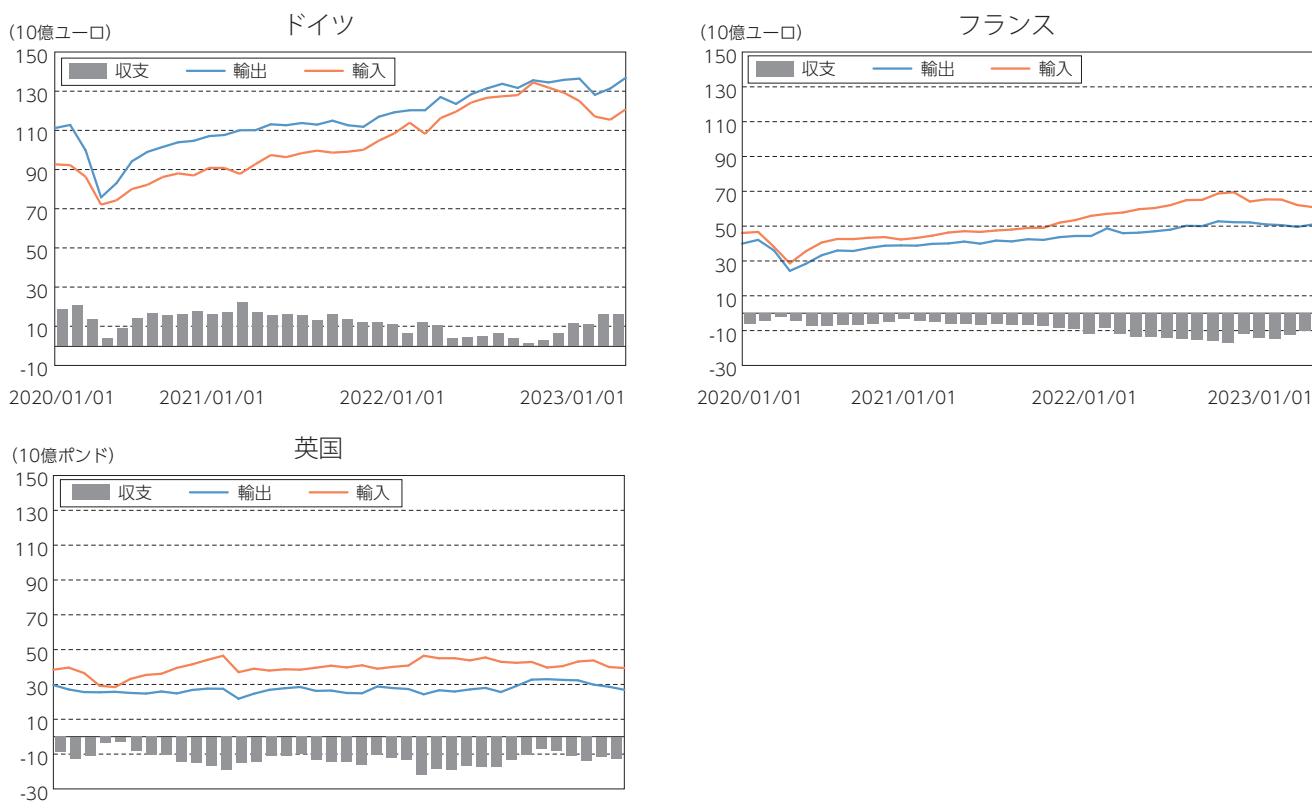
資料：各国等統計、CEIC database から作成。

6. 貿易

ドイツは、エネルギー価格の高騰を受け、輸入額が膨らみ、2022年通年では黒字幅が大幅に縮小したが、同年後半は、エネルギー需給の逼迫懸念が後退しエネルギー価格が低下したことやサプライチェーン問題の緩和等もあり、貿易収支は改善した。フランスも、主

にエネルギー価格高騰を受け、輸入額の増加し2022年通年の貿易赤字幅は拡大した。英国は、2022年9～10月などで輸出の伸びが輸入の伸びを上回り、赤字幅が縮小したが、通年では赤字幅が拡大した（第I-3-2-10図）。

第I-3-2-10図 欧州の輸出入額の推移



資料：各国等統計、CEIC database から作成。

7. 今後の見通し

ユーロ圏経済において、インフレの圧力は根強く、金融引締めが続いているが、2022年後半のエネルギー価格の低下、堅調な雇用環境、購買力を下支えする手厚い財政支援などもあり、2023年に入って、各種機関による実質GDP成長率の見通しは上方修正されている。一方、英国経済は、財政及び金融政策の引締めや、依然としてエネルギー等の小売価格が家計を圧迫していることなどを反映し、見通しは低調となっている。

IMFの世界経済見通し（2023年4月）によると、2023年の実質GDP成長率は、ユーロ圏が0.8%、国別では、ドイツが-0.1%、フランスが0.7%、英国が

-0.3%と見込まれている。また、欧州委員会の2023年冬の（中間）経済見通し、欧州中央銀行（ECB）のスタッフ経済見通し（2023年3月）による実質GDP成長率の見通しは、第I-3-2-11表に示すとおりとなっている。

第I-3-2-11表 欧州の実質GDP成長率の見通し

(%)

	国・地域	2022年	2023年		備考
			<予測>	<予測>	
IMF	ユーロ圏	3.5	0.8	1.4	IMF「世界経済見通し」 (2023年4月11日)
	ドイツ	1.8	-0.1	1.1	
	フランス	2.6	0.7	1.3	
	英国	4.0	-0.3	1.0	
欧州委員会	ユーロ圏	3.5	0.9	1.5	欧州委員会 「2023年冬の（中間）経済見通し」
	ドイツ	1.8	0.2	1.3	
	フランス	2.6	0.6	1.4	
欧州中央銀行（ECB）	ユーロ圏	3.6	1.0	1.6	欧州中央銀行（ECB） スタッフの経済見通し（2023年3月）

資料：IMF「WEO」、欧州委員会、ECB の公表資料から作成。

第3節

中国

2022年の中国経済は、ゼロコロナ政策の下、上海の都市封鎖などたびたびの感染拡大による規制の導入

等により、低い成長率にとどまった。ここでは主要な統計指標を追いかながら経済の推移を見ていく。

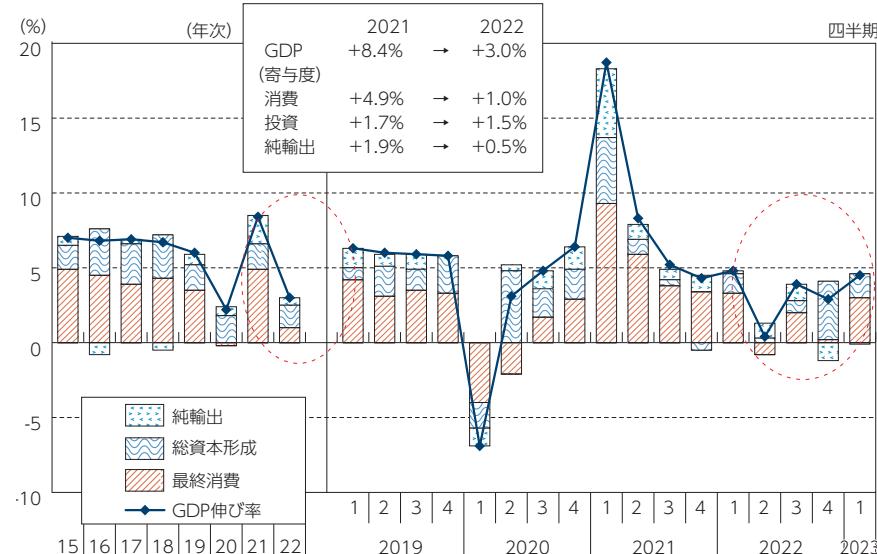
1. GDP

2022年の中国の実質GDP成長率は、ゼロコロナ政策による厳格な規制が経済活動の足枷となり、通年で+3.0%と低い伸びにとどまった（第I-3-3-1図）。政府の目標「5.5%前後」を大幅に下回り、新型コロナウイルス感染症が拡大した2020年(+2.2%)を除けば、マイナス成長であった1976年(-1.6%)以来の低成長となった。需要項目別には、上海の都市封鎖を始め、国内各地にわたる感染症拡大に伴う規制のため、GDP

の過半を占める最終消費の寄与が大きく縮小し、世界経済の成長鈍化から純輸出も寄与を落とした。総資本形成も小幅ながら寄与を縮小させた。

四半期別の推移を見ると、2022年第1四半期は伸びが加速に向かったが、第2四半期は上海の都市封鎖のため成長率が大きく低下し、特に最終消費の寄与がマイナスに落ち込んだ（第I-3-3-2表）。上海の都市封鎖が解除された第3四半期は、回復に向かうが、各

第I-3-3-1図 中国の実質GDP成長率の推移



資料：中国国家統計局、CEIC database から作成。

第I-3-3-2表 中国の実質GDP成長率（需要項目別）の推移

(単位：兆元、%)

	経済規模 (2021)		寄与度						
	金額	構成比	2021	2022	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3
GDP	114.5	100.0	8.4	3.0	4.8	0.4	3.9	2.9	4.5
最終消費	62.0	54.1	4.9	1.0	3.3	▲0.8	2.0	0.2	3.0
総資本形成	49.6	43.3	1.7	1.5	1.3	0.3	0.8	3.9	1.6
純輸出	3.0	2.6	1.9	0.5	0.2	1.0	1.1	▲1.2	▲0.1

備考：経済規模は需要サイドの名目ベース。2022年の需要別金額は未公表。

資料：中国国家統計局、CEIC database から作成。

地で散発的な感染症による規制が導入され、成長率は低い伸びにとどまった。第4四半期はゼロコロナ政策が大きく緩和されたが、急速な政策変更によって都市部を中心に感染症が急拡大して、最終消費はゼロ成長近くまで低下した。さらに欧米を中心に金利引上げによる景気減速から外需が縮小して純輸出の寄与がマイナスに転じた。このような中で、第4四半期は総資本形成の寄与が大きく拡大しており、政府はインフラ投資などの拡大によって景気の下支えを図ったことがうかがえる。

業種別には、第2次産業が通年で+3.8%と、前年(+8.7%)に比べて成長が鈍化した(第I-3-3-3表)。上海の都市封鎖のあった第2四半期に製造業がマイナスに転じるなど大きく成長率を落としたことが影響した。第3次産業も通年で+2.3%と低い伸びにとどまっ

た。特に第2四半期に、感染症の影響から、飲食・宿泊、卸・小売、運輸など接触型サービスを中心とする業種がマイナスに転じ、情報通信・情報サービスの好調にかかわらず、第3次産業全体としてマイナスに陥った。第3四半期はプラス成長に戻ったものの、第4四半期は都市部を中心とする感染症の拡大から、再び、宿泊・飲食、運輸などがマイナスとなった。バブルを警戒した政府の規制により悪化の続く不動産業は年間を通じて前年割れが続いた。

2023年に入ると、第1四半期は、ゼロコロナ政策が終了し、4年ぶりに規制のない春節休暇を受けて、宿泊・飲食、卸・小売、運輸が大きく改善し、第3次産業が全体を押し上げた。なお、不動産も低い伸びながらプラスに転じた。

第I-3-3-3表 中国の実質GDP成長率(業種別)の推移

(単位:10億元、%)

	経済規模(2022)		伸び率						
	金額	構成比	2021年	2022年	2022/Q1	2022/Q2	2022/Q3	2022/Q4	2023/Q1
全体	121,021	100.0	8.4	3.0	4.8	0.4	3.9	2.9	4.5
第1次産業	8,835	7.3	7.1	4.1	6.0	4.4	3.4	4.0	3.7
第2次産業	48,316	39.9	8.7	3.8	5.8	0.9	5.2	3.4	3.3
工業	40,164	33.2	10.4	3.4	6.4	0.4	4.6	2.5	2.9
製造業	33,522	27.7	11.3	2.9	6.1	▲0.3	4.0	2.3	2.8
建設業	8,338	6.9	1.1	5.5	1.4	3.6	7.8	7.0	6.7
第3次産業	63,870	52.8	8.5	2.3	4.0	▲0.4	3.2	2.3	5.4
運輸・郵便業	4,967	4.1	15.1	▲0.8	2.1	▲3.5	2.6	▲3.9	4.8
卸・小売業	11,452	9.5	11.0	0.9	3.9	▲1.8	1.6	0.3	5.5
宿泊・飲食	1,786	1.5	15.6	▲2.3	▲0.3	▲5.3	2.8	▲5.8	13.6
金融	9,681	8.0	4.0	5.6	5.1	5.9	5.5	5.9	6.9
不動産	7,382	6.1	3.5	▲5.1	▲2.0	▲7.0	▲4.2	▲7.2	1.3
情報通信・情報技術サービス	4,793	4.0	17.4	9.1	10.8	7.6	7.9	10.0	11.2
対事業所サービス	3,915	3.2	11.2	3.4	5.1	▲3.3	5.4	5.6	6.0
その他	19,893	16.4	6.8	3.8	4.9	▲0.2	4.4	5.7	4.0

備考: 工業は、鉱業、製造業、電気・ガス・水道。経済規模は名目ベース。

資料: 中国国家統計局、CEIC database から作成。

2. 工業生産

ここからは、主要な月次統計を参照しながら、経済動向、特徴的な業種別・品目別の動きを確認していく。まず、工業生産は、2022年通年としては+3.6%と2021年通年の+9.6%から鈍化した(第I-3-3-4図)。4月に上海の都市封鎖のため大きく落ち込んだほか、国内各地で散発的に感染症が拡大した影響で、年間を

通じて低い伸びとなった¹⁹²。生産面では、工場の稼働率の低下やサプライチェーンの混乱が生じるとともに、需要面では、低調な消費や不動産市場の不調などから需要に盛り上がりを欠いた。業種別には、不動産市場の不調から、建材に利用されるセメント、ガラスなどの窯業土石がマイナスとなり、鉄鋼も低い伸びに

¹⁹² 前年の2021年が、コロナ禍の反動から、高めの伸び率となっていたことも鈍化の一因といえる。

とどまった（第I-3-3-5表）。工作機械、ロボットなどの一般機械もマイナスに転じ、前年に大きく伸びた医薬品は反動もありマイナスとなった。なお、2023

年に入ってからの月次の推移は、2022年末の低い伸びからは緩やかに回復している。

第I-3-3-4図 中国の工業生産の推移



備考：付加価値生産額の実質伸び率。年間売上げが一定規模（2千万元）以上の企業が対象。

資料：中国国家統計局、CEIC database から作成。

第I-3-3-5表 中国の工業生産（業種内訳）

(単位：%)

	2021 年計	2022 年計	2023 1-3
工業全体	9.6	3.6	3.0
食品	8.0	2.3	3.3
化学	7.7	6.6	7.6
医薬品	24.8	▲3.4	▲5.1
窯業土石	8.0	▲1.5	2.0
鉄鋼	1.2	1.2	5.9
非鉄金属	3.9	5.2	6.9
一般機械	12.4	▲1.2	1.1
電子・通信機器	15.7	7.6	▲1.1
自動車	5.5	6.3	4.4

備考：付加価値生産額の実質伸び率。年間売上げが一定規模（2千万元）以上の企業が対象。

資料：中国国家統計局、CEIC database から作成。

3. 固定資産投資

2022年の固定資産投資の通年伸び率は+5.1%であった（第I-3-3-6図）。業種別には、不動産市場の不調等から、鉱業、製造業は鈍化する一方で、政府の景気支援策により、インフラ等の伸びが加速した（第I-3-3-7表）。なお、病院などの衛生・社会サービスは高い伸びが続いている。企業形態別には、2022年はインフラの入札に強いとの指摘がある国有企業が加速する反面で、民間企業の伸びは鈍化した。2023年

に入っても、鉱業、製造業の伸びが鈍く、インフラが下支えする構図や民営企業の苦境が続いている。

不動産開発は、前年からの悪化が続き、2022年通年で-10.0%と大幅なマイナスに転じた。2023年に入ってから、下落幅は縮小したものの、前年割れが続いている。なお、不動産開発については本節「10. 不動産問題」でより詳しく見ることとする。

第I-3-3-6図 中国の固定資産投資の推移



備考：農村部の家計によるものを除く。

資料：中国国家統計局、CEIC database から作成。

第I-3-3-7表 中国の固定資産投資（業種内訳）

	(単位：%)		
	2021 通年	2022 通年	2023 1-3月
固定資産投資	4.9	5.1	5.1
業種別			
鉱業	10.9	4.5	0.6
製造業	13.5	9.1	7.0
電気・ガス・水道	1.1	19.3	22.3
インフラ（除電気等）	0.4	9.4	8.8
衛生・社会サービス	19.5	26.1	18.5
不動産開発	4.4	▲10.0	▲5.8

備考1：農村部の家計によるものを除く。

備考2：インフラは、第三次産業の内数であり、道路、鉄道などを含むが、電気・ガス・水道は含まない。

資料：中国国家統計局、CEIC database から作成。

	(単位：%)		
	2021 通年	2022 通年	2023 1-3月
固定資産投資	4.9	5.1	5.1
国有・民営別			
国有企业	2.9	10.1	10.0
民营企业	7.0	0.9	0.6

4. 小売売上高

2022年の小売売上高は、感染症拡大の影響から通年で-0.2%と前年比マイナスに転じた（第I-3-3-8図）。月次の推移を見ると、3月末からの上海の都市封鎖に加えて、年末にも感染症拡大でマイナスに陥った。特に小売売上高の約1割を占める飲食業は感染症の影響を受けやすく通年で-6.3%とマイナスに転じた（第I-3-3-9表）。物品販売も+0.5%の低い伸びにとどまり、家電・映像音響機器、通信機器などの耐久消費財はマイナスに転じ、大型商品である自動車も低い伸びとなった。インターネットを通じた販売はプラスを維持したが、2021年に比べれば大きく鈍化した。2023年に入ると、ゼロコロナ政策の終了により、飲食業を中心に回復に向かったが、耐久消費財の不調は続いている。2022年の一人当たり所得の伸びは、名目、実質ともに2021年から鈍化し、コロナ禍前の2019年の伸びには届いていない（第I-3-3-10表）。また、後

で見るように雇用環境も厳しく、家計が消費に慎重になっている可能性がある。

第I-3-3-9表 中国の小売売上高（品目内訳）

	(単位：%)		
	2021 年計	2022 年計	2023 1-3
社会消費品小売	12.5	▲0.2	5.8
うち、物品販売	11.8	0.5	4.9
(品目内訳計)	12.8	1.9	3.9
食品	10.8	8.7	7.5
衣類	12.7	▲6.5	9.0
家電・映像音響機器	10.0	▲3.9	▲1.7
石油製品	21.2	9.7	10.3
自動車	7.6	0.7	▲2.3
医薬品	9.9	12.4	16.5
通信機器	14.6	▲3.4	▲5.1
うち、飲食の提供	18.6	▲6.3	13.9
ネット販売（財・サービス）	14.1	4.0	8.6
うち、ネット販売（財）	12.0	6.2	7.3

備考1：物品販売の品目内訳は、年間売上げが一定規模（卸売業は2千万元、小売業は5百万元）以上の企業に対してのみ調査。

備考2：ネット販売のうち、小売売上高に入るのは財のみ。

資料：中国国家統計局、CEIC database から作成。

第I-3-3-8図 中国の小売売上高の推移



資料：中国国家統計局、CEIC database から作成。

第I-3-3-10表 中国の一人当たり可処分所得

	(単位：元、%)				
	2019	2020	2021	2022	2023/1-3
名目額	30,733	32,189	35,128	36,883	10,870
名目伸び率	8.9	4.7	9.1	5.0	5.1
実質伸び率	5.8	2.1	8.1	2.9	3.8

備考：2023年1-3月の名目額は3か月間のみの額。伸び率は前年同期比。

資料：中国国家統計局、CEIC database から作成。

5. 貿易

2022年の輸出は通年で+7.0%、輸入は+1.1%と、輸出入とも3割増を記録した2021年から大幅に減速した（第I-3-3-11図）。輸出については、上海都市封鎖のあった4月に伸びが大きく落ち込んだほか、インフレと利上げによる世界経済の成長鈍化のため次第に伸びが低下し、年末にはマイナスに転じた。輸入については、年初からほぼゼロ成長が続き、年末は輸出同様にマイナスに転じている。内外需の弱さの影響が指摘されている。

第I-3-3-11図 中国の貿易の推移



備考：ドルベース。

資料：中国海関総署、CEIC database から作成。

国・地域別には、2022年通年の輸出は、インフレと利上げによる経済減速が指摘される欧米向けが低い伸びにとどまった（第I-3-3-12表）。アジア内はASEAN向けが好調な一方で、台湾向けは低い伸びとなるなど相違が見られる。輸入は大半の主要国でマイ

ナスを記録した。一方、ロシアに対しては、輸出入とも2桁台の高い伸びを記録し、特に輸入の伸びが大きい。

第I-3-3-12表 中国の相手国・地域別の貿易の伸び率

(単位：%)

	輸出			輸入		
	2021	2022	2023年1-3	2021	2022	2023年1-3
日本	16.3	4.4	▲2.4	17.7	▲10.2	▲19.5
米国	27.5	1.2	▲17.0	32.7	▲1.1	▲1.7
英国	19.9	▲6.1	▲7.4	29.0	▲15.0	▲12.7
ドイツ	32.7	1.0	▲11.7	14.1	▲7.1	▲3.3
フランス	24.3	▲0.5	▲14.1	31.8	▲9.0	8.1
ASEAN	26.1	17.7	18.6	30.8	3.3	▲6.1
インド	46.2	21.7	3.9	34.2	▲37.9	▲4.6
韓国	32.4	9.5	6.0	23.3	▲6.5	▲28.2
台湾	30.4	4.2	▲22.1	24.7	▲4.6	▲28.0
豪州	24.2	19.0	10.4	40.0	▲13.1	11.2
ブラジル	53.4	15.7	0.8	29.2	▲0.4	8.5
ロシア	33.8	12.8	47.1	37.5	43.4	32.6
世界計	29.6	7.0	0.5	30.0	1.0	▲7.1

備考：ドルベース。

資料：中国海関総署、CEIC database から作成。

2022年の品目別輸出は、電子計算機、携帯電話、家電など電気・電子機器関係がマイナスに転じ、集積回路も低い伸びにとどまった（第I-3-3-13表）。コロナ禍後のテレワーク等のIT需要が一服したとの見方がある。輸入は原油、天然ガス等は通年でプラスとなつたが、弱い内外需から、鉄鉱石、集積回路、電子計算機部品など資源や部材の多くの品目はマイナスを記録した。

第I-3-3-13表 中国の主要品目別の貿易の伸び率

(単位：億ドル、%)

	輸出			
	輸出規模(2022)	2021	2022	2023年1-3
電子計算機	2,360	21.0	▲7.5	▲29.9
衣類	1,754	24.0	3.2	▲1.3
集積回路	1,539	32.0	0.3	▲17.6
織物糸・繊維製品	1,479	▲5.6	2.0	▲12.1
携帯電話	1,427	16.6	▲2.5	▲9.8
プラスチック	1,078	29.1	9.3	2.9
鋼材	965	80.2	18.7	36.7
家電	855	22.3	▲13.3	▲4.4
自動車部品	811	33.7	7.4	11.3
家具	697	26.4	▲5.3	▲6.8
全品目	35,920	29.6	7.0	0.5

備考：主要品目として中国の品目分類で2022年実績額の上位10品目を表示。
資料：中国海関総署、CEIC database から作成。

	輸入			
	輸入規模(2022)	2021	2022	2023年1-3
集積回路	4,156	23.6	▲3.9	▲26.7
原油	3,655	44.2	41.4	▲4.2
鉄鉱石	1,281	49.3	▲29.7	▲3.3
天然ガス	700	67.6	25.7	▲3.1
大豆	612	35.4	14.4	23.6
電子計算機・部品	572	25.9	▲15.2	▲43.8
銅鉱石	563	55.6	▲1.2	▲9.1
プラスチック	562	16.5	▲8.2	▲22.5
銅	543	20.5	3.5	▲23.7
自動車	532	15.4	▲1.2	▲22.4
全品目	27,145	30.0	1.0	▲7.1

6. 物価

2022年の消費者物価の上昇率は通年で+2.0%と2021年から加速したが、+3%前後という政府の抑制目標は下回った（第I-3-3-14図）。月次の推移を見ると、消費者物価は、食品やエネルギー価格の上昇を背景に2022年初めから秋口まで上昇したが、その後は原油等の国際市況の低下を反映して低下に向かった。一方、食品・エネルギーを除くコア指数は、弱い国内

需要のため、年初から次第に減速して、通年で+0.9%と低い伸びにとどまった。

また、生産者物価は通年で+4.1%と前年から鈍化した。原油等の国際市況の低下や中国国内の弱い内需から、年初から鈍化が続いて年末はマイナスに転じた。2023年に入ってもマイナスが続いている。

第I-3-3-14図 中国の消費者物価・生産者物価の推移



資料：中国国家統計局、CEIC database から作成。

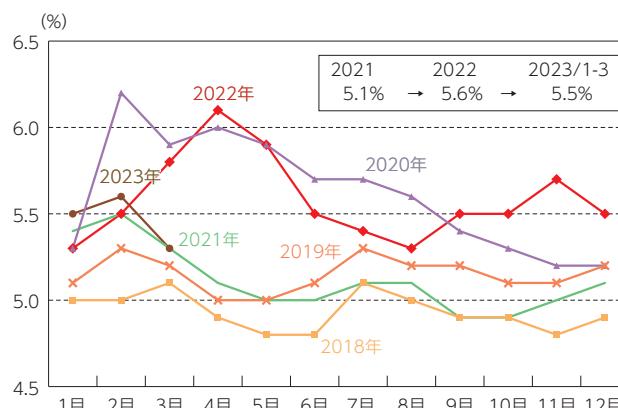
7. 雇用

2022年の都市部調査失業率は、ほぼ年間を通じて2021年よりも高い失業率で推移した。2022年平均では5.6%と、政府目標「5.5%以下」を小幅ながら上回った（第I-3-3-15図）。特に若年層は、新型コロナウイルス感染症が拡大した2020年以降、年平均で見た失

業率は上昇の一途をたどり、その高さが指摘されている（第I-3-3-16表）。

また、2022年の都市部新規就業者数は、1206万人と政府目標1200万人を達成したものの、前年比では5.0%の減少となった（第I-3-3-17図）。

第I-3-3-15図 中国の都市部調査失業率の推移



備考：非季節調整値。各月の単純平均を年、四半期の数値とした。

資料：中国国家統計局、CEIC database から作成。

第I-3-3-16表 中国の都市部調査失業率（年齢階層別）

	2019	2020	2021	2022	2023/1-3
16-24歳	11.9	14.2	14.3	17.6	18.3
24-59歳	4.6	5.1	4.5	4.8	4.6

備考：各月の単純平均を年、四半期の数値とした。

資料：中国国家統計局、CEIC database から作成。

第I-3-3-17図 中国の都市部新規就業者数（年初来累計・前年同期比）



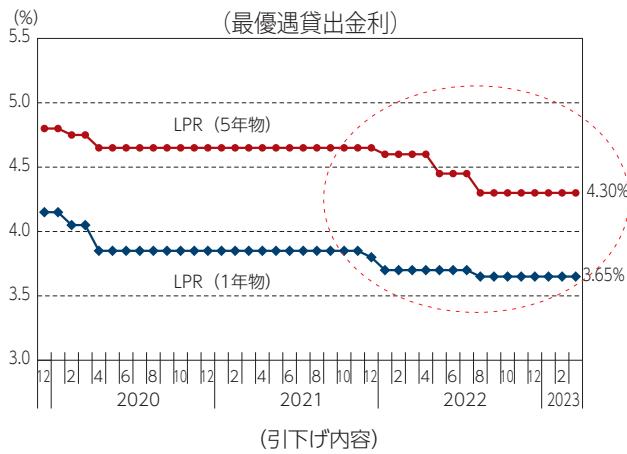
資料：中国国家統計局、CEIC database から作成。

8. 政策金利

このように景気に弱さが見られる中で、中国人民銀行（中央銀行）は、2021年から政策金利や預金準備率をたびたび引き下げ、景気下支えを図ってきた。特に不動産市場の不調を受けて、住宅ローン金利に参照される5年物最優遇貸出金利（LPR）を2022年1月に

0.05% ポイント引き下げるとともに、5月及び8月にはそれぞれ0.15% ポイントもの大幅引下げを行った（第I-3-3-18図）。預金準備率については、2021年7月から段階的に引き下げ、銀行が融資を拡大できるよう余力を与えた（第I-3-3-19図）。

第I-3-3-18図 中国の最優遇貸出金利（LPR）の推移

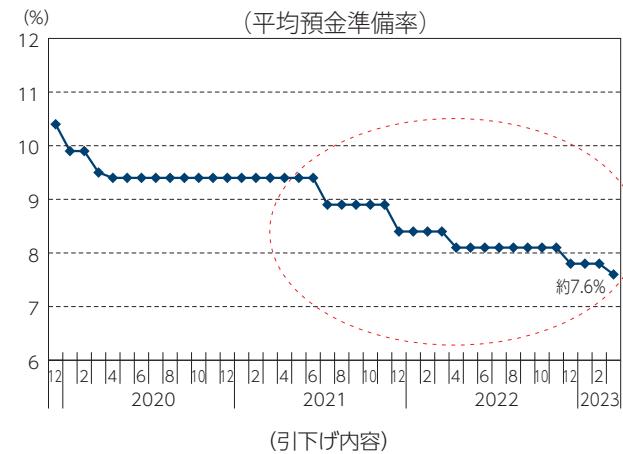


	引下げ幅	
	1年物	5年物
2021年12月20日	0.05%ポイント	据え置き
2022年1月20日	0.10%ポイント	0.05%ポイント
2022年5月20日	据え置き	0.15%ポイント
2022年8月20日	0.05%ポイント	0.15%ポイント

備考：1年物と5年物で引下げのタイミングが異なる。

資料：中国人民銀行、CEIC database から作成。

第I-3-3-19図 中国の預金準備率の推移



	引下げ幅
2021年7月15日	0.50%ポイント
2021年12月15日	0.50%ポイント
2022年4月25日	0.25%ポイント
2022年12月5日	0.25%ポイント
2023年3月27日	0.25%ポイント

備考：平均預金準備率は加重平均。預金準備率が5%まで引き下げられた銀行については、それ以降は据え置き。

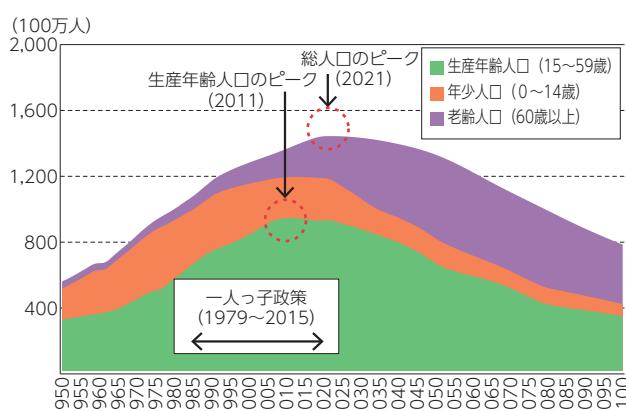
資料：中国人民銀行、CEIC database から作成。

9. 人口動態

これまで最近の中国の景気動向を見てきたが、長期的な成長を考える上では構造的な問題にも目を向ける必要がある。これ以降、いくつかの構造的な課題について考察する。

まず、少子高齢化の進む人口動態を見てみる。国連の人口推計（中位推計）によれば、中国の生産年齢人口は既に2011年にピークを迎えたと見られる（第I-3-3-20図）¹⁹³。仮に国連推計どおりに推移するとすれば、2050年までに、生産年齢人口、年少人口は、それぞれ2.2億人、1億人減少し、反対に老齢人口は2.3億人増加する。その結果、総人口は1億人減少し、生産年齢人口比率はほぼ50%まで低下し、生産年齢人口1人が0.8人の高齢者と0.2人の年少者の負担をする計算となる（第I-3-3-21表）。

第I-3-3-20図 中国の人口構成の将来予測（国連推計）



備考：2022年版の国連による人口推計の中位推計を表示。生産年齢（15～59歳）は中国国家統計局の定義を基にした。

資料：国連「World Population Prospects 2022」から作成。

第I-3-3-21表 中国の人口予測

	2022	2050	2100
総人口（100万人）	1,412	1,313	767
生産年齢人口（100万人）	876	653	330
年少人口（100万人）	256	150	75
老齢人口（100万人）	280	509	362
生産年齢人口のシェア（%）	62.0	49.7	43.1
年少人口 / 生産年齢人口（倍）	0.3	0.2	0.2
老齢人口 / 生産年齢人口（倍）	0.3	0.8	1.1

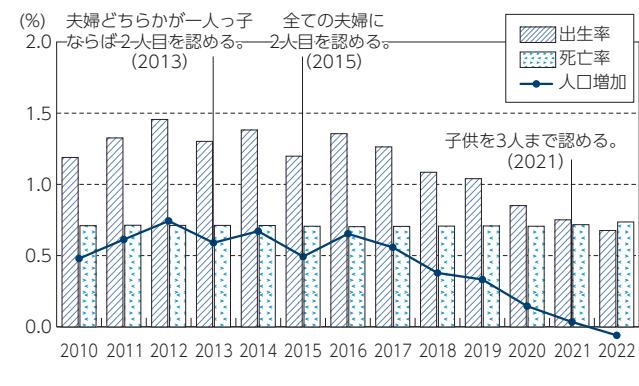
備考：2022年は中国国家統計局、2050年、2100年は国連予測から計算。

資料：国連「World Population Prospects 2022」、中国国家統計局、CEIC database から作成。

¹⁹³ 生産年齢人口の定義は中国国家統計局プレス発表にある「16～59歳」を基本とした（下記アドレス参照）。第I-3-20図は国連推計データを基にしているが、国連推計では5歳きざみの推計値となるため、便宜的に最も近い「16～59歳」を生産年齢人口としてプロットした。なお、統計局定義より1歳分だけ幅が広がるが、動向に大きな相違はない。中国国家統計局が公表した「16～59歳」データを基にしても、生産年齢人口は2011年にピークに達しており、総人口についても、2022年は14億1175万人と2021年の14億1260万人から減少したことが公表されている。（http://www.stats.gov.cn/english/PressRelease/202301/t20230117_1892094.html）

将来の人口動態は、1人の女性が一生の間に出産する子どもの推定値である合計特殊出生率に影響され、人口を維持するためには2.1程度が必要とされる。中国については最新の第七次人口センサス（2020年の全国民を対象とする調査）で1.3という低い数値が公表されている。その背景には長年にわたる一人っ子政策の影響が挙げられる。一人っ子政策は2015年末に廃止され、すべての夫婦に2人目が認められ、さらに2021年以降は3人目まで認められているが、生活費や養育費の問題、生活パターンの変化等から、期待されたほど出生率は上がってないことが示唆される（第I-3-3-22図）。このような人口動態は将来の経済成長や次に見る住宅などの需要動向に影響する。

第I-3-3-22図
中国の人口に対する出生率及び死亡率の推移



備考：ここでは、出生率、死亡率とも単純に人口に対する比率を表示。
出生率=出生数/人口、死亡率=死亡数/人口、人口増加=(出生数-死亡数)/人口。

資料：中国国家統計局、CEIC database から作成。

10. 不動産問題

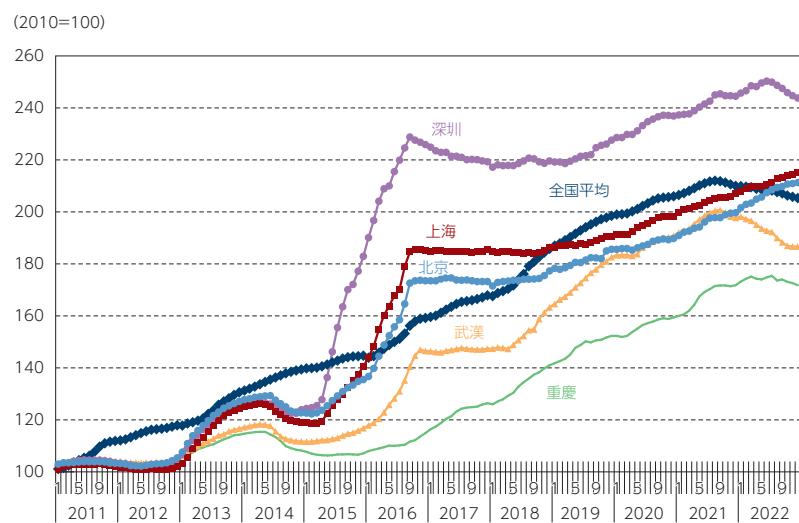
中国では不動産開発は経済への影響が大きいことが指摘されている。不動産部門にとどまらず、鉄鋼、セメント、ガラスなど建設資材や、購入者が新しい家庭を築くための、家具、家電製品、自動車など耐久消費財の需要を誘発するなど関連部門への影響が大きい。一方で、住宅市場に資金が流入して価格が高騰し、バブルの危険性もたびたび指摘され、政府が規制を導入して加熱を抑制するなどの対策がとられることも多かった（第I-3-3-23図）。コロナ禍後の金融緩和に際して、不動産バブルを警戒した中国政府は「住宅は住むものであって投機をするものではない」との方針の下、2020年8月に「三つのレッドライン」と呼ばれる不動産会社への財務規制や2020年12月末には銀行への不動産融資への規制を課した。その結果、借り入れや前払い金に依存していた恒大など大手不動産会社の資金繰りが悪化し、不動産開発の減速を余儀なくされるにとどまらず、建設工事の中止や引渡しの停滞なども生じた¹⁹⁴（第I-3-3-24図）。このような事態は住宅取引への信頼を損ね、一部には住宅ローンの不払い運動に発展するなど、不動産市場の悪化をもたらした。2022年の住宅販売面積は前年比3割近く減少してお

り、2022年の不動産開発投資の前年比は毎月悪化幅の拡大が続いた（第I-3-3-25図）。

新築住宅の価格動向を見ると、新型コロナウイルス感染症が拡大した2020年前半は、武漢や北京などで横ばいとなつたが、景気支援の金融緩和を背景に、年半ば以降は上昇に転じた。これに対して不動産規制が導入され、2021年半ばから全国平均は低下に向かつた。資金繰りに窮した不動産会社が価格引下げを行ったことも低下に拍車をかけた。なお、都市別に相違があり、北京、上海など大都市で上昇が続くが、武漢、重慶など地方都市で価格が低下している。既に記したような不動産の引き渡しへの不安に加えて、将来の値上がり期待の低下や購入後の資産価格の下落懸念なども、住宅市場の悪化につながったと見られる。2023年に入ると住宅価格については好転の動きも見られる¹⁹⁵。

また、住宅販売や不動産開発は、第I-3-25図が示すように短期的な動きだけでなく、長期的な視点で見ても2000年代は次第に減速してきている。先に見た少子高齢化という人口動態も考えると、将来結婚して新たな家庭を築くと思われる年齢層は先細りであ

第I-3-3-23図 中国の主要都市の新築住宅販売価格の推移



備考1：基準年が、2015年、2020年と2回改定されているため、便宜的に都市ごとに指数を接続した。

備考2：全国平均は公表されていないため、ここでは主要70都市の指標の単純平均を全国平均とした。

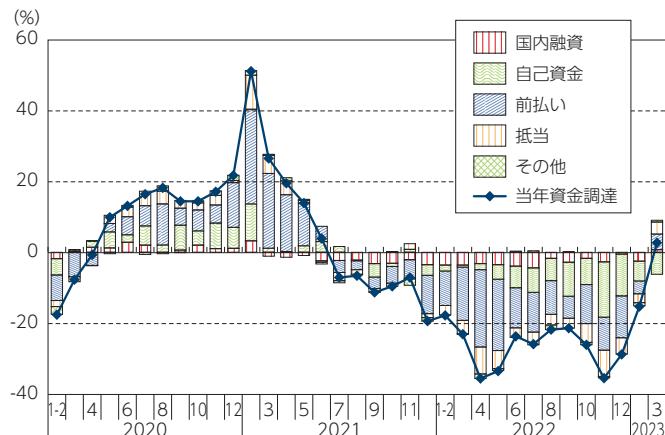
備考3：2016年は沿海部大都市など価格上昇の激しい都市で価格抑制策が導入された。

資料：中国国家統計局、CEIC database から作成。

¹⁹⁴ 中国ではマンション購入者は工事完了前に前払いをする慣行があるが、一部の不動産会社は前払金を別のプロジェクトに流用していたため、資金繰りがつかず、工事中断にいたるケースが続発した。

¹⁹⁵ 2023年から第I-3-3-23図の統計は公表されなくなったが、別の統計で見ると、主要70都市のうち、前月に比べて価格上昇した都市は、2022年12月の15都市から、2023年3月は全体の約9割に当たる64都市へと拡大し、価格回復の動きが広がっている。

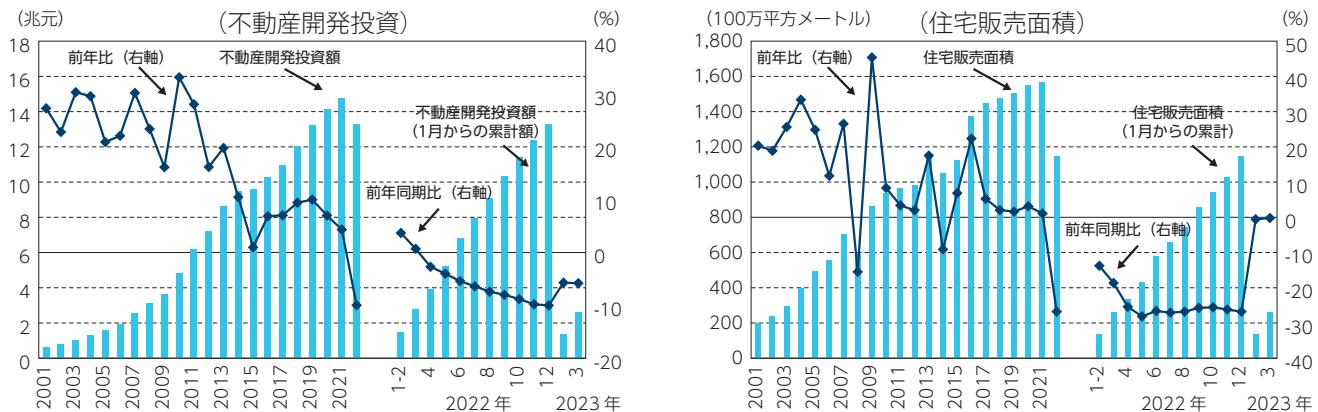
第I-3-3-24図 中国の不動産会社の資金調達の推移



備考：前年からの繰越金は含めず、当該年に調達した資金について作成。

資料：中国国家統計局、CEIC database から作成。

第I-3-3-25図 中国の住宅販売・不動産開発投資の推移

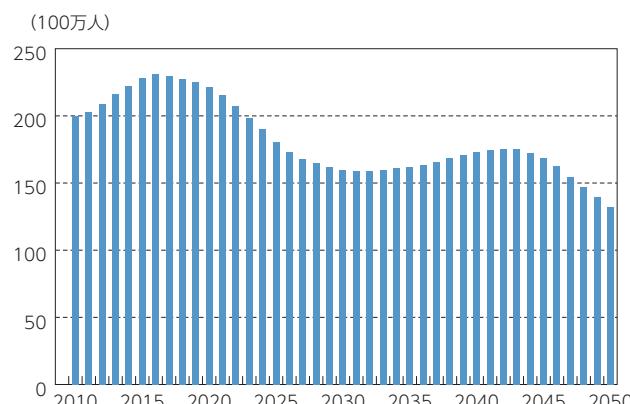


資料：中国国家統計局、CEIC database から作成。

り、不動産開発に多くを依存する成長モデルは持続が難しい（第I-3-26図）。

このような中で、政府は政策金利引下げなどの金融緩和を行うとともに、不動産規制の緩和、不動産業界

への融資拡大などで不動産市場の安定化を図ろうとしている。不動産開発は下落幅が縮小したものの、2023年初頭時点でも前年割れが続いている。

第I-3-3-26図 中国の25～34歳の人口予測¹⁹⁶

資料：国連「World Population Prospects 2022」中位推計から作成。

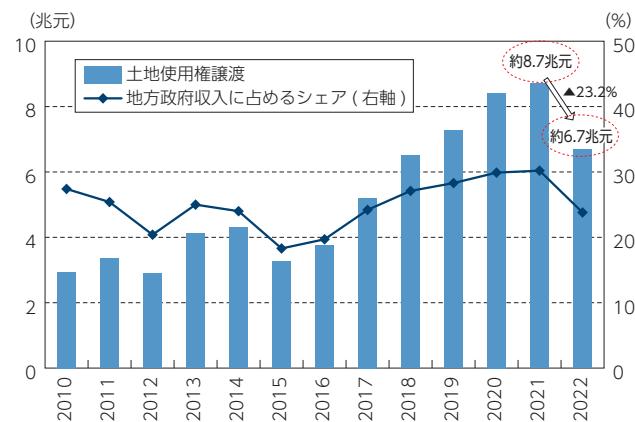
¹⁹⁶ この年齢層に結婚して住宅購入する者が多いとの指摘がある（福本智之「苦境続く中国経済① - 人口動態、不動産不況に影響」（2022年9月5日付け日本経済新聞「経済教室」）など）。

11. 地方政府財政

先に見た不動産市場の低迷は中国の地方政府の財政にも影響を与えている。中国では土地の所有権は国家にあり、地方政府は土地の使用権を不動産開発業者に譲渡することで収入を得てきた。特に2010年代後半、土地使用権譲渡収入の総歳入に占めるシェアは年々拡大し2021年には約3割を占めるに至っていた（第I-3-3-27図）。しかしながら、2022年は、感染症対策、景気対策などから必要な支出は拡大するのに対して、低調な不動産開発から土地使用権譲渡収入は前年比で4分の1近い減少となった¹⁹⁷。

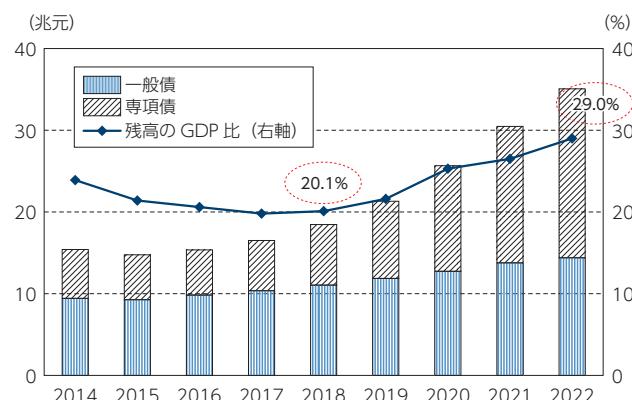
一方で、地方政府が発行できる地方債は中央政府から上限が定められているが、毎年、発行されているため、債務残高は拡大している。債務残高のGDP比を見ると、2018年末に約20%だったが、新型コロナウイルス感染症が拡大した2020年に急速に上昇し、2022年末までの4年間で10ポイント近く上昇している（第I-3-3-28図）。さらに地方政府傘下の地方融資平台の債務を指摘する声もある。このような中で地方政府収入が減少したこと、財政基盤の弱い地方政府の債務不安が指摘されている。

第I-3-3-27図 中国の地方政府の土地使用権譲渡収入の推移



備考：地方政府収入は、中央政府からの移転も含んだ一般会計及び特別会計の合計。
資料：中国財政部、CEIC database から作成。

第I-3-3-28図 中国の地方債務残高の推移



備考：専項債は収益性のあるプロジェクトを対象とした地方債で、その収益が償還資金に充当される。
資料：中国財政部、中国国家統計局、CEIC database から作成。

¹⁹⁷ 2023年1-3月期においても、土地使用権譲渡収入は、8,728億元、前年同期比-27%と大幅な減少が続いている。

12. 今後の見通しと中国政府の政策

今後の中国の経済成長の見通しと中国政府の目標や政策について見ていく。まず、2023年、2024年の経済成長については、主要な国際機関から見通しが公表されている。それによれば、2023年はおおむね5%前後の成長率と見通されており、2024年はやや減速して4%台半ばから後半と見られている（第I-3-29表）。

次に中国政府の経済運営方針を見てみる。中国政府は、2023年3月、全国人民代表大会（全人代、我が国の国会に相当）を開催して、今年の主要な数値目標や政策方針を公表した。今年の経済運営の基本方針としては、昨年同様、経済の安定を重視する方針が掲げられている。今年の経済成長率の目標は「5%前後」と昨年の「5.5%前後」から引き下げられた（第I-3-30表）。昨年はゼロコロナ政策の下で3.0%の低い成長率にとどまり、目標の達成はかなわなかった。今年の成長率目標が5%前後とされた背景には、ゼロコロナ政策が終了し、経済活動の正常化が進むと見られるが、消費を

中心とする内需の動向や世界経済の先行きなど不透明な面があることも考慮されたものと見られる。この目標値は先に記載した国際機関の見通しに近い。雇用については、都市部新規就業者数の目標が1,200万人と昨年の1,100万人から引き上げられた。今年の大学卒業者は1,158万人いると見られ、若年層の失業率が高い中で、雇用を安定させる観点からの変更ではないかとの指摘がある。一方、都市部調査失業率は昨年の目標「5.5%以下」に対して、実績は年間平均で「5.6%」とわずかに外れており、今年は「5.5%前後」と幅のある目標となっている。消費者物価は昨年と同じ「3%前後」とされた。これら目標を達成するため、積極的な財政政策として、財政赤字はGDP比で3%（昨年は2.8%前後）、地方政府の専項債は3.8兆元（昨年は3.65兆元）と昨年より高めの目標となっている¹⁹⁸。

第I-3-29表 中国の実質GDP成長率の見通し

	2023	2024	備 考
IMF	5.2%	4.5%	2023年4月「WEO」
OECD	5.3%	4.9%	2023年3月「OECD Economic Outlook」
アジア開発銀行	5.0%	4.5%	2023年4月「Asian Development Outlook」
中国社会科学院	5.1%前後	-	2022年12月「経済青書」

資料：各国際機関公表資料等から作成。

第I-3-30表 中国の2023年の主要数値目標

	2023	2022	
		目標	実績
GDP成長率	5%前後	5.5%前後	3.0%
都市部新規就業者数	1,200万人前後	1,100万人以上	1,206万人
都市部調査失業率	5.5%前後	5.5%以内	5.6%
消費者物価上昇率	3%前後	3%前後	2.0%

備考：2022年の失業率実績は2022年の各月平均。

資料：中国全国人民代表大会「政府活動報告」から作成。

¹⁹⁸ 2022年の専項債3.65兆元は、3月の全人代で決定された当初額。8月に0.5兆元が増額され、最終的には4兆元を超える専項債が発行された。

第4節

ASEAN・インド

1. GDP

(1) ASEAN

ASEAN 主要 6 か国の 2022 年の実質 GDP 成長率は、インドネシア (+5.3%)、タイ (+2.6%)、マレーシア (+8.7%)、シンガポール (+3.6%)、フィリピン (+7.6%)、ベトナム (+8.0%) と、シンガポールを除く各国で前年から加速し、総じて高い成長率となった（第 I-3-4-1 図）。コロナ禍からの経済活動の再開や、外国人観光客の増加による観光関連産業の回復により、内需が堅調に拡大し、成長をけん引した。

四半期ベースでは、2022 年 10-12 月期は前期から減速したもの、おおむね堅調な成長が続いている。タイ、シンガポールでは輸出の減少により成長率が低下しており、世界経済の成長鈍化による輸出鈍化の影響が出ていると見られる¹⁹⁹。

インドネシアの 2022 年通年の実質 GDP 成長率は、+5.3% と前年 (+3.7%) から加速し、2013 年以来の高成長となった。需要側では、前年に続き輸出が成長をけん引した。民間消費の寄与は前年から拡大した一方、政府消費はマイナス寄与となった。総固定資本形成はプラス寄与を維持した。産業別では、サービス業の寄与が拡大し成長をけん引したほか、製造業、農林漁業、鉱業の寄与も拡大した（第 I-3-4-2 図）。

タイの 2022 年通年の実質 GDP 成長率は、+2.6% と

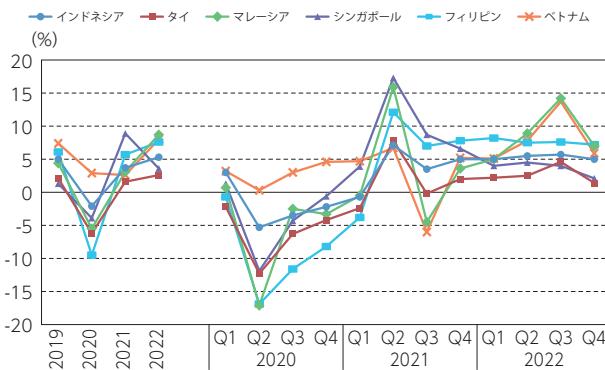
前年 (+1.6%) から加速した。需要側では、民間消費の寄与が前年から拡大し、経済成長を下支えした。輸出の寄与は縮小した。総固定資本形成はプラス寄与を維持した一方、政府消費はマイナス寄与となった。産業別では、サービス業の寄与が大きく拡大した一方、製造業の寄与は縮小した。鉱業は前年に続きマイナス寄与となった（第 I-3-4-3 図）。

マレーシアの 2022 年通年の実質 GDP 成長率は、+8.7% と前年 (+3.1%) から加速し、2000 年以来の高成長となった。需要側では、民間消費の寄与が大きく拡大するとともに、輸出も堅調を維持した。政府消費、総固定資本形成はプラス寄与を維持した。産業別では、サービス業の寄与が大きく拡大したほか、全ての産業でプラス寄与となった（第 I-3-4-4 図）。

シンガポールの 2022 年通年の実質 GDP 成長率は、+3.6% と前年 (+8.9%) から減速した。需要側では、民間消費の寄与は前年から拡大した一方、輸出がマイナス寄与に転じた。政府消費はマイナス寄与となった一方、総固定資本形成はプラス寄与を維持した。産業別では、サービス業は前年から寄与が縮小したが堅調を維持した。製造業、建設業の寄与は縮小した（第 I-3-4-5 図）。

フィリピンの 2022 年通年の実質 GDP 成長率は、

第 I-3-4-1 図 ASEAN 各国の実質 GDP 成長率



資料：各国統計、CEIC database から作成。

	2021 年	2022 年	2022 年			
			Q1	Q2	Q3	Q4
インドネシア	3.7	5.3	5.0	5.5	5.7	5.0
タイ	1.6	2.6	2.2	2.5	4.6	1.4
マレーシア	3.1	8.7	5.0	8.9	14.2	7.0
シンガポール	8.9	3.6	4.0	4.5	4.0	2.1
フィリピン	5.7	7.6	8.2	7.5	7.6	7.2
ベトナム	2.6	8.0	5.1	7.8	13.7	5.9

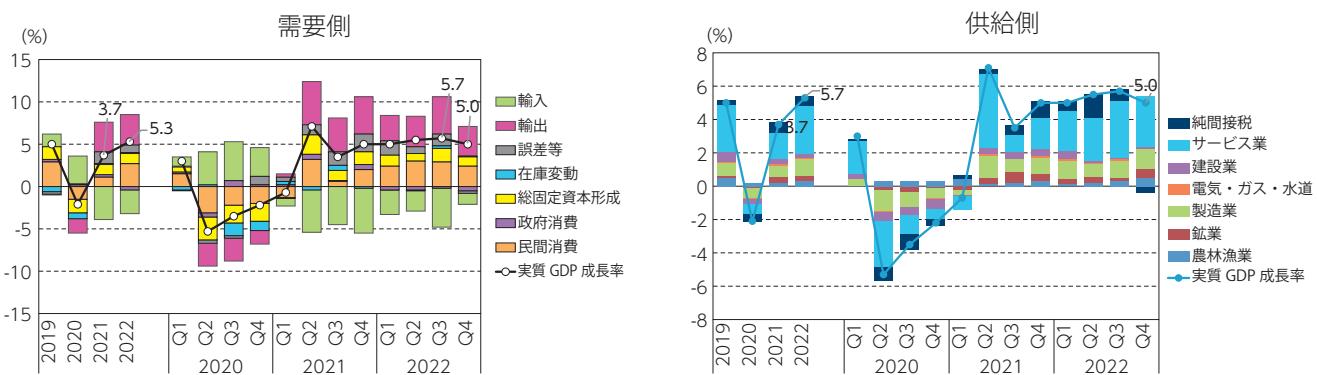
¹⁹⁹ 本節は 2023 年 3 月末時点で記述。

+7.6%と前年(+5.7%)から加速し、1976年以来となる高成長となった。需要側では、民間消費の寄与が前年から拡大し、成長をけん引した。輸出の寄与も拡大した。政府消費、総固定資本形成はプラス寄与を維持した。産業別では、サービス業の寄与が拡大し成長をけん引したほか、全ての産業でプラス寄与となった(第I-3-4-6図)。

ベトナムの2022年通年の実質GDP成長率は、

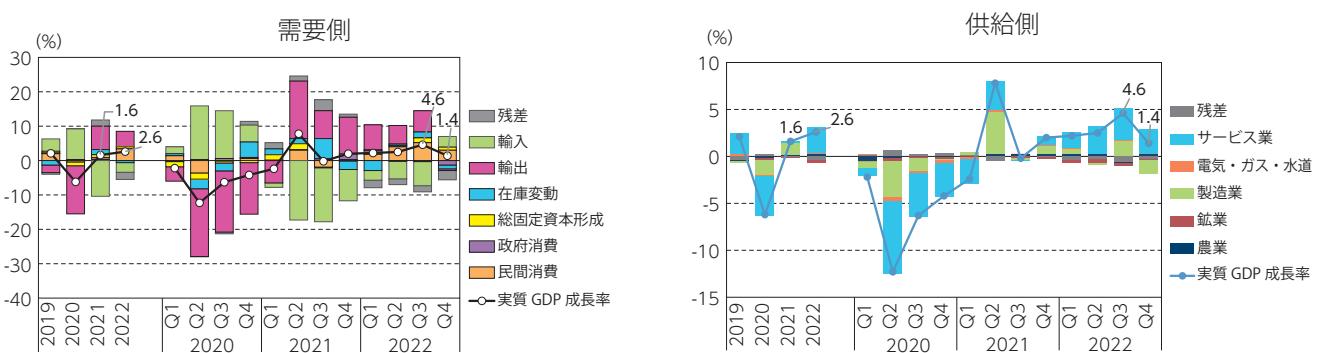
+8.0%と前年(+2.6%)から加速し、1997年以来の高成長となった。需要側では、民間消費の寄与が前年から大きく拡大するとともに、総固定資本形成の寄与も拡大した。純輸出はプラス寄与に転じ、成長を後押しした。政府消費はプラス寄与を維持した。産業別では、サービス業の寄与が大きく拡大し成長をけん引したほか、全ての産業で寄与が拡大した(第I-3-4-7図)。

第I-3-4-2図 インドネシアの実質GDP成長率と項目別寄与度



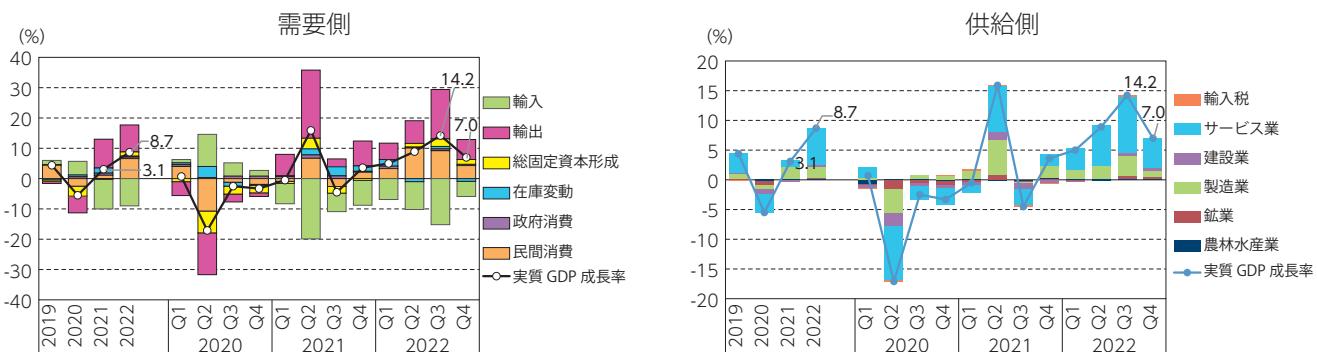
資料：インドネシア中央統計局、CEIC database から作成。

第I-3-4-3図 タイの実質GDP成長率と項目別寄与度



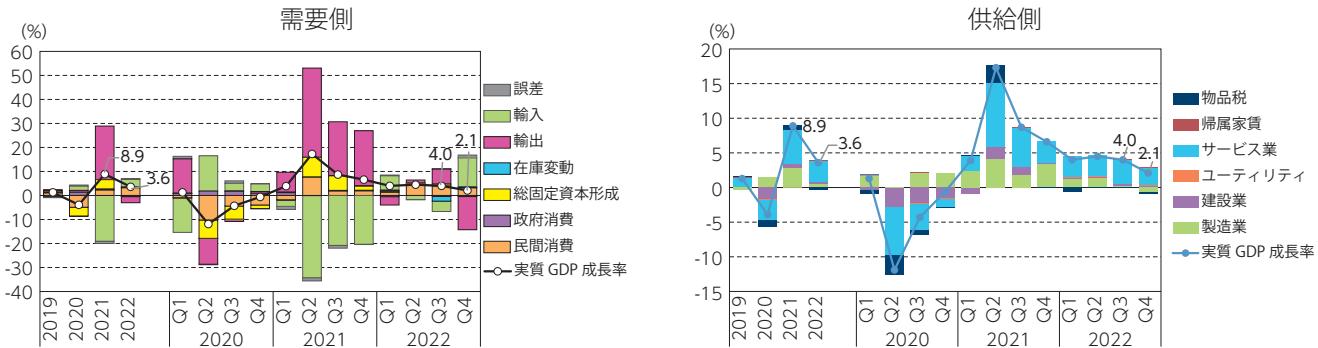
資料：タイ国家経済社会開発委員会、CEIC database から作成。

第I-3-4-4図 マレーシアの実質GDP成長率と項目別寄与度



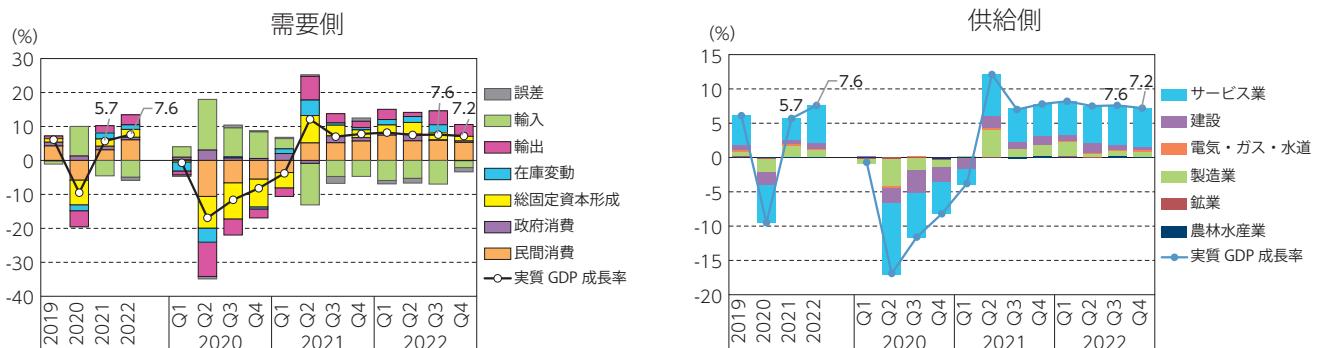
資料：マレーシア統計局、CEIC database から作成。

第I-3-4-5図 シンガポールの実質GDP成長率と項目別寄与度



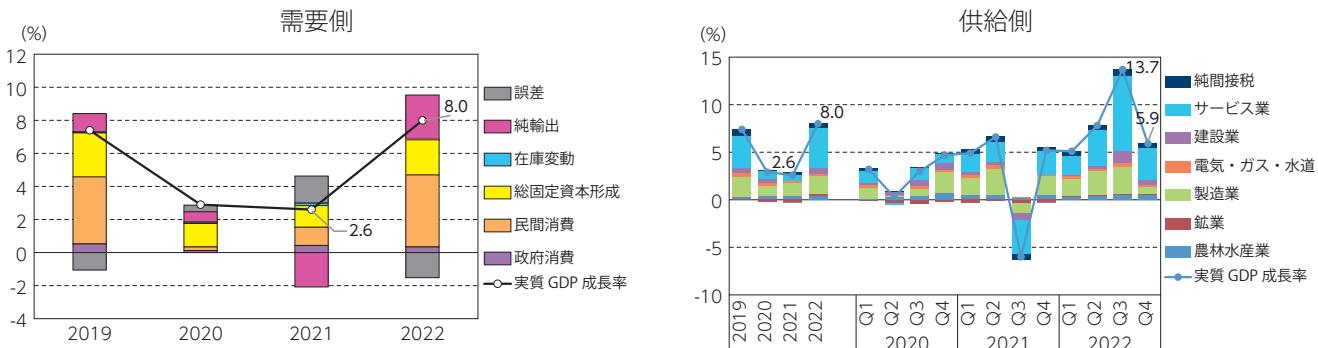
資料：シンガポール貿易産業省、CEIC database から作成。

第I-3-4-6図 フィリピンの実質GDP成長率と項目別寄与度



資料：フィリピン統計庁、CEIC database から作成。

第I-3-4-7図 ベトナムの実質GDP成長率と項目別寄与度

備考：需要側の四半期の内訳は公表されていない。
資料：ベトナム統計総局、CEIC database から作成。

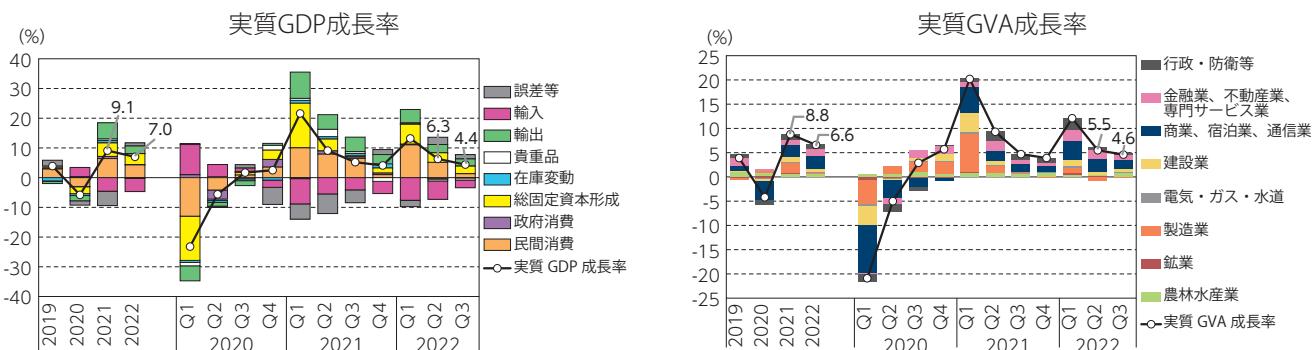
(2) インド

インドの2022年度（2022年4月～2023年3月）の実質GDP成長率（2023年2月時点のインド統計・計画実施省の推計値）は、+7.0%と前年度（+9.1%）から減速も、高い成長率となった。民間消費や総固定資本形成といった内需が成長をけん引した。

四半期ベースでは、2022年度第3四半期（10-12月期）の実質GDP成長率は、+4.4%と前期から減速し

た。民間消費の伸びが大きく鈍化した一方、総固定資本形成は堅調な伸びを維持した。政府消費は前期に続きマイナスとなった。インフレ対策としての利上げの影響や、世界経済の成長鈍化により、回復の勢いが鈍化していると見られる。供給側の実質GVA成長率は、+4.6%となった。製造業が2四半期連続でマイナス寄与となったほか、サービス業のプラス寄与も縮小した（第I-3-4-8図）。

第 I-3-4-8 図 インドの実質 GDP 成長率、実質 GVA 成長率と項目別寄与度



備考：2022年度は推計値。各年度のQ1は4~6月、Q2は7~9月、Q3は10~12月、Q4は1~3月。

資料：インド統計・計画実施省、CEIC database から作成。

2. 消費動向

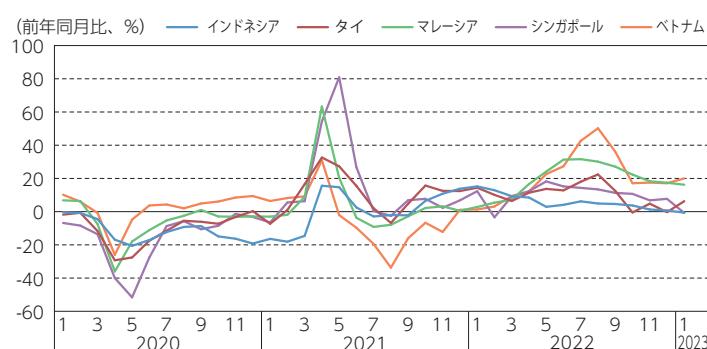
(1) ASEAN

ASEAN 各国の中売上高の動向（前年同月比）を見ると（第 I-3-4-9 図）、2022 年前半はおむね回復基調であったが、その後徐々に伸びが鈍化している。タイは 10 月、12 月に前年同月比マイナスとなった。インドネシア、シンガポールも 2023 年 1 月はマイナスに転じた。

(2) インド

インドについては、購買意欲を反映する代表的な指標である自動車の国内販売台数の推移を見る（第 I-3-4-10 図）。コロナウイルス感染症拡大の影響により、2020 年春に激減したが、その後は回復に転じた。2021 年 5 月は感染再拡大により、同年 9 月は半導体不足と原材料価格高騰による生産体制縮小の影響により減少したもの、その後回復に転じ、2022 年 5 月以降は前年同月比プラスの伸びを維持している。

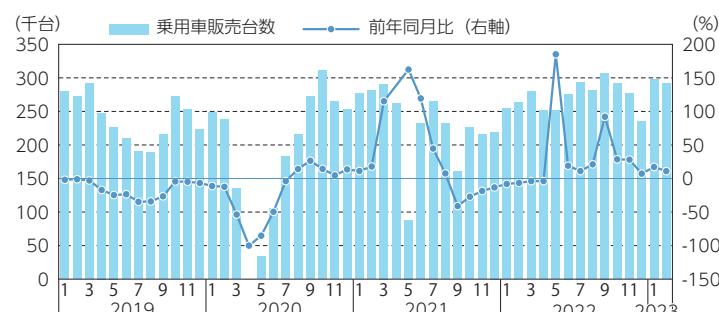
第 I-3-4-9 図 ASEAN 各国の中売上高の推移



備考：ベトナムは名目中売上高、その他の国は中売上高指数の前年同月比。フィリピンは該当統計なし。

資料：各国統計、CEIC database から作成。

第 I-3-4-10 図 インドの国内乗用車販売台数



資料：インド自動車工業会（SIAM）、CEIC database から作成。

3. 外需動向

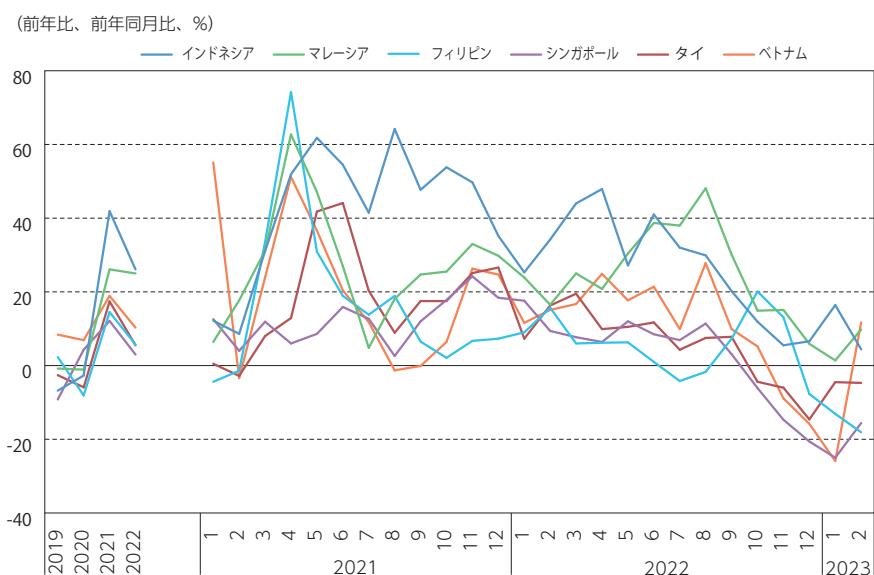
(1) ASEAN

ASEAN 各国の財輸出を見ると（第 I-3-4-11 図）、2022 年通年では、各国ともに前年比プラスとなった。特に、インドネシア、マレーシアは 2 割以上の大幅な増加となった。インドネシアでは全体の約 2 割を占める鉱物性燃料が約 67% 増と高い伸びとなった（第 I-3-4-12 表）。マレーシアでは全体の約 4 割を占める電気・電子製品が約 30% 増となった（第 I-3-4-13 表）。

月ベースでは、中国や米国の経済回復等を背景に、2022 年前半はおおむね堅調に前年比プラスで推移したが、年後半から減速が見られる。タイ、シンガポー

ルは 2022 年 10 月から 5か月連続で前年同月比マイナスとなるなど、落ち込みが顕著となっているほか、ベトナム、フィリピンでも落ち込みが見られる。世界経済の成長鈍化が影響したと見られる。

第 I-3-4-11 図 ASEAN 各国の財輸出



備考：シンガポールは非石油・除く再輸出。

資料：各國統計、CEIC database から作成。

第 I-3-4-12 表 インドネシアの主要輸出品目

単位：百万ドル、%

	2021 年	2022 年	構成比	前年比
石油・ガス	12,247	16,023	5.5	30.8
非石油・ガス	219,362	275,957	94.5	25.8
鉱物性燃料	32,831	54,981	18.8	67.5
動植物性油脂	32,919	35,205	12.1	6.9
電気機器	11,776	14,553	5.0	23.6
鉱石、スラグ、灰	6,351	10,300	3.5	62.2
真珠、貴金属、貴石	5,418	6,304	2.2	16.4
その他	130,067	154,615	53.0	18.9
輸出計	231,610	291,979	100.0	26.1

資料：インドネシア中央統計局から作成。

第I-3-4-13表 マレーシアの主要輸出品目

単位：百万リンギ、%

	2021年	2022年	構成比	前年比
電気・電子製品	455,942	593,517	38.3	30.2
精製石油製品	86,160	151,660	9.8	76.0
パーム油・同製品	108,515	137,987	8.9	27.2
液化天然ガス	37,558	67,987	4.4	81.0
専門・科学・制御機器	42,876	52,338	3.4	22.1
その他	509,970	548,130	35.3	7.5
輸出計	1,241,022	1,551,619	100.0	25.0

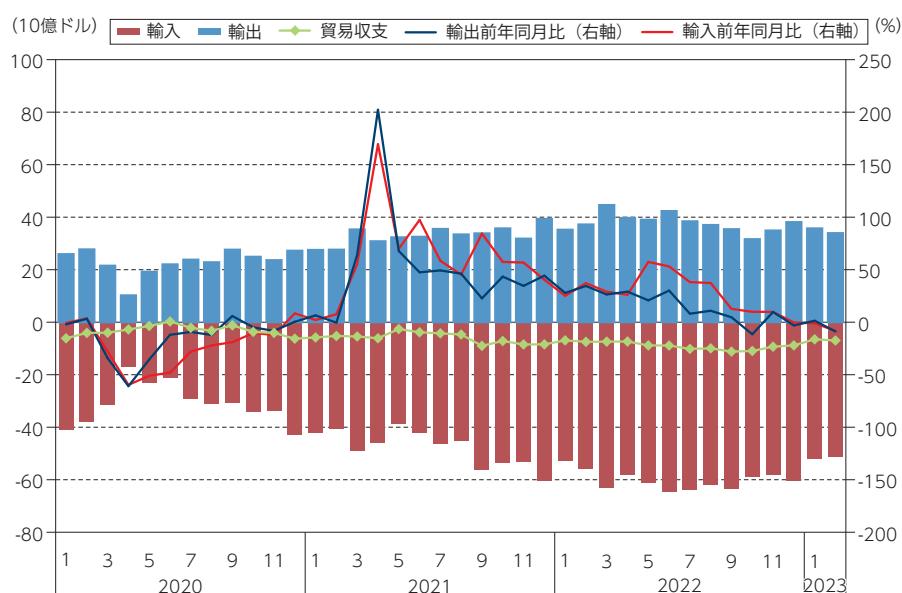
資料：マレーシア統計局、CEIC database から作成。

(2) インド

インドの貿易収支は慢性的に赤字であるが、2022年は資源高による石油関連の輸入額増加により、輸入の伸びが輸出の伸びを上回り、赤字幅が拡大した（第I-3-4-14図）。

月ベースでは、2022年後半から輸出が鈍化傾向となっている。最大の輸出先である米国向けや、中国向けで前年同月比マイナスとなっており、世界経済の成長鈍化が影響していると見られる。

第I-3-4-14図 インドの貿易収支



資料：インド商工省、CEIC database から作成。

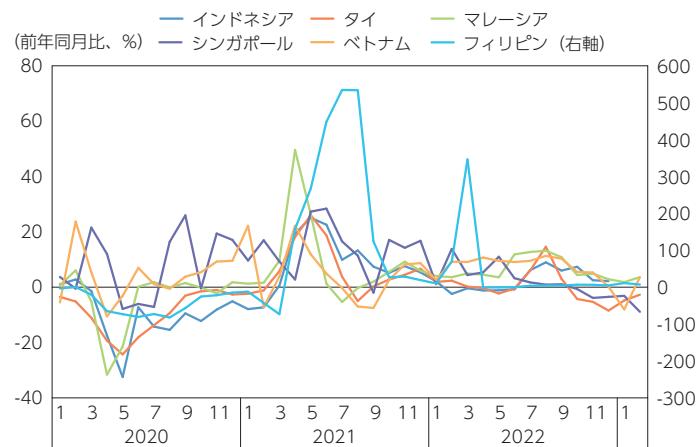
4. 生産活動

(1) ASEAN

ASEAN 各国の鉱工業生産指数の前年同月比を見ると（第I-3-4-15図）、2022年後半から落ち込みが見られ、タイ、シンガポールでは2022年10月から5か月連続でマイナスとなっている。タイではコンピュータ、電子・光学製品及び化学製品が2022年を通じて

マイナスだった（第I-3-4-16図）。輸出の減少が生産活動への下押し圧力となっていると見られる。

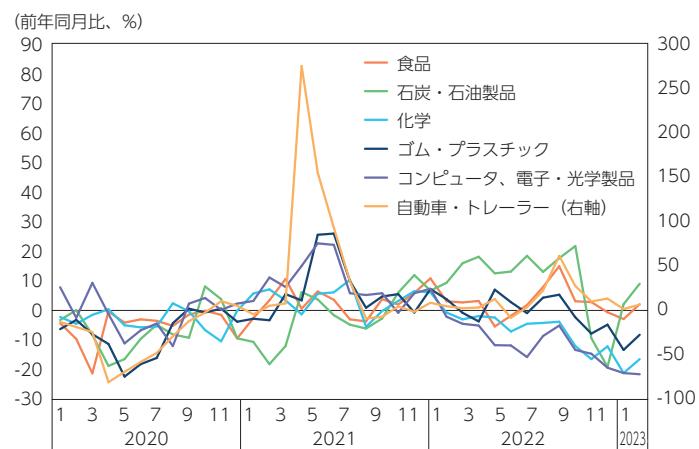
第I-3-4-15図 ASEAN各国の鉱工業生産指数の推移



備考：インドネシアの2023年1月、2月はデータなし。

資料：各国統計、CEIC database から作成。

第I-3-4-16図 タイの鉱工業生産指数の推移（業種別）



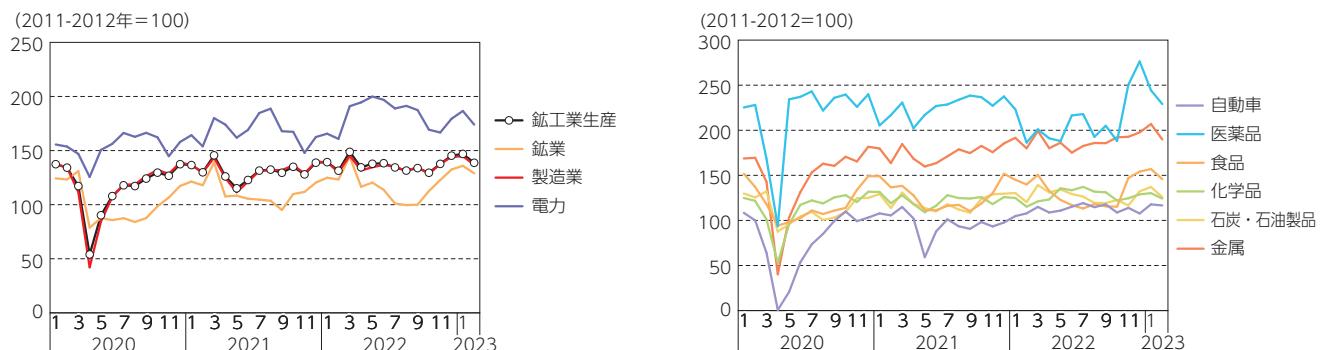
資料：タイ工業省工業経済事務局、CEIC database から作成。

(2) インド

インドの鉱工業生産指数を見ると、コロナウイルス感染症拡大に伴う都市封鎖の影響で、2020年春に大幅に落ち込んだが、その後回復に転じ、2022年はお

おむね前年同月比プラスで推移した。10月には医薬品をはじめとした幅広い製造業で生産が落ち込み、マイナスとなったが、その後はプラスに転じ、堅調に推移している（第I-3-4-17図）。

第I-3-4-17図 インドの鉱工業生産指数の推移



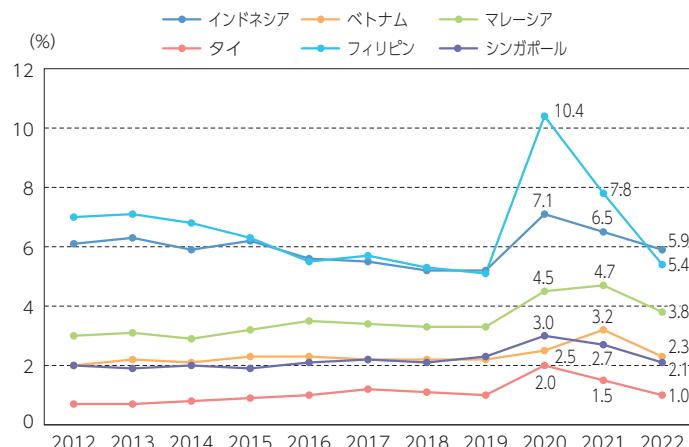
資料：インド統計・計画実施省、CEIC database から作成。

5. 雇用動向

ASEAN 各国の失業率（第 I-3-4-18 図）は、近年比較的低水準で推移していたが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う経済活動制限の影響を受け、2020 年に大幅に上昇した。特にフィリピンでは 10.4% と大

きく悪化した。その後、規制緩和・経済活動の再開に伴い低下に転じ、2022 年にはほぼコロナ禍前の水準まで改善した。

第 I-3-4-18 図 ASEAN 各国の失業率



備考：2022 年は推計値。マレーシア、タイは 2021 年以降、ベトナムは 2020 年以降、推計値。

資料：IMF「WEO」（2023 年 4 月）から作成。

6. 物価動向

(1) ASEAN

ASEAN 各国の物価上昇（第 I-3-4-19 図）は比較的緩やかであったが、2022 年に入ってそのペースが加速した。足下では、エネルギー及び食品価格の鈍化により、物価上昇が鈍化しピークアウトの動きが見られるが、フィリピンでは加速が継続し、2023 年 1 月

には +8.7% に達し、3 月には鈍化も +7.6% と高い水準にある。

インフレの進行を受け、2022 年に入り各国中央銀行は利上げを継続していたが、インフレ鈍化を受け、インドネシアやベトナムで利上げ停止の動きも見られる。

第 I-3-4-19 図 ASEAN 各国の消費者物価上昇率



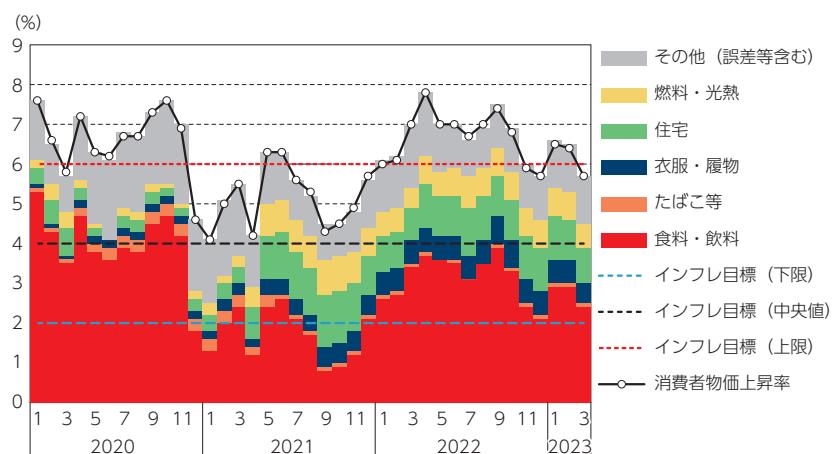
資料：各国統計、CEIC database から作成

(2) インド

インドでは、消費者物価指数の約4割のウェイトを占める食品価格や燃料価格の上昇により、2021年後半から物価上昇ペースが加速し、2022年1月からインド準備銀行（中銀）が定めるインフレ目標の上限

(+6%) を10か月連続で上回った（第I-3-4-20図）。同年11月、12月は、食品価格の低下により鈍化し、その後再び上昇に転じたが、2023年3月には+5.7%に鈍化した。インフレ率の高止まりに対し、インド準備銀行（中銀）は6会合連続で政策金利を引き上げた。

第I-3-4-20図 インドの消費者物価上昇率と項目別寄与度



資料：インド統計・計画実施省（MOSPI）、CEIC database から作成。

7. 今後の見通し

直近の国際機関（IMF）の実質GDP成長率の見通しについては第I-3-4-21表のとおりである。世界経済が減速感を強めていく中においても、2023年、

2024年のASEAN諸国・インドのGDP成長率は2022年に引き続き高い水準を維持することが見込まれている。

第I-3-4-21表 実質GDP成長率の見通し（IMF）

	2022年	2023年	2024年
ブルネイ	-1.5	3.3	3.5
カンボジア	5.0	5.8	6.2
インドネシア	5.3	5.0	5.1
ラオス	2.3	4.0	4.0
マレーシア	8.7	4.5	4.5
ミャンマー	2.0	2.6	2.6
フィリピン	7.6	6.0	5.8
シンガポール	3.6	1.5	2.1
タイ	2.6	3.4	3.6
ベトナム	8.0	5.8	6.9
インド	6.8	5.9	6.3

資料：IMF「WEO」（2023年4月）から作成。

第Ⅱ部

世界経済が難局を
迎える中で我が国が
とるべき対応

第 1 章

我が国を取り巻く グローバル・バリュー チェーンの強靭化

第 1 節

我が国を取り巻くグローバル・
バリューチェーンの強靭化

第 2 節

我が国の経済安全保障戦略の展開と
企業側の課題

第1章

我が国を取り巻くグローバル・バリューチェーンの強靭化

本章では、米中貿易摩擦の激化や権威主義国家の台頭等により、地政学的リスク、経済安全保障上のリスクを中心に、我が国企業を取り巻くサプライチェーンリスクに対する認識が高まっていることを指摘するとともに、こうした背景から調達・販売・投資先として重視する国・地域が変化してきていることを指摘した

上で、こうした情勢の変化も踏まえた我が国を取り巻くグローバル・バリューチェーンの強靭化に向けた課題について整理する。また、不確実性の高まりにより厳しさを増すサプライチェーン環境の中で、我が国における経済安全保障政策の展開や、半導体等重要物資における国内製造拠点強化の取組について紹介する。

第1節

我が国を取り巻くグローバル・バリューチェーンの強靭化

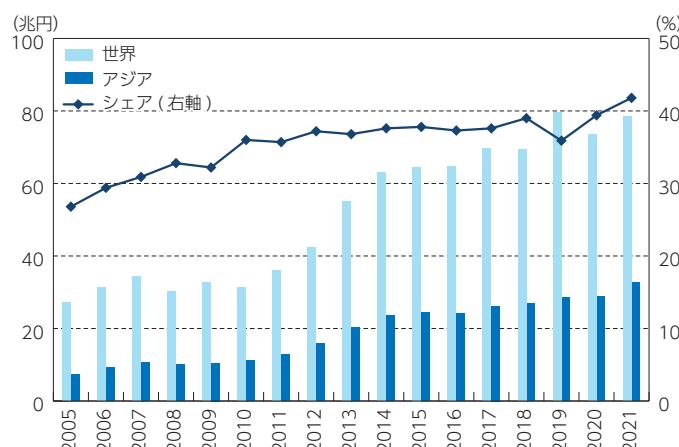
1. グローバル・バリューチェーンの実態

(1) 日系製造業の海外展開

我が国企業のグローバル・バリューチェーンを把握するに当たって、まず、日系製造業の生産拠点の海外展開を概観する。それは日本国内の本社を含めた生産拠点間の資材の流れが、グローバル・バリューチェーンの重要な部分を構成すると考えられるからである²⁰⁰。

まず、対外直接投資統計で日系製造業の海外展開を見るとアジアへの立地が多いことが分かる。残高ベースで約4割がアジアに投資されており、そのシェアは拡大傾向にある（第II-1-1-1図）。

第II-1-1-1図 日本の対外直接投資残高（製造業分野）の推移



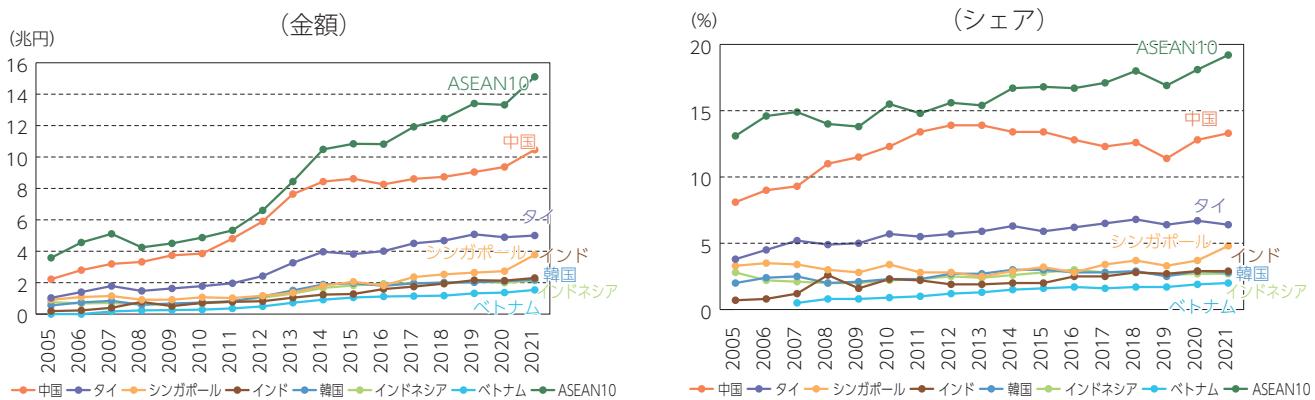
資料：財務省「本邦対外資産負債残高」から作成。

²⁰⁰ 一般に、グローバル・バリューチェーンは、企画、研究開発から、製造、販売、メンテナンスに至る広い範囲を指すが、サプライチェーン（供給網）は、その中でも特に製造過程における原料資材・製品の供給網を指すことが多い。両者は意味が重なることが多く、本節においても厳密な区別をしないこととする。

アジアの中での立地先としては、「世界の工場」ともいわれる中国が最大で、タイが続いている（第II-1-1-2図）²⁰¹。中国への投資は金額ベースでの拡大が続くが、総投資残高に占めるシェアは2012年をピークに縮小に転じている。かわって、タイ、インド、ベトナムなどのシェアが上昇しており、分散化が緩やかに進行していることが分かる。また、ASEANを一つの地域と考えれば、中国を上回る投資規模を有しており、2010年代半ば以降、中国より速いテンポで残高、シェアの拡大が続いている。なお、2020年以降は再び中国のシェアが拡大する動きが見られ、新型コロナウイルス感染症拡大により世界経済の成長が減速した中で、プラス成長を実現した影響が考えられる。

日系企業の立地や調達の流れについて企業統計を使って確認する。経済産業省「海外事業活動基本調査」によれば、世界で日系製造業現地法人は約11,000社が操業している（第II-1-1-3表）²⁰²。そのうち、約8割に当たる約8,500社がアジアに立地しており、企業数ベースで見ると製造業のアジア展開はより顕著に現れている。アジアの中では、中国とASEANが主要な立地地域であり、業種としては、化学、鉄鋼・金属などの素材関係、一般機械、電気・情報通信機械、輸送機械などの機械関係が多い。これらの業種では国際的な生産分業が発達しており、国境をまたいだ資材調達が行われている。

第II-1-1-2図 日本のアジア主要国・地域向け直接投資残高（製造業部門）



資料：財務省「本邦対外資産負債残高」から作成。

第II-1-1-3表 日系海外現地法人の企業数（2020年度）

	世界	米国	アジア	中国	ASEAN10	インド			欧州	
						タイ	インドネシア	ベトナム		
全産業	25,703	3,008	17,342	6,303	7,414	2,362	1,147	1,188	616	2,913
製造業	11,070	1,063	8,529	3,651	3,632	1,324	666	677	302	853
食料品	498	69	342	155	146	50	30	30	9	46
繊維	462	12	424	245	153	49	36	43	3	15
化学	1,092	116	803	291	328	110	62	44	30	123
鉄鋼・金属	1,298	92	1,093	435	525	202	92	101	37	46
一般機械	1,742	185	1,321	629	455	178	67	80	41	167
電気・情報通信機械	1,569	133	1,284	596	482	155	39	94	21	109
輸送機械	2,387	310	1,607	592	799	359	211	104	124	214
一社当たり平均売上高（製造業）	12.3	28.9	9.3	9.8	8.3	10.5	7.7	5.1	12.8	18.1

備考：「鉄鋼・金属」は鉄鋼、非鉄金属、金属製品の合計、「一般機械」ははん用機械、生産用機械、業務用機械の合計、「電気・情報通信機械」は電気機械、情報通信機械の合計。

資料：経済産業省「海外事業活動基本調査」から作成。

²⁰¹ 本節において、特に断らない限り、中国は本土のみで香港は含まない。ASEANは10か国ベース。

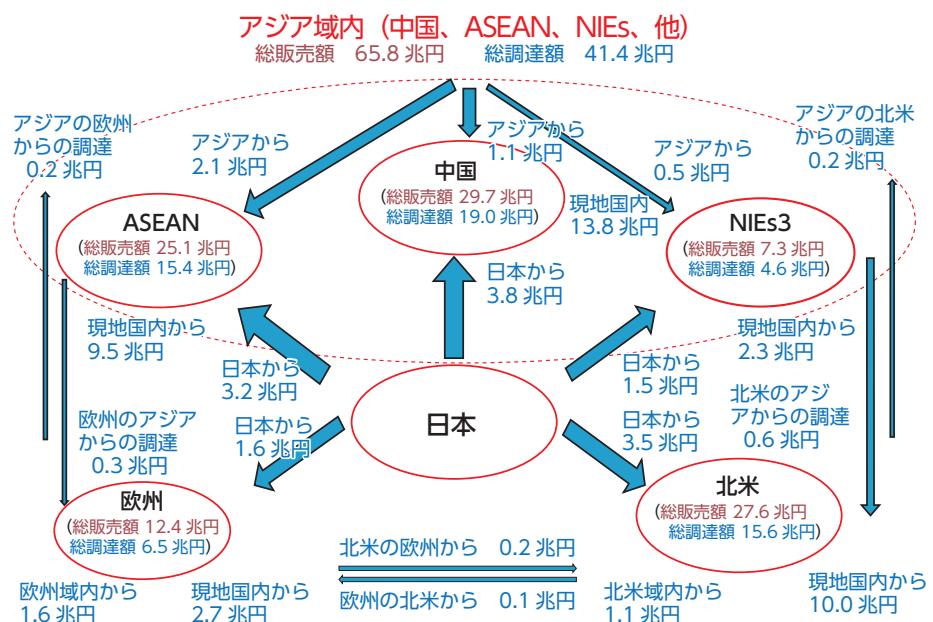
²⁰² 経済産業省「海外事業活動基本調査」は、海外に現地法人を有する日本企業（金融・保険業、不動産業を除く）に対する調査。ここで、「海外現地法人」とは、「海外子会社」と「海外孫会社」を総称し、「海外子会社」とは、日本側出資比率が10%以上の外国法人を指し、「海外孫会社」とは、日本側出資比率が50%超の海外子会社が50%超の出資を行っている外国法人を指す。回収率は75.2%（2020年度実績調査）。

これら海外の生産拠点と日本国内の生産拠点間の部材調達の流れを考察する（第II-1-1-4図）。海外現地法人の部材調達は、日本（本社）、現地国内、地域内を中心にやりとりが観察され、立地国での現地調達がもっとも大きいが、日本からも現地生産が出来ない基幹部品を中心に一定額の部材を供給している。なお、アジア域内での調達は大きいが、アジアと北米、アジアと欧州など地域をまたいだ調達は金額的には限られている。

アジアに立地する製造業現地法人の調達先の推移を見ると、現地に進出した日系企業も含めた現地調達が拡大してきている（第II-1-1-5図、第II-1-1-6図）。

日本からの調達は金額ベースではある程度維持されるものの、シェアとしては2割程度まで低下している。ただし、シェアは高くないとしても、生産に必須な基幹部品が多いと見られ、東日本大震災の際、国内からの部材供給の停滞が、海外拠点の生産にまで影響が及んだ。この傾向は中国、ASEANとも大きくは変わらないが、両地域を比べると、中国の場合は国内現地調達がやや多く、現地において日系企業、地場企業を含めた産業集積が発達していることを示唆している。一方、ASEANはアジア域内調達が相対的に多く、ASEAN相互での部材の融通をしていることが考えられる。このようなASEAN域内での相互調達から

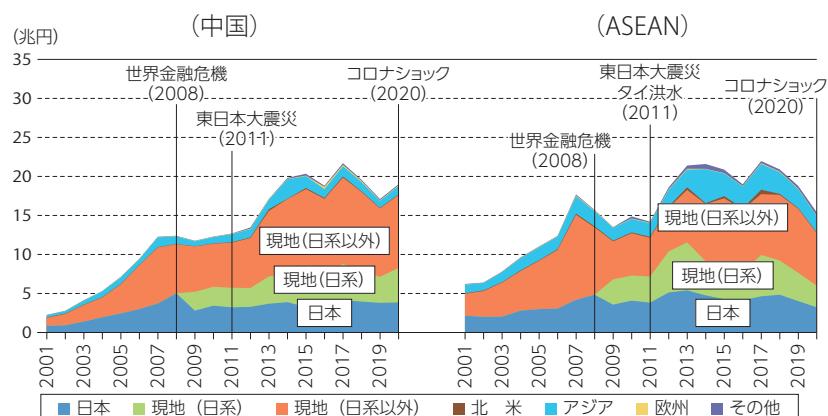
第II-1-1-4図 日系製造業の立地・調達（2020年度）



備考：統計の関係から、シンガポールは、ASEAN、NIEs3の両方に含まれるため、一部重複がある。

資料：経済産業省「海外事業活動基本調査」から作成。

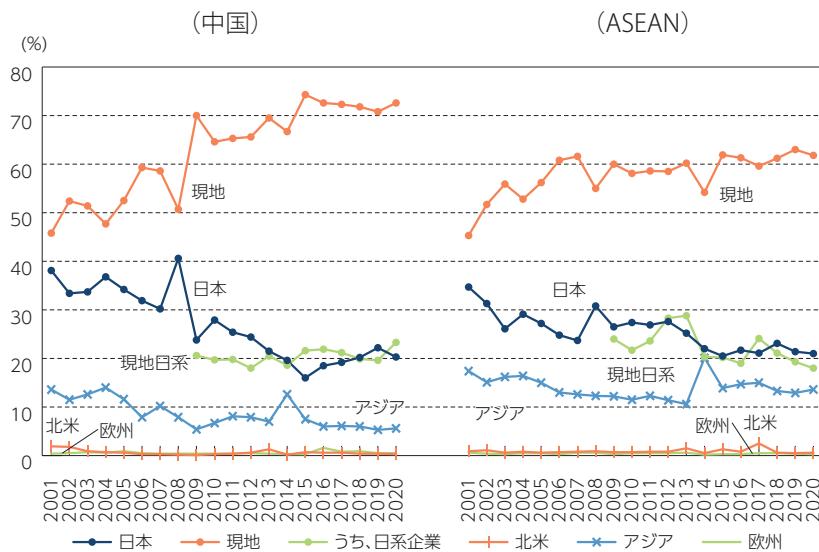
第II-1-1-5図 アジア（中国・ASEAN）に立地する日系製造業現地法人の調達先（金額）



備考1：現地日系企業については2009年度からの調査。それ以前の「現地」には日系・日系以外の両者を含む。

備考2：ASEANは原則として10か国ベース。ただし、統計の関係で2006年度までは、インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイの4か国で集計。
資料：経済産業省「海外事業活動基本調査」から作成。

第II-1-1-6図 アジア（中国・ASEAN）に立地する日系製造業現地法人の調達先（シェア）



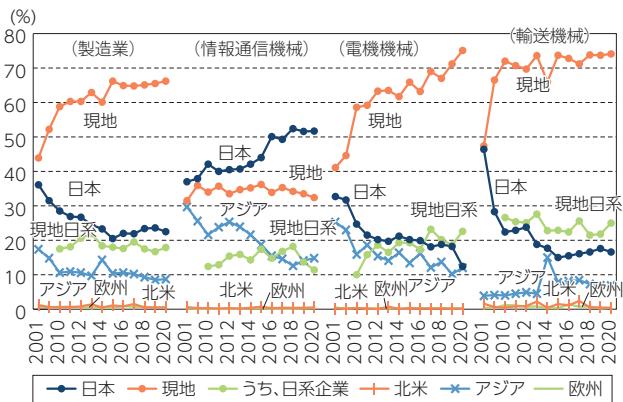
備考1：現地日系企業については2009年度からの調査。なお、現地には現地日系企業も含む。

備考2：ASEANは原則として10か国ベース。ただし、統計の関係で2006年度までは、インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイの4か国で集計。

資料：経済産業省「海外事業活動基本調査」から作成。

2011年のタイの洪水の際には他のASEAN諸国へも影響が及んだと考えられる。なお、業種別には、情報通信機械は日本やアジア域内からの調達が多く、輸送機械は現地調達が多いなどの業種別特性が見られる（第II-1-1-7図）。

第II-1-1-7図 アジアに立地する日系製造業現地法人の調達先（業種別）



備考1：2001、2005、2010年度までは約5年ごと、2011年度以降は毎年表示。

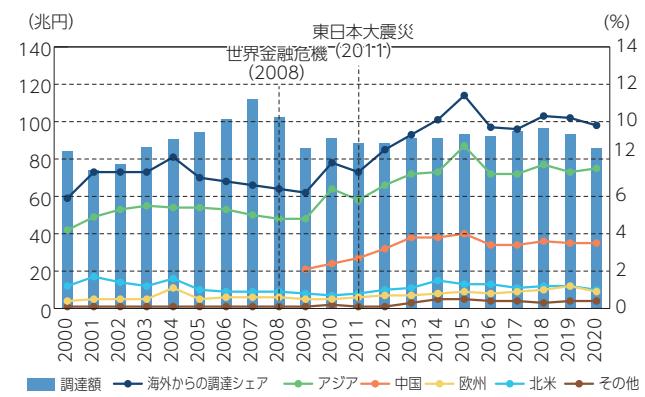
備考2：現地日系企業の調査は2009年度からの調査のため2010年度から表示。現地には現地日系企業も含む。

資料：経済産業省「海外事業活動基本調査」から作成。

一方、日本国内の製造業の調達額を「経済産業省企業活動基本調査」で見ると、世界金融危機、東日本大震災に際して減少したが、その後は緩やかに回復し、2010年代半ば以降はほぼ横ばいで推移している（第II-1-1-8図）。調達先については、金融危機後から

2010年代中頃にかけて、海外からの調達シェアが上昇に向かっており、特に中国を含むアジアのシェアが上昇している。海外から労働集約的な汎用部材を調達して、日本で製造するようなケースが考えられる。しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大以降、海外、特に中国からの部材の供給が寸断され、日本国内での生産が滞ったことで、海外からの調達に関するリスクへの懸念が高まった。

第II-1-1-8図 日本に立地する機械製造業の総調達額に占める調達先シェア



備考1：機械製造業は、「はん用機械」「生産用機械」「業務用機械」「電子部品・デバイス・電子回路」「電気機械」「情報通信機械」「輸送機械」を合計。

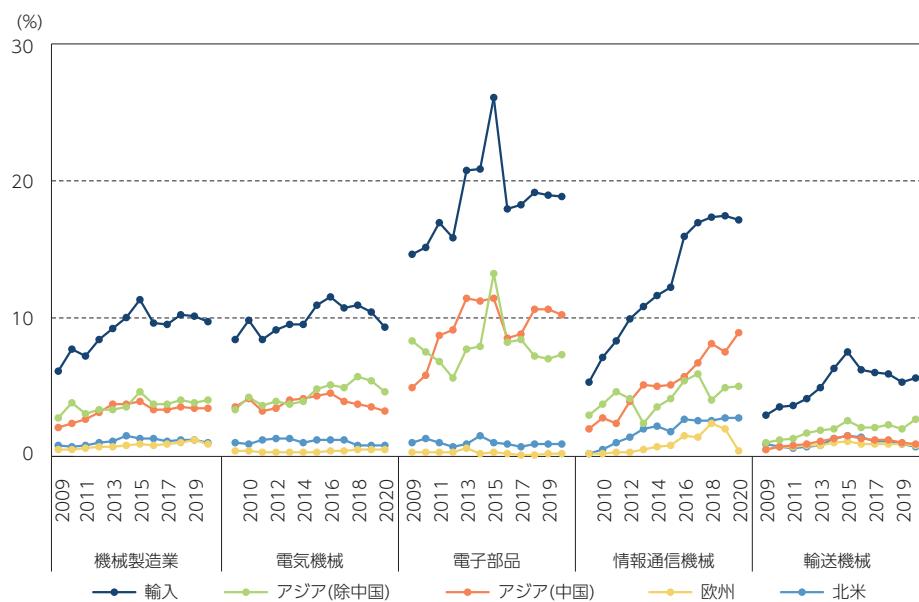
備考2：アジアに中国を含む。中国に関しては2009年度から調査開始。中国に香港を含む。

資料：「経済産業省企業活動基本調査」から作成。

業種別に見ると、電子部品、情報通信機械等で、中国を中心に海外からの調達シェアが上昇している（第II-1-1-9図）。なお、輸送機械は海外からの調達比率は必ずしも高くないが、代表的な製品である自動車は部品点数の多い、すりあわせ型の製品といわれ、少数の部品でも不足すれば生産に大きな影響が生じる可能性がある。

また、日系機械製造業の海外からの調達は、国内からの調達に比べて、企業内取引の面が強い（第II-1-1-10図）²⁰³。具体的には、海外からの調達先は、資本関係のある関係会社からの調達シェアが高く、品質の確証や日本にある本社のコントロールが効きやすい点が影響していると考えられる²⁰⁴。また、地域別には、中国からの調達は相対的に企業内調達のシェアが高く、欧米からの調達では相対的に低い。

第II-1-1-9図 日本に立地する機械製造業の調達先シェア（業種別）

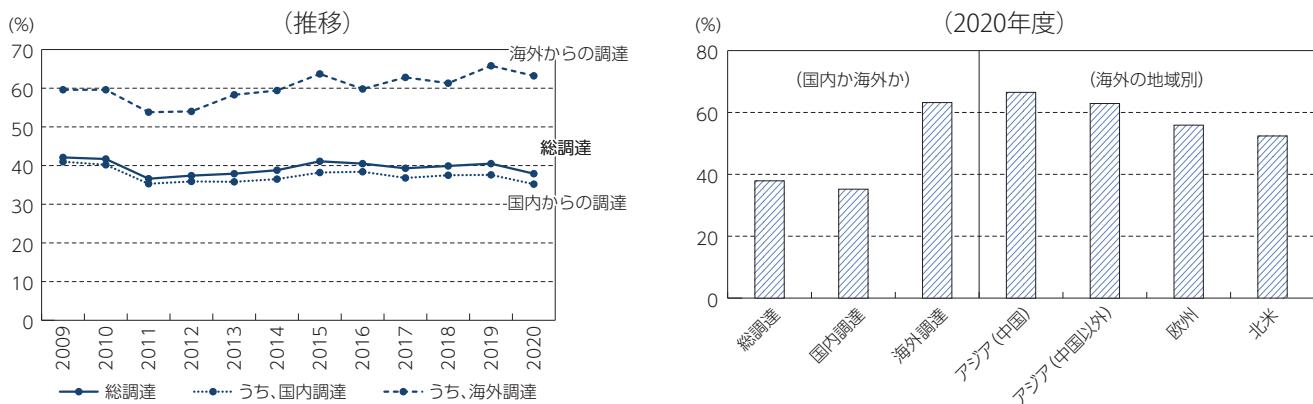


備考1：機械製造業は、「はん用機械」「生産用機械」「業務用機械」「電子部品・デバイス・電子回路」「電気機械」「情報通信機械」「輸送機械」を合計。

備考2：中国に関しては2009年度から調査開始。中国に香港を含む。

資料：「経済産業省企業活動基本調査」から作成。

第II-1-1-10図 日本に立地する機械製造業の調達における関係会社からの調達シェア



資料：「経済産業省企業活動基本調査」から作成。

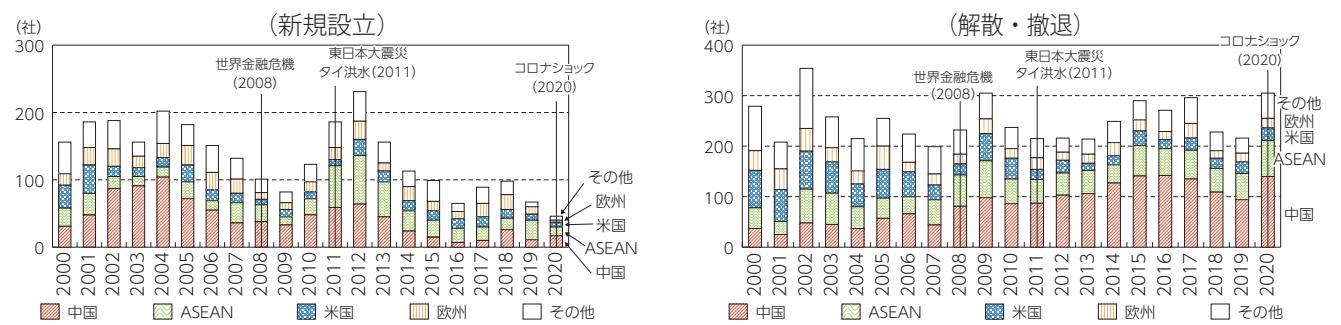
²⁰³ 製造業全体とすると原油の輸入精製なども含まれ焦点がぼやけてしまうため、グローバル・バリューチェーンの分析に当たって機械製造業に絞った。

²⁰⁴ 「経済産業省企業活動基本調査」において、「関係会社」とは、「親会社」、「子会社」及び「関連会社」をいう。「親会社」とは、企業の議決権の50%を超えて所有している会社。「子会社」とは、企業が50%超の議決権を所有する会社（50%以下であっても実質的に支配している会社も含む）。「関連会社」とは、企業が20%以上50%以下の議決権を所有する会社（15%以上20%未満であっても重要な影響を与えることができる会社を含む）。

海外現地法人の立地の見直しという観点から、「海外事業活動基本調査」で「新規設立」、「解散・撤退・出資比率低下」(以下「撤退等」と略す)の動向を見ると、経済的ショックの後には、立地見直しの動きが観察される。例えば、世界金融危機の際は、2008年度と直後の2009年度に新規設立件数が低下して解散等が増加している(第II-1-1-11図)。新型コロナウイルス感染症の拡大した2020年度も同様である。反対に東日本大震災やタイの洪水の影響で2011年度は、ASEANや中国を中心に新規設立件数が増加しており、翌2012年度も

増加が続いている。災害を踏まえて被災した施設の再配置が行われたことが示唆される。また、国・地域別の特色を見ると、各国・地域とも、毎年、一定数の新規設立、撤退等が見られるが、2000年代は中国への新規設立が多く、反対に2010年代に入ってからは、中国からの撤退等を選ぶ企業が増えている²⁰⁵。中国における撤退等を業種別に見ると、繊維など労働集約的業種のほか、電機・情報通信機械、輸送機械などの機械製造業の立地見直しが多い(第II-1-1-12図)。もちろん、立地企業総数と比べれば必ずしも高い比率ではなく、

第II-1-1-11図 日系製造業現地法人の新規設立、撤退等の企業数

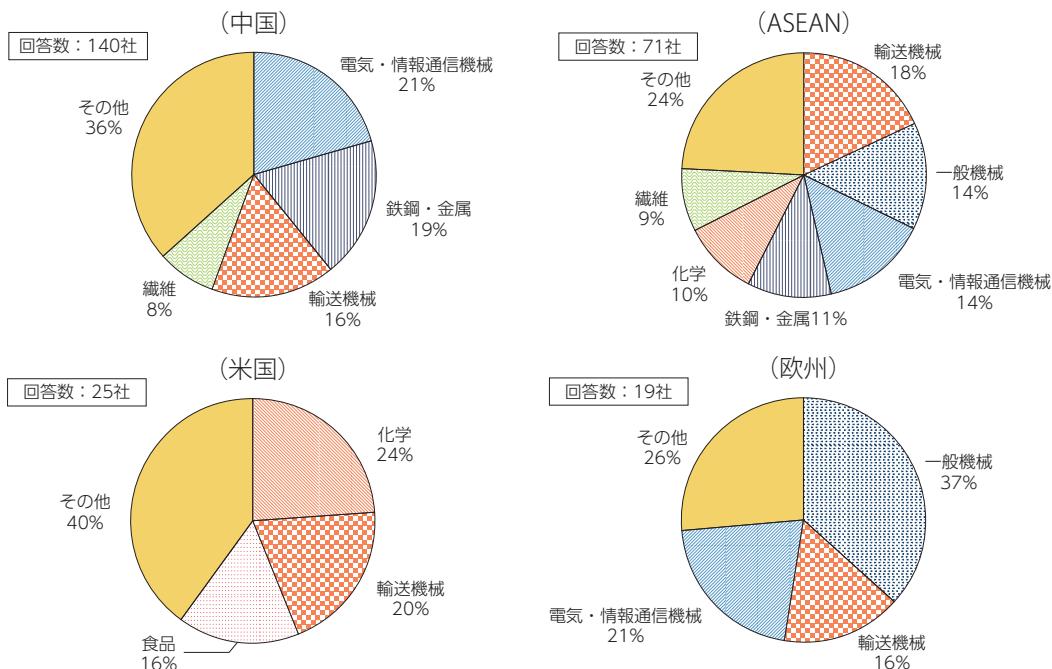


備考1：当該年度に「新規設立」、「解散等」があったと回答のあった企業数。なお、出資比率の低下にとどまる場合は、現地法人数の減少には結びつくとは限らない。

備考2：ASEANは原則として10か国ベース。ただし、統計の関係で2006年度までは、インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイの4か国で集計。

資料：経済産業省「海外事業活動基本調査」から作成。

第II-1-1-12図 撤退等企業の主要な業種（2020年度）



備考1：「鐵鋼・金属」は鉄鋼、非鉄金属、金属製品の合計、「一般機械」ははん用機械、生産用機械、業務用機械の合計、「電気・情報通信機械」は電気機械、情報通信機械の合計。

備考2：一部詳細業種が秘匿されているデータがある。

資料：経済産業省「海外事業活動基本調査」から作成。

205 2000年代の新規設立の増加は2001年末にWTOに加盟した中国への期待が高まっていたことがうかがえる。2010年代の撤退等の増加は、2012年の尖閣諸島国有化による抗日運動の高まりや2015年の6月からの上海株式市場の急落、8月の人民元切下げ等による中国経済への信頼低下があることが考えられる。

多くの企業は操業を続けている点には注意が必要であるが、企業は事業環境やリスクに応じて、常に立地の見直しを進めていることがうかがえる。

以上をまとめると、我が国を取り巻くグローバル・バリューチェーンの変遷は以下のとおりである。我が国の製造業はアジアを中心に海外展開し、生産拠点間のグローバル・バリューチェーンが形成された。中国のプレゼンスは高いが、ASEAN諸国への分散化の動きも見られる。海外の生産拠点は調達の現地化も進んだが、情報通信機器製造業を筆頭に、基幹部品など日本から一定の調達は続いている。日本国内の生産拠点では、世界金融危機、東日本大震災後、海外からの調達シェアが上昇して、中国への部材依存も高まった。しかし、2020年の新型コロナウイルス感染症拡大を契機に供給寸断への懸念も認識されるようになった。企業は災害や経済的ショックなど事業環境に応じて、生産拠点の見直しを行っており、依然として操業を続ける企業は多いものの、一部には中国などの拠点を見直す動きも見られる。

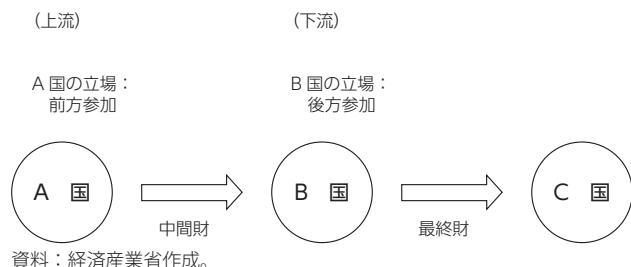
(2) 主要国のグローバル・バリューチェーン

ここまで我が国製造業の海外展開や国際的な資材の流れ（グローバル・バリューチェーン）を見てきたが、日本以外の諸外国はどうなっているであろうか。国際的な資材の流れは貿易統計で補足できるが、国際的な生産分業に基づくグローバル・バリューチェーンにおいては、中間財の形で海外において生産された付加価値が集積していくため、通常の貿易統計では把握が困難になってきている。このような問題に対処するため、OECDは付加価値貿易統計（OECD TiVA）を開発した。ここではOECD TiVAを利用して、主要国・地域のグローバル・バリューチェーンへの参加の実態を考察する²⁰⁶。

グローバル・バリューチェーンへの参加には二通り

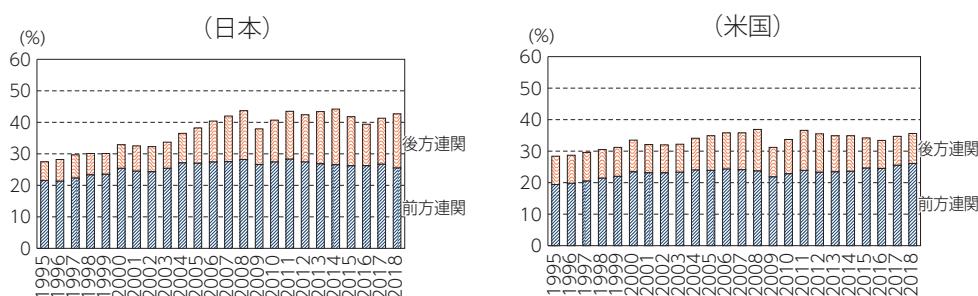
のタイプがあり、単純な例を挙げれば、A国のように生産工程の上流に位置して中間財を供給するケース（前方参加）とB国のように自国の生産のために中間財の供給を受けるケース（後方参加）がある（第II-1-1-13図）。

第II-1-1-13図 グローバル・バリューチェーンへの前方参加・後方参加

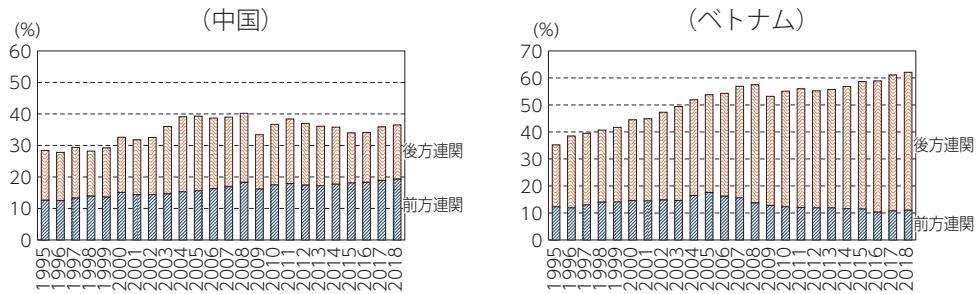


主要国の特徴を見ると、一般に日本や欧米先進国は中間財を供給する前方参加が大きく、中国、ベトナムなど新興国は中間財の供給を受けて国内で組み立てる後方参加の形で、グローバル・バリューチェーンに参加することが多い（第II-1-1-14図）。この関係は当該国の産業・貿易構造の変化によって変わってきた。例えば日本においては2000年代、前方参加が安定的に推移する一方で、次第に後方参加も拡大してきた。反対に中国は、他国からの中間財を受けて加工組立てを行う後方参加から、むしろ他国へ中間財を供給する前方参加へとシフトしている。言い換えれば、中国は単なる加工組立てを行う生産地から、他国に中間財を供給する立場に変わってきた。そのことを相手国の側から見れば、中間財の中国依存が強まっていることを意味し、新型コロナウイルス感染症拡大時に起きたようなグローバル・バリューチェーン途絶のリスクも高まっていることを示唆している。

第II-1-1-14図 主要国のグローバル・バリューチェーンへの参加（世界との前方連関・後方連関）



²⁰⁶ OECD TiVA(2021年版)を利用。2021年版は1995年から2018年を対象としたデータを提供している。なお、2023年6月1日現在、2022年暫定版も公表されているが、最近年について各国が公表した国民経済計算を必ずしも反映しておらず、近々改定される予定とのことで利用を見送った。



備考：OECD TiVAにおける前方・後方参加指数の定義は次のとおり。
 前方参加指数＝他国の総輸出における自国の付加価値 / 自国の総輸出
 後方参加指数＝自国の総輸出における他の国（地域）の付加価値 / 自国の総輸出
 資料：OECD TiVA から作成。

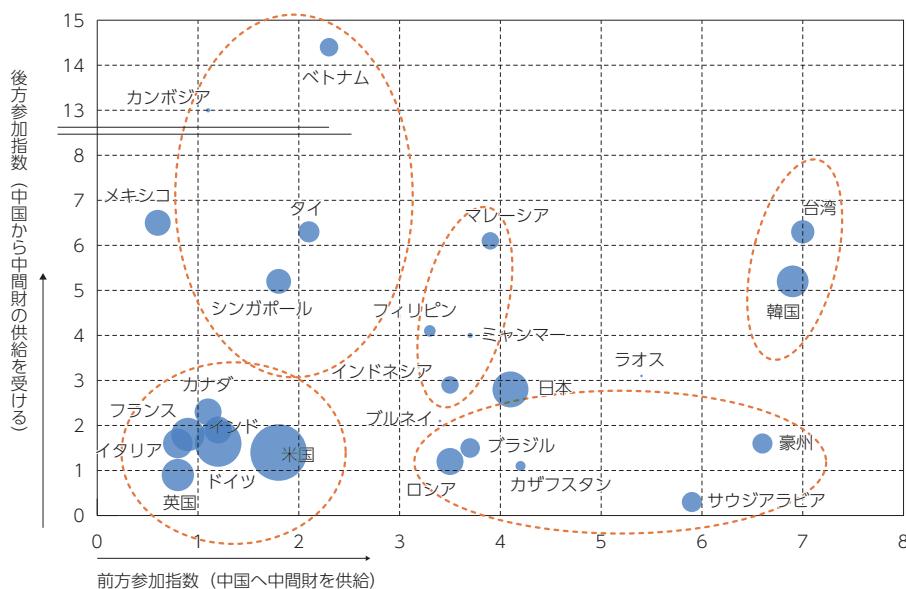
(主要国・地域と中国との関係)

そこでOECD TiVAを利用して、主要国・地域と中国とのグローバル・バリューチェーン上の関係を見てみる。第II-1-1-15図は横軸にOECDが定義するグローバル・バリューチェーンへの前方参加指数、縦軸に後方参加指数をプロットし、円は各国・地域の総輸出額の大きさを反映している。いくつかのグループに分けて考えれば特徴が分かり易い。例えば、韓国、台湾は中国に中間財を供給する前方参加を中心 중국と特に強い関係を有している。豪州、サウジアラビアなど資源国は資源の供給を通じて中国との間で強い前方連関を持っている。このグループの中には、中央アジアの一帯一路沿線国のカザフスタンやロシアも含まれる。中央部にASEAN諸国が展開している。ASEAN

の中でも、ベトナム、カンボジア、タイ、シンガポールなどは、中国から中間財の供給を受けて加工、組立て、輸出を行う後方連関の強い国が多い。一方で、ASEANの中でも、資源国であるインドネシア、半導体を中国に輸出しているフィリピン、マレーシアなどは、前方連関も強く双方向の関係を有している。欧米主要国は左下に固まっており、貿易額は大きいものの、他に関係の強い国（例えば欧州諸国にとって同じ欧州諸国、米国にとってカナダ・メキシコなど）があるため中国とのグローバル・バリューチェーン指数は必ずしも大きくはない。アジアの中では中国との関係の薄いインドもこの位置にいる。日本は中国と前方連関の方がやや強いが、後方も強い関係を有している。

時系列での変化を見ると、各国・地域とも、中国が

第II-1-1-15図 主要国・地域の中国との前方連関・後方連関



備考：横軸、縦軸、円の大きさは次のとおり。

横軸：前方参加指数＝中国の総輸出における自国・地域の付加価値 / 自国・地域の総輸出
 縦軸：後方参加指数＝自国・地域の総輸出における中国の付加価値 / 自国・地域の総輸出
 円：当該国・地域の輸出額を反映。

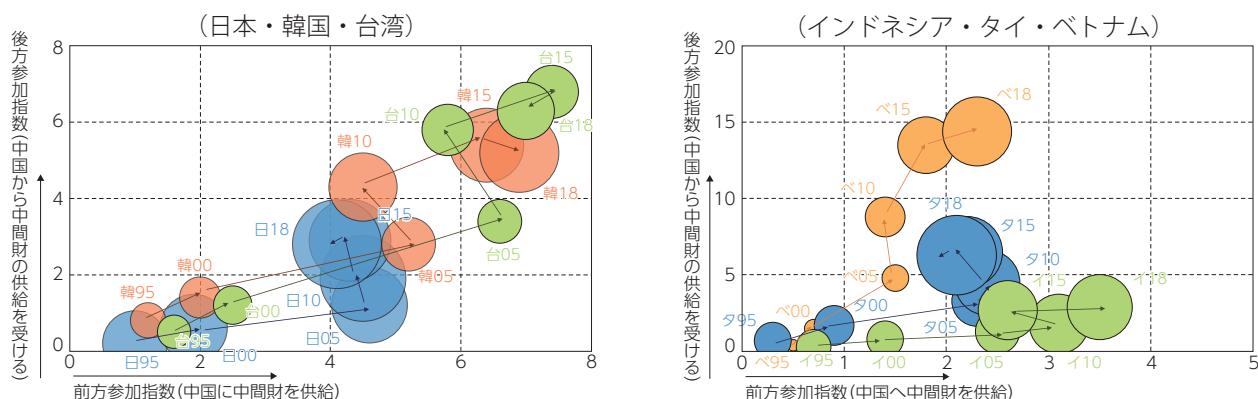
なお、輸出額が一定規模以上の主要国・地域に絞ったが、ASEANは10か国全てを表示。
 資料：OECD TiVA から作成。

WTOに加盟した2000年から2005年の間に急速に中国との関係が強まっている(第II-1-16図)。その後、日本は、垂直方向の移動が多く、中国から中間財の供給を受ける後方連関を強めていることが分かる²⁰⁷。一方、韓国、台湾は、その後も斜め上方に移動して前方・後方とも中国との関係を強めている。ASEANの場合、国による相違があり、資源国でもあるインドネシアが水平方向に移動し、中国との前方連関を強めているのに対して、ベトナム、タイは2010年頃から垂直方向への移動が目立ち、中国の中間財を利用する後方連関が強まっている。

中国とのグローバル・バリューチェーン上の関係を

業種別に見たのが第II-1-17図である。各国・地域が電気・電子機器、自動車の輸出を行うに当たって、相手国・地域にどの程度、部材を依存しているかを示している。左図の横軸は、中国の電気・電子機器輸出の中に含まれる各国・地域の付加価値成分のシェアで、中国の輸出額のうち、韓国が5%弱、日本、台湾、米国がそれぞれ2~3%を占めている²⁰⁸。これらの国・地域が供給している具体的品目はOECD TiVAからは分からぬものの、化学、金属、電子部品などが考えられ、これら諸国・地域にとって中国は重要な顧客であるとともに、中国から見れば産業に重要な物資の貴重な供給国・地域といえる。

第II-1-16図 主要国・地域の中国との前方・後方連関の変化
(1995→2000→2005→2010→2015→2018)



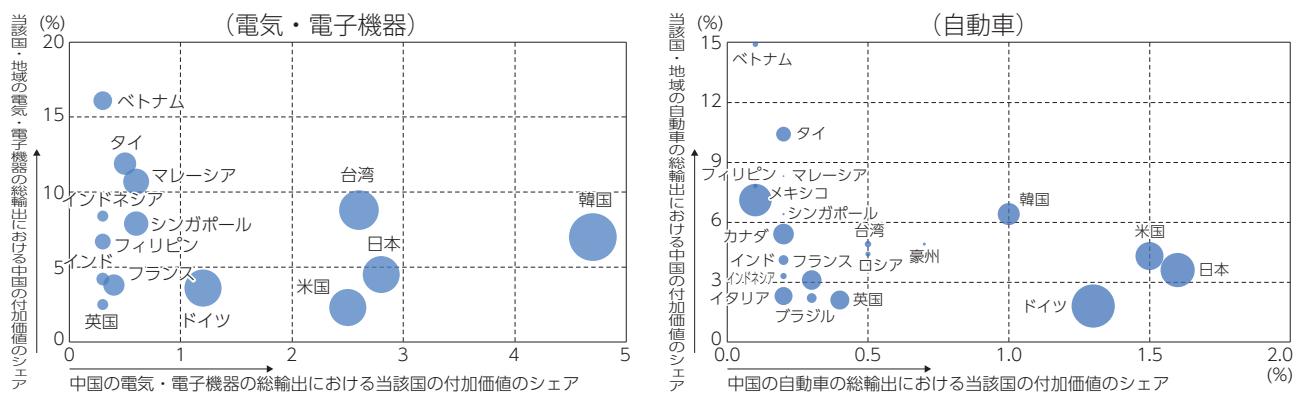
備考1：縦軸、横軸、円の大きさは第II-1-15図の備考参照。

備考2：1995年から2018年までの6時点の変化を表示。

備考3：左右二つのグラフで目盛りが異なる点には注意。特に右図では、縦横の比率が異なり、縦軸の1目盛りが極めて大きい。

資料：OECD TiVAから作成。

第II-1-17図 主要国・地域の中国との連関（電気・電子機器、自動車）



資料：OECD TiVAから作成。

²⁰⁷ OECD TiVAでは、付加価値を生産国ベースで集計しており、外資系企業の生産した付加価値も立地国の付加価値と見なしている。日本の中国との後方連関の高まりも、中国に進出した日系サプライヤーから部材の逆輸入が行われるようになった影響も含まれる。

²⁰⁸ OECD TiVAでは業種別の前方参加・後方参加の指標は定義されていない。中国側、相手国・地域側、2種類の業種があるため特定する必要がある。ここでは、横軸に中国の電気・電子機器産業の総輸出に対する、その中に含まれる相手国・地域の付加価値成分のシェアをとった。この場合、相手国・地域側の業種は問わない（電子部品かもしれないし、金属製品かもしれないし、化学薬品かもしれない）。縦軸には相手国・地域の電子・電気機器産業の総輸出に対する、その中に含まれる中国の付加価値成分のシェアとした。この場合、中国側の業種は問わない。

反対に縦軸は相手国・地域の電気・電子機器輸出に含まれる中国の付加価値成分のシェアである。例えば、ベトナムの電気・電子機器輸出の15%以上、タイ、マレーシアも10%以上が中国で生産された付加価値となっている。このように見えてくるとASEAN諸国は電気・電子機器輸出において、中国に大きく中間財を頼っていることが分かる。また、縦横の目盛りを比較すれば、各国・地域は中国に中間財を供給するよりも、中国からの中間財に頼る傾向が強い。

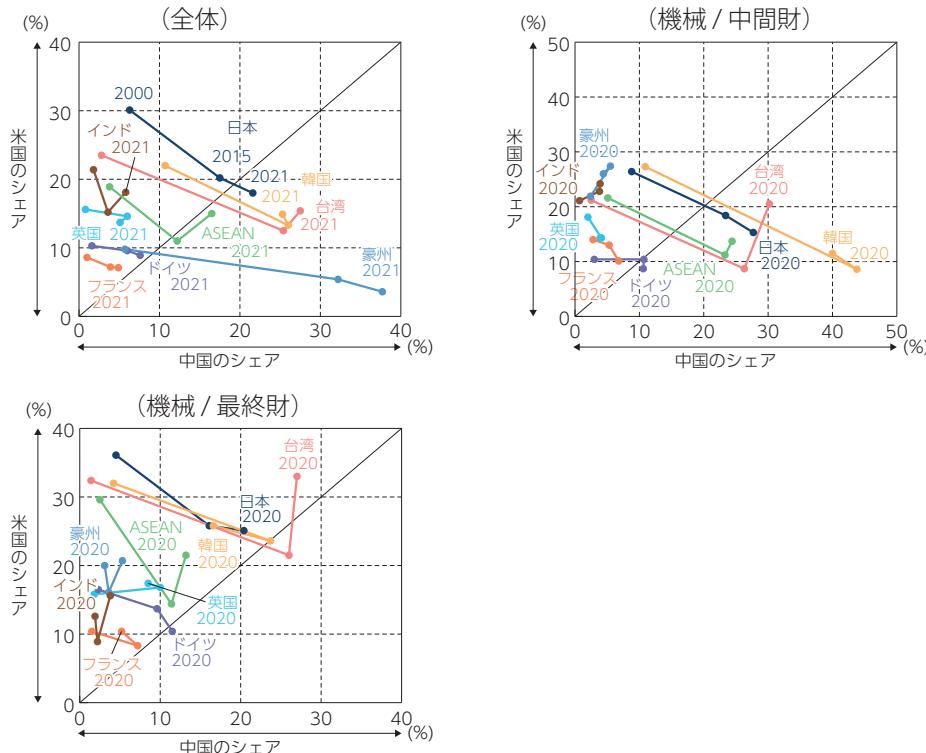
同様に右図では、自動車輸出における中国と主要国・地域の関係を示している。横軸方向を見ると、中国の自動車輸出に対して、アジアの日本、韓国や米国、ドイツなどの欧米諸国が中間財を供給する前方連鎖を持つことを示しているが、その程度は限定的である。一方、縦軸方向を見ると、ベトナム、タイなどASEAN諸国が並ぶとともに、メキシコ、カナダも中国から中間財供給を受けて国内で組立てを行う後方連鎖の関係が強いことが分かる。

(主要国・地域の輸出における米中のバランス)
ここまで中間財の供給・調達という観点から考えて

きたが、ここでは輸出先という観点から考えてみる。近年、米中貿易摩擦の激化が懸念される中で、輸出先としての米中の重要性はどうなっているのであろうか。主要国・地域の輸出における両国のシェアの推移をプロットしたのが第II-1-18図である。中国がWTOに加盟した2000年代初頭から、中国の成長とともに中国向け輸出のシェアが拡大している。特に日本、韓国、台湾、ASEAN等のアジア諸国・地域は大きく中国依存を高めてきた。その背景にあるのはアジア域内における国際的生産分業、それに基づくグローバル・バリューチェーンの拡大であった。機械分野における輸出を例に、中間財・最終財に分けて米国・中国向け輸出シェアを同じようにプロットしてみると、アジア諸国・地域の中間財輸出において、中国向けシェアは米国向けを上回って拡大した²⁰⁹。一方で、最終財輸出においては、依然として、アジア諸国・地域の輸出先として米国の存在の方が大きい。

また、期間を分けて2010年代の半ば以降の動きを見ると、ASEANや台湾では45度線に沿って移動し米国シェアも拡大に転じるなど振り戻しの動きも見られる。財別に分けると、中間財は中国向けシェアが米国向け

第II-1-18図 主要国・地域の輸出における米国・中国のシェア (2000→2015→2021)



備考1：統計の関係から、ASEANは「全体」は10か国ベース、「機械の中間財・最終財」はブルネイ、カンボジア、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナムの8か国ベース。

備考2：統計の関係から、「機械の中間財・最終財」の最新年は2020年。

資料：IMF「Direction of Trade」、Global Trade Atlas、RIETI-TIDから作成。

²⁰⁹ 中間財全体では、原油、天然ガスなど資源が含まれるため、国際的生産分業の対象として、機械分野のデータを観察した。

シェアを上回ることは変わらないが、ASEAN や台湾では米国向けシェアも拡大して、中国シフトの勢いは弱まっている。また、最終財は、依然として米国向けシェアが中国向けシェアを上回っており、ASEAN、台湾においては米国シェアがさらに拡大している。

ここまで見たことをまとめると、中国はグローバル・バリューチェーンにおいて、他国に中間財の供給を行う形での連関を強めている。アジア諸国・地域の中国との関係を見ると、韓国、台湾は前方連関を中心に中国との関係が強く、ASEAN 諸国は、インドネシアは

前方連関で、ベトナムなどは後方連関で中国と強い関係を有している。特に電気・電子機器や自動車などの分野を見ると、ASEAN 諸国は中国から中間財の供給を受ける後方連関が強いことが分かる。しかし、それはサプライチェーン寸断によるリスクが高いことを示唆している。最近の米中貿易摩擦の中で、輸出先のバランスを見ると、特に中間財輸出で中国向けのシェアが高まっていたが、近年では米向け輸出のシェアが上昇するなど、振り戻しの動きが見られる。

2. サプライチェーンの寸断が我が国経済に及ぼす影響

前項では、我が国を取り巻くグローバル・バリューチェーンの実態について確認してきたが、本項及び次項では、ノムラ・リサーチ・インスティテュート・シンガポールが実施した「我が国企業の海外展開の実態及び課題に係るアンケート調査（2022年度）」²¹⁰の調査結果等を

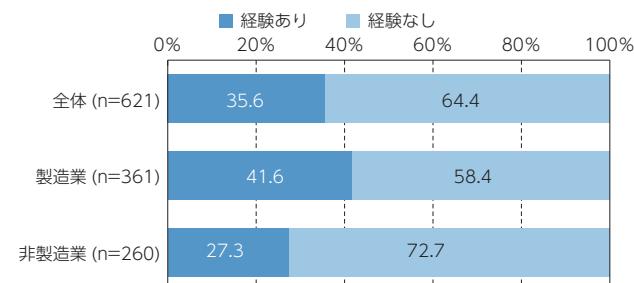
中心に、海外展開を行う我が国企業の視点に立ち、我が国企業を取り巻くサプライチェーンにおけるリスク認識の実態について見ていくとともに、サプライチェーンの強靭化に向けた課題について整理していく。

まず、本項では、新型コロナウイルス感染症の流行により露呈したサプライチェーンのぜい弱性が我が国企業に及ぼした影響について見ていくとともに、こうした経験に基づき我が国企業はどのような課題認識を持っているかについて確認していく。

第 II-1-1-19 図は、新型コロナウイルス感染症の流行以降の我が国企業におけるサプライチェーンの途絶経験について尋ねたものであるが、非製造業で途絶経験ありと答えた企業が約 2 割にとどまっているのに対し、製造業では約 4 割と半数近くに上っていることが分かる。

さらに、サプライチェーンの途絶がどの国・地域で生じたかを尋ねたものが第 II-1-1-20 図であるが、中

第 II-1-1-19 図
2020 年以降のサプライチェーン途絶経験の有無



資料：ノムラ・リサーチ・インスティテュート・シンガポール「我が国企業の海外展開の実態及び課題に係るアンケート調査（2022年度）」から作成。

第 II-1-1-20 図 サプライチェーンの途絶が生じた国・地域（2020-2022 年度）

(n=221)		中国	日本	ASE-AN6	北米	NIEs3	その他地域	欧州	その他 ASEAN	インド
調達	2020 年度	35.7%	25.8%	20.4%	8.1%	7.2%	3.6%	5.9%	2.7%	1.8%
	2021 年度	40.3%	29.9%	21.3%	9.5%	5.9%	3.6%	5.4%	4.1%	1.4%
	2022 年度	43.4%	31.7%	14.9%	8.6%	5.9%	5.4%	5.4%	3.2%	0.9%
生産	2020 年度	29.4%	25.3%	16.7%	6.8%	5.0%	4.5%	4.1%	2.7%	3.2%
	2021 年度	31.2%	27.1%	17.2%	6.8%	2.3%	5.4%	3.2%	4.1%	2.3%
	2022 年度	35.3%	30.3%	9.0%	6.3%	2.7%	5.0%	3.2%	2.7%	2.3%
販売	2020 年度	23.5%	30.3%	19.9%	11.3%	7.2%	11.3%	5.9%	4.1%	5.4%
	2021 年度	24.0%	34.4%	18.1%	11.3%	8.6%	16.7%	7.2%	6.3%	5.9%
	2022 年度	27.6%	33.5%	14.0%	10.4%	7.7%	11.8%	8.1%	4.1%	5.4%

備考：調達・生産の中止が生じた地域、自社の販売先で影響を与えた地域を全て選択。「該当するものはない」を除く。

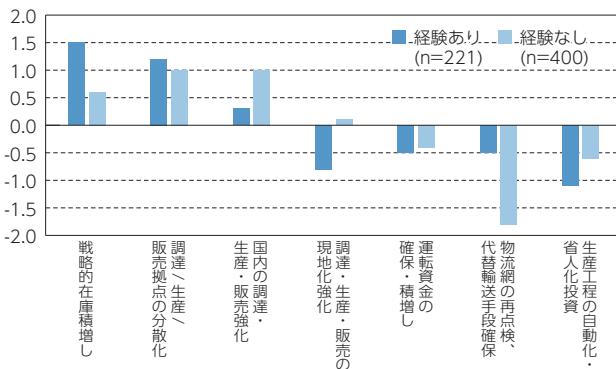
資料：ノムラ・リサーチ・インスティテュート・シンガポール「我が国企業の海外展開の実態及び課題に係るアンケート調査（2022年度）」から作成。

²¹⁰ アンケート実施期間：2023 年 2～3 月。調査対象：金融・保険業を主業から除く、関係会社に海外企業を含む企業に送付（関連企業は、出資比率 50.1 % 以上）。調査方法：調査票を郵送し、WEB での回答を依頼。有効回答数：621 社、回収率：6.6%。

第II-1-1-21図 サプライチェーン途絶による生産と販売への影響

		影響なし	全部または一部が1か月以内の期間停止	10%未満が1か月以上停止	10~30%が1か月以上停止	30~50%が1か月以上停止	50%以上が1か月以上停止	全てが1か月以上停止
生産	2020年度(n=116)	6.3%	15.4%	2.3%	4.1%	3.2%	5.4%	4.5%
	2021年度(n=126)	9.5%	26.2%	9.5%	7.1%	8.7%	7.1%	9.5%
	2022年度(n=134)	11.9%	24.6%	6.7%	10.4%	6.7%	9.0%	7.5%
販売	2020年度(n=111)	6.3%	21.6%	10.8%	14.4%	6.3%	9.0%	4.5%
	2021年度(n=119)	6.7%	21.8%	12.6%	15.1%	8.4%	5.0%	8.4%
	2022年度(n=125)	9.6%	18.4%	14.4%	13.6%	5.6%	8.0%	8.0%

資料：ノムラ・リサーチ・インスティテュート・シンガポール「我が国企業の海外展開の実態及び課題に係るアンケート調査（2022年度）」から作成。

第II-1-1-22図
サプライチェーンの途絶経験を踏まえた課題認識

備考：数値は、上位3位をウェイト付け（1位:3点、2位:2点、3位:1点）集計し、平均=0、標準偏差=1となるようにスコアリングした結果を表している。

資料：ノムラ・リサーチ・インスティテュート・シンガポール「我が国企業の海外展開の実態及び課題に係るアンケート調査（2022年度）」から作成。

国が最も多く、次に日本、ASEAN6と続いており、日本国内でのサプライチェーン途絶経験も多いことが分かる。ただし、日本国内におけるサプライチェーンの途絶は、元をたどれば国外に起因している場合も少なくないと考えられる。

第II-1-21図は、サプライチェーンの途絶の影響がどの程度であったかを生産・販売別に尋ねたものであるが、生産・販売ともに「自社の対象事業における生産・販売の全部または一部が1か月以内の期間停止」と答える企業が最も多くなっていたが、「1か月以上生産・販売の全部または一部が停止」と答えた企業も少なくなく、「1か月以上生産・販売の全部が停止」とする企業もあったことが分かる。また、生産よりも販売において、1か月以上影響が出たと回答する企業が多く、自社の生産が仕入先から受ける直接的影響は一時的なものにとどまる一方で、サプライチェーン全体の機能停止により販売・納入が滞る影響は長期に及んでいる可能性が示唆される。

こうしたサプライチェーンの途絶の経験の有無別に

サプライチェーンの強靭化に向けた課題認識について尋ねたものが第II-1-22図である。ここで示されている数値は、上位3位をウェイト付け（1位:3点、2位:2点、3位:1点）集計し、平均=0、標準偏差=1となるようにスコアリングした結果を表している。これを見ると、途絶経験ありと答えた企業では、「戦略的な在庫の積み増し」や「調達拠点・生産拠点・販売拠点の分散化」を課題として認識する傾向が強く、「国内における調達・生産・販売の強化」も平均を上回っている。一方、途絶経験のない企業について見てみると途絶経験のある企業では、「調達・生産・販売の現地化の強化」に対する課題認識が平均以下だったのに対し、途絶経験のない企業では平均以上となっている。ここから、サプライチェーンの途絶経験のある企業は経験のない企業と比べて、調達・生産・販売の現地化の強化を課題として強く認識していないといえる。

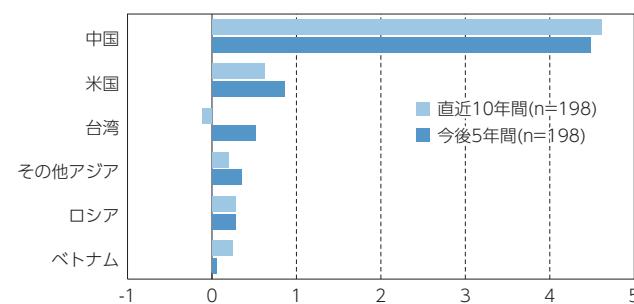
以上、サプライチェーンの途絶が我が国企業に及ぼした影響について見てきたが、新型コロナウイルス感染症の流行以降、主に製造業においてサプライチェーンの途絶を経験してきたこと、生産への影響が局所的・一時的なものにとどまても、サプライチェーン全体の機能が停止することにより、販売・納入の滞りは長期化する可能性があること、サプライチェーン強靭化のための課題としては、戦略的な在庫積み増しや調達・生産・販売の分散化を基本としながらも、調達・生産・販売については、海外現地よりも日本国内を重視する傾向があることを示した。

次項では、我が国企業を取り巻くサプライチェーンのリスク認識について見ていくとともに、サプライチェーンの強靭化に向けた課題について示していく。

3. サプライチェーンリスクに対する認識の高まりとサプライチェーン強靭化に向けた取組

近年、我が国企業を取り巻くサプライチェーン環境では、新型コロナウイルス感染症流行の影響のみならず、政治経済的要因など様々なリスクに対する認識が強まっている。本項では、我が国企業を取り巻くサプライチェーンについて、具体的にどのような国や地域でどのようなリスクが高まっているのか、またこうした認識を踏まえ、調達・生産・投資先としてどのような国・地域を重視する動きが見られるのかについて見ていく

第II-1-1-23図
サプライチェーンリスクが高まった国・地域



備考：サプライチェーン上でリスクに対する認識が高まった上位3位の国・地域について、ウェイト付け（1位:3点、2位:2点、3位:1点）集計し、平均=0、標準偏差=1となるようにスコアリングした結果。グラフはスコアが平均値を上回っている国・地域を示している。

資料：ノムラ・リサーチ・インスティテュート・シンガポール「我が国企業の海外展開の実態及び課題に係るアンケート調査（2022年度）」から作成。

とともに、我が国企業を中心としたサプライチェーンを強靭化してくための方策について示していく。

第II-1-1-23図は、海外展開を行う我が国企業に、直近10年間でサプライチェーンリスクが高まった国・地域と今後5年でサプライチェーンリスクが高まると考えられる国・地域を尋ねたものである。ここで示されている数値は、サプライチェーン上でリスクに対する認識が高まった上位3位の国・地域について、ウェイト付け（1位:3点、2位:2点、3位:1点）集計し、平均=0、標準偏差=1となるようにスコアリングした結果を示したものであり、グラフはスコアが平均値を上回っている国・地域を示したものだが、直近10年間、今後5年間ともに中国に対するリスク認識が突出している。

さらに、どのようなリスクが高まったかを複数回答で尋ねたものが第II-1-1-24図になるが、中国に着目すると、直近10年では、地政学的なリスクや経済安全保障上のリスクと答える企業の割合が最も高くなっています。続いて、感染症を含む環境リスクや、マクロ経済リスクやサプライチェーンリスクを挙げる企業も一定数おり、人権リスクを挙げる企業もあった。一方、今後については、感染症を含む環境リスクを挙げる企

第II-1-1-24図 サプライチェーン上のリスク

直近10年(n=167) 今後5年(n=169)		地政学的 リスク	環境 リスク	経済安全 保障上の リスク	マクロ経済 リスク	サプライ チェーン リスク	人権問題 リスク	金融リスク
中国	直近10年	53.4%	45.0%	48.9%	27.9%	27.9%	16.5%	5.6%
	今後5年	69.5%	22.6%	61.6%	28.7%	17.4%	22.1%	7.6%
米国	直近10年	26.3%	31.6%	31.6%	35.5%	36.8%	0.0%	1.3%
	今後5年	37.3%	18.7%	49.3%	45.3%	25.3%	2.7%	0.0%
台湾	直近10年	54.2%	25.0%	45.8%	25.0%	8.3%	4.2%	8.3%
	今後5年	78.0%	2.0%	62.0%	12.0%	0.0%	0.0%	0.0%
その他 アジア	直近10年	34.8%	58.7%	13.0%	34.8%	23.9%	6.5%	13.0%
	今後5年	34.7%	49.0%	36.7%	38.8%	20.4%	12.2%	8.2%
ロシア	直近10年	94.2%	3.8%	32.7%	5.8%	11.5%	15.4%	11.5%
	今後5年	98.1%	0.0%	40.4%	25.0%	30.8%	30.8%	26.9%
ベトナム	直近10年	18.4%	55.1%	6.1%	28.6%	14.3%	0.0%	10.2%
	今後5年	28.6%	34.3%	11.4%	51.4%	0.0%	5.7%	0.0%

地政学的リスク：国家間等での緊張の高まり、不安定な政治体制、紛争・テロ等

環境リスク：自然災害、気候変動、感染症等

経済安全保障リスク：米中貿易摩擦、経済的威圧、強制的技術移転、貿易制限・関税、投資規制等

マクロ経済リスク：需要の変動、商品価格変動、為替変動等

サプライチェーンリスク：輸送・交通インフラ不全、情報通信の途絶等

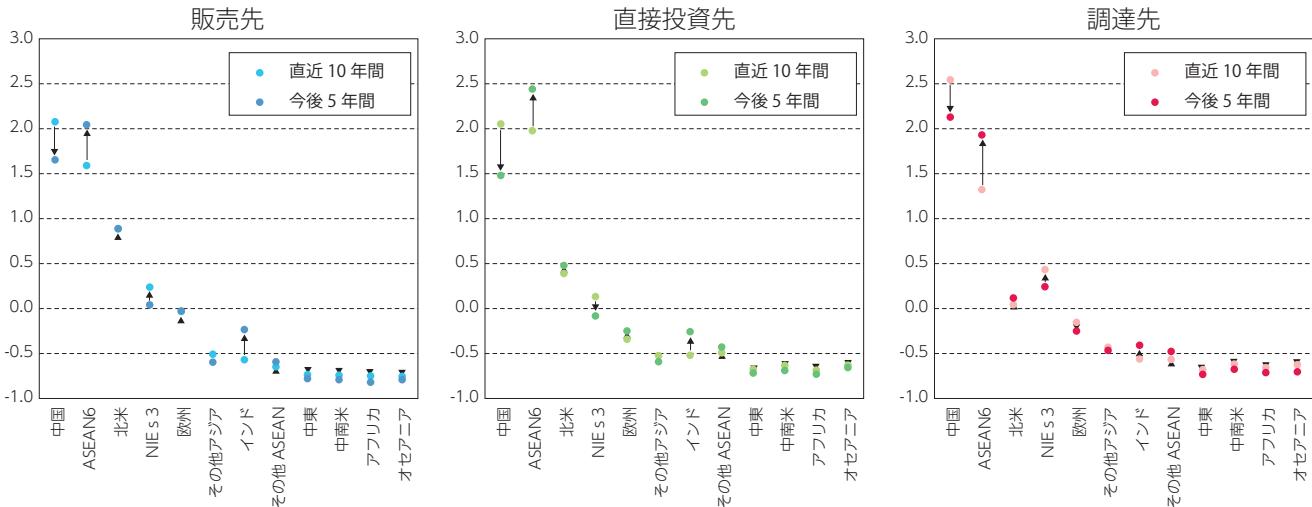
人権リスク：人権問題

金融リスク：資本取引規制、不安定な決済システム等

備考：過去10年間に高まったリスク、今後5年間に高まると考えられるリスクについて、当てはまるものをすべて選択。

資料：ノムラ・リサーチ・インスティテュート・シンガポール「我が国企業の海外展開の実態及び課題に係るアンケート調査（2022年度）」から作成。

第II-1-1-25図 調達先、販売先、直接投資先として重視する国・地域



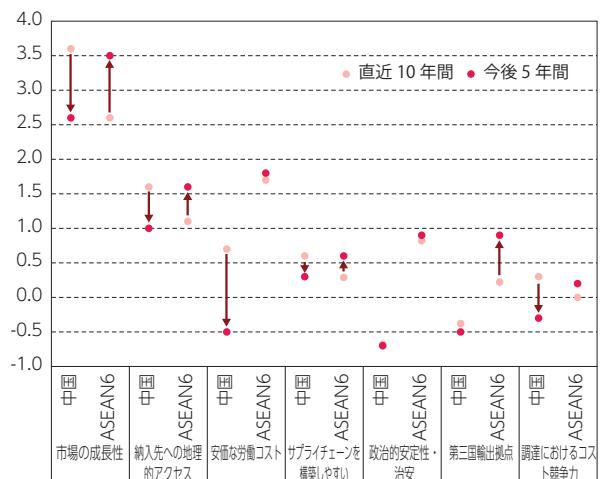
備考：重視する国・地域について上位3位をウェイト付け（1位:3点、2位:2点、3位:1点）集計し、平均=0、標準偏差=1となるようにスコアリングした結果。

資料：ノムラ・リサーチ・インスティテュート・シンガポール「我が国企業の海外展開の実態及び課題に係るアンケート調査（2022年度）」から作成。

業は減少し、地政学的なリスクや経済安全保障上のリスクと答える企業の割合がさらに高まっている。このように、我が国企業は中国における地政学的リスク、経済安全保障上のリスクが高まっていると認識していることが分かる。

第II-1-1-25図は、海外展開を行う我が国企業に対して、直近10年間で調達先・販売先・直接投資先として重視してきた国・地域、今後5年間で調達先・販売先・直接投資先として重視していく国・地域について尋ねたものである。ここで示されている数値は、重視する国・地域について上位3位をウェイト付け（1位:3点、2位:2点、3位:1点）集計し、平均=0、標準偏差=1となるようにスコアリングした結果を表したものだが、直近10年間では調達先・販売先・直接投資先とともに、中国が最も重視され、その次にASEAN6が続いている。これに対し、今後5年間では調達先は依然として中国が最も重視されているが、販売先・直接投資先についてはASEAN6が上回っている。また、直近10年間と今後5年間を比較し、販売先・直接投資先としてインド重視する傾向も強まっている。

また、直近10年間と今後5年間で直接投資先として重視してきた国・地域について、その理由を尋ねたものが第II-1-1-26図である。中国やASEAN6では、直近10年、今後5年ともに「市場の成長性」や「納入先への地理的アクセス」とする傾向が強いが、直近10年では中国でその傾向が強く出ている一方で、今後5年間ではASEAN6の方がその傾向が強く出ているという特徴が見られる。また、ASEAN6では「政

第II-1-1-26図
直接投資先として重視する理由（中国、ASEAN6）

備考：直接投資先として重視する国・地域について、上位3位をウェイト付け（1位:3点、2位:2点、3位:1点）集計し、平均=0、標準偏差=1となるようにスコアリングした結果。

資料：ノムラ・リサーチ・インスティテュート・シンガポール「我が国企業の海外展開の実態及び課題に係るアンケート調査（2022年度）」から作成。

治的安定性、治安」を理由とする傾向もある程度強い一方で、中国では「政治的安定性、治安」を理由として挙げる傾向は見られないのも特徴的である。また、直近10年と比較して、今後5年間では、中国で「安価な労働コスト」を理由として挙げる傾向が極端に下がるといった特徴や、ASEAN6では「第三国輸出」を理由として挙げる傾向が強まっているといった特徴が見られる。

株式会社国際協力銀行（JBIC）の「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告（アンケート結

果)」(2022年12月)²¹¹では、中期的、長期的に有望な事業展開先国について尋ねている。

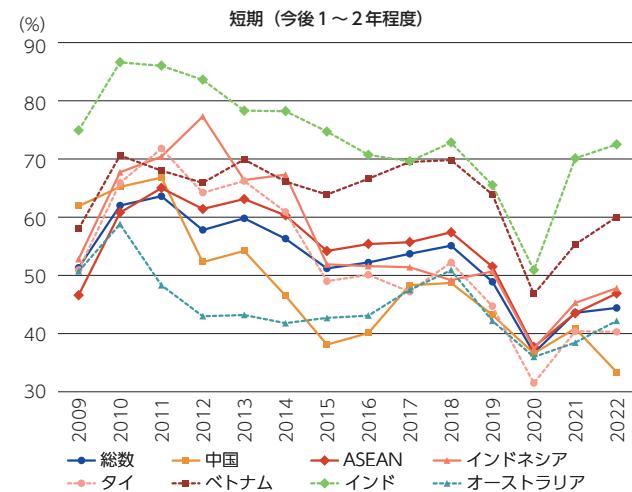
下図(第II-1-1-27図:左図)のとおり、中期的(今後3年程度)な有望国では、中国、米国、ASEAN諸国を抑え、インド(40.3%)が首位となった。インドを有望国とした理由では、「現地マーケットの今後の有望性」(85.5%)、「現地マーケットの現状規模」(43.4%)が高く、現在、そして将来のインド市場への強い期待が見てとれる。

第II-1-1-27図 中・長期的に有望な事業展開先国

中期(今後3年程度)			長期(今後10年程度)		
順位	国・地域名	(%)	順位	国・地域名	(%)
1	インド	40.3	1	インド	50.6
2	中国	37.1	2	中国	36.6
3	米国	32.2	3	米国	29.4
4	ベトナム	28.9	4	ベトナム	28.1
5	タイ	23.2	5	インドネシア	22.6
6	インドネシア	21.0	6	タイ	19.1
7	マレーシア	8.4	7	フィリピン	9.4
8	フィリピン	7.6	8	メキシコ	8.1
9	メキシコ	7.4	9	マレーシア	7.2
10	台湾	6.3	10	台湾	6.0

備考：有望な事業展開を五つまで複数回答、数値は回答企業数に対する各國・地域の得票率。

資料：JBIC「わが国製造業企業の海外事業展開に関するアンケート調査」(2022年12月)から作成。

第II-1-1-28図
短期的に事業を「拡大する」比率の推移

備考1：非製造業を含める。

備考2：ASEANはブルネイを除く9か国の合計から算出した割合。

備考3：カンボジア、ラオスはそれぞれ、2010年、2011年以降からASEANの平均値に含む。

資料：JETRO「海外進出日系企業実態調査」(2022年12月)から抜粋。

²¹¹ JBIC「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告 -2022年度海外直接投資アンケート結果」(2022年12月)Webサイトを参照(https://www.jbic.go.jp/ja/information/press/press-2022/pdf/1216-017128_3.pdf)。

²¹² JETRO「海外進出日系企業実態調査」(2022年12月)Webサイトを参照(https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/01/e98672da58f93cd3/20220039rev2.pdf)。

²¹³ 国連人口基金(UNFPA)「世界人口報告書2023(State of World Population report 2023)」Webサイトを参照(<https://www.unfpa.org/sites/default/files/swop23/SWOP2023-ENGLISH-230329-web.pdf>)。

さらに長期的(今後10年程度)な有望国としても、インド(50.6%)が首位となり、中国、米国、ASEAN諸国が続く(同図:右図)。同社のアンケート調査は毎年実施されており、インドは13年連続で長期的な有望国首位を維持したことから、インドに対する高い期待が長期間継続していることが分かる。

さらにJETROの「海外進出日系企業実態調査」(2022年12月)²¹²では、短期的(今後1~2年)な事業展開の方向性について尋ねており、インド(72.5%)、ベトナム(60.0%)で半数を上回る企業が短期的に事業を拡大する意向を示している。2021年の同調査結果と比べると、両国とも2022年の「拡大」の割合は上昇しており、コロナ禍から回復し事業展開に積極的な姿勢がうかがえる。

同調査では事業を展開する上でどのような問題点があるかについても尋ねており、前述したインドにおける問題点をみると、「従業員の賃金上昇」(77.2%)、「調達コストの上昇」(76.1%)が上位に挙げられ、「通関等手続きが煩雑」(63.0%)、「競合相手の台頭(コスト・価格面で競合)」(59.2%)、「税務(法人税、移転価格課税)の負担」(58.6%)と続いた。コストの上昇が課題となるほか、通関手続きや税等の制度面での改善が望まれる。

JBICとJETROによるアンケートではインドを最も有望視する結果となったが、実際2021年の名目GDPをみると、インドは米国、中国、日本、ドイツに続く世界第5位の規模に成長しているほか、2021年の実質GDP成長率ではインド(9.1%)は中国(8.5%)を上回った。

人口でも、国連人口基金(UNFPA)の「世界人口報告書2023(State of World Population report 2023)」²¹³によると、インドは2023年半ばまでに中国を抜き、世

第II-1-1-29図 インドにおける経営上の問題点

順位	経営上の問題点(インド)	(%)
1	従業員の賃金上昇	77.2
2	調達コストの上昇	76.1
3	通関等諸手続きが煩雑	63.0
4	競合相手の台頭(コスト・価格面で競合)	59.2
5	税務(法人税、移転価格課税など)の負担	58.6

備考：複数回答で上位5項目を記載。

資料：JETRO「海外進出日系企業実態調査」(2022年12月)から作成。

第II-1-1-30図

国連人口基金（UNFPA）による人口関連統計指標

	総人口 (年央の推計値)	14 歳以下	15～64歳	65 歳以上	出生率 (女性一人当たり)
インド	14.286 億人	25%	68%	7%	2.0
中国	14.257 億人	17%	69%	14%	1.2
世界	80.45 億人	25%	65%	10%	2.3

備考：中国には、香港、マカオ、台湾は含まない。

資料：国連人口基金（UNFPA）「世界人口報告書 2023（State of World Population report 2023）」より作成。

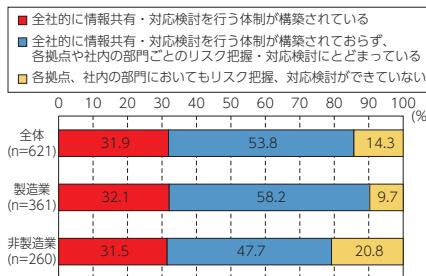
界最多の14億2860万人となる見通しが示された（第II-1-1-30図）。インドは成長の原動力となる若年層の多さが特徴的で、今後も安定した人口増加が見込まれることから、内需の拡大を背景に将来の経済成長への期待も大きい。

以上、サプライチェーンリスクに対する認識の高まりや調達・販売・投資先として重視する国・地域の変化について見てきたが、以降ではサプライチェーンの実態把握の状況や課題について、前述したノムラ・リサーチ・インスティテュート・シンガポールのアンケートを中心に確認していく。第II-1-1-31図は、社内におけるサプライチェーンリスクの管理体制の状況について尋ねたものだが、全社的に体制構築できているが約3割、全社的にはできておらず部署ごとに把握しているのが現状なのが約5割、把握できていないが約1割となっており、約半数が現場レベルでの把握にとどまっている。

また、第II-1-1-32図はサプライチェーンの把握状況について尋ねたものであるが、直接の仕入先・販売先から遠くなるほど、状況を把握できておらず、3次取引先

第II-1-1-31図

サプライチェーンリスクの管理体制の状況



備考：リスクを検討できる体制とは、ここでは取引先情報や、地政学、環境、経済安全保障、マクロ経済、インフラ、事業リソース、人権等の環境変化を踏まえ、自社のサプライチェーン上でリスクの高い場所を把握し、代替先候補を平時から想定する等を行う体制を想定。

資料：ノムラ・リサーチ・インスティテュート・シンガポール「我が国企業の海外展開の実態及び課題に係るアンケート調査（2022年度）」から作成。

以上になると半数以上が把握できていない状況にある。

こうした中、サプライチェーンの実態把握に向けた課題について複数回答で尋ねたものが第II-1-1-33図となっているが、直接の仕入先・販売先と近いほど取引先の理解・協力と答える企業が多くなる一方で、直接の仕入先・販売先との近さや遠さに関わらず、取引先とのデータ連携を課題として認識しており、サプライチェーンの実態把握に向けたデータ共有が企業の課題となっていることが分かる。

以上、我が国企業は、中国に対してサプライチェーン上のリスクが高まっているとの認識を強める一方で、ASEANやインドを重視する動きが強まっていること、サプライチェーンの実態把握に向けては取引先とのデータ連携を課題として認識しており、サプライチェーンの実態把握に向けたデータ共有が企業の課題となっていることを示してきたが、我が国としても、

第II-1-1-32図 サプライチェーンの実態把握の状況

		完全に把握	概ね把握	半分以上 は把握	把握しているのは 半分以下	ほとんど把握 していない
仕入先 (n=621)	1次取引先	36.2%	46.1%	5.8%	2.3%	1.1%
	2次取引先	3.9%	27.1%	17.1%	15.1%	14.7%
	3次取引先	1.6%	7.7%	6.6%	9.7%	30.9%
	4次取引先	1.4%	5.3%	4.3%	4.7%	31.9%
販売先 (n=621)	1次取引先	37.4%	41.5%	5.5%	3.1%	2.6%
	2次取引先	6.8%	27.9%	13.7%	11.3%	15.9%
	3次取引先	1.6%	8.1%	8.2%	9.3%	26.6%
	4次取引先	0.8%	5.6%	4.5%	4.7%	28.3%

1次取引先：直接の取引先，

3次取引先：2次取引先の取引先，

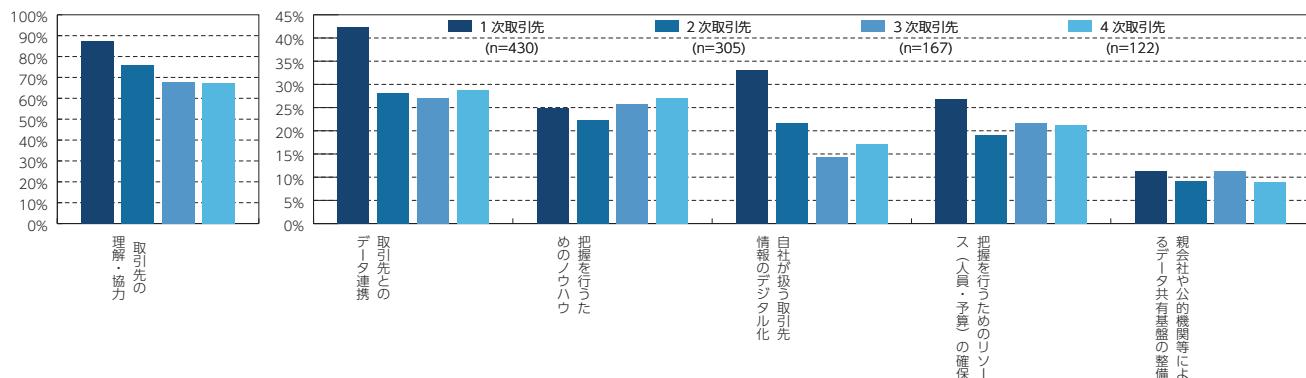
2次取引先：1次取引先の取引先，

4次取引先：3次取引先の取引先

備考：仕入れ・販売先の納品・販売のスケジュールや状況についてどの程度把握しているか、当てはまるものを一つ選択。

資料：ノムラ・リサーチ・インスティテュート・シンガポール「我が国企業の海外展開の実態及び課題に係るアンケート調査（2022年度）」から作成。

第II-1-1-33図 サプライチェーンの実態把握に向けた課題



備考：サプライチェーンの実態把握に向けた課題について、それぞれの段階について当てはまるものをすべて選択。

資料：ノムラ・リサーチ・インスティテュート・シンガポール「我が国企業の海外展開の実態及び課題に係るアンケート調査（2022年度）」から作成。

ASEANを始めとする友好国との連携を強化しつつ、アジア地域で企業間のデータ連携を促す基盤の整備を進め、データ連携を通じてサプライチェーンを強化していくことが重要な課題となっている。

こうした中、経済産業省で2022年度に開催した「デジタル時代におけるグローバル・サプライチェーン高度化研究会」及びその下に位置付けた「サプライチェーンデータ共有・連携WG」においては、足元の産業とサプライチェーンで求められるサプライチェーン構造の把握を切り口の一つとして検討を行い、企業間でのデータ連携によるサプライチェーン把握の実現に向けて必要な要素や課題の整理を行った。検討の結果、データ連携の必要性の理解不足、データ化／データ共有方法の未整備、情報取扱への理解不足、リソース配分の優先度が低い、といった課題に対し、官、公（横串で必要な役割を官と民がともに関わって取り組む組織体など）、民が役割分担をしながらユースケース組成、データ共有インフラ整備、ビジネスルールや体制／エコシステム形成に向けて取り組むことが、サプライチェーン把握、GHG排出可視化などの今日的な課題に対応しつつ製造業の高度化にもつながる政策的方向性になり得ることがわかった。

この研究会とWGでは加えて、より中長期的な時間軸と視座で、今後、産業とエコシステムにおいてデータが果たす役割が拡大する中で、従前より製造業でのつながりが強い日ASEANの地域大の産業エコシステムの方向性と目指す姿について検討すると共に、産業におけるデータの活用モデル（以下、ユースケース）

と、それを支えるアーキテクチャやエコシステムの在り方についても検討を実施した。

まず、デジタルサプライチェーンのアーキテクチャを描く上では、ユニバーサルな相互接続性の担保に加えて、自律性の確保が求められ、そのためには、諸外国との連携は担保しつつも、自域内にとって不利益になる仕組み・ルールが存在した場合に、域内で受け入れれるかの判断権を留保し、場合によって条件提示や代替オプションを持てるようにすることが必要との議論がなされた。

そこで、アジア大でのサプライチェーン上のデータ連携、デジタル化に向けて、東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）では、アジア大でのサプライチェーン上のデータ連携、デジタル化に向けて、日ASEANのサプライチェーンの現状調査や、今後のサプライチェーン強靭化へ向けた方向性の検討のための有識者グループの立ち上げに向けた準備を開始した。2023年にERIAに設置予定のデジタルイノベーション・サステナブルエコノミーセンターにおいて、この取組を加速していく方針が示されており、日ASEANでのサプライチェーンデータ連携を実現、ひいてはサプライチェーンの統合的な管理実現に向けた検討を加速していく。

コラム 4

日 ASEAN 経済共創ビジョン

2023年は日 ASEAN 友好協力50周年の記念すべき年だ。日 ASEAN の経済関係はこの50年間で大きく変化した。経済産業省及びJETRO並びに経済界は、日 ASEAN 友好協力50周年を機に、将来を見据えた、新しい時代の日 ASEAN の経済共創の方向性を示す、「日 ASEAN 経済共創ビジョン」の策定に向けて議論しており、2023年6月に「中間とりまとめ」を公表した。今後、日 ASEAN ビジネスウィーク2023での議論等を踏まえ検討委員会で議論した上でビジョンとして策定し、8月に予定されている日 ASEAN 経済大臣会合にて報告する。

中間とりまとめでは、「50年間の友好協力を通じて培った“信頼”を原動力として、安全で豊かで自由な経済社会を、公正で互恵的な経済共創で実現する」をビジョンとして掲げ、ビジョン実現に向けた4つの取組の柱として「多様性・包摂性を両立するサステナブルな経済社会の実現」「国境を越えたオープンイノベーションの推進」「サイバー・フィジカルコネクティビティの強化」「活力ある人的資本を共創するためのエコシステムの構築」を提唱している。

日ASEAN 経済共創ビジョン中間とりまとめの概要（2023年6月公表）

ビジョンの構成／章立て

1. はじめに～日 ASEAN 友好協力50周年を機に、日 ASEAN の経済関係を再定義する
2. 現状の認識～日 ASEAN の関係性の変化を振り返り、今の立ち位置を知る
3. 日 ASEAN における新たな経済関係の方向性（ビジョン）
4. ビジョンの実現に向けた4つの取組の柱
5. おわりに～日 ASEAN 経済共創ビジョン実現に向けた具体的な次なる一歩
ビジョン実現に向けた「4つの取組の柱」の具体策の例

ビジョンのキーステートメント

「日本と ASEAN が50年の友好協力を通じて培った“信頼”を原動力として、安全で豊かで自由な経済社会を、公正で互恵的な経済共創で実現する」

経済共創の4つの取組の柱

1. 多様性・包摂性を両立するサステナブルな経済社会の実現
2. 国境を越えたオープンイノベーションの推進
3. サイバー・フィジカルコネクティビティの強化
4. 活力ある人的資本を共創するためのエコシステムの構築

本ビジョンは、日 ASEAN の企業が主体となって経済的価値／社会的価値を創造し、互恵的な経済共創を目指すものであり、その実現を日 ASEAN 各国の政府機関・経済関連機関や ASEAN の経済関連機関が連携して後押しすることを想定している。日本政府の具体的な施策としては、「サイバー・フィジカルコネクティビティの強化」としてデジタル技術を活用したサプライチェーンの高度化（5年で100件のユースケース構築）、「活力ある人的資本を共創するためのエコシステムの構築」として日 ASEAN で活躍する起業家育成と若手起業家ネットワークの構築（起業家100人ネットワークの構築）、「国境を越えたオープンイノベーションの推進」として日 ASEAN における社会課題解決型ビジネス

共創の推進（毎年100件の社会課題解決ビジネス創出促進）、「多様性・包摂性を両立するサステナビリティの実現」として「アジア・ゼロエミッション共同体」構想の実現に向けた取組等が検討または実施されている。

さらに、こうした個別の取組を統合し推進するため、東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）の更なる活用が提唱されている。ERIAは2022年9月、「デジタルイノベーション・サステナブルエコノミーセンター」を立ち上げる方針を発表しており、サプライチェーン高度化の検討に当たっては、同センターと連携して取り組む等、新たな共創拠点として更なる活用が期待される。

コラム第4-1図　日ASEAN経済共創ビジョン（中間とりまとめ）のポイント

～これからの日ASEANの50年を見据えた新たなビジョン～

2023年6月5日
公表

**50年間の友好協力で培った“信頼”を原動力として、
安全で豊かで自由な経済社会を、
公正で互恵的な経済共創で実現する**

ビジョンを支える3つの基盤

経済成長と社会課題解決の
経験を共有する

地域の実状に向き合い、
多様性を尊重する

互恵的なイノベーションの
担い手となる人材の双方向の
交流を進める

～経済共創の4つの柱～

多様性・包摂性を両立するサステナブルな経済社会の実現

国境を越えたオープンイノベーションの推進

サイバー・フィジカルコネクティビティの強化

活力ある人的資本を共創するためのエコシステムの構築

東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）の更なる活用

ASEAN諸国の多様性を最大限活かし、

それぞれの国の強みを反映した成長・イノベーションモデルが双方向につながる、
そうした日ASEANの共創関係をグローバルで目指すべきモデルの一つとして示すとともに、
自由で公正で開かれた地域経済秩序の構築に貢献することを目指す

日ASEANの官・民の協力体制を一層強化し、関連するプロジェクトを推進

資料：経済産業省HPより抜粋。

4. 国内製造拠点強化の動き

前項では日本企業の中国に対するリスク認識の高まりと、ASEAN やインドを重視する動きが見られるることを確認した。最近の国際政治経済環境の変化に対応したサプライチェーンの再編が急務となる中、海外からも半導体や蓄電池など戦略的な物資の供給等を我が国に期待し、求める動きが高まっている。本項では、我が国の有志国から期待される半導体等の戦略的物資のサプライチェーンの強靭化に向けた製造拠点強化の動きについて概観する。

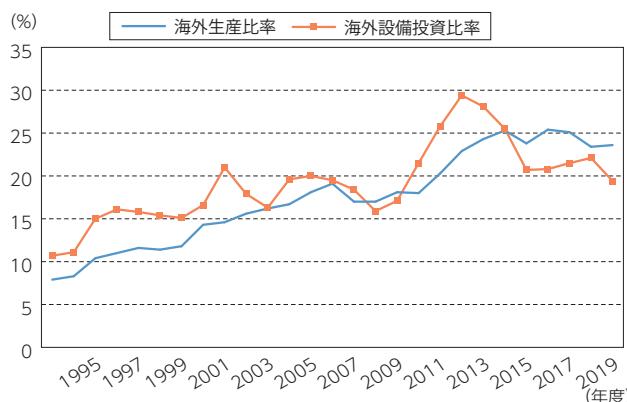
(1) 我が国製造拠点をめぐる環境変化

国内の人工費の上昇等、製造コスト面の課題、貿易摩擦、為替、新興諸国市場のポテンシャルを踏まえた現地・近接地での生産のメリットへの期待等、様々な要因により、我が国製造業はすう勢的に国内から海外へ生産をシフトさせてきた。海外生産比率の推移を見ると、1990年代から2000年代半ば世界金融危機前にかけて上昇した後、一服し、再び2010年代半ばにかけて上昇、足下は20%台を維持している。海外設備投資比率も、特に2010年代前半に顕著な上昇が見られ、近年はおおむね20%台で推移している（第II-1-34図）。

海外生産比率を業種別に見ると、相対的に比率が高いのは輸送機械工業（2020年度40%超）、情報通信機械工業（同約30%）である（第II-1-35図）。

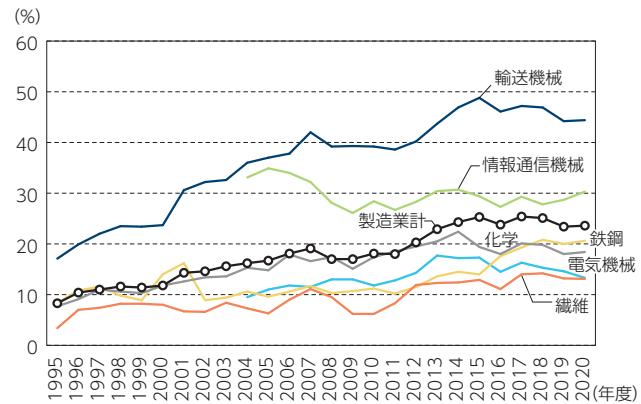
これに伴い、製造工業全体では国内生産能力は縮小傾向にある。一方で、輸送機械工業は国内生産能力指数が近年やや増加している。また電子部品・デバイス

第II-1-34図
我が国製造業の海外生産比率と海外設備投資比率



備考：海外設備投資比率は現地法人設備投資額 ÷ (国内設備投資額 + 現地法人設備投資額) × 100。国内設備投資額は財務省「法人企業統計」による。海外生産比率は現地法人（製造業）売上高 ÷ (現地法人（製造業）売上高 + 国内法人（製造業）売上高) × 100。
資料：経済産業省「海外事業活動基本調査」から作成。

第II-1-35図
我が国製造業の海外生産比率（業種別）



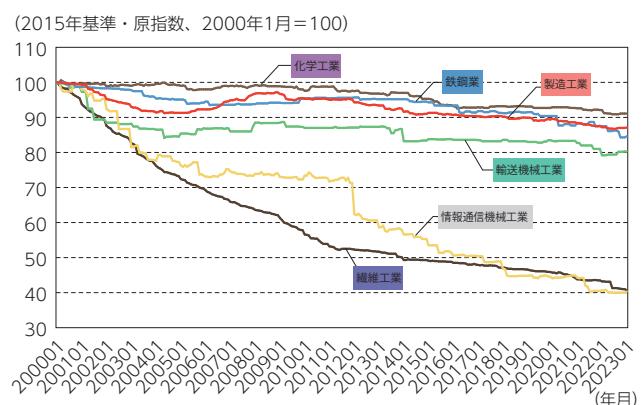
備考1：海外生産比率＝現地法人（製造業）売上高 ÷ (現地法人（製造業）売上高 + 国内法人（製造業）売上高) × 100。

備考2：2003年まで電気機械と情報通信機械は「電気機械」として一つの系列。2003年以前の電気機械の指標は図示しない。

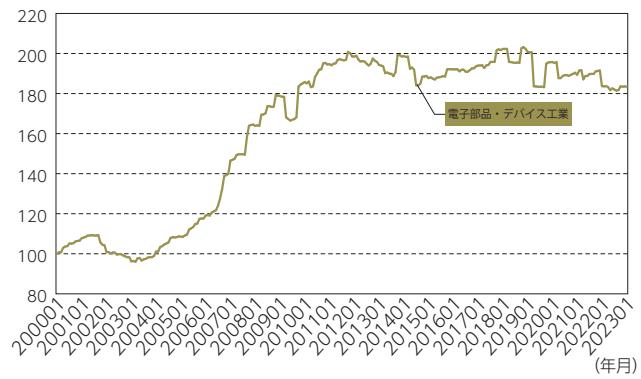
資料：経済産業省「海外事業活動基本調査」から作成。

工業については2000年代に国内生産能力が大きく増大し、2010年代後半以降は増大のスピードに一服感が見られる（第II-1-36図）。

第II-1-36図 生産能力指数の推移



（2015年基準・原指数、2000年1月=100）



備考：2015年基準の原指数（月次）。2000年1月の指数を100として推移を見た。

資料：経済産業省「鉱工業指数」（生産能力指数）から作成。

また、鉱工業出荷のうち国内向け出荷に輸入を合算した「鉱工業総供給表」における輸入も新型コロナ感染症拡大前の水準を超えて増加傾向にある(第 II-1-1-37 図)。

第 II-1-1-37 図 鉱工業総供給・国産・輸入指数の推移



資料：経済産業省「鉱工業総供給表」から作成。

製造業の海外生産の増大とともに、国内供給における輸入浸透度（国内総供給における輸入の比率）も上昇基調にある。業種により浸透度の大きさや上昇のスピードにはばらつきがあるが、国内生产能力縮小が進んだ繊維工業や情報通信機械工業の輸入浸透度は大きい。電子部品・デバイス工業については、2000年代後半に国内生产能力が拡大したこともあり、同時期には輸入浸透度が低下したが、2010年代以降、足下まで再び輸入浸透度が上昇している（第 II-1-1-38 図）。

また、輸入先の集中度をハーフィンダール・ハーシュマン指数²¹⁴によって見ると、日本は米国、中国、ドイツ等より輸入先の集中度が高い（第 II-1-1-39 図）。

第 II-1-1-38 図 業種別に見た輸入浸透度

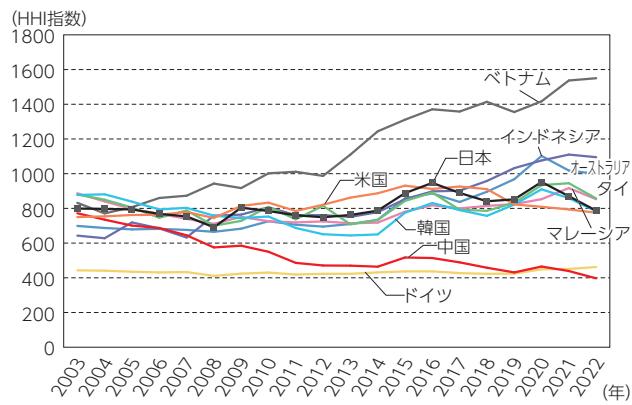


備考：輸入浸透度 = (輸入指数 × 輸入ウェイト) / (総供給指数 × 総供給ウェイト) × 100。

資料：経済産業省「鉱工業総供給表」から作成。

²¹⁴ ハーフィンダール・ハーシュマン指数とは各国においてその輸入に占める相手国（輸入先）のシェアの二乗和で表される指標。輸入先が一国のみである場合に同指数は1万となる一方、輸入先が分散している場合に同指数は0に近づく。例えば、A国がB国から50%、C国から30%、D国から20%の輸入をしている場合、A国のHHI指数は $50^2 + 30^2 + 20^2 = 3,800$ となる。最大値（一国のみから輸入した場合）は $100^2 = 10,000$ となる（経済産業省（2020）『令和二年版通商白書』より）。

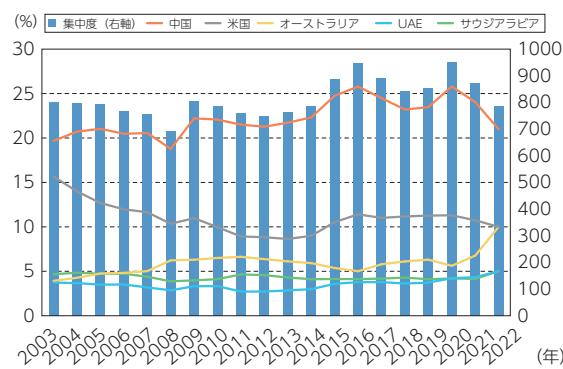
第 II-1-1-39 図 日本及び主要国の輸入先集中度



資料：International Trade Centre Trade Statistics (<https://intracen.org/resources/data-and-analysis/trade-statistics>) から作成。

我が国の輸入比率を見ると、中国からの輸入比率が最も高く約24%を占める。次いで、米国約11%、豪州約7%となっており、中国の輸入比率の高さが際立つ。（第 II-1-1-40 図）。

第 II-1-1-40 図 日本の輸入先集中度と輸入上位国のシェア



備考1：輸入上位国は2022年時点の上位5か国。

備考2：輸入先の集中度はハーフィンダール・ハーシュマン指数を用いた。

資料：International Trade Centre Trade Statistics (<https://intracen.org/resources/data-and-analysis/trade-statistics>) から作成。

新型コロナウイルス感染症の流行やロシアによるウクライナ侵略で顕在化したサプライチェーン上の諸課題や一部の国による保護主義的な動き、地政学リスクの増大、米中対立、特定国からの供給への過度な依存に対する問題意識の高まり、インバウンド需要取り込みへの関心や為替の状況等は、企業が従来の生産・調達体制を見直す契機となっており、サプライチェーン最適化の文脈の中で、製造拠点の多元化や国内生産の強化等が論じられるようになっている。ASEAN ビジョン、ERIA の体制強化、日豪印の枠組みであるサ

プライチェーン強靭化イニシアティブ（SCRI）等、日本と有志国、友好国との間でもグローバル・バリューチェーン、サプライチェーンの強靭化に向けた検討や取組が始まっている。前述のように各国において輸入先の集中度が高まってきたこと、輸入先・調達先の適切な分散を通じたサプライチェーンの強靭化が求められていることを踏まえると、高い技術力を有し高品質の製品を安定的に生産する日本の製造拠点が果たしていく役割は友好国にとっても大きいといえよう。

(2) 国内製造体制強化の動き

国内製造体制強化に向けた動きが加速している例として、半導体を取り上げたい。

新型コロナウイルス感染症の拡大による行動制限下でのデジタル需要（パソコン、テレビ等）の高まり、コロナ禍からの回復途上での自動車等需要の回復に伴い、2020年秋頃から世界的な半導体不足が顕在化した。不足の要因については様々な指摘がされているが、半導体の供給途絶により日本や各国における生産活動に支障が生じた。加えて、半導体は5G、ビッグデータ、AI、IoT、自動運転、ロボティクス、スマートシティ、デジタルトランスフォーメーション（DX）等のデジタル社会を支える重要基盤であり、安全保障にも直結する死活的に重要な戦略技術である²¹⁵。特に、ロシアによるウクライナ侵略は、サプライチェーンの混乱を招き、経済安全保障の重要性を一層顕在化させた。このような状況を背景に各國は、経済安全保障の観点等から重要な半導体の生産基盤を確保すべく、異次元の半導体支援策等を引き続き実施している。

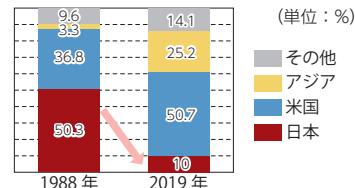
「産業の米」とも称され重要度が増している半導体の製造については、日本の国際競争力は大きく低下している。世界の半導体売上高における日本企業のシェアは1988年時点の50.3%をピークに低下し、2019年時点で約10%にまで落ち込んでいる（第II-1-41図）。

また、半導体デバイス、集積回路の輸入先集中度も上昇している（第II-1-42図）。

このような状況下において、我が国では、2021年6月に経済産業省が策定した半導体・デジタル産業戦略等に基づき、半導体産業復活に向けた基本戦略を着実に実行してきた。

先端半導体については、デジタル化の進展で自動車・医療機器等の様々な分野での活用が拡大する一方、地

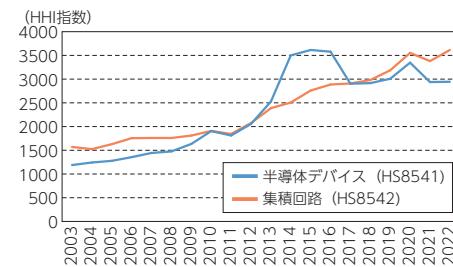
第II-1-41図 世界の半導体売上シェア



資料：経済産業省「半導体戦略（概略）」から作成。元データはOmdia。

第II-1-42図

日本の半導体デバイス、集積回路輸入先の集中度



備考：輸入先の集中度はハーフィンダール・ハーシュマン指数を用いた。

資料：International Trade Centre Trade Statistics (<https://intracen.org/resources/data-and-analysis/trade-statistics>) から作成。

政学的な事情からグローバルなサプライチェーンが影響を受けるリスクが高まっており、日本における生産能力の確保が喫緊の課題となっている。このため、事業者による製造基盤整備への投資判断を後押しすべく、「特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律」に基づいて、認定を受けた先端半導体の生産施設整備及び生産に関する計画について、2023年5月までに3件（TSMC・JASM（熊本県）、キオクシア等（三重県）、マイクロ（広島県））が経済産業大臣により認定されており、例えば、TSMC・JASMが事業を実施している熊本・九州エリアでは、関連産業による投資拡大、人材育成のための産学官連携による体制構築、九州エリアにおける賃金の上昇傾向など、好循環の兆しが現れている。

また、マイコン、アナログ及びパワー半導体といった、従来型半導体については、様々な産業の生産活動に必要不可欠であることから、その製造拠点における設備刷新を支援するため、「サプライチェーン上不可欠性の高い半導体の生産設備の脱炭素化・刷新事業費補助金」を措置している。これにより従来型半導体の国内生産能力を新型コロナウイルス感染症流行前（2019年）比で15%以上向上させる見込みである。

また、戦略物資として半導体の重要性が高まる中、従来型半導体に加えて、我が国が強みを有する半導体

²¹⁵ 経済産業省（2021）「半導体戦略（概略）」（2021年6月）

製造装置や部素材等については、経済安全保障の観点からも、国内製造基盤の維持・強化が重要な課題である。このため、昨年5月に成立した経済安全保障推進法に基づき、半導体が特定重要物資に指定されたことを踏まえて、従来型半導体や半導体製造装置・部素材・原料の安定供給の確保に向けて、国内製造能力の維持・強化に取り組む事業者に対して、助成等を行っている。

研究開発に関しては、2020年後半における次世代半導体の設計・製造基盤の構築に向けた取組を開始している。現在、オープンな研究開発プラットフォームの立ち上げ、将来の量産を見据えた製造拠点の立ち上げの二本の柱を有する次世代半導体プロジェクト構想が進められている。前者については、国立研究開発法人、大学、産業界が参加して、海外の関係機関との連携を行う国内外にオープンな研究開発プラットフォームを構築し、次世代半導体の量産実現に向けた技術開発プロジェクトを組成・実施するもので、「技術研究組合最先端半導体技術センター（Leading-edge Semiconductor Technology Center (LSTC)）」の設立が2022年12月に認可されている。後者の製造拠点については、国内トップの技術者が集結して2022年8月に設立し、国内主要企業の賛同を得た²¹⁶Rapidus社が2020年代後半の次世代半導体の製造基盤確立に向けた研究開発プロジェクト（開発費700億円）の採択先となり（2022年11月）、建設予定地として北海道千歳市が選定された（2023年2月）。さらにRapidus社と海外研究機関・企業との共同研究プロジェクトの組成も進んでおり、2022年12月には米IBM社と2nmノード半導体の共同開発パートナーシップを締結、欧州トップレベルの半導体研究開発エコシステムを形成するimecと次世代半導体開発に係る協力覚書を締結している。今後、LSTCと両輪となって我が国における次世代半導体の量産基盤の構築を目指していく²¹⁷。

半導体等の重要物資の安定した供給体制の構築は、円滑な経済活動のみならず国家安全保障の確保にも関わってくる重要な課題であり、同盟国や有志国・地域で連携して取り組むことが不可欠となっている。世界の半導体エコシステムを支える choke point としての役割を果たすべき半導体製造装置・素材技術の磨き上げを行うほか、外為法に基づく輸出管理や投資管理、半導体技術の流出防止策の構築を行うことが想定される。

また、同志国・地域間の半導体をめぐる産業政策の協調や次世代半導体プロジェクトを進めていく必要がある。米国とは、2022年5月にオープンな市場、透明性、自由貿易を基本とし、日米及び同志国・地域でサプライチェーンの強靭性を強化するという目的を共有し、双方に認め合い、補完し合う形で行うことを基本原則として二国間の半導体サプライチェーンの協力をを行うことを定めた「半導体協力基本原則」が合意され、同原則に基づく次世代半導体開発の共同タスクフォースが設置されることとなった。また、同年7月には重要・新興技術の育成・保護に向けて日米共同研究開発の推進に合意し、日本側の取組として既述のLSTCの立ち上げが発表されている。米国に加えて、例えば、EU・ベルギー・オランダ・英国・韓国・台湾をはじめ、諸外国・地域と、次世代半導体のユースケース作り、研究開発、緊急時の連携等に関し、相手国・地域のニーズ・実情に応じて進めていく。また、台湾との間では民間交流の下、定期的に半導体等に関する緊密な情報共有や意見交換を実施する。台湾との間では民間交流の下、定期的に半導体等に関する緊密な情報共有や意見交換を実施する。また、政府当局間の会合であるGAMS(Government/Authorities Meeting on Semiconductors)でも、引き続き、各国の補助金制度等について情報共有し、貿易を歪曲することのない透明で非差別的な補助金等制度が実施されるよう議論していく。

このような状況の下、2023年4月には半導体・デジタル戦略の改定案が公表され、2030年に国内で半導体を生産する企業の合計売上高（半導体関連）として、15兆円超を実現し、我が国の半導体の安定的な供給を確保することが目標として定められた。この目標に向けて、有志国・地域との補完的な協力関係を強化しつつ、ステップ1で足下、産業界で産業界や社会に不可欠な製造基盤を確保・強化し、ステップ2で次世代計算基盤の実現に必要な技術を確立し、ステップ3では2030年の先を見据えてゲームチェンジとなる将来技術の開発に取り組むとして、対象5分野（先端ロジック半導体、先端メモリ半導体、産業用スペシャリティ半導体、先端パッケージ技術、製造装置・部素材）のロードマップを作成・公表している。これらの着実な実行により、我が国のDX/GX/経済安全保障を実現するとともに、国内投資・イノベーション・所得拡大の好循環に繋げていく。

²¹⁶ キオクシア、ソニーグループ、ソフトバンク、デンソー、トヨタ自動車、日本電気、日本電信電話、三菱UFJ銀行が出資。

²¹⁷ 経済産業省（2022）「次世代半導体の設計・製造基盤確立に向けて」（2022年11月）。

第2節

我が国の経済安全保障戦略の展開と企業側の課題

1. 我が国の経済安全保障戦略の展開

第Ⅰ部第2章第2節で見たように、米中両国による技術覇権争い等を背景として、コロナ禍やロシアのウクライナ侵略によりサプライチェーンのぜい弱性が顕在化したことと相俟って、各国は経済安全保障の取組を強化している。

我が国では、投資審査・輸出管理の強化、研究インテグリティの確保、サプライチェーン強靭化等、経済安全保障上の取組を強化してきた。2021年11月には、第1回経済安全保障推進会議が開催され、①自律性の向上、②優位性ひいては不可欠性の確保、③基本的価値やルールに基づく国際秩序の維持・強化という三つの目標を、経済安全保障政策の大きな方向性として示し、経済安全保障を推進する法案の策定の準備が開始された。これを受け、有識者会議での検討を踏まえ、2022年5月、経済安全保障推進法（経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律）が可決、成立した。

(1) 経済安全保障推進法

経済安全保障推進法は、国際情勢の複雑化、社会経済構造の変化等に伴い、安全保障を確保するためには、経済活動に関して行われる国家及び国民の安全を害する行為を未然に防止する重要性が増大していることに鑑み、安全保障の確保に関する経済施策を総合的かつ効果的に推進するため、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本方針を策定するとともに、安全保障の確保に関する経済施策として、所要の制度を創設するものである。具体的には、法制上の手当てが必要な喫緊の課題に対応するため、「①重要物資の安定的な供給の確保」、「②基幹インフラ役務の安定的な提供の確保」、「③先端的な重要技術の開発支援」、「④特許出願の非公開」に関する四つの制度を創設した（第II-1-2-1図）。

「①重要物資の安定的な供給の確保」については、国民の生存や、国民生活・経済活動に甚大な影響のある物資の安定供給の確保を図るために、特定重要物資の指定、民間事業者の計画の認定・支援措置、特別の対策としての政府による取組等を規定している。特定重

要物資として指定した物資については、物資ごとに施策の方向性及び支援対象となる取組の内容を定めた取組方針を当該物資の所管大臣が定める。その上で、取組方針を踏まえて、民間事業者が供給確保計画を作成し、所管大臣による認定を受けた場合、認定事業者は助成等の支援を受けることが可能となる。

「②基幹インフラ役務の安定的な提供の確保」については、基幹インフラ（電気・ガス・水道等）の重要設備が我が国の外部から行われる役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されることを防止するため、重要設備の導入・維持管理等の委託の事前審査、勧告・命令等を規定している。

「③先端的な重要技術の開発支援」については、先端的な重要技術の研究開発の促進とその成果の適切な活用のため、情報提供や資金支援、官民伴走支援のための協議会設置、調査研究業務の委託（シンクタンク）等を規定している。

「④特許出願の非公開」については、安全保障上機微な発明の特許出願について、公開や流出を防止するとともに、安全保障を損なわずに特許法上の権利を得られるようにするために、保全指定をして出願公開等の手続を留保する仕組みや外国出願制限等を規定している。

経済安全保障推進法は、公布から2年以内に段階的に施行することとされており、2022年8月、総則部分のほか、上記の四つの制度のうち、「①重要物資の安定的な供給の確保」と、「③先端的な重要技術の開発支援」に係る部分が施行され、また、法律に基づく事務を担当する組織として、内閣府に経済安全保障推進室が設置された。

同年9月には、法律全体の実施に係る基本方針（経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本方針）及び、「①重要物資の安定的な供給の確保」に関する基本指針（特定重要物資の安定的な供給の確保に関する基本指針）、「③先端的な重要技術の開発支援」に関する基本指針（特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用に関する基本指針）が閣議決定された。基本方針では、自由で

第II-1-2-1図 経済安全保障推進法の概要

経済安全保障推進法の概要

(経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律)

法律の趣旨

国際情勢の複雑化、社会経済構造の変化等に伴い、安全保障を確保するためには、経済活動に関して行われる国家及び国民の安全を害する行為を未然に防止する重要性が増大していることに鑑み、安全保障の確保に関する経済施策を総合的かつ効果的に推進するため、基本方針を策定するとともに、安全保障の確保に関する経済施策として、所要の制度を創設する。

法律の概要

1. 基本方針の策定 等 (第1章)

- ・経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本方針を策定。
- ・規制措置は、経済活動に与える影響を考慮し、安全保障を確保するため合理的に必要と認められる限度において行わなければならない。

2. 重要物資の安定的な供給の確保に関する制度 (第2章)

国民の生存や、国民生活・経済活動に甚大な影響のある物資の安定供給の確保を図るため、特定重要物資の指定、民間事業者の計画の認定・支援措置、特別の対策としての政府による取組等を措置。

特定重要物資の指定

- ・国民の生存に必要不可欠又は国民生活・経済活動が依拠している物資で安定供給確保が特に必要な物資を指定

事業者の計画認定・支援措置

- ・民間事業者は、特定重要物資等の供給確保計画を作成し、所管大臣が認定
- ・認定事業者に対し、安定供給確保支援法人等による助成やツーステップローン等の支援

政府による取組

- ・特別の対策を講ずる必要がある場合に、所管大臣による備蓄等の必要な措置

その他

- ・所管大臣による事業者への調査

3. 基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度 (第3章)

基幹インフラの重要設備が我が国の外部から行われる役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されることを防止するため、重要設備の導入・維持管理等の委託の事前審査、勧告・命令等を措置。

審査対象

- ・対象事業：法律で対象事業の外縁(例：電気事業)を示した上で、政令で絞り込み
- ・対象事業者：対象事業を行う者のうち、主務省令で定める基準に該当する者を指定

事前届出・審査

- ・重要設備の導入・維持管理等の委託に関する計画書の事前届出
- ・事前審査期間：原則30日（場合により、短縮・延長が可能）

勧告・命令

- ・審査の結果に基づき、妨害行為を防止するため必要な措置（重要設備の導入・維持管理等の内容の変更・中止等）を勧告・命令

4. 先端的な重要技術の開発支援に関する制度 (第4章)

先端的な重要技術の研究開発の促進とその成果の適切な活用のため、資金支援、官民伴走支援のための協議会設置、調査研究業務の委託（シンクタンク）等を措置。

国による支援

- ・重要技術の研究開発等に対する必要な情報提供・資金支援等

官民パートナーシップ（協議会）

- ・個別プロジェクトごとに、研究代表者の同意を得て設置
- ・構成員：関係行政機関の長、研究代表者／従事者等
- ・相互了解の下で共有される機微情報は構成員に守秘義務

調査研究業務の委託（シンクタンク）

- ・重要技術の調査研究を一定の能力を有する者に委託、守秘義務を求める

5. 特許出願の非公開に関する制度 (第5章)

安全保障上機微な発明の特許出願につき、公開や流出を防止するとともに、安全保障を損なわずに特許法上の権利を得られるようにするために、保全指定をして公開を留保する仕組みや、外国出願制限等を措置。

技術分野等によるスクリーニング（第一次審査）

- ・特許庁は、特定の技術分野に属する発明特許出願を内閣府に送付

保全審査（第二次審査）

- ①国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれの程度
- ②発明を非公開とした場合に産業の発達に及ぼす影響等を考慮

保全指定

- ・指定の効果：出願の取下げ禁止、実施の許可制、開示の禁止、情報の適正管理等

外国出願制限

補償

施行期日

・公布（令和4年5月18日）後6ヶ月以内～2年以内 ※段階的に施行

資料：内閣府資料から作成。

開かれた経済を原則とし、民間活力による経済発展を引き続き指向しつつも、市場や競争に過度に委ねず、政府が支援と規制の両面で一層の関与を行っていくことが必要との基本的考え方とともに、留意事項として、自由な経済活動との両立、国際協調主義、事業者等との連携を示した。

特定物資の安定的な供給の確保に関する基本指針では、特定重要物資に指定する際の要件として、重要性、外部依存性、外部から行われる行為による供給途絶等の蓋然性、本制度により安定供給確保のための措置を

講ずる必要性、の四つが定められた。これを受け、同年12月には、特定重要物資として、抗菌性物質製剤、肥料、永久磁石、工作機械・産業用ロボット、航空機の部品、半導体、蓄電池、クラウドプログラム、天然ガス、重要鉱物並びに船舶の部品の11物資が政令で指定された（第II-1-2-2表）。これらの物資について、物資所管大臣により「安定供給確保を図るための取組方針」が策定、公表されている²¹⁸。

特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用に関する基本指針では、特定重要技術を見極め

第II-1-2-2表 政令で指定された特定重要物質

物資	用途等	サプライチェーンの構造・課題
抗菌性物質製剤	・感染症の治療、手術時の感染予防。	・注射用抗菌薬に多く用いられるβラクタム系抗菌薬は、その原材料のほぼ100%を海外に依存。
肥料	・農産物生産	・肥料の原料は、資源が特定の地域に偏在しており、そのほとんどが供給を輸入に依存。 ・世界的な穀物需要の増加や紛争の発生等の国際情勢の変化により、原料の供給途絶リスクが顕在化。
永久磁石	・自動車等の輸送機器、産業機器、風力発電、電子・通信機器、家電等、幅広い用途に用いられるモーターの性能を決定付ける基幹部品。	・特にネオジム磁石およびサマリウムコバルト磁石は原材料（ニアース）を特定国へ依存。 ・主要な磁石メーカーが主に中国、日本の2か国に偏り、日本企業の世界シェアが低下（ネオジム磁石の世界市場（生産量）における日本企業のシェア（2021年）は約15%）。 ・ネオジム磁石に関しては市中からの廃磁石のリサイクルが進んでいない。
工作機械・産業用ロボット	・工業製品の製造プロセスにおいて不可欠であり、自動車や航空機、電気用品等、多様な工業製品の生産に活用。	・日本メーカーは高い国際競争力を有し、安定供給を実現。 ・デジタルトランスフォーメーション（DX）やカーボンニュートラル（CN）等のトレンドを受けて拡大するニーズに即した工作機械・産業用ロボット等の安定供給の確保（基幹的な部素材である制御関連機器の国内生産能力強化や技術開発）。
航空機の部品	・航空機の正常・安全な運航の確保。	・基幹部品である機体・エンジンの部素材について、特に以下に課題。 大型鋳造品：日本を含む数カ国のみが製造能力を有する。国際情勢により供給途絶のリスクが高まっており、日本の供給力強化が不可欠。 CMC及びSiC繊維：現行エンジンに使用されるCMCは海外に依存。原材料であるSiC繊維には優位性を有するが、競争力ある生産基盤に脆弱性。 炭素繊維：需要拡大への対応。有事の際の囮い込みリスク。
半導体	・自動車、家電、情報通信機器等あらゆる製品に組み込まれ、国民生活や産業に不可欠。 ・デジタル社会及びグリーン社会を支える重要な基盤。	・世界的に需要が増加し、諸外国が戦略的な積極投資を行う中、日本の半導体産業の競争力は低下。2018年の半導体の輸入割合は約79.9%と高い水準。 ・製造装置については、洗浄装置やエッチャング装置等をはじめ、日本が強みを有する分野だが、一部の装置は国外に過度に依存。原料については、既に過度に国外に依存し、供給途絶リスクが顕在化。
蓄電池	・電気自動車等のモビリティの動力源、太陽光・風力等の再生可能エネルギーの出力変動調整、5G通信基地局やデータセンター等の重要施設のバックアップ電源、各種IT機器の電源等。	・車載用・定置用蓄電池については、海外メーカーが急速に供給を拡大しており、日本のシェアは低下（車載用蓄電池が2015年51.7%→2020年21.1%、定置用蓄電池が2016年27.4%→2020年5.4%）。 ・蓄電池部素材については、一定のシェアを有する部素材もあるが、海外メーカーはコスト面や品質面で猛追し、多くの部素材で外部依存の傾向。
クラウドプログラム	・クラウドサービスの機能を決定する要素。	・基盤クラウドプログラムの供給を海外に依存。 ・国内の基盤クラウド市場において、国内に事業基盤を有する事業者のシェアは約3割で、残り約7割は国内に事業基盤を持たない。
天然ガス	・LNGは日本の発電構成の約4割、都市ガスのほぼ全量を占める。	・LNGを含む可燃性天然ガスの供給の約98%を海外に依存。 ・戦争に端を発する供給途絶リスクに加え、上流の投資不足やLNGプラントのトラブル、脱炭素化を巡る投資の不確実性など、世界的に経済・民間企業の努力だけでは対処できない不確実性が増加。
重要鉱物	・電動車や定置用蓄電池で用いられるリチウムイオンバッテリー、高性能モーター、風力発電用のタービン等。 ・カーボンニュートラルに向けて、蓄電池、モーター等の製造に必要な、バッテリーメタルやニアース等の重要鉱物の需要が拡大。	・多くの重要鉱物は埋蔵や生産国が特定国に偏在し、特定国からの輸入に依存。 <主な輸入先（2021年貿易統計）> リチウム：中国 約55%、チリ 約30% ニッケル：インドネシア 約28%、フィリピン 約26% コバルト：フィンランド 約37%、フィリピン 約35% グラファイト（天然黒鉛）：中国 約96% マンガン：南アフリカ 約40%、オーストラリア 約20% ニアース：中国 約60%、ベトナム 約16% ・資源の獲得競争が激化し、新規鉱床の品位、条件は悪化傾向。
船舶の部品	・安定的な海上輸送の確保。	・日本・中国・韓国で世界の船舶の9割以上を建造しており、舶用機器の9割は国内調達。 ・特に、船舶用機関（エンジン）、航海用機器（ソナー）、推進器（プロペラ）は、船舶の設計・建造と一緒に仕様の検討・調整が行われる基幹的な舶用機器であり、自国での安定供給確保を図る必要。

資料：内閣府Webサイト（https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/sc_houshin.html）の各物資の取組方針から作成。

²¹⁸ 内閣府Webサイト（https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/sc_houshin.html）。

る上で調査研究を実施する際に参考とする領域として、バイオ、AI、量子等の20の技術領域が示された²¹⁹。また、特定重要技術のうち特に優先して育成すべきものについては、指定基金を活用して研究開発等を推進することとされており、2022年9月に経済安全保障推進会議及び統合イノベーション戦略推進会議にて決定された経済安全保障重要技術育成プログラムに係る研究開発ビジョン（第一次）において、支援対象とする重要技術として、「海洋領域」、「宇宙・航空領域」、「領域横断・サイバー空間領域」、「バイオ領域」の四つの領域から27の技術が示された²²⁰。これらの技術について研究開発を進めるため順次公募が開始されている。

2023年4月には、「②基幹インフラ役務の安定的な提供の確保」に関する基本指針（特定妨害行為の防止による特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する基本指針）、「④特許出願の非公開」に関する基本指針（特許法の出願公開の特例に関する措置、同法第三十六条第一項の規定による特許出願に係る明細書、特許請求の範囲又は図面に記載された発明に係る情報の適正管理その他公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい発明に係る情報の流出を防止するための措置に関する基本指針）が閣議決定された。今後、関係政省令等の策定を行い、両制度とも2024年春頃の運用開始を予定している。

(2) 国家安全保障戦略

また、2022年12月には新たな国家安全保障戦略が閣議決定された²²¹。国家安全保障戦略は、我が国の安全保障に関する最上位の政策文書として位置づけられ、外交、防衛、経済安全保障、技術、サイバー、海洋、宇宙、情報、政府開発援助（ODA）、エネルギー等の我が国の安全保障に関連する分野の諸政策に戦略的な指針を与えるものである。同戦略では、戦略的なアプローチの一つとして、経済安全保障政策の促進が盛り込まれ、我が国の自律性の向上、技術等に関する我が国の優位性、不可欠性の確保等に向けた必要な経済施策を講じていくとされた。具体的には、同盟国・

同志国や民間と連携しつつ、経済安全保障推進法の着実な実施とともに、サプライチェーン強靭化、重要インフラ分野、データ・情報保護、セキュリティ・クリアランスを含む情報保全の強化の検討、技術育成・保全、外国からの経済的な威圧に対する効果的な取組といった措置に取り組むことが記載された。

(3) 経済産業省等の取組

経済産業省では、サプライチェーンのグローバル化、新型コロナウイルス感染症の拡大、国際法違反の武力による一方的な現状変更等の国際情勢の変化を踏まえ、我が国の存立、国民生活、経済、産業にとって不可欠な戦略物資・エネルギー供給におけるぜい弱性を解消するとともに、グローバル・サプライチェーンにおけるチョークポイント技術の優位性を獲得・維持するため、2022年3月、「戦略物資・エネルギーサプライチェーン対策本部」を設置した。同月開催された第1回会合では、「ウクライナ情勢を踏まえた緊急対策」として、石油・石炭・天然ガスのエネルギーや半導体といった、社会経済活動への影響が広範な物資に加え、対ウクライナ・対ロシア依存度が高い品目について分析を行い、安定供給確保のための対策を早急に講じる必要のある物資と、その対策を検討して取りまとめた。また、同年6月には第2回会合を開催し、経済安全保障推進法における特定重要物資の指定も見据え、経済安全保障の観点から重要な物資・技術の特定や対応策の検討を行った。引き続き、今後の状況変化も想定しながら、サプライチェーンを脅かす潜在的なリスクにも目配せしつつ、抜かりなく万全の対策を期していく。

また、経済安全保障推進法における重要物資の指定を受け、令和4年度第2次補正予算では、半導体、クラウド、蓄電池、永久磁石、工作機械・産業用ロボット、航空機の部品、重要鉱物、天然ガスといった経済安全保障上重要な物資に關し、それぞれの特性に応じた、生産基盤の整備、供給源の多様化、備蓄、生産技術の導入・開発・改良、代替物資の開発等の安定供給確保を図るための取組に対し必要な支援を行うため、9,582億円を計上した²²²。

²¹⁹ 20の技術領域とは、バイオ技術、医療・公衆衛生技術（ゲノム学含む）、人工知能・機械学習技術、先端コンピューティング技術、マイクロプロセッサ・半導体技術、データ科学・分析・蓄積・運用技術、先端エンジニアリング・製造技術、ロボット工学、量子情報科学、先端監視・測位・センサー技術、脳コンピュータ・インターフェース技術、先端エネルギー・蓄エネルギー技術、高度情報通信・ネットワーク技術、サイバーセキュリティ技術、宇宙関連技術、海洋関連技術、輸送技術、極超音速、化学・生物・放射性物質及び核、先端材料科学、を指す。

²²⁰ 経済安全保障重要技術育成プログラム研究開発ビジョン（第一次）（2022年9月）https://www8.cao.go.jp/cstp/anzen_anshin/2_vision.pdf

²²¹ 国家安全保障戦略（2022年12月）<https://www.cas.go.jp/jp/siryou/221216anzenhoshounss-j.pdf>

²²² 抗菌性物質製剤、肥料、船舶の部品についても、それぞれ、厚生労働省、農林水産省、国土交通省において必要な措置がとられている。

重要技術開発に関しては、経済安全保障重要技術育成プログラム²²³を通じた、AI、量子等の経済安全保障上重要な技術の研究開発・社会実装の推進のため、令和3年度補正予算、令和4年度第2次補正予算で計2,500億円の資金が確保された。

また、半導体に関しては、日米を始めとする国際連携での次世代半導体の製造技術開発、我が国が強みを有する半導体製造装置等のさらなる高度化に向けた技術開発や、データセンターやAI等の最先端技術に必要不可欠な先端半導体の国内生産拠点の整備等を進めている（半導体に関する取組については第Ⅱ部第1章第1節4.参照）。

さらに、鉱物のサプライチェーン強靭化のため、カーボンニュートラル実現に向けて需要の増大が見込まれるバッテリーメタルやレアアース等の鉱山開発や製錬

等を行う民間企業を出資により支援している。2023年3月、日本として初となるレアアース（重希土類）の権益を獲得することが発表された²²⁴。独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（JOGMEC）と双日株式会社が豪レアアース大手に出資し、EVや風力発電モーター用磁石等に使用されるレアアースであるジスプロシウム及びテルビウムの最大65%を日本向けに供給する契約を締結した。これは国内需要の3割程度に相当するものと見込まれ、日本へのレアアースの安定供給に寄与する。

こうした取組も含めたレアメタル権益の確実な確保に向けた支援措置など安定供給体制の強化や、メタンハイドレート、海底熱水鉱床、レアアース泥等の国産海洋資源の確保に取り組んでいく。

2. 企業側の取組状況と課題

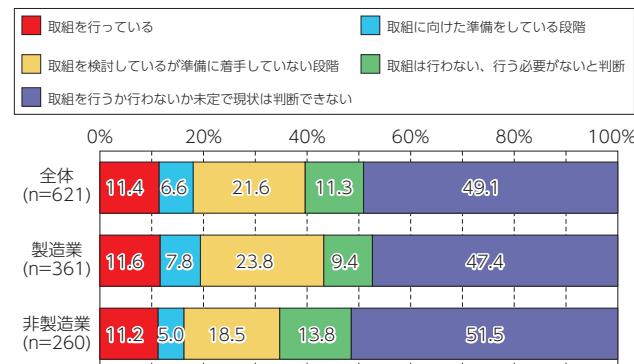
経済的手段を通じた様々な脅威が顕在化し、経済安全保障に関する意識が国内外で強まる中、各国で経済安全保障に関する制度整備が進んでいる。経済安全保障の範囲は非常に多岐にわたり、企業活動にも様々な面で影響が及ぶ可能性がある。特に他国の法律や規制はコントロールすることが難しく、日本企業はこれらの法律や規制にあわせて企業行動を変更させる必要を迫られているが、企業としても、こうしたサプライチェーン上のリスクを始めとした経済安全保障上のリスクをしっかりと精査して判断を行うことが必要であり、そのための体制整備等も重要な要素となっている。

ノムラ・リサーチ・インスティテュート・シンガポール「我が国企業の海外展開の実態及び課題に係るアンケート調査（2022年度）」²²⁵によると、経済安全保障に関する「取組を行っている」と回答した企業は11.4%で、「取組に向けた準備をしている段階」（6.6%）との回答と合わせても、約18%と2割に満たない。「取組を行うか行わないか未定で現状では判断できない」と回答した企業が最も多く（49.1%）、約半数を占めており、現状では取組方針が定まっていない企業が多いことが

見受けられる。「取組を検討しているが準備に着手していない」は21.6%だった。また、11.4%の企業は「取組は行わない、行う必要はない」と判断した。

業種別では、「取組を行っている」「取組に向けた準備をしている段階」と回答した企業は、製造業では19.4%に対し、非製造業では16.2%と、製造業の方が取組がやや進んでいる（第II-1-2-3図）。

第II-1-2-3図 経済安全保障に関する取組の状況



備考：取組とは、組織体制や機能の追加・変更、その他経済安全保障に関する企業としての行動を意味する。

資料：ノムラ・リサーチ・インスティテュート・シンガポール「我が国企業の海外展開の実態及び課題に係るアンケート調査（2022年度）」から作成。

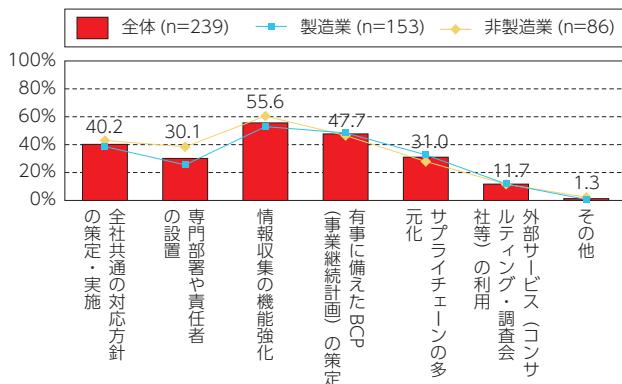
²²³ 経済安全保障推進会議及び統合イノベーション戦略推進会議の下、内閣官房、内閣府、文部科学省及び経済産業省が中心となって、府省横断的に、経済安全保障上重要な先端技術の研究開発を推進するもの。具体的には、有識者等で構成されるプログラム会議における検討を経たうえで国のニーズ（研究開発ビジョン）を上記二つの閣僚級会議で決定し、これを実現するための研究開発を公募により推進。政府全体の予算額は計5,000億円（国立研究開発法人科学技術振興機構及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構にそれぞれ2,500億円の基金を設置）。

²²⁴ 経済産業省 Web サイト（<https://www.meti.go.jp/press/2022/03/20230307001/20230307001.html>）から取得。

²²⁵ アンケート実施期間：2023年2～3月。調査対象：金融・保険業を主業から除く、関係会社に海外企業を含む企業に送付（関連企業は、出資比率50.1%以上）。調査方法：調査票を郵送し、WEBでの回答を依頼。有効回答数：621社、回収率：6.6%。

具体的な取組内容（予定を含む）に関しては、回答企業の半数以上（55.6%）が「情報収集の機能強化」と回答した。次いで、「有事に備えた事業継続計画（BCP）の策定」（47.7%）、「全社共通の対応方針の策定・実施」（40.2%）が多く挙げられた。「サプライチェーンの多元化」は31.0%、「専門部署や責任者の設置」は30.1%だった。また、「役員会や戦略会議で情報分析を行っている」との回答もあった（第II-1-2-4図）。

第II-1-2-4図
経済安全保障に関する体制整備の状況



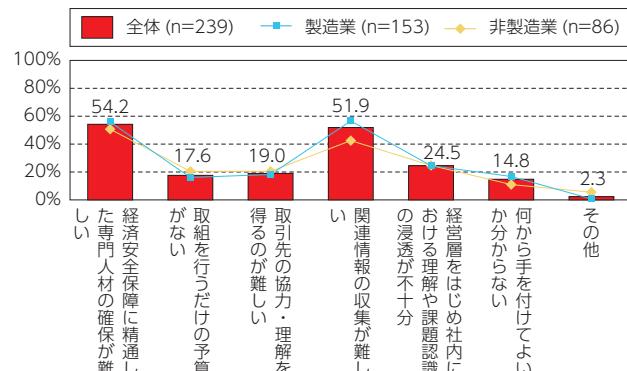
備考：複数選択可。予定を含む。

資料：ノムラ・リサーチ・インスティテュート・シンガポール「我が国企業の海外展開の実態及び課題に係るアンケート調査（2022年度）」から作成。

経済安全保障に関する体制整備を行うに当たっての課題については、「経済安全保障に精通した専門人材の確保が難しい」（54.2%）、「関連情報の収集が難しい」（51.9%）を挙げた企業が半数以上に上り、人材確保や情報収集に苦慮している様子が示唆される。「経営層をはじめ社内における理解や課題認識の浸透が不十分」は24.5%、「取引先の協力・理解を得るのが難しい」は19.0%と、経営層をはじめとした社内や、取引先の理解の浸透も課題となっている。「取組を行うだけの予算がない」との回答は17.6%だった。

また、約15%の企業が「何から手を付けてよいかわからない」と回答した。「他社の取組など参考になる情報がない」、「どこまで対応すれば十分かが不明」といった声もあり、手探り状態の企業も存在することが見受けられる。「人的リソースの余裕がない」、「対応に時間がかかる」といった声もあった（第II-1-2-5図）。

第II-1-2-5図
経済安全保障に関する体制整備の課題



備考：複数選択可。

資料：ノムラ・リサーチ・インスティテュート・シンガポール「我が国企業の海外展開の実態及び課題に係るアンケート調査（2022年度）」から作成。

公益財団法人国際文化会館地経学研究所（IOG）は日本企業100社に対し経済安全保障に関するアンケート調査（2023年）を実施している²²⁶。同調査は、日本の経済安全保障において重要な位置を占め、またその影響を敏感に受けていると考えられる日本の企業100社（研究機関等を含む。）を対象としており、その9割近くが経済安全保障の取組を行っていると回答していることから回答企業は経済安全保障に対する高い意識を持ち取組を進めている企業と考えられる。昨年度調査から最も増加した経済安全保障の取組は、「生産拠点移管」「情報管理の強化」であった。また経済安全保障推進法施行後の新たな対応としては「専門部署設置」「先端技術への取組強化」と回答した企業が多くかった。

また、岡崎、齊藤、土屋、佐橋（2023）による「サプライチェーン及び技術ノウハウ管理をめぐるアンケート調査」²²⁷によると、回答企業のうち技術ノウハウ管理を行っていると回答した企業は67%であった。従業員規模が50人を超える企業では、60%以上が管理を行っている一方、従業員規模が50人未満の企業については、50%を下回る結果となっており、企業規模によって対応に差異が見られる。

経済産業省では、中小企業等における安全保障管理制度、技術情報管理認証制度、不正競争防止法等各種制度に基づく包括的な技術管理体制の構築・運用改善のため、説明会の開催、専門人材の派遣による個別相

²²⁶ 公益財団法人国際文化会館地経学研究所（IOG）「経済安全保障に関する第2回日本企業100社アンケートの結果を発表」（<https://apinitiative.org/2023/02/06/43564/>）。

²²⁷ 岡崎友里江、齊藤孝祐、土屋貴裕、佐橋亮（2023）「サプライチェーン及び技術ノウハウ管理をめぐるアンケート調査」RIETI Discussion Paper Series 23-J-013（<https://www.rieti.go.jp/jp/publications/summary/23030015.html?id=n1>）。

談等を通じた指導・支援・普及啓発を実施しており、このような制度の活用も有効と考えられる。

前項で見たように、我が国の経済安全保障推進法や国家安全保障戦略においては、自由な経済活動との両立、民間との連携といった要素が取り入れられている。経済安全保障推進法の基本方針では、「安全保障の確保に関する経済施策を総合的かつ効果的に推進していくためには、政府がその役割を果たすことはもとより、実際に経済活動を行っている事業者等を含む国民全体

の理解と協力が不可欠である。すなわち、経済活動における様々な場面において、技術力の維持・向上及び技術流出の防止を始め、安全保障上の視点も踏まえた自発的な行動に努める事業者等が増えていくことによって、政府の措置と合わせて、経済面から国家及び国民の安全が確保されることが重要である。」とされており、経済安全保障の確保のため官民が連携して取り組んでいくことが重要である。

第 2 章

グローバルな成長の 取り込みによる 成長力の強化

第 1 節

我が国の経常収支の動向

第 2 節

我が国の貿易収支構造の強靭化に向けた課題

第 3 節

我が国経済の成長のけん引役として
期待されるインバウンド需要

第 4 節

企業の海外展開と我が国経済への裨益

第 5 節

海外の技術・人材・イノベーションの
取込等「内なる国際化」の促進

第2章 グローバルな成長の取り込みによる 成長力の強化

本章では、2022年は資源高と円安の進行により、過去最大の貿易赤字に直面したが、その大宗は鉱物性燃料の輸入価格の上昇によるものであり、貿易構造の強靭化を図る上でも、鉱物性燃料の依存低減は重要な課題であることを示す。

また、円安は輸出の好機である一方、一部の品目では円安を円建て輸出収益の増加につなげられていないこと、ただし、これらの品目でも、単価の見直しによ

り収益改善の余地がある可能性があることを示す。

また、企業の海外展開は収益、雇用、賃金、生産性のみならず、地域の輸出促進の観点からも国内経済に貢献していること、スタートアップをはじめ、企業の海外展開を強力に推進していくことを示す。

また、我が国のグローバルな競争力の強化には、「内なる国際化」も重要であり、対日直接投資の促進や高度外国人材の獲得を強化していくことを示す。

第1節

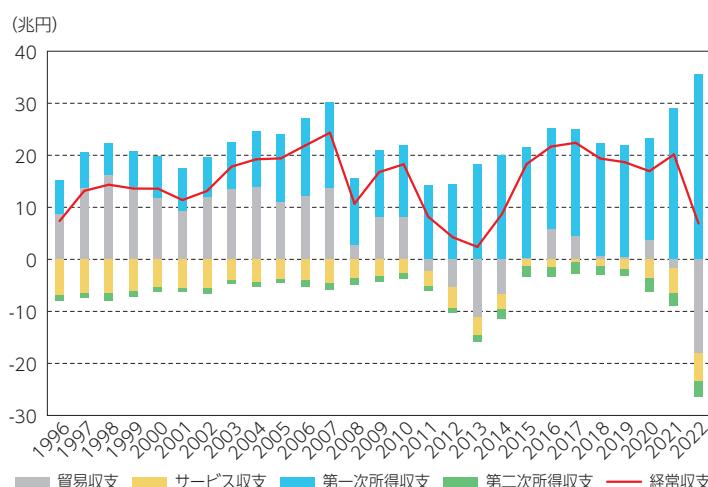
我が国の経常収支の動向

1. 経常収支の動向

まずは1990年代以降の経常収支について見ていく。第II-2-1-1図は1996年以降の経常収支を見たものだが、2000年代前半までは、経常収支黒字を支えていたのは貿易収支黒字であったが、リーマン・ショックを経て2000年代後半以降は、貿易黒字よりも第一次

所得収支の黒字によって、経常収支黒字が支えられていることが分かる。すなわち、我が国経済は国内で生産しそれを輸出することで稼ぐという構造から、海外拠点の売上によって得られた利益の一部を我が国に還元することで稼ぐ構造へと変化しているといえる。

第II-2-1-1図 日本の経常収支の推移



資料：財務省・日本銀行「国際収支統計」から作成。

2. 貿易収支の動向

次に、経常収支を構成する内訳別に子細に見ていく。まずは2000年以降の貿易収支について見ていく。第II-2-1-2図は2000年以降の貿易収支を主要品目別・輸出入別に見たものだが、電気機器に着目すると、2000年代前半までは貿易黒字に寄与してきたが、2010年代以降はその寄与が小さくなっている。また、鉱物性燃料は一貫して貿易赤字に寄与しているが、2000年代後半以降、その寄与が大きくなっている。第II-2-1-3図はこの傾向をよりはっきりと見せるために、2000年時点を基準にした貿易収支変化を主要品目別に要因分解して見てみたものであるが、輸送用機器や一般機械では2000年時点から貿易黒字が拡大傾向にある一方で、鉱物性燃料と電気機器ではすう勢的に赤字方向への寄与が拡大している。

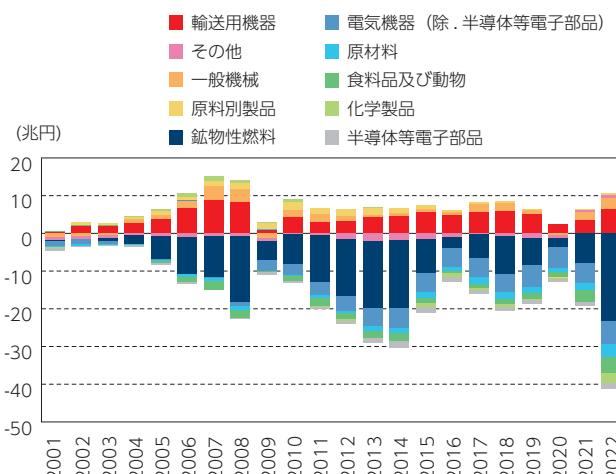
第II-2-1-4図は2000年以降の貿易収支を主要地域別に見たものだが、米国、NIEs3、香港、インドでは貿易黒字を維持している一方、中東や大洋州、中国では貿易赤字が拡大傾向にあるのが見て取れる。

第II-2-1-5図は主要品目別かつ主要地域別の貿易収支について、2000年代前半（2000年～2004年の平均値）から2010年代後半（2015年～2019年の平均値）にかけての変化のうち、黒字方向に寄与した上位10位と赤字方向に寄与した上位10位を見たものである。輸送用機器が幅広い地域で黒字に寄与しているほか、アジアの化学製品、アジアの一般機械が黒字に寄与している。一方、赤字方向への寄与では、その他地域（主に大洋州）と中東の鉱物性燃料がとりわけ大きく寄与

しているほか、中国の電気機器の赤字寄与が大きくなっている。

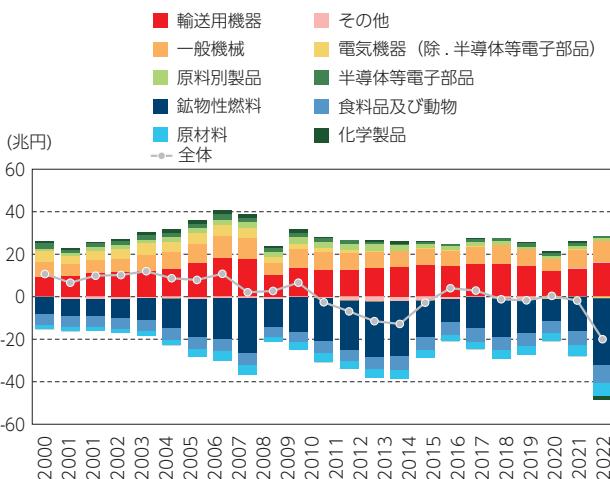
第II-2-1-6図は中国の電気機器に着目し、2000年時点と比較した中国からの電気機器の輸入をさらに品目別内訳で見たものだが、通信機の寄与が最も大きくなっている一方で、かつては携帯電話を国内で生産し供給していたが、現在ではその大半が中国からの輸入に代替されていることが主な要因と考えられる。

第II-2-1-3図 2000年時点を基準とした日本の貿易収支の主要品目別増減



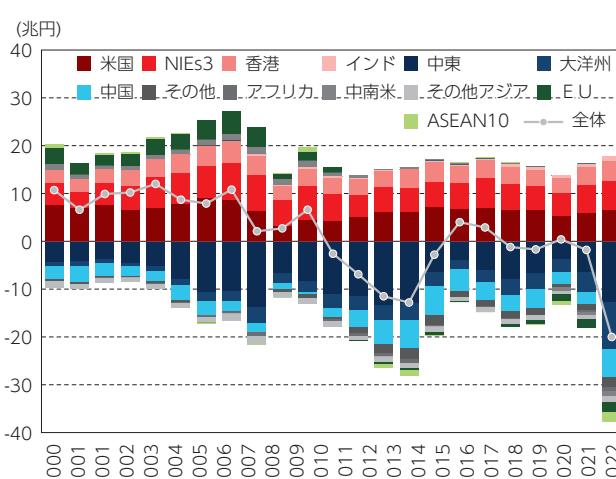
資料：財務省「貿易統計」から作成。

第II-2-1-2図 日本の貿易収支の推移（主要品目別）



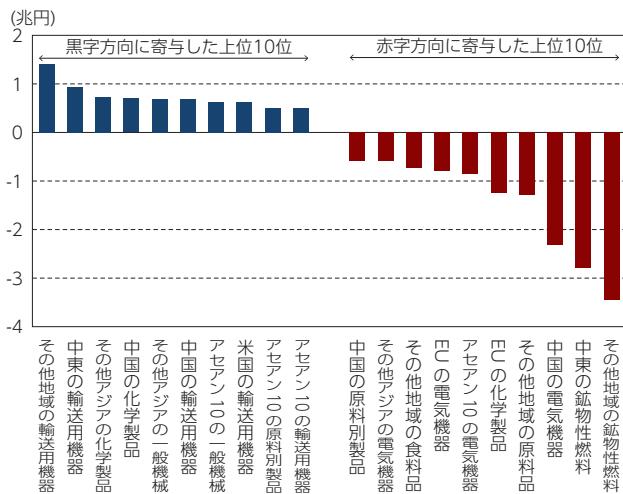
資料：財務省「貿易統計」から作成。

第II-2-1-4図 貿易収支の推移（主要地域別）



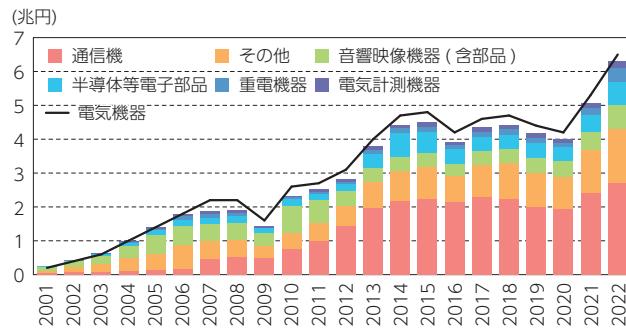
資料：財務省「貿易統計」から作成。

第Ⅱ-2-1-5 図 主要品目別×主要地域別の貿易収支変化 (2000 年代前半→2010 年代後半)



資料：財務省「貿易統計」から作成。

第Ⅱ-2-1-6 図 2000年時点と比較した中国からの電気機器の輸入の品目別増減



資料：財務省「貿易統計」から作成。

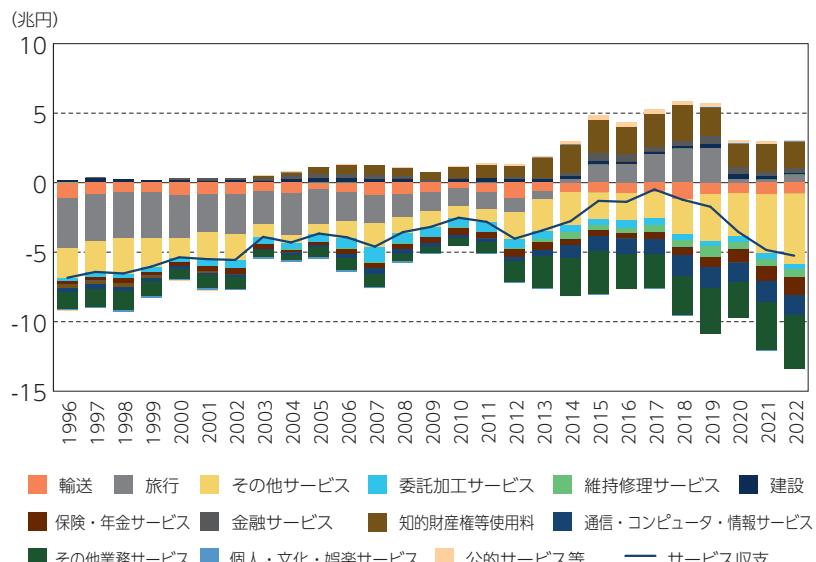
3. サービス収支の動向

次に 1996 年以降のサービス収支について見ていく。第 II-2-1-7 図は 1996 年以降のサービス収支・サービス輸出・サービス輸入の推移をサービス別に見たものだが、サービス収支は一貫して赤字となっているが、2014 年以降は旅行によるサービス輸出が拡大し、旅行収支は黒字に寄与するようになった。しかし、新型コロナウイルス感染症の流行による水際措置の厳格化により、2020 年以降は旅行収支の黒字寄与は大幅に縮小した。また、2000 年代半ば以降、知的財産権使用料の収支が黒字に寄与している。一方、近年では研

究開発サービス、専門・経営コンサルティングサービス等のその他業務サービス、通信・コンピュータ・情報サービスの収支の赤字寄与が拡大傾向にある。

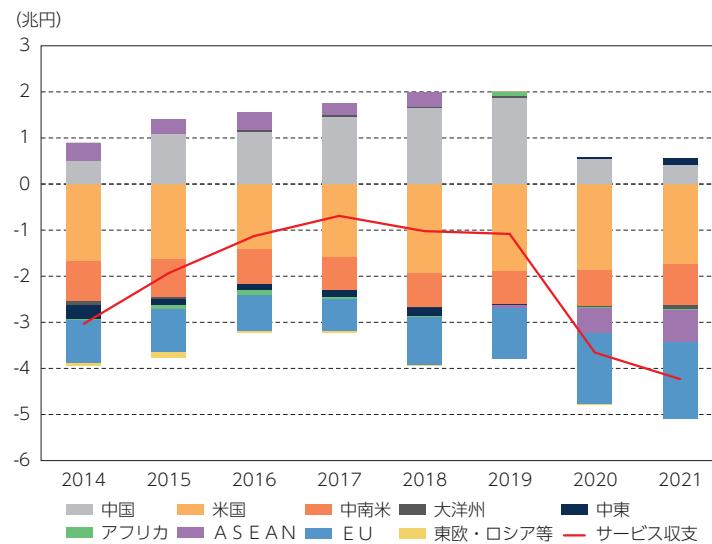
地域別に見ると、主に旅行収支黒字により、中国の収支が黒字に寄与している（第 II-2-1-8 図）。一方、通信・コンピュータ・情報サービス輸入の拡大を背景に、米国や EU、また 2019 年以降は、その他業務サービスの輸入拡大を背景に ASEAN の収支の赤字寄与が拡大傾向にある。

第 II-2-1-7 図 サービス収支の推移



資料・財務省・日本銀行「国際収支統計」から作成

第II-2-1-8図 サービス収支（地域別）



資料：財務省・日本銀行「国際収支統計」から作成。

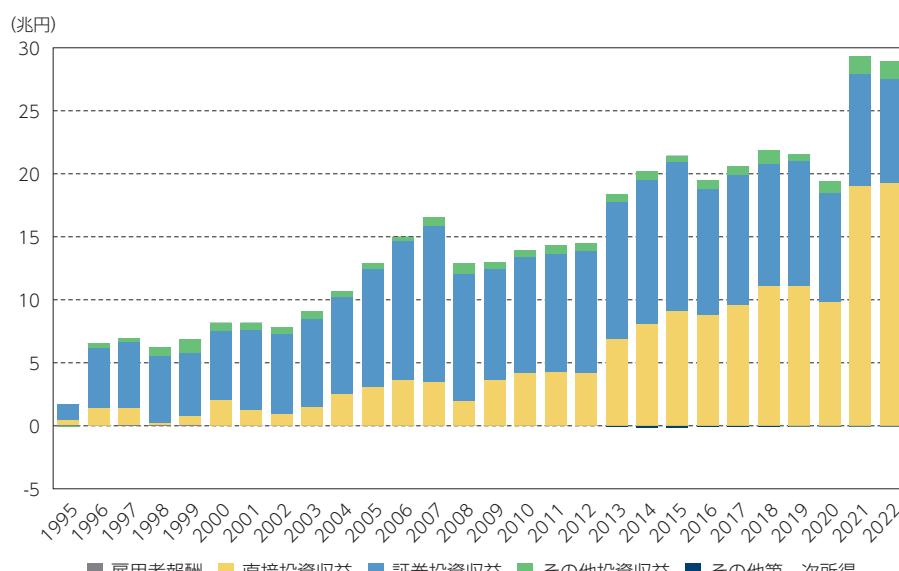
4. 第一次所得収支の動向

最後に1995年以降の第一次所得収支について見ていく。第II-2-1-9図は1995年以降の第一次所得収支の前年比を内訳別に見たものである。第一次所得収支は一貫して黒字となっているが、その内訳を見ると2000年代までは大半が証券投資収益によるものであったが、2010年代以降は直接投資収益による寄与が拡大しており、我が国企業の製造・販売拠点のグローバル化が安定して我が国の経常収支に対して黒字をもたらしている様子がうかがえる。第II-2-1-10図は2014年以降の直接投資収益を地域別に見たものであるが、ASEANをはじめとするアジア（中国を除く）

からの収益が最も大きく、次に米国、中国と続く。第II-2-1-11図は直接投資の実行に対する回収の割合を見たものだが、欧米諸国やASEAN諸国では投資実行に対して6～7割程度が回収されている一方で、中国では回収率が3割程度にとどまっている。

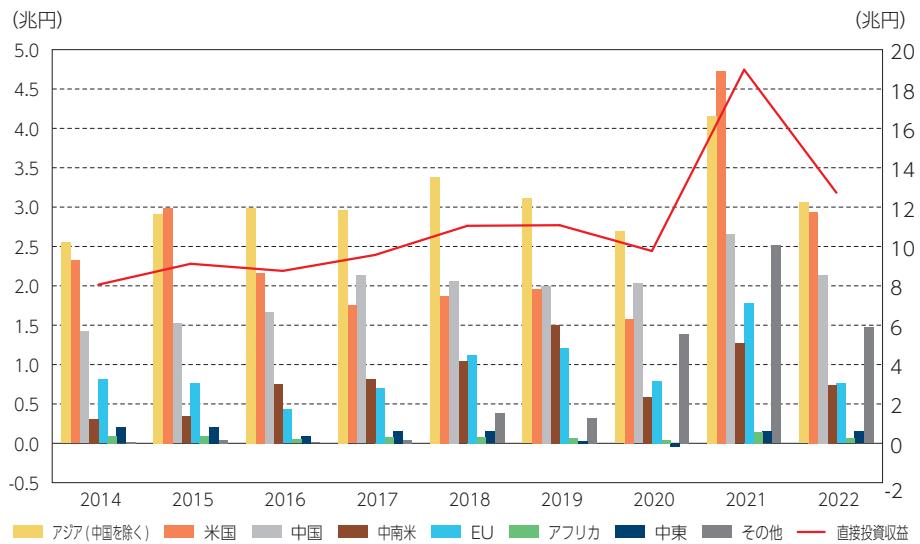
上記を踏まえると、我が国の中長期的な稼ぐ力の変化は下表のように整理できる（第II-2-1-12表）。次節では、足下の貿易収支に焦点を当て、そのせい弱性を特定し、安定的に稼ぐ力を高めるための方策を探っていく。

第II-2-1-9図 日本の第一次所得収支の推移



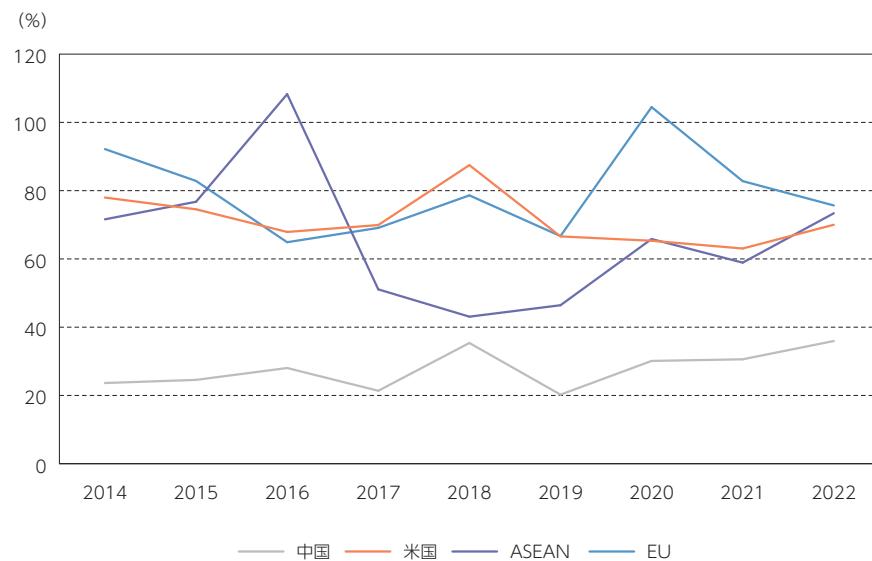
資料：財務省・日本銀行「国際収支統計」から作成。

第II-2-1-10図 日本の地域別対外直接投資収益の推移



資料：財務省・日本銀行「国際収支統計」から作成。

第II-2-1-11図 直接投資実行に対する回収の割合の推移



資料：財務省・日本銀行「国際収支統計」から作成。

第II-2-1-12表 経常収支から見た稼ぐ力の変化

項目名	変化の特徴
経常収支全体	2000年代前半では貿易収支で稼ぐ構造であったが、2000年代後半以降は第一次所得収支で稼ぐ構造へと変化。
貿易収支	2000年代前半では貿易収支黒字を維持してきたが、2008年の世界金融危機で黒字幅は大きく縮小、その後回復しつつあったが、2011年の東日本大震災で貿易赤字に転じ、その後も貿易収支は低調に推移した。その構造的背景としては、鉱物性燃料の輸入拡大と電気機器の黒字幅低下によるところが大きい。電気機器の黒字幅低下の要因は中国からの輸入拡大、とりわけ通信機器の輸入拡大が大きな要因。電気機器の部材となる半導体等電子部品では黒字を維持するも、すう勢的に黒字幅が低下。今後は、サプライチェーン維持・強化のため、国内製造拠点を強化しており、黒字幅改善に期待。
サービス収支	コロナ禍前は旅行収支がサービス収支赤字の縮小に貢献するも、コロナ禍による水際措置の厳格化によりこの効果が消失。現在では、水際措置の緩和に伴い、旅行収支黒字が回復してきている。また、知的財産権使用料は安定的に黒字を維持。一方、近年では研究開発サービス、専門・経営コンサルティングサービス等のその他業務サービス、通信・コンピュータ・情報サービスの収支の赤字寄与が拡大傾向。
第一次所得収支	2000年代までは第一次所得収支黒字は証券投資による黒字によるところが大きかったが、2010年代に入り、直接投資による黒字が拡大、貿易収支に代わり経常収支黒字を支える存在となっている。対外直接投資資金の回収には地域差が見られ、欧米やASEANでは6～7割程度の資金が回収されているものの、中国では3割にとどまる。

第2節

我が国の貿易収支構造の強靭化に向けた課題

1. 過去最大となった 2022 年の貿易赤字の要因分析

資源価格の高騰や主要国と我が国の金融政策の方向性の違い等に起因する円安進行を背景に、2022年の貿易赤字は過去最大となった。本項では、その要因について分析を行う。具体的には、日本銀行が公表する輸出物価指数及び輸入物価指数、並びに実質輸出入指数を用いることで、貿易収支の変動要因を為替変動によるもの、契約通貨建ての価格変動によるもの、名目の輸出入額から物価変動を取り除いた実質の輸出入の変動によるものの3要素に要因分解し、何が貿易赤字の主因であるかを特定する。

第 II-2-2-1 図は貿易収支変動の、為替変動要因と契約通貨建ての価格変動要因と実質輸出入変動要因への要因分解について解説したものであるが、円建ての輸出額（輸入額） = 為替 × 契約通貨建て輸出価格（輸入価格） × 実質輸出（輸入）【(1) 式】という形で表すことができる。すなわち、両辺の対数をとることで、円建ての輸出額（輸入額）の対数 = 為替の対数 + 契約通貨建て輸出価格（輸入価格）の対数 + 実質輸出（輸入）の対数【(2) 式】と表すことができ、さらに変化率を対数差分として表せば、円建ての輸出額（輸入額）の変化率 = 為替の変化率 + 契約通貨建て輸出価格（輸入価格）の変化率 + 実質輸出（輸入）の変化率【(3) 式】と表

すことができる。ここで、貿易収支への要因分解を分かりやすくするために、貿易収支を輸出額／輸入額として定義すれば、貿易収支の変化率 = 円建ての輸出額の変化率 - 円建ての輸入額の変化率【(4)式】となり、

(4) 式に (3式) を代入して整理することで、貿易収支の変化率 = 契約通貨建て価格変動要因（契約通貨建て輸出価格の変化率 - 契約通貨建て輸入価格の変化率）+ 実質数量変動要因（実質輸出の変化率 - 実質輸入の変化率）に分解できる。

この考え方の下、2021年から2022年にかけての貿易収支の変化率を要因分解したものが第II-2-2-2図である。まず、実質数量の変動要因については、輸出、輸入ともに寄与は小さく、主たる要因でないことが分かる。次に契約通貨建て価格の変動要因を見てみると、輸出価格の変動の寄与が限定的であるのに対して、輸入価格の変動が大きく赤字方向に寄与しており、貿易赤字に対する主たる要因となっていることが分かる。また、為替変動要因を見てみると、輸入価格の為替変動要因の寄与が契約通貨建て輸入価格の寄与を上回るほどに大きくなっており、円安が円建て輸入価格の増加を通じて貿易赤字に寄与していることが分かる。しかし、輸出価格の為替変動要因については、大きく黒

第 II-2-2-1 図 貿易収支変動の要因分解の解説

輸出額（輸入額） = 輸出価格（輸入価格） × 輸出数量（輸入数量）であることから、下記の通り表すことができる。
 円建ての輸出額（輸入額） = 円建て輸出価格（輸入価格） × 実質輸出（輸入）
 円建ての輸出額（輸入額） = 為替 × 契約通貨建て輸出価格（輸入価格） × 実質輸出（輸入） … (1)

(1)について、両辺の対数を取ると、
 $\ln \text{円建ての輸出額 (輸入額)} = \ln \text{為替} + \ln \text{契約通貨建て輸出価格 (輸入価格)} + \ln \text{実質輸出 (輸入)} \dots (2)$

(2)について、変化率を対数差分 dln で表すと、下記の通りとなる。
 dln 円建てでの輸出額（輸入額） = dln 為替 + dln 契約通貨建て輸出価格（輸入価格） + dln 実質輸出（輸入） … (3)

ここで、貿易収支 = 輸出額 / 輸入額と定義し、両辺の対数を取り、対数差分で表すと下記の通り表すことができる。

$$\text{貿易収支} = \text{円建ての輸出額} / \text{円建ての輸入額}$$

$$dln \text{ 貿易収支} = dln \text{ 円建ての輸出額} - dln \text{ 円建ての輸入額} \dots (4)$$

(4)に(3)を代入すると、下記の通りとなる。

$$\begin{aligned} \text{dln 貿易収支} &= \text{dln 為替} + \text{dln 契約通貨建て輸出価格} + \text{dln 実質輸出} - \text{dln 為替} - \text{dln 契約通貨建て輸入価格} - \text{dln 実質輸入} \\ &= \text{dln 契約通貨建て輸出価格} - \text{dln 契約通貨建て輸入価格} + \text{dln 実質輸出} - \text{dln 実質輸入} \\ \text{貿易収支の変化率} &= \text{契約通貨建て輸出価格の変化率} - \text{契約通貨建て輸入価格の変化率} + \text{実質輸出の変化率} - \text{実質輸入の変化率} \end{aligned}$$

以上の通り、貿易収支の変動を、契約通貨建て価格変動要因と実質数量変動要因に分解することができる。なお、実際には為替の変化率が相殺されないことから、為替変動要因（為替の変化率 = 円建て輸出価格（輸入価格）の変化率 - 契約通貨建て輸出価格（輸入価格）の変化率）で見留収支に対して影響を及ぼしている。

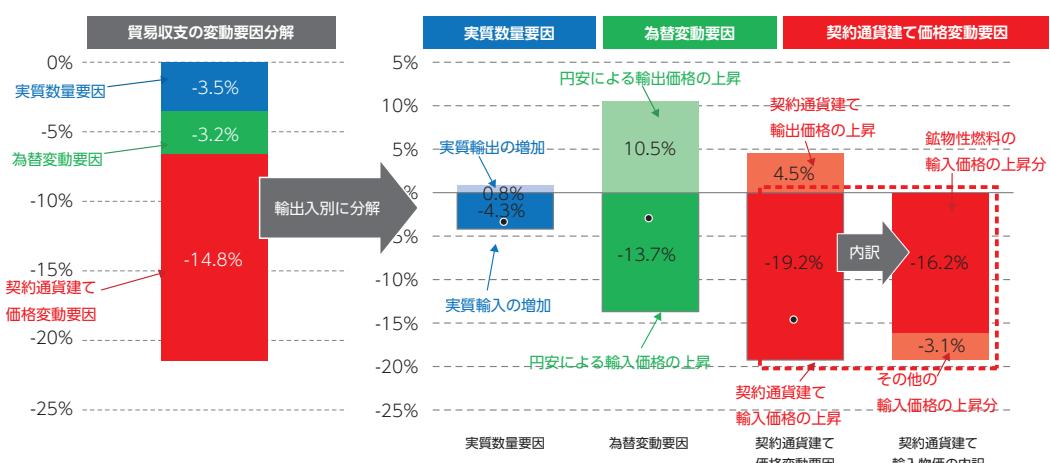
資料・経済産業省作成

字方向に寄与しており、貿易収支全体への影響で見れば、為替変動要因よりも契約通貨建て価格変動要因の方が大きく、貿易収支赤字をもたらしている主因は契約通貨建て価格変動要因であると結論付けることができる。さらに契約通貨建て輸入物価の変動を、品目別に寄与度分解すると、鉱物性燃料価格の変動で全体の変動の約8割超を占めている。すなわち、契約通貨建ての価格変動要因が貿易収支の変動に占める寄与が約7割程度であるため、2022年の貿易収支変動の大半は、契約通貨ベースの鉱物性燃料の輸入価格の上昇に起因していると言え換えることができる。

現在の貿易収支構造が鉱物性燃料の輸入価格の影響を受けやすいということは、我が国の鉱物性燃料の輸入依存度の高さが、現在の貿易収支構造のせい弱性となっていることを意味する。第II-2-2-3図は我が国

の1次エネルギーの供給構成を見たものであるが、東日本大震災のあった2011年を境にして鉱物性燃料への割合が断層的に上昇しており、依存度が高まっている様子がうかがえる。ただし、第II-2-2-4図は、経済活動（GDP）1単位の増加によって生じる鉱物性燃料の輸入量の増加分（弾性値）の推移を見たものであるが、エネルギー効率の上昇等を背景に中長期的にみて弾性値は減少トレンドにあり、2012年以降はこの減少トレンドがより顕著になっている。これは東日本大震災以降、原子力の利用が限られている中において、省エネ・再エネが加速していることの証左と言えよう。しかし、今般生じた過去最大の貿易収支赤字は、我が国の鉱物性燃料の輸入依存度の高さが貿易収支構造のせい弱性となっていることを露呈させたと言え、引き続き、省エネ・再エネの拡大を進めつつ、また、

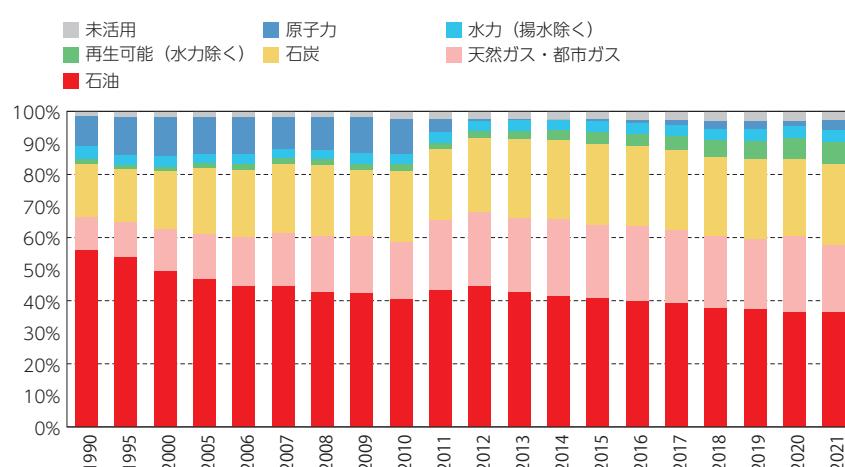
第II-2-2-2図 2022年の貿易収支の変動要因分解



備考：2023年3月時点のデータを用いて推計。

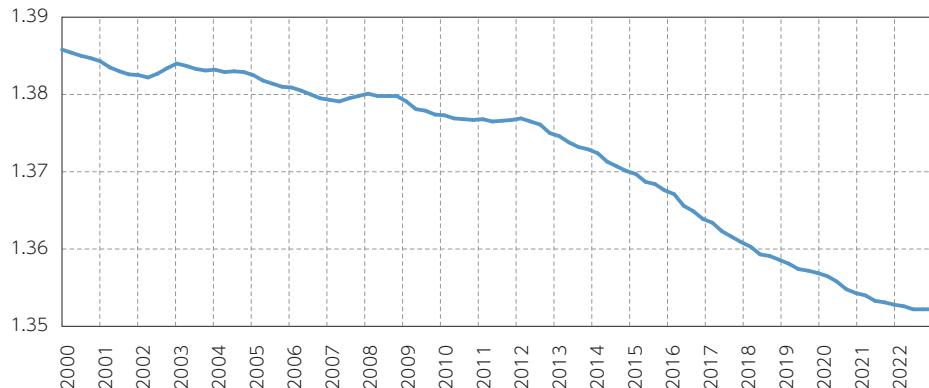
資料：日本銀行「企業物価指数」「実質輸出入指数」より作成。

第II-2-2-3図 日本の1次エネルギー供給構成



資料：経済産業省「総合エネルギー統計」から作成。

第II-2-2-4図 実質GDP1単位の増加に対する鉱物性燃料輸入の弾力性



備考： $\log(\text{鉱物性燃料の輸入額} / \text{鉱物性燃料の円建て輸入物価}) = \alpha \times \log(\text{実質GDP}) + \beta \times \log(\text{鉱物性燃料の輸入額} / \text{鉱物性燃料の円建て輸入物価})$ の 1 期ラグ + C の推計式について、 α を時変係数としてカルマンフィルターで求めた値を実質GDP1単位の増加に対する鉱物性燃料輸入の弾性値としている。

資料：内閣府「国民経済計算」、日本銀行「企業物価指数」、財務省「貿易統計」から作成。

安全性の確保を前提とした原子力の利用も含めた多様な電源利用を進め、鉱物性燃料の輸入依存の低減を図ることが、貿易収支構造の強靭化を図る上でも重要な課題であることを示唆している。

以上、過去最大となった2022年の貿易収支赤字を変動要因分解すると、大部分は契約通貨建ての輸入物価の上昇に起因しており、その大半は鉱物性燃料の輸入価格上昇によってもたらされていること、我が国の一次エネルギー供給構造を見ると、東日本大震災以降、化石燃料輸入依存の低減は進んできているものの依然高い水準にあり、貿易構造を強靭化する観点からも、鉱物性燃料依存の低減は引き続き重要な課題であるといえる。一方で、資源に乏しくエネルギーや食料の多

くを輸入に頼らざるを得ない我が国にとって、自由貿易体制を維持し強化していくことは、自国の利益にかなうものであるとともに、世界の主要貿易国としての責務でもある。また、今般の円安方向への動きは輸出拡大の好機であったにも関わらず、輸出が貿易収支に与える影響が限定的であったことも、我が国の稼ぐ力を維持・強化していく上での課題である。また、経済安全保障やサプライチェーンの強靭化の観点から国内製造拠点を強化する動きもある中で、この流れも踏まえつつ、国内投資拡大、イノベーション加速、所得向上という三つの好循環の実現へとつなげていくことが重要である。

2. 輸出収益の改善に向けた課題

前項でみたとおり、円安は輸出拡大の好機であったにも関わらず、輸出が貿易収支に与える影響は限定的であったが、本項では、今般の円安局面における輸出収益の状況を子細に見ていくことで、輸出収益の改善に向けた課題を明らかにしていく。

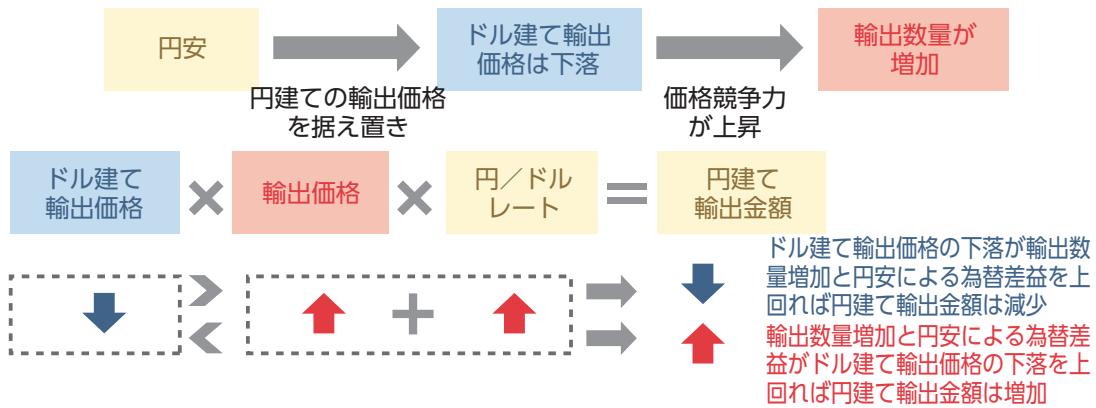
まず、第II-2-2-5図を用いながら、円安による輸出促進効果について解説する。円安による輸出促進効果とは、円安が結果的に輸出数量を増加させる効果のこと。今、ドル円の為替レートについて円安方向への動きが生じたとする。この時、輸出企業が円建ての輸出価格を据え置くという行動をとれば、円が減

価しているのでドル建ての輸出価格は下落する。ドル建ての輸出価格の減少で価格競争力が生まれ、輸出数量が増加する。これが円安による輸出促進効果である。しかし、輸出価格の下落を上回る輸出数量の増加が得られなければ、輸出金額の増加には結びつかないことに留意が必要である。

JETRO(2022)²²⁸では、Markit社のGlobal Trade Atlasに収録されている輸出数量とドル建ての輸出額を用いて、2022年上期の品目ごとの輸出を見ると、HS 6桁コード4199品目中1942品目で前年同期の輸出数量が増加、このうち7割近い1320品目で前年同

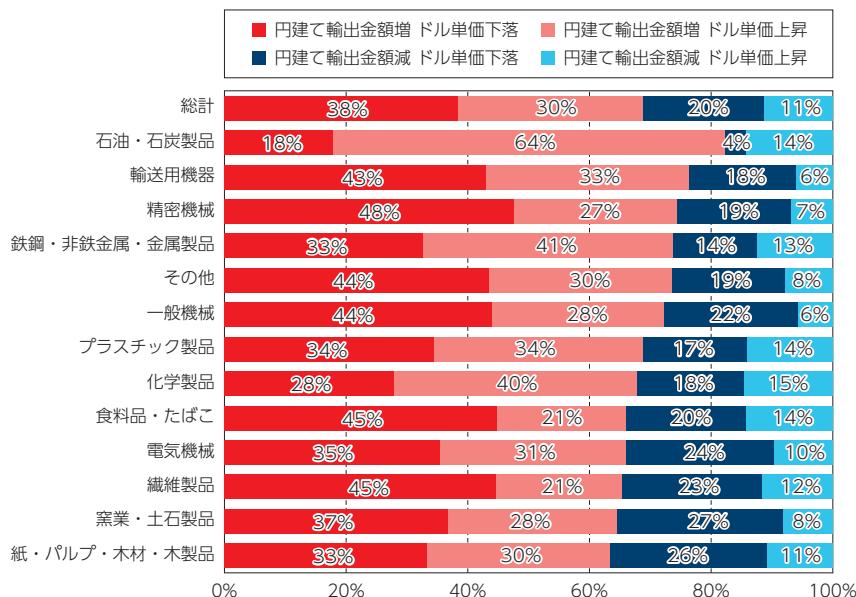
²²⁸ JETRO「特集：世界経済の混乱で求められる海外ビジネスの再構築 円安下、半数近くの商品が輸出数量を伸ばす（日本）2022年上半期の貿易を分析」<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/special/2022/1002/a9c529af460e7ded.html>

第II-2-2-5図 円安による輸出促進効果（ドル建ての場合）



資料：経済産業省作成。

第II-2-2-6図 ドル単価の変化と円建て輸出収益の状況（2021年→2022年）



資料：Global Trade Atlas database から作成。

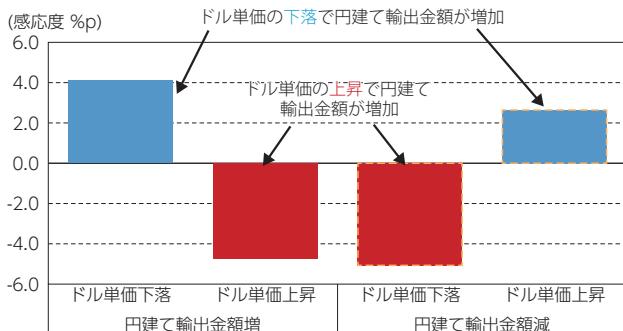
期に比べてドル単価が下落していること、このうち半数を上回る861品目で前年同期から輸出額が増えていたことを分析しており、一部の品目では円安による輸出促進効果が見られる可能性を示唆している。

この分析を参考にしつつ、通年ベースでの2021年から2022年の輸出の変化について、ドル単価の変化と円建て輸出収益の状況に着目して見てみたものが第II-2-2-6図である。これを見ると、HS6桁コード全体の輸出品目のうち、約7割が円建ての輸出収益増となっている一方、約3割が円建ての輸出収益減となっていることが分かる。より子細に見ると、全体の約4割でドル単価が下落する一方で収益増となっており、円安による輸出促進効果により収益増となっている様子がうかがえる。特に、精密機器や食料品、繊維、一

般機械、輸送用機器でその割合が高くなっている。一方、約2割の品目でドル単価の下落が輸出収益増につながっていないことも分かる。特に窯業・土石製品、紙・パルプ・木材・木製品、電気機械でその割合が高くなっている。また、ドル単価の上昇で収益増となっている品目も全体の約3割あり、特に石油・石炭製品、鉄鋼・非鉄金属・金属製品、化学製品でその割合が高くなっている。一方、ドル単価の上昇で収益減となっている品目は全体の1割程度存在している。

次に、2021年から2022年にかけてのドル単価の変化と円建て輸出金額の変化との関係について理解を深めるため、その特徴をより子細に見ていく。まず、HS6桁品目ごとの2021年から2022年にかけてのドル単価の変化率と輸出数量の変化率の関係に着目し、ド

第II-2-2-7図
ドル単価10%の下落による円建て輸出収益の変化



備考：輸出数量の変化率を被説明変数、ドル単価の変化率を説明変数とする単回帰分析を行い、これにより得られたドル単価の変化率の係数を、ドル単価の変化による輸出数量の感応度としている。この感応度に基づいて、ドル単価10%の下落による輸出数量の変化率の予測値を算出、この予測値を踏まえてドル単価10%下落による円建て輸出金額（ドル単価×輸出数量×ドル円レート）の変化を算出している。

資料：Global Trade Atlas database から作成。

ル単価下落かつ円建て輸出金額増加、ドル単価上昇かつ円建て輸出金額増加、ドル単価下落かつ円建て輸出金額減少、ドル単価上昇かつ円建て輸出金額減少の4つのタイプに分けて、ドル単価の変化による輸出数量の感応度を算出し、さらにそこから円建て輸出金額の感応度を算出したものが第II-2-2-7図である。ドル単価下落かつ円建て輸出金額増加の品目とドル単価上昇かつ円建て輸出金額減少の品目では、ドル単価の下落で円建て輸出収益が増加する傾向にあることが分かる。一方で、ドル単価上昇かつ円建て輸出金額増加の品目とドル単価下落かつ円建て輸出金額減少の品目では、ドル単価の上昇で円建て輸出収益が増加する傾向にあることが分かる。

第II-2-2-8図は、2021年から2022年にかけての実際のドル単価の変化率を見たものであるが、円建て輸出金額が減少したグループに着目すると、実際のドル単価の変化の方向と、第II-2-2-7図で見た収益が出

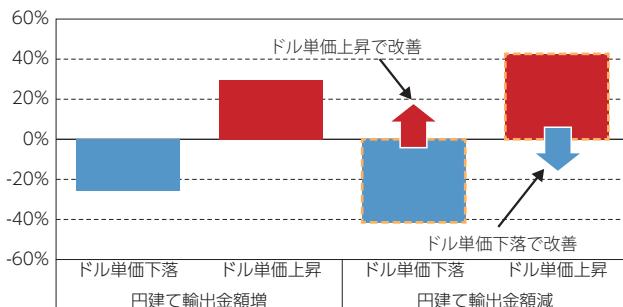
るドル単価の方向が逆になっていることが分かる。これは、ドル単価下落の品目では、ドル単価上昇で収益が改善する可能性があり、ドル単価上昇の品目では、ドル単価下落で収益が改善する可能性があることを示唆している。

以上で見てきたことは、円安方向への動きの中でのドル単価の変化、円建て輸出金額の変化を見たものではあるが、貿易相手国の需要変動の影響なども含まれており、厳密には円安方向への動きに起因する輸出の変化を分析したものにはなっていない。そこで、1994年～2022年までの期間における、HS6桁コード4000品目超をさらに国ごとに分けた上で、輸出先の国の需要変動による影響をコントロールしつつ、円安がドル単価の下落を通じて輸出数量の増加をもたらしているのかについて検証することとする。

まずは検証方法について概説する。本分析で用いるデータは上述のHS6桁コードの品目をさらに国別に分けたもの（以下、これを「市場」という）を使用し、データが取得可能な1994年～2022年の年間の値を使用する。また、上述に倣い、市場別のドル建ての輸出額を輸出数量で除すことにより得た値をドル建て単価として用いる。為替にはドル円レートを用い、為替の変化がドル建て単価の変化を通じて輸出数量に与える影響を、操作変数法を用いて推計する。推計に当たっては、輸出数量が為替のみならず輸出相手国の需要の影響を受けることを考慮し、説明変数には輸出相手国のGDPの変化率を追加するとともに、品目別国別の輸出固有の動きやHSコード改定に伴う統計への影響もコントロールするなど、可能な限り他の影響を排除した上で、為替の変化がドル建て単価の変化を通じて輸出数量に与える影響を分析する。

分析結果の詳細は付注4のとおりであるが、貿易相手国の需要要因をコントロールした上でも、円安方向への動きはドル単価の下落を通じて輸出数量を増加させる効果があることが示されている。ただし、平均的には、円安方向への動きによるドル単価の下落分に対して、輸出数量の増加効果は価格下落分を下回るため、収益確保の観点からは、円安局面でもドル単価の下げ過ぎは収益を損なう可能性があることに留意が必要であるといえる。

第II-2-2-8図
ドル単価の変化率（2021年→2022年）



資料：Global Trade Atlas database から作成。

第3節

我が国経済の成長のけん引役として期待される インバウンド需要

観光は、日本の力強い経済を取り戻すための極めて重要な成長分野である。今後人口減少・少子高齢化が見込まれる中、国内の観光需要を喚起するとともに、急速に成長するアジアを中心とする世界の観光需要を取り込むことにより、地域経済の活性化、雇用機会の増大などにつなげていくことが重要である。

我が国は、政府が一丸となってインバウンド（訪日外国人旅行）を推進してきた。第二次安倍政権以降では、2013年に設置された「観光立国推進閣僚会議」により策定された「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」の実行により、同年には訪日外国人旅行者数が初めて1,000万人を上回り、翌年には訪日外国人による旅行消費額も2兆円を突破した。さらに2016年に策定した「明日の日本を支える観光ビジョン」では、2020年までに訪日外国人旅行者数4,000万人、訪日旅行消費額8兆円、2030年までに同6,000万

人、15兆円という目標が掲げられ、順調に訪日外国人旅行者数、消費額を拡大させ続けてきた。

しかし、2020年の新型コロナウイルス感染症の世界的大流行という不可抗力により2年超の間インバウンドは大きく落ち込んだ。2022年6月からは段階的に観光目的の受入れが再開され、インバウンドの回復に向けた機運が高まった。さらにこの時期、ドル円レートは米国の急速な利上げ等を要因として、2022年10月には一時1ドル151円台後半まで円安が進み、1990年以来32年ぶりの水準を更新した。円安傾向となると、訪日外国人旅行者の自国通貨ベースでの負担額が減ることから、インバウンド消費へのさらなる後押しとして期待された。

このような中、本節では、日本経済の持続的な底上げへの寄与が期待されるインバウンドの方向性について概観する。

1. これまでの水際対策の主な経緯

2020年初に発生した新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、日本へ入国する際の水際対策が強化されることとなった。

水際対策の経緯を振り返ると、まず2020年2月から中国の一部地域を入国拒否対象地域に指定し、同地域からの入国を原則拒否した。これを皮切りに、同年4月までに米国、中国、韓国、欧州各国を始めとする多数国を対象に指定し、インバウンドはほぼ消失することとなった。その後、ビジネス目的の往来等は感染状況を見極めながら入国規制の緩和と強化を繰り返していたが、観光目的の入国に対する制限は続けられていたことから、国内外から観光客受入れ再開を求める声が高まっていた。

このような中、2022年5月に岸田首相がロンドンでの講演にて、「(水際対策の)G7諸国並みの緩和」を表明し、翌6月から添乗員付きパッケージツアー等の条件付きで、観光客受入れが再開された。さらに、同

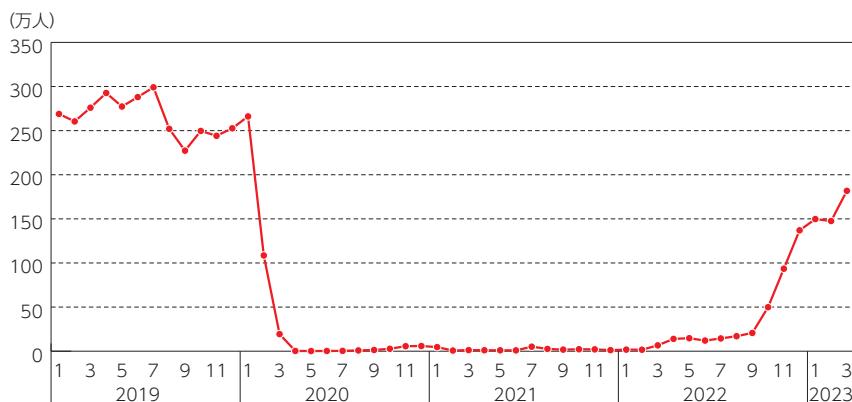
年10月からは、水際対策が大幅に緩和され、査証(ビザ)なし渡航や個人旅行が再開されたほか、入国人数の上限が撤廃された(第II-2-3-1表)。ビザは、書類準備の手間や審査条件の厳しさにより訪日の障壁となっていたり、個人旅行は、コロナ禍前には訪日外国人旅行者の8割超を占めていたことから、ビザなし渡航や個人旅行の受入れ再開により、インバウンドが回復基調になった。下図(第II-2-3-2図)は、訪日外国人旅行者数の推移を月次で示しているが、2020年1月を境に激減し、同年4月からはゼロ近傍が続いているが、水際対策が大幅に緩和された2022年10月以降堅調に回復しており、2023年1月以降は2019年の半分の水準を上回っている。

第II-2-3-1表 観光目的の水際対策についての主な経緯

時期	概要
2020年2月	● 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大を防止するため、入国拒否対象地域を順次指定し、同地域からの外国人の入国を原則拒否。
↓	↓
2022年5月	● 岸田首相がロンドンでの講演にて、翌月にG7諸国並みに水際対策を緩和することを表明。
2022年6月	● 入国者数の上限を1日2万人へと引き上げ。 ● 添乗員付きのパッケージツアー等の条件付きで、受入れ再開。
2022年9月	● 入国者数の上限を1日5万人へと引き上げ。 ● 添乗員無しのパッケージツアーも受け入れ。
2022年10月	● 入国者数の上限を撤廃。 ● 個人旅行の受け入れ再開。 ● ビザなし渡航再開。
2022年12月	● 中国での感染拡大を受け、中国からの渡航者や渡航歴がある人を対象に入国情検査を実施。
2023年3月	● 中国からの渡航者や渡航歴がある人全員に義務付けていた検査を無作為検査へと変更。

資料：公表情報から作成。

第II-2-3-2図 訪日外国人旅行者数の推移（2019年1月～2023年3月）



備考：訪日外国人旅行者数とは、法務省集計による出入国管理統計に基づき、算出したもの。訪日外国人旅行者は、外国人正規入国者から日本を主たる居住国とする永住者等の外国人を除き、これに外国人一時上陸客等を加えた入国外国人旅行者のことである。駐在員やその家族、留学生等の入国者・再入国者は訪日外国人旅行者に含まれる。なお、上記の訪日外国人旅行者には、乗員は含まれない。2023年3月以降は推計値。

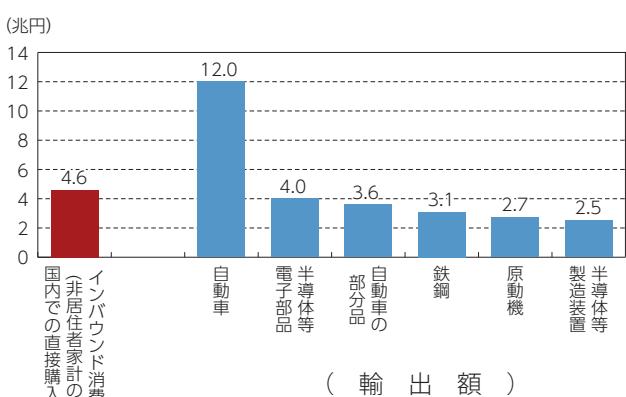
資料：日本政府観光局（JNTO）から作成。

2. インバウンドが日本経済に与える影響

それではインバウンドは、日本経済の中でどの程度の規模を示しているのか。インバウンド消費は、GDP統計（国民経済計算）の中で「サービス輸出」に分類されることから、日本の主要品目の輸出額と比較してみる。下図（第II-2-3-3図）で示したとおり、インバウンド消費は「サービス輸出」の中の「非居住者家計の国内での直接購入」に計上され、2019年は4.6兆円となる。貿易統計の主要品目別対世界輸出額（2019年）をみると、自動車（12.0兆円）、半導体等電子部品（4.0兆円）、自動車部品（3.6兆円）、鉄鋼（3.1兆円）が上位に並ぶ。インバウンド消費は、半導体等電子部品を上回って自動車に次ぐ輸出産業となっており、日本経済をけん引する存在となっていることが分かる。

第II-2-3-3図

訪日外国人旅行消費額と主要品目別輸出額の比較（2019年）



資料：財務省「貿易統計」、内閣府「2021年度国民経済計算（2015年基準・2008SNA）」から作成。

第II-2-3-4表は、経済産業省（2020）²²⁹が試算した2019年の訪日外国人旅行消費額約4.8兆円の生産波及効果を示しており、「生産誘発額（消費額含）（一次）」は、7兆7,756億円で、消費額の1.75倍となった。つまり訪日外国人による旅行消費が国内に波及したことにより、プラスで75%の新たな生産を生じさせる効果があることを示している。

この「生産誘発額」は「売上高」に相当するものであることから、「生産誘発額」から中間投入を除いた「付加価値誘発額」も試算されている。結果、「付加価値誘発額（一次）」は、4兆230億円で、2019年の名目GDPの0.7%相当となった。「付加価値誘発額」の内

訳である「雇用者所得誘発額」は、その一部が消費に回ることで「さらなる生産」が誘発される（二次波及効果という）。二次波及効果としての「生産誘発額（二次）」は1兆6,742億円、「付加価値誘発額（二次）」は1兆32億円と試算された。

以上をまとめると、生産誘発額総額（一次、二次）は約9.4兆円、ここから中間投入を除いた付加価値誘発額（一次、二次）は約5.0兆円となり、これはGDPの0.9%に相当する。このように、インバウンド消費を波及効果も含めてみるとその広く伝播しており、日本経済に与えるインパクトはより大きくなることが分かる。

第II-2-3-4表 訪日外国人旅行消費の生産波及効果（2019年）

部門名	一次生産波及効果（億円）	部門名	二次生産波及効果（億円）
宿泊・飲食サービス	23,904	商業	2,312
商業	12,791	住宅賃貸料（帰属家賃）	1,937
食料品・たばこ	5,474	食料品・たばこ	1,042
鉄道輸送	3,539	金融・保険	1,033
その他の対事業所サービス	2,746	宿泊・飲食サービス	840
化学最終製品（医薬品を除く。）	2,011	その他の対事業所サービス	723
飲料	1,897	医療・福祉	632
道路輸送（自家輸送を除く。）	1,854	通信	537
農林業	1,778	住宅賃貸料（貸家業、貸間業）	527
娯楽サービス	1,574	電力	406
電力	1,434	…	...
物品賃貸サービス	1,127	(二次) 生産誘発額合計(C)	16,742
金融・保険	1,090	うち、(二次) 付加価値誘発額合計(D)	10,032
運輸附帯サービス	1,020	(一次・二次) 生産誘発額合計(A + C)	94,498
不動産仲介及び賃貸	942	うち(一次・二次) 付加価値誘発額合計(B + D)	50,262
…	…	対GDP割合	0.9%
(一次) 生産誘発額合計(A)	77,756		
うち、(一次) 付加価値誘発額合計(B)	40,230	対GDP割合	0.7%

訪日外国人旅行消費額（億円）(B)	44,334	※消費額は国産品のみに換算
2019年名目GDP（億円、内閣府）	5,539,622	

備考：2019年の名目GDPは、2019年10-12月期（2次速報）の値を使用して試算。

資料：経済産業省資料から作成。

²²⁹ 経済産業省「ひと言解説：訪日外国人旅行消費の蒸発の影響試算；年間で9割減少すると、GDPに0.8%の押し下げ効果」Webサイトを参照（https://www.meti.go.jp/statistics/toppage/report/minikaisetsu/hitokoto_kako/20200804hitokoto.html）。

3. インバウンド関連政策²³⁰と訪日外国人旅行者の増加（コロナ禍前）

我が国はインバウンドを成長戦略の柱と位置づけ、関連する政策を講じインバウンド拡大を力強く推進してきた。ここでは第二次安倍政権発足以降の取組に焦点を当ててインバウンド関連政策と訪日外国人旅行者の増加の過程を見ていく。

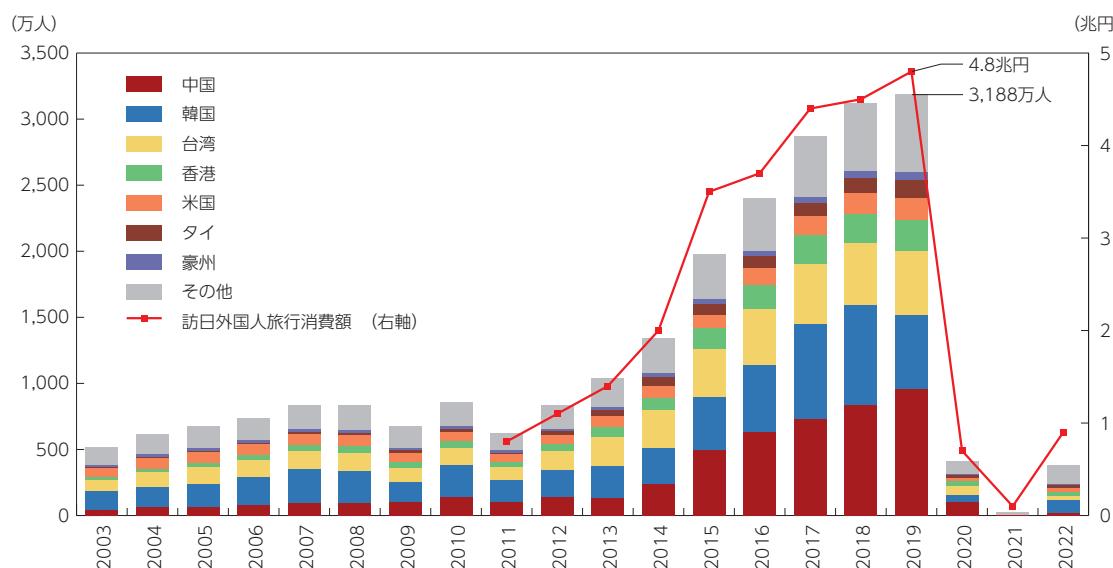
2013年に、安倍総理大臣（当時）は施政方針演説の中で「世界の人たちを惹きつける観光立国を推進すること」を表明し、新たに創設した「観光立国推進閣僚会議」において「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」を取りまとめた。さらに同年9月には「2020年オリンピック・パラリンピック夏季大会」の開催地に東京が選出されたことから、この絶好の機会を追い風として、2020年に向けて訪日外国人旅行者数2000万人の高みを目指すことが2014年のアクション・プログラム²³¹で明記された。政府一丸、官民一体となってアクション・プログラムの実施に取り組み、戦略的なビザの緩和や免税制度の拡充、出入国管理体制の充実、航空ネットワーク拡大等の改革が次々と進められた。

その結果、2015年の訪日外国人旅行者数は、2012年に比べ2倍増の約2000万人（2012年836万人）、2015年の訪日外国人旅行消費額は、3倍増の約3.5兆円（2012年約1.1兆円）を突破した。

2016年には、次なる目標とその実現のために必要な対策を検討する「明日の日本を支える観光ビジョン構想会議」が開催され、「明日の日本を支える観光ビジョン²³²」が取りまとめられた。同ビジョンの中で、新たな目標として「2020年までに訪日外国人旅行者数4,000万人、訪日旅行消費額8兆円、2030年までに同6,000万人、同15兆円」と掲げ、着実に訪日外国人旅行者数、消費額を拡大させ続けてきた。

2020年には、新型コロナウイルス感染症の世界的な大流行という不可抗力により目標値を大幅に下回ったものの、前年（2019年）は訪日外国人旅行者数3,188万人、訪日旅行消費額4.8兆円と過去最高を記録した。国別でみると、訪日外国人旅行者数、訪日外国人旅行消費額ともに、地理的優位性のある中国、韓国、台湾、香港等東アジアからが全体の約7割を占める（第II-2-3-5図、第II-2-3-6図）。

第II-2-3-5図 国籍・地域別訪日外国人旅行者数と訪日外国人旅行消費額の推移（2003～2022年）



備考1：「訪日外国人」には、観光・レジャー目的に加え、ビジネス目的や親族・知人訪問目的などで日本を訪れた外国人が含まれる。日本を主たる居住国とする永住者等の外国人は含まれない。

備考2：2017年までは空港を利用する旅客を中心に調査を行っていたが、短期滞在の傾向があるクルーズ客の急増を踏まえ、2018年からこうした旅客を対象とした調査も行い、調査結果に反映したため、2018年以降と2017年以前の数値との比較には留意が必要である。

備考3：新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年4-6月期から2021年10-12月期は調査を中止し、2020年及び2021年年間値については、1四半期の結果を利用した試算を行った。このため、2019年以前の数値との比較には留意が必要である。

備考4：新型コロナウイルス感染症の影響により、2022年は1-3月期、4-6期、7-9月期を試算値として公表した。そのため、年間の値についても試算値であることに留意が必要である。

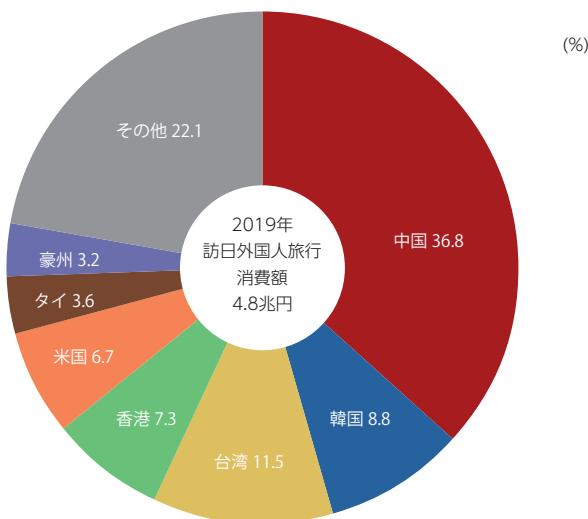
資料：日本政府観光局（JNTO）、観光庁「訪日外国人消費動向調査」から作成。

230 観光庁「観光立国推進基本法」Webサイトを参照（<https://www.mlit.go.jp/kankochō/kankorikkoku/index.html>）。

231 観光庁「アクション・プログラム2014」Webサイトを参照（<https://www.mlit.go.jp/common/001046636.pdf>）。

232 観光庁「明日の日本を支える観光ビジョン」概要（<https://www.mlit.go.jp/common/001126601.pdf>）。

第II-2-3-6図 国籍・地域別訪日外国人旅行消費額の構成比（2019年）



備考：円グラフは構成割合が高い順ではなく、直前の図（第II-2-3-5図）の訪日外国人旅行者数の多い国・地域順としている。
資料：観光庁「訪日外国人消費動向調査」から作成。

2023年3月には、2023～2025年度の新たな計画として「観光立国推進基本計画」が閣議決定された。「持続可能な観光」、「消費額拡大」、「地方誘客促進」とい

う三つをキーワードとしており、同計画に基づき、コロナ禍後の持続可能な形での観光立国の復活に向けた取組が講じられていく。

4. コロナ禍前の訪日外国人旅行者の増加の背景

コロナ禍前に顕著に増加したインバウンドの背景について、内閣府では36か国・地域の訪日外国人旅行者数のデータからその変化の要因を分析している（第II-2-3-7表）。その分析結果によると、出発国の経済

成長と為替レートが訪日外国人者数の増加に大きな影響を与えたとし、さらにビザの緩和措置や、LCCの就航便増加の寄与も高いことが分かった。

仔細に見ていくと、実質GDPについては、インバウンドの主体となっている東アジアが高い経済成長を遂げたことで、国民の経済的な豊かさが向上し、訪日人数の増加につながった（第II-2-3-8図（左））。為替レートについては、対円名目為替レートでみた円安傾向が訪日人数の増加に寄与していた（第II-2-3-8図（右））。ビザ免除対象については、日本国内の治安への十分な配慮を前提としつつ、訪日外国人旅行者増加に大きな効果が見込まれる国・地域を対象に要件の緩和が進められた（第II-2-3-9表）。ビザ緩和は、具体的な緩和内容だけではなく、我が国が相手国と活発な人的交流を歓迎しているメッセージとなり、旅行者、旅行業界にとっては訪日に対する安心材料になるという側面もある。

第II-2-3-7表 訪日外国人旅行者数の増加要因

被説明変数：訪日外国人旅行者数	
説明変数	係数
実質GDP	302.442*** (13.881)
為替レート（2003年=100、当該国通貨建て）	2329.573*** (794.327)
ビザ免除対象	341277.300*** (76895.000)
東日本大震災	-95583.100** (43687.460)
尖閣諸島問題	-1453347.000*** (188646.500)
LCC就航便数	9466.411*** (312.554)
定数項	-644421.500*** (100838.700)
サンプル数	540
決定係数	0.781
F値	295.69***

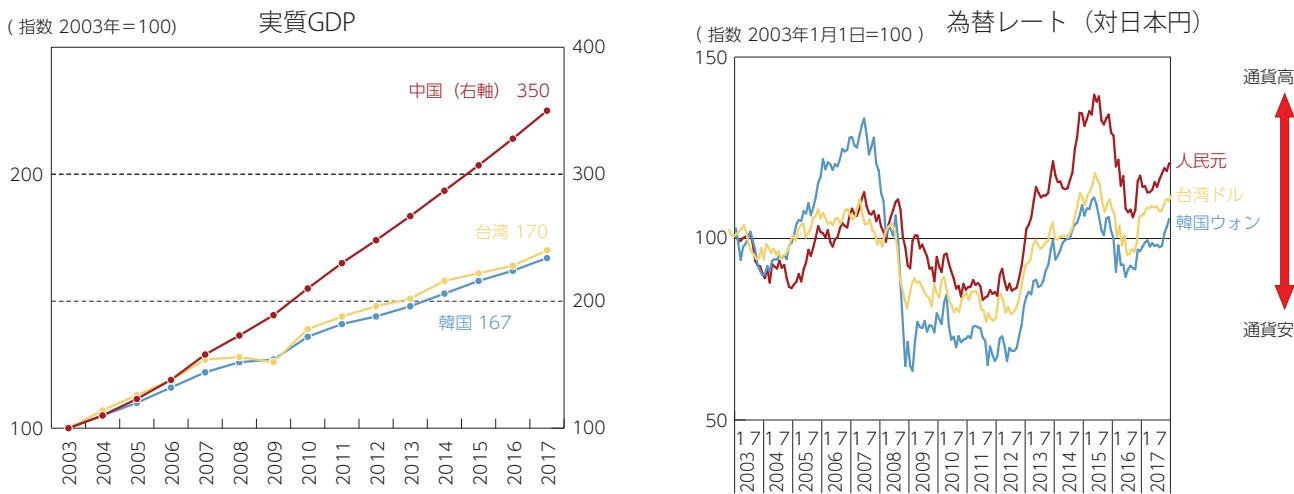
備考1：括弧内は標準誤差を示す。

備考2：*、**、***は、それぞれ10%、5%、1%の優位水準で優位であることを示す。

備考3：推計方法の詳細は、以下の内閣府Webサイトを参照
(付注2-3 訪日外国人旅行者数の変化要因)https://www5.cao.go.jp/j-j/cr/cr18/img/chr18_02-03-04h.html。

資料：内閣府「地域の経済2018」から作成。

第II-2-3-8図 東アジア主要国・地域の実質GDPと為替レートの推移



資料：(左) IMF「WEO」から作成。(右) Refinitiv database から作成。

第II-2-3-9表 訪日旅行客向けの主なビザの緩和状況

開始年	国名	緩和措置 (最長滞在・有効期間)
2013年	タイ	IC旅券ビザ免除 (15日)
	マレーシア	IC旅券ビザ免除再開 (90日)
	ベトナム、フィリピン	数次ビザ導入 (15日・3年)
	インドネシア	数次ビザの滞在期間延長 (30日・3年)
2014年	インドネシア	IC旅券事前登録制によるビザ免除 (15日・3年)
	インドネシア フィリピン ベトナム	数次ビザ発給要件の大幅緩和 (30日・5年) 指定旅行会社パッケージツアー参加者の申請手続き簡素化 (15日)
	インド	数次ビザ導入 (15日・3年)
	ミャンマー	数次ビザ導入 (15日・3年)
2015年	中国	沖縄県・東北三県数次ビザの緩和 (30日・3年) 相当の高所得者向け数次ビザの導入 (90日・5年)

資料：外務省資料から作成。

5. 為替レートの変動がインバウンド消費に与える影響

為替レートの円安傾向は、前述した訪日外国人者数の増加とともに、インバウンド消費（訪日外国人旅行消費）にもプラスの影響を与えた。

2010年からの為替レート（日本円／米ドル）の変動を振り返ると、2012年にかけて1ドル当たり90円台から80円前後まで円高方向に推移した後、2013年末にかけて100円台へと円安方向に進んだ。その後さらに加速し2014年後半～2015年には120円前後で推移した（第II-2-3-10図）。

第II-2-3-11図は、訪日外国人旅行者一人当たりの旅行支出額と、前年増減率を示している。2013年に

13.7万円となった支出額は、2014年には15.1万円（伸び率+10.6%）、2015年には17.6万円（同+16.5%）と、2015年にかけて2桁台の伸びを示した。このように、2012年から2015年にかけての円安方向への動きに伴い、自国通貨ベースでの負担額が減り、日本での滞在や買物が割安となったことで消費が増加したことが示唆される。その翌年（2016年）には、中国経済の減速や原油価格の大幅下落等を背景に円高基調に転じ、旅行支出額は15.6万円（同-11.5%）と減少した。

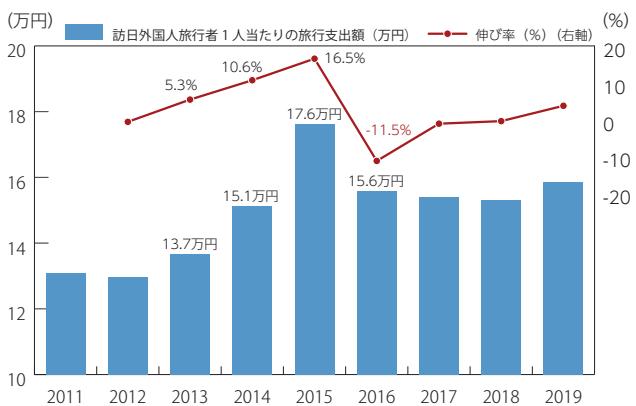
第II-2-3-10図 為替レートと訪日外国人旅行者数の推移（2010年1月～2023年3月）



備考：訪日外国人旅行者数とは、法務省集計による出入国管理統計に基づき、算出したもの。訪日外国人旅行者は、外国人正規入国者から日本を主たる居住国とする永住者等の外国人を除き、これに外国人一時上陸客等を加えた入外国人旅行のことである。駐在員やその家族、留学生等の入国者・再入国者は訪日外国人旅行者に含まれる。なお、上記の訪日外国人旅行者には、乗員は含まれない。2023年3月以降は推計値。

資料：Refinitiv database、日本政府観光局（JNTO）から作成。

第II-2-3-11図 訪日外国人旅行者一人当たりの旅行支出額と伸び率の推移



資料：観光庁「訪日外国人消費動向調査」から作成。

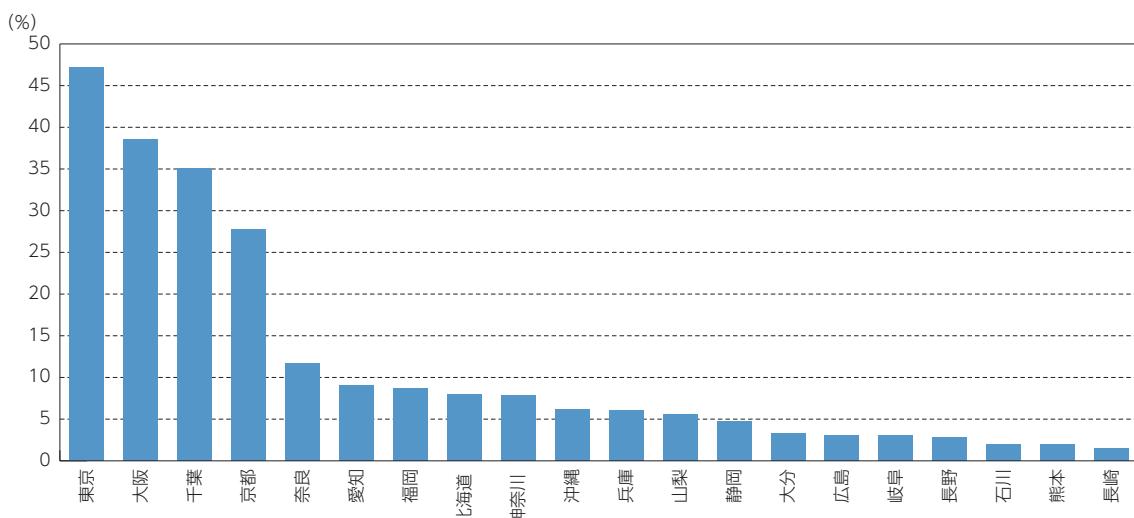
6. インバウンドにおける課題

インバウンドがもたらすのは、経済効果等の正の影響だけではないことにも留意が必要である。特定の地域に過度に観光者が集中すると、居住者の日常生活や自然環境等に悪影響を与える可能性がある。観光地で受容レベル以上の負の影響が生じている状況は、「オーバーツーリズム」と言われている。日本では、スペインのバルセロナやイタリアのヴェネチアのような深刻な状況に陥っているわけではないが、インバウンドのネガティブな側面も念頭に入れ、人が過度に集中し

ている観光地を隣接地域へと分散させるなど、持続可能な方法でインバウンドを推進していくことが重要である。

実際、訪日外国人旅行者の日本国内での訪問先は、利便性が良く知名度の高い観光資源が多い大都市圏に集中しており、その他地域への訪問は少ない傾向にある。下図（第II-2-3-12図）は、訪日旅行者の訪問率が高い上位20都道府県を示している。際立って高いのは、東京都、大阪府、千葉県で30%を上回っている。

第II-2-3-12図 上位20都道府県の訪日旅行者訪問率（2019年）



備考：日本を出国する訪日外国人（一年以上の滞在者、日本での居住者、日本に入国しないトランジット客、乗員を除く）を対象に行った聞き取り調査。
資料：観光庁「訪日外国人消費動向調査」から作成。

さらに歴史・文化遺産が数多くある京都府・奈良県、第三の都市圏で国際空港もある愛知県が上位となっている。また福岡県は韓国からの訪日者、沖縄県は台湾からの訪日者が多く、地理的に近距離であることも影響する。一方で、その他多くの県（35県）では訪問

率が5%を下回り、地域間で訪問率に違いが生じていることが分かる。この訪問地域への偏りを解消し、日本全体へとインバウンド効果を波及させることが課題の一つとなっている。

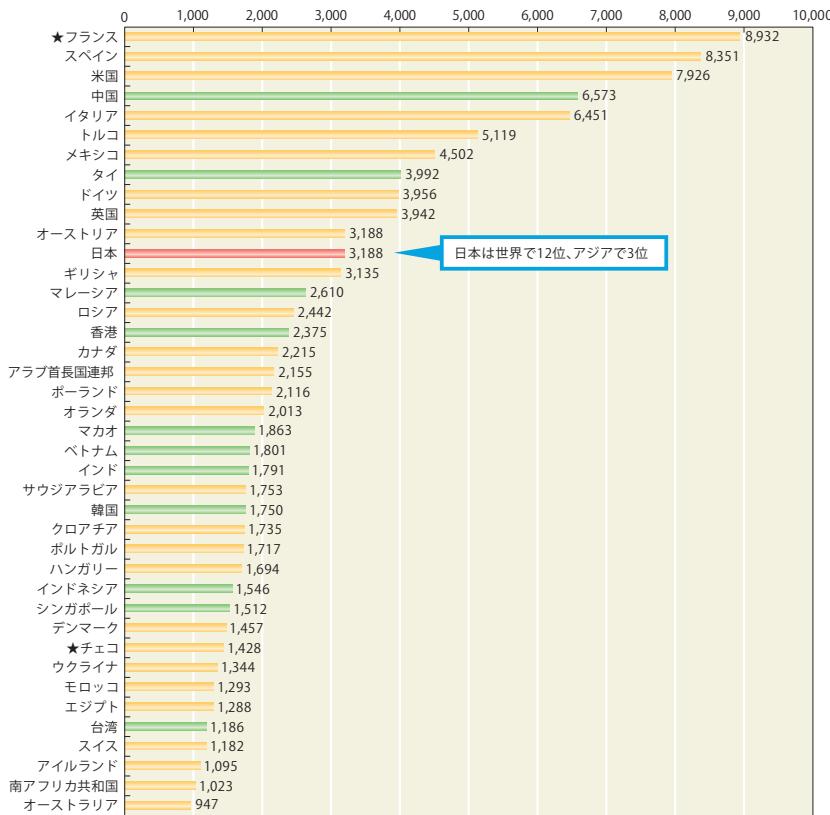
7. 今後のインバウンドへの期待

前述したとおり、コロナ禍以前の訪日外国人旅行者数は増加基調となっており、観光立国の実現に向けて着実に前進してきた。下図（第II-2-3-13図）は外国人旅行者受入数ランキング（2019年）であるが、世界全体でみると日本の訪日外国人旅行者数は、世界第12位、アジアの中では中国、タイに次いで第3位に位置している。世界第1位はフランス（約8,900万人）、第2位はスペイン（約8,400万人）、第3位は米国（約7,900万人）、アジアで最も多い中国は第4位（約6,600

万人）となり、上位の国々は日本の2倍以上の外国人旅行者が訪問している。世界の海外旅行市場は非常に大きく、日本が世界の海外旅行需要を獲得する余地は十分あると考えられる。

世界の海外旅行需要を獲得するために魅力ある観光資源は欠かせないが、昨年（2022年）5月に世界経済フォーラムで発表された「持続可能な旅行・観光開発力ランキング」において、世界117か国中、日本は総合順位で初の首位を獲得しており、日本は観光地と

第II-2-3-13図 外国人旅行者受入数ランキング（2019年）



備考1：外国人旅行者数は、国・地域ごとに異なる統計基準により算出・公表されているため、これを比較する際には注意を要する。（例：外国籍乗員数（クルー数）について、日本の統計には含まれないが、フランス、スペイン、中国、韓国等の統計には含まれている。）

備考2：本表の数値は2021年（令和3年）5月時点の暫定値である。

備考3：★印を付した国は、2019年（令和元年）の数値が未発表であるため、2018年（平成30年）の数値を採用した。

備考4：本表で採用した数値は、日本、ロシア、ベトナム、韓国、台湾、オーストラリアを除き、原則的に1泊以上した外国人訪問者数である。

備考5：本表の緑のグラフは、アジア地域に属する国・地域である。

備考6：外国人旅行者数は、数値が追って新たに発表されることや、さかのぼって更新されることがあるため、数値の採用時期によって、そのつど順位が変わり得る。

資料：令和3年版観光白書から引用。

して世界から高く評価されている（第II-2-3-14図）。ランキングを詳しくみると、特に健康・衛生、航空インフラ、文化資源、非レジャー資源の分野で高い評価を得た一方、観光に対する優先順位、価格競争力、環境の持続可能性は改善の余地があることが指摘された。

日本の観光が評価される中、インバウンド拡大に向けた動きが加速している。岸田総理大臣は、2022年10月の所信表明演説で「訪日外国人旅行消費額の年間5兆円超の達成を目指す」と、我が国全体でインバウンド需要を獲得していくことを表明している。

2023年3月には前述した「観光立国推進基本計画」が閣議決定されており、「持続可能な観光」、「消費額

拡大」、「地方誘客促進」を三つのキーワードとして2023～2025年度の新たな計画が取りまとめられた。具体的な数値目標として、持続可能な観光地域づくりに取り組む地域を2025年までに100地域設置、訪日外国人旅行額単価を20万円／人に（2019年実績：15.9万円）、訪日外国人旅行者一人当たり地方部宿泊数を2泊にする（2019年実績：1.4泊）等が2025年までの目標として掲げられた。2025年には大阪で「2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）」の開催が予定されており、これを追い風としてインバウンドをさらに拡大させ、日本経済底上げの重要な役割を果たすことが期待されている。

第II-2-3-14図 持続可能な旅行・観光開発力ランキング



上位10か国		日本の分野別順位	
1	日本	日本：	総合順位 171か国中 1位
2	米国		
3	スペイン		
4	フランス		
5	ドイツ		
6	スイス		
7	豪州		
8	英国		
9	シンガポール		
10	イタリア		

日本の分野別順位	
環境整備	
ビジネス環境	15位
安全・安心	15位
健康・衛生	9位
人材・労働市場	31位
ICT整備状況	29位
政策と実現状況	
観光に対する優先順位	42位
国際的な開放度	39位
価格競争力	96位
インフラ	
航空インフラ	4位
陸上・港湾インフラ	6位
観光サービスインフラ	28位
需要要因	
自然資源	12位
文化資源	4位
非レジャー資源 (グローバル都市の存在感、上位グローバル企業本社数等)	3位
持続可能性	
環境の持続可能性	38位
社会経済の強靭性と条件 (貧困率、労働者の権利、男女格差、社会保障支出等)	11位
観光に対する需要圧力と影響 (インバウンド滞在日数、季節性、地理的分散等)	41位

資料：世界経済フォーラム（WEF）「Travel & Tourism Development Index 2021」（2022年5月）から作成。

第4節

企業の海外展開と我が国経済への裨益

1. 企業の海外展開が我が国経済に及ぼす影響の再検証

本項では、企業の海外展開が収益や雇用、投資、生産性、賃金のみならず、周辺地域の輸出促進を通じて我が国経済に裨益するものであることを、過去に経済産業省及び内閣府で行った検証等を俯瞰しつつ、因果関係を考慮した分析方法を用いた再検証により示していく。

これまで経済産業省では、中小企業白書（2010, 2012）及び通商白書（2012）等において、企業の海外展開が企業に与える影響の検証を行ってきた。これらの白書では、ある年度に輸出及び海外直接投資による海外現地法人の所有を開始した企業と開始しなかった企業それぞれについて、雇用者数や生産性が輸出・海外直接投資開始後にどのように推移するかの比較を行っており、輸出・海外直接投資を開始した年度として設定している年度によっては、輸出・海外直接投資を開始した企業の方が、数年後の雇用者数や生産性が上回るとの結果が得られている。しかし、これまでに経済産業省が実施してきた分析では、主に三つの観点から、企業の海外展開の効果に係る検証方法に再検討の余地がある。第一に、当該分析はあくまで特定の任意の年度に輸出・海外直接投資を開始した企業についての分析（例えば2001年度に輸出・海外直接投資を開始した企業についての分析を行っているなど）であり、その他の年についても同様の効果があるということを示したものではない。第二に、当該分析結果はあくまで集計値を算出したものであるため、輸出・海外直接投資開始によって雇用者数などが増加した、という因果関係を示したものではない。第三に、当該分析では、「比較しているグループの潜在的な傾向が違うことによって発生するバイアス」²³³であるセレクションバイアスの影響を十分に排除できておらず、雇用や生産性の差が過大（過少）評価され、適切な比較ができていない可能性がある。

一方で、内閣府では、令和元年度経済財政白書などにおいて、輸出開始が企業の全要素生産性及び雇用に

与える影響について、因果関係の検証を行っている。内閣府の分析では、傾向スコアマッチングと呼ばれる手法を用いてこのセレクションバイアスの影響を制御した上で、回帰分析を用いた差の差分析を実施しており、輸出開始企業の輸出開始年から6年後までの雇用者数及び、2、3、5、6年後の全要素生産性の、輸出開始1年前からの変化率は、同期間の非輸出開始企業と比較して統計的に有意に大きいとの結果が得られている。

本白書においては、内閣府の経済財政白書における分析手法を参考にしつつ、因果関係の導出及びセレクションバイアスの除去を可能な限り試みた上で、企業の海外展開が企業の収益、雇用、投資、生産性、賃金に与える影響の検証を行う。具体的には、まず、経済産業省「企業活動基本調査」及び「海外事業活動基本調査」から雇用者数、売上高、資本ストック額²³⁴、全要素生産性²³⁵、国内子会社数（海外直接投資開始企業のみ）、輸出開始年度、海外直接投資開始年度、業種、規模（輸出開始企業のみ）のデータを抽出・算出した。そして、これらのデータを用いたロジスティック回帰により算出した、ある年度に輸出・海外直接投資を開始する確率が近しい企業のうち、実際に輸出・海外直接投資を開始した企業と輸出・海外直接投資を開始しなかった企業を同一年度・同一業種内で1対1のマッチングを行い、輸出開始から5年後まで、海外直接投資開始から10年後までの期間の、海外直接投資・輸出開始の1年前からの雇用者数、売上高、資本ストック額、全要素生産性、一人当たり雇用者報酬の変化について、年度、業種及び企業規模（輸出開始企業のみ）の影響を制御した上で回帰分析による差の差分析を実施した。なお、検証にあたっては、輸出開始企業については1998年度から2020年度のデータを、海外直接投資開始企業については1995年度から2020年度のデータを使用し推計を行っている（分析の詳細については付注5を参照）。

²³³ 安井翔太（2020）『効果検証入門 正しい比較のための因果推論／計量経済学の基礎』（技術評論社）p6より引用。

²³⁴ 資本ストック額は、企業活動基本調査の有形固定資産額の値をGDPデフレータの設備投資デフレータを用いてデフレートを行っている。

²³⁵ 全要素生産性はLevinsohn and Petrin法により算出。

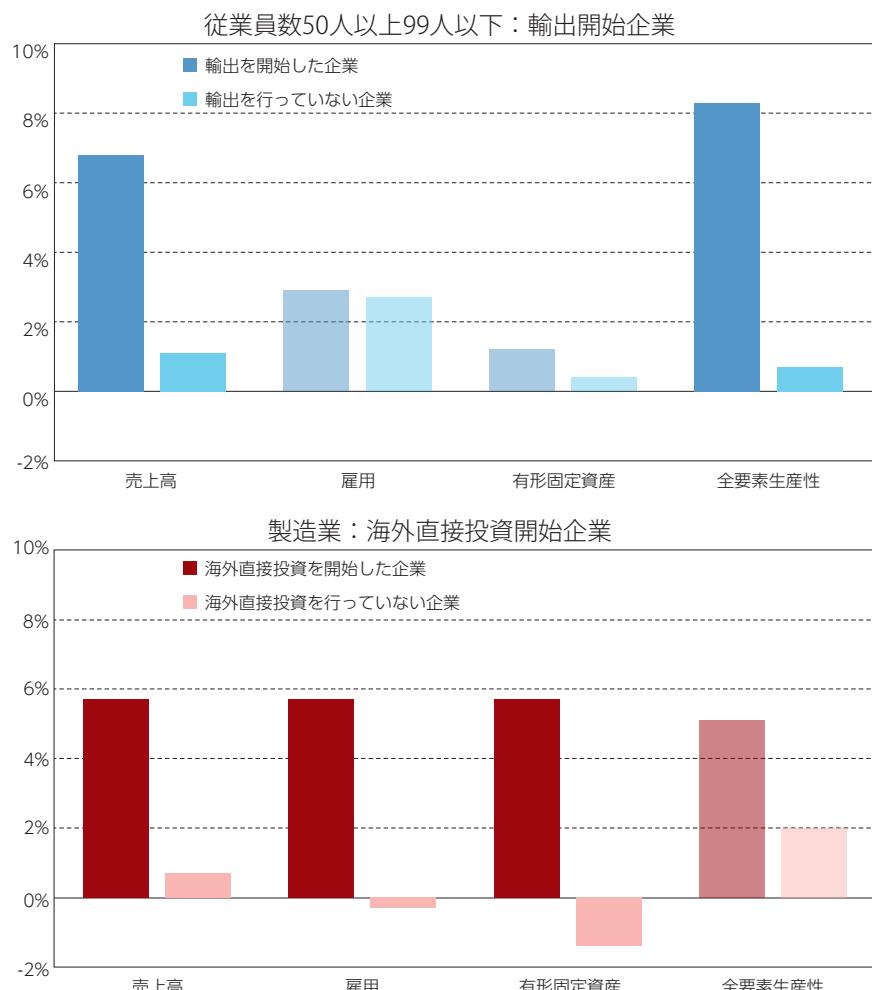
輸出・海外直接投資開始が企業の成長に与える影響について、輸出開始企業については規模（従業員数50人以上99人以下、100人以上299人以下、300人以上）ごと、海外直接投資開始企業については業種（製造業及び非製造業）ごとに、差の差分析による検証を実施した結果の一部が第II-2-4-1図である。ここでは、従業員数50人以上99人以下の輸出開始企業及び、製造業の海外直接投資開始企業の輸出・海外直接投資開始から5年後の売上高、雇用者数、資本ストック、全要素生産性の、輸出・海外直接投資開始1年前からの変化率に注目して検証結果を見ていく（詳細な分析結果は付注5を参照）。

まず、従業員数50人以上99人以下の輸出開始企業について見ると、売上高、全要素生産性の5年後の変

化率が、輸出を開始しなかった同規模の企業と比較して大きいことが示唆された。特に売上高と全要素生産性について、輸出開始企業では大きな成長が見られるものの、輸出を開始しなかった企業では成長が見られず、規模の小さい企業の輸出を支援することの重要性が示唆される結果となった。

円安方向への動きは、輸出を新たに始める観点からは好機でもあり、この機を逃さず、これまで輸出をしたことがない中小企業・地域企業でも、その準備や具体的な商談・輸出を速やかに進められるよう、昨年12月より、経済産業省、中小企業庁、ジェトロ及び中小機構が一体となり、全国の商工会・商工会議所等とも協力しながら、①新たに輸出に挑戦する事業者の掘り起こし、②専門家による事前の輸出相談、③輸出

第II-2-4-1図 海外展開開始による効果（5年後の成長率）



備考：傾向スコアマッチングを用いて、雇用者数、売上高、資本ストック額、全要素生産性、国内子会社数、年度、業種、規模等から算出したある年度に輸出・海外直接投資を開始する確率が近しい企業のうち、実際に輸出・海外直接投資を開始した企業と輸出・海外直接投資を開始しなかった企業をマッチングし、輸出・海外直接投資開始の1年前からの雇用者数、売上高、資本ストック額、全要素生産性、一人当たり雇用者報酬について差の差分析を実施した結果。棒グラフはそれぞれのグループの平均値を取ったもの。5%水準での統計的有意性が見られなかった項目については透明度を高めて図示。

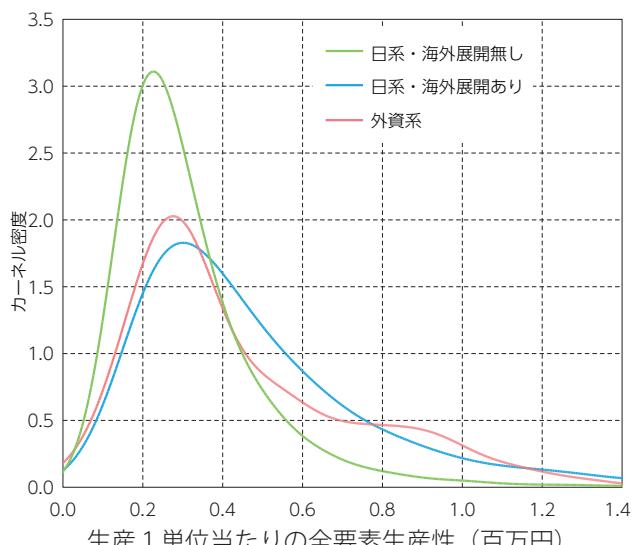
資料：経済産業省「企業活動基本調査」、「海外事業活動基本調査」から作成。

用の商品開発や売り込みにかかる費用への補助、④輸出商社とのマッチングやECサイト出展への支援、などを一気通貫で行う「新規輸出1万者支援プログラム」を実施している。こうした取組等により、中小企業・地域企業が輸出を通じて更なる成長を実現できるよう万全の支援を実施していく。

また、製造業の海外直接投資開始企業について見ると、売上高、雇用者数、資本ストック額の5年後の変化率が、海外直接投資を開始しなかった企業と比較して大きいことが示唆された。海外直接投資を行っていない製造業の企業では、雇用及び資本ストック額の変化率が負の値となっており、海外展開を行わない製造業の企業は国内の雇用及び国内の投資の増加への貢献が限定的であることが示唆されている。

全要素生産性には、海外直接投資開始による有意な増加効果は見られなかったが、製造業の外資系企業²³⁶と日本企業について、全要素生産性の分布（第II-2-4-2図）を見ると、海外直接投資を行っている日本企業の全要素生産性は海外直接投資を行っていない日本企業や、外資系企業と比較しても高い傾向にあることがわかる。この結果と第II-2-4-1図の分析結果とを合わせて考えると、全要素生産性は企業の海外展開において重要な要因となるが、元々全要素生産性の高かった企業が海外直接投資を開始していることから、海外直接投資の開始後には全要素生産性の増加効果が見られなかつた可能性が示唆される。

第II-2-4-2図 全要素生産性の比較

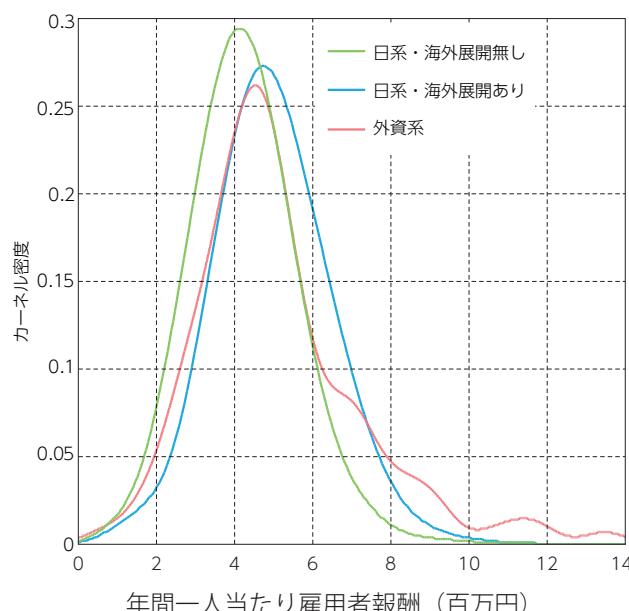


資料：経済産業省「企業活動基本調査」より作成。

²³⁶ 経済産業省「企業活動基本調査」における外資系企業の定義に基づき、「企業活動基本調査」の調査票における外資比率が33.3%を上回る企業を外資系企業とする。

また、製造業の日本企業と外資系企業の一人当たり雇用者報酬の分布（第II-2-4-3図）を見ると、海外直接投資を行っている日本企業の一人当たり雇用者報酬は海外直接投資を行っていない日本企業と比較すると高い傾向にあることが分かる。全要素生産性の比較では、海外直接投資を行っている日本企業の生産性が外資系企業を上回る傾向がある一方で、一人当たり雇用者報酬では、外資系企業が海外直接投資を行っている日本企業よりも多く支払っている傾向がある。

第II-2-4-3図 一人当たり雇用者報酬の比較



資料：経済産業省「企業活動基本調査」より作成。

以上より、輸出の開始のみならず、海外直接投資の開始によっても、国内企業の成長が促され、その結果、我が国経済に対してプラスの影響をもたらしており、企業の海外展開の推進を支援していくことが重要であることが再確認された。

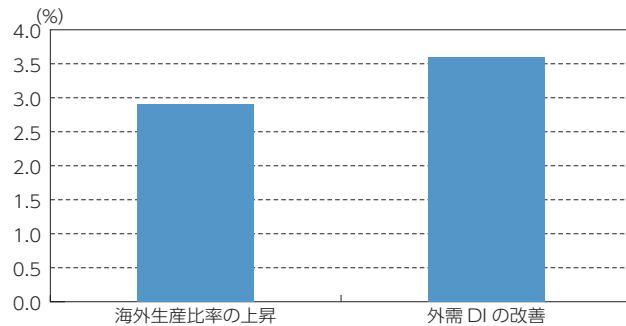
以上の分析では、企業の海外展開によるその企業自身への影響について検証を行ってきたが、企業の海外展開は、その企業の国内事業所のみならず、その周辺地域にも影響を与える可能性がある。ある事業所で財を生産する場合、周辺に位置する事業所から材料等を調達して製品を製造し、出荷及び輸出を行っていると考えられることから、海外現地法人を有する製造業企業（以下、グローバル企業とする。）の海外生産比率が上昇すると、その企業の国内事業所の周辺に位置する事業所にも波及的に影響を受けると考えられるため

である。実際に、Kiyota, Nakajima, Takizawa(2022)²³⁷ では、経済産業省「企業活動基本調査」、「海外事業活動基本調査」、「工業統計調査」を用いて、製造業の国内事業所のデータを地域ごと産業ごとに集計した分析により、ある地域における、ある産業のオフショアリングの進行²³⁸ は、中国からの輸入との競争の影響による雇用の減少効果を制御して検証した場合、同地域の同産業の雇用を増加させる効果があることが示唆されている。そこで、同様の問題意識にのっとりつつも、グローバル企業²³⁹ の海外生産比率の上昇と国内の地域の出荷との補完関係をより仔細に確認するため、経済産業省「企業活動基本調査」、「海外事業活動基本調査」、「工業統計調査」に対してより詳細な地理データを接続させることで、グローバル企業の国内事業所ごとにその周辺に位置する事業所のデータを集計し、グローバル企業の海外生産比率の上昇が、グローバル企業の国内事業所の周辺地域の輸出に対して与える影響について検証を試みた。具体的には、2012年度～2019年度のデータについて、外需²⁴⁰ 及びその地域の出荷額の影響を制御した上で推計²⁴¹を行ったところ（分析の詳細については付注6を参照。）、資本金10億円以上のグローバル企業の海外生産比率が上昇すると、その企業の国内事業所が立地する周辺5km

以内的地域（以下、「周辺地域」という）²⁴²の輸出額が増加すること（第II-2-4-4図）が示唆された。すなわち、この結果は、グローバル企業の海外生産比率の上昇は、グローバル企業の海外現地法人がその国内事業所の周辺地域に立地する事業所からの調達の増加を通じて、国内の地域の輸出を増加させている可能性があることを示唆しているといえる。

第II-2-4-4図

グローバル企業の海外生産比率の上昇がその国内事業所の周辺地域に立地する事業所の輸出に与える影響



備考：被説明変数に地域の輸出額、説明変数にグローバル企業の海外生産比率、外需DI、地域の出荷額を用いてパネルデータを用いた固定効果モデルにより推計。海外生産比率及び外需DIについて、2012年から2019年の期間の変化分の平均と係数の積より、同期間の海外生産比率及び外需DIによる輸出額の増加分の平均を試算。なお、外需DIには、日銀短観の海外での製商品需給判断DIを用いている。

資料：経済産業省「企業活動基本調査」、「海外事業活動基本調査」、「工業統計調査」、「鉱工業総供給表」、日本銀行「短期経済観測調査」から作成。

2. 企業の海外展開と我が国経済への裨益

前項において、海外展開している企業は海外展開していない企業と比較して生産性、売上増加効果、雇用増加効果、賃金が高いことから、企業の海外展開の重要性を確認してきた。本項においては、企業の海外展開について、目的に対して国内外拠点において取り得るアプローチ、各アプローチを通じて期待される効果について、企業活動をめぐる六つの資本の観点から整理する。次に、我が国企業の海外展開の現状と課題に

ついて、JETROが2022年度に実施した日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査の結果から確認する。その上で、我が国企業の海外展開を促進するための方向性について示していく。

²³⁷ KIYOTA Kozo, NAKAJIMA Kentaro, TAKIZAWA Miho(2022) "Local Labor Market Effects of Chinese Imports and Offshoring: Evidence from Matched-Foreign Affiliate-Domestic Parent Domestic Plant Data in Japan", RIETI Discussion Paper Series 22-E-013

²³⁸ ここでいうオフショアリングとは、海外現地法人における雇用の増加を指している。

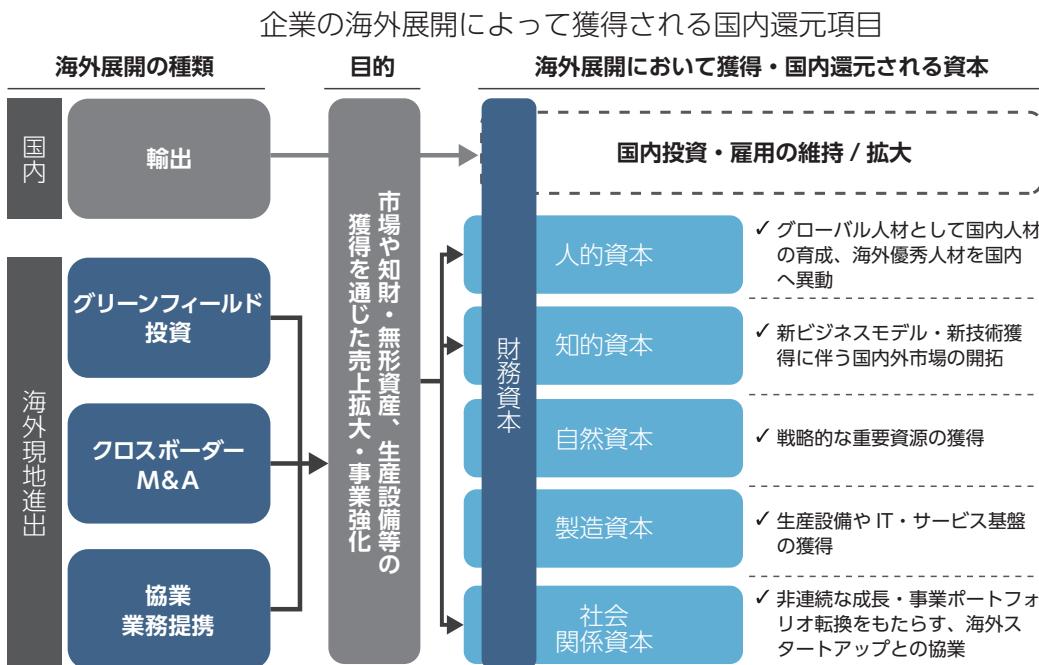
²³⁹ 推計において、グローバル企業とは、資本金10億円以上かつ、海外進出企業ベースの海外生産比率が0より大きい企業を指す。

²⁴⁰ 日本銀行「短期経済観測調査」の「海外での製商品需給」の判断DIを用いている。

²⁴¹ 本分析では、中心事業所同士の距離が近いことから複数の中心事業所の間で周辺地域の領域に重複が見られるケースについて、中心事業所がその周辺地域に与える影響同士はそれぞれ独立であると仮定している。しかし、現実では、複数のグローバル企業の事業所の周辺地域に含まれる領域では、ある事業所から強い影響を受けたことにより、他の事業所から受けける影響が弱まるケースなど、このような仮定が担保されないケースも考えられる。そのため、本分析の推計結果には一部バイアスが生じている可能性がある。また、本分析ではある一つの事業所がその周辺地域全体に与える影響のみを推計しており、周辺に位置する事業所が受ける個別の影響については考慮していない。

²⁴² 資本金10億円以上の企業の事業所の雇用者数等は5km以内の事業所のデータの集計の際には除外している。

第II-2-4-5図 企業の海外展開によって獲得・国内還元が期待される資本



資料：経済産業省作成。

(1) 企業の海外展開の目的と期待される効果

企業の海外展開の種類、目的、海外展開において獲得・国内還元が期待される資本については、以下の図のとおり整理することができる（第II-2-4-5図）。

まず、企業の海外展開の目的としては、市場や知的財産・無形資産、生産設備等の獲得を通じた売上拡大・事業強化と考えられるが、海外展開の種類としては、国内拠点からの輸出と海外現地進出の大きく二つに分けられる。輸出によって、国内投資や雇用を維持・拡大していくことが期待される。一方で、海外現地進出については、海外展開に際して企業の新規設立を行う「グリーンフィールド投資」、既存の海外企業を買収する「クロスボーダーM&A」、その他に「協業や業務提携」といったアプローチが考えられる。こうしたアプローチを通じて獲得し国内還元が期待される資本を「人的資本」、「知的資本」、「自然資本」、「製造資本」、「社会関係資本」、「財務資本」の観点から整理する。「人的資本」については、グローバル人材として国内人材の育成を促進することや、海外における優秀な人材の獲得が期待される。「知的資本」については、新ビジネスモデルや新技術の獲得に伴う国内外市場の開拓が期待される。「自然資本」については、前章において示しているグローバル・バリューチェーンの強靭化や経済安全保障の観点から重要な戦略的な重要資源の獲得が期待される。「製造資本」については、生産

設備やIT・サービス基盤の獲得が期待される。「社会関係資本」については、次章において示している非連続な成長・事業ポートフォリオ転換をもたらす、海外スタートアップとの協業が期待される。「財務資本」については、国内外拠点に関わらず共通して獲得・国内還元が期待される。

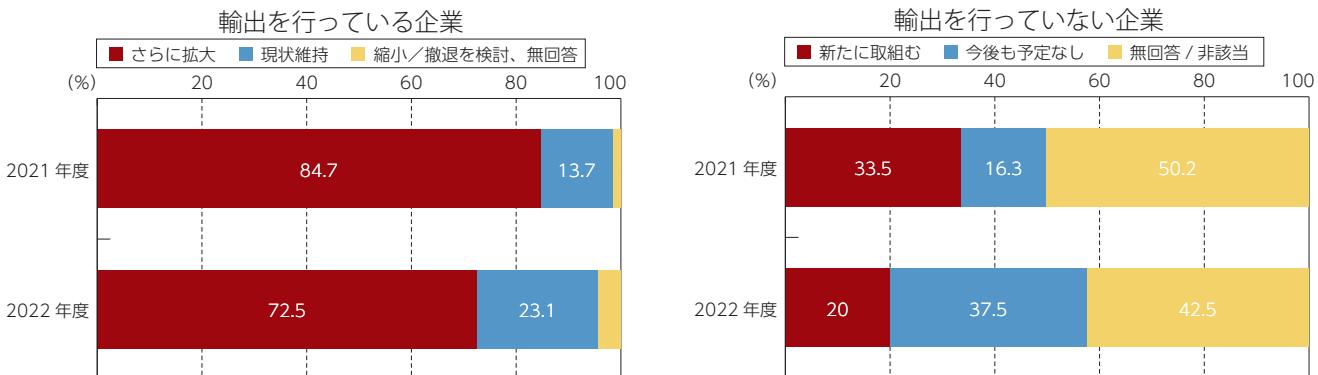
(2) 企業の海外展開をめぐる課題

上述した企業の海外展開の目的やアプローチ、期待される効果を踏まえて、JETROが2022年度に海外ビジネスに关心が高い日本企業に向けて実施したアンケートの結果の一部を参照しながら我が国企業の海外展開に関する現状や抱える課題を確認していく。

まず、企業の輸出動向に関するアンケート結果を確認していく。現在輸出を行っている企業・行っていない企業について、それぞれの今後3年間の方針を確認すると、いずれの企業においても前年度調査から「新たに取組みたい」との回答が減少しているほか、輸出を行っていない企業については「今後とも行う予定はない」との回答が増加している（第II-2-4-6図）。

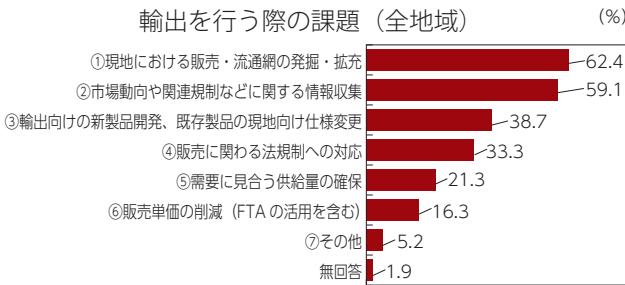
こうした回答の理由として、コロナ禍やロシアによるウクライナ侵略の影響、為替動向や世界的なインフレの動向、半導体不足により部品が入荷できない、生产能力と輸出量がほぼ同量であり拡大が難しいといった理由があげられており、不確実性が高い状況が積極

第II-2-4-6図 企業の輸出方針に関するアンケート結果



資料：JETRO「2022 年度 ジェトロ海外ビジネス調査 日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査」から作成。

第II-2-4-7図 企業が輸出を行う際の課題



最重要国・地域へ輸出を行う際の課題（上位 5 か国・地域別）					
	中国	米国	EU	ベトナム	タイ
①	62.1	64.3	63.7	65.3	60.6
②	66.5	56.4	58.4	60.3	58.7
③	37.9	46.6	41.1	26.4	34.6
④	39.1	33.9	37.4	36.4	28.8
⑤	24.2	26.4	17.4	19.0	21.2
⑥	18.1	15.2	13.2	24.0	24.0
⑦	5.9	5.5	6.8	5.8	2.9

資料：JETRO「2022 年度 ジェトロ海外ビジネス調査 日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査」から作成。

的な投資判断を難しくしていることや、中間財の供給や生産能力が需要と合わない需給ひっ迫の様子がうかがえる。

各企業において最重要国・地域へ輸出を行う際の課題をみると、「①現地における販売・流通網の発掘・拡充」や「②市場動向や関連規制などに関する情報収集」が主な理由として挙げられている。国・地域別の回答結果をみても、これら 2 点の理由についてはそれぞれ上位に挙げられている（第 II-2-4-7 図）。

国・地域別の特徴を見ると、中国については「④販売に関わる法規制への対応」、米国については「③輸出向けの新製品開発、既存製品の現地向け仕様変更」、「⑤需要に見合う供給量の確保」が他国と比べて回答割合が多いことが確認できる。また、ベトナムについては「①現地における販売・流通網の発掘・拡充」の回答が他の国・地域と比べて最も割合が大きく、ベトナムやタイでは「⑥販売単価の削減（FTA の活用を含む）」の回答割合が高く、国・地域別に企業が抱える課題が異なる点が確認できる。

次に、企業の海外進出に関するアンケート結果を確認していく。既に海外拠点を持つ企業と海外拠点を持たない企業のそれについて、今後 3 年程度の海外

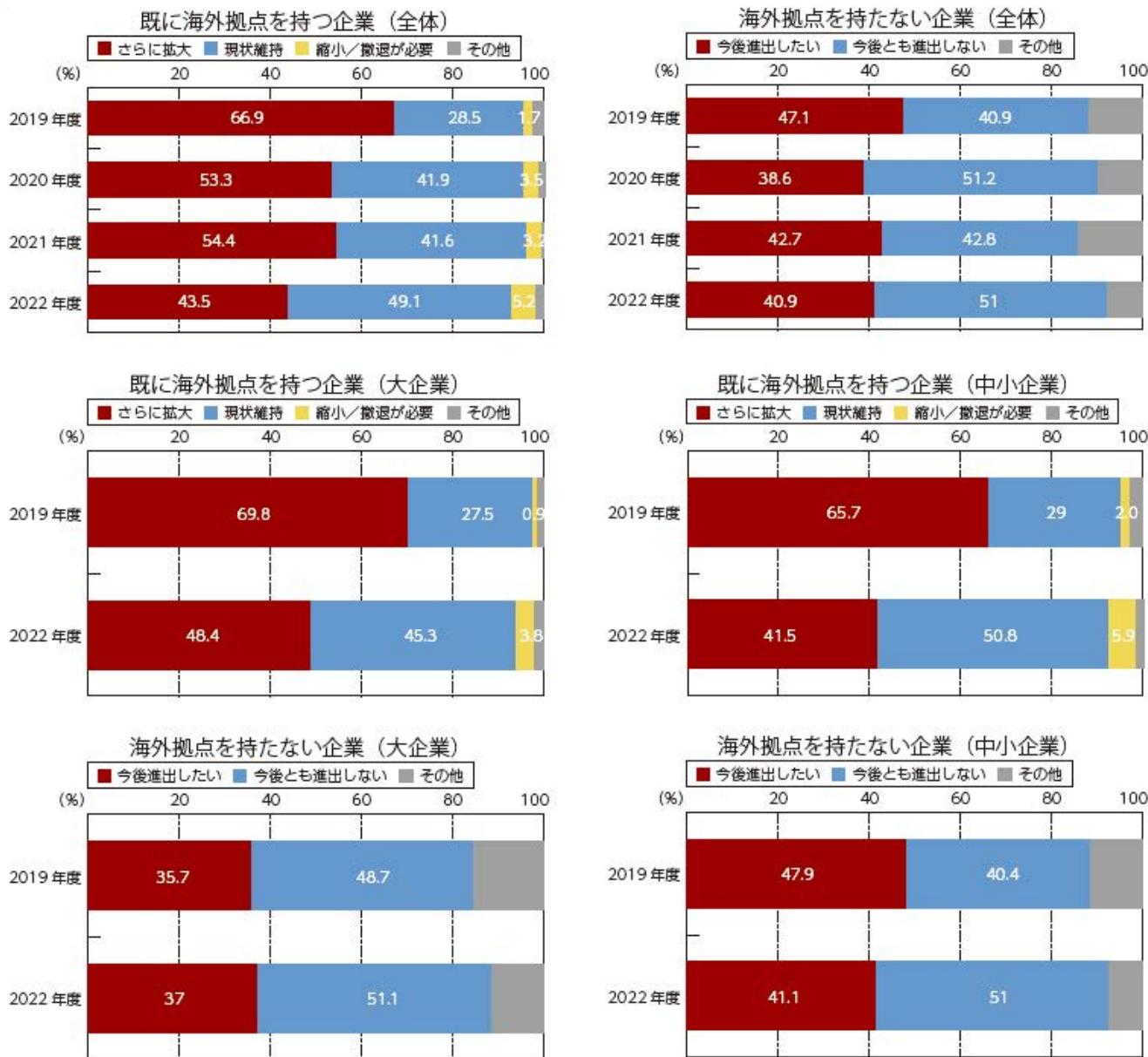
進出方針について質問したところ、既に海外拠点を持つ企業では「さらに拡大を図る」と回答した割合が過去 3 年間との比較で大きく低下している。海外拠点を持たない企業では、「今後新たに進出したい」との回答が約 4 割と、過去 3 年間ほぼ横ばいで推移している（第 II-2-4-8 図）。

既に海外拠点を持つ企業については大企業と中小企業で回答率の変化に大きな差は見られないが、海外拠点を持たない企業については、大企業では「今後進出したい」との回答が過去 3 年間でわずかに増加している一方で、中小企業についてはその割合が減少している。

海外事業の拡大先の決定要因としては、「①市場規模・成長性」との回答の割合が最も高く、次いで「②顧客（納入先）企業の集積」や「③すでに自社の拠点がある」との理由が挙げられている（第 II-2-4-9 図）。

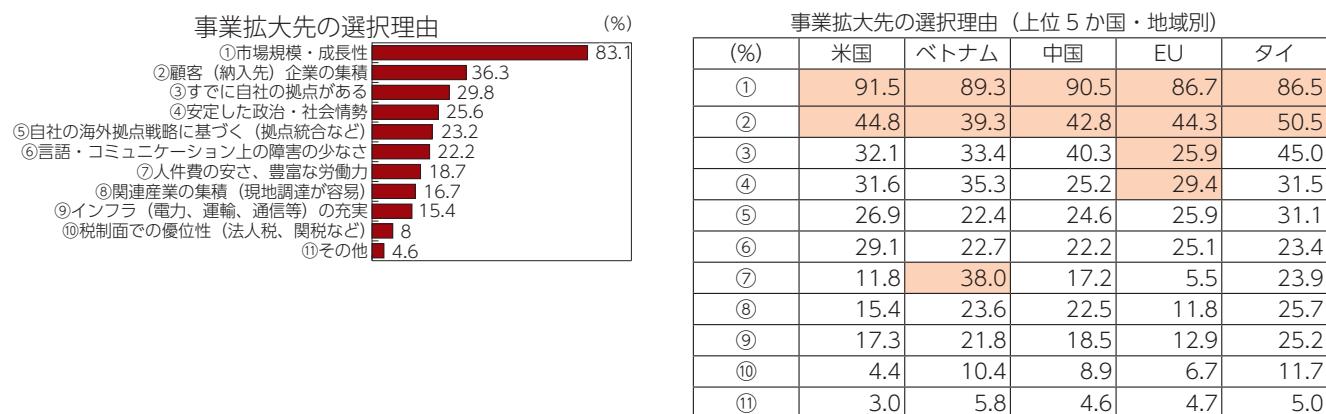
上位 5 か国・地域別の結果をみると、上位二つの理由については共通している。国・地域別の特徴をみると、ベトナムについては「⑦人件費の安さ、豊富な労働力」の割合が特に高く、EU については、「③すでに自社の拠点がある」との回答の割合は高くないものの、「④安定した政治・社会情勢」を理由に新たに進出を進める拠点とされている。

第II-2-4-8図 今後の企業の海外進出方針



資料：JETRO「2022年度 ジェトロ海外ビジネス調査 日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査」から作成。

第II-2-4-9図 企業の海外事業の拡大先の選択理由



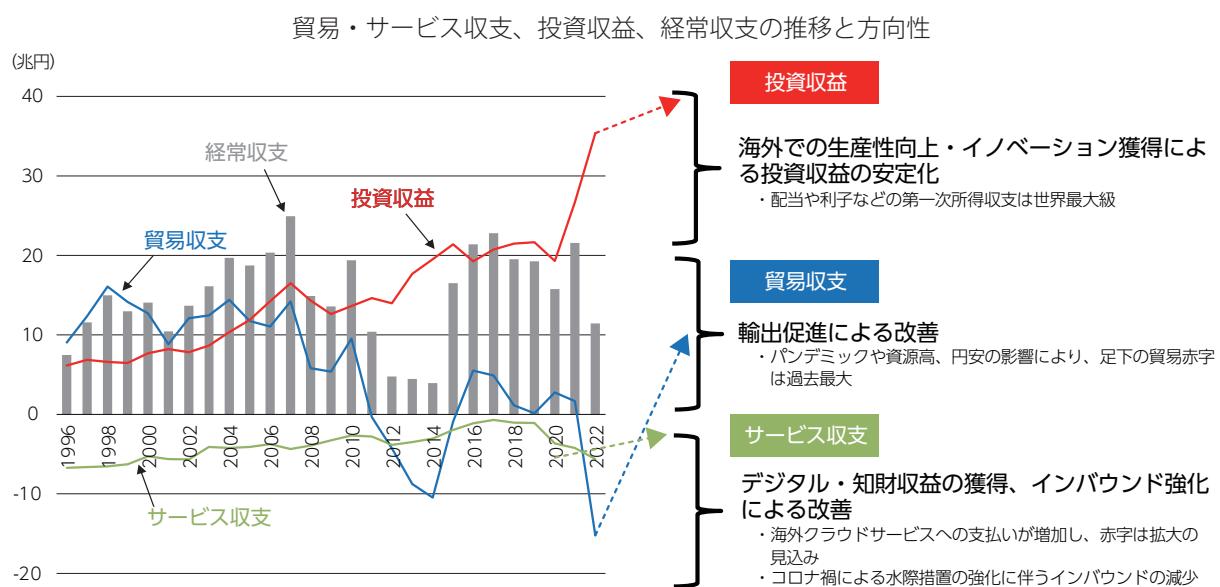
資料：JETRO「2022年度 ジェトロ海外ビジネス調査 日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査」から作成。

(3) 企業の海外展開に向けた方向性

これまで、企業の海外展開のアプローチや、現状や課題についてみてきたが、国内市場が縮小する中、日本がグローバルな競争力を維持するためには、これまでとは別次元の海外展開と「内なる国際化」の推進が不可欠といえる。そのために、日本が世界で「稼ぐ」道筋を再検討する必要がある。我が国企業の海外展開を通じた稼ぐ力については、経常収支の状況とその内訳から方向性を以下のとおり整理することができる（第II-2-4-10図）。

投資収益については、配当や利子などの第一次所得収支は世界最大級であり、海外での生産性向上やイノベーションの獲得による投資収益を安定的に拡大させていくことにより、国内外へのさらなる投資につなげていくことが重要である。貿易収支については、パンデミックや資源高、円安進行の影響によって、足下の貿易赤字は過去最大となっており、輸出促進による改善が必要な状況といえる。また、サービス収支については、コロナ禍でインバウンドの減少に直面していたことに加え、コロナ禍を契機にデジタル化が進展した

第II-2-4-10図 貿易・サービス収支、投資収益、経常収支の推移と方向性



資料：経済産業省 産業構造審議会 経済産業政策新機軸部会（2023年4月開催）資料から抜粋。

第II-2-4-11図 我が国企業の海外展開を促進するための三つの視点

視点1 海外投資・進出を起点とした製品・サービス貿易促進の好循環



- | | | |
|---|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ■ 海外生産拠点と国内拠点との間で、製品・材料供給等の輸出を拡大 ■ 海外拠点を通じたサービス提供と合わせ、関連機器の輸出を促進 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 海外法人での利益を配当などを通じた国内還流を促進 ■ スタートアップを含む海外進出企業による利益拡大、イノベーション創出 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 海外サービス拠点を通じた日本からのサービス提供（デジタル技術の活用） ■ 日本の魅力ある商品・サービスの展開での認知度向上によるインバウンド需要増 ■ ライセンス利用による知財収入の獲得 |
|---|---|---|

視点2 イノベーション創出、生産性・競争力向上

- | | | |
|--|---|---|
| 新商品・サービスの開発 | 最適立地の追求 | スケールの追求 |
| <ul style="list-style-type: none"> ■ 現地の社会課題等に基づくニーズに応える商品・サービス開発 ■ 現地のクリエーター等との協業 | <ul style="list-style-type: none"> ■ コスト面でも最適な立地で製造・供給することで競争力向上 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 海外市場を想定し、事業スケールの確保による付加価値増大・生産性向上 |

視点3 国際関係の強化への貢献

- | | |
|---|---|
| 有志国との関係強化 | グローバルサウスとの連携 |
| <ul style="list-style-type: none"> ■ 同志国間の信頼に足るサプライチェーン構築による連携強化 | <ul style="list-style-type: none"> ■ グローバルサウスが直面する社会課題解決へ日本企業が貢献 |

資料：経済産業省 産業構造審議会 経済産業政策新機軸部会（2023年4月開催）資料から抜粋。

ことなどから海外クラウドサービスへの支払いが増加し、赤字は拡大の見込みとなっており、デジタル・知財収益の獲得や、インバウンド強化による改善が必要な状況となっている。

経常収支を構成する各収支の観点での改善について、以下のとおり「海外投資・進出を起点とした製品・サービス貿易促進の好循環」「イノベーション創出、生産性・競争力向上」「国際関係の強化への貢献」の三つの視点から整理することができる（第II-2-4-11図）。「海外投資・進出を起点とした製品・サービス貿易促進の好循環」については、海外法人での利益に関する配当などを通じた国内還流の促進、スタートアップを含む海外進出企業による利益拡大やイノベーション創出により、輸出促進やサービス貿易促進を図る。具体的には、海外生産拠点と国内拠点間での、製品・材料供給等の輸出拡大や、海外拠点を通じたサービス提供と合わせた関連機器の輸出促進、海外サービス拠点を通じた日本からのサービス提供（デジタル技術の活用）、日本の魅力ある商品・サービスの展開での認知度向上によるインバウンド需要増、ライセンス利用による知財収入の獲得などによるサービス貿易促進が想定される。

「イノベーション創出、生産性・競争力向上」については、現地の社会課題等に基づくニーズに応える開

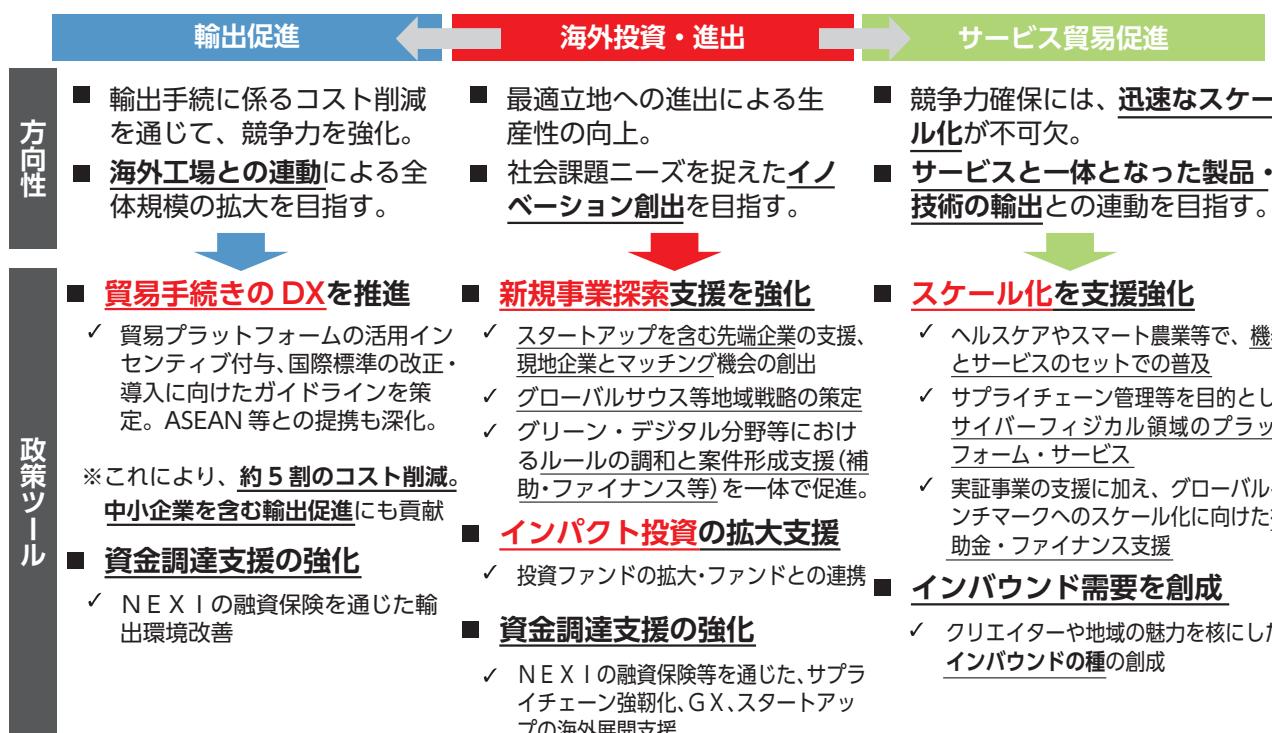
発や現地のクリエーター等との協業といった新商品・サービスの開発が考えられる。また、コスト面でも最適な立地で製造・供給することで競争力を向上させていくことや、海外市場を想定した事業スケールの確保による付加価値増大・生産性向上が考えられる。

「国際関係の強化への貢献」については、同志国間の信頼に足るサプライチェーン構築による連携強化や、グローバル・サウスが直面する社会課題解決へ日本企業が貢献することが考えられる。

それぞれの視点に対応する施策の方向性と具体的な政策ツールについては以下のように整理できる（第II-2-4-12図）。

「輸出促進」に関する方向性としては、輸出手続に係るコスト削減を通じて、競争力を強化していくことや、海外工場との連動による全体規模の拡大を目指すことが重要である。そのための政策ツールとしては、貿易プラットフォームの活用インセンティブ付与、国際標準の改正・導入に向けたガイドラインの策定や、それによるASEAN等との提携も深化していくことが挙げられる。こうした貿易手続のDXを通じて約5割のコスト削減となり、中小企業を含む輸出促進にも貢献していく。また、資金調達支援の強化策として、NEXIの融資保険を通じて、支援を求める海外企業に対し、将来的な日本企業との取引の創出・拡大に積極

第II-2-4-12図 海外展開促進策の方向性



資料：経済産業省 産業構造審議会 経済産業政策新機軸部会（2023年4月開催）資料から抜粋。

的に取り組むことを求めることで、輸出環境改善につなげる「SEED スキーム」を創設する。

「海外投資・進出」に関する方向性としては、最適立地への進出による生産性向上や、社会課題ニーズを捉えたイノベーション創出を目指すことが重要である。そのための政策ツールとしては、新規事業探索支援の強化として、スタートアップを含む先端企業の支援や現地企業とマッチング機会の創出、グローバル・サウス等地域戦略の策定、グリーン・デジタル分野等におけるルールの調和と案件形成支援（補助・ファイナンス等）を一体で促進していくことが挙げられる。また、投資ファンドの拡大・ファンドとの連携によりインパクト投資の拡大支援を行うことや、NEXIの融資保険等を通じたサプライチェーン強靭化、GX、スタートアップの海外展開支援など資金調達支援を強化していくことが重要である。

「サービス貿易促進」に関する方向性としては、競争力の確保に向けて迅速なスケール化が不可欠であり、また、サービスと一体となった製品・技術の輸出との連動を目指すことが重要といえる。そのための政策ツールとしては、ヘルスケアやスマート農業等の分野における機器とサービスのセットでの普及、サプライチェーン管理等を目的としたサイバーフィジカル領域のプラットフォーム・サービス、実証事業の支援に加えてグローバルベンチマークへのスケール化に向けた補助金・ファイナンス支援といった、スケール化への支援を強化することが挙げられる。また、クリエーターや地域の魅力を核としたインバウンドの種の創成を進めることが考えられる。

このような政策ツールの組み合わせによって、日本が世界で稼ぐ力を維持・強化する道筋としていく。

コラム 5

グローバル価値共創ビジネス推進事業（関東経済産業局）

関東経済産業局では、経済的発展を続ける新興国の企業を共創パートナーと捉え、日本企業と協業して新たな製品やサービスを生み出す「価値共創ビジネス」の創出を目指した「JECOP (Japan and Emerging countries CO-creation Project)」事業²⁴³に取り組んでいる。

1. 事業概要

具体的なスキームは、まず、海外現地の社会課題やニーズを起点とした現地社会課題を特定し(STEP1)、当該社会課題に関するニーズを持った現地企業を探索(STEP2)、そのニーズを解決しうる技術シーズをもった日本企業とのマッチング(STEP3)を行うものである。

2022年度は、ベトナム、タイ、インド、エチオピアの4か国において、上記スキームによるマッチングイベントを開催した。

イベント後、ハイドロゲル製の特殊フィルム上で植物を育成する農法技術を保有するメビオール株式会社(神奈川県平塚市)は、ベトナムの農業テクノロジー企業との協業に向けて商談を進めている。また、慶大発ベンチャーの株式会社OUI(東京新宿区)は、眼科診察ができるスマートフォン型医療機器「Smart Eye Camera」技術で、眼科医療へのアクセスが難しく、予防可能・治療可能な疾患による失明・視覚障害に苦しむ患者が多いエチオピアにおいて現地病院と協業した当該機器の実証実験開始に向けて商談継続中である。

コラム第5-1図 JECOP(グローバル価値共創ビジネス)の概要とマッチングイベントの様子



資料：関東経済産業局 Web サイト「グローバル価値共創の推進 (JECOP)」から作成。

2. コーディネータの育成

価値共創ビジネスの創出には、上記 STEP1～3 を熟知したコーディネータの活用が重要となる。そのため、関東経済産業局では 2022 年度に、一般財團法人海外産業人材育成協会 (AOTS) の協力のもと、AOTS 同窓会同窓生を対象とした現地コーディネータ育成研修をベトナム、タイ、インドの 3 か国で実施した。同窓生は、かつて日本で研修を受け、その後現地産業界で活躍する知日人材であり、JECOP 事業に高い関心・理解・意欲が示され、今後の活躍が期待される。

²⁴³ 関東経済産業局 Web サイト「グローバル価値共創の推進 (JECOP)」
(https://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/kaigai_tenkai/jecop.html)。

コラム第5-2図 コーディネータ育成の様子



備考：ベトナムおよびインドでの研修の様子（関東経済産業局撮影）。

資料：関東経済産業局 JECOP 特設ページ「現地コーディネータ研修を開催しました（ベトナム・インド・タイ）」から抜粋。

3. むすび

本事業によって日本と現地における協業が実現されることで、社会的価値としては、我が国ではSDGsへの達成貢献、現地側では生活の質の改善等の価値創出が期待され、経済的価値としては、我が国では市場拡大やリバースイノベーション、現地側では雇用の創出・技術移転などの価値創出が期待される。

最後に、この取組を持続的なものとしていくためには、官・民の産業支援機関や自治体による支援が重要である。そのため、これらの支援機関が本事業の支援に積極的に取り組む体制作りや、連携体制を検討していくことが大切である。

第5節

海外の技術・人材・イノベーションの取込等 「内なる国際化」の促進

生産性向上・イノベーションの創発、所得水準の上昇、投資の拡大を実現する好循環を産み出すためには、外需やインバウンド需要を獲得できる企業体制の構築、すなわち「内なる国際化」を進めることが重要で

ある。本節では、日本企業による国内及び海外のスタートアップ企業との連携、高度な知識や技能を有する外国人材（以下、「高度外国人材」という。）及び対内直接投資の取り込み状況について見ていく。

1. 海外スタートアップとの連携によるイノベーションの促進

本項ではスタートアップへの投資・支援の重要性を示した上で、世界や日本のスタートアップをめぐる動向を概観していく。その上で、スタートアップによるイノベーション促進のための環境整備の方向性や海外スタートアップとの連携に向けた我が国の最近の取組事例について示していく。

(1) スタートアップ投資・支援の重要性

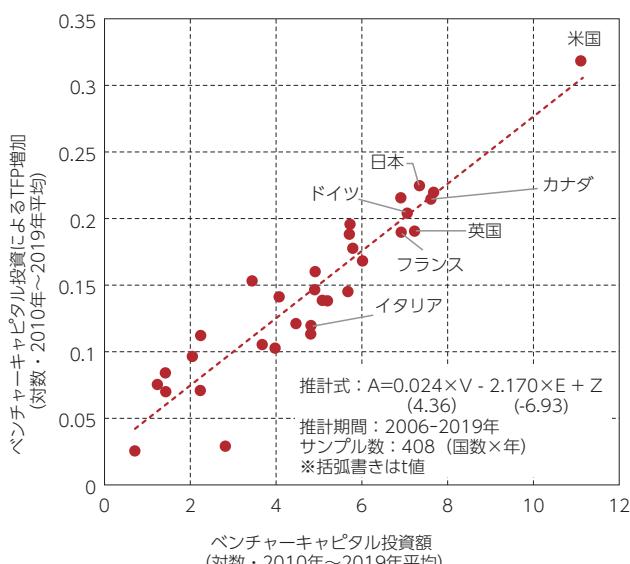
スタートアップは、社会的課題を成長のエンジンに転換して持続可能な経済社会を実現する存在²⁴⁴であり、大きく成長するスタートアップは経済成長のドライバーとなる存在である²⁴⁵。

スタートアップ企業への投資がイノベーションを通

じて経済成長に与える影響を定量的に確認するため、OECD 各国におけるベンチャーキャピタル投資額が全要素生産性（TFP）に与える影響について検証（分析の詳細については付注7を参照。）したところ、ベンチャーキャピタル投資額の増加は、TFP の増加をもたらすとの結果が得られた（第 II-2-5-1 図）。また、各国の状況を見ると、米国が他国を大きく引き離し、積極的なベンチャーキャピタル投資で高い経済成長を実現しているのが見て取れる。

上記分析の結果が示すように、経済成長を実現する上で、スタートアップへの投資の意義は大きい。しかし、日本のベンチャーキャピタル投資は上図のとおり金額規模で見れば米国を除く主要国と遜色ないといえ

第 II-2-5-1 図 ベンチャー投資額と全要素生産性（TFP）の関係



備考：被説明変数に全要素生産性 A、説明変数にベンチャーキャピタル投資額 V、高齢化率 E を用い、固定効果モデルにより推計。縦軸は被説明変数から各國の固定効果 Z 及び高齢化率の影響を制御したもの。2010 年～2019 年の期間の国ごとの平均値を算出しプロット。
資料：OECD.Stat、PennWorldTable10.01、国連人口推計より作成。

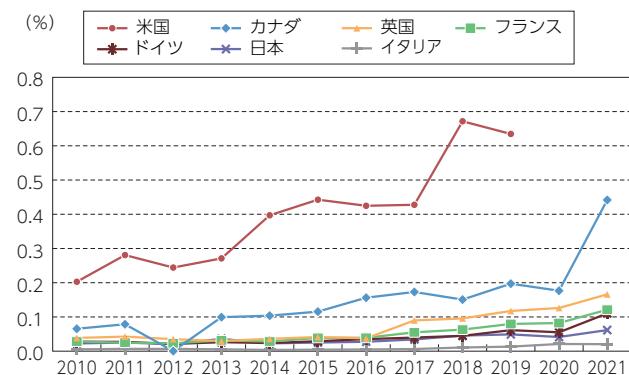
²⁴⁴ 新しい資本主義実現会議（2022）『スタートアップ育成5か年計画』。

²⁴⁵ 経済産業省（2023）『スタートアップ育成に向けた政府の取り組み』。

るが、対GDP比で見ると2021年時点で0.06%であり、G7諸国の中ではイタリアに次いで低い状況となっている（第II-2-5-2図）。

こうした状況を踏まえれば、我が国が他国に遅れを取ることのないよう、スタートアップへの投資や支援を更に促進・強化していくことが重要といえる。

第II-2-5-2図
G7諸国のベンチャーキャピタル投資額（対GDP比）の推移



備考：米国のみ2019年までの数値。

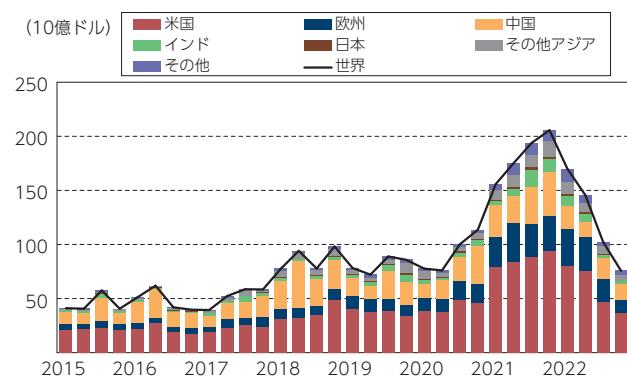
資料：OECD.Stat「Venture capital investments」から作成。

(2) スタートアップをめぐる最近の動向

世界のベンチャーキャピタル投資の動向をみると、各国の金融緩和による潤沢な資金の存在等により2021年に大きく拡大したが、2022年に入ると投資の勢いは鈍化している（第II-2-5-3図）。

また、各案件の資金調達規模も、2021年に比べて縮小しており、10億ドルを超える調達案件が2021年は38件²⁴⁶であったのに対して、2022年は14件にと

第II-2-5-3図 世界のベンチャーキャピタル投資



資料：KPMG「Venture Pulse 2022 Q4」から作成。元データはPitchBook。

第II-2-5-4表 2022年の大規模資金調達案件（各四半期上位10企業）

		企業名	調達額（10億ドル）	分野	国
Q1	1	Altos Labs	3	バイオテック	米国
	2	Checkout.com	1	финテック	英国
	3	Flexport	0.935	ロジスティクス	米国
	4	Wefox	0.872	финтеック	ドイツ
	5	BYJU'S	0.8	エドテック	インド
	6	JD Property	0.8	不動産テック	中国
	7	Changan New Energy Vehicles Technology	0.784	クリーンテック	中国
	8	Getir	0.768	Eコマース	トルコ
	9	Ramp	0.75	финтеック	米国
	10	Bolt	0.711	自動車	エストニア
Q2	1	Epic Games	2	娯楽用ソフトウェア	米国
	2	SpaceX	1.7	航空宇宙	米国
	3	Gopuff	1.5	インターネット小売	米国
	4	Trade Republic	1.15	финтеック	ドイツ
	5	Faire	0.816	Eコマース	米国
	6	Dailyhunt	0.805	コンシューマ(ニュースアプリ)	インド
	7	Ramp	0.748	финтеック	米国
	8	Kitopi	0.715	フードテック	UAE
	9	The Boring Company	0.675	インフラ	米国
	10	CanSemi	0.672	製造業	中国
Q3	1	SpaceX	1.9	航空宇宙	米国
	2	Celonis	1.4	B2Bソフトウェア	ドイツ
	3	Sunwoda EVB	1.2	クリーンテック	中国
	4	Northvolt	1.1	クリーンテック	スウェーデン
	5	TeraWatt Infrastructure	1	気候関連テック	米国
	6	Klarna	0.8	финтеック	スウェーデン
	7	TerraPower	0.75	クリーンテック	米国
	8	Hubei High-Tech Advanced Material	0.745	電気設備	中国
	9	Vital Thin Film Materials	0.644	素材	中国
	10	SumUp	0.603	финтеック	英国

246 経済産業省（2022）『令和四年版通商白書』。

	企業名	調達額 (10 億ドル)	分野	国
Q4	1 GAC Aion	2.6	自動車	中国
	2 Anduril	1.5	航空宇宙・防衛	米国
	3 SHEIN	1	小売	中国
	4 TerraPower	0.83	クリーンテック	米国
	5 SPIC Hydrogen Energy	0.631	クリーンテック	中国
	6 Voyah Car Technology	0.631	クリーンテック	中国
	7 Group14 Technologies	0.614	クリーンテック	米国
	8 ESWIN Material	0.562	半導体	中国
	9 Fei Hong Technology	0.538	ロボティクス	中国
	10 Einride	0.5	自動車	スウェーデン

資料：KPMG「Venture Pulse」の2022年各四半期号から作成。元データはPitchBook。

どまっている（第II-2-5-4表）。

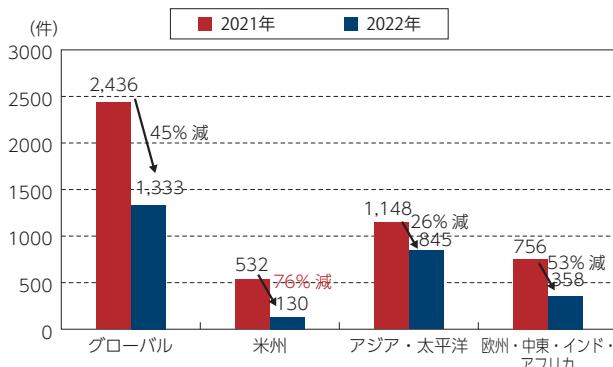
要因としては、2021年の好調に対する反動という側面に加えて、ウクライナ情勢等、地政学要因による経済混乱や、米国等各国中銀の金融引締めによる景気後退懸念等を背景に、投資家の慎重姿勢が強まっていると考えられる。

エグジットにおける新規株式公開（IPO）の調達件数、調達額をみると、2022年は前年から大きく減少している（第II-2-5-5図、第II-2-5-6図）。世界全体で、調達件数は1,333件と前年の2,436件から45%減、

調達額は1,795億ドルと前年の4,599億ドルから61%減となった。特に米州は件数が76%減、調達額が95%減と他の地域に比べて大きく落ち込んでいる。米国では2022年にスタートアップのIPOの中止が相次いだと報じられている²⁴⁷。

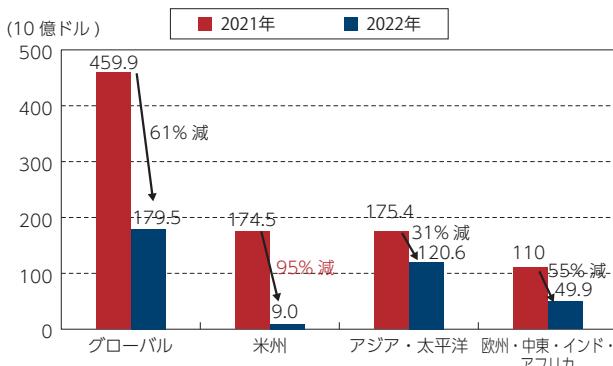
米国の主要なITプラットフォーム企業の株価をみても、2022年は業績の悪化を反映して大きく下落している（第II-2-5-7図）。

第II-2-5-5図 世界のIPO件数



資料：EY (2022)「EY Global IPO Trends 2022」から作成。

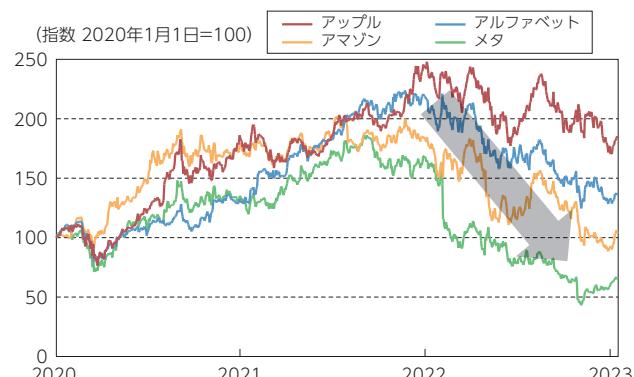
第II-2-5-6図 世界のIPO金額



資料：EY (2022)「EY Global IPO Trends 2022」から作成。

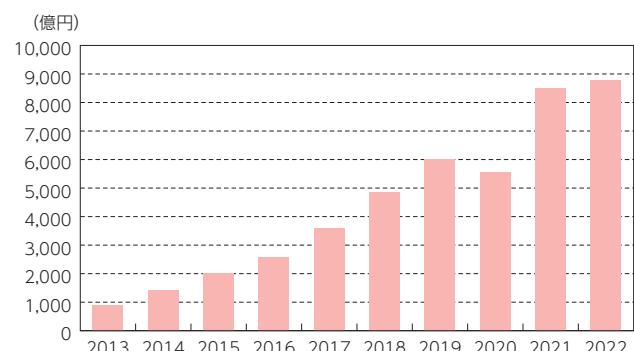
第II-2-5-7図

2022年末までの米国テック企業の株価推移



資料：Refinitiv database から作成。

第II-2-5-8図 国内スタートアップによる調達額



資料：INITIAL Web サイト (<https://initial.inc/enterprise/resources/japanstartupfinance2022>) から作成。データは2023年1月19日時点。

²⁴⁷ 日本経済新聞電子版（「22年のIPO調達額、世界で65%減 米国で中止相次ぐ」（2023年1月4日））。2022年のIPOの中止件数が2022年12月16日時点で173社と2000年の265社以来の水準との米金融情報会社の調査結果が報じられている。

グローバルなスタートアップ向け投資が縮小した一方、日本のスタートアップ向け投資は2022年も2021年とほぼ同水準と見込まれ、堅調に推移している（第II-2-5-8図）。

堅調な国内スタートアップ向け投資に関して、大型資金調達の事例をみると、自然エネルギー発電や、法人カード、医療関係者間のコミュニケーションアプリ等を事業内容とするスタートアップ企業が大規模な資金調達を行っている（第II-2-5-9表）。

第II-2-5-9表
日本国内スタートアップの大型資金調達事例（2022年）

	(億円)
太陽光、風力、小水力等の自然エネルギー発電所の発電事業等	744.4
法人カード	621.3
医療関係者間コミュニケーションアプリ	247.5
隙間時間の仕事（スキマバイト）マッチングアプリ	183
再生可能エネルギーの導入・調達のコンサルティング	182.6
AIを活用した契約書レビュー支援サービス	137
施工管理・業務管理システム	122
自動運転システムの開発	121.6
新世代バイオ素材の開発	105.3
ロボットプロダクトの研究開発	100

備考：表は100億円以上の調達案件。

資料：高橋史弥（2023）「国内スタートアップ資金調達金額ランキング（2022年1月-12月）」（<https://startup-db.com/magazine/category/research/funding-ranking-202212>）から作成。

（3）アジアを代表するスタートアップハブに向けた環境整備

日本政府は国内スタートアップ振興のため、2022年11月、新しい資本主義実現会議において、「スタートアップ育成5か年計画（以下「5か年計画」）」を取りまとめている。5か年計画ではスタートアップへの投資額を同計画の取りまとめ時点の直近である2021年の8,000億円規模から5年後の2027年度に10倍超の10兆円規模とすることや、将来におけるユニコーン100社創出、スタートアップ10万社創出により、我が国がアジア最大のスタートアップハブとして、また、世界有数のスタートアップの集積地となることを目標に掲げている。こうした目標達成に向けて、「スタートアップ創出に向けた人材・ネットワークの構築」、「スタートアップのための資金供給の強化と出口戦略の多様化」、「オープンイノベーションの推進」の3本柱の取組を一体として推進していくこととしている。

経済産業省では社会課題を起点としたミッション志

向のイノベーションを加速していくためのスタートアップ政策について議論を進めている。5か年計画に盛り込まれたアジア最大のスタートアップハブを構築するため、スタートアップが日本国内に閉じることなく、世界中から人材、資金を集め、グローバル市場へ製品、サービスを展開していくことが可能なグローバルなエコシステムを構築することを柱の一つとしている。また、優れた技術力等、他国にはない日本の強みを生かしたエコシステムの構築、スタートアップの創出・育成や、働き手一人ひとりが会社ベースではなく個人ベースでアントレプレナーシップを發揮する社会への転換を柱として方策の検討を行っている²⁴⁸。また、スタートアップの海外展開を支援することは重要であり、中小企業基盤整備機構において、スタートアップの海外展開を支援するため資金力や海外展開ノウハウを有する国内外のグローバルベンチャーキャピタルのファンドに出資していくことや、世界のイノベーション拠点に、起業等を志す若手人材を5年間で1,000人の規模で派遣することとしている。さらに、2022年度西村経済産業大臣の出張にあわせてタイ、サウジアラビア、米国、UAEでスタートアップミッションを実施し、現地財閥や政府系ファンド等とのネットワーク構築を行った。これと各種スタートアップ海外展開の支援策及び日系有望スタートアップのネットワークの構築を政策パッケージで推進している²⁴⁹。

また、特定の自然科学分野での研究を通じて得られた科学的な発見に基づく技術であり、その事業化・社会実装を実現できれば、国や世界全体で解決すべき経済社会課題の解決など社会にインパクトを与えるような潜在力のある技術としてディープテックが注目を集めている。丸・尾原（2019）はディープテックが対象とする課題領域・分野として農業・食料、環境・エネルギー、健康、医療、海洋・宇宙を、課題解決のための技術としてAI・ビッグデータ、バイオ・マテリアル、ロボティクス、エレクトロニクス、センサ・IoT等を挙げ、課題領域と技術の掛け合わせによって、事業機会が多様に広がるとし、日本企業が培ってきた多くの技術を活かしていくことの重要性を指摘している²⁵⁰。

シェーデ（2022）も日本企業が製造やシステムエン

²⁴⁸ 経済産業省（2022）「スタートアップ・イノベーションの加速」産業構造審議会 経済産業政策新機軸部会。

²⁴⁹ 経済産業省「西村経済産業大臣がスタートアップの海外展開に向けた官民連携カンファレンスに出席しました」（2023年4月11日）
(<https://www.meti.go.jp/press/2023/04/20230411005/20230411005.html>)。

²⁵⁰ 丸幸弘、尾原和啓（2019）『Deep Tech ディープテック－世界の未来を切り拓く「眠れる技術」』、日経BP。

ジニアリングという中核的な強みを維持しつつ、オペレーションを再編し、重要な部品・素材等でディープテックのスキルや能力を構築してきたことに着目し、その強みを活かしていくべきとしている²⁵¹。

ディープテック・スタートアップは特に事業化までに時間を要し、また、先端的な領域で新技術を活用するために企業価値評価が難しい側面があり、事業化までの資金調達やIPOなどエグジット面で課題がある。しかし、ディープテック・スタートアップの成長を支援するため運用期間を長期に設定するベンチャーキャピタルファンドが出てきているなど、投資側の姿勢も変化してきている²⁵²。ディープテック・スタートアップが事業化した場合のリターンの大きさが期待を集め、例えば大学発スタートアップの調達金額が増加傾向にあることなどが報じられている²⁵³。経済産業省は、ディープテック・スタートアップへの投資促進のため、民間融資に対する債務保証制度を2021年に創設している。同制度では事業計画を認定されたベンチャー企業が、経済産業大臣に指定された民間金融機関から行う一定の借入れについて、中小企業基盤整備機構が債務を保証する内容となっている。また、他にも新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）を通じた量産化・実用化・海外技術実証等に対する支援を行うとともに、ディープテック企業の無形資産の可視化に向けた指針の検討²⁵⁴を行っている。

(4) 海外スタートアップとの連携に向けた我が国の取組

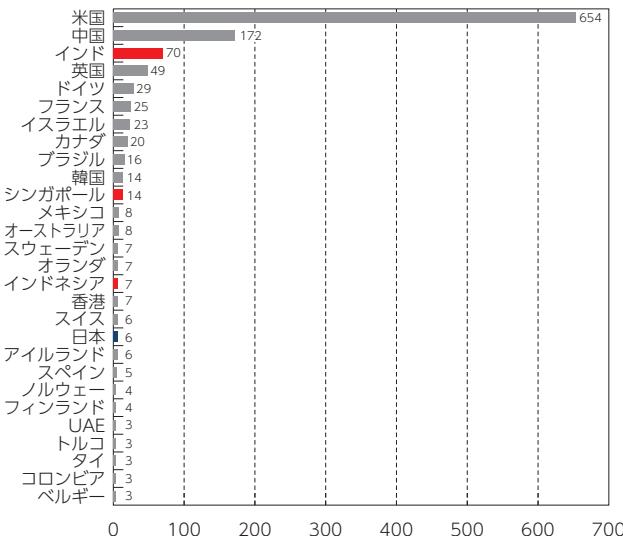
海外ではスタートアップ企業が次々に生まれ、いわゆるユニコーン企業（企業価値又は時価総額が10億ドル以上となる未上場ベンチャー企業）に成長する事例も多い。巨大プラットフォーム企業となった米国GAFA²⁵⁵はIT技術で人々の行動様式を変えたイノベーションスタートアップの嚆矢である。中国ではBAT、TMD、BTQ²⁵⁶等が人口大国としてのポテンシャルや国内市場への海外プラットフォームのアクセス規制等を活かして成長した。インドのFlipkartやByju's、One97 Communications、シンガポールの

Grab やインドネシアのGo-to 等の新興国企業の成長も目覚ましい。特に新興諸国ではデジタル技術による金融包摶など、日本等先進諸国が経験してきた段階的な経済発展とは異なる飛躍的な経済発展（Leapfrogging）が起こっており、新興国ならではのイノベーションの担い手としての役割を果たしているともいえよう。

若年人口が多く将来にわたって人口ボーナスを享受できると考えられる東南アジアの国々やインド等、アジア新興諸国の市場規模と、当該地域で急速に進んでいるデジタル化の動きが結びついた場合の成長のポテンシャルには大きな期待が寄せられており、ユニコーン企業数をみると、インドで70、シンガポールで14、インドネシアで7となっている（第II-2-5-10図）。

第II-2-5-10図

国別に見たユニコーン企業数（2023年2月時点）



資料：CB Insights Webサイト（<https://www.cbinsights.com/research-unicorn-companies>）から作成。2023年2月10日閲覧。

一方で、アジア新興諸国では、コロナ禍からの経済回復に加えて、いわゆる「中所得国の罠」に陥らないための「知識」や「情報」による中長期の経済の高付加価値化も重要な課題となっている。中所得国から高所得国へと所得段階を上昇させた韓国等に比べ、例えば東南アジア諸国の研究開発投資は低位にとどまるなど、アジア等新興国の経済の高付加価値化のための投

251 ウリケ・シェーデ著、渡部典子訳（2022）『再興 THE KAISHA 日本のビジネス・リインベンション』、日経BP。

252 日刊工業新聞「深層断面／ディープテック系新興に投資急増 社会問題解決へ先端技術に注目」（2022年9月7日 p.28）、脱炭素に特化した「ANRI GREEN」ファンド（12年間（最長3年間の延長可能））の事例が報じられている（同社プレスリリース https://note.com/anri_vc/n/n309cf0cdfee0、<https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000020.000040191.html>）。

253 日刊工業新聞（同上）。

254 経済産業省研究開発型スタートアップの無形資産価値の可視化に係る課題検討ワーキンググループが2022年10月に検討を開始している。

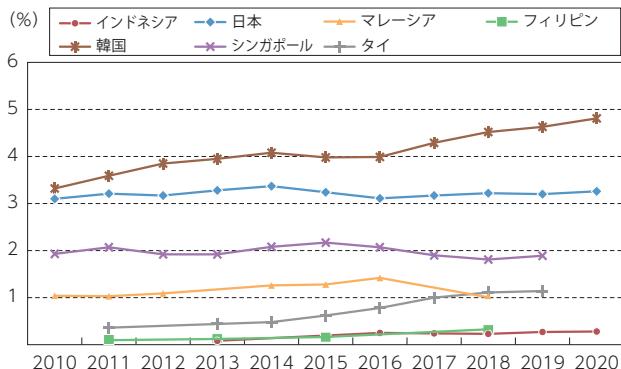
255 Google（親会社はAlphabet）、Apple、Facebook（現Meta）、Amazonの頭文字を取ったもの。

256 BATはBaidu、Alibaba、Tencent、Didi、BTQはPinduoduo、Kuaishou、Qutoutiaoの頭文字を取ったもの。

資は十分とは言えない（第 II-2-5-11 図）。

第 II-2-5-11 図

アジア諸国の研究開発支出対 GDP 比の推移



備考：データが存在しない年があることに留意されたい。

資料：UNESCO database から作成。

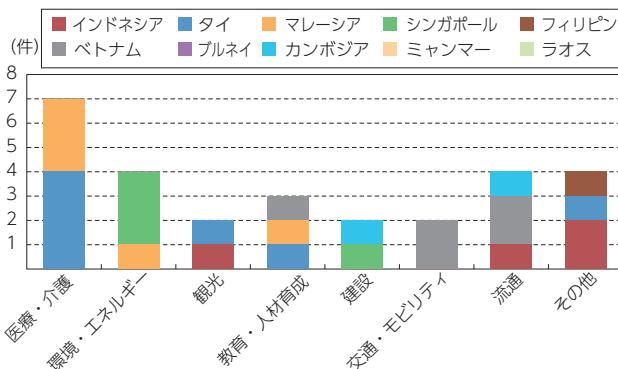
我が国企業とアジア等新興国のデジタル技術、スタートアップ等との連携は、当該諸国の成長を日本国内に取り込む観点からも、デジタル技術を通じたイノベーション促進のための投資をアジア各国内で促すという観点からも意義がある。とりわけ当該諸国の成長を日本国内に取り込むに当たっては、先進国企業が自国での製品やサービスを新興国市場にそのまま持ち込むのではなく、新興国での現地ニーズをこまやかに汲み上げて市場を獲得する、また、新興国発の製品や技術やビジネスモデルを還流する「リバースイノベーション」、外部との連携を通じて新しいアイデアを創出する「オープンイノベーション」の観点が重要となる。

我が国では、経済産業省および日本貿易振興機構（JETRO）等関係機関が連携して日本企業とアジア等新興国の企業との連携による新事業創出のため「アジア DX プロジェクト」を推進している。2022 年におけるアジア DX 支援事業採択案件（ASEAN）は 28 件であり、分野別・国別件数の状況は以下のとおりとなっている（第 II-2-5-12 図）。

医療・介護（在宅ケア支援の実証、蚊媒介ウイルスに関する予測モデル構築等）、環境・エネルギー（カーボンニュートラルを目指したスマート保安化、海洋プラスチックごみの追跡システム実証等）といった現地社会に根差した社会課題の解決に向けた取組、流通（EC プラットフォームや物流効率化等）等、現地市

第 II-2-5-12 図

アジア DX プロジェクト採択案件（ASEAN）分野別・国別件数（2022 年）



備考：医療・介護の内 1 件は実施国が「マレーシア・シンガポール」であり、マレーシアとしてカウントしている。

資料：JETRO Web サイト（<https://www.jetro.go.jp/news/announcement/2022/0e80b8da931addc9.html>）から作成。

場ニーズへの対応等、分野は多岐にわたっている。

経済産業省は 2023 年に日 ASEAN 友好協力 50 年を迎えるに当たり、「デジタル技術を活用したサプライチェーン・インフラの高度化」、「日 ASEAN で活躍する起業家育成・ネットワークの構築」、「社会課題解決ビジネスの共創」の 3 本の柱でプロジェクトを進めしていく。異能人材の日本への呼び込み、人材育成プログラムへの参加促進、日 ASEAN の若手起業家 100 人のネットワーキングを進めるとともに、日本貿易保険機構（NEXI）の新しい貿易保険スキームを検討し、海外のスタートアップへの支援を強化、日本企業との協業を促進し、アジア新興国とのスタートアップとの連携によるイノベーションを促進していく。ASEAN 各国との新たなイノベーション創出に向けた協力の在り方として、各国政府関係機関との共同で、日 ASEAN 双方のスタートアップと大企業との協業によるオープンイノベーション創出を後押しする施策を「日 ASEAN 共創ファストトラック・イニシアティブ」として開始している²⁵⁷。上述したアジア DX 促進事業についても日 ASEAN 友好協力 50 周年を機に、ASEAN 地域で既に事業化したビジネスを持つスタートアップのさらなる事業拡大に対する支援を行う「ブーストアップコース」を新設する²⁵⁸。

²⁵⁷ 経済産業省「日本企業・スタートアップの海外でのオープンイノベーションを加速する「日 ASEAN 共創ファストトラック・ピッチ・イニシアティブ」を開始します」（2023 年 2 月 15 日）（<https://www.meti.go.jp/press/2022/02/20230215004/20230215004.html>）。

²⁵⁸ 経済産業省「日 ASEAN におけるアジア DX 促進事業のブーストアップコースを新設するとともに、通常コース第 4 回の公募を開始します」（2023 年 3 月 28 日）（<https://www.meti.go.jp/press/2022/03/20230328005/20230328005.html>）。

2. 高度外国人材の受入れ・育成

海外から高度な知識や技術を有する人材を受入れることは、持続的な経済成長を実現する観点から非常に重要である。高度外国人材は、事業者の海外及びインバウンドにおける商機拡大、新製品やサービスに関連するイノベーションの創発、組織構成員の多様性向上を通じた組織の活性化等の効果をもたらす。高度な知識や技能を有する人材の獲得競争が世界レベルで激化していることなどを受け、我が国においても高度外国人材に対する在留資格の取得要件緩和など新たな動きが見られている。また、受入れだけではなく、外国人との共生社会の実現を図ることも極めて重要である。

本項では、高度外国人材及びその「卵」たる日本国内の外国人留学生に焦点を当て、国際機関のランキングやアンケート調査結果などを用いて、国際動向、政策動向などを概観する。

(1) 我が国の高度外国人材獲得の動向と主要国 政策動向

高度外国人材の受入れに関する政策について、歴史を振り返ると、1988年6月に閣議決定された「第6次雇用対策基本計画」で「専門、技術的な能力や外国人ならではの能力に着目した人材の登用は、我が国経済社会の活性化、国際化に資するものもあるので、受入れの範囲や基準を明確化しつつ、可能な限り受け入れる方向で対処する。」とされて以降、いわゆる高度外国人材は我が国に必要な人材として受入れに前向きな検討がなされてきた。現在も「第9次雇用対策基本計画」(1999年8月閣議決定)や「出入国在留管理基本計画」(2019年、法務省)に基づき、経済、社会等の状況の変化に応じて受入れ範囲を見直しながら、積極的な受入れが行われている。²⁵⁹

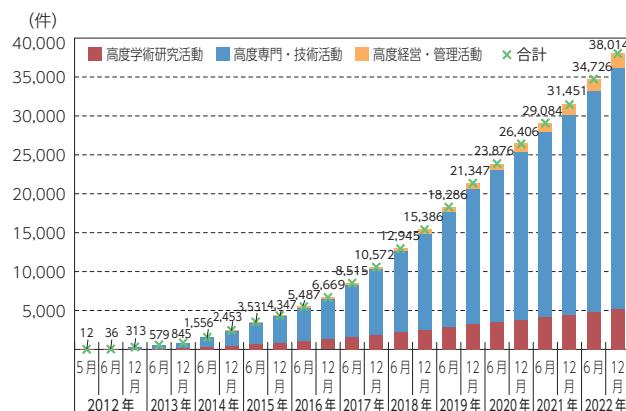
外国人材を適正に受け入れ、共生社会の実現を図ることにより、日本人と外国人が安心して安全に暮らせる社会を実現するため、2018年より、「外国人材の受入れ・

共生に関する関係閣僚会議」が定期的に開催されている。そこで決定される「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」は、外国人材の受入れ・共生に関して、目指すべき方向性を示すものとなっている²⁶⁰。

高度外国人材²⁶¹受入れを促進するため、出入国在留管理庁は2012年5月に「高度人材ポイント制」を導入、2015年4月には在留資格「高度専門職」を新設し、出入国管理上の優遇措置を講じている。

第II-2-5-13図

高度人材ポイント制の認定件数（累計）の推移



資料：出入国在留管理庁「高度人材の受入れ状況等について」から作成。

2023年4月には、高度外国人材に関する新たな在留資格制度として、「特別高度人材制度（J-Skip）」及び「未来創造人材制度（J-Find）」が創設された。「特別高度人材制度」はトップレベルの能力がある者の受入れを促進することを目的に、学歴又は職歴と年収が一定水準以上²⁶²であれば、ポイント制によらず在留資格「高度専門職」の取得を可能とし、外国人家事使用人の雇用可能人数を1名追加可能としたり、配偶者の就労制限を緩和するなどの優遇措置を講じる。「未来創造人材制度」はポテンシャルの高い優秀な若者を早期に呼び込むことを目的に、3つの世界大学ランキング中二つ以上で100位以内に入る大学を卒業して

²⁵⁹ 第9回教育未来創造会議ワーキング・グループ資料2参照。

²⁶⁰ 2022年度からは、総合的対応策は、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」（令和4年6月関係閣僚会議決定）の策定を踏まえロードマップの施策について単年度に実施すべき施策を示すとともに、必ずしも中長期的に取り組むべき施策でないためにロードマップには記載されていないものの、共生社会の実現のために政府において取り組むべき施策も示している。

²⁶¹ 高度外国人材について、在留資格上の定義はないが、本稿においては、以下①～③を同時に満たす人々を高度外国人材と定義する。①在留資格「高度専門職」と「専門的・技術的分野」に該当するもののうち、原則、「研究」、「技術・人文知識・国際業務」、「経営・管理」、「法律・会計業務」に該当するもの、②採用された場合、企業において、研究者やエンジニア等の専門職、海外進出等を担当する営業職、法務・会計等の専門職、経営に関わる役員や管理職等に従事するもの、③日本国内または海外の大学・大学院卒業同等程度の最終学歴を有しているもの。

²⁶² 三つの活動類型のうち、①高度学術研究活動、②高度専門・技術活動については、修士号以上取得又は職歴10年以上、及び、年収2千万円以上、③高度経営・管理活動については、職歴5年以上、及び、年収4千万以上。

から5年以内の外国人を対象に、日本での就職・起業準備活動を行うための在留期間を最長2年とし、家族の帯同や、その間の就労を許可するなどの優遇措置を講じる。

諸外国でも積極的な高度人材の受入れが行われている。例えば、英国では、2022年5月より世界トップクラスの大学卒業者に対して、現地の雇用契約無しで2~3年の居住許可が得られるHigh Potential Individual visa(通称HPIビザ)の申請受付を開始した。また、今後、成長期の企業向けに、高度な技術を持つ人を対象としたスケールアップビザの申請受付を新たに開始し、これにより更に英国に優秀な人材を呼び込み、企業の事業拡大を支援するとしている²⁶³。シンガポールでは、2023年1月より外国人高度人材向けビザOverseas Networks & Expertise Pass(通称ONE Pass)の申請が開始されたが、その対象は月額給与が30,000シンガポールドル(約286万円)以上と高所得者を狙ったものとなっている。その他、タイ、

マレーシア、インドネシア等でも外国人富裕層や高度人材の獲得を狙ったビザ新設などがなされており、人材獲得競争は先進国だけでなく新興国にも広がっている。(第II-2-5-14図)

(2) 留学生受入れ状況の各国比較

次に、高度外国人材の「卵」ともいえる留学生の受入れ状況を見していく。

日本においては、「2020年を目途に留学生の受入れ30万人を目指す」とした「留学生30万人計画」(2008年、文部科学省)の実現が「日本再興戦略」(2013年6月閣議決定)で言及され、この目標は2019年に達成された。主要国も留学生政策に力を入れており、例えば、英国は教育関連の輸出額を年間350億ポンド(5.6兆円)に増やし、英国高等教育システムで学ぶ留学生を2030年に60万人に増やすことを目標に掲げている。また、フランスでは、2027年に50万人の留学生の受入れを目標としている²⁶⁴。

第II-2-5-14図 2022年度新設された高度外国人材に対する諸外国の優遇制度

シンガポール	<p>(高度外国人材向けビザEPについて新たにポイント制を導入)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 2022年9月、Employment Pass(EP)の審査で発給基準となる最低基本月給に加えてポイントシステム「補完的評価フレームワーク(COMPASS)」を導入 ■ (1)EP申請者の固定給与、(2)EP申請者の学歴、(3)幹部・専門職の国籍の多様性、(4)企業の地元雇用創出への貢献の4基準で申請者を審査。その4基準でそれぞれ想定以上であれば20ポイント、想定どおりなら10ポイント、想定未満は0ポイントと評価。さらに、人工知能(AI)やサイバーセキュリティーの技術者など人材不足が生じている職種では20ポイント、特定のイノベーションや国際化活動に携わるのであれば10ポイントがボーナスポイントとして加算 (高度人材向けビザONEPassの新設) ■ 2023年1月、外国人の高度人材向け就労査証「海外ネットワーク・技能(ONE)パス」の申請受け付けを開始 ■ 発給対象は、月収3万シンガポールドル(約286万円)以上の者。ただし、芸術、文化、スポーツ、研究、学識界で卓越した成果がある場合は給与要件は緩和 ■ 最大10年間滞在可能
英国	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2022年5月、「High Potential Individual visa route」(HPIビザ)を開始 ■ 発給対象は、世界トップクラスの大学を過去5年以内に卒業した者 ■ 現地企業の雇用契約なしで最大3年滞在可能、長期雇用ビザへの切り替えも可能
タイ	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2022年9月、富裕層の外国人や投資家向け「Long-term Resident Visa(LTRビザ)」を開始 ■ 発給対象は、富裕層、富裕層年金生活者、タイを拠点とするリモートワーク専門家、高度技能専門職で、それぞれに満たすべき所得要件、試算要件等あり ■ 最大10年間滞在可能、現地人雇用義務の免除、高度技能専門職の所得税17%減税、出国時の再入国許可の取得が不要等の優遇措置あり
マレーシア	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2022年10月、投資家、起業家、外国人高度人材向けの新しい長期滞在ビザ「Premium Visa Programme(PVIP)」を開始 ■ 発給対象は、海外月収が4万リンギット(約119万円)または年収48万リンギット(約1430万円)以上の者、その他定期預金の条件などあり ■ 最大20年間滞在、事業経営・就労・就学・投資等が可能
インドネシア	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2022年12月、投資家や観光客、シニア向け「セカンドホーム・ビザ」を開始 ■ 発給対象は、20億ルピア(約1,770万円)以上の貯蓄のある者 ■ 最大10年間滞在可能

備考：表中の金額は2022年通年の平均為替レートを使用して作成。

1 シンガポールドル=95.2円、100インドネシアルピー=0.885円、1マレーシアリンギット=29.8円、で計算。

資料：シンガポール人材省、タイ投資委員会、マレーシア外務省、インドネシア、英国についてはJETROのWebサイトから作成。

²⁶³ JETRO「英国、大学ランキング上位校の卒業生向けビザルート導入」
(<https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/05/c429b8f7eec67b82.html>) を参照。

²⁶⁴ 第9回教育未来創造会議ワーキング・グループ資料2

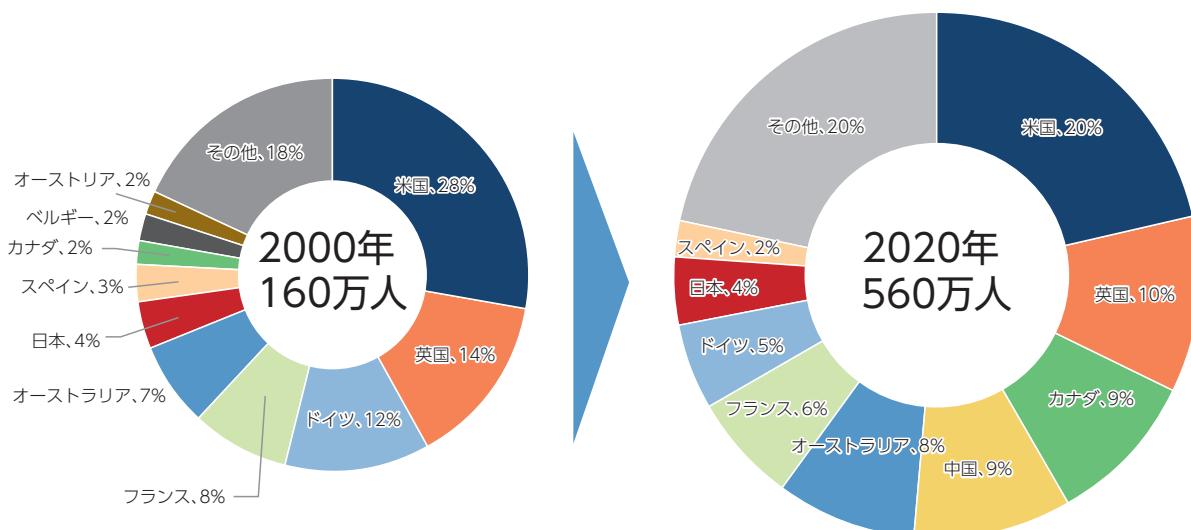
このような中、専門学校以上の高等教育機関の世界の留学生数は2020年で560万人と、2000年の160万人と比して約3.5倍に増加している。受入れ国別で見ると米国、英国、オーストラリア、フランス等は安定的に上位に位置しているが、中国やカナダは2000年に比して大きく伸長している。一方で、日本のシェアは2000年の4%から変化していない(第II-2-5-15図)。

主要国の専門学校以上の高等教育機関の留学生受入

れ人数を見ると、日本を始め諸外国の留学生受入数は増加傾向にあり、特に米国の伸びが著しい(第II-2-5-16図)。

日本の大学・大学院における留学生割合は、学部段階で約3%、修士課程で約10%、博士課程で21%と、いずれもOECD平均より低くなっている(第II-2-5-17図)。

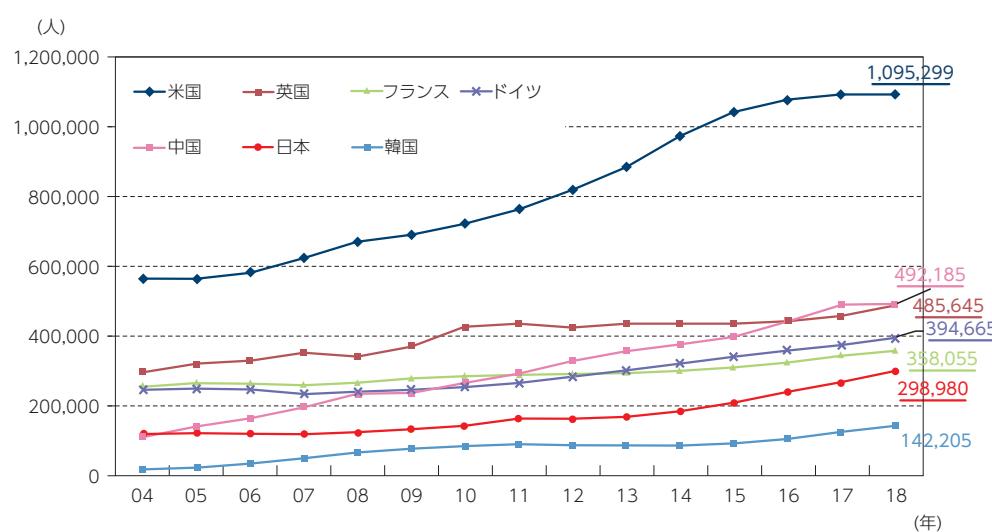
第II-2-5-15図 世界の留学生数と各国シェア(受入れ)



(出所)The Power of International Education "Project Atlas", Global Mobility Trends (2020)+D.

資料：第9回教育未来創造会議ワーキング・グループ資料3から抜粋。

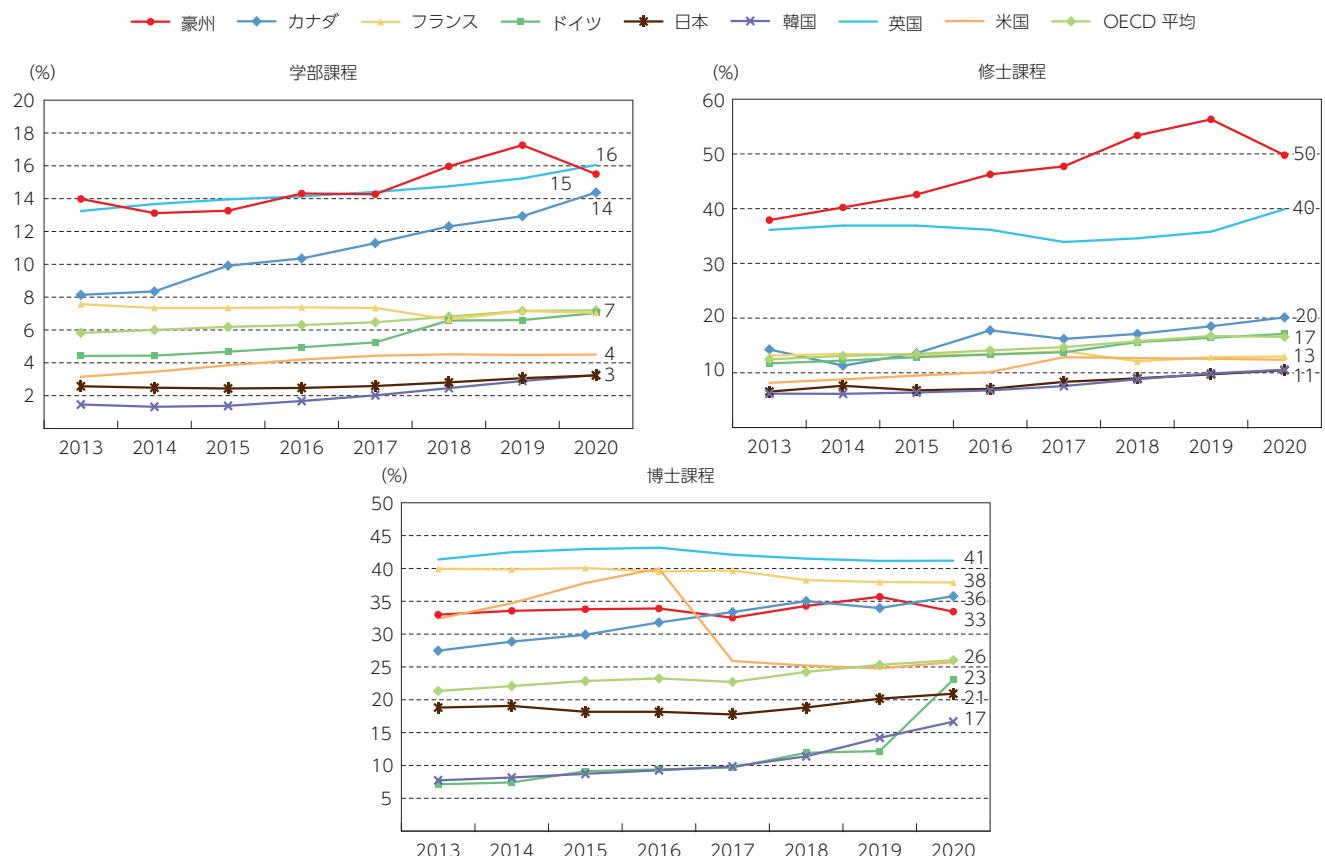
第II-2-5-16図 主要国の留学生受入れ人数の推移



(出所)IIE「OPEN DOORS」HESA「Students in Higher Education」 ドイツ連邦統計局(独)日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査」、その他各国大使館公表資料より作成。

資料：第9回教育未来創造会議ワーキング・グループ資料3から抜粋。

第II-2-5-17図 在籍課程別の留学生割合



資料：OECD stat「Share of international students among all students」から作成。

(3) 高度外国人材にとっての日本の魅力と課題

高度外国人材や外国人留学生の受入れは増加傾向にあるが、彼らが日本に長期に滞在し活躍するためには、日本について、生活しやすく、ビジネスをする上でも魅力的だと感じてもらう必要がある。そこで、国際機関や海外の学術機関等が公表しているランキングから、世界各国・地域と比較した日本の魅力と課題について確認する。

The OECD Indicators of Talent Attractiveness(以下、「ITA」という)では、グループ別にOECD各国の魅力度を国際比較することが可能である²⁶⁵。ITAのフレームワークは七つの側面(機会の質、所得と税、将来の見通し、家族の環境、スキルを巡る環境、包摂性、生活の質)から成り、四つのグループ別に計23-25の変数を設定している(第II-2-5-18表)²⁶⁶²⁶⁷。これら全ての側面が誰にとっても同程度の重要性を持っているわけではないので、この指標では利用者が各側面に相対的な重要性を加重して必要に応じたランキングが作成でき、それぞれの優先事項に最もふさ

わしい国がどこかが分かるようになっている。初版は2019年に三つのグループ(高学歴労働者、外国人起業家、意欲のある留学生)別で公表され、今年からスタートアップ創業者も対象に加わった。また、新型コロナウイルス感染症拡大が国際労働市場、労働シフトなどに与えた影響を考慮し、「医療システムパフォーマンス」の項目が追加されるとともに、デジタル化やデジタルインフラのレベルに関する変数が「スキルを巡る環境」の項目に、ビザ取得プロセスにおけるデジタル化レベルに関する変数がvisa and admission policyの項目に追加された。

ITAでは対象のグループによってランキング上位の国が変化する。

高学歴労働者にとって魅力的な国としては、引き続きニュージーランド、スウェーデン、イスラエル、豪州が挙げられる。英国は、2019年と比較して大幅に順位を上げており、これは高度技能労働者枠の廃止や移民のための強い労働市場の成果によるものである。

外国人起業家にとって魅力的な国としては、ス

²⁶⁵ <https://www.oecd.org/migration/talent-attractiveness/>

²⁶⁶ OECD Migration Policy Debates No29 "What is the best country for global talents in OECD?"(March 2023)

²⁶⁷ OECD Migration Policy Debates No30 "What are the top OECD destinations for start-up talents?"(March 2023)

第II-2-5-18表 The OECD Indicators of Talent Attractiveness のフレームワーク

	高学歴労働者	起業家	留学生	スタートアップ創業者
機会の質	<ul style="list-style-type: none"> ・移民の失業率 ・移民の過剰資格者率 ・有期雇用契約の移民 ・パートタイム雇用契約の移民 	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険の厳格さ ・製品市場規制指標 ・貿易開放度 ・ビジネス環境改善指数 	<ul style="list-style-type: none"> ・世界でトップ500位にランクインした大学 	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニコーン数 ・多国籍企業数 ・コワーキングスペース数 ・上位150位以内のエコシステム数 ・貿易開放度 ・製品市場規制
所得と税	<ul style="list-style-type: none"> ・高学歴労働者の所得 ・物価指數 ・タックスウェッジ 	<ul style="list-style-type: none"> ・高学歴労働者の所得 ・物価指數 ・法人税 	<ul style="list-style-type: none"> ・技能を持った労働者の所得 ・物価指數 ・自国の学生と留学生の学費の格差 ・留学生の週間労働可能時間 	<ul style="list-style-type: none"> ・ベンチャーキャピタルの参入 ・法人税 ・研究開発費の優遇税制 ・物価指數
将来の見通し	<ul style="list-style-type: none"> ・2050年の従属人口指數 ・国籍の取得 ・有期から無期へのステータス変更の容易さ 	<ul style="list-style-type: none"> ・2050年の従属人口指數 ・国籍の取得 ・有期から無期へのステータス変更の容易さ 	<ul style="list-style-type: none"> ・2050年の従属人口指數 ・国籍の取得 ・学生(ビザ)から有期雇用就労者(ビザ)へのステータスの緩和 ・卒業後の滞在可能期間 	<ul style="list-style-type: none"> ・初回ビザや許可証の有効期間 ・永住権取得の容易さ ・2050年の従属人口指數 ・国籍の取得
家族の環境	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者が就労できる権利 ・移民の子供たちが永住権を獲得しやすい環境 ・PISA 数学テストスコア(獲得点数) ・家族手当の公費負担 ・家庭内の従たる所得者に対する参加税率 	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者が就労できる権利 ・移民の子供たちが永住権を獲得しやすい環境 ・PISA 数学テストスコア(獲得点数) ・家族手当の公費負担 ・家庭内の従たる所得者に対する参加税率 	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者が就労できる権利 ・移民の子供たちが永住権を獲得しやすい環境 ・PISA 数学テストスコア(獲得点数) ・家族手当の公的負担 ・家庭内の従たる所得者に対する参加税率 	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者が就労できる権利 ・移民の子供たちが永住権を獲得しやすい環境 ・PISA 数学テストスコア(獲得点数) ・家族手当の公的負担 ・家庭内の従たる所得者に対する参加税率
スキルを巡る環境	<ul style="list-style-type: none"> ・ブロードバンド契約(新規) ・ブロードバンドにおける光ファイバーの割合(新規) ・英語力 ・研究開発の国内総支出 ・特許総件数(IP5) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ブロードバンド契約(新規) ・ブロードバンドにおける光ファイバーの割合(新規) ・英語力 ・研究開発の国内総支出 ・特許総件数(IP5) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ブロードバンド契約(新規) ・ブロードバンドにおける光ファイバーの割合(新規) ・英語力 ・第三期(高等)教育費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ブロードバンド契約 ・ブロードバンドにおける光ファイバーの割合 ・英語力 ・研究開発の国内総支出 ・世界トップ500にランクインした大学 ・卒業生に占める理系卒業者の割合 ・サイバーセキュリティ
包摂性	<ul style="list-style-type: none"> ・労働年齢人口に占める高学歴移民の割合 ・移民受け入れ指數(新規) ・SIGI男女平等指數 	<ul style="list-style-type: none"> ・自営業者人口における移民の割合 ・移民受け入れ指數(新規) ・SIGI男女平等指數 	<ul style="list-style-type: none"> ・高等教育機関で学ぶ留学生の割合 ・移民受け入れ指數(新規) ・SIGI男女平等指數 	<ul style="list-style-type: none"> ・国際特許協力 ・移民受け入れ指數 ・女性創業者の割合 ・取締役会における女性の割合
生活の質	<ul style="list-style-type: none"> ・OECDより良い暮らし指標(ペターライフインデックス) 			
ビザと受け入れ方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ビザ却下率 ・ビザ手続き期間 ・ビザ手続きのデジタル化レベル(新規) ・高度技能労働者の割合 	<ul style="list-style-type: none"> ・最低資本要件 ・雇用創出要件 ・ビザ手続きのデジタル化レベル(新規) 	<ul style="list-style-type: none"> ・大学における学費の水準 ・全人口における外国人の割合と比較した、総学生における留学生の割合 	<ul style="list-style-type: none"> ・スタートアップビザの欠如(マイナス要素) ・資本の必要性(マイナス要素) ・ビザデジタル化得点の低下(マイナス要素) ・外国人留学生による開業禁止 ・ポストグラデュエイト就労ビザでの就職(マイナス要素) ・資金援助(プラス要素) ・スタートアップ企業への就職を援助(プラス要素)
医療システムのパフォーマンス	<ul style="list-style-type: none"> ・医療費の自己負担額 ・利用可能な医療の満足度 ・回避可能な死亡率 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療費の自己負担額 ・利用可能な医療の満足度 ・回避可能な死亡率 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療費の自己負担額 ・利用可能な医療の満足度 ・回避可能な死亡率 	-

資料：OECD Migration Policy Debates No29、30から作成。

ウェーデン、スイス、カナダ、ノルウェー、ニュージーランドが引き続きあげられる。これらの国々では、外国人起業家にとってビジネスを行うに当たって有利な政策がとられている。

留学生にとって魅力的な国には、米国、ドイツ、英国、ノルウェー、豪州があげられる。世界トップランクの大学が多数存在する国がランクインしている一方で、ノルウェーのような小国でランキング上位の国もあるが、これは教育分野への大規模な投資と魅力的な生活環境、有利な移住政策により、学生にとって魅力的な国となっているからである。

スタートアップ創業者にとって魅力的な国には、カナダ、米国、フランス、英国、アイルランド、ポルトガルがあげられる。カナダはすべての側面において高得点であったのに対し、米国は強力なスタートアップエコシステムは存在するものの、スタートアップ創業者向けの政策のフレームワークは特に有利とは言えない。フランスは、スタートアップビザに付随する資金

調達の機会や従業員の進路等外国人スタートアップ創業者にとって最も有利な政策を打ち出している。アイルランドやポルトガルのようなヨーロッパの小国は10億円規模の企業数が少なく機会の質の側面では不利であるが、有利な税体系や生活コストの安さ、将来の見通しや包摂性の側面での高得点が順位を押し上げている。

日本については、前回調査の2019年と比較すると、高学歴労働者や外国人起業家については引き続き順位が低いが、学生については25位から7位と大きく順位を上げている。この理由として、学生から就労者へ在留資格を変更する際に要する時間の短縮や卒業後に滞在する学生のための環境改善などが挙げられる。また、近年外国人留学生のシェアが拡大し、教育関連サービスの輸出が特に力強く成長しており、外国人留学生からの収益が2014年から2019年で3倍に増えている。しかし、OECD諸国に比して、全学生に占める外国人留学生の割合はいまだ低水準である。また、日

本はベンチャーキャピタルへのアクセスが良好で、スタートアップのインフラが充実しているにも関わらず、スタートアップ起業家向けのランキングは24か国中21位と極めて低い。これは、スタートアップ創業者が、在留資格を「永住者」に切り替える時に直面する障壁や家族が就労条件を限定された在留資格しか取得できないことなどが主な要因となっている。

IMDのWorld Talent Ranking(2022年12月)は、63の国・地域を対象に、「高度人材の開拓にどれだけの資源を投資しているか(Investment & Development)」、「国内外の高度人材をどれだけ引きつけ留めておく能力があるか(Appeal)」、「人材プールにおいて利用可能な技術やコンピテンシーの質はどの程度か(Readiness)」、の3点で評価している。このランキングにおいて、日本は過去最低の41位となっており、2018年以降4年連続で順位を下げているが、順位を下げているのはInvestment & Development、Readinessであり、Appealの項目は2018年以降横ばいの27位となっている。企業において有能な人材の保持や引きつけが優先事項になっていること(4位)、ボーナスや長期インセンティブも含めたマネジメント報酬が高い(8位)、等で高い順位となっている一方で、生活コスト(59位)、外国人高度人材にとってのビ

ネス環境の魅力(54位)等の順位が低い。

また、INSEADのGlobal Talent Competitiveness Index(2022年11月、以下「GTCI」という)は、133の国・地域を対象に、インプット項目として「外部環境要因(Enable)」「国の魅力度(Attract)」「人材開発の方策(Grow)」「人材を国内に維持するた

第II-2-5-19図
ITAグループ別魅力度ランキング(2023年)

	高学歴労働者	起業家	学生	スタートアップ創業者
1	ニュージーランド(△3)	スウェーデン(△3)	米国(△5)	カナダ
2	スウェーデン(-)	イス(△1)	ドイツ(△1)	米国
3	イス(-)	カナダ(▼2)	ノルウェー(△1)	フランス
4	豪州(▼3)	ノルウェー(△1)	英国(△7)	英国
5	ノルウェー(△5)	ニュージーランド(▼3)	カナダ(△3)	アイルランド
6	ルクセンブルグ(△5)	ルクセンブルグ(△13)	イス(▼5)	ポルトガル
7	英国(△9)	デンマーク(△2)	日本(△18)	スウェーデン
8	米国(▼1)	米国(△5)	韓国(△)	豪州
9	オランダ(▼1)	英国(△7)	ポルトガル	オランダ
10	カナダ(▼5)	アイルランド(-)	スウェーデン(-)	リトアニア
:	:	:	:	:
21	:	:	:	日本
22	日本(△3)	日本(▼2)	:	:

備考：ランキングは七つの侧面(機会の質、所得と税、将来の見通し、家族の環境、スキルを巡る環境、包摂性、生活の質)をすべてimportantと選択して作成。括弧内は、2019年度と比較してランキングが上昇した場合を△で、下降した場合を▼で、順位の差を数字で示した。高学歴労働者、起業家は38か国中、学生は37か国中、スタートアップ創業者は24か国中の順位。

資料：Talent Attractiveness2019、2023から作成。

第II-2-5-20図 GTCIにおける日本とシンガポールの魅力度の比較

	変数	定義	日本	シンガポール
日本の順位が高い項目	年金の対象範囲	定年以上の年齢の人口に占める、年金を受け取っている人口の割合	1	90
	身の安全	対人暴力による死亡、犯罪認知度、政治的殺害と拷問、交通関連死による比較	1	2
	個人の権利	政治的権利、表現の自由、宗教の自由、司法へのアクセス、女性の財産権による比較	14	85
	社会的保護	失職や疾病等による経済的不安から一般市民を守るセーフティネットがどの程度提供されているか	20	34
	環境性能	環境の健全性とエコシステムの活性性についてどの程度の成果を上げているか	25	37
	FDIの制限性	外資規制、審査・事前承認、要員規制、その他外資系企業に対する規制による比較	31	37
	医師の密度	10,000人あたりの医師の数	59	60
シンガポールの順位が高い項目	保健衛生	基本的な公衆衛生サービスを利用している人の割合	14	1
	頭脳の獲得	海外から優秀な人材が集まっているか	61	1
	金融のグローバル化	海外直接投資、資産運用投資、国際債務、外貨準備、国際収入の支払い等による比較	43	3
	頭脳の保持	有能な人材をどの程度保持しているか	40	4
	社会的流動性	親の経済的地位に依らず自分の努力で経済的な地位を上げることが出来るか	17	6
	マイノリティに対する寛容さ	マイノリティが差別や暴力にさらされているか	14	7
	留学生	その国の大学生に占める外国からの留学生の割合	46	7
	移民のストック	ある年齢の全人口に占める同じ年齢の移民の割合(25歳以上)	94	7
	女性のリーダーシップの機会	企業が、女性が指導的地位に就く機会をどの程度与えているか	115	7
	移民に対する寛容さ	移民にとって住みやすい場所か	71	16
	高技能な仕事での男女の平等性	管理職、専門職、または技術職と順専門職の男性に対する女性の比率	99	54
	女性の経済的な権利	経済参加への法的権利の面からの男女の平等性が担保されているか	85	68

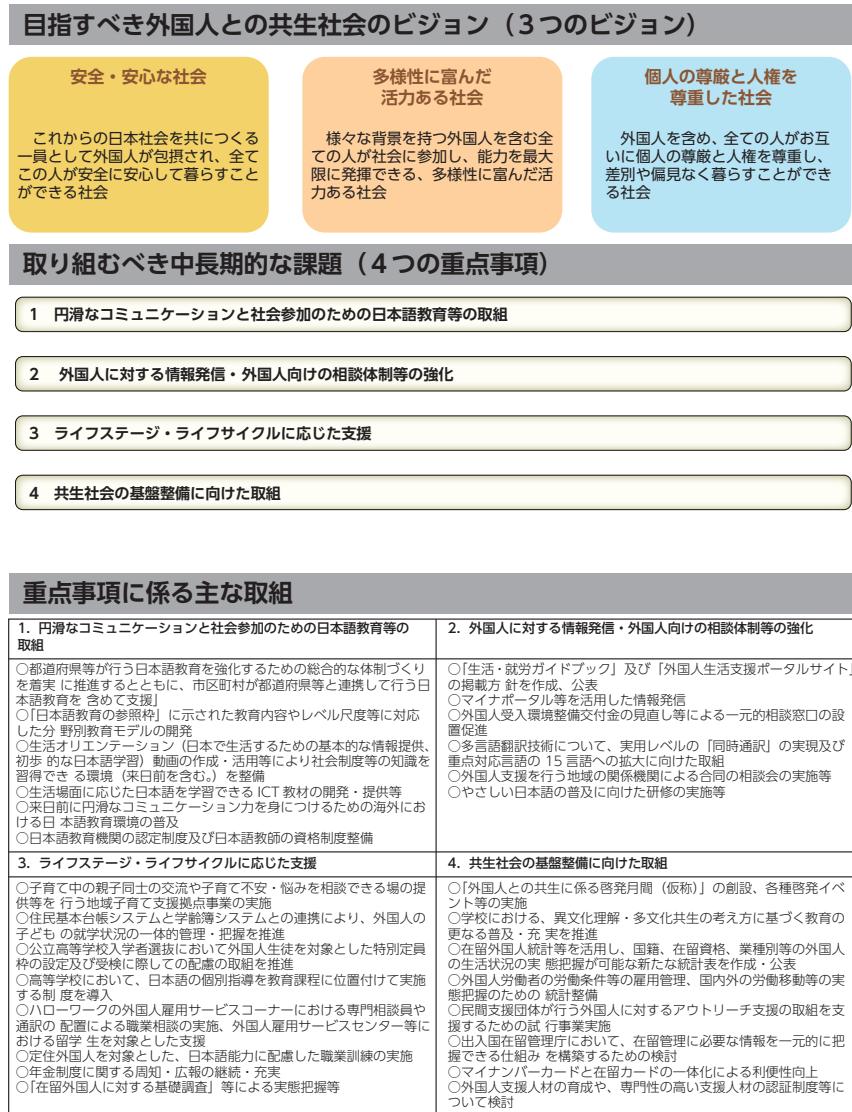
備考：「Attract」及び「Retain」の項目を抜粋。

資料：INSEAD「Global Talent Competitiveness Index 2022」から作成。

めの方策 (Retain)」、アウトプット項目として「職業上・技術的スキル (Vocational and Technical Skills)」「グローバルな知識スキル (Global Knowledge Skills)」の合計六つの項目で評価している。日本は24位と、アジア・大洋州地域ではシンガポール (2位)、豪州 (9位)、ニュージーランド (18位) に次ぐ順位となっている。

GTCIを用いて、日本とシンガポールの魅力度を比較すると、シンガポールは、マイノリティや移民に対する寛容さ、女性活躍に対する機会や権利、頭脳の保持等で上位となっている一方で、日本はこれらの項目では下位となっている。一方、日本は、社会的保護や環境、個人の権利、環境性能等で上位となっており、身の安全や年金の対象範囲では世界1位となっている (第II-2-5-20図)。

第II-2-5-21図 外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ



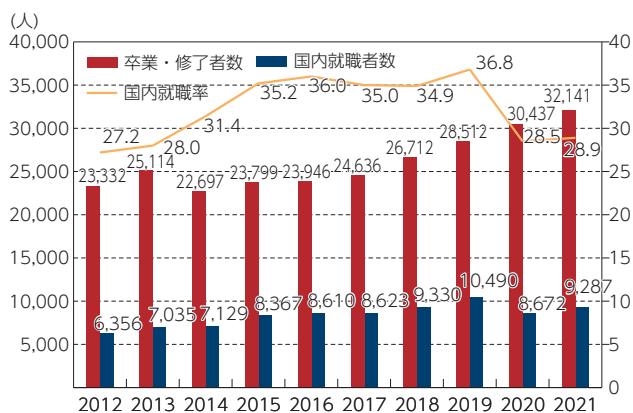
資料：「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」(2022年6月「外国人の受け入れ・共生に関する関係閣僚会議」決定)から作成。

また、外国人留学生の定着については、「日本再興戦略改訂2016」(2016年6月2日閣議決定)において、「外国人留学生の日本国内での就職率を3割から5割に向上」させることを目指し、第三次教育振興基本計画において引き続き目標達成に向けて取り組んでいるところである。

現状、各年度に大学・大学院を卒業・修了した外国人留学生のうち、日本国内で就職した外国人留学生の占める割合(以下国内就職率)は約3~4割にとどまっている。特に新型コロナウイルス感染症拡大の2020年以降は、卒業・修了者数は変わらず増加傾向にあるものの、国内就職率は2年連続で3割を下回っている(第II-2-5-22図)。

第II-2-5-22図

大学・大学院における外国人留学生の卒業・修了者数、国内就職者数及び国内就職率の推移



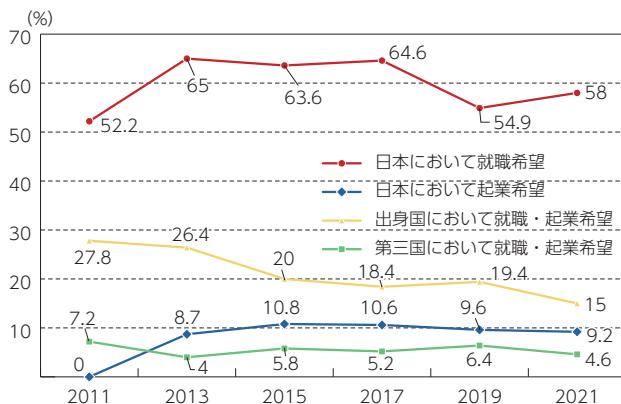
備考：卒業・修了者数及び国内就職者数は「博士課程」「修士課程」「専門職学位課程」「大学(学部)」の合計。卒業・修了者数からは「不明」の人数を除いている。

資料：日本学生支援機構(JASSO)「外国人留学生進路状況・学位授与状況調査結果」(2020年度以前)及び「2021年度外国人留学生進路状況調査」から作成。

一方で、私費留学生に対するアンケート調査において、卒業後の進路希望を見ると、「日本において就職希望」が全体の約58%と最も多くなった。足下は新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、日本での就職希望の割合はやや低下しているが、「出身国において就職・起業希望」や「第3国において就職・起業希望」と比較すると、我が国における就職の希望は高い水準にある(第II-2-5-23図)。

なお、外国人留学生が就職したい企業の種類として最も多いのは「日本にある日系以外の企業(外資系企業)」となっており、「日本にある日系企業」と相反し

第II-2-5-23図 卒業後の進路希望



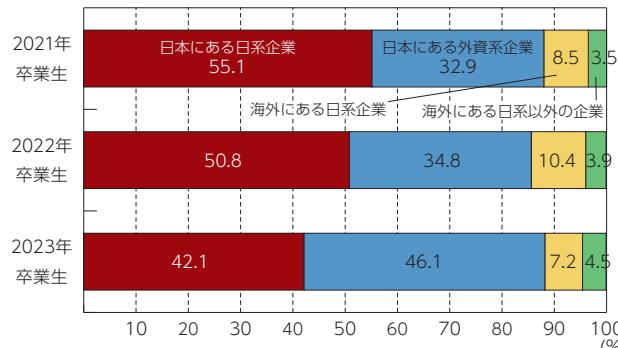
備考：複数回答可。「日本において企業希望」の項目は2013年度調査より選択肢に追加。

資料：日本学生支援機構(JASSO)「私費外国人留学生生活実態調査」から作成。

て近年増加傾向にある。日本での生活には魅力を感じているが、日系企業で働く事への魅力を感じていない留学生の存在が示唆される(第II-2-5-24図)。

第II-2-5-24図

外国人留学生が就職したい企業の種類



資料：株式会社ディスコ「2023年卒 外国人留学生の就職活動に関する調査(2022年8月)」(回答者数375人)から作成。

以上から、外国人留学生の日本での就職率は、その就職希望率を大きく下回っており、希望はしたものの日本での就職が叶わなかった留学生が一定数いると考えられる。さらに、日本企業のアンケート調査によれば、戦略的に高度外国人材を増やす必要性を感じている日本企業は約70%にのぼっているが、そのうち必要な人材を確保できていないと回答した企業が約80%を占めている²⁶⁸。また、海外に展開する日本企業向けのアンケート調査によれば、今後日本国内で重視する投資分野として、人材投資を重視するとの回答が増加している²⁶⁹。このような外国人留学生と企業

²⁶⁸ ノムラ・リサーチ・インスティテュート・インディア「我が国のグローバル化促進のための日本企業及び外国企業の実態調査報告書(2022年度)」。

²⁶⁹ ノムラ・リサーチ・インスティテュート・シンガポール「我が国企業の海外展開の実態及び課題に係るアンケート調査(2022年度)」。

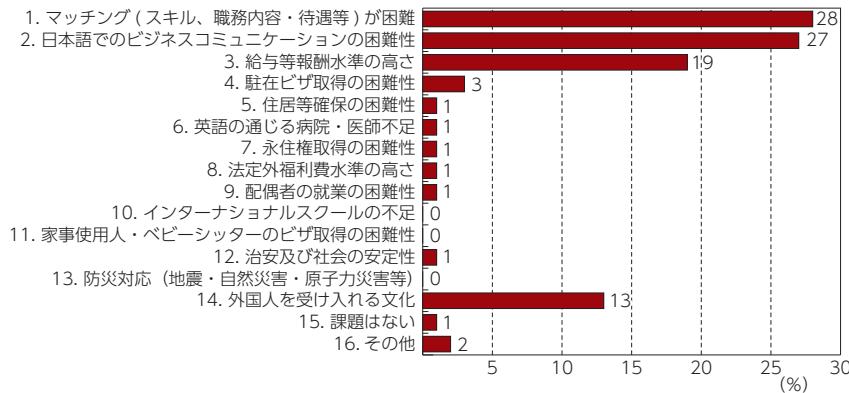
のミスマッチの状況を鑑み、第9回教育未来創造会議ワーキング・グループ（2023年4月）において「留学生の卒業後の国内就職率6割を目指す」とされた。

留学生と企業側のミスマッチはどこで起きているのか。日本企業のアンケート調査によれば、外国の高度人材の採用に当たっては、「マッチング（スキル、職務内容、待遇等）が困難」「日本語でのビジネスコミュニケーションの困難性」「給与等報酬水準の高さ」等を課題としてあげる企業が多かった。このような課題には、留学生と企業が互いの理解を深め、柔軟に変化していくことが極めて重要である（第II-2-5-25図）。

「マッチング（スキル、職務内容、待遇等）が困難」「日本語でのビジネスコミュニケーションの困難性」

については、留学生の日本企業における採用慣行や働き方等に対する理解を高めることで、就職活動期のマッチングのギャップを埋めることが期待される。現在、政府、大学、企業、地方公共団体等の連携の下、留学生の国内就職につなげる施策を留学生の在学前から在学後まで様々なフェーズで実施している。具体的には、大学が自治体や産業界と連携し、外国人留学生が日本国内での就職に必要なスキル（ビジネス日本語、キャリア教育、インターンシップ等）を一体として学ぶ環境を創設する取組の支援、高度外国人材の国内就職から定着に至るまでの伴走型支援の強化、大学とハローワークの間での連携による留学早期からの一貫した就職支援の実施等を行っている（第II-2-5-26図）。

第II-2-5-25図 国内における高度外国人材の採用の課題



備考：回答企業数183社。

資料：ノムラ・リサーチ・インスティテュート・インディア「我が国のグローバル化促進のための日本企業及び外国企業の実態調査報告書（2022年度）」から作成。

第II-2-5-26図 留学生の定着に向けた主な施策

留学後・就職活動時

留学生就職促進プログラム
「ビジネス日本語」「キャリア教育（日本企業論等）」「中長期インターンシップ」を一体として学ぶ環境を創設する取組を支援（文部科学省）

大学と労働局との協力協定の締結による一貫した就職支援
大学と労働局（ハローワーク）の協定締結を通じた留学早期からの就職支援（厚生労働省）

外国人雇用サービスセンターの設置
留学生を含む高度外国人材の就職支援拠点として留学早期の意識啓発からマッチング・定着に至るまで多様な支援メニューを提供（厚生労働省）

外国人留学生の国内就職支援研修モデルカリキュラム
日本の職場で必要なコミュニケーション能力やビジネスマナー、雇用慣行等に関する知識の習得等のための研修のモデルカリキュラムを開発（厚生労働省）

高度外国人材活躍推進事業
高度外国人材活躍プラットフォームの一元的な情報発信や、地元企業への就職・定着促進のため産学コンソーシアムの設立、高度外国人材の活躍促進に向けた伴走型支援（経済産業省）

在留資格に係る制度
高度人材ポイント制や、一定の要件の下での就職活動中の者への在留資格の付与等（法務省）

生活環境面

外国人受入環境整備交付金【法務省】
自治体における在留外国人の在留手続きや雇用、医療、福祉、出産・子育て、子供の教育等の情報提供や相談窓口の設置・運営を支援

外国人在留支援センター
4省庁8機関がワンフロアで連携して、在留資格の更新・変更、労働関係法令、VISAの取得・入国手続、法律トラブル、人権等に関する相談、高度外国人材・留学生の受け入れ促進、就職支援の受け入れ促進等を実施（法務省・外務省・経済産業省・厚生労働省）

外国人生活支援ポータルサイト
日本に在留する外国人やその支援者に対して、在留手続きや住民登録・教育・日本語学習・年金・社会保険・税金・住宅などに関する有用な情報を提供（法務省）

外国人の民間賃貸住宅の入居に役立つ支援ツール
①不動産事業者向けに、外国人との契約の際の配慮事項や注意点、賃貸住宅標準契約書等（多言語対応）を記載したガイドライン、②外国人向けに、日本での部屋の探し方や契約時に必要な書類、入居手続き、日本の生活ルール等に関する情報を多言語で記載したガイドブック等を作成・公表（国土交通省）

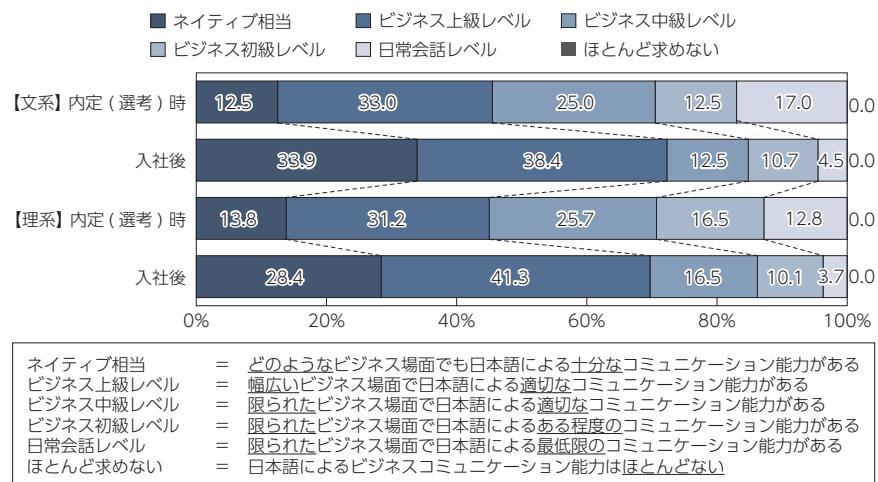
資料：第9回教育未来創造会議ワーキング・グループ資料2から作成。

なお、外国人留学生の日本語力向上に対する努力は必要である一方で、日本企業が内定時に求める日本語力と入社後に求める日本語力に差があるという調査結果がある。日本においては就職活動が卒業の1年以上前から始まるため、企業側は採用決定から入社までの日本語力の伸びを期待して採用しているが、期待と現実のギャップが存在する可能性が示唆される（第II-2-5-27図）。

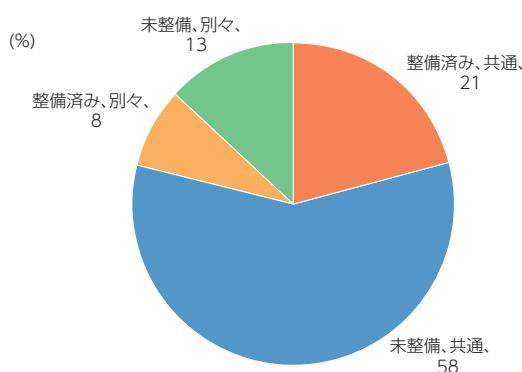
外国人留学生に対する支援と同時に、企業の受入れ体制の整備も急務である。日本独自の雇用慣行・給与体系は、高度外国人材が日本企業就職を検討する際の課題となっている可能性がある。日本企業へのアン

ケート調査によれば、外国人材の採用を見据えた賃金体系・待遇の整備・設定を既に行っていると回答した企業は約3割にとどまっている（第II-2-5-28図）。大半の日本企業は、外国人材の採用に向けて人事評価や待遇面での整備に着手できていない、または必要性を感じていない可能性が示唆される。こうした企業側の課題を踏まえ、2020年経済産業省において、留学生の多様性に応じた採用選考や選考後の柔軟な人材育成・待遇等に係るチェックリストやベストプラクティス集をまとめたハンドブックを策定し²⁷⁰、好事例を広く周知することで企業における外国人留学生の採用に係る意識改革を図ることとしている。

第II-2-5-27図 外国人留学生の内定（選考）時・入社後に求める日本語コミュニケーションレベル



第II-2-5-28図 人事評価・待遇面の整備状況



備考：回答企業数135社。選択肢について、例えば「整備済み、共通」は「過去5年以内に外国人材の採用も見据えた賃金体系・待遇の整備を行っており、日本人社員と外国人社員は共通の賃金体系・待遇である」を指し、「未整備、別々」は「過去5年以内に外国人材の採用も見据えた賃金体系・待遇の整備を行っていない、日本人社員と外国人社員に対して、日本人社員の賃金体系・待遇とは異なる賃金体系・待遇を設定している」を指す。
資料：ノムラ・リサーチ・インスティテュート・インディア「我が国のグローバル化促進のための日本企業及び外国企業の実態調査報告書（2022年度）」から作成。

²⁷⁰ EY 新日本有限責任監査法人「外国人留学生の国内就職促進に係る調査」（令和2年2月）。

3. 対内直接投資の拡大

対日直接投資は、海外から高度な人材・技術・豊富な資金を呼び込むことでイノベーション創出や海外経済の活力の地方への取り込みにつながり、日本経済全体の成長力の強化や地域経済の活性化に貢献するものである。特に、我が国は、人口減少が進展しており、これを克服して力強い成長を実現するためには、対日直接投資を梃に、海外活力を取り込んでいかなければならぬ。

政府は、2013年に「2020年までに対日直接投資残高を35兆円に倍増する」という目標（KPI：Key Performance Indicator）を掲げ、その達成に向けて、対日直接投資推進会議の司令塔の下、関係省庁が連携して、投資に関心のある企業の発掘・誘致、ビジネス環境や日本で働く外国人の生活環境の改善、協業する日本企業とのマッチング機会の提供など、対日直接投資の拡大に向けた取組を進めてきた。こうした取組もあり、対日直接投資残高は、2000年代後半から横ばいで推移していたが、2014年以降増加が続き、2020年12月末時点（確報値）で39.7兆円となり、上記目標は達成された。

ただし、対内直接投資の拡大は経済規模の拡大に比例するものであり、必ずしも対内直接投資促進策によってもたらされたものではない可能性もある。そこで2013年以降の対日直接投資促進施策によって対日直接投資残高が加速的に増加したか否かを Hoshi

(2018)²⁷¹ の手法に倣い、検証を試みた（分析の詳細については付注8を参照）結果が第II-2-5-29図である。これによれば、対日直接投資促進施策が実行段階に移った2014年以降の対内直接投資残高は、対日直接投資促進施策が実行段階に移る以前の2013年以前の対内直接投資残高対名目GDP比のトレンドに基づき推計した対内直接投資残高を有意に上回っており、2013年以降の取組により対日直接投資が促進された可能性が高いといえる。

一方で、対日直接投資残高の対GDP比の水準そのものは、2020年12月末時点で7.4%であり、OECD加盟国平均の56.4%（2019年）と比較し、国際的にみて著しく低い水準にとどまっている現状に鑑みれば、持続可能な成長の実現には、グローバルな投資や人材・技術の呼び込みは引き続き重要であり、そのための環境整備を続けていくことが求められる。このため、政府は、令和3年6月に、「対日直接投資残高を2030年に80兆円と倍増、GDP比12%とすることを目指す」という新たなKPIを設定し、その達成に向けた対日直接投資促進のための中長期戦略（「対日直接投資促進戦略」）を定めて取組を推進してきた。こうした取組により、対内直接投資残高は、2021年末に40.5兆円、2022年末に46.2兆円となった。さらに、令和5年4月の対日直接投資推進会議において、「国際環境の変化を踏まえた戦略分野への投資促進・グローバル・

第II-2-5-29図 対内直接投資残高の推移



備考：被説明変数に対日直接投資残高対名目GDP比、説明変数に1996年を1とし1年ごとに1ずつ増えるトレンド項 α 、2014年以降であれば1をとるダミー変数 β 、 α と β の交差項 $\alpha * \beta$ を用いて回帰分析を実施。1996年～2013年までのトレンドは α の係数、2014年～2022年のトレンドは α の係数と $\alpha * \beta$ の係数の和となる。点線は2014年以降のトレンドを α と仮定して2014年以降の対日直接投資残高対名目GDP比を試算し、実際の名目GDPの値を用いて対内直接投資残高を推計したもの。

資料：日本銀行「国際収支関連統計」、内閣府「国民経済計算（GDP統計）」より作成。

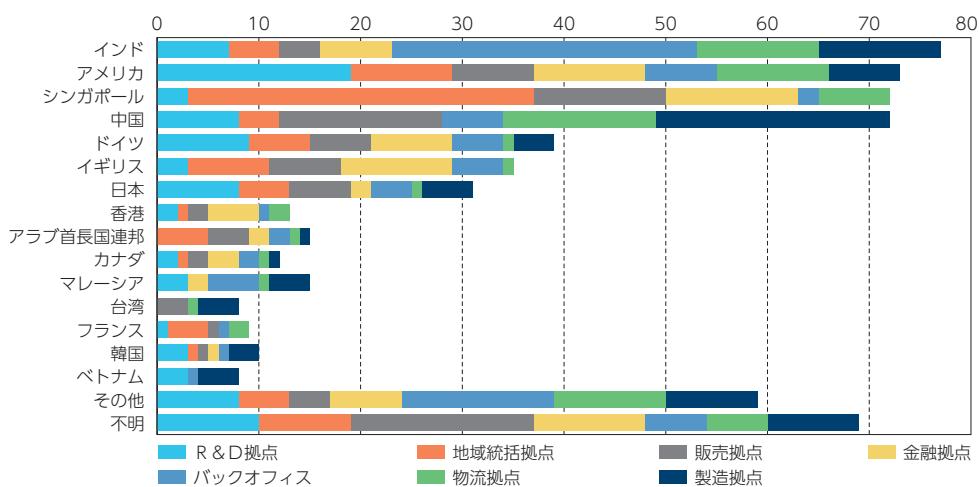
²⁷¹ HOSHI Takeo (2018) "Has Abenomics Succeeded in Raising Japan's Inward Foreign Direct Investment?", Asian Economic Policy Review (2018) 13, 149-168

サプライチェーンの再構築」、「アジア最大のスタートアップハブ形成に向けた戦略、高度外国人材等の呼び込み」、「国際的な頭脳循環の拠点化に向けた制度整備、海外から人材と投資を惹きつけるビジネス・生活環境の整備等」、「オールジャパンでの誘致・フォローアップ体制の抜本強化」、「G7等を契機とした世界への発信強化」の五つを柱とする「海外からの人材・資金を呼び込むためのアクションプラン」を取りまとめるとともに、「2030年80兆円の対内直接投資目標の更なる高みを目指し、早期に100兆円を目指す」とされ、対日直接投資の更なる拡大を図ることとしている。

対日直接投資の更なる拡大を促すためには、我が国

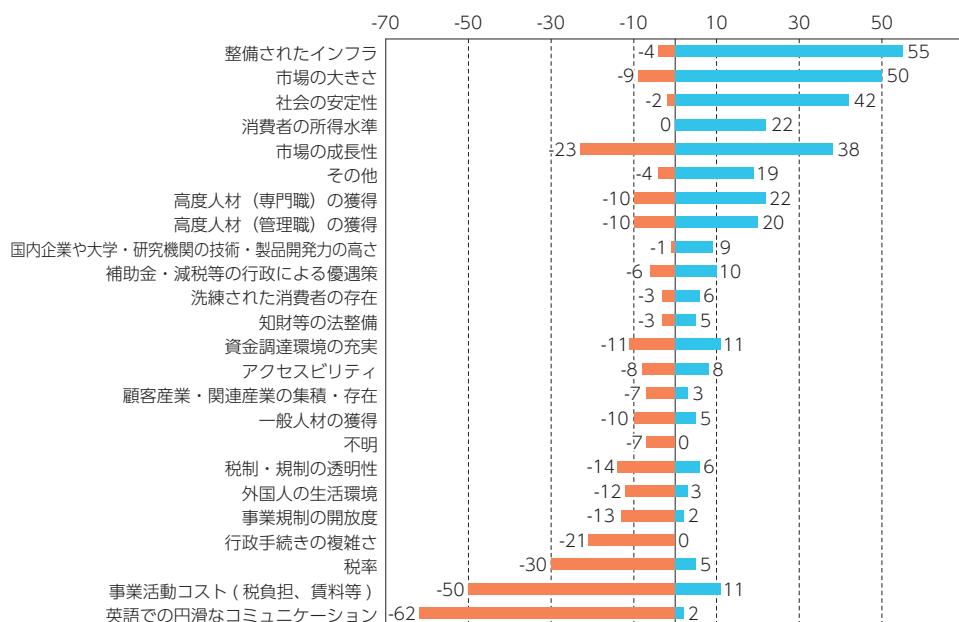
の強みを生かすとともに、課題を克服し、「内なる国際化」を進めていくことが重要である。第II-2-5-30図は、外国企業が事業拠点として最も魅力的と考える国・地域を示したものだが、外国企業は研究開発拠点としての日本に対して高い評価を行っているといえる。また、第II-2-5-31図は、先進国間での比較を示したものだが、日本は、インフラ、市場規模、社会の安定性、消費者の所得水準等が「強み」である一方、英語、事業活動コスト、税率等に課題があることが分かる。政府としては、これらの課題への対応を含め、「内なる国際化」を推進していくことが重要である。

第II-2-5-30図 外国企業が事業拠点として最も魅力的と考える国・地域



資料：ノムラ・リサーチ・インスティテュート・インディア「我が国のグローバル化促進のための日本企業及び外国企業の実態調査報告書（2022年度）」から作成。

第II-2-5-31図 先進国と比較した日本のビジネス環境の「強み」と「弱み」



資料：ノムラ・リサーチ・インスティテュート・インディア「我が国のグローバル化促進のための日本企業及び外国企業の実態調査報告書（2022年度）」から作成。

第三部

施策編

第 1 章

ルールベースの 国際通商システム

第 1 節

G7/G20/OECD

第 2 節

APEC を通じた地域経済統合の推進と経済成長の促進

第 3 節

WTO 全体の動向

第 4 節

経済連携協定の進展

第 5 節

投資関連協定

第 6 節

新たな多国間連携
(IPEF、日米豪印、デジタル等)

第1章 ルールベースの国際通商システム

第1節

G7/G20/OECD

1. G7

(1) ドイツ議長年（2022年1月～2022年12月）

① 首脳会合

（エルマウ・サミット）

2022年6月26日から28日にかけて、ドイツ・エルマウでG7エルマウ・サミットが開催された。「公正な世界に向けた前進」という全体テーマの下、G7首脳間で率直な議論が行われ、ロシアによるウクライナ侵略に対し、G7が結束して国際社会の秩序を守り抜くことが確認された。

岸田総理は、ロシアによるウクライナ侵略への対応や、物価対策を含む世界経済、インド太平洋などの地域情勢、気候変動といった課題について、2023年のG7日本議長年を見据え、日本として積極的にG7の議論を主導した。「世界経済」に関するセッションでは、ロシアのウクライナ侵略によって、世界経済はエネルギー・食料を始めとする物価の高騰、サプライチェーンの混乱など、多くの難問に直面しており、G7は各国民生活を物価高騰から守るための結束も強化していくべきである旨述べた。経済安全保障の観点からも、G7が中核となって明確な立場を示すべきである旨述べ、2023年の広島サミットを念頭に、議論を深めていくことを提案した。また、ドイツのショルツ首相の提案する「気候クラブ」については、カーボンニュートラルの達成には各国の裁量を尊重しつつ具体的な行動を促すことが肝要であり、大排出国を始めとするG20やASEAN諸国等の新興国の参加も得ながら、開かれた包摂的な協力を促すフォーラムとすべく、議論に貢献していく旨を述べた。

G7として世界経済の安定と変革に貢献すると同時に、生活コストの上昇に対処すること、また経済安全保障について協力し、サプライチェーンの強靭性を強

化し、公平な競争の場を確保すること等で一致した。また、開かれた協力的で国際的な「気候クラブ」の目標を承認し、2022年末までの設立に向けてパートナーと共に取り組むことを確認した。

議論の総括として、G7首脳コミュニケ及び五つの個別声明が発出され、「公正で予測可能かつ安定的な貿易環境を実現すべく、WTO改革へのコミットメントを新たにする」こと、「外的ショック及びより広範なリスクに直面した際の経済安全保障に関する我々の既存の協力を評価しつつ、この問題に関するG7としての進展中の戦略的協調にコミットする」こと、「「気候クラブ」を2022年末までに設立する」こと、「国境を越えた信頼性のある自由なデータ流通を促進するための我々の努力を強化」すること、「ロシアの侵略の国際的影響、特に最も弱い人々に対するものに取り組むを通じて、グローバルな責任及び連帯を示すことにコミットする」こと等が明記された。

[参考] 参加国・国際機関

<G7メンバー>

ドイツ（議長国）、日本、イタリア、カナダ、フランス、米国、英国、EU

<招待国>

インド、南アフリカ、インドネシア（G20議長国）、セネガル（AU議長国）、アルゼンチン（CELAC議長国）、ウクライナ

<国際機関>

国連、国際エネルギー機関（IEA）、国際通貨基金（IMF）、経済協力開発機構（OECD）、世界銀行、世界保健機関（WHO）、世界貿易機関（WTO）、国際労働機関（ILO）

(その他 G7 首脳会議)

ロシアによるウクライナ周辺における軍備増強や二つのいわゆる「人民共和国」の「独立」承認など、ウクライナ情勢への懸念が高まる中、議長国ドイツの呼びかけにより、2022年2月24日にG7首脳テレビ会議が開催され、岸田総理が出席した。同日、ロシアによるウクライナ侵攻が開始されたことも踏まえ、会合後、「G7首脳声明」及び「ロシア連邦軍によるウクライナ侵攻に関するG7首脳声明」が発出された。その後も、ロシアによるウクライナ侵略の情勢に応じ、議長国ドイツの呼びかけにより、同年3月24日にG7首脳会合（ベルギー・ブリュッセル）、5月9日、10月11日、12月13日にもG7首脳テレビ会議が開催された。ロシアによる違法で、不当で、いわれのないウクライナに対する侵略戦争を非難し、国際的に認められた国境内におけるウクライナの独立、領土一体性及び主権に対する支持を確認するとともに、ロシア等に対する経済制裁の実施や、ウクライナへの財政的、人道的、外交的支援、世界の経済の安定、食料及びエネルギー安全保障への影響に対処していくこと等について、G7で協調して取り組んでいくことを確認した。

[参考] 参加国・国際機関

<G7メンバー>

ドイツ（議長国）、日本、イタリア、カナダ、フランス、米国、英国、EU

<招待国>

ウクライナ（2月24日G7首脳テレビ会議を除く）

<国際機関>

北大西洋条約機構（NATO）（2月24日G7首脳テレビ会議、3月24日G7首脳会合のみ）

② 貿易大臣会合

2021年のG7議長国であった英國が立ち上げたG7貿易大臣会合を翌2022年の議長国であるドイツが引き継ぎ、2022年も開催することを決定した。

(第1回)

2022年3月23日に開催され、萩生田前経済産業大臣、林外務大臣がテレビ会議形式で参加した。本会合では、ロシアのウクライナ侵略への対応や、第12回WTO閣僚会議（MC12）を見据えた多角的貿易体制の維持・強化等に関して、活発な議論が行われた。

萩生田前経済産業大臣からは、ロシアの侵略を食い

止め、国際社会に秩序を取り戻すため、引き続きG7メンバーと連携したいこと、また分断された世界経済を繋ぎとめる最も重要な基盤は、WTOであり、途上国の広範な支持を得てWTOの諸機能を取り戻すためにWTO改革のための議論を動かしていくことなどを述べた。

(第2回)

2022年9月14日及び15日にドイツ・ノイハルデンベルクで開催され、西村経済産業大臣、山田外務副大臣が参加した。ウクライナ復興支援、強靭で持続可能なサプライチェーン、WTO改革、公平な競争条件等について議論がなされ、貿易大臣声明が採択された。また14日夜には、ウクライナのスヴィリデンコ第一副首相兼経済発展・貿易大臣を招待し、G7貿易閣僚との夕食会が開催され、ロシアの侵略を受けたウクライナに対する貿易面での復興支援措置についても議論がなされた。

西村経済産業大臣からは、サプライチェーン強靭性について、G7として、輸出規制の抑制など、市場を開き、貿易投資を促進するための取組をリードすると同時に、重要物資の供給源の多様化や産業基盤強化を通じた備えを行う必要があること、WTOについてはMC12の合意を歓迎し、そのコミットメントをもとに、WTO改革に引き続き取り組むこと、また不透明かつ市場歪曲的な措置に対しては有志国で結束して対応すると共に、G7として、「経済的威圧を許容しない」との立場を世界に示し、幅広い有志国と連携して行う具体的な対応策についても模索する必要があることなどを述べた。

<貿易大臣声明の概要>

- ・ロシアのウクライナに対する不当で、不法な侵略戦争を引き続き非難。ロシアが不法な侵略から利益を得ることを阻止し、戦争を遂行する能力を削減するため連携した取組を維持・強化。
- ・第12回世界貿易機関（WTO）閣僚会議（MC12）で採択された、食料不安への緊急対応に関する閣僚宣言を支持。
- ・ウクライナの復興努力を支援するため、将来の貿易・投資措置の調整を継続。
- ・WTOを中心とするルールに基づく多角的貿易体制を再活性化させ、改革するとのコミットメントを再確認。

- ・ 1) 完全かつよく機能する紛争解決制度の実現、2) 透明性及び効果的な対話のためのモニタリング機能の改善、3) 途上国・後発開発途上国を世界経済により良く統合する交渉機能の改善を含む WTO 改革について、MC13 までに具体的な進展を達成することを目指す。
- ・ MC13 までに WTO 電子商取引交渉を大きく進展させるよう期待。
- ・ 電子的送信に対する関税不賦課のモラトリアムについて、恒久的な解決策を見出することを確認。
- ・ 貿易を多角化し、互恵的な貿易関係を拡大することが、サプライチェーンを確保し、経済の強靭性と持続可能性を向上させるための鍵であることを強調。
- ・ サプライチェーンが我々の気候変動に関する目標及び資源の持続可能な利用を促進すべきであるとの見解を共有。
- ・ 環境に関する物品・サービス貿易の促進、循環型経済の促進、貿易関連の気候対策・政策が、WTO と整合的で、気候及び環境目標やパリ協定及びグラスゴー気候合意のコミットメントの達成に向けた議論に積極的に関与。
- ・ グローバル・サプライチェーンにおけるあらゆる形態の強制労働及び児童労働の使用への懸念を強調。
- ・ あらゆる形態の強制技術移転、国有企業による市場歪曲的行動、有害な産業補助金等の非市場的な政策及び慣行等に対し、公平な競争条件の実現に向けた取組を維持、推進。
- ・ 経済的威圧への取組の協力を強化し、かかる行動への評価、準備、抑止及び対応を改善。

[参考] 参加した国際機関等

世界貿易機関（WTO）、経済協力開発機構（OECD）
(いずれもリモート参加)

③ デジタル大臣会合

ドイツが議長国を務め、2022年5月10日及び11日の2日間にわたり、G7 デジタル大臣会合がデュッセルドルフで開催された。本会合には、日本から吉川前経済産業大臣政務官及び牧島前デジタル大臣、佐々木総務審議官が参加し、“Strong together” をテーマに、①デジタル化及び環境、②標準化、③信頼性のある自由なデータ流通（以下、「DFFT」）、④デジタル競争市場、⑤オンラインの安全性（eSafety）、⑥電子的移転可能記録（ETRs）の6分野に加え、ロシアの

ウクライナ侵攻に関連して、サイバー・レジリエンスについての議論が行われた。

会合中、吉川政務官からは、大臣宣言の議論において、2019年のG20 大阪サミットで日本が提唱したコンセプトである DFFT 具体化について、経済産業省では G7 の連帶の下、evidence-based なアプローチに基づき、データの越境移転の現実を踏まえたプログラマティックな課題解決型の提案の検討を進めていることを発信した。また、データセンター等のデジタルインフラについて、様々な分野で急速にデジタル化が進んでいることにより、データ処理量の大幅な増加に伴い、デジタルインフラの電力消費量の増大が見込まれることから、今からデジタル部門のグリーン化に取り組んでおくことの重要性を主張した。

加えて、B7とのラウンドテーブルにおいて、デジタル化の恩恵を最大化していく政策を遂行していくためには、官民の円滑な連携の重要性が増しており、特に、DFFT の具体化をさらに進めるためには、政府だけでなく、産業界を始め、データの利活用に関わる全ての関係者の協力が重要である旨、発言し、意見交換を行った。

こうした議論を踏まえ、マルチステークホルダーが、新型コロナウイルス感染症の大流行、気候変動、環境、その他のグローバルな課題に取り組み、より豊かで強靭な経済社会を構築することを目指し、イノベーションの支援、民主的価値及び普遍的な人権の尊重を強化、オープンで相互運用可能で信頼性が高い安全なインターネット維持のための協調的努力を継続し、これらの価値や権利を損なう可能性のある措置に反対する旨のメッセージを大臣宣言として採択した。

こうした議論を踏まえ、新型コロナウイルス感染症からの包摂的な復興において、デジタル技術を活用しながら生産性の高い強靭な社会を構築することを目指し、民主主義的な価値を共有する G7 各国が共に協力するというメッセージを大臣宣言として採択した。

<デジタル大臣宣言の内容>

- ・ ロシアによるウクライナへの軍事進攻を強く非難。通信インフラを含むデジタルインフラについて、サイバー上の脅威に対する認識の向上と共有、サイバー対策に関する協力の拡大を含め、サイバー・レジリエンスを向上させることに合意。
- ・ デジタルソリューションが環境保護の強化と温室効果ガス排出のネットゼロ達成に貢献できることを再

確認。その一方で、データセンターや通信ネットワークなどのデジタル技術やサービスの利用の増加に伴うエネルギー・資源の需要を高めており、専門家やステークホルダーとの対話を通じ、デジタル技術をより良く活用するための方法を模索。

- ・オープンで民間企業主導の自発的かつコンセンサスベースによるデジタル技術標準化に対するG7協調の更なる強化に合意。2022年9月開催予定のハイレベルマルチステークホルダーイベントを歓迎。
- ・Data Free Flow with Trust(DFFT：信頼性ある自由なデータ流通)はイノベーション、繁栄、その他の民主主義的価値を支えるものであることを確認。また、共有する民主主義的価値観と、DFFTの利益を制限する措置に対処する決意を再確認し、デジタル保護主義に反対。DFFTを推進すべく、将来の相互運用性を促進するため、共通理解を深め、既存の規制アプローチと手段の間の共通性、補完性及び収斂の要素の特定に向けた取り組むための努力を強化することに合意。
- ・プラットフォーム規制を含むデジタル競争問題に関する国際的な協力の深化。2022年秋にG7意思決定者間の議論を行うことを支持。G7競争当局間の継続的な情報・経験の交換を歓迎。
- ・オンラインの安全性を向上させ、インターネット上の違法・有害なコンテンツや活動を削減するというコミットメントを再確認。2022年秋のマルチステークホルダーダイアログを歓迎。
- ・電子的移転可能記録の促進のための法的枠組みの設計や電子貨物輸送情報及び文書の交換に関する官民専門家の対話を継続。2021年G7で合意した電子的移転可能記録に関する協力をさらに進め、国際貿易における情報のデジタル化の促進の取組を支援。

[参考] 参加した招待国・国際機関

<招待国>

ウクライナ

<国際機関>

経済協力開発機構（OECD）、B7

④ 気候・エネルギー・環境大臣会合

2022年5月26日から27日にかけて、ドイツが主催するG7気候・エネルギー・環境大臣会合が開催され、経済産業省から細田前経済産業副大臣が、環境省から大岡前環境副大臣が参加した。

G7気候・エネルギー・環境大臣会合では、気候変動、生物多様性の損失及び汚染という3つの危機に統合的に対応する必要性を確認するとともに、地政学的情勢を踏まえたエネルギー安全保障の確保に加え、カーボンニュートラルの実現に向け、気候変動対策の強化や、エネルギー・トランジションの重要性、産業のグリーン・トランスフォーメーション等について議論がなされた。細田前経済産業副大臣は、四つのセッションに参加し、ウクライナ情勢も踏まえ、エネルギー安全保障の確保の観点が重要であること、世界全体のカーボンニュートラルの実現に向け、①各国の事情に応じた多様な道筋、②イノベーションの創出、③先進国による途上国へのエンゲージメントが重要であること、について発言した。また、目標達成に向けた削減の取組を経済の成長の機会と捉え、排出削減と産業競争力の向上の実現に向けて、経済社会システム全体を変革すること、すなわちグリーン・トランスフォーメーション(GX)を進めていくことについて発言した。

こうした議論に加え、会合での議論の内容を踏まえ、閣僚声明が取りまとめられた。

[参考] 参加した招待国・国際機関

<招待国>

インドネシア

<国際機関>

国際エネルギー機関（IEA）、国連気候変動枠組条約（UNFCCC）、国際再生可能エネルギー機関（IRENA）等

(2) 日本議長年（2023年1月～2023年5月まで）

① 首脳会合

(G7首脳テレビ会議)

ロシアによるウクライナ侵略の開始から1年となる2023年2月24日、G7議長国である我が国の呼びかけにより、G7首脳テレビ会議が行われ、岸田総理が議長を務めた。ロシアによるウクライナ侵略が続く中、G7として結束して取り組んでいくこと、力による一方的な現状変更の試みは、世界のどこにおいても決して許してはならないこと、ウクライナに寄り添い、支援を必要とする国や人々を支援し、法の支配に基づく国際秩序を堅持することについて、G7の連帯は決して揺らぐことはないことで一致した。

岸田総理は、厳しい対露制裁と強力なウクライナ支

援といった具体的な取組を通じ、ロシアによる侵略をやめさせ、法の支配に基づく国際秩序を堅持するというG7の確固たる決意を示していく旨強調した。また、日本の強みを活かし、人道支援、財政支援、エネルギー部門での支援等、ウクライナの人々に寄り添った支援をきめ細かく実施してきている旨説明した。ロシアによる核の威嚇は国際社会の平和と安全に対する深刻な脅威であり、断じて受け入れられず、2023年5月の広島サミットにおいても、強く発信していきたいとの考えを説明した。また、いわゆるグローバル・サウスへの関与や支援の重要性を強調し、せい弱国に寄り添った支援を行い、G7としての貢献をグローバル・サウスに示していくことが重要である旨述べた。

会合後、G7首脳声明が発出され、「ウクライナに対する外交的、財政的及び軍事的支援を強化し、ロシア及びロシアによる戦争遂行を支援する者に対するコストを増加させ、世界の、とりわけ最もせい弱な人々に対する戦争の負の影響に対抗し続けることにコミットする」こと、G7財務大臣により「2023年の財政及び経済支援を390億米ドルに増額する」ことがコミットされたこと、「インフラの復興を含む、ウクライナの再建の努力を支援する」こと、「ロシアに対する新たな協調された経済的行動を講じる」こと等について明記された。

[参考] 参加国

<G7メンバー>

日本（議長国）、イタリア、カナダ、フランス、米国、英国、ドイツ、EU

<招待国>

ウクライナ

(G7広島サミット)

2023年5月19日から21日にかけて、G7広島サミットが開催された。日本が議長国としてサミットを開催するのは7回目である。

岸田総理は、今回のサミット全体を通じての大きなテーマは、分断と対立ではなく協調の国際社会の実現に向けたG7の結束の確認と役割の強化であり、そのための積極的かつ具体的な貢献を打ち出すことである旨述べ、G7首脳は、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を守り抜くこと、G7を超えた国際的なパートナーとの関与を強化することの重要性について一致した。

セッション1「分断と対立ではなく協調の国際社会へ／世界経済」では、貿易、デジタルを含む世界経済について議論が行われた。貿易について、岸田総理は、WTOを中心とするルールに基づく自由で公正な貿易体制は、世界の成長及び安定の基盤である旨述べた。G7首脳は、自由で公正な貿易体制の維持・強化に取り組んでいく必要性について一致した。デジタルについて、岸田総理は、「人間中心の信頼できるAI」を構築するためにも、「信頼性のある自由なデータ流通（DFFT）」を具体化させるべく、閣僚レベルの合意に基づき、国際枠組の早期設立に向けて協力を得たい旨、また、議長国として相応の拠出も含め、貢献していく旨を述べた。G7首脳は、G7の価値に沿った生成系AIや没入型技術のガバナンスの必要性を確認するとともに、特に生成系AIについては、「広島AIプロセス」として担当閣僚のもとで速やかに議論させ、本年中に結果を報告させることとなった。

セッション5「経済的強靭性・経済安全保障」では、経済安全保障上の課題に対処する重要性の急速な高まりを受け、今回初めてサミットの議題として取り上げ、G7として、率直な議論を行った。多角的貿易体制の重要性は変わらないが、同時に、「グローバル・サウス」を含む国際社会全体の経済的強靭性と経済安全保障を強化していくことも必要であるという認識の下、G7として、(1) サプライチェーンや基幹インフラの強靭化、(2) 非市場的政策及び慣行や経済的威圧への対応の強化、(3) 重要・新興技術の適切な管理を含め、結束して対応していくことを確認した。また、経済安全保障はG7が緊密な連携の下で取り組んでいくべき戦略的な課題であるとの認識の下、経済安全保障に関する取組について、G7枠組を通じて包括的な形で協働し、連携していく意思を確認した。本セッションでの議論を踏まえ、G7として初めて、経済的強靭性及び経済安全保障に関する包括的かつ具体的なメッセージを「経済的強靭性及び経済安全保障に関するG7首脳声明」として発出し、4月の貿易大臣会合の成果を踏まえ、「強靭で信頼性のあるサプライチェーンに関する原則」を表明した。また、経済的威圧への対応の一環として、「経済的威圧に対する調整プラットフォーム」という事務レベルでの枠組みを立ち上げた。同様に、本セッションでの議論を踏まえ、G7として、クリーンエネルギー移行に必要不可欠な重要鉱物及び再生エネルギー機器製造のサプライチェーンの強じん化に関する「クリーンエネルギー経済行動計画」を発表し、

世界全体のクリーンエネルギー経済への移行を加速することで一致した。

セッション7「持続可能な世界に向けた共通の努力」では、8か国の招待国と7つの招待機関を交え、気候・エネルギー、環境等について議論した。岸田総理から、エネルギー安全保障、気候危機、地政学リスクを一体的に捉え、この「トリアンマ」の克服のために、再エネや省エネの活用を最大限進めつつ、経済成長を阻害しないよう、各国の事情に応じ、あらゆる技術やエネルギー源を活用する多様な道筋の下で、ネット・ゼロという共通のゴールを目指すことの重要性や、クリーンエネルギー移行に不可欠なクリーンエネルギー機器及び重要鉱物のサプライチェーンの強靭化の必要性を共有した。G7、招待国及び招待機関は、気候変動、生物多様性、汚染といった課題に一体的に取り組む必要があることを確認した。

ゲストとしてゼレンスキー・ウクライナ大統領を招待したセッション8「ウクライナ」では、G7首脳及びゼレンスキーダー統領の間でウクライナ情勢について議論し、G7として、ウクライナに対して外交、財政、人道、軍事支援を必要な限り提供するという揺るぎないコミットメントを着実に実施していくことで一致するとともに、ウクライナに平和を取り戻し、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を守り抜いていくことの決意を確認した。また、セッション9「平和で安定し、繁栄した世界に向けて」では、G7首脳、8か国の招待国首脳及びゼレンスキーダー統領の間で、ウクライナ情勢を始め、国際社会が直面する平和と安定への挑戦にどのように対応すべきか議論が行われた。ウクライナ情勢に関し、各国首脳からは、ロシアによるウクライナ侵略がもたらしている人的被害やエネルギー、食料不安の増大を含む世界経済への悪影響につ

き、深い懸念が表明された。また、インド太平洋やアフリカを始め、国際社会が抱える様々な平和と安定に関する諸課題については、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を守り抜くこと、力による一方的な現状変更の試みを許してはならないこと等が重要であるとの認識を共有した。

議論の結果、G7首脳は、「G7広島首脳コミュニケ」の他、以下の個別声明を発出した。

- ・ウクライナに関するG7首脳声明
- ・核軍縮に関するG7首脳広島ビジョン
- ・経済的強靭性及び経済安全保障に関するG7首脳声明
- ・G7クリーン・エネルギー経済行動計画

また、G7及び招待国首脳による個別声明として、「強靭なグローバル食料安全保障に関する広島行動声明」を発出した。

[参考] 参加国

<G7メンバー>

日本（議長国）、イタリア、カナダ、フランス、米国、英国、ドイツ、EU

<招待国>

オーストラリア、ブラジル、コモロ（アフリカ連合（AU）議長国）、クック諸島（太平洋諸島フォーラム（PIF）議長国）、インド（G20議長国）、インドネシア（ASEAN議長国）、韓国、ベトナム（※別途ゲストとして、ウクライナも参加。）

<国際機関>

国連、国連エネルギー機関（IEA）、国際通貨基金（IMF）、経済協力開発機構（OECD）、世界銀行、世界保健機関（WHO）、世界貿易機関（WTO）

2. G20

インドネシア議長年（2021年12月～2022年11月）

① 首脳会合

2022年11月15日及び16日、インドネシア・バリにてG20バリ・サミットが開催され、「共に回復し、より強く回復する（Recover Together, Recover Stronger）」のテーマの下、食料・エネルギー安全保障、国際保健、デジタル・トランスマーケーションといった課題について議論が行われた。岸田総理は、ロシア

によるウクライナ侵略を強く非難し、ロシアによる核の脅しも使用もあってはならない旨を訴えるとともに、2023年のG7日本議長年を見据えつつ、これらの重要な課題に関する日本の立場と取組を積極的に発信し、議論に貢献した。また、食料・エネルギー市場の安定化のため、市場の透明性を確保し、恣意的措置や政治的利用を防止することが必要である旨述べ、エネルギーに関しては、脱炭素化を進める過程でぜい弱な

層が取り残されではならず、上流投資や供給源の多角化を含めエネルギー安全保障を確保した上で、現実的なエネルギー移行を着実に進めていくことが重要であり、「アジア・ゼロエミッション共同体構想」の実現に向けて取り組んでいく考えを表明した。

議論の総括として、G20 パリ首脳宣言が発出され、「G20 が安全保障問題を解決するためのフォーラムではないことを認識しつつ、我々は、安全保障問題が世界経済に重大な影響を与えることを認識すること」、「紛争の平和的解決、危機に対処する取組、外交・対話が極めて重要である。今日の時代は戦争の時代であってはならない」とこと、「WTO を中核とする、ルールに基づく、差別的でない、自由、公正で、開かれた、包摂的、公平、持続可能かつ透明性のある多角的貿易体制」の重要性、「サプライチェーンの問題に対処し、貿易の混乱を回避するために、国際貿易・投資に係る協力を強化すること」、「気候とエネルギーの危機が地政学的な課題によりさらに悪化している」とことから、「クリーンで、持続可能で、公正かつ負担可能で、包摂的なエネルギーへの移行と持続可能な 投資の流れを加速し確実なものとすることにより、エネルギー・システムを迅速に変革・多様化させ、エネルギー安全保障、強靭性及び市場の安定性を強化すること」、「信頼性のある自由なデータ流通をさらに可能にし、国境を越えたデータ流通を促進」すること等が明記された。

[参考] G20 メンバー・招待国・国際機関

< G20 メンバー >

インドネシア（議長国）、日本、アルゼンチン、豪州、ブラジル、カナダ、中国、フランス、ドイツ、インド、イタリア、メキシコ、韓国、ロシア、サウジアラビア、南アフリカ、トルコ、英国、米国、EU

< 招待国 >

スペイン、オランダ、シンガポール、カンボジア（ASEAN 議長国）、セネガル（AU 議長国）、スリナム（CARICOM 議長国）、ルワンダ（NEPAD 議長国）、フィジー（PIF 議長国）、アラブ首長国連邦、ウクライナ

< 国際機関 >

アジア開発銀行（ADB）、金融安定化理事会（FSB）、国際労働機関（ILO）、国際通貨基金（IMF）、イスラム開発銀行、経済協力開発機構（OECD）、国際連合（UN）、世界銀行、世界保健機関（WHO）、世界貿易機関（WTO）

② 貿易・投資・産業大臣会合

2022 年 9 月 21 日、22 日及び 23 日に、G20 貿易・投資・産業大臣会合がインドネシアで開催され、太田 経済産業副大臣、高木外務大臣政務官が出席した。本会合では、WTO 改革、SDGs 達成強化のための多角的貿易システムの役割、持続可能な投資、インダストリー4.0 等について議論がなされた。太田副大臣からは、WTO の活動は SDGs 実現のために不可欠であり、WTO ルールによる世界経済のガバナンスが失われないよう、G20 で WTO 改革の議論を前進させたいこと、経済成長と持続可能性を両立するための政策を、G20 で協力して実行していきたいこと、デジタル貿易は、途上国の人々や企業がグローバル経済に参加する機会を拡大するものであり、その発展に必要な基本的な考え方であるデータ・フリー・フロー・ウイズ・トラスト（DFFT）を推進する WTO での電子商取引交渉の早期合意を目指したいことなどを述べた。

会合では、閣僚宣言に係る議論が合意に至らなかつたため、閣僚宣言の採択は行われず、会合終了後に議長国のインドネシアから議長声明が発出された。

[参考] 参加した招待国・国際機関

< 招待国 >

ブルネイ、コンゴ民主共和国、ヨルダン、オランダ、ニュージーランド、ルワンダ、シンガポール、スペイン、スイス

< 国際機関 >

世界貿易機関（WTO）、世界銀行（WB）、国連貿易開発会議（UNCTAD）、経済協力開発機構（OECD）、国際通貨基金（IMF）、国際貿易センター（ITC）

③ 3 デジタル経済大臣会合

インドネシアが議長国を務め、2022 年 9 月 1 日に、G20 デジタル経済大臣会合がバリ島で開催された。本会合には、日本から長峯経済産業大臣政務官、河野デジタル大臣、柘植総務副大臣が参加し、G20 全体のテーマでもある "Recover Together, Recover Stronger" をテーマに、①接続性・COVID19 からの回復、②デジタルスキル・リテラシー、③信頼性ある自由なデータ流通（DFFT）及び越境データ流通の三つのイシューを含む、デジタル・トランسفォーメーションに係る議論が行われた。

大臣会合に先立ち行われたデジタル経済ワーキンググループ（DEWG）において、閣僚宣言に係る議論

が合意に至らなかったために、閣僚宣言の採択は行われなかつたが、同年9月21日付で議長国インドネシアから議長声明が発出された。

会合の中で、長峯経済産業大臣政務官からは、2019年のG20で日本が提唱した信頼性ある自由なデータ流通（DFFT）の具体化に向けて、越境データ流通に係る課題に取り組むべく、異なるデータガバナンスの間の相互運用性や規制の透明性を高める方法を検討するとともに、PETsなどの先進的な技術を活用しながら、新たなガナバンス手法を推進するために必要な国際的な仕組みを立ち上げることなどを発信した。

[参考] 参加した招待国・国際機関

<招待国>

カンボジア（ASEAN議長国）、フィジー、ルワンダ（NEPAD議長国）、セネガル（AU議長国）、シンガポール、スリナム、オランダ、UAE、スペイン

<国際機関>

国際電気通信連合（ITU）、経済協力開発機構（OECD）、国連貿易開発会議（UNCTAD）、国連アジア太平洋経済社会委員会（UNESCAP）

④ 環境・気候大臣会合

2022年8月31日、G20環境・気候大臣会合がインドネシア・パリにて開催され、環境省から西村環境大臣、及び経済産業省から長峯経済産業大臣政務官が参加した。

本会合では、議長国が掲げた優先課題である、①より持続可能な復興の支援、②環境保護及び気候目標を支援するための陸上及び海上での行動の強化、③環境保護及び気候目標の取組を支援するための資源動員の強化について議論が行われた。長峯経済産業大臣政務官は、クリーンエネルギー中心となるよう社会システムを変革し、排出削減と経済成長を両立すること、すなわちグリーン・トランスフォーメーション（GX）を実現することの重要性に言及の上、実現に向けた道筋の具体的政策について発言した。また、会合での議論の内容を踏まえ、議長国から議長サマリーが発出された。

[参考] 参加した招待国・国際機関

<招待国>

カンボジア、エジプト、オランダ、スペイン、シンガポール、スペイン、UAE、フィジー

⑤ エネルギー移行大臣会合

2022年9月2日、G20エネルギー移行大臣会合がインドネシア・パリにて開催され、経済産業省から西村経済産業大臣が参加した。G20エネルギー移行大臣会合では、世界経済とエネルギー展望に関するセッション、エネルギー移行の加速化に関するセッション等が開催され、エネルギーアクセスの確保、スマートかつクリーンな技術の拡大、エネルギーファイナンスの展開などの論点について議論された。西村経済産業大臣は、カーボンニュートラルの実現に向けて重要な観点として、脱炭素化技術に関する研究開発等によりイノベーションを創出すること、カーボンニュートラルに向けたトランジションについては各国の事情に応じた多様な道筋を追求すべきということ、新興国や途上国に対して、ファイナンス支援や人材育成等で積極的に関与していくことの3点を指摘し、また、エネルギー危機の状況から脱却するために世界の主要国が集まったG20各国に対して実効的な措置を迅速に講じることの重要性等につき発言した。

会合での議論の内容を踏まえ、議長総括および、その付属文章として、クリーンエネルギー・トランジションに向けた九つの原則で構成されるパリ・コンパクトが発出された。

[参考] 参加した招待国・国際機関

<招待国>

スペイン、シンガポール、UAE、ポーランド、オランダ、カンボジア、フィジー、セネガル、ルワンダ

<国際機関>

経済協力開発機構（OECD）、国際エネルギー機関（IEA）、国際再生可能エネルギー機関（IRENA）、国際エネルギーフォーラム（IEF）、万人のための持続可能なエネルギー（SEforALL）等

3. 経済協力開発機構（OECD）閣僚理事会

2022年OECD閣僚理事会

2022年6月9日及び6月10日、OECD閣僚理事会（Meeting of the Council at Ministerial Level：MCM）が、「我々が望む未来：次世代及び持続可能な移行に向けたより良い政策（The Future We Want：Better Policies for the Next Generation and a Sustainable Transition）」というテーマで開催され、日本からは、山際前経済財政政策担当大臣、三宅前外務大臣政務官、広瀬前経済産業審議官が参加した。

議長国のイタリア、副議長国のメキシコ及びノルウェーの下、開会セレモニーでは、コーマンOECD事務総長から、ロシアの違法な侵略やパンデミックからの回復、気候変動等多くの課題がある中で、国際的な協力とOECDの専門性を發揮すべき時である旨、ゼレンスキー・ウクライナ大統領（オンライン参加）から、ロシアの侵略はEU全てのルールに違反しており、歴史的に困難な状況に陥りやすいエネルギー問題で欧州が分断されるのではなく、民主主義等のこれら共通の価値を守るべく、ウクライナを守るために行動が必要である旨発言があった。

会合では、ロシアによるウクライナ侵略の影響、貿易と環境の持続可能性、OECDとアフリカとの連携、若者たちの未来、グリーントランジション等について議論された。

会合の最後には、ロシアによるウクライナ侵略、気候変動等の課題について各國の立場や見解を踏まえた閣僚声明が採択された。その中で、ロシアによるウクライナ侵略への非難、経済的威圧への対抗、非加盟国によるOECDのスタンダードの遵守の促進、炭素削減アプローチに関する包摂的フォーラム（IFCMA）の立ち上げ、サプライチェーンに関する国際協力の強化、コーポレート・ガバナンス及び責任ある企業行動（RBC）の強化、ガバメント・アクセスに関する原則策定やDFFTに関する協力の継続等も盛り込まれた。

[参考] キーパートナー国・招待国・国際機関

<キーパートナー国>

ブラジル、中国、インドネシア、南アフリカ

<招待国>

ブルガリア、クロアチア、ペルー、ルーマニア、香港、モロッコ、エジプト、タイ、ベトナム、アフリカ諸国

<その他>

EU、BIAC、TUAC、IEA他。開会式にゼレンスキー・ウクライナ大統領がオンライン参加。

第2節

APECを通じた地域経済統合の推進と経済成長の促進

1. APEC

2022年はタイがAPECの議長を務め、全体テーマ「Open, Connect, Balance」の下、(1) 全ての機会に開かれた(OPEN TO ALL OPPORTUNITIES)、(2) 全ての次元で連結した(CONNECT IN ALL DIMENSIONS)、(3) 全ての側面で均衡のとれた(BALANCE IN ALL ASPECTS)の3つの優先課題を掲げ、各種取組を行った。

同年5月21日及び22日のAPEC貿易担当大臣会合では、アジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)の新たなモメンタムを伴う進展や、物流関連サービスの効率化・円滑化、質の高いインフラ開発と投資を通じた遠隔地の連結性向上等について議論が行われた。最終的に、共同声明の発出にはコンセンサスが得られず、議長声明の発出となった。

また、同年11月18日及び19日のAPEC首脳会議では、ポストコロナの経済回復に向け、包摂的で持続可能な成長に焦点を当てた構造改革実現について議論がなされ首脳宣言が発出されたとともに、持続可能な経済成長を可能とするBCG(Bio Circular Green)経済モデルを実現するための「バイオ・循環型・グリーン経済に関するバンコク目標」が採択された。

2023年のAPECは、米国が議長を務め、全体テーマ「全ての人々にとって強靭で持続可能な未来を創造(Creating a Resilient and Sustainable Future for All)」の下、(1) 相互連結(Interconnected)、(2) 革

新的(Innovative)、(3) 包摂的(Inclusive)、の3つが優先課題とされた。デジタル貿易・サービス貿易の促進や、気候変動・環境問題への対処、女性のエンパワーメントを含むジェンダー平等の定着等を通じ、これらの優先課題に取り組んでいる。

日本としては、2010年の「横浜ビジョン」を基礎とした議論の流れを着実に引き継ぐとの方針に基づき、アジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)を始めとするアジア太平洋地域の経済統合の実現、質の高いインフラ開発・投資の促進、現実的なエネルギー・トランジションを通じたカーボンニュートラル実現、サプライチェーン強靭化、デジタルの活用及びそのベースとなるDFFTの理念の重要性や、持続可能かつ包摂的な経済成長実現及び女性のエンパワーメントを通じた経済活動への一層の参画を促進するための取組の実施などを通じ、この地域の力強い成長力を取り込みつつ、我が国経済に豊かさと活力をもたらすことを目指している。また、MC13に向けたWTO改革の必要性についての認識し、WTO発足時には貿易投資ルールの対象として想定されていなかったデジタル貿易・電子商取引分野に関する具体的な取組を進め、市場歪曲措置の是正やレベル・プレイング・フィールドの確保にも取り組んでいる。

第3節

WTO 全体の動向

1. WTO²⁷² 全体の動向

2001年にカタールのドーハで行われた第4回WTO閣僚会議においては、WTO設立後初のラウンド交渉として途上国の要求に配慮する形でドーハ開発アジェンダ（以下「ドーハ・ラウンド」）が立ち上げられた。同ラウンドは農林水産物や鉱工業品の貿易のみならず、サービス貿易の自由化に加え、アンチ・ダンピングなどの貿易ルール、貿易と環境、開発のほか、ルール作りを検討すべき分野として投資、競争、貿易円滑化なども含んでいた（第III-1-2-1表）。

その後、交渉分野や参加国の大さ、先進国と新興国の意見の懸隔といった理由から、交渉は長期化した（第III-1-2-2図）。第10回WTO閣僚会議（MC10）においては、農業の輸出競争（輸出補助金撤廃、輸出信用の規律強化等）、開発分野で合意を得るとともに、ITA拡大交渉の妥結をみた（後述）。ドーハ・ラウンドの今後の扱い及び新たな課題への取組については、最終的に見解は一致せず、閣僚宣言にドーハ・ラウンド交渉についての「新たなアプローチ」が必要であるとの考え方、交渉を継続すべきとの考えが両論併記さ

れ、時代に即した新たな課題への取組を求める国があることも明記された。

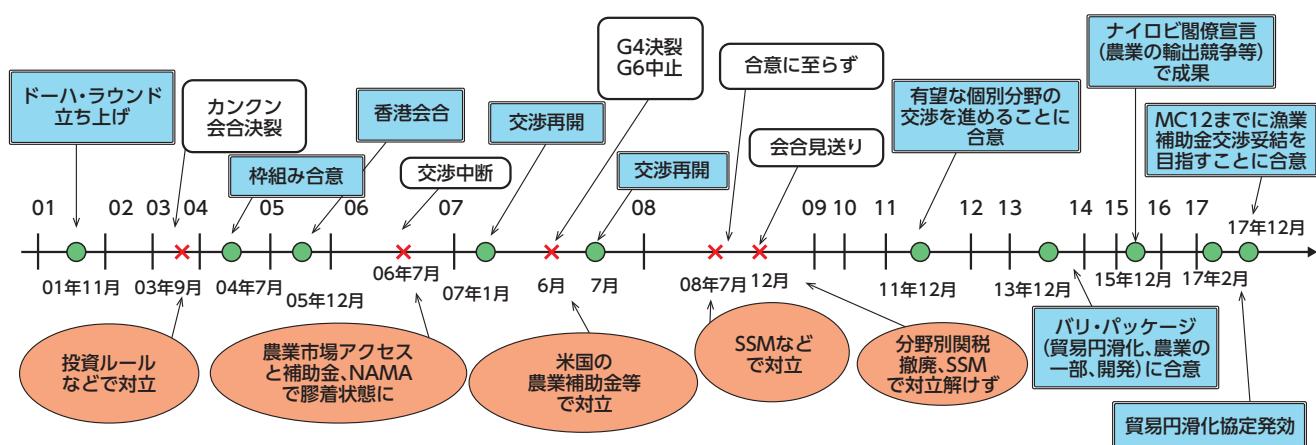
第III-1-2-1表

ドーハ・ラウンド一括受託の交渉項目と主要論点²⁷³

農業	関税・国内補助金削減、輸出補助金の撤廃等
NAMA (非農産品市場アクセス)	関税削減（スイス・フォーミュラ、分野別関税撤廃）、非関税障壁の撤廃
サービス	外貨規制の削減等の自由化、迅速化、その実施に伴う途上国支援
ルール	アンチ・ダンピングの規律強化、補助金の規律強化、漁業補助金の規律導入
貿易円滑化	貿易手続の簡略化、迅速化、その実施に伴う途上国支援
開発	途上国に対する特別な取扱い（S&D）
TRIPS(知的所有権)	ワイン・スピリットの地理的表示（GI）多国間通報登録制度
貿易と環境	環境関連の物品、サービスに係る貿易の自由化・円滑化

資料：経済産業省作成。

第III-1-2-2図 ドーハ・ラウンド交渉の経緯



資料：経済産業省作成。

²⁷² 1930年代にまん延した保護主義が第二次世界大戦の一因となったとの反省から、多国間の貿易自由化を目指し、1948年に、最惠国待遇・内国民待遇を大原則とするGATT（関税及び貿易に関する一般協定）が発効した。1995年には、GATTを発展的に改組してWTO（世界貿易機関）を設立した。現在164か国・地域が加盟するWTOは、①交渉（ラウンド交渉などによるWTO協定の改定、関税削減交渉）、②紛争解決（WTO紛争解決手続による貿易紛争の解決）、③監視・透明性（多国間の監視による保護主義的措置の抑止）の機能を有し、多角的な貿易を規律する世界の貿易システムの基盤となっている。

²⁷³ ラウンド立ち上げ当初は、投資、競争、貿易円滑化、政府調達の透明性のいわゆる「シンガポール・イシュー」が検討の対象として含まれていたが、カンクン閣僚会議で貿易円滑化のみにつき交渉を始めることとされた。

2017年12月にアルゼンチンのブエノスアイレスで行われた第11回定期閣僚会議（MC11）に向けては、主要分野では大きな前進が得られず、成果文書についても、議長声明の発出にとどまった。そうした中でも、各加盟国からはWTOに関与し続ける姿勢は示され、漁業補助金について、第12回WTO閣僚会議（MC12）に向けて議論を継続することとなった。

また、電子商取引、投資円滑化、中小企業（MSMEs）、サービス国内規制といった今日的課題について、今後のWTOにおける議論を後押しする有志国の共同声明が発出された。特に、電子商取引については我が国の主導により、豪州、シンガポールと共に、米国やEUを始め、先進国から途上国まで全71か国・地域が参加する共同声明の発出に至った。総じて、MC11では、全加盟国での合意形成の難しさが改めて明らかになる一方、分野ごとに有志国で交渉を主導していく新たなアプローチの方向性が示された。

なお、本閣僚会議のマージンで、日本の呼びかけにより、世耕経済産業大臣、マルムストローム欧州委員（貿易担当）及びライトハイザー米国通商代表（いずれも肩書きは当時）により日米欧三極貿易大臣会合が開催された（後述）。

現状の貿易を取り巻く問題は、市場歪曲的な措置やデジタル保護主義の広がりなど多様化しているが、WTOは十分に対応できず、一方的な貿易制限措置や対抗措置の応酬や紛争解決機能の停止の誘因の一つになっていることから、WTOの機能改善に向けた「WTO改革」の機運が高まっている（後述）。WTO改革の議論の加速が期待される中、2020年春以降の新型コロナウイルス感染症の拡大により、MC12は複数回延期となったが、まず2021年12月にはサービス国内規制、投資円滑化、電子商取引、貿易と環境持続可能性といった多様な分野で有志国による共同宣言・声明が発出された。

その後、2022年6月、スイスのジュネーブでMC12が開催された。会議では、特に新型コロナウイルス感染症によるパンデミックや食料安全保障等の喫緊の危機への対応が焦点となり、6年半ぶりに全加盟国での閣僚宣言を採択した。パンデミック対応については新型コロナワクチンの特許権免除（TRIPSウェイバー）が議論され（詳細は後述）、最終的に特許の強制実施権に係る手続の明確化及び簡素化に合意したほか、医療物資の緊急的な輸出規制を適切に抑制することで一致した。食料安全保障については、ロシアによるウク

ライナ侵略の影響を受けて食料価格が高騰したことを受け議論がなされ、食料安保の観点からの緊急的貿易制限措置を行う場合も可能な限り貿易歪曲性が低くなるよう抑制すること等に合意した。

また、従来からの論点であったWTO改革や漁業補助金、電商モラトリアム等についても成果があった。WTO改革については、2024年までに全加盟国が利用可能な、完全かつ良好に機能する紛争解決制度の回復を目指すことを含め、必要な改革に取り組むことにコミットすることに全加盟国が合意した。漁業補助金協定については、違法・無報告・無規制漁業につながる補助金の禁止及び濫獲された資源に対する補助金を原則禁止すること等に合意した。電子的送信への関税不賦課モラトリアムについては、モラトリアムの恒久化を支持するメンバーも多かったが、これまでと同様、次回の定期閣僚会合までの延長をすることで決着し、第13回定期閣僚会議（MC13）までの継続延長に合意した。メンバーの意見の懸隔が埋まらない課題も改めて明らかとなる一方で、様々な危機により分断された世界でWTOが貿易側面から解決に貢献できることを示す形でMC12は閉幕した。

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた各国の貿易関連措置とWTOの取組

2020年3月頃からの新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、先進国を含む少なくない国が、人工呼吸器・防護服・手術用マスクといった医療行為上重要な製品や医薬品等について、国内向け販売数量枠の設定や販売価格規制、国内での流通を確保するための輸出規制といった貿易制限的措置を発動した。自国の国民を守る目的で行われる緊急措置は、WTO協定上一定の例外・適用除外が規定されているため必ずしも直ちにWTO協定不整合とはならないものの、例外・適用除外規定が濫用されなければならない。自由で開かれた貿易・投資環境を維持するためには、不必要的貿易介入は抑制されるべきである。2020年3月30日に開催されたG20貿易・投資大臣臨時会合の閣僚声明では、「新型コロナウイルスに対処するための緊急的な措置は、必要と認められる場合において、的を絞り、目的に照らし相応かつ透明性があり、一時的なものでなければならず、貿易に対する不必要的障壁又はグローバル・サプライチェーンへの混乱を生じさせず、WTOのルールと整合的であるべき」ことに合意した。

新型コロナウイルス感染症対策のうちWTO協定

に関連する各国の自主的な取組としては他にも、医薬品等へのアクセス改善を目的とする、医療関連物資（医薬品・医療機器等）の関税引下げ・撤廃や、治療薬等の特許に対する強制実施許諾（TRIPS協定31条）を極度の緊急事態の場合に迅速に認めるための国内措置・方針の設定が挙げられる。

自国優先・保護主義的措置の抑制を図るため、更なる透明性確保や緊急時対応の在り方を含むルール形成に向け、WTOを含めた様々な場において議論を進めていくことが必要である。

そのため、2020年6月のオタワグループ閣僚級会合では、現在及び将来の危機に備え、医療関連製品の貿易円滑化に向けた検討を進めることに合意。同11月のオタワグループ閣僚級会合で、必要不可欠な医療関連物資を確保するために各国が取るべき行動として、輸出規制の規律強化、新型コロナウイルス感染症関連の必需品の関税削減・撤廃への努力（関税撤廃・削減の範囲や実施方法は各国が自由に決定）、貿易円滑化に関する基準分野でのベストプラクティスの共有、コロナショックに対処するための貿易関連措置の透明性向上等を盛り込んだ「貿易と保健イニシアティブ」を取りまとめた。各国へのアウトリーチを経て、「貿易と保健イニシアティブ」の共同提案国はオタワグループ参加国を含めて61か国にまで拡大した。MC12では、この提案も踏まえて議論が行われ、医療関連物資に係る輸出規制を適切に抑制することなどを

盛り込んだ「WTOとしてのCOVID-19パンデミックへの対応及び将来のパンデミックへの準備に係る閣僚宣言」が採択された。

WTOにおける他の取組としては、2020年10月、インド及び南アフリカからTRIPS理事会に対し、新型コロナウイルス感染症の予防、封じ込め及び治療のために、同感染症対策関連の医療品（治療薬、ワクチン、診断キット、マスク、人工呼吸器等）へのタイムリーなアクセスを可能とすることを目的として、TRIPS協定上的一部の義務（著作権、意匠、特許、非開示情報の保護と、それらの権利行使に関する義務）を当面免除することを一般理事会において決定すべき旨の提案がなされた。TRIPS理事会で累次の議論が行われた結果、最終的に、MC12において、新型コロナワクチンを生産・供給するために必要な特許について、TRIPS協定上の強制実施権に係る手続を明確化・簡素化する内容の閣僚決定がなされた。また、その後、当該閣僚決定における、当該決定の日から6か月以内に、その対象を新型コロナウイルス感染症の診断薬及び治療薬に拡張するか否かを決定することについての規定（閣僚決定パラ8）に基づき、TRIPS理事会で累次の議論が行われたが、期限までには加盟国間で合意に至らず、2022年12月20日の一般理事会において、議論が継続されることで合意された（2023年3月時点）。

2. WTO改革の必要性

1995年にWTOが設立されてから四半世紀が経過し、その間の新興国の台頭や産業構造の変化により、WTOは現状の貿易を取り巻く問題に十分に対応できていないとの批判があり、一部の国による一方的な貿易制限措置や対抗措置の誘因の一つになっている。このため、保護主義を抑止し、自由で開かれた貿易体制を維持するためにも、WTOの機能改善に向けた「WTO改革」の機運が高まっている。

WTOは、①交渉、②紛争解決、③監視・審議の三つの機能を有している。

①交渉機能について、ドーサ・ラウンド交渉立ち上げから20年以上経過する中で、2022年のMC12では漁業補助金に係る協定に全加盟国で合意するとの成果があったものの、全加盟国による全会一致（コンセン

サス）の原則の下でのルール形成は困難な状況となっている。2017年のMC11において立ち上がった、電子商取引、投資円滑化、中小零細企業（MSMEs）、サービス国内規制といった現在の世界経済が直面する課題に即した分野に関する有志国による四つの共同声明イニシアティブ（JSI）に加えて、2021年3月には、環境への関心の高まりを受け、有志国による「貿易と環境持続可能性に関する体系的議論（TESSD）」が始動する等、交渉機能向上に向けて取り組んでいる（後述）。

②紛争解決機能について、小委員会（パネル）、上級委員会の二審制がWTOにおいて導入されている。上級委員会は、紛争解決機関（DSB）に設置された、「小委員会（パネル）が取り扱った問題についての申立てを審理する」常設機関であり、「7人の者で構成

するものとし、そのうちの3人が一の問題の委員を務める」とされている。通常、上級委員の任期終了前に、次の委員の選任が行われるが、2017年6月以降、DSBにおいて、上級委員選任プロセスを開始するためのコンセンサスが形成されていない。これにより、次々と委員が任期を終える一方で、新たな委員の選任がなされない状況が続き、2019年12月には残る上級委員が1名となり、新たに審理を行うことができなくなった。2020年11月には、残っていた最後の1名の任期も切れ、上級委員は現在空席となっている。上級委員会がWTO協定に定められた（加盟国）の権利・義務を追加・縮減していると批判を強めている米国の問題意識も踏まえ、2019年1月より、ウォーカーNZ大使（DSB議長）がファシリテーターとなり、上級委員会の機能を改善するための解決策（「ウォーカー原則」）の採択が目指されたが、一部加盟国の反対により採択には至らなかった。上級委員会の機能回復に向けた実質的な議論は、米国の関与を得て進捗するに至らず、パネル判断について上訴（空上訴）されるが、上級委員会の審理が進まないため、WTO協定違反の判断が確定しない事案が累積してきている。こうした中、WTO加盟国は、2022年6月に開催されたMC12において、「2024年までに全ての加盟国が利用できる完全なかつよく機能する紛争解決制度の実現を目的として議論を行うこと」に合意した。

また、EU等の一部の加盟国は、2020年4月に、多国間暫定上訴仲裁アレンジメント（Multi-party Interim Appeal Arbitration Arrangement、MPIA）を立ち上げ、DSBに通報した。MPIAは、上級委員会が完全に機能するまでの間に限り、パネルの判断を不服とする場合には、機能停止中の上級委員会に上訴するのではなく、仲裁により解決することを定める紳士協定である。日本も、2023年3月に参加した（日本を含め53か国・地域が参加）。

③監視・審議機能について、加盟国が貿易に影響を与える措置（補助金等）を導入した際にWTOに通報する義務が各協定において規定されているが、この通報義務が遵守されていない場合も多い。措置の透明性の低さは市場歪曲的な政府支援等を助長しやすく、例えば過度な補助金が過剰生産能力の問題をもたらすなど、貿易に悪影響を及ぼすおそれがある。このため、通報義務の適切な履行を促す、より効果的な監視メカニズムの構築に向けて、2018年11月、物品理事会へ日米欧等が共同提案を示した。その後、共同提案国以外のコメントを踏まえ、米国が主導して2021年7月と2022年7月の二度にわたって改訂案を提示したが、合意に至っていない。こうした中で、WTOの各委員会の運営を通じた実態改善を志向する動きがあり、2023年3月の一般理事会においてEUから透明性の向上も視野に入れた審議機能改善に係る提案が示されている。

なお、一部の加盟国からは、途上国地位の在り方について議論が提起されている。WTO協定上、発展途上国は、無差別原則及び相互主義に対する例外として「特別かつ異なる待遇」（協定上の義務の一部猶予、補助金削減目標の緩和、技術的支援等）を受けることができる。しかし、WTOには、これらの待遇の対象となる途上国について明確な基準がなく、各国は自己申告により当該待遇を享受できる（自己宣言方式）。経済発展を実現した途上国がこのような待遇を享受することを問題視する意見がある中、ブラジル、シンガポール、韓国、台湾、コスタリカは現在・将来の交渉でこのような待遇を求めないことを宣言している。一方、「特別かつ異なる待遇」は途上国の発展に不可欠であると多くの途上国が主張しており、各交渉分野において「特別かつ異なる待遇」の対象及び程度についても議論されている。

3. ITA(情報技術協定) 交渉

ITA拡大交渉に先行して合意されたIT製品の関税撤廃に関するITA(情報技術協定)は、1996年12月のシンガポールWTO閣僚会議(MC1)の際に29メンバーで合意され、1997年に発効した。その後の参加国拡大の結果、2022年3月現在、ITA対象製品の世界貿易総額の97%以上を占める83メンバーが協定

に参加している。ITAは世界貿易総額の約15%(5.3兆ドル(2013年)(交渉当時試算))の関税撤廃に貢献している。主な対象品目は、半導体、コンピュータ、通信機器、半導体製造装置等である。

ITAの発効からの技術進歩や各国産業界からの期待の高まりを受け、新たにITAの対象とする品目リ

ストの拡大や、対象品目の明確化を目的として、2012年5月にITA拡大交渉が立ち上げられた。2015年9月からは我が国がITA拡大交渉の議長を務め、個別の対象品目の関税撤廃期間等に関する交渉を行い、同年12月、ケニア・ナイロビで開催された第10回WTO閣僚会議(MC10)において、林経済産業大臣(当時)が議長を務める中、対象品目の世界貿易額の90%以上をカバーする53メンバーで交渉妥結に至った。対象品目201品目の全世界貿易額は年間1.3兆ドルを上回り、世界の貿易総額の約10%に相当し、自動車関連製品が世界貿易に占める割合4.8%を大幅に上回る規模である。日本からの対象品目201品目の対世界輸出額は約9兆円と総輸出額約73兆円の約12%を占

め、関税削減額は約1700億円と試算される。主な対象品目は、新型半導体、半導体製造装置、デジタル複合機・印刷機、デジタルAV機器、医療機器等である。2022年3月現在、56メンバーが拡大ITAに参加しており55メンバーは2024年に、1メンバー(2021年11月に新規で参加承認されたラオス)は2026年に対象品目201品目の関税が完全に撤廃される予定である。

なお、2021年9月に開催されたITA25周年シンポジウムでは各産業界からIT技術の発展や世界経済への貢献とともに更なる対象品目拡大交渉の開始などを望む声が寄せられ、2022年5月には世界のIT産業界43団体が新たな対象品目拡大交渉を支持する共同ステートメントを発出した。

4. EGA(環境物品協定) 交渉

2001年のドーハ閣僚宣言において、「環境関連物品及びサービスに係る関税及び非関税障壁の撤廃及び削減」に関する交渉の立ち上げと、貿易と環境に関する委員会特別会合(CTESS)の設置が盛り込まれたことを受け、CTESSにおいて関税削減・撤廃の対象となる環境物品リストに関する議論が行われてきた。

その後、ドーハ・ラウンドが停滞する中、APECに場を移して環境物品の関税削減・撤廃が議論された。2011年11月のAPECホノルル首脳会議で、2015年末までに対象物品の実行関税率を5%以下に削減する旨合意され、2012年9月のAPECウラジオストク首脳会議で、その対象品目として54品目に合意された。

これを受け、2012年11月、環境物品の自由化推進国・地域で形成する「環境フレンズ」メンバー(日本、米国、EU、韓国、台湾、シンガポール、カナダ、豪州、ニュージーランド、スイス、ノルウェー)は、WTOでの今後の環境物品自由化の交渉の進め方について議論を開始。2014年7月には有志の14メンバー(日本、米国、EU、中国、韓国、台湾、香港、シンガポール、

カナダ、豪州、ニュージーランド、スイス、ノルウェー、コスタリカ)でEGA交渉を立ち上げた。その後、議論が続けられ、2016年12月に妥結を目指し閣僚会合を開催したが、対象品目に関する立場の懸隔が埋まらず、妥結には至らなかった。なお、当時は46メンバーが交渉に参加していた。

EGA交渉の再開目途は立っていないが、我が国は2021年3月に世界全体のカーボンニュートラル実現に貢献する製品・技術の普及を円滑化させるため、WTO有志国で構成されたオタワグループの閣僚会合において、環境物品の関税撤廃(風力、燃料アンモニア、水素、自動車、蓄電池、カーボンリサイクル、住宅・建築物、太陽光、資源循環の9分野を例示)等を含む「貿易と気候変動」に関する提案を行った。同年12月には環境物品の貿易を促進するためのアプローチ等が盛り込まれた「貿易と環境持続可能性に関する閣僚声明」(後述)が発出された(2023年2月現在74か国・地域が参加)。今後、環境物品交渉に向けた議論が継続されると考えられる。

5. その他の有志国の枠組みによる交渉

(1) 電子商取引交渉

MC11で発出された共同声明にもとづき、2018年3月から、将来のWTO電子商取引ルールに含まれるべき要素について議論を行う探求的作業が開始された。

同年12月までに、110以上の加盟国が参加し9回会合が開かれ、電子署名、電子決済、オンラインの消費者保護、データ流通等幅広い論点について議論が行われた。2019年1月、スイス(ダボス)において、日

本は、豪州、シンガポールと共に、WTO の電子商取引に関する非公式閣僚級会合を主催した。同会合で各國代表は、WTO におけるルール作りの意義等について意見交換を行い、会合後、国際貿易の約 90 パーセントを代表する 76 の加盟国で、電子商取引の貿易側面に関する交渉を開始する意思を確認する共同声明を発出した。同年 6 月、G20 大阪サミットの機会に、安倍前総理大臣が「デジタル経済に関する首脳特別イベント」を主催し、トランプ前大統領、ユンカ－欧州委員会委員長（当時）、習近平中国国家主席など 27 か国の首脳及び WTO を始めとする国際機関の長が出席した。「大阪トラック」を立ち上げる旨の「デジタル経済に関する大阪宣言」が発出され、WTO 電子商取引共同声明イニシアティブに参加する 78 か国・地域と共に、WTO 電子商取引交渉について、MC12 までに実質的な進捗を得ることを目指すことに合意した。MC12 が開催される予定となっていた 2021 年 12 月には、共同議長国閣僚声明を発出し、オンライン消費者保護やオープンガバメントデータ等の八つの条文で意見の収れんを達成したことなど、実質的な進捗を歓迎した。さらに、2022 年 12 月には、10 の条文について意見の収れんを反映した新たな統合交渉テキストを取りまとめたほか、2023 年 1 月、今後の議論の加速を確認するとともに、2023 年末までの実質的な妥結を目指す旨の共同議長国閣僚声明を発出した。日本としては、越境データ流通、データ・ローカライゼーション禁止、ソース・コード及びアルゴリズム保護並びに暗号保護等のデータ関連規律は「高い水準かつ商業的に意義のある成果のための鍵である」という立場であり、DFFT の考え方の下でこれら規律のグローバル化を目指していく方針である（2023 年 3 月現在、88 加盟国が参加）。

（2）投資円滑化交渉

現在、包括的な投資に関するルールを定めた多国間協定は存在せず、二国間投資協定や経済連携協定で対応している。

2017 年 12 月の MC11 で、有志国による閣僚共同声明を発出（日本、EU、中国を含む 70 加盟国が参加。米国、インド、南アは不参加）した。当該声明を受け、開発のための投資円滑化に関するオープンエンド交渉会合（以下、オープンエンド交渉会合）にて、全 WTO 加盟国・地域が参加するマルチの枠組み作りを目指すとの前提で、投資に係わる措置のうち、①透明

性・予見可能性等の向上、②事務手続の簡素化・迅速化、③情報共有等の連携、④開発途上国の特別待遇等について議論している。

2019 年 11 月、上海 WTO 非公式閣僚会合にて「開発のための投資円滑化に関する有志国会合」が開催され、我が国を含む有志国 92 か国が MC12 での具体的な成果を目指すとの閣僚共同声明を発出した。その後 2020 年 9 月からオープンエンド交渉会合が開始された。

2021 年 12 月、大使級で共同声明が発出され、交渉開始以降の進展を評価し、2022 年末までの交渉の妥結を目指して交渉するとともに、全ての WTO 加盟国・地域に対して本交渉への参加を呼び掛けた。2022 年 12 月の会合にて議長声明が発出され、交渉に実質的な進展が達成されたと評価し、2023 年は協定文書の見直しの完了を目指すとともに、途上国による将来の協定実施の支援、全ての WTO 加盟国・地域が本協定へ参加するよう働きかけを実施するとした。（2023 年 3 月現在、112 加盟国・地域が参加）。

（3）中小零細企業（MSMEs）の貿易促進

2017 年 12 月の MC11 で、88 か国の賛同を得て、中小企業（MSMEs : Micro, Small and Medium-sized Enterprises）の貿易促進を目的とする有志国会合が立ち上げられた。

MSMEs の貿易に関する障壁を低減し負担を緩和するための議論を行っており、2020 年 12 月には貿易促進に資する行動計画パッケージを公表。具体的には、WTO 貿易政策レビュープロセスを通じた MSMEs に係る統計や政策情報の提供の推奨、関税率・非関税措置・原産地規則・貿易手続等の情報のプラットフォームへの集積促進、貿易円滑化協定の完全な実施による透明性向上およびキャパシティビルディング・技術支援の推奨、MSMEs の貿易金融アクセス向上に資するキャパシティビルディングや情報共有。2021 年 12 月には MSMEs の国際貿易参画促進のためのウェブサイトである Trade4MSMEs プラットフォームが立ち上げられた。2022 年 6 月の MC12 のマージンで、MC11 以来の MSMEs の活動状況について報告があった。（2023 年 3 月現在、97 加盟国・地域が参加）。

（4）サービス貿易に関する国内規制ルール交渉

サービスの貿易に関する協定（GATS）第 6 条 4 項は、資格要件、資格の審査に係る手続、技術上の基準

及び免許要件に関する措置がサービス貿易に対する不必要的障害とならないようにするために、ビルトイン・アジェンダとして国内規制ルールの作成を規定している。

1999年以降、国内規制作業部会（WPDR）においてルール交渉を続けてきたが、加盟国の立場の違いから交渉が膠着した。2017年12月のMC11では、全加盟国との合意を達成するため、有志国において交渉の継続を確認する有志国閣僚声明を発出した。MC11以降、有志国によるオープンエンドの関心国会合を開催し規律案の議論を行ってきた。2021年12月、MC12のマージンでの妥結が予定されていたがMC12の延期を受けて、大使級会合が開催され、交渉の妥結に関する宣言が発出された。その後、有志各国・地域が、GATSの約束表に追加的な約束として参照文書を盛り込む手続きを進め、2022年12月、効力発生に向けたWTO手続きを開始した。（2023年3月現在、69加盟国・地域が参加。）

（5）貿易と環境持続可能性に関する体系的議論（TESSD）

2020年11月、環境への関心の高まりを背景に、MC12に向け、日本を含む50か国以上が貿易と環境問題に関する様々な論点を議論していく提案を行い、2021年、WTOにおける事務レベルの議論を開始した。同年3月、日本より、温室効果ガス削減に資する製品・技術の普及を円滑化するため、関税撤廃や規制面に関するルール作り等を柱に置いた提案を行った。

MC12での発出が予定されていたがMC12の延期を受けて、2021年12月、貿易と環境持続可能性に関する閣僚声明を71か国・地域（日本・米国、EU、中国等）で発出し、環境物品・サービスの貿易を促進するためのアプローチの検討、WTOルールに合致した気候変動対策について専門的な議論の開始など、TESSDで継続して議論することに合意した。2022年は、年初に合意された作業計画に基づき、①貿易関連気候措置、②環境物品・サービス、③循環経済、④補助金の四つのワーキング・グループで議論が行われた。また参加国・地域は2023年3月現在で74まで拡大している。

6. 日米欧三極貿易大臣会合

日米欧の三極が、第三国による市場歪曲的な措置に共同対処するため、2017年12月、日本の世耕経済産業大臣（当時）が呼びかけ、米国のライトハイザー通商代表（当時）、EUのマルムストローム欧州委員（貿易担当）（当時）の参加により、ブエノスアイレスでのMC11のマージンで初めて三極貿易大臣会合を開催した。

2021年の米国の政権交代後には、2021年11月にテレビ会議形式で開催され、萩生田経済産業大臣（当時）、

タイ米国通商代表、ドムブロウスキスEU上級副委員長が参加した。会合では、延期となったMC12の成功に向けたコミットメントを改めて確認した上で、第三国による非市場的政策や慣行がもたらすグローバルな課題に三極で連携して対処することや、そのために今後事務レベルで議論を行い定期的に閣僚が進捗を確認することに合意し、共同声明を発出した。この合意を受けて、事務レベルの議論や非公式の三者会談を通じた意見交換を実施している。

7. WTO協定（ルール）の実施

WTO協定は、加盟国・地域間に通商摩擦・紛争が生じた際に、ルールの解釈・適用を通じてその解決を図る紛争解決手続に係る規律を備えている。この紛争解決手続による措置の是正勧告は、履行監視手続や履行されない場合の対抗措置等も用意されており、履行率が高く実効性が高いものとなっている。また、通商

摩擦を政治問題化させずに解決することができるという点でも有益である。1995年のWTO発足以来、紛争解決手続が利用された案件は616件（2023年3月現在。協議要請が行われたがパネル設置に至らなかつたものを含む。）に上っている。

我が国が当事国としてWTO紛争解決手続に付託

している案件のうち経済産業省が関与して、解決を図っている最近の事例の詳細は、下記を参照されたい。

(1) 韓国の日本製ステンレス棒鋼に対するアンチ・ダンピング措置

2016年6月、韓国政府は、日本からのステンレススチール棒鋼に対する第3次サンセットレビューを開始し、2017年6月、3年間課税措置を延長する旨の決定をした。

本措置は、日本産品が韓国産品やインド産品と競争関係にない可能性や、中国等第三国産品の輸入が増加している点を考慮せず、日本産品に対する課税を継続しなければ損害が再発する可能性があると認定しており、AD協定に違反する可能性がある。

我が国は、2018年6月、韓国に対して協議要請し、同年9月、パネル設置を要請した。以後、パネルにおいて審理が行われた。

2020年11月に発出されたパネル報告書は、日本産輸入品が韓国産品より相当程度高価であることや中国等からの低価格輸入が大量に存在していることが適切に考慮されていないため、日本産輸入品に対するAD課税の撤廃により、韓国国内産業への損害が再発する可能性があるとする認定に瑕疵があり、AD協定第11.3条に違反すると判示した。

2021年1月、韓国は、WTO上級委員会に上訴した。

我が国としては、本件がWTOのルールにしたがって適切に解決されるよう、引き続き必要な手続を進めるとともに、日本企業への不当な課税が継続されないよう、韓国に対し、本報告書の勧告に従い、本件措置を誠実かつ速やかに是正することを求めていく。

(2) インドのIT製品に対する関税引上げ措置

2014年7月以降、インド政府は、自国のWTO協定譲許表において無税としている一部のIT製品（携帯電話、基地局、通信機器、電話機・通信機器部品等）について、予算法案（並びにその後の予算法）及び関連通達により10～20%の関税引上げ措置を導入した。

インドは、同国のWTO協定譲許表において、当該IT製品の譲許税率を無税と定めているにもかかわらず、それを超える関税を賦課しており、譲許税率を超えない関税率の適用を義務づけるGATT第2条に違反する可能性がある。

我が国は、前出の品目について、2019年5月にWTO紛争解決手続に基づく協議要請を行い、インド

と二国間協議を実施した。しかしその後も、インド側からは、状況の改善に向けた見通しが示されなかつたため、2020年3月に、我が国はパネル設置を要請し、同年7月にパネルが設置された。現在パネル審理手続が係属中である。また、パネル設置要請以降、2020年2月の予算法案及び関連通達、2022年1月の実行関税率表の改訂において、電話機・通信機器部品の一部の関税をさらに引き上げた。

(3) 中国のステンレス製品に対するアンチ・ダンピング措置

2018年7月、中国政府は、我が国からのステンレススラブ、ステンレス熱延鋼板及びステンレス熱延コイルの輸入に対するアンチ・ダンピング(AD)調査を開始し、2019年7月に課税措置が開始された。

本措置は、ダンピングによる国内産業への損害及び因果関係の認定等に関し、アンチ・ダンピング協定に違反する可能性があるため、2021年6月、我が国は、中国に対して協議要請を行い、同年8月、パネル設置を要請し、同年9月にパネルが設置された。

第4節

経済連携協定の進展

1. 経済連携協定（EPA／FTA）の意義

経済連携の推進は、締結国間の貿易投資を含む幅広い経済関係を強化する意義を有するところ、より具体的には、輸出企業にとっては、関税削減・撤廃等を通じた輸出競争力の強化の面で意義があり、他方で、外国に投資財産を有する企業やサービスを提供する企業にとっては、海外で事業を展開しやすい環境が整備されるという点で意義がある。輸出の面では、関税削減・撤廃によって我が国からの輸出品の競争力を高められる。例えば、タイ向け自動車部品（20%）、インドネシア向け完成車（60%）、インド向け鉄鋼製品（5%）や電気電子機器（10%）といった produk の関税が撤廃されたほか、日 ASEAN 包括的経済連携協定、RCEP 協定、CPTPP といった広域経済連携協定によって、企業のサプライチェーンの効率化や強靭化が実現している。海外で事業を行う企業に対しては、投資財産の保護、海外事業で得た利益を我が国へ送金することの自由の確保、現地労働者の雇用等を企業へ要求することの制限・禁止、民間企業同士で交わされる技術移転契約の金額及び有効期間への政府の介入の禁止等の約束を政府同士で行うことにより、海外投資の法的安定性を高めている。また、外国でのサービス業の展開に関しては、外資の出資制限や拠点設置要求等の禁止、パブリックコメント等による手続の透明性確保等、日本企業が海外で安心して事業を行なうためのルールを定めている。

この他にも、我が国の EPA では、締約国のビジネス環境を改善するための枠組みとして、「ビジネス環境の整備に関する委員会」の設置に係る規定を設けていることが多い。「ビジネス環境の整備に関する委員会」では、政府代表者に加え、民間企業代表者も参加して、外国に進出している日本企業が抱えるビジネス上の様々な問題点について、相手国政府関係者と直接議論することができる。これまでの「ビジネス環境の整備に関する委員会」では、貿易・投資の促進、電力・ガスの安定供給、模倣品対策の強化、関税・税務に関する事務手続の簡素化・透明化、外資規制緩和等につき議論し、ビジネス環境整備の一助となっている。

2. 経済連携協定（EPA/FTA）を巡る動向

世界を見渡すと、これまでに多くの国が EPA/FTA を締結してきている。WTOへの通報件数を見ると、1948年から1994年の間にGATTに通報されたRTA(FTAや関税同盟等)は124件であったが、1995年のWTO創設以降、多くのRTAが通報されており、2023年2月末時点ではGATT/WTOに通報された発効済RTAは583件に上る。

特に、アジア太平洋地域においては、2010年3月にTPP協定交渉が開始（我が国は2013年7月に交渉に参加）、その後、米国を除く11か国での交渉を経て、2018年3月にはCPTPP（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）が署名、2018年12月に発効し、2021年6月から英国の加入手続が進行中。2013年3月には日中韓FTA、5月にはRCEP協定についてそれぞれ交渉が開始され、RCEP協定は

2022年1月に発効した。CPTPPやRCEP協定等をあり得べき道筋として、APEC参加国・地域との間で、アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）の実現を目指されている。

また、2019年2月には日本とEUの間で日EU・EPAが発効するなど、各地域をつなぐ様々な経済連携協定の取組も進行している。

近年の動きとして、英国は、EU離脱によりFTAの締結を活発化させており、ブレクジットに伴い、日英を始め30本以上のFTAを発効。2022年2月に英NZFTAに署名した。さらにインドと2022年1月に、カナダと2022年3月に、メキシコと2022年5月に、GCCと2022年6月に、それぞれFTA交渉を開始した。

中国・韓国両国も、多様な国々とFTA交渉を推進

している。中国において、例えば2022年1月にカンボジアとのFTAが発効し、同年4月にはニュージーランドとのアップグレードFTAが発効、2023年1月にはエクアドルとのFTA交渉が妥結している。また、2022年7月にはニカラグア、ウルグアイそれぞれとのFTA交渉を、同年11月にASEANとのFTA見直し交渉を開始した。韓国において、2022年12月にカンボジアとのFTA、インドネシアとのCEPA、イスラエルとのFTAが発効している。さらに韓国について、UAEと2021年10月にFTA交渉を開始し、メキシコ、GCCとは、一時中断していた交渉を2022年1月に再開することで合意している。

UAEも、独自にFTAを締結する動きを加速し、2021年9月に輸出拡大のため、インドを含む8か国（インド、インドネシア、トルコ、英国、イスラエル、ケニア、韓国、エチオピア）との包括的経済協定の締結目標を表明。インドとはCEPAについて88日間という短期間での交渉を経て、2022年2月に署名している。2022年5月にイスラエル、同年7月にインドネシア、2023年3月にトルコとのCEPAに署名した。

地域大の取組においても、CPTPPやRCEP協定の動向に加えて、多様な動きが見られる。2021年のASEANサミット議長声明にてASEAN+1FTAの見直し（豪州・ニュージーランド、中国、インド、韓国とASEAN）について言及され、アフリカではアフリカ大陸自由貿易圏（AfCFTA）が2021年1月から運用開始された。また北米では、NAFTAの後継となるUSMCAが2020年7月1日に発効している。EUとのFTAは2019年6月に大筋合意したものの、

現時点でもまだ署名に至っていない。2023年2月にはルーラ大統領と欧州委員長の間でFTA発効に向けた取組の強化・継続で一致するなど、動向が注目されている。

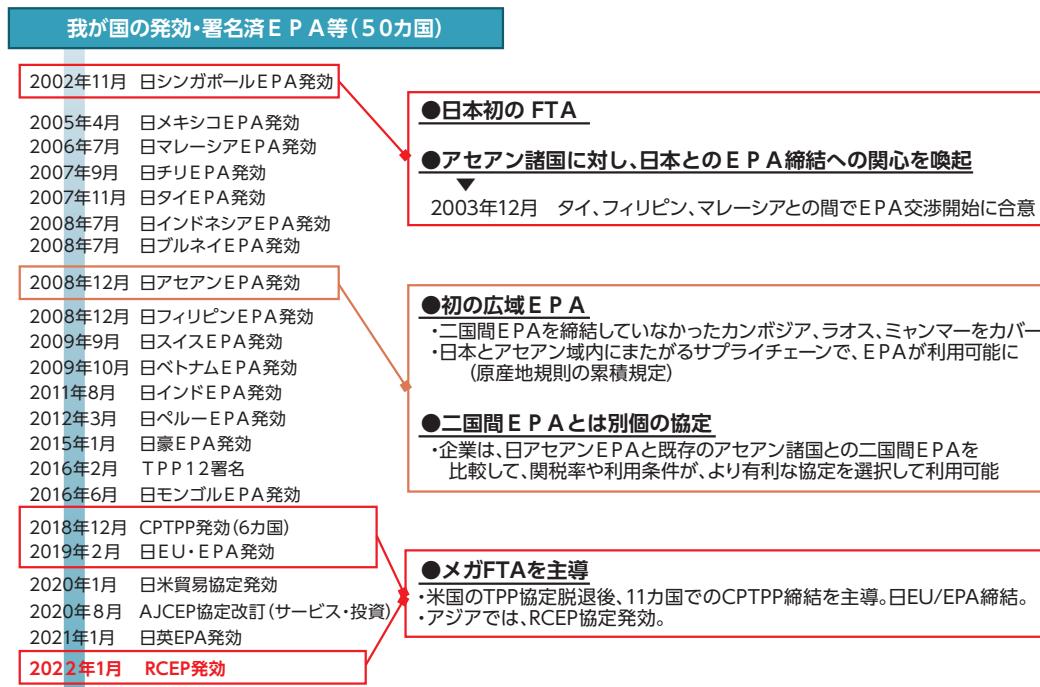
上記の包括的なEPAに加えて、分野別の協定を締結する動きも活発になっている。デジタル分野では、シンガポール、ニュージーランド、チリの3か国によるデジタル経済パートナーシップ協定（Digital Economic Partnership Agreement）が2020年6月に署名され、2021年1月（チリは2021年11月）に発効した。同協定には、韓国、中国、カナダが加入申請の動きを見せており、またこの他にも、星豪DEA（2020年12月発効）、星英DEA（2022年6月発効）、星韓DPA（2023年1月発効）、EU星・デジタルパートナーシップ協定（2023年1月発効）など、様々なデジタル経済協定（Digital Economic Agreement, DEA）やデジタルパートナーシップ協定（Digital Partnership Agreement, DPA）を締結する動きが活発化している。環境分野では、グリーン経済協定（Green Economy Agreement, GEA）を締結する動きが見られる。2022年10月に星豪グリーン経済協定（Green Economy Agreement, GEA）が署名され、17の協力イニシアティブの概要が附属書として公表されている。うち3分野はアーリーハーベストとして成果物も同時に公表された。また2023年1月に、シンガポールとマレーシアの間でデジタル経済とグリーン経済における協力に関する枠組み（FoC）が署名された。

3. 我が国の経済連携協定を巡る取組

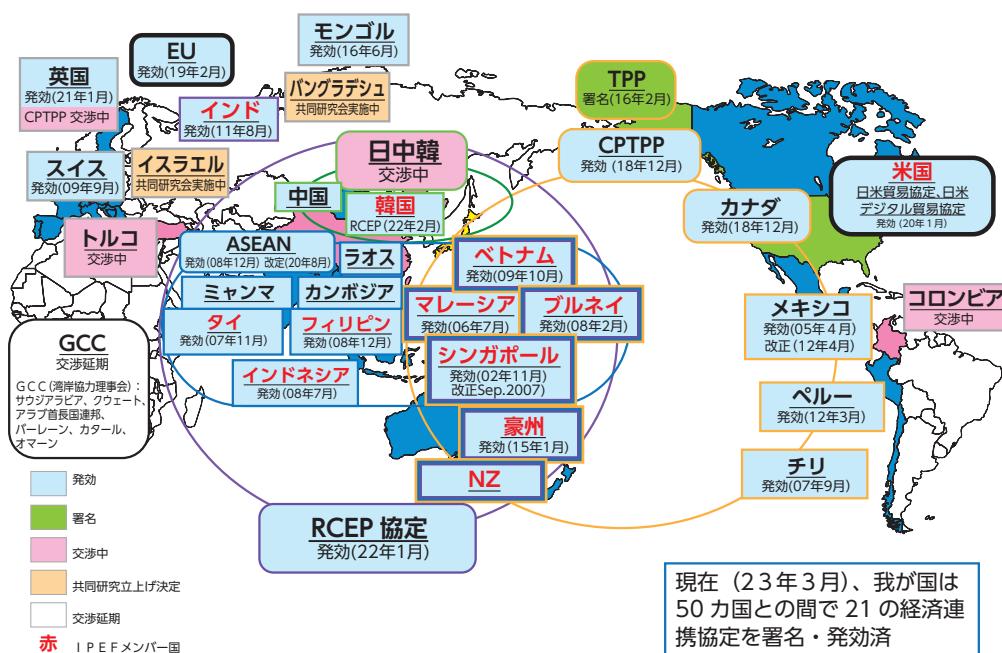
我が国は、2023年3月現在50か国との間で21の経済連携協定を署名・発効済みである。2022年1月には、中国・韓国とは初のEPAとなるRCEP協定が発効した。（第III-1-4-1図、第III-1-4-2図）。

自由貿易の拡大、経済連携協定の推進は、我が国の通商政策の柱であり、世界に「経済連携の網」を張り巡らせることで、アジア太平洋地域の成長や大市場を取り込んでいくことが、我が国の成長にとって不可欠といえる。

第III-1-4-1図 日本のEPA交渉の歴史

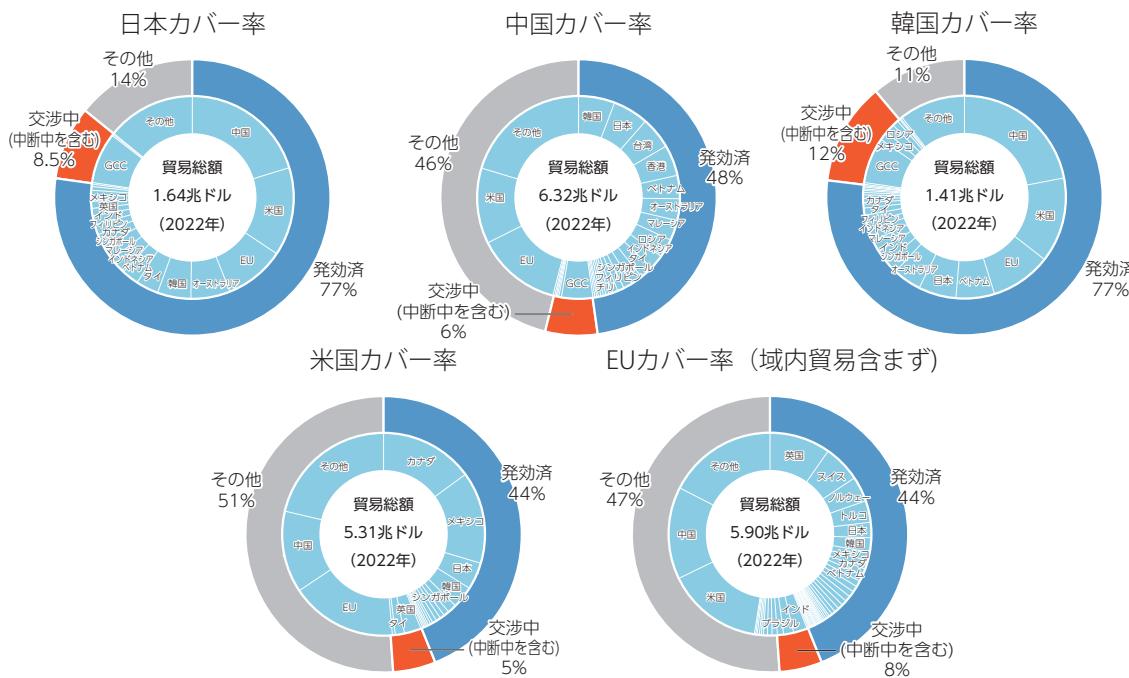


第III-1-4-2図 日本の経済連携の推進状況（2023年3月現在）



資料：経済産業省作成。

第III-1-4-3 図 各国のFTA等カバー率比較



備考1: 発効・署名・交渉状況は2022年3月末時点。JETRO「世界のFTAデータベース」から引用。

備考2: 「交渉中までを含む」の数字には、交渉妥結済の数字も含まれる。

備考3: 国・地域名の記載は日本・中国・韓国・米国・EU27（英国は含まれず）を特記。

備考4: 同一の国とマルチのFTA、バイのFTAがともに進行している場合、貿易額は進行順（発効済→署名済→交渉中→その他）にカウント。

備考5: 貿易額データ出典: IMF, Direction of Trade Statistics (2022年, yearly data)

備考6: 小数第1位を四捨五入のため、合計は必ずしも100%とならない。

2022年6月7日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2022 新しい資本主義へ～課題解決を成長のエンジンに変え、持続可能な経済を実現～」（骨太方針2022）において、「多国間主義重視の下、人権を尊重し、環境にも配慮しつつ、自由で公正な経済圏の拡大、ルールに基づく多角的貿易体制の維持・強化に取り組む。（中略）TPP11の着実な実施及び高いレベルを維持しながらの拡大に向けた議論を主導するとともに、RCEP協定の円滑な運用及び履行の確保に取り組む。IPEFについては、インド太平洋地域への米国の強いコミットメントを示すものとして歓迎し、我が国は米国及びASEAN諸国・インドを含むパートナー国と連携して地域の繁栄と経済秩序の構築に取り組み、加えて、米国にはTPP復帰を働きかける。」と記載があるとおり、我が国はインド太平洋地域での協力等を通じ、経済連携をさらに推進し、自由で公正な貿易・投資ルールの実現をけん引する。

(1) 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）（2018年12月30日発効）

(a) CPTPPの概要

我が国は、環太平洋パートナーシップ協定（以下、

TPP協定）に関し、2013年3月に参加を表明、同年7月から豪州、ブルネイ、カナダ、チリ、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、シンガポール、ペルー、米国、ベトナムの11か国との交渉に参加した。その後の交渉を経て、2015年10月に米国アトランタで大筋合意に至り、2016年2月4日に署名がなされた。日本国内においては、2016年12月9日に、TPP協定が国会で承認されるとともに、関連法案が可決・成立了。その後、2017年1月20日、TPP協定原署名国12か国の中で最も早く国内手続完了の通報を協定の寄託国であるニュージーランドに対して行った。

一方、2017年1月30日に米国がTPPからの離脱を参加各国に通告し、米国以外の11か国との間で協定の早期発効を目指して協議が行われた。その結果、同年3月や5月の閣僚会合等を経て、同年11月9日ダナンでの閣僚会合で大筋合意に至り、2018年3月8日に環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（以下、CPTPP）が、チリにて署名。その後、メキシコ、日本、シンガポール、ニュージーランド、カナダ、豪州が国内手続を完了させ、2018年12月30日にこれら6か国間で発効。その後、2019年1月14日にはベトナムを加えた7か国間で、2021年9月19日にはペルーを加えた8か国間で、2022年11

月 29 日にはマレーシアを加えた 9 か国間で、2023 年 2 月 21 日にはチリを加えた 10 か国間で効力を生じた。

CPTPP の発効によって、モノの関税だけでなく、サービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、電子商取引、国有企业、環境など、幅広い分野で 21 世紀型の新たな共通ルールを世界に広め、自由で公正な経済秩序の拡大に資することが期待される。

(b) TPP 委員会

CPTPP 第 27.1 条・27.4 条に基づき、協定の実施・運用等の検討や締約国の連携の定期的見直し等を目的とした TPP 委員会が、CPTPP の発効後 6 回開催された。2022 年 10 月 8 日に開催された第 6 回 TPP 委員会では、英国の加入プロセスを通じて協定のハイスタンダードを維持することの重要性と、更なる進捗に向けた英国と CPTPP 参加国双方の継続的なコミットメントを確認した。さらに、協定の目的にコミットし、そのハイスタンダードなルール及び包括的な市場アクセスのコミットメントを満たしかつ遵守することができ、また、貿易のコミットメントを遵守する行動を示してきたエコノミーによる CPTPP の拡大を支持することを再確認した。

(c) CPTPP への加入要請

2021 年 2 月 1 日、英国が寄託国であるニュージーランドに対して加入要請を通報した。我が国は、2021 年の TPP 委員会の議長国として、ハイスタンダードかつバランスのとれた CPTPP の着実な実施及び拡大に向けて議論をリードしていく旨表明した。

2021 年 6 月 2 日、テレビ会議形式で第 4 回 TPP 委員会を開催し、英国の加入手続の開始及び英国の加入に関する作業部会（議長：日本、副議長：豪州及びシンガポール）の設置を決定した。2021 年 9 月 28 日以降、第 1 回英国加入作業部会が開催され、英国から CPTPP の義務の遵守について説明を聴取した。2022 年 2 月 18 日に、市場アクセス交渉を開始すべく、同加入作業部会の議長国である日本から、英国に市場アクセスオファーの提出を指示した。2023 年 3 月、英国の CPTPP への加入交渉が実質的な妥結に至った。

2021 年 9 月 16 日に中国、9 月 22 日に台湾、12 月 17 日にエクアドル、2022 年 8 月 10 日にコスタリカ、12 月 1 日にウルグアイが、寄託国であるニュージーランドに対して加入要請を通報した。我が国としては、加入関心を持つエコノミーが本協定のハイスタン

ダードを満たすことができるのかどうか、しっかり見極める必要があると考えており、戦略的観点も踏まえて他の CPTPP 参加国とも議論して対応する旨を表明している。

(2) 交渉中 FTA（日中韓 FTA・日コロンビア EPA・日トルコ EPA・日 GCCFTA）

(a) 日中韓 FTA

日中韓 3 か国は、世界における主要な経済プレイヤーであり、3 か国の GDP 及び貿易額は、世界全体の約 2 割を占める。日中韓 FTA は、3 か国間の貿易・投資を促進するのみならず、アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）の実現にも寄与する可能性のある重要な地域的取組の一つである。

2013 年 3 月に交渉を開始して以降、2019 年 11 月までに計 16 回の交渉会合を実施し、物品貿易、原産地規則、税関手続、貿易救済、物品ルール、サービス貿易、投資、競争、知的財産、衛生植物検疫（SPS）、貿易の技術的障害（TBT）、法的事項、電子商取引、環境、協力、政府調達、金融サービス、電気通信サービス、自然人の移動等の広範な分野について議論を行っている。

また、2019 年 12 月の第 12 回日中韓経済貿易大臣会合では、地域の経済統合や持続可能な発展に貢献するため、3 か国の産業相互補完性を十分に活用し、貿易・投資の協力レベルを高めるべきであるという考えが共有され、日中韓 FTA 交渉を加速するよう事務方に指示があった。その後、同年同月の第 8 回日中韓サミットでは、その成果文書「次の 10 年に向けた 3 か国協力に関するビジョン」において、RCEP 交渉に基づき、独自の価値を有する、包括的な、質の高い互恵的な協定の実現にむけて、日中韓 FTA 協定の交渉を加速していくことが確認された。

(b) 日コロンビア EPA

コロンビアは、太平洋と大西洋に面する北米と南米の結節点に位置し、豊富なエネルギー・鉱物資源を有する。また、中南米第 3 位である約 5,100 万人の人口を有するほか、平均経済成長率は 3.7% と安定（2010 – 2019 年）。新型コロナウイルス感染症の影響で 2020 年の実質 GDP 成長率はマイナス 6.8% となつたが、2021 年は 7.6%（予測値）と回復する見込み。中南米地域で自由開放経済を主導する太平洋同盟のメンバーであり、米国・カナダ・EU 及び韓国との FTA

も発効済である。日コロンビア EPA を通じた貿易・投資環境の改善により輸出入及び日本企業によるコロンビアへの投資の拡大が期待されている。

2012年9月に行われた日コロンビア首脳会談にて、両国は EPA 交渉を開催することで一致。同年12月に第1回交渉会合が開催され、2015年8月から9月にかけて第13回交渉会合が開催された。以降、両国間で様々なやりとりが継続している。

(c) 日トルコ EPA

トルコは、人口8,500万人を超え（2023年末時点）、国民の平均年齢が30歳台前半と若い魅力的な国内市場を持つ。加えて、欧州及び周辺国市場への生産拠点として注目されている。日トルコ EPA によって、欧州企業や韓国企業といった競合相手との競争条件の平等化が図られ、トルコへの日本企業の輸出が後押しされるとともに、トルコの投資環境関連制度の改善により、トルコへの日本企業の投資促進も図られることが期待される。

トルコと我が国は2012年7月に第1回日トルコ貿易・投資閣僚会合を開催し、日トルコ EPA の共同研究を立ち上げることにつき合意した。これを受けて、同年11月に第1回、2013年2月に第2回の共同研究が開催され、同年7月に日本・トルコの両政府に EPA 交渉開始を提言する共同研究報告書が発表された。

共同研究報告書を受けて、2014年1月に行われた日トルコ首脳会談にて、両国は EPA 交渉を開始することに一致し、同年12月に第1回交渉会合が開催され、2019年10月までに計17回の交渉会合を開催した。特に、2019年は1月・6月には閣僚級で議論するとともに、同年中に5回の交渉会合を実施するなど交渉が加速。直近では、2022年9月に行われた日トルコ首脳会談において、両首脳は EPA の早期妥結に向けて協議を加速させることを確認した。以降、両国間で様々なやりとりが継続している。

(d) 日GCCFTA（交渉中断中）

湾岸協力理事会（GCC）は、中東6か国（バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦）から構成され、約5,500万人の人口を擁する。同地域は世界の原油埋蔵量の約3割を有し、原油生産量の約2割、天然ガス生産量の約1割を産出する重要な地域である。また、我が国は原油

の約9割、天然ガスの約1割を同地域から輸入している。

GCCと我が国は 経済関係の強化に向け、2006年9月に FTA 交渉を開始し、2009年までの間に2回の交渉会合及び4回の中間会合を開催した。2009年以降、交渉は GCC 側の都合で中断しているところ、我が国はこれまで交渉の早期再開を求めていた。中国、韓国、インド等近年交渉を再開している国もあり、また UAE がインド、イスラエル、インドネシア、トルコと CEPA を締結するなどの動きが見られるところ、日本としても引き続き GCC との交渉再開を目指している。

(3) 日 EU 経済連携協定（日 EU・EPA）（2019年2月1日発効）

アジア太平洋地域以外の主要国・地域との取組として、EUとのEPA交渉が挙げられる。我が国とEUは、世界人口の約1割、貿易額の約4割、GDPの約3割（発効時）を占める重要な経済的パートナーであり、日EU・EPAは、日EU間の貿易投資を拡大し、我が国の経済成長をもたらすとともに、世界の貿易・投資のルール作りの先導役を果たすものといえる。EUは、近隣諸国や旧植民地を中心としてFTAを締結してきたが、2000年代に入り、韓国等の潜在的市場規模や貿易障壁のある国とのFTAを重視するようになった。さらに、2016年10月には先進国であるカナダとの包括的経済・貿易協定（CETA : the Comprehensive Economic and Trade Agreement）に署名した。また、南米南部共同市場（メルコスール）との貿易協定（EU-Mercosur Trade Agreement）は、2019年6月28日、政治合意に至っている。

日EU・EPAについては、2013年3月に行われた日EU首脳電話会談において、日EU・EPA及び戦略的パートナーシップ協定（SPA）の交渉開始に合意し、2017年4月までに計18回の交渉会合が開催された後、同年7月に大枠合意、同年12月には、安倍内閣総理大臣とユンカー欧州委員会委員長が電話会談を実施し、交渉妥結に達したことを確認した。その後、2018年7月17日に署名、同年12月21日に日EU双方は本協定発効のための国内手続を完了した旨を相互に通告し、2019年2月1日に発効した。

2021年2月にはテレビ会議形式で日EU・EPA合同委員会第2回会合が開催され、日EU・EPAのこれまでの運用状況の確認や、日EU間の貿易を一層促

進するための今後の取組等に関する議論を行った。加えて、データの自由な流通に関する規定を日 EU・EPA に含める必要性を再評価すべく、予備的協議を行うことで一致した。また、2021年3月までに物品貿易や政府調達、サービス貿易、投資の自由化及び電子商取引等12分野の第2回専門委員会・作業部会を実施した。2021年7月にストックテイク会合を行い、双方の問題意識を明確にした上で、同年10月以降に各専門委員会・作業部会の議論を開催し、各分野について具体的な議論を行った。各専門委員会・作業部会での議論を踏まえて2022年3月に第3回日 EU・EPA 合同委員会を開催し、データの自由な流通に関する協議を継続することで一致した。2022年10月、日 EU 双方に於いて「データの自由な流通に関する規定」を同協定に含めることについて交渉を開始する用意が整ったため、日 EU 間の正式交渉を開始することとなり、同年10月24日に第1回交渉会合がブリュッセルにおいて実施された。

(4) 地域的な包括的経済連携協定（RCEP（アールセップ）：Regional Comprehensive Economic Partnership）協定（2022年1月1日発効）

RCEP 協定は、世界のGDP、貿易総額及び人口の約3割、我が国の貿易総額の約5割を占める広域経済圏を創設するものであり、地域の貿易・投資の促進及びサプライチェーンの効率化・強靭化に向けて、市場アクセスを改善し、発展段階や制度の異なる多様な国々間で知的財産、電子商取引等の幅広い分野のルールを整備するものである。

東アジア地域では、既に高度なサプライチェーンが構築されているが、この地域内における更なる貿易・投資の自由化は、地域経済統合の拡大・深化に重要な役割を果たす。

この地域全体を覆う広域 EPA の実現により、企業は最適な生産配分・立地戦略を実現した効率的な生産ネットワークを構築することが可能となり、東アジア地域における産業の国際競争力の強化につながることが期待される。また、ルールの統一化や手続の簡素化によって EPA を活用する企業の負担軽減が図られる。

2012年11月の ASEAN 関連首脳会議において、「RCEP 交渉の基本方針及び目的」が16か国（ASEAN10か国及び日本、中国、韓国、インド、豪州、ニュージーランド）の首脳によって承認され、RCEP の交渉立ち上げが宣言された。

基本方針には、「現代的な、包括的な、質の高い、かつ、互恵的な経済連携協定」を達成すること、物品・サービス・投資以外に、知的財産・競争・経済技術協力・紛争解決を交渉分野とすること、が盛り込まれている。第1回 RCEP 交渉会合は、2013年5月にブルネイで開催され、高級実務者による全体会合に加えて物品貿易、サービス貿易及び投資に関する各作業部会が開催された。

第1回交渉会合が開催されて以降、3回の首脳会議、19回の閣僚会合及び31回の交渉会合の開催を経て、2020年11月15日の第4回 RCEP 首脳会議の機会に署名に至った。インドは、交渉立ち上げ宣言以来、2019年11月の第3回 RCEP 首脳会議に至るまで7年間にわたり、交渉に参加してきたが、その後交渉への参加を見送った。我が国を始め、各国はその戦略的重要性から、インドの復帰を働きかけたが、2020年の署名は、インドを除く15か国となった。しかしながら、RCEP 協定署名の際、RCEP 協定署名国は、RCEP 協定がインドに対して開かれていることを明確化する「インドの RCEP への参加に係る閣僚宣言」を発出し、インドの将来的な加入円滑化や関連会合へのオブザーバー参加容認等を定めた。

署名後、各国の国内手続を経て、2022年1月1日より、日本、豪州、ブルネイ、カンボジア、中国、ラオス、ニュージーランド、シンガポール、タイ、ベトナムの10か国について RCEP 協定が発効し、続いて、韓国（同年2月1日）、マレーシア（同年3月18日）、インドネシア（2023年1月2日）についても発効した。

2022年9月17日に行われた RCEP 協定発効後初めてとなる RCEP 閣僚会合では、RCEP 協定の運用に関わる諸事項について議論されたほか、西村経済産業大臣から、地域における自由で公正な経済秩序の実現に向けて、協定の完全な履行の重要性を強調し、協定の内容と非整合的な措置を取らないようにすることの必要性を閣僚間で再確認した。

(5) あり得べき EPA に関する共同研究

(a) イスラエル

日イスラエル外交関係樹立70周年となる2022年11月に、日本政府とイスラエル政府は、「あり得べき日・イスラエル経済連携協定（EPA）に関する共同研究」を立ち上げることで一致し、2023年3月に共同研究第1回会合を開催した。

(b) バングラデシュ

日・バングラデシュ外交関係樹立50周年となる2022年の12月に、日本政府とバングラデシュ政府は「あり得べき日・バングラデシュ経済連携協定（EPA）に関する共同研究」を立ち上げることで一致し、2023年4月に共同研究第1回会合を開催した。

(6) EPAの一層の利用推進に向けた取組

グローバルに展開するビジネスの要請に応えるには、上述の新たな協定締結に向けた取組に加えて、EPA/FTAの利用の促進、既存EPAの見直し等も重要である。

CPTPP、日EU・EPA・日米貿易協定及び日英EPAに加え、RCEP協定が発効に至り、以前にも増して、EPA等の利活用が重要な段階にある。そこで、経済連携協定等を最大限に活用するとともに、新型コロナウイルス感染症の下で生じた社会経済活動の変化や明らかになった課題へ対応するため、2020年12月に「総合的なTPP等関連政策大綱」が改訂され、中堅・中小企業等の新市場開拓のための総合的支援体制を強化し、原産地証明書等のデジタル化を含む貿易に係るビジネス環境の整備に取り組む旨が明記された。こうした背景も踏まえつつ、経済産業省としては、JETROや関係省庁と協力しつつ、EPAの利活用促進を目的として、①原産地証明書の電子化等を通じた貿易関連の国際手続のデジタル化、②EPA関連の国内手続のデジタル化、③きめ細やかな中小企業支援等に取り組んでいる。

① 貿易関連の国際手続のデジタル化

まず、海外と連携して取り組んでいる課題として、原産地証明書（以下、CO）の電子化が挙げられる。これまでCOは紙でやりとりされることが多く、事務コストが高いこと、COの紛失・遅延等のリスクがあることから、EPA等を利用する事業者からは、貿易円滑化の観点から電子化のニーズが高まっている。このため、前述の「総合的なTPP等関連政策大綱」においても、COのデジタル化について政府一丸となって取り組むこととされている。日本国税関では、既にCOのPDFファイル等による提出を認めているが、日本で発給するCOについても、2022年1月より、日タイEPA及びRCEP協定を対象に、原則としてPDFファイルでの発給を開始しており、2022年1月から12月におけるCO発給件数は、日タイEPAが

93,459件、RCEP協定が89,956件と、両協定で全体の約47%を占めており、多くの事業者にPDFファイルのCOが利用されている。なお、日豪EPAでは、2016年11月から、紙を原本としつつPDFファイルもCOの写しとして発給している。また、当局間で直接やりとりを行うCOのデータ交換は、取引コストをさらに引下げることが期待されており、こうした仕組の構築に向けて、インドネシア、タイ、ASEANとの間で協議が進められている。日インドネシアEPAにおけるCOのデータ交換については、2023年6月の運用開始を予定している。

② EPA関連の国内手続のデジタル化

国内における取組として、2021年8月、JETROがCOの申請書類作成を支援するソフト（通称、「原产地証明書ナビ」）を公表し、同ツールの無償提供を開始した。これにより、輸出に当たってEPAを利用/検討している企業（特に中小企業）が、CPTPPを含むEPAのCOを簡易かつ効率的に作成できるようになった。

また、令和3年度補正において、中堅・中小企業が簡易かつ低コストでEPAを利用するためのデジタルプラットフォームを整備するための実証を実施した。当該実証を通じて、①輸出品及び原材料に対応するHSコードの検索、②各EPAの関税率・PSRの比較による最適なEPAの選択、③原産性の証明に必要な書類の準備、④原産性の証明に必要なサプライヤーからの情報提供等のプロセスをワンストップでサポートするプラットフォーム（プロトタイプ）を開発した。さらに、実証プロセスにおいて、EPAの利用が多い10業種の業界団体と協力し、業界ごとに、①EPA利用マニュアル、②原産性の証明に必要な根拠書類の標準フォーマット、③業界専門用語とHSコードの候補の組み合わせに係るデータセットを作成した。

③ きめ細やかな中小企業支援等

中堅・中小企業等の新市場開拓のための総合的支援体制の強化に取り組んでいる。具体的には、TPP等を活用した中堅・中小企業等の市場開拓のための新輸出コンソーシアムの活用、RCEP協定・CPTPP・日英EPA・日EU・EPA・日米貿易協定等のEPAを利用するに関するセミナーの実施、相談窓口の充実、解説書等の作成・配布、YouTubeやWEB広告等のSNSを通じた周知等の取組を通じて、EPA/FTAの

利活用支援・海外展開支援を行っている。

また、中小企業を含めた我が国企業によるEPA利活用をきめ細かく支援するために、経済産業省と業界団体と連携した取組も進めている。例えば、特に部品点数が長く、サプライチェーンが複雑な自動車業界については、経済産業省の「自動車産業適正取引ガイドライン」において、EPA利用拡大のために、COの申請準備に係る完成車メーカーと部品メーカーの協力や、関連書類作成に当たってのデジタルプラット

フォームの活用による省力化を、ベストプラクティスとして推奨している。

さらにEPAの活用を推進するための手法について検討するために、令和4年7月に、「EPA活用推進会議」を設立し、10業種の業界団体・企業や関連サービスを提供する民間企業、学識者、政府関係機関が一同に会し、前述のデジタル・ワンストップサービスの開発や、広報周知、運用改善等について議論している。

第5節

投資関連協定

1. 世界の投資協定を巡る状況

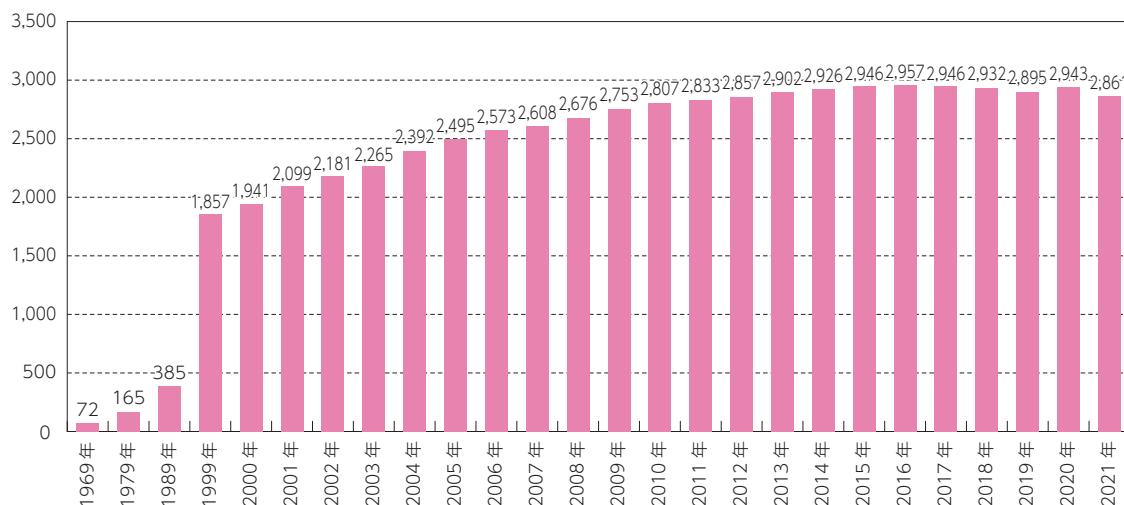
1980年代以降、世界の海外直接投資は急速に拡大しており、世界経済の成長をけん引する大きな役割を果たしている。

海外直接投資の拡大を踏まえ、世界各国は、投資受入先国における差別的扱いや収用（国有化も含む）などのリスクから自国の投資家とその投資財産を保護するため、投資協定を締結してきた。投資ルールは、貿

易におけるWTO協定のような多国間協定がなく、二国間若しくは地域協定が中心となっている。

世界の投資協定数は1999年以来増加傾向にあり、2021年末時点で2,900件近い件数となっている（第III-1-5-1図）。国別では、ドイツ、中国、スイス、英國、フランスといった国々が100件以上の投資協定を締結している。

第III-1-5-1図 世界の投資協定数の推移



資料：UNCTAD「World Investment Report 2021」から作成。

2. 投資協定の主な規定内容

従来の投資協定は、投資受入国における投資財産の収用や法律の恣意的な運用等のカントリー・リスクから投資家を守り、投資家を保護することを主目的として締結してきた。こうした内容の協定は「保護型」の投資協定と呼ばれ、投資財産設立後の内国民待遇や最惠国待遇、収用の原則禁止および合法とされる収用の要件と補償額の算定方法、自由な送金、締約国間の紛争処理手続、投資受入国と投資家との間の紛争処理

等を主要な内容とする。1990年代に入ると、そのような投資財産保護に加えて、投資設立段階の内国民待遇や最惠国待遇、パフォーマンス要求²⁷⁴の禁止、外資規制強化の禁止や漸進的な自由化の努力義務、透明性確保（法令の公表、相手国からの照会への回答義務等）等を盛り込んだ「自由化型」の投資協定が出てきた（第III-1-5-2表）²⁷⁵。

²⁷⁴ 例えば、投資受入国が一定の現地部材（ローカルコンテンツ）比率を満たすことや、製造したものの総量のうち一定の比率を輸出すること等を投資活動に関する条件として要求すること。

²⁷⁵ 代表的なものとして我が国の場合、二国間EPAの投資章や、日韓、日・ベトナム、日・カンボジア、日・ラオス、日・ウズベキスタン、日・ミャンマー投資協定等がこのタイプにあたる。

第III-1-5-2表 投資協定の主な内容

1. 投資財産の保護＆投資家に対する公正な待遇
①一度受けた事業許可を後で撤回されない
②事業資産を収用・国有化されない
③規制が強化されたことによって事業が継続できなくなる事態を防ぐ（間接収用 “indirect expropriation”）
④相手国政府と締結した投資契約・コンセッション契約が遵守される（アンブレラ条項）
⑤日本への送金の自由が確保される
2. 現地資本以外の企業（外国企業）との間で差別的な待遇を禁止（最惠国待遇（MFN））（自由化型協定では投資設立段階も含む）
3. 現地資本企業との間で差別的な待遇を禁止（内国民待遇（NT））（自由化型協定では投資設立段階も含む）
4. 投資家及び投資財産に対して、公正かつ衡平な待遇（FET: Fair and Equitable Treatment）を与える義務
5. 協定によっては、次のような投資許可要件を禁止しているものもある。（パフォーマンス要求（P R）の禁止）（自由化型協定では投資設立段階も含む）
①一定割合・水準の物品・サービスを輸出するよう要求すること
②一定割合・水準の現地調達を達成するよう要求すること
③現地の物品・サービスを購入、利用又は優先するよう要求すること
④輸入量・輸入額を、輸出量・輸出額又は外貨の獲得量と関係づけるよう要求すること
⑤生産した物品・サービスの国内販売量・販売額を、輸出量・輸出額又は外貨獲得量と関係づけるよう要求すること
⑥輸出又は輸出のための販売を制限するよう要求すること
⑦取締役、経営者等が一定の国籍であることを要求すること
⑧現地資本のパートナーに技術移転するよう要求すること
⑨一定地域の管理拠点（headquarter）を現地に置くよう要求すること
⑩一定割合・一定人数の現地人を雇用するよう要求すること
⑪現地で一定程度の研究開発予算を投じるよう要求すること
⑫一定地域に対して、排他的に產品を供給するよう要求すること（他国に別の供給拠点を設立しないこと）
⑬ロイヤリティの額、率を一定の水準以下にすること
6. 紛争処理手続
①締約国間
②投資受入国と投資家
7. 法令や制度の公開による透明化や法令改正時のパブリックコメントの実施（自由化型協定では投資設立段階も含む）

備考：協定により具体的な規律等は異なる。

資料：経済産業省作成。

3. エネルギー憲章条約の主な規定内容

投資協定と同じように、投資に関して国際仲裁への付託を可能とするマルチの条約としてエネルギー憲章条約がある。1998年に発効したエネルギー憲章条約は、エネルギー分野における投資の保護及び自由化に関し、一般的な二国間の投資協定と類似の内容（締約国が外国投資家の投資財産に対して内国民待遇（NT）又は最惠国待遇（MFN）のうち有利なものを受け取ること、一定の要件を満たさない収用の禁止、送金の自由、紛争解決手続等）について規定している。発効から20年以上経過している本条約については、改正等が必要な条項を検討する条約の近代化の議論が2017年から開始、2020年から本格的な交渉が行われた。結果、2022年6月に実施された臨時エネルギー憲章会議において、近代化交渉の実質合意がなされ、改正ECTでは、水素やアンモニア等の新たなエネル

ギー原料が投資保護ルールの対象に加えられるとともに、EU及び英国における既存又は新規の化石燃料関連投資が投資保護の対象から外れることとなったほか、投資保護にかかる締約国の義務の明確化、投資家対国家の紛争解決手続の詳細の明文化、持続可能な開発と企業の社会的責任の新設、通過の自由をさらに促進させるためのルール等が含まれることが合意された。

2022年11月22日、エネルギー憲章会議第33回会合が開催されたが、近代化されたECTの採択を延期して議題として取り上げないこととなったため、採択は行われなかった。

なお、EU及びその一部の加盟国内では、改正内容について、EUが目指す気候変動対策に照らして不十分などの考えから、一部の加盟国においてECTから脱退する動きをみせている上、EU自体も脱退するこ

とを検討しているとの報道がされている。

エネルギー憲章条約の締約国は、2022年12月現在で東欧やEU諸国等50か国及び2国際機関である。なお、ロシア、豪州、ベラルーシ、ノルウェーは署名

したものの批准をしていない。また、オブザーバー参加にとどまる国及び国際機関等（米国、カナダ、中国、韓国、WTO、OECD、IEA、ASEANなど）も存在する。

4. 我が国の投資協定を巡る最近の状況

2021年10月時点で海外に拠点を構える日系企業の数は77,551拠点を数えるに至り²⁷⁶、また、我が国对外直接投資は2022年に23.6兆円（速報値）となっている²⁷⁷。

我が国から海外への投資が一層進んでいると同時に、新興国を中心に世界の市場も急速な勢いで拡大を続けており、日本企業や日系企業は、熾烈な海外市場の獲得競争に晒されている。我が国の経済成長をより強固で安定的なものにしていくためには、貿易投資立国としての発展を目指し、世界のビジネス環境をより一層整備していく必要がある。かかる観点から、投資家やその投資財産の保護、規制の透明性向上、機会の拡大等について規定する投資協定及び投資章を含む経済連携協定（EPA）／自由貿易協定（FTA）（以下、投資関連協定）は、投資支援のツールとしての重要性を一層増しており、日本政府は、他の経済政策と並び、既存協定の改正を含む投資関連協定の締結を一層加速し、投資環境の整備を進めている。

2016年5月に策定された「投資関連協定の締結促進等投資環境整備に向けたアクションプラン」（アクションプラン）では、2020年までに、100の国・地域を対象に投資関連協定を署名・発効すること、投資市場への新規参入段階から無差別待遇を要求する「自由化型」の協定を念頭に、高いレベルの質を確保すること等を指針として掲げ、積極的かつ集中的に投資関連協定の締結に取り組んできた。

2021年3月には、「投資関連協定の締結促進等投資環境整備に向けたアクションプラン（成果の検証と今

後の方針）」を策定し、アクションプラン以降の取組みを検証した。アクションプランの策定以降、我が国は、2023年4月現在までに、新たに21の投資協定（46の国・地域）が発効済み又は署名済みとなった。特に、二国間投資協定のみならず、CPTPP、AJCEP、RCEPなど、多国間の投資連携協定交渉にも積極的に取組み、締結・発効に至っている。加えて、多くの投資協定において、自由化型、我が国産業界が重視する公正公平待遇、投資家と国家の間の紛争解決規定（ISDS）等が盛り込まれている。

さらに、今後の方針としては、アクションプランにおいて100の国・地域という目標値が設定されたことをふまえつつ、今後の投資先としての潜在力の開拓や他国の投資家と比較して劣後しないビジネス環境の整備等に向け、引き続き戦略的観点及び質の確保の観点を考慮した取組を進めることとし、特に、中南米及びアフリカを中心的な検討先とすることを明記した。加えて、投資連携協定の実効性の観点から、経済関係団体等との連携、在外公館・JETRO等を通じた、積極的な情報発信に努めることとしている。

なお、2023年4月現在で55本の投資連携協定が署名され、うち52本が発効済みとなっている（第III-1-5-3表）。また、交渉中の協定を含めれば94の国・地域をカバーすることとなった。今後も、産業界のニーズや相手国の事情に応じながら、新規協定の締結及び既存協定の改正に向けた交渉を一層積極的に進めいく必要がある。

5. 今後の課題

多くの投資協定では、「投資家対国家（投資受入国）」の紛争解決手続（ISDS）を設けている。これは、投資受

入国が協定の規定に反する行為を行ったことにより投資家が損害を被った場合、投資家が投資受入国との紛争を

²⁷⁶ 外務省「海外進出日系企業拠点数調査」（令和3（2021）年版）参照。

²⁷⁷ 財務省「対外・対内直接投資の推移」参照。

第III-1-5-3表 我が国の投資協定締結状況（署名済みの国）

締結相手国(地域を含む)	署名	発効
エジプト	1977年1月28日	1978年1月14日
スリランカ	1982年3月1日	1982年8月7日
中国	1988年8月27日	1989年5月14日
トルコ	1992年2月12日	1993年3月12日
香港	1997年5月15日	1997年6月18日
パキスタン	1998年3月10日	2002年5月29日
バングラデシュ	1998年11月10日	1999年8月25日
ロシア	1998年11月13日	2000年5月27日
シンガポール(経済連携協定)	2002年1月13日	2002年11月30日
韓国	2002年3月22日	2003年1月1日
ベトナム	2003年11月14日	2004年12月19日
メキシコ(経済連携協定)	2004年9月17日	2005年4月1日
マレーシア(経済連携協定)	2005年12月13日	2006年7月13日
フィリピン(経済連携協定)	2006年9月9日	2008年12月11日
チリ(経済連携協定)	2007年3月27日	2007年9月3日
タイ(経済連携協定)	2007年4月3日	2007年11月1日
カンボジア	2007年6月14日	2008年7月31日
ブルネイ(経済連携協定)	2007年6月18日	2008年7月31日
インドネシア(経済連携協定)	2007年8月20日	2008年7月1日
ラオス	2008年1月16日	2008年8月3日
ウズベキスタン	2008年8月15日	2009年9月24日
ペルー	2008年11月21日	2009年12月10日
ベトナム(経済連携協定)※1	2008年12月25日	2009年10月1日
イスイス(経済連携協定)	2009年2月19日	2009年9月1日
インド(経済連携協定)	2011年2月16日	2011年8月1日
ペルー(経済連携協定)※2	2011年5月31日	2012年3月1日
パプアニューギニア	2011年4月26日	2014年1月17日
コロンビア	2011年9月12日	2015年9月11日
クウェート	2012年3月22日	2014年1月24日
日中韓	2012年5月13日	2014年5月17日
イラク	2012年6月7日	2014年2月25日
サウジアラビア	2013年4月30日	2017年4月7日
モザンビーク	2013年6月1日	2014年8月29日
ミャンマー	2013年12月15日	2014年8月7日
豪州(経済連携協定)	2014年7月8日	2015年1月15日
カザフスタン	2014年10月23日	2015年10月25日
ウルグアイ	2015年1月26日	2017年4月14日
ウクライナ	2015年2月5日	2015年11月26日
モンゴル(経済連携協定)	2015年2月10日	2016年6月7日
オマーン	2015年6月19日	2017年7月21日
TPP(経済連携協定)	2016年2月4日	未定
イラン	2016年2月5日	2017年4月26日
ケニア	2016年8月28日	2017年9月14日
イスラエル	2017年2月1日	2017年10月5日
アルメニア	2018年2月14日	2019年5月15日
CPTPP(経済連携協定)	2018年3月8日	2018年12月30日
アラブ首長国連邦	2018年4月30日	2020年8月24日
EU(経済連携協定)	2018年7月17日	2019年2月1日

締結相手国(地域を含む)	署名	発効
ヨルダン	2018年11月27日	2020年8月1日
アルゼンチン	2018年12月1日	未定
ASEAN(経済連携協定)※3	2019年2月27日	2020年8月1日
モロッコ	2020年1月8日	2022年4月23日
コートジボワール	2020年1月13日	2021年3月26日
英国(経済連携協定)	2020年10月23日	2021年1月1日
RCEP(経済連携協定)	2020年11月15日	2022年1月1日
ジョージア	2021年1月29日	2021年7月23日
バーレーン	2022年6月23日	未定

※ 1 : 2004年12月19日に発効した日・ベトナム投資協定の内容が組み込まれている。

※ 2 : 2009年12月10日に発効した日・ペルー投資協定の内容が組み込まれている。

※ 3 : 改正議定書。

備考：台湾とは民間窓口機関の取決めが2011年9月22日に署名されており、2012年1月20日に手続が完了している。

資料：経済産業省作成。

ICSID条約に基づく²⁷⁸仲裁規則やUNCITRAL²⁷⁹仲裁規則に基づく国際仲裁に付託することを認めるものである。

近年、このISDSを投資協定に含めることを好まない国が増加している。これらの国は、ISDSに投資家寄りの制度的なバイアスが存在すると主張し、国家主権や柔軟な政策幅を確保する必要があることを根拠として挙げている。例えば、ブラジルは、ISDSは憲法に反するとして、これまでISDSを含む投資協定を締結していないほか、南アフリカ、ベネズエラ、ボリビア、エクアドル、インドネシア等は、ISDSを含む投資協定を破棄する動きを見せている。なお、ベネズエラ、ボリビアはICSID条約を脱退している。また、ISDSを投資協定に含めること自体は否定しないものの、インドやナイジェリア等は、ISDSに国内裁判所への訴えを要件とすることを自國の新たなモデル投資協定に規定する等、ISDSのリスク等を踏まえて協定の規定を見直す国もある。

このような状況の中、UNCITRALでは2017年からISDS改革について議論が行われる等多国間の枠組みでの検討も進められている。このような傾向はISDSが投資家救済の観点から一定の成果をあげたことの裏返しでもあるが、将来におけるISDS活用の余地が狭められることにつながる懸念もあることから、国際的な動向を注視しつつ、必要な対応を検討していく必要がある。

²⁷⁸ International Centre for Settlement of Investment Disputes(投資紛争解決センター)：世界銀行グループの1機関である常設の仲裁機関。所在地はワシントンD.C.

²⁷⁹ United Nations Commission on International Trade Law(国際連合国際商取引法委員会)：所在地はオーストリア(ウィーン)。

第6節

新たな多国間連携（IPEF、日米豪印、デジタル等）

1. インド太平洋経済枠組み（Indo-Pacific Economic Framework : IPEF）

米国のバイデン大統領は²⁸⁰、2021年10月の東アジアサミットにおいて「インド太平洋経済枠組み」構想（Indo-Pacific Economic Framework, 以下「IPEF」）を発表。米国とこの地域の国々に共通する課題である①貿易円滑化、②デジタル経済と技術の標準、③サプライチェーンの強靭性、④脱炭素化とクリーン・エネルギー、⑤インフラストラクチャー、⑥労働基準、⑦その他の共通課題について、具体化をパートナー諸国と進めていくと表明した。

2022年5月、米国の主催により、IPEFの立ち上げに関する首脳級会合が東京で開催され、共同声明が公表された。同年9月に14か国（米国、日本、豪州、ニュージーランド、韓国、インド、フィジー、ASEAN7か国（ブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム））が参加する形で、①貿易、②サプライチェーン、③クリーン経済及び④

公正な経済の四つの柱について、正式に交渉開始が宣言された。以降、世界人口の半数を擁し、世界の活力の中核であるインド太平洋地域において、イノベティブで、包摂的、持続可能な経済成長の実現に向け、インтенシブに交渉が重ねられている。

さらに、同年12月には豪州ブリスベンにおいて第1回目となるIPEF首席交渉官交渉会合が開催された。同月、会合を踏まえ、特にIPEFにおいて実現すべき実体的メリットの内容について、IPEF閣僚会合がオンラインで開催され、ハイスタンダードなルールと、協力を通じた具体的なメリットがバランスする枠組みの構築を目指す旨が関係国間で共有された。

2023年2月には、インド・ニューデリーにて、同年3月にはバリ・インドネシアにて、交渉会合が行われた。

2. 日米豪印会合

2022年5月、日本、米国、豪州、インドの4か国は、第4回日米豪印首脳会合を東京で対面で開催。4か国首脳は、ウクライナ情勢がインド太平洋に及ぼす影響等、国際情勢・地域情勢について議論し、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた取組を一層推進

していくことで一致。経済産業省関連では、「日米豪印気候変動適応・緩和パッケージ（Q-CHAMP）」が立ち上げられたほか、「重要技術サプライチェーンに関する原則の共通声明」、「日米豪印サイバーセキュリティ・パートナーシップ：共同原則」等が公表された。

3. デジタル通商ルール

近年、越境データ流通量は増加傾向にある。急速に発展するデジタル経済の機会を活かすためには、データの利活用が不可欠であり、これが社会課題の解決や企業価値向上に貢献すると期待されている。

2019年1月のダボス会議において、安倍総理（当時）がDFFT（Data Free Flow with Trust）を提唱し、同年6月のG20大阪サミットで、プライバシーやセ

キュリティ等の課題に対処することでデータの自由な流通をさらに促進し、消費者およびビジネスの信頼を強化することができるとするDFFTの考え方が示された。

DFFTの推進に向けて、デジタル庁を含む関係省庁が連携しており、特に通商ルール分野の関連では、以下の取組がある。

²⁸⁰ ホワイトハウス報道発表、(<https://www.whitehouse.gov/briefing-room/statements-releases/2021/10/27/readout-of-president-bidens-participation-in-the-east-asia-summit/>)

(1) WTO電子商取引交渉

WTO電子商取引共同イニシアティブに参加する80以上の国・地域とともに、越境データ移転、データ・ローカライゼーション要求の禁止やソース・コード及びアルゴリズムの保護を含む電子商取引に関する規律について、高い水準かつ商業的に意義ある成果を目指して交渉が行われており、日本は、豪州、シンガポールとともに共同議長国を務めている。

2023年1月に開催した閣僚会合においては、今後の議論の加速を確認するとともに、2023年末までの実質的な妥結を目指す旨の共同議長国閣僚声明を発出した。

【詳細は、第III部第1章第2節5.(1)を参照。】

(2) 経済連携協定における電子商取引章

CPTPP(2018年12月発効)の電子商取引章において、データ流通を促進する国際約束の先駆けとして、情報の電子的手段による国境を越える移転(いわゆる、データの自由流通の原則)やコンピュータ関連設備の設置等について規定された。

以降、日米デジタル貿易協定(2020年1月発効)、日英EPA(2021年1月発効)、RCEP(2022年1月発効)においても同様の規定が盛り込まれた。(なお、協定ごとに例外範囲などの違いあり)

また、日EU・EPA(2019年2月発効)においては、同協定内の規定(第8.81条)に従い、「データの自由な流通に関する規定」を同協定に含めることの必要性の再評価についての協議が行われ、2022年10月に正式交渉を開始した。

【個別の経済連携協定の状況については、第III部第1章第4節を参照。】

(3) その他国際フォーラムでの議論(G7、OECD)

① G7

G7貿易大臣会合(2022年9月)では、WTO電子商取引交渉の進展への期待や、2021年に採択されたデジタル貿易原則へのコミットメントを改めて強調し、開かれたデジタル市場と信頼性のある自由なデータ流通への支持、及びデジタル保護主義やデジタル権威主義への反対において、結束し続けることを確認した。

また、G7デジタル技術大臣会合(2022年5月)においても、貿易トラックにおいて策定したデジタル貿易原則に基づきDFFTの促進において協調することや、WTOでの議論に対する支持を確認した。

【G7貿易大臣会合については、第III部第1章第1節を参照。】

② OECD(経済協力開発機構)

OECDにおいては、デジタル経済に関する国際的な共通理解の醸成に向け、デジタル貿易に係る既存ルールや原則等を整理するOECDインベントリプロジェクトを日本からの拠出で実施(2020年~2022年)。越境データ流通を促進する各国措置について一定の共通項を明らかにするとともに、異なる措置の相互運用性を達成するには補完的なアプローチが有効であることを示し、G7・G20の関連大臣会合やWTO電子商取引交渉会合においても紹介された。

また、政府による民間保有の個人データへのアクセス(ガバメントアクセス)に関し、許容されるアクセスと許容されるべきでないアクセスを差別化するため、日本の提案に基づき「信頼あるガバメントアクセス原則」についての議論を開始。2022年12月のOECD/CDEP(デジタル経済政策委員会)閣僚会合において、「民間部門が保有する個人データに対するガバメントアクセスに関する宣言」が採択され、本宣言には、法的根拠、正当な目的、承認、データの取扱い、透明性、監督及び救済の7項目からなるガバメントアクセスに関する共通原則が盛り込まれた。

第 2 章

各国戦略

第 1 節 米国

第 2 節 欧州

第 3 節 中国

第 4 節 ASEAN・大洋州

第 5 節 インド

第 6 節 中南米

第 7 節 ロシア

第 8 節 中東

第 9 節 アフリカ

第2章 各国戦略

第1節

米国

1. 日米経済関係 最近の動き

2年目を迎えたバイデン政権は、2022年8月に、気候変動対策への投資を目的とする「インフレ削減法」と、半導体製造等を支援するための「CHIPSおよび科学法」を成立させ、国内投資促進やサプライチェーン強靭化へ重点を置く政策を展開した。同時に、政権は同年10月に国家安全保障戦略を公表し、インド太平洋地域を始めとする民主的な同盟国やパートナーとの間で、技術、貿易、安全保障に関する連携を拡大することを強調した。

緊密な日米関係を反映し、日米首脳は相互に訪問を行い、2022年5月は東京で、2023年1月はワシントンDCで日米首脳会談を行った。2022年は、日米経済政策協議委員会（経済版「2+2」）やインド太平洋経済枠組み（IPEF）の立ち上げ・進展が見られ、日米経済関係が戦略的な段階に押し上げられた。

経済産業大臣は2022年5月、7月、9月、及び2023年1月に米国を訪問し、米国関係閣僚との面談に加え経済版「2+2」等の会議に出席した。それぞれの米国訪問の要旨は以下のとおりである。

2022年5月 「半導体協力基本原則」を公表、半導体研究施設の視察を実施

萩生田経済産業大臣は、5月2日から5月6日にかけて、米国（アルバニー、ワシントンDC、ニューヨーク）を訪問した。アルバニーでは、半導体研究施設の視察や関係企業との意見交換を行い、ワシントンDCでは関係閣僚（レ蒙ド商務長官、タイ通商代表、ディーズ国家経済会議委員長）との会談を実施し、ニューヨークでは現地企業家等との意見交換を実施した。レ蒙ド商務長官との会談では、第1回日米商務・産業パートナーシップ（JUCIP）閣僚級会合を開催し、

「半導体協力基本原則」を公表した。

2022年7月 日米経済政策協議委員会（経済版「2+2」）の発足と共同声明・行動計画の発出

7月29日、日米経済政策協議委員会（経済版「2+2」）がワシントンD.C.で開催され、日本側は萩生田経済産業大臣及び林外務大臣が、米側はレ蒙ド商務長官及びブリンケン国務長官が出席した。会議終了後に、共同声明・行動計画が発出された。訪米に際し、関係閣僚（レ蒙ド商務長官、タイ通商代表）と個別の会談も行った。

2022年9月 インド太平洋経済枠組み（IPEF）交渉開始

西村経済産業大臣は、9月7日から9月11日にかけて、米国（ロサンゼルス、サンフランシスコ）を訪問。ロサンゼルスでは、インド太平洋経済枠組み（IPEF）閣僚会合に出席した。同会合では、閣僚声明が採択され、正式にIPEFの交渉開始が宣言された。また、レ蒙ド商務長官、タイ通商代表と個別に意見交換を行った。サンフランシスコでは、現地のスタートアップ関係者と意見交換を行ったほか、トヨタ・リサーチ・インスティテュート（TRI）の先端技術開発を視察した。

2023年1月 米シンクタンクで「幻想を乗り越えた先の新しい世界秩序」をテーマに講演

西村経済産業大臣は、1月5日から1月9日にかけ、米国（ワシントンDC、ラスベガス）を訪問した。ワシントンDCでは、関係閣僚（レ蒙ド商務長官、マヨルカス国土安全保障長官、タイ通商代表、グランホルムエネルギー長官）との面談に加え、米国シンクタンクの戦略国際問題研究所（CSIS）における講演、

連邦議員や経済団体との面会等を行った。また、ラスベガスでは世界最大級のエレクトロニクス見本市であ

る CES を視察し、スタートアップ関係者等との意見交換を行った。

2. 日米通商分野

<1962年米国通商拡大法232条を巡る動き>

2018年3月23日、米国政府は、1962年通商拡大法232条に基づき、輸入する鉄鋼製品に対して25%、アルミ製品に対して10%の追加関税賦課を開始した。

同措置について、我が国は同盟国であり、日本の鉄鋼・アルミの輸入は、米国の安全保障上の脅威となることはないとして、米国に対し、累次にわたり我が国の懸念を伝え、同措置の速やかな撤廃を求めてきた。また同時に、我が国産業への影響を極力回避するべく、米国内で十分に生産できない製品、安全保障上の考慮を要する製品について、米国内の個人・組織の申請に基づき商務省が同措置の適応対象からの除外（製品別除外）を判断するためのプロセスの迅速化、簡素化を図るよう、様々なレベルでの米国政府に対する働きかけを行ってきた。加えて、2018年5月、同措置は実質的なセーフガード措置に該当するとして、将来的に対米リバランス措置を発動する権利を留保する旨のWTO通報を行った。さらに、我が国はシステム的な関心を有するとして米国の232条措置、対米リバランス措置のパネル審理にそれぞれ第三国参加を行っている。

2021年11月、日本から輸入する鉄鋼、アルミ製品に対する同措置について協議が開始された。2022年2月、米国政府は、日本から輸入する鉄鋼製品に一定数量の関税割当を導入し、また派生製品に対する追加関税を撤廃した。一方で、アルミ製品への追加関税10%は維持され、鉄鋼製品の関税割当の二次税率等として25%が存在するなど、同措置のWTO協定との整合性に疑義がある。我が国は、引き続き同措置の完全撤廃に向け、米国政府への働きかけを続けている。

なお、2022年12月9日、同措置に関する紛争解決パネルは、米国の、GATT第21条(b)(iii)項で定められた「戦時その他の国際関係の緊急時に執る措置」に当たるとの主張を退け、同条項の範囲において取られた措置とは言えないと結論づけ、GATT上の義務に整合的な措置を取るよう提言した。2023年1月27日、米国通商代表部はこの判断に強く反発し、上級委員会への上訴を行う意向を表明した。

なお、鉄鋼・アルミ以外の製品に対しても、米国商

務省は232条調査を実施している。2021年6月8日に公表した、サプライチェーン100日報告書において指摘していた、ネオジム磁石の防衛・民間双方における重要性に基づき、同年9月21日、同磁石に対する232条調査を新たに開始した。我が国のネオジム磁石は高い品質を誇り、米国のサプライチェーン強靭化に従来から貢献しており、同盟国である日本からのネオジム磁石の輸入が米国の国家安全保障上の脅威となることはないとして、様々なレベルでの米国政府に対する働きかけを行ってきた。2022年9月21日、米国商務省は同調査に基づく報告書を発表した、同磁石の現在の輸入量及び輸入状況は米国の国家安全保障を損なうおそれがあると結論付けた一方、こうした状況を改善するための提言には、輸入する同磁石に対する追加関税措置は含まれず、同盟国と連携した供給源の多様化や共同研究の促進、米国内での生産に対する税額控除などが挙げられた。

<日米通商協力枠組み (Japan-U.S. Partnership on Trade) の立ち上げ>

2021年11月17日、経済産業省、外務省、米国通商代表部は、通商分野における日米共通のグローバルアジェンダやインド太平洋地域における協力等を議論するための局長級会合として、「日米通商協力枠組み」の立ち上げを発表した。2022年3月に第1回会合、同年8月に第2回会合を実施し、第三国貿易慣行、環境、労働、デジタル、貿易円滑化、マルチ協力等の幅広い分野について議論を行った。

この枠組みにおける議論を通じて、様々な取組が展開されている。例えば、労働分野においては、2023年1月、企業によるサプライチェーン上の人権尊重及び国際的に認められた労働者の権利の保護等の促進を目的として、「サプライチェーンにおける人権及び国際労働基準の促進に関する日米タスクフォース」の設置のための協力覚書に日米閣僚間で署名し、企業の予見可能性を高め、企業が積極的に人権尊重に取り組める環境の整備に向けて、国際協調を一層加速させていくこととしている。

3. 日米貿易投資関係の更なる発展に向けた取組

過去半世紀にわたり、日米両国の製造業は国境を超えるサプライチェーンの深化を通じて競争力を涵養してきた。我が国財務省の「直接投資・証券投資等残高（地域別）」によると、日本からの対米直接投資残高は年々増加し、2021年末では日本の対外直接投資残高全体の33%に相当する76.1兆円に達した。米国商務省によると、2021年末時点では日本は国別で米国にとって最大の投資元（前年比408億ドル増、7210億ドル）であり、2019年以降、3年連続で米国にとって最大の投資元となった。また、在米日系企業による米国内の雇用者数は93.2万人（世界2位）であり、このうち製造業の雇用者数は53.4万人（世界1位）である（2020年）。

日系企業は、西海岸のみならず、全米各地で研究開発分野への投資を活発に行い、イノベーションの源泉としてきた。同じく米国商務省によると、日系企業による米国内での研究開発費は年100億ドルを超えており、これは、世界第2位である（2020年）。

こうした日系企業の活動を後押しするため、経済産業省としては、JETROを通じて、①「ロードショウ」（各州政府・経済開発公社、ビジネスリーダーを対象にしたラウンドテーブルや日本企業訪問を通じて日本企業の各地域経済への貢献状況とともに経営課題を共有）開催、②州知事等への個別アプローチ、③対米投資促進のためのセミナー開催、④両国企業の現地でのマッチングイベント開催などに取り組んでいる。

2022年は、日米財界人会議、日本・米国中西部会、日本・米国南東部会といった日米間の民間レベルでの協力枠組みも、新型コロナウイルス感染症の流行後中断していた対面での会合を再開した。

また、米国商務省が主催する投資イベントであるセレクトUSA投資サミットは2022年6月に3年ぶりに対面でワシントンDC近郊のメリーランド州において開催され、日本企業を含む外国企業に対し米国への投資を積極的にPRした。また、それに連動する形でJETROは、EVや半導体、バイオなど情報ニーズの高い分野をテーマに8本のビジネス環境視察ミッション（9州）を実施し、130社以上の日本企業が投資環境やインセンティブを学ぶ機会を創出した。

こうしたなかで、米国では2022年8月、気候変動対策や医療保険制度改革、税収強化等に主眼を置いた、歳出規模4,370億ドルのインフレ削減法（IRA）が成立した。このうち気候変動分野においては、電気自動車や再エネ等への税額控除・補助金を通じた国内投資促進を図っている。同年11月、日本政府は、IRAにおけるEV税制優遇は、北米地域やFTA締結国といった、特定地域内での調達・加工・組立要件を課しており、有志国との連携の下で強靭なサプライチェーンを目指す全体戦略と整合的ではないとのコメントを米国政府に提出した。

2023年3月、日米は日米重要鉱物サプライチェーン強化協定の署名を行った。この協定は電気自動車のバッテリーの生産に不可欠な重要鉱物について、持続可能で衡平なサプライチェーンの確保に向けた協力の強化を通じ、米国インフレ削減法の目的達成に資するとともに、日米、さらには同志国との連携による強靭なサプライチェーンの構築を目指すものである。これを受け、同月米国財務省が公表したインフレ削減法の規則改正案では、日本はIRA法上のFTA締結国と位置づけられた。

4. 地域・国際社会の繁栄に資する日米経済協力

国際経済秩序が様々なリスクや脅威に晒される中、経済安全保障の確保に向けて、バイデン政権は同志国との経済分野での協力を強化してきた。基本的価値観を共有する同盟国である日本との間では、2021年11月に経済産業省と商務省との間で設立され、両省間の具体的な協力を推進する「日米商務・産業パートナーシップ（JUCIP）」と、2022年1月に岸田総理とバイデン大統領との間で設立され、経済産業省・商務省に

加えて外務省・国務省も含め、経済課題への対応について戦略的・地政学的観点も踏まえ大局的に議論する「日米経済政策協議委員会（経済版「2+2」）」の二つの枠組みを中心、経済分野での協力が進められた。

JUCIPについては、2022年5月に萩生田経済産業大臣とレモンド商務長官の間で第一回の閣僚会議が開催され、世界経済秩序に対する脅威に対応するために、商務・産業分野でのより深い協力が不可欠である

ことを再確認した、半導体、輸出管理、デジタル経済、貿易・投資の4分野における両省間の協力を歓迎し、4分野における両省間の協力に関するファクトシートを発出した。

経済版「2 + 2」については、2022年5月に4省による次官級会合が開催されたことに続いて、同年7月には萩生田経済産業大臣（当時）、林外務大臣、レモンド商務長官、プリンケン国務長官による第一回の閣僚会合が開催され、ルールに基づく経済秩序を通じた平和と繁栄の実現、経済的威圧と不公正で不透明な貸付慣行への対抗、重要・新興技術と重要インフラの促進と保護、サプライチェーンの強靭性の強化という四

つの分野について議論が交わされた。また、会合後に4閣僚による共同記者会見が開催され、4閣僚がルールに基づく国際経済秩序の利益を強調する前向きな経済ビジョンを提示する共通の決意を確認し、日米の経済をより競争力と強靭性あるものにする必要性を強調し、4分野における日米間の行動計画を示した共同声明「経済安全保障とルールに基づく秩序の強化」を発出した。

また、商務省や国務省のほか、エネルギー省や国土安全保障省、国防省といった関係省庁との間でも、日米連携や経済分野での協力について様々な議論が行われた。

5. 日加経済関係

カナダでは、2021年9月の下院総選挙の結果、トルドー首相率いる自由党は少数政権ながらも比較第一党的地位を維持し、第三次トルドー内閣が成立した。第二次内閣から引き続き、国連、G7、G20、WTO等の多国間の枠組みを活用した多国間外交を展開しつつ、貿易関係の多様化、気候変動に配慮したエネルギー開発等の課題に取り組んでいる。

日本とカナダは基本的価値を共有するG7のメンバーであり、カナダ政府は近年インド太平洋地域への関与を強めている。2022年2月の日加首脳電話会談では、日加両国が共有するビジョンである「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた両国の六つの優先協力分野に関して、今後両国が力強い協力・連携をさらに進め戦略的パートナーシップを強化していくことで一致するとともに、エネルギー、資源、気候変動等の分野においても連携していくこと等を確認した。また2022年10月の日加外相会談では、同ビジョン実現に向けた具体的な取組を進めるための「自由で開かれたインド太平洋に資する日加アクションプラン」を発表した。2023年1月の日加首脳会談では、アクションプランの着実な実施を通じて連携を強化していくことを確認した。

さらにカナダ政府は2022年11月、カナダが今後10年間でインド太平洋地域への関与を深めていく上での包括的なロードマップとして、五つの戦略目標と国・地域別のアプローチを整理したカナダ初の「インド太平洋戦略」を発表した。同戦略では日本について、「共有された価値観や関心は、世界的課題やルールに

基づく国際秩序の強化における日加二国間の広範な協力の基礎である」と記されている。

経済産業省とカナダ政府の連携も強化が図られている。カナダのイン国際貿易大臣は2022年に3度(5月・9月・12月)、シャンパニュ革新・科学・産業大臣は2度(7月・9月)にわたり経済産業大臣と面会している(2022年7月までは萩生田経済産業大臣、同年9月以降は西村経済産業大臣)。ウィルキンソン天然資源大臣は2022年3月に萩生田経済産業大臣と面談し、2022年9月及び2023年1月には中谷経済産業副大臣と面談した。カナダ側のそれぞれの担当大臣とCPTPPやWTO改革における連携、AI・量子技術等の研究開発協力や自動車部門の脱炭素化、LNGや重要鉱物を含むエネルギー安全保障の強化等について幅広く意見交換を行い、共通の価値観を有する両国の連携を一層強化していくことが確認された。

また、近年は特にAIや量子技術といった先端技術を有する日加両国の企業活動が活発化している。経産省は、JETROを通じてこれら分野を含む企業の相互進出・連携を後押ししている。2022年度は、対日投資促進の枠組みを活用したカナダ企業5社の日本進出支援や、オープnınイノベーション促進を目的としてカナダ・スタートアップ向けに日本企業がプレゼンを行うリバースピッチ・イベントの実施、また、22年6月にトロントで開催されたテック系スタートアップ展示会「Collision 2022」における日系スタートアップの広報・マッチング支援等を行った。

第2節

欧州

1. EU関係

欧州連合（EU）は、27か国が加盟、人口約5億人、GDPは世界全体の2割近くを占める政治・経済統合体である。EUは、域外に対する統一的な通商政策を実施する世界最大の単一市場であり、単一通貨のユーロには、20か国が参加している。また、国際秩序が液状化する中にあって、自由、民主主義、法の支配、人権といった基本的価値や原則を共有するという意味で我が国にとって重要なパートナーである。

また、欧州委員会は、フォン・デア・ライエン欧州委員会委員長（ドイツ出身）、ミシェル欧州理事会議長（ベルギー出身）の下、気候変動（グリーン）分野、デジタル分野を中心に意欲的な政策の打ち出しを図っており、新型コロナウイルス感染症からの復興においても、復興基金「次世代のEU」の活用等を通じた大規模な投資の促進に加え、グローバルなルールメイキングの主導を一層推進する姿勢を示している。

気候変動（グリーン）分野については、2021年7月、「欧州気候法」が成立し、2030年までに温室効果ガス55%削減（90年比）を法的拘束力のある目標とすることを正式決定した。また、同年7月と12月に「Fitfor55パッケージ」を発表し、既存法の改正、新法を含む17の法案を提案した。その中で、EU排出権取引制度指令（EU-ETS）においては、海上輸送、建築、陸上輸送など対象セクターが拡大されるとともに、既存対象セクターの更なる排出上限を大幅に削減する改正案が2022年12月に政治的合意。加えて、炭素国境調整措置（CBAM）では、カーボンリーガジのリスクが高いセメント、鉄・鉄鋼、アルミニウム、肥料、電力に加えて、水素を新たに対象と加えるなど適用範囲を拡大する等の規則案が2022年12月に政治的合意。また、自動車CO₂排出規則も改正案が提案され、その中で2035年内燃機関車の販売の禁止が打ち出された。

さらに、2022年5月、今般のウクライナ情勢を踏まえ、エネルギー価格高騰及び需給ひっ迫への対応策、ロシア産化石燃料依存からの脱却を2本柱とし、ガス供給源の多様化、再エネ、省エネ、水素促進等を方針とする「RePowerEU計画」を公表した。

EUの貿易政策においては、「開かれた戦略的自律」を柱として掲げ、2022年9月には、新型コロナウイルス感染症拡大を教訓として緊急時にEUの単一市場の機能を維持し、戦略的物資を確保するために「単一市場緊急措置規則案」を公表。また、ネット・ゼロ移行のために必要となるクリーン技術の欧州内で確保するために「グリーン・ディール産業計画」を2023年2月に発表。その後、同計画に沿って、クリーン産業への投資及び資金供給加速に向けた国家補助金規則の緩和などを規定した「Temporary Crisis and Transition Framework(TCTF)」や、ネット・ゼロ産業の製造容量に関する目標設定や導入拡大に向けた規制整備・許認可の迅速化などを規定した「ネット・ゼロ産業法案」、重要原材料の欧州内における供給確保に向けた特定の重要原材料に関するプロジェクト支援を規定した「重要原材料法案」を同年3月に発表。

また、人権デュー・ディリジェンス（DD）についてEUレベルでの議論も加速しており、欧州委員会は人権DDを義務化する「人権DD指令案」を2022年2月に公表し、同年9月には、強制労働関連商品のEU市場での上市・域外輸出を禁止する「強制労働禁止規則案」を発表。

2019年2月の発効後、着実に履行が進められている日EU・EPAを含む、これまでの協力を基礎に、日EU、あるいは米国を含む三極の枠組みで、グローバルな議論をリードしていくことが重要である。

デジタル分野では、2020年末に、プラットフォーマーへの規制措置等を盛り込んだ「デジタルサービス法案」、「デジタル市場法案」が公表され、両法案とともに2022年11月に発効。また、2021年9月に公表した「インド太平洋における協力のためのEU戦略」において同志国との締結を模索するとされていたデジタルパートナーシップについて、2022年5月に日本、同年11月に韓国、同年12月にシンガポールと合意。

2022年5月、岸田総理とミシェル議長、フォン・デア・ライエン委員長との間で第28回日EU定期首脳協議を東京で開催した。双方は、「日EUデジタルパートナーシップ」の立ち上げを発表し、閣僚級の会

合の設立とともに、DFFT、強靭なサプライチェーン（半導体他）、サイバーセキュリティ、人工知能等の協力分野における日EU間の協力を推進していく。また、岸田総理は、2022年6月、2022年9月にミシェル議長と、2022年6月、2022年11月にファン・デア・ライエン委員長と会談を行った。西村経済産業大臣は、2022年9月にG20の場でシムソン委員（エネルギー担当）およびティマーマンス上級副委員長と会談した。また、同じく2022年9月にはG7の場でドンブロフスキス上級副委員長会談を行い、2022年12月には東京でシムソン委員（エネルギー担当）と会談を行った。

2. 英国

英国は、基本的価値を共有するグローバルな戦略的パートナーであり、日本とは経済的な結びつきが強いだけでなく、近年は安全保障・防衛協力を含め、関係を強化している。

EU離脱後、英国は欧州域外への関与を強化する姿勢を強めており、中でもインド太平洋地域は、英国政府が2021年3月に発表、2023年3月に刷新が行われた統合レビュー文書「競争時代におけるグローバル・ブリテン」において、英国の国際戦略における重要な地域と位置づけられている。CPTPP加入への強い意欲はその一端であり、2021年6月には加入手続開始が決定された。岸田総理はジョンソン元首相と2022

また、西村経済産業大臣、林外務大臣、ドンブロフスキス上級副委員長（貿易担当）を共同議長とする日EUハイレベル経済対話第2回会合を2022年10月にオンライン形式で実施し、ロシアによるウクライナ侵略を起因とするエネルギーや食料などの安定供給確保の重要性を認識し、国際秩序が挑戦を受ける中で、基本的価値を共有し、自由貿易を共に推進する戦略的パートナーである日・EUが、国際社会における自由で公正な経済秩序をリードしていくことの重要性を確認するなど、首脳・閣僚レベルでも密接な連携が持続している。

年5月に英国で、6月のG7首脳会合の場で対面で会談を行うとともに7月には電話会談を行った。また、岸田総理は2022年9月の国連総会の場でト拉斯前首相と対面で会談を実施し、スナク首相との間では11月に電話会談及びG20サミットの場で立ち話を行った。2023年には、1月に岸田総理が訪英し、スナク首相と会談を行った。また、西村経済産業大臣は、2023年1月にペイデノック国際貿易大臣およびシャップス・ビジネス・エネルギー・産業戦略大臣とダボス会議の場で会談。2023年2月にト拉斯前首相と東京で会談を行った。このように、首脳・閣僚レベルでも日英関係を一層強固にするため、密接に連携している。

3. ドイツ

2021年12月の3党連立政権樹立後、2022年4月にショルツ首相が初のアジア訪問国として日本を訪問。ショルツ首相と岸田総理との会談において、日独が幅広い分野で協力を推進していくため、新たに首相及び複数の閣僚が参加する政府間協議を立ち上げにつき合意するなど、日独では緊密な関係が築かれている。

岸田総理は、ショルツ首相と2022年6月のG7エルマウ・サミット及び11月のG20の場において会談を行うとともに、2022年9月にはヴルフ元大統領と、そして11月にはシュタインマイヤー大統領と東京にて会談を行った。また、萩生田前経済産業大臣は2022年3月にハベック経済・気候保護大臣と電話会談を行い、G7気候・エネルギー・環境大臣会合に向け、

ウクライナ情勢を踏まえたエネルギー安全保障等について議論を行った。また、西村経済産業大臣は、2022年9月にG7貿易大臣会合にて、ハベック経済・気候保護大臣と対面で会談を行い、G7貿易大臣会合に向けた協力や最近のエネルギー価格高騰を受けたエネルギー面や通商面での連携強化について議論した。

2023年3月に、第1回日独政府間協議を東京で開催し、両国首脳と西村経済産業大臣やハベック経済・気候保護大臣を含む関係閣僚が出席し、経済安全保障を中心に幅広く意見交換を行った。西村経済産業大臣とハベック経済・気候保護大臣との会談も行われ、日独関係の更なる緊密化に向けた連携が確認された。

また、日独間の産業協力の深化・発展について意見

交換を行う経済産業省と独経済エネルギー省（現在の独経済・気候保護省）との間の対話である「日独次官

級定期協議」も、2022年10月に実施された。

4. フランス

フランスとは、2019年6月にマクロン大統領が訪日した際に発出した「『特別なパートナーシップ』の下で両国間に新たな地平を開く日仏協力のロードマップ（2019～2023年）」に基づき、協力を進めている。岸田総理は2022年6月および7月に電話会談を行うとともに、2022年6月にはG7エルマウ・サミットの場で会談を行い、日仏関係の発展について確認を行った。2022年9月には、サルコジ元大統領と対面で会談を行った。2023年1月には、マクロン大統領とフランスで会談を行い、新しいロードマップの作成やG7に向けた連携につき確認を行った。

また、西村経済産業大臣は2022年9月にG7貿易大臣会合の場で、2023年1月には東京でベシュト対

外貿易・誘致担当大臣と会談を行った。

日仏間の産業協力に関しては、経済産業省と仏経済財務省との間で「日仏産業協力委員会」を設け、日仏における産業政策の展望や産業活動などについて意見交換を行っており、2022年7月に開催した。引き続き、本委員会を通じて日仏間の産業協力の強化を図っていく。また、航空機、エネルギー、原子力といった分野では、分野ごとの日仏間の対話の場を設け二国間協力の進展を図っており、西村経済産業大臣は2023年5月にパニエ・リュナシェエネルギー移行相と会談を行い、原子力分野の連携強化について共同声明を発表した。

5. EU域外

2022年2月からのロシアによるウクライナ侵略は長期化の様相を呈しているも、国際社会ではウクライナの経済的復興に向けた動きが出始めている。具体的には、2022年7月イススにおいて、イスス政府及びウクライナ政府が共催する「ウクライナ復興会議」が開催され、復興に向けた国際社会のコミットを確認するルガーノ宣言が取りまとめられるとともに、ウクライナ政府より復興に向けた絵図を示した「ウクライナ国家復興計画」が公表された。また2022年12月には、

G7首脳テレビ会議では、ウクライナの復旧・復興を支援するための「ウクライナ復興ドナー調整プラットフォーム」の設置が合意される等、G7を始めとした国際社会が結束し支援に取組んでいる。

第3節

中国

1. 今後の方針

中国はGDP世界第2位の経済大国であり、日本と緊密な経済関係を有する重要な隣国でもある。日中交正常化50周年を迎えた昨年は11月に対面で約3年ぶりとなる日中首脳会談が行われた。会談では、環境・省エネや医療・介護・ヘルスケア等の分野での日中間の交流を適切な形で後押しすることで一致すると同時に、透明・予見可能かつ公平なビジネス環境確保の重要性も議論された。

こうした中、経済産業省としては、中国に対して、ビジネス環境整備の要請とビジネス協力の具体化の両輪で政策を展開している。具体的には、輸出管理法・データ関連規制といった国内法制度の予見可能性向上や外商投資規制の緩和等を通じた公正・公平な競争環境の実現を求めるとともに、省エネ環境分野や介護サービス分野等の日中が共通の課題を抱える分野での協力強化に向けた取組も行っている。

2. 主な進捗

ビジネス環境に関しては、2022年9月5日に中国商務部との次官級定期協議を開催し、日中経済関係をさらに深化させる観点から、強制技術移転や市場歪曲的な産業補助金等の是正を始めとする、中国市場の開放や公平、公正なビジネス環境の構築のための実効性のある形での制度の運用を中国側に要請した。

エネルギー分野では、2022年12月6日に、経済産業省と中国国家発展改革委員会で「第2回脱炭素化実現に向けた日中政策対話」を開催した。日本側からは「クリーンエネルギー戦略」について、中国側からは「第14次5カ年計画の現代エネルギー体系計画」等を紹介し、相互に関心のある分野の取組について意見交換を行うとともに、本政策対話を来年も開催することと一致した。

2023年2月11日には、経済産業省、一般財団法人日中経済協会、中国国家発展改革委員会及び商務部、中国駐日本国大使館の共催で、日中のエネルギー・環境分野の協力プラットフォームである「第16回日中省エネルギー・環境総合フォーラム」を開催した。新型コロナウィルス感染症拡大の影響により、2021年度と同様に東京と北京をつなぎオンラインでの開催となり、日本側からは、西村経済産業大臣、宗岡日中経済協会会长ほか、中国側からは、何立峰国家発展改革委員会主任（当時）、李飛商務部部長助理（当時）ほか、約870名の官民関係者が参加した。

全体会合では、西村経済産業大臣から、今回のフォー

ラムの重点として、「脱炭素とエネルギー安定供給確保の両立に向けた日中協力」を挙げ、日本のカーボンニュートラルの実現に向けた取組について紹介を行った。また、現実的なエネルギー・トランジションの推進に向けた日中連携への期待を表明すると同時に、日中経済交流のためにも、透明・公平な事業環境の整備に努める必要性に言及した。

さらに、フォーラムでは、エネルギー・環境分野での日中企業間の協力案件が新たに17件創出され、2006年の第1回フォーラムからの累計案件数は430件となった。

全体会合に統いて、「エネルギー効率の向上（省エネ）」、「自動車の電動化・スマート化」、「水素」、「水環境対応と汚泥処理」の四つの分科会を開催し、日中双方の政府部門・主要企業等が意見交換を行った。

コンテンツ分野では、2022年10月27日に、「第15回日韓文化コンテンツ産業フォーラム」を韓国で開催した。本フォーラムでは日中韓の文化コンテンツ産業の交流と協力、特に、没入型コンテンツ市場の現状と相互の交流や協力方策に関する議論を行った。また、日中韓三国は、各国の文化コンテンツオンラインプラットフォームに基づき、市場動向に関する情報等を共有し、企業によるビジネスチャンスの創出を支援する役割を担うことに合意するとともに、没入型コンテンツ制作の源となる、異なる文化コンテンツ分野のIP活用や協業を含め、企業間のビジネスマッチング、

プロジェクトピッチングなど、人的交流の機会提供を拡大することで合意した。

ヘルスケア分野では、JETROと協力し、中国の上海市、天津市、江蘇省、広東省、四川省で「地方都市高齢者産業交流会」を実施し、日本の介護サービス・福祉用具の事業者と中国現地企業とのビジネスマッチングを行った。

知財分野では、2022年11月28日に特許庁と中国国家知識産権局（CNIPA）が「第29回日中特許庁長官会合」、同年11月29日に、韓国特許庁（KIPO）を加えた「第22回日中韓特許庁長官会合」をそれぞれ

オンライン形式で開催した。日中特許庁長官会合では、AI事例比較研究について引き続き協力を進めることで合意するとともに、特許・意匠・商標等の多岐に渡る分野での日中間の協力について議論を行った。また、日中韓特許庁長官会合では、無効審判審決に係る比較研究の取りまとめを確認する等、三庁間での協力について議論した。さらには、「カーボンニュートラル達成へ向けた知財制度の貢献」をテーマとした日中韓特許庁シンポジウムをオンライン形式で開催し、日中韓の各庁担当者が講演を行った。

第4節

ASEAN・大洋州

1. 総論

ロシアによるウクライナ侵略、米中対立の二極化、昨今のコロナ禍の長期化による各国経済への影響も相俟って、インド太平洋地域を含む世界の情勢は緊迫化し、気候変動等の社会問題や急激な経済成長に伴う経済格差も広がりを見せていく。

こうした中で、今後の世界経済をけん引する活力ある ASEAN と日本が連携し、平和で繁栄した地域を作り出すことはインド太平洋地域の安定に大きく貢献するといえる。日本が ASEAN にとって、かつてのような大きな存在ではなく、ASEAN に関与するパートナーの一つとなった今、現地に寄り添い共に育ち信頼関係を築いてきた日本の強みを再認識し、共に成長するパートナーとして未来を共に創ることが重要である。

さらに、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、豪州、ニュージーランド及び太平洋島嶼国との連携強化に取り組むことが重要である。

こうした観点から、日本と ASEAN・大洋州各国との間では二国間関係や APEC、ASEAN 経済大臣会合など様々な国際フォーラムの場を活用し、閣僚級のバイ会談などに精力的に取り組んだ。特に 2022 年度は、夏頃から新型コロナウイルス感染症拡大による渡航規制がかなり緩和されたこともあり、経済産業大臣は、ASEAN5 か国と豪州を訪問し、各国との関係強化に努めた。

2. 日 ASEAN 関係

(1) 日 ASEAN 友好協力 50 周年を機とした経済共創へ向けた取組

2022 年 9 月 18 日、経済産業省、ASEAN 事務総長及び ASEAN 加盟国との間で第 28 回日 ASEAN 経済大臣会合が、カンボジアで開催され、日本から西村経済産業大臣が出席した。会合において、この 1 年間の日 ASEAN 経済協力の進捗・成果及び 2023 年の日 ASEAN 友好協力 50 周年を見据えた取組について議論を行った。西村大臣から、友好協力 50 周年に向けて、経済産業省が日 ASEAN の経済界と策定する「日 ASEAN 経済共創ビジョン」への協力を要請するとともに、このビジョンも踏まえ、政府ベースで、将来のあるべき姿「未来デザイン」と、その達成に向けた具体策「アクションプラン」の策定を提案し、賛同を得た。様々な経済界等へのヒアリングや、ビジョン策定に向けて立ち上げた検討委員会での議論の結果、2023 年 1 月には「日 ASEAN 経済共創ビジョン」の中間整理を取りまとめた。

また、同会合に併せて開催された東アジア経済大臣会合において、東アジア・アセアン経済研究センター(ERIA) が、①インテグレーション、②イノベーショ

ン、③インクルーシブ、④サステナビリティの四つを柱とするデジタルを活用したアジア地域の総合開発計画を実践するための、産学官連携、ナレッジハブ、新規ビジネス創出のプラットフォームとなる、新センターの立ち上げを発表し、歓迎された。同年 11 月の東アジア首脳会議においても、議長声明の中で「デジタルイノベーション・サステナブルエコノミーセンター」の設置を改めて歓迎された。

(2) アジア未来投資イニシアティブについて

① ADX 実証事業について

2021 年に引き続き、日本企業が有する技術・ノウハウ等の強みを活かしながら、ASEAN 各国やインドの企業との協働を通じ、現地の社会課題解決に貢献する実証事業を支援。今年度は ASEAN 地域を対象に 28 件採択を行った。

② 日 ASEAN ビジネスウィーク

2022 年 5 月、昨年に引き続き、「イノベーション」と「サステナビリティ」をキーワードに、ASEAN ビジネスの現状と可能性を考察する機会として、第 2 回

「日 ASEAN ビジネスウィーク～toward Innovative and Sustainable Growth～」を開催した。日本及び ASEAN の企業や有識者等が登壇するウェビナーを集中的に開催。オープニングセッションにおいては、萩生田前経済産業大臣から、①2022年1月に発表したアジア未来投資イニシアティブアジア（AJIF）の具体的取組、②デジタル技術を活用したサプライチェーンの高度化、③2023年に迎える日 ASEAN 友好協力50周年を契機に、未来を切り開く共創パートナーとして、目指すべき方向性「日 ASEAN 経済共創ビジョン」を策定し、そこに向かって官民挙げて取り組んでいくことを発信した。

(3) ASEAN 事務局との関係

2022年5月、APEC 貿易担当大臣会合にて、萩生田前経済産業大臣がリム ASEAN 事務総長と、2023

年の日 ASEAN 友好協力50周年を契機とした日 ASEAN 関係の更なる深化に向けた取組について意見交換を行った。

9月、西村経済産業大臣はG20 エネルギー移行大臣会合に際してインドネシアを訪問し、リム ASEAN 事務総長と会談を行った。会談では「日 ASEAN 経済共創ビジョン」、発効したRCEP 協定の完全な履行の確保に向けて日本と ASEAN 事務局とで緊密に連携をしていく旨を改めて確認した。

11月のAPEC閣僚会議においては、西村経済産業大臣がリム ASEAN 事務総長の5年にわたる事務総長としての活動に敬意を表するとともに、日 ASEAN 友好協力50周年を見据え、RCEP 協定やエネルギー分野を含めた日 ASEAN 経済関係の深化に向けた協力について議論を深めた。

3. ASEAN 各国との関係

(1) インドネシア

2022年4月、日・インドネシア官民経済対話（トラック1.5）の第1回会合がジャカルタで開催され、デジタル、グリーン産業の振興、サプライチェーン、人材育成について議論を行った。

同月、萩生田前経済産業大臣が、アリフィン・エネルギー・鉱物資源大臣とオンライン会談を行い、同年1月に両大臣が署名したエネルギー・トランジションの実現に関する協力覚書等に基づく両国間の協力をさらに深化させていくことで合意した。

5月に開催されたAPEC貿易担当大臣会合では、萩生田前経済産業大臣がルトフィ商業大臣とバイ会談を行い、G20、RCEP、IPEF、「アジア未来投資イニシアティブ（AJIF）」に基づく日本としての取組等について意見交換を行った。

6月には、細田経済産業副大臣がアグス工業大臣とバイ会談を行い、インドネシアのサプライチェーンの強靭化等に向けて自動車産業や鉄鋼産業など個別の産業政策等について意見を交わした。

さらに7月には、萩生田前経済産業大臣がアイルランガ経済担当調整大臣及びアグス工業大臣とバイ会談を行った。会談では、自動車産業や鉄鋼産業など個別の産業政策や官民経済対話等について両国の経済関係を一層深化させていくことを確認した。

同月、萩生田前経済産業大臣がアリフィン大臣と会談を行い、AZEC構想の実現に向けた両国の連携の重要性を確認するとともに、特にアンモニアや再エネ分野における具体的な取組について議論を行った。

9月には、西村経済産業大臣がG20 エネルギー移行大臣会合等に出席するため、パリ及びジャカルタへ出張し、ルフトハイン・投資担当調整大臣及びアリフィン・エネルギー・鉱物資源大臣との会談、ブン国会下院議長との会談、さらにアイルランガ経済担当調整大臣及びアグス工業大臣との会談を行った。各会談では、日インドネシア両国のエネルギー協力や経済関係の強化等、幅広い議論を交わした。

また、同月に開催されたIPEF閣僚会合において、西村経済産業大臣はアイルランガ経済担当調整大臣およびアグス工業大臣と会談を行い、IPEF、鉄鋼輸入制限措置、日尼EPA、自動車分野等の幅広い政策について意見交換を行った。

さらに同月、西村経済産業大臣が来日したアリフィン大臣と会談を行い、AZECの実現に向けた協力や二国間における様々なエネルギー分野での協力について議論を行い、今後さらに協力関係を深化させていくことを確認した。

10月には、西村経済産業大臣はゴーベル国会副議長と会談し、日インドネシア二国間経済関係の強化に

ついて議論を行った。西村経済産業大臣とゴーベル国会副議長は、翌年の2023年3月にも会談を行い、日インドネシア国交樹立65周年、また日ASEAN友好協力50周年を踏まえ、両国の関係強化について改めて議論を深めた。

2023年3月には、AZEC閣僚会合に参加するために来日したアリフィン大臣と西村経済産業大臣が会談し、再エネ、燃料アンモニア、天然ガスを含む多くの二国間のプロジェクトが生成されていることを歓迎するとともに、それぞれの進捗確認を行い、引き続きコミュニケーションを取っていくことで一致した。

(2) マレーシア

2022年5月、萩生田前経済産業大臣はアズミン国際貿易産業大臣とバイ会談を行った。会談では1月に提唱した「アジア未来投資イニシアティブ(AJIF)」に基づくサプライチェーンの強靭化等において両国が協力していくことで一致し、産業界も交えた官民対話の設置に向けた検討を進めることで合意した。また、航空機分野での両国協力覚書に署名した。

8月には、岩田経済産業大臣政務官がマレーシアを訪問し「東方政策40周年記念セミナー」に出席、日本政府代表として挨拶を行った。現地ではアズミン国際貿易産業大臣と会談し、東方政策の更なる発展で一致、ムスタバ内閣府大臣との会談では水素・アンモニアの活用や省エネ分野での協力について意見を交わした。

また、9月、西村経済産業大臣がアズミン国際貿易産業大臣とバイ会談を行い、両国間経済関係の強化や、IPEF、CPTPPなど通商分野で協議を行った。

12月には、西村経済産業大臣がマレーシアを訪問し、12月の政権交代後に新たに着任したザフルル国際貿易産業大臣及びラフィジ経済大臣と会談を行った。ザフルル大臣との会談では航空機分野を含む両国間協力、CPTPP及びRCEP等の通商政策、日ASEAN友好協力50周年を機とした協力の推進等について、ラフィジ大臣との会談では「アジア・ゼロエミッション共同体」構想やLNGの安定供給を含むエネルギー分野における協力等について議論を深めた。

2023年3月には、AZEC閣僚会合に参加するために来日したラフィジ大臣と西村経済産業大臣が会談し、アジアの脱炭素化に向けて、AZECにおける両国の連携を確認するとともに、LNGの安定供給、マレーシアのカーボンニュートラルに向けたロードマップ策定支援や燃料アンモニア、CCSといった両国の脱炭素化に資するエネルギー協力について意見交換した。

(3) ブルネイ

2022年5月、APEC貿易担当大臣会合にて、萩生田前経済産業大臣はアミン首相府大臣兼第二財務・経済大臣と会談を行い、CPTPP、IPEF等の二国間経済関係について意見交換を行った。

また、9月のIPEF閣僚会合では、西村経済産業大臣とアミン首相府大臣兼第二財務経済大臣が、IPEF等の通商政策のほか、エネルギー安定供給やエネルギー・トランジションに関する協力について議論を交わした。

同月、中谷経済産業副大臣は来日したペビン・ハルビ首相府大臣と会談し、中谷副大臣から、水素閣僚会議及びアジアグリーン成長パートナーシップ閣僚会合への出席を歓迎するとともに、「アジア・ゼロエミッション共同体構想」の実現に向けた協力を呼びかけつつ、LNGの安定供給を含む両国間のエネルギー協力について議論を行った。「アジア・エネルギー・トランジション・イニシアティブ(AETI)」に基づく、カーボンニュートラルに向けたロードマップ策定にかかる議論を開始する方針で合意した。

(4) フィリピン

2022年11月のAPEC閣僚会議に際し、西村経済産業大臣はASEANの対日調整国であるパスクアル貿易産業大臣とバイ会談を行った。会談では、日ASEAN友好協力50周年を機とした日ASEAN経済共創ビジョンの策定などの日ASEAN協力の深化について意見交換を行った。

翌2023年2月にはマルコス大統領が来日し、フィリピン経済フォーラムにて西村経済産業大臣とバイ会談を行った。会談ではIPEFやRCEPを通じた貿易・投資の強化と日ASEAN経済共創ビジョン策定にかかる連携を確認した。

さらに3月には、マニラで第5回日フィリピン産業協力対話が開催された。本対話では、日本とフィリピンのこれまでの協力の内容や今後の方向性、産業別の課題(自動車、エレクトロニクス・半導体産業、航空・宇宙産業、クリエイティブ産業)、フィリピンにおけるビジネス環境、スタートアップの振興や両国でのスタートアップの協業によるオープンイノベーションに

向けたイベントの開催について議論し、さらに協力関係を強めていくことで一致した。

同月、AZEC閣僚会合に参加するために来日したロティリヤ・エネルギー大臣と西村経済産業大臣が会談し、LNGや燃料アンモニア分野における両国企業間の協力を歓迎するとともに、各国の事情に応じた脱炭素化の取組を進めること、カーボンニュートラルに向けた再生可能エネルギーの重要性を確認した。

(5) シンガポール

2022年5月、APEC貿易担当大臣会合にて萩生田前経済産業大臣がガン貿易産業大臣とバイ会談を行い、CPTPP、RCEP等の通商政策等、日・シンガポールの経済関係強化に向けて議論を交わした。

さらに同月、萩生田前経済産業大臣はタン第二貿易産業大臣兼人材開発大臣と会談を行い、就労ビザの発給要件やエネルギー分野での協力等、幅広い分野について意見交換を行った。また、同会談において、「アジア未来投資イニシアティブ(AJIF)」の具体化に向けた日・シンガポール官民経済対話を立ち上げた。

9月には、西村経済産業大臣がG20エネルギー移行大臣会合等に出席し、タン第二貿易産業大臣兼人材開発大臣とエネルギー分野における協力やIPEF、CPTPP等の通商施策について議論を行った。

また、同月のIPEF閣僚会合において、西村経済産業大臣はガン貿易産業大臣と会談し、IPEF、CPTPP、RCEPを始めとした通商関係、日ASEAN経済共創ビジョンの策定やエネルギー分野における協力を通じ、二国間関係をさらに深化させていくことで合意した。

11月には、西村経済産業大臣がシンガポールを訪問し、ガン貿易産業大臣、ゴー・チョクトン名誉上級相兼通貨監督府議長(前首相)、タン第二貿易産業大臣兼人材開発大臣とバイ会談を行い、通所政策等について意見交換を行った。また、Bloomberg New Economy Forumへ出席し、講演およびパネルディスカッションに参加した。

翌2023年2月には、上述した日・シンガポール官民経済対話の第1回がシンガポールで開催された。対話では、日・シンガポール双方において重要なテーマであるスタートアップ、サプライチェーン高度化、デジタル経済について、協業促進に向けた協力の在り方や、両国の取組をASEAN全体の経済関係深化にどのようにつなげていくか等意見を共有し、連携の方向

性について共同声明を発表した。

また、2023年3月には、AZEC閣僚会合に参加するために来日したガン貿易産業大臣と西村経済産業大臣が会談し、水素・アンモニア分野における両国企業間の協力を歓迎するとともに、LNGのトランジション燃料としての重要性を確認するとともに、アジアにおけるカーボンニュートラル実現を支えるファイナンスの在り方について議論を行った。

(6) タイ

2022年4月20日、萩生田前経済産業大臣はタイのスパッタナポン副首相兼エネルギー大臣と会談を行い、1月に発表した「アジア未来投資イニシアティブ(AJIF)」に基づく、サプライチェーンの強靭化に向けた取組や、デジタル技術を活用した社会課題の解決につながるプロジェクトの支援などの具体的な投資支援策について議論を行った。

5月には、タイにてAPEC貿易担当大臣会合が行われ、萩生田前経済産業大臣が出席、スパッタナポン副首相兼エネルギー大臣及びチュリン副首相兼商務大臣と会談を行い、IPEFやRCEP等について議論した。また、7月には、来日したアネーク高等教育・科学・研究・イノベーション大臣と萩生田前経済産業大臣が会談を行い、「アジア未来投資イニシアティブ(AJIF)」に基づく具体的な取組として、日泰企業の共創によるイノベーション創出へ向けた連携を確認した。

2022年9月には、里見経済産業大臣政務官がAPEC中小企業大臣会合のためタイを訪問し、スパッタナポン副首相兼エネルギー大臣と「アジア・ゼロエミッション共同体」構想実現に向けたエネルギー協力等を中心に議論した。

さらに同月、西村経済産業大臣がタイを訪問した際には、スパッタナポン副首相兼エネルギー大臣と会談を行い、エネルギー分野における協力や「アジア未来投資イニシアティブ(AJIF)」に基づく取組を推進することで一致した。

西村経済産業大臣は、APEC閣僚会議に際し11月にもタイへ出張し、スパッタナポン副首相兼エネルギー大臣とエネルギー分野における協力等について会談を行いLNG分野における協力覚書に署名した。また、スリヤ工業大臣との間でタイ製造業のデジタル化推進に向けた人材育成に関する協力枠組みの文書交換を行ったほか、APEC議長であるチュリン副首相兼商務大臣と、APECの成功への協力や、翌年の日

ASEAN 友好協力 50 周年に向けた協力について議論を深めた。また、本出張において、両国の官民「共創」に向けてタイ財閥との意見交換やスタートアップ企業と対財閥のピッチイベント「Rock Thailand」において挨拶した。

翌 2023 年 1 月にはスリヤ工業大臣が来日し、西村経済産業大臣とサプライチェーンの強靭化、新ビジネスの創出を担うスタートアップの育成、スマート保安、水素の生産・利用等の分野で議論を行った。

(7) ベトナム

2022 年 5 月 27 日、萩生田前経済産業大臣はミン筆頭副首相と会談を行い、1 月に発表した「アジア未来投資イニシアティブ（AJIF）」について意見交換し、両国の経済関係を一層強化することで一致した。

8 月には、第 5 回「日ベトナム産業・貿易・エネルギー協力委員会」を日本で開催し、共同議長である西村経済産業大臣及びジエン商工大臣は、サプライチェーンの強靭化、デジタル技術の活用、エネルギー・トランジションの実現等に向けた、二国間協力の方向性を確認した。また同委員会において、両国の協力を一層強化していくことを確認し、共同閣僚声明とファクトシートを発出した。

西村経済産業大臣とジエン商工大臣は、9 月に行われた IPEF 閣僚会議の際も会談を行い、IPEF を始めとした通商政策について議論、引き続き連携していくことを確認した。

2023 年 3 月、AZEC 閣僚会合に参加するために来日したハーフ副首相兼天然資源環境大臣と西村経済産業大臣が会談し、アジアの脱炭素化を AZEC の枠組みの下、両国で連携し、さらに協力を進めていくことで一致した

(8) カンボジア

2022 年 9 月、日 ASEAN 経済大臣会合へ出席した西村経済産業大臣は、カンボジアのパン・ソラサック商業大臣と会談を行い、翌年の日 ASEAN 友好協力 50 周年を機とした日 ASEAN 経済界による経済共創ビジョンの策定などについて意見交換を行い、日 ASEAN 協力の発展に向けて共に取組を進めることを確認した。また、サプライチェーン強靭化、デジタル技術の活用、人材育成などに関して意見交換を行い、翌年の日カンボジア外交関係樹立 70 周年に向けて両国の関係をより一層深めていくことで一致した。

2023 年 3 月、ノリン鉱物エネルギー省長官が来日し、AZEC 閣僚会合に参加した。

4. 大洋州各国との関係

(1) 豪州

2022 年 6 月、WTO 閣僚会議に出席した細田経済産業副大臣は、エアーズ貿易担当補佐大臣とバイ会談を行い、CPTPP 等の通商分野での連携や水素等のエネルギー分野での協力について議論を行った。

7 月には萩生田経済産業大臣がシドニーを訪れ、エネルギー大臣会合及びシドニー・エネルギー・フォーラムに参加するとともに、ボーエン気候変動・エネルギー大臣およびキング資源大臣とバイ会談を行った。会談では、日本への LNG の最大供給国である豪州に対する LNG の増産や安定供給について要請。また、資源分野における協力等についても議論を行った。

9 月には、西村経済産業大臣が G20 エネルギー移行大臣会合に出席し、ボーエン気候変動・エネルギー大臣と会談、両国のエネルギー協力について議論を深めた。

また、同じく 9 月に開催されたインド太平洋枠組み

(IPEF) 閣僚会合において、西村経済産業大臣はトン・ファレル貿易・観光大臣とバイ会談を行い、IPEF や CPTPP、RCEP や WTO 等、主に通商分野について議論し、二国間の連携強化の重要性を確認した。

10 月には、第 4 回日豪経済閣僚対話が開催され、西村経済産業大臣とトン・ファレル貿易・観光大臣が対面で参加したほか、エアーズ貿易担当補佐大臣がオンラインで参加した。閣僚対話では、民主主義的な価値観や「自由で開かれたインド太平洋」のビジョンを共有する、「特別な戦略的パートナー」である豪州と、IPEF、CPTPP、RCEP、WTO、サプライチェーンの強靭化等について共に取組み、インド太平洋地域において連携していくことで一致した。また、LNG を始めとした資源・エネルギーの安定供給確保について理解を求めるとともに、「アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）」構想、水素・アンモニアといったクリーンエネルギー分野における協力について議論を行った。

11月には、長峯経済産業大臣政務官がアダムソン南オーストラリア州総督とバイ会談を行い、主に水素協力等のエネルギー分野での連携について議論を行った。

同月、西村経済産業大臣が来日したキング大臣と会談を行い、石炭・LNGの安定供給や、重要鉱物に関するパートナーシップ等に基づく鉱物資源分野における日豪連携の方向性等について、議論・確認を行った。

また翌2023年1月24日、西村経済産業大臣はマガウワン西オーストラリア州首相とバイ会談を行い、LNGや鉱物資源などエネルギー分野での協力に関して意見を交わし、今後の更なる進展を期待することで一致した。

3月にはAZEC閣僚会合に参加するために来日したマクアリスター気候変動・エネルギー補佐大臣と中谷経済産業副大臣が会談し、LNGや石炭の安定供給確保について理解を求めるとともに、「アジア・ゼロエミッション共同体」構想、水素・合成メタン・アンモニア・CCUSといったクリーンエネルギー分野における協力について議論した。

(2) ニュージーランド

2022年4月、萩生田前経済産業大臣はオコナー貿易・輸出振興大臣とバイ会談を行った。会談では、戦略的協力パートナーである両国関係を踏まえつつ、APECやCPTPP、RCEP等での協力の在り方や、地域の諸課題について意見交換を行った。

9月のIPEF閣僚会合に出席した西村経済産業大臣がオコナー貿易・輸出振興担当大臣とバイ会談を行い、IPEFやCPTPP等の通商分野に加え、デジタル分野などにおいても、引き続き緊密に連携することで一致した。

同月、西村経済産業大臣が来日したウッズエネルギー・資源大臣と会談し、水素や地熱、洋上風力などエネルギー分野での協力や排出権取引の取組について

議論を行い、今後、さらに協力関係を深化させていくことを確認した。

さらに11月のAPEC閣僚会合においても、西村経済産業大臣とオコナー貿易・輸出振興担当大臣はバイ会談を行い、翌年ニュージーランドが議長を務めるCPTPPでの今後の交渉等、通商分野での協力について改めて議論を深めた。

翌2023年2月には、オコナー貿易・輸出振興担当大臣が来日し、西村経済産業大臣とCPTPPや、IPEF、RCEP等での協力の在り方について意見交換を行った。

(3) 島嶼国

2022年9月、IPEF閣僚会合に出席した西村経済産業大臣は、斐ジーのファイヤズ・シディック・コヤ産業・貿易・観光・土地・鉱物資源大臣とバイ会談を行った。会談では、IPEFを始めとした通商政策のほか、人材育成やデジタル化について議論し、引き続き二国間関係を強化していくことを確認した。

また、11月のAPEC閣僚会議に際し、西村大臣はパプアニューギニア独立国のリチャード・マル国際貿易投資大臣とバイ会談を行った。会談では、島嶼国との今後の連携の在り方や、LNGの安定供給等について議論し、両国の経済関係を一層深化させていくことを確認した。

2月には、西村経済産業大臣がクック諸島のラウン首相を始めとする太平洋諸島フォーラム（PIF）代表団と会談、ブナPIF事務局長も同席した。西村経済産業大臣は、太平洋島嶼国・地域から表明された懸念を真摯に受け止め、第9回太平洋・島サミットで菅前総理大臣が約束したとおり、引き続き、IAEAによる客観的な確認を受け、太平洋島嶼国・地域に対し、高い透明性をもって、科学的根拠に基づく説明を誠実に行っていくことを再確認した。

第5節

インド

1. 日印経済関係

インドの人口は約14億人に達し2023年に中国を抜き世界第1位となる見込み。2014年に発足したモディ政権は、「Make in India」等の様々なイニシアティブを打ち出し、経済改革、製造業振興による雇用の創出、投資促進のためのビジネス環境整備、インフラ整備等を進め、インドの国際競争力強化に取り組んできた。2020年以降、モディ政権は「自立したインド（Self Reliant India）」政策を核に、輸入依存の低減を通じた経済安全保障の確保、グローバル・サプライチェーンにおける自国の生産・輸出拠点としての地位強化を志向している。同政策の下で、国内生産強化を目的に、自動車・医療機器・バッテリー等インド政府が注力する産業の国内生産を支援する「生産運動型優遇策（PLI）」や、半導体・電信機器生産誘致を目的とする「インド半導体ミッション政策」等、外国企業も対象とする補助金政策が実施されている。また、「国家インフラマスタートップラン（Gati Shakti）」やインフラ向け政府支出の拡大を通じて、産業の基盤となる物流・インフラの強化が推進されている。さらに、中央・州政府との行政手続を一元的にオンラインで統合した「国家シングルウインドウシステム」を立ち上げ、ビジネス環境改善にも取り組んでいる。

日印関係においては、2005年から首脳間の相互往来が行われる等、良好な関係を構築しており、首脳会談等を通じて日印関係の深化に努めてきた。経済分野では、投資促進、ビジネス環境整備、人材育成、エネルギー、デジタル、スタートアップ等、様々な分野で協力を進めてきた。インドに進出している日系企業は2021年10月時点で1,439社であり、10年前に比べて1.5倍に増え、日本は累計でインドに対して世界第5位の直接投資を行っている。また、2022年3月の日印首脳共同声明において、今後5年間で日本からイン

ドに対し、5兆円規模の投融資を実現することが表明され、2023年3月の岸田首相訪印時の日印首脳会談では、同目標の実現に向け順調に実績が重ねられていることが歓迎された。

2022年9月には、西村経済産業大臣がゴヤル商工大臣と会談を行い、IPEF閣僚会合について意見交換するとともに、2014年に合意した「日印特別戦略的グローバル・パートナーシップ」を深化させるべく、日印産業競争力パートナーシップの取組、サプライチェーン強靭化に向けた日豪印の「サプライチェーン強靭化イニシアティブ」（SCRI）、日印CEPA等、日印貿易・投資の促進に向けた取組について議論を行った。

また、インドの要人による政務表敬においては、日印両国間の緊密な経済関係を踏まえつつ、日印特別戦略的グローバル・パートナーシップのもとで企業間協力も含め、日印のさらなる経済関係の深化について意見交換が行われた。また、日印がそれぞれ今年のG7、G20の議長として互いに連携していくことを確認した。（2022年9月ヴァルマ駐日印度大使による西村大臣表敬、同年9月テンナラスインドタミル・ナド州商工大臣による長峯政務官表敬、同年12月印度工業連盟（CII）日本委員会一行による西村大臣表敬、2023年2月ジョージ駐日印度大使による西村大臣表敬）

さらに、二国間協力に加えて、近年は2022年5月に東京にて首脳会合を開催した日米豪印や同じく5月に立ち上げられた「インド太平洋経済枠組み（IPEF）」、2021年4月に日豪印貿易大臣会合で立ち上げられた「日豪印サプライチェーン強靭化イニシアティブ（SCRI）」等日印双方が参加する枠組みにおける多国間協力も進めている。

2. 主な進捗

(1) 二国間産業協力

2019年に梶山元経済産業大臣とゴヤル印商工大臣間で立ち上げられた日印産業競争力パートナーシップの第五回次官級会合が、2023年2月28日、平井経済産業審議官及びアヌラグ・ジェイン印商工省次官との間で、東京で開催され、2022年3月の日印首脳会談時に合意された5兆円の投融資目標の実現に向けて、両国で投資促進含む産業協力、さらにはインドにおけるビジネス環境改善を一層推進することで一致した。また、2022年度には、同パートナーシップ下で省庁横断で設置されている、物流・日本工業団地・食品加工・中小企業・鉄鋼・進出日本企業課題解決（ファストトラックメカニズム）・食品加工・通信の各分野別ワーキンググループが相次いで開催され、各分野における二国間協力の方向性の協議が行われた。

また、2016年11月の日印首脳会談で決定した10年間で3万人のもの作り人材の育成を目指し、製造業の人材育成に係る「日本式ものづくり学校（JIM）」および寄附講座（JEC）の新規開設に取り組んでおり、2022年度には、新規JIMが16件、新規JECが4件開講し、合計でJIMは35校、JECは11講座となった。

(2) エネルギー協力

2022年3月の岸田首相訪印時に、日印エネルギー政策対話の下で取り組んできた二国間協力分野を拡大し、11分野で、政府間の情報交換の他、官民ワークショップの開催、研究開発や人材育成など、日本の技術と資金面の支援を行いながら、両国のエネルギー分野での協力関係を一層強化していく「日印クリーン・エネルギー・パートナーシップ」を発表し、2023年3月の日印首脳会談時にも、同パートナーシップの下で両国の協力を促進していくことで一致した。

2022年6月には、萩生田経済産業大臣が、プリ・インド石油天然ガス兼住宅都市大臣とTV会談を行い、国際エネルギー情勢について議論するとともに、エネルギーセキュリティの確保や産油国への増産働きかけなどの面でエネルギー消費国たる両国が連携することの重要性を確認した。加えて、気候変動にも対応するバランスの取れたエネルギー・トランジションの実現に向けた協力について議論した。また7月に萩生田経済産業大臣とシン電力・新・再生可能エネルギー大臣が会談を行い、「日印クリーン・エネルギー・パー

トナーシップ」に基づく水素・燃料アンモニア等の分野における具体的な協力の進捗を確認し、エネルギー・トランジション加速化に向けた両国間の更なる官民連携の重要性を共有した。

(3) サプライチェーン強靭化

2021年3月の「サプライチェーン強靭化イニシアティブ（SCRI）」に係る日豪印貿易大臣会合で合意されたサプライチェーン強靭化に向けた共同プロジェクトの推進を実施すべく、インド太平洋地域サプライチェーン強靭化事業の下、日本企業のデジタル技術を活用したサプライチェーン強靭化事業を支援することを目的に、インド太平洋地域でサプライチェーンの可視化やデータ連携に取り組む案件が8件採択され、内6件がインドを対象とするものとなった。また、同貿易大臣会合で合意された日豪印三か国間の投資・ビジネス強化のため、2022年11月に経済産業省・オーストラリア外務貿易省（DFAT）・インド商工省（MOCI）は、日本貿易振興機構（JETRO）・オーストラリア貿易投資促進庁（Austrade）・インベストインディア（Invest India）との共催にて、二回目の三か国共催イベントとなる「豪・印サプライチェーン関連スタートアップ・ピッチセッション」を開催した。

(4) デジタル分野

日印デジタルパートナーシップの下、日本企業とインドの優秀なIT人材のマッチングを支援するJapan-Dayという就職説明会がインド工科大学（IIT）ハイデラバード校にて2018年以降毎年開催されており、5度目となる2022年度は日系企業10社、学生320名が参加した。他にも、アジアDX等新規事業創造推進支援事業の下で日本企業が有するデジタル技術の活用（ヘルステック・フィンテック等）を通じたインドの社会課題解決に資する事業の支援が令和元年度から行われており、2022年度は3件が採択され、2020年以降、総計21件の日印プロジェクトの支援が行われている。

第6節

中南米

1. 今後の方針

中南米地域は、6億人超の人口を擁し、巨大な消費市場や中間所得層も多く、日本の高付加価値製品の輸出先として魅力的であるとともに、労働生産人口も比較的若く、また安価な労働力を活用した生産拠点としての役割も担う。また、中南米地域は気候変動対策やデジタル関連産業の基盤を支えるリチウム、銅等の重要な鉱物の主要供給源であるとともに、大豆、とうもろこし、鶏肉を始めとする食料資源の供給源として、エネルギー、食料等安全保障の観点からも我が国にとって重要な地域であるとともに、日本企業の潜在的な参入先、進出先としても有望な地域もある。

世界銀行によれば、2022年の中南米における経済成長率は3.6%。世界的なインフレやブラジルの金融引締め政策、貿易相手国の米国の成長率低下などの影響を受け、2021年の6.8%から軟化した。国・地域ごとでは、メキシコ・ブラジル等の主要国では、難しい経済・財政政策のかじ取りが必要となり、2023年の成長率は軟化すると予想される。他方、一部の中米・カリブ諸国はパンデミックによる景気後退からの回復が長期化し、成長率が拡大すると予想される。

中南米地域における政治面では、コロナ禍の経済悪化や大衆迎合主義の台頭を受け、2022年8月にコロンビアでペトロ大統領、2023年1月にブラジルでルラ大統領が誕生など、左傾化の潮流（ピンクタайд）の傾向が顕著との論調もあるが、従来の保護主義的な動向ではなく、権威主義的な体制を批判し、市場にも配慮した稳健な経済政策を模索するポピュリズム（大

衆迎合主義）色が強まる傾向も見受けられる。現在のような世界情勢が厳しい中で、中南米諸国は、民主主義、法の支配、基本的人権の尊重など基本的価値を共有できるパートナーの役割を担える国も多く、価値観外交として日本と中南米における経済関係をさらに強化していく必要がある。

米国・中国の動向に関して、ブラジル、チリ、ペルー等にとって中国は最大の貿易相手国となり、米国の裏庭とも言われる中南米において積極的なインフラ投資を展開するなど、中国の存在感は増している。他方米国については、同国への移民流入問題の解決をはじめ、中南米地域におけるデジタル連結性、気候変動対策などに地政学の観点から積極的に関与することが期待される。

2022年6月には米国ロス・アンゼルスで米州サミットが開催され、バイデン大統領によって「経済繁栄のための米州パートナーシップ（APEP）」が発足したが、米国による民主主義の懸念のある国家の非招待に反発したメキシコなどがサミットを欠席し、米国離れが浮き彫りとなった。中国は、2023年1月に開催されたラテンアメリカ・カリブ諸国共同体（CELAC）で習近平国家主席によるビデオメッセージが寄せられ、また、台湾承認国であるホンジュラスでは、カストロ大統領からレイナ外務大臣に中国との国交開設を指示し、2023年3月26日に台湾と断交するといった中国のプレゼンスが高まっている。

2. 日・中南米における経済分野の協力について

中南米地域では、従来の太平洋同盟やメルコスール等の地域統合を目指す関税同盟を中心とした内向きの市場経済から、第三国・地域とのFTA締結の推進など、より対外的な経済拡大を目指す動きが見受けられ、同地域における新たなビジネス機会は、これまで以上に拡大余地がある状況下にある。加えて、世界情勢の不安定化による資源・食料安全保障やサプライチェー

ンの強靭化の重要性の再認識を背景に、中長期的な視点に立ち、重要鉱物、水素・アンモニアなど資源・エネルギー分野における新たな投資行動や企業活動が見受けられる。

第一に、コロナ禍の影響や米中摩擦を背景としたサプライチェーンの強靭化の動きである。2020年7月、USMCAが発効や、2022年8月、米国インフラ抑制

法（IRA）を受けて、北米の生産・調達ネットワークの結びつきが強化され、米国市場を見据えてメキシコや中米へのニアショアリングによるサプライチェーンの再構築に関する投資も散見される。昨今の米国テスラ社によるメキシコの新規工場建設は、同国が電気自動車の一大生産拠点となり得る可能性を示す形となっている。

第二に、世界的な気候変動対策の高まりを背景としたグリーン投資に関する動きである。2022年9月、東京で開催された「水素閣僚会議」において、従来のチリに加えて、新たにパラグアイ、ウルグアイ、コロンビアが参加し、中南米諸国と日本との同分野における協力可能性を示した。2022年8月29日から9月2日にかけて、チリ、アルゼンチンの政府関係者等を対象とした「水素実務担当者の受入研修」を日本で開催し、水素の利活用に関するワークショップやサイトビジットを実施した。また、水素・アンモニア関連法制度に係る研修を実施し、理解醸成を図った。加えて、2022年7月、日本とブラジル環境省間において「気候変動を中心とする2国間環境協力強化のための覚書」を締結し、パリ協定6条に基づく市場メカニズムの実施に向けた両国の環境協力強化の礎を築いた。これら政府間ベースでの協力のみならず、2022年度、チリ共和国において日本企業がグリーン水素・アンモニア関連事業に係るF/S調査を複数実施するなど、中南米における水素・アンモニア分野のサプライ

チェーン構築に向けたポテンシャルの高さがうかがわれる形となった。

第三に、中南米におけるデジタル経済の発展の礎となるスタートアップにおける現地での社会実装及びそれを支援する動きである。2022年度より、JETROは、ブラジル・スタートアップ育成政府機関APEX-Brazilが実施する「Scale up in Brazil」において、日本のスタートアップ企業のブラジル市場でのビジネス展開支援を実施した。デジタル分野で技術優位を有する日本のスタートアップが、同技術を活用して現地の社会課題解決を目指す動きなど新たなビジネス機会の促進が図られている。本件は、日伯貿易投資促進・産業協力合同委員会においても、ブラジル経済省との間で同分野を進展させることで見解の一一致をみた。

このように、これまで顕在化されてなかったビジネス機会の拡大は、新たな日・中南米間の経済分野の協力強化の可能性を示すものであり、経済産業省としても、各国政府との政府間対話を活用したビジネス環境整備を図るとともに、中南米地域を対象とした①サプライチェーン強靭化に資する補助金（インド太平洋・中南米地域サプライチェーン参画支援事業費）や、②スタートアップの海外展開を支援する補助金（インド太平洋地域ビジネス共創促進事業費）の創設など本邦企業のビジネス機会の拡大及び現地進出を支援するべくビジネス環境の整備等を図っていく。

3. 進捗状況

(1) 中米・カリブ地域

メキシコについては、2022年5月と10月に平井経済産業審議官とデ・ラ・モラ経済省通商担当次官がオンラインで会談を行い、メキシコ電力政策に対する法的安定性確保の申入れや二国間経済関係について意見交換を行った。また、同年10月、経済省内の人事異動により、クルティエル経済大臣の後任にブエンrostro国税庁長官が着任。同時に、デ・ラ・モラ通商担当次官の後任にエンシナス氏が着任し、同年12月、平井経済産業審議官とエンシナス通商担当次官がオンラインで会談を行った。また、日本政府は2022年6月に日メキシコEPAに基づく原産地小委員会を開催し、原産地証明書の電子発給について意見交換を行った。

また、2023年1月には、USMCAの自動車原産地規則を巡る紛争で米国がメキシコとカナダに敗訴し、自動車全体の域内原産割合（RVC）計算で、協定別添4-Bの付属書第3.8～3.9条が定めるエンジンなどコアシステムの計算方法とロールアップ適用が確定した。これにより、米国政府解釈より有利な方向でRVC計算が行えるため、今後、USMCAの利用率が上昇すると期待されている。一方で、USMCAを巡る紛争解決協議では、メキシコのエネルギー政策がUSMCAに違反しているとし、米国とカナダから協議が要請されている。また、労働分野の紛争早期解決メカニズム（RRLM）については、2022年度時点で計7件の要請が行われた。その全てはメキシコ内の自動車関連部品工場における労働権侵害の疑いに基づくも

のであり、日系企業もその内数に入る。そのほとんどは、メキシコ政府による積極的な協力によって、短期間での解決に至っているが、これらUSMCAを巡る動きについては、今後も注視が必要である。

コスタリカについては、2022年11月、トバル貿易大臣とアンドレ外務大臣が訪日し、西村経済産業大臣と会談を行った。会談では、日本とコスタリカは、自由、民主主義、法の支配等の基本的価値を共有する重要なパートナーであることを確認し、両国間の貿易・投資の連携・強化やアジア・太平洋地域の自由貿易の推進に取り組むことで一致した。

キューバについては、2022年9月、安倍元総理国葬に際し、マレーロ首相が訪日した。首相訪日セッションを開催し、平井経済産業審議官が出席した。同年10月には、ラミレス在京キューバ大使が平井経済産業審議官と対面で会談を行い、二国間経済関係について意見交換を行った。

(2) 南米地域

コロンビアについては、2022年10月、平井経済産業審議官がアンヘラ在京コロンビア臨時大使の表敬を受け、二国間貿易投資の連携強化について意見交換を行った。二国間経済協力に関しては、コロンビアにグッドデザイン賞を導入するデザイン制度導入事業を展開し、2023年2月同国に専門家団を派遣し、グッドデザイン賞セミナーを開催した他、同国産学官関係者と意見交換を行うなど導入に係る素地形成を図った。加えて、コロンビア商工観光省、両国大使館等と連携し、貿易投資合同委員会の設置検討に係る意見交換を実施した。

チリについては、2022年11月、フレイ元大統領が訪日し、中谷経済産業副大臣と会談を行った。会談では、日本とチリは、自由、人権、民主主義、法の支配等の基本的価値を共有する重要なパートナーであることを確認し、二国間貿易投資の連携強化（特に資源の安定供給の重要性）、アジア・太平洋地域における自由貿易推進について意見交換を行った。

エクアドルについては、2023年1月、西村経済産業大臣がスイスへ出張中、プラド生産貿易投資漁業大臣と会談を行った。会談では、日・エクアドル間の貿易投資促進や資源供給源の多角化の観点から、両国の経済関係強化に向けた連携の重要性について意見交換を行った。

ブラジルについては、ブラジル鉱山エネルギー省等

の政府関係者に対して、日本の建物及び空調機器の省エネ制度についての研修の実施を通じて、ブラジル省エネ制度の見直しに向けた支援を実施した。また、2022年9月に平井経済産業審議官、アレシャンドレ・イワタ伯経済省次官を議長とした第14回日伯貿易投資促進・産業協力合同委員会を東京で開催。COVID19、米中対立、ウクライナ侵略など地球規模で取り組むべき共通のテーマに軸足が移るとともに、さらには工業先進国（産業構造展開・経済改革）を目指すブラジルと、新たな経済関係強化に向けた在り方を議論した。具体的な分野としては、エネルギー・環境政策、半導体、スタートアップ支援、知的財産等に関する意見交換を実施した。

アルゼンチンについては、2022年9月、G20貿易・投資・産業大臣会合の場で太田経済産業副大臣とトレスカ外務副大臣が対面で会談を行い、二国間経済協力関係の強化、2023年のG7貿易大臣会合（日本主催）、2025年の大阪・関西万博等について意見交換を行った。

ウルグアイについては、2022年10月、パガニニ産業・エネルギー・鉱業大臣が訪日し、里見経済産業大臣政務官と会談を行った。会談では、水素をはじめとするエネルギー分野等について意見交換を行った。

太平洋同盟については、2022年11月、メキシコにて、第17回太平洋同盟首脳会談を開催する予定であったが、ペルーの国情（カスティージョ大統領（当時の外国訪問不許可）を踏まえ、延期となった。日本としては、太平洋同盟諸国を民主主義、法の支配等の基本的価値を共有する重要なパートナーと捉えており、ともに成長し、相互の利益になる形で、DXやGX等の官民双方が関心を有する分野での協力を拡大している。引き続き、太平洋同盟諸国と共に、共通の課題に取組、具体的な協力を推進していく方針である。

メルコスールについては、2022年11月、日伯戦略的経済パートナーシップ賢人会議から岸田総理大臣に対して、日本・メルコスール経済関係の強化やカーボンニュートラルに向けた取組の推進等についての要望がなされた。また、2022年12月、日本経済団体連合会から林外務大臣に対して日本・メルコスールEPAの早期締結に関する要望がなされた。加えて、2023年年初の林外相中南米外遊においても、在伯・在亜日系企業から日本・メルコスールEPA交渉開始について改めて要請があった。

第7節

ロシア

1. 日露関係

2022年2月24日、ロシアによるウクライナへの侵略が開始された。9月21日、プーチン大統領は部分的動員令を公表し、当局の発表によれば30万人規模の動員を行った。また、9月下旬、ウクライナ国内のドネツク、ルハンスク、ザポリッジヤ及びヘルソンにおいてロシアへの「編入」に関する「住民投票」と称する行為が実施され、その結果を口実として、ロシアはこれらの地域を違法に「併合」した。

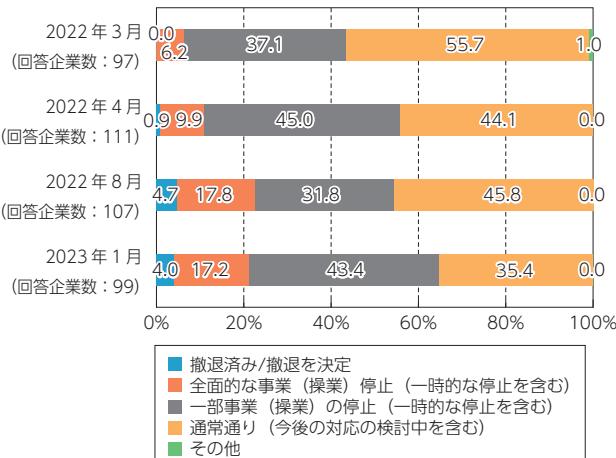
こうした状況下にあるロシアによるウクライナへの侵略に対し、日本政府は、G7をはじめとする国際社会と連携し、個人・団体等に対する制裁、銀行の資産凍結等の金融分野での制裁、輸出入禁止措置等の対露制裁を実施。

また、ロシアによるウクライナへの侵略により、経

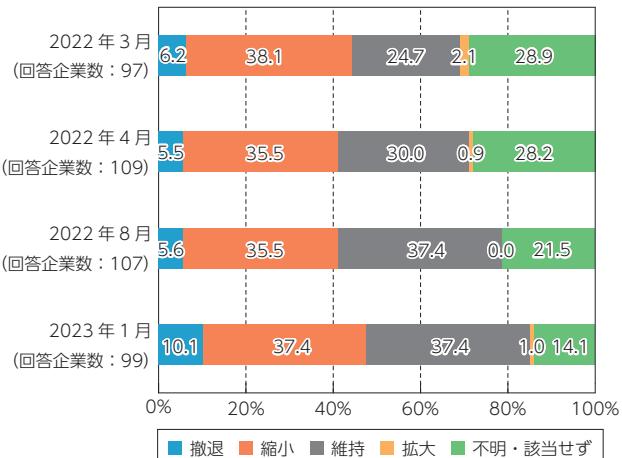
済分野を含め二国間関係を従来どおりとすることは困難な状況となった。このため、2016年に提案された8項目の「協力プラン」²⁸¹を含む、ロシアとの経済協力に関する政府事業は、当面見合わせることを基本としている。こうした状況下で、これまでにロシアに進出してきた日本企業は、ビジネス環境の悪化やロシア政府による対抗措置等によって、多大な影響が生じている。経済産業省は、日本貿易振興機（JETRO）や日本貿易保険（NEXI）に相談窓口を設置し、影響を受ける日本企業の事業活動の支援を行っている。また、ロシアからの撤退を含めた経営判断を迫られる日本企業に対して、その経営判断に資するよう現地制度に関する情報提供等を実施している（第I-1-2-25図）。

第III-2-7-1図 ロシアにおける我が国企業の事業動向（再掲）

ロシア所在企業の現時点での事業ステータス



ロシア所在企業の今後の事業展開見通し



資料：JETRO「ロシア・ウクライナ情勢下におけるロシア進出日系企業アンケート調査結果」から作成。

²⁸¹ 1) 健康寿命の伸長、(2) 快適・清潔ですみやすく、活動しやすい都市作り、(3) 中小企業交流・協力の抜本的拡大、(4) エネルギー、(5) ロシアの産業多様化・生産性向上、(6) 極東の産業振興・輸出基地化、(7) 先端技術、(8) 人的交流の抜本的拡大。

2. ロシア・ベラルーシ等輸出入等禁止措置・資産凍結等措置

ロシアによるウクライナへの侵略に対し、我が国はG7をはじめとする国際社会と連携しつつ、外国為替及び外国貿易法（外為法）に基づき、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、3月までに資産凍結や半導体など汎用品のロシア向け輸出に関する制裁、ロシアの軍事関連団体に対する輸出に関する措置を実施した（以下、措置の施行日・適用日を基準に記載）。

4月2日、資産凍結等の対象として3月3日付で追加された特定銀行への資産凍結等の措置を実施。

4月5日、ロシア連邦への奢侈品の輸出禁止措置を実施。

4月10日、資産凍結等対象として3月11日付で追加された特定銀行への資産凍結等の措置を実施。

4月12日、資産凍結等対象者を指定。

4月19日、一部物品の輸入禁止措置を実施。

5月10日、資産凍結等対象者、輸出等禁止措置対象のロシア連邦の特定団体を指定。

5月12日、資産凍結等対象として4月12日付で追加された特定銀行への資産凍結等の措置及び、同日公示されたロシア連邦向けの新規対外直接投資禁止措置を実施。

5月20日、ロシア連邦への先端的な物品等の輸出等の禁止措置を実施。

6月17日、ロシア連邦への産業基盤強化に資する物品の輸出禁止措置を実施。

7月5日、資産凍結等対象者、輸出等禁止措置対象のロシア連邦及びベラルーシ共和国の特定団体を指定。

7月7日、資産凍結等対象として6月7日付で追加された特定銀行への資産凍結等の措置を実施。

8月1日、7月25日付で公示したロシア連邦からの貴金属（金）の輸入禁止措置を適用。

9月5日、7月5日付で公示した信託サービス、会計・監査サービス、経営コンサルティング・サービスの提供の禁止措置を適用。

9月26日、輸出等禁止措置対象のロシア連邦の特定団体を指定。

10月7日、資産凍結対象者を指定、ロシア連邦への化学・生物兵器関連物品等の輸出禁止措置を実施。

12月5日、上限価格を超える価格で取引されるロシア連邦を原産地とする原油の輸入禁止措置、上限価格を超える価格で取引されるロシア連邦を原産地とする原油の海上輸送等に関連するサービスの提供の禁止措置を実施。

2023年1月27日、資産凍結等対象者、輸出等禁止措置対象のロシア連邦の特定団体を指定。

2月3日、ロシア連邦への軍事能力等強化関連汎用品等の輸出等の禁止措置を実施。

2月6日、上限価格を超える価格で取引されるロシア連邦を原産地とする石油製品の輸入禁止措置、上限価格を超える価格で取引されるロシア連邦を原産地とする石油製品の海上輸送等に関連するサービスの提供の禁止措置を実施。

2月28日、資産凍結等対象者、輸出等禁止措置対象のロシア連邦の特定団体を指定。

3月30日、資産凍結等対象として2月28日付で追加された特定銀行への資産凍結等の措置を実施。

ウクライナ侵略以降、こうした類似の措置を2023年3月現在に至るまでに経済産業省で実施している、ロシア・ベラルーシ等輸出入等禁止措置は、以下のとおりとなっている。

- (1) 国際輸出管理レジームの対象品目²⁸²のロシア及びベラルーシ向け輸出の禁止等に関する措置
- (2) ロシア及びベラルーシの軍事能力等の強化に資すると考えられる汎用品²⁸³の両国向け輸出等の禁止措置
- (3) ロシア向け化学・生物兵器関連物品²⁸⁴等の輸出の禁止措置
- (4) ロシア及びベラルーシの特定団体（軍事関連団体）²⁸⁵への輸出等の禁止措置
- (5) ロシア向け先端的な物品²⁸⁶等の輸出等の禁止措置
- (6) ロシア向け産業基盤強化に資する物品²⁸⁷の輸

²⁸² 対象品目：工作機械、炭素繊維、高性能の半導体等及び関連技術。

²⁸³ 対象品目：半導体、コンピュータ、通信機器等の一般的な汎用品及び関連技術、催涙ガス、ロボット、レーザー溶接機等。

²⁸⁴ 対象品目：化学物質、化学・生物兵器製造用の装置。

²⁸⁵ 対象団体：ロシア国防省、ロシアの航空機メーカー等ロシア357団体、ベラルーシ27団体。

²⁸⁶ 対象品目：量子コンピュータ、3Dプリンター等及び関連技術

²⁸⁷ 対象品目：貨物自動車、ブルドーザ等。

出の禁止措置

- (7) ロシア向け石油精製用の装置等の輸出等の禁止措置
- (8) ロシア向け奢侈品（しゃし品）²⁸⁸ 輸出の禁止措置
- (9) ロシアからの一部物品²⁸⁹ の輸入等の禁止措置
- (10) 「ドネツク人民共和国」（自称）及び「ルハンスク人民共和国」（自称）との間の輸出入の禁止措置

経済産業省としては、引き続き、事態の動向を注視し、G7 を始めとする国際社会と連携し対応する。

²⁸⁸ 対象品目：高級自動車、宝飾品等。

²⁸⁹ 対象品目：アルコール飲料、一部木材、機械類・電気機械、上限価格を超える原油及び石油製品の輸入（及び海上輸送に関連するサービスの提供）。

第8節

中東

1. 今後の方針

中東地域は、我が国原油輸入の9割超、天然ガス輸入の約1割を依存するエネルギー安全保障上重要な地域である。一方で、域内人口は約3.8億人（平均年齢28.1歳）、名目GDPは約4.7兆ドル（ASEANの1.4倍）と大きく、また、歴史的に親日的な国が多く、市場としてのポテンシャルも大きい地域である。域内には、オイル・マネーをベースとした巨額の国富ファンド（SWF）を有し、巨大開発プロジェクトに取り組むサウジアラビア等の産油・産ガス国、進出日系企業数300以上、在留邦人4千人以上を誇り中東の地域統括

拠点を多く有するUAE、欧州等への輸出の為の製造拠点の機能を果たすトルコ、イノベーション大国であるイスラエル、人口・経済規模・技術力等多くの可能性を有するものの米国の経済・金融制裁により貿易・投資等取引が困難なイラン等、特色の異なる多様な国々が存在する。我が国と各国との関係も様々であり、それぞれの実情を踏まえて産業多角化や貿易・投資環境改善への支援・働きかけ等を通じて互恵的な関係を築くことで、中東地域との経済関係の強化・市場の拡大と、同地域の安定確保を目指す。

2. 進捗状況

(1) サウジアラビア王国

2017年3月に日サ両国首脳間で合意した「日・サウジ・ビジョン2030」のもと二国間協力を推進している。同ビジョンの下では、日サウジ間の伝統的な協力分野であるエネルギー協力にとどまらず、広範な分野での協力が進展している。

2022年11月に東京で実施した第6回「日・サウジ・ビジョン2030」閣僚会合では、インフラ、デジタル、文化・スポーツ等、幅広い分野での協力プロジェクトの進展を確認し、急速に進むサウジの社会経済改革を受けて成長が著しいエンターテインメント、観光、スタートアップ等の分野での新たな協力につき議論した。

2022年12月には、西村経済産業大臣がリヤドを訪問し、日・サウジ・ビジョン2030ビジネス・フォーラムを開催し、重工業、商社、銀行等及びスタートアップ60社・150名以上からなる日本企業ミッションが参加した。同フォーラムでは、金融、食料、バイオ等様々な分野において、15件の協力覚書が披露され、両国間の新たなビジネス協業の創出に向けてネットワーキングセッションが実施された。また、西村経済産業大臣とルマイヤン公共資金投資（PIF）総裁との会談では、eスポーツ／ゲーム、バイオ、AI、モビリティ等幅広い分野の有望なスタートアップ企業を紹介し、今後の協業について意見交換を行った。この機

会を捉え、同行したスタートアップは、PIFやサウジアラビアのアクセラレーター等へのプレゼンテーションを行った。

あわせて、西村経済産業大臣はア卜ドゥラジーズ・エネルギー大臣との間で第1回「日サウジ・エネルギー協議」を開催した。同協議において両大臣は、日本にとってサウジアラビアが引き続き最大の原油供給源であり、信頼できるパートナーであることを踏まえ、産油国と消費国の対話と連携を促進することにより、世界の原油市場の安定を支えることの重要性と、世界市場におけるすべてのエネルギーの安定供給を確保する必要性を強調した。また、循環型炭素経済（CCE）及びカーボンリサイクルの分野、並びにクリーン水素及び燃料アンモニアの分野における2件の協力覚書に署名した。さらに、両大臣は、経済産業省とサウジアラムコ社との間の戦略的備蓄協力の新たな3年間の延長や、日本企業によるサウジアラビアのエネルギー市場への投資と参入を歓迎するとともに、石油化学分野での潜在的な連携や、電力、再生可能エネルギー、省エネルギーおよびイノベーションの各分野において、両国間の協力を継続する意向を表明した。

新たな協力分野として、コンテンツ分野では、日本eスポーツ連合（JeSU）とサウジアラビアeスポーツ連盟の共催により、『日本・サウジアラビアeスポー

ツマッチ』が2022年7月にリヤドで開催された。また、2023年2月には、人的交流の深化、相互理解の促進のため、ビジネス・フォーラムに参加したスタートアップ6社・10名とサウジ人若手起業家8名との間で意見交換会を開催した。

(2) イラン・イスラム共和国

米国の制裁下という困難な状況にあるが、2022年度においても、耐震・免震技術に関するワークショップや水・電力分野における各種セミナーなどの協力を、(一財)中東協力センター(JCCME)が実施してきた。2022年9月には、政府機関等を対象に水素・アンモニア政策のワークショップも実施している。また、2022年10月にイラン・テヘランで開催された第22回テヘラン国際産業見本市にJETROが3年ぶりに日本の広報ブースを出展した。

2022年9月には、西村経済産業大臣が故安倍晋三国葬儀に参列するに訪日したオウジ石油大臣と会談し、エネルギー分野を始めとして、日イランの伝統的友好関係の一層の強化について議論した。

(3) アラブ首長国連邦(UAE)

2022年にかけて、日・UAE外交関係樹立50周年を迎える、両国間では活発なハイレベルの往来が行われた。2022年6月、萩生田経済産業大臣は、訪日中のジャーベル・アブダビ国営石油会社(ADNOC)CEO兼産業・先端技術大臣(以下、ジャーベル大臣)との間で会談を行い、クリーンエネルギーや先端技術分野での関係強化について議論するとともに、国際原油市場の安定化に向けた働きかけを行った。両大臣は会談後、三井物産、ENEOS及びADNOC間のクリーン水素製造事業に関する共同事業化検討契約署名式に立ち会い、クリーンエネルギー分野における両国間の具体的な協力の進展を歓迎した。

同月、萩生田大臣は、マズルーイ・エネルギー・インフラ大臣(以下マズルーイ大臣)との間でテレビ会談を行い、国際原油市場の安定化に向けた働きかけを行うとともに、水素・燃料アンモニア・CCUS/カーボンリサイクル等のクリーンエネルギー分野での両国間協力強化について議論した。

8月、岸田総理大臣はムハンマド・ビン・ザイード大統領との間で電話会談を行い、日・UAE外交関係樹立50周年であることを踏まえ、引き続き様々な分野で両国間の戦略的パートナーシップを強化していくこと

ことで一致した。9月、故安倍晋三国葬儀に参列するために訪日したハーリド執行評議会委員兼執行事務局長は岸田総理大臣への表敬訪問を行い、林外務大臣とジャーベル大臣の間で署名された「包括的・戦略的パートナーシップ・イニシアティブ(CSPI)」の実施に関する共同宣言」を歓迎するとともに、日・UAE外交関係樹立50周年の機会を踏まえ、次の50年に向けて、クリーンエネルギー、先端技術から人材育成に至るまで、幅広い分野で更なる関係強化に取り組むことで一致した。西村経済産業大臣は、ハーリド執行評議会委員兼執行事務局長とともに訪日したジャーベル大臣と会談し、石油・LNG、クリーンエネルギー、先端技術等、様々な分野における協力の進展を確認した。

10月、中谷経済産業副大臣は、石油・天然ガス業界における世界最大級の展示会議の一つと位置づけられるアブダビ国際石油展示会議(ADIPEC)の開会式に出席し、日本パビリオン、展示ブース等を視察し、関係者とアブダビにおける事業や今後の事業展開の方向性につき意見交換を行った。またジャーベル大臣、マズルーイ大臣、ハルドゥーン・アブダビ執行関係府長官を始め、サウジアラビアのア卜ドゥラジーズ・エネルギー大臣、クウェートのムッラー副首相兼石油大臣、アル・ガイスOPEC事務局長と会談を行った。

11月、西村経済産業大臣は、訪日中のマイサ・ビント・サーレム・アルシャムシ国務大臣と会談し、両国のビジネス分野において女性交流や女性活躍の機会拡大へ取り組むことの重要性を確認し、今後の両国間の協力に向けた意見交換を行った。

2023年1月、西村経済産業大臣はUAEを訪問し、世界最大規模の再生可能エネルギー・環境技術等に関する国際会議・展示会である、ワールド・フェューチャー・エナジー・サミット(WFES)を含むアブダビ・サステナビリティ・ウイーク2023(ADSW2023)の開会式に出席した。訪問中に、ジャーベル大臣と会談し、日本の先端技術スタートアップとUAE投資家の協業を促し、UAEの脱炭素化と産業発展・人材育成に貢献するスキームである「日・UAE先端技術調整スキーム(JU-CAT)」を新たに設立した。アブダッラー外務・国際協力大臣との会談では、「包括的・戦略的パートナーシップ・イニシアティブ(CSPI)」の下、両国間の戦略的パートナーシップを新たなステージに引き上げるべく、より一層連携していくことを確認した。その他、マズルーイ大臣、ハルドゥーン・アブダビ執行関係府長官といったUAE政府要人と会談を行った。

3月、里見経済産業大臣政務官は、日本・アブダビ経済協議会（ADJEC）に出席し、エネルギーを含む幅広い分野での協力を促進していく重要性について発言した。同協議会では、カーボンニュートラル実現や気候変動対応にかかる両国の取組について紹介された。

(4) イスラエル国

2022年に日イスラエル外交関係樹立70周年を迎える、同国への日系企業の進出は直近10年で3倍以上に増加するなど、近年特に経済関係が大きく発展している。こうした状況を踏まえ、2022年11月にあり得べき日・イスラエル経済連携協定（EPA）に関する共同研究を立ち上げることで一致した。2023年3月に共同研究第1回会合を開催し、共同研究の検討範囲や日本とイスラエルとの二国間経済関係の分析等について有意義な意見交換を行った。

2017年に日本とイスラエル双方の官民が連携し、両国間の経済関係をより強化するため設立したプラットフォーム「日・イスラエル・イノベーションネットワーク（JIIN）」を通じ、ビジネスマッチング等の支援が実施されている。2022年度は、駐日イスラエル大使館経済部のスマートモビリティや再生可能エネルギーにかかるバーチャルイベント等への後援等を行った。

(5) トルコ共和国

2022年10月、（一財）中東協力センター（JCCME）がイスタンブールで免震・耐震構造の普及セミナーを開催した。地震国である日本で培われた免震・耐震技術を有する企業等が登壇し、トルコにおける建築物の整備などの地震対策への貢献をするための講演や技術紹介を行った。

(6) カタール国

2022年9月、経済産業省及びアジア太平洋エネルギー研究センター（APERC）がオンラインにて開催した第11回LNG産消会議において、アル・カアビー・エネルギー担当国務大臣が会議冒頭に基調講演を行った。

12月、西村経済産業大臣は、アルエマーディ駐日カタール大使の表敬を受け、日本企業も運輸分野において貢献しているFIFAワールドカップカタール大会の世界的盛り上がりに祝意を表し、長年のLNG分野での関係を歓迎した上で、今後は脱炭素や省エネ分野にも協力を拡げていくことを確認した。

(7) オマーン国

2022年9月、西村経済産業大臣は訪日中のウーфиー・エネルギー鉱物資源大臣と会談を行い、日本へのLNGの安定供給に加え、水素製造・メタネーション事業、燃料アンモニアなどクリーンエネルギー分野での協力を確認した。

12月、西村経済産業大臣はオマーンを訪問し、ウーфиー・エネルギー鉱物資源大臣と会談及び脱炭素分野における協力に関する協力覚書の署名式を行った。また、JOGMECとエネルギー鉱物資源省の間での水素・アンモニアを含むエネルギー分野に関する協力覚書と、日本企業複数社とオマーンLNG社とのLNGの長期引取契約に関する基本合意書への調印式に立ち会ったほか、ハイサム国王、リーム・アル・ザワウイ女史、バドル外務大臣と会談を行い、今後の日オマーン協力について議論を深めた。

(8) イラク共和国

2023年2月にJCCMEが第18回イラク・ビジネスセミナーをオンラインで開催し、駐イラク大使やイラク進出日本企業が講演を行った。

(9) ヨルダン・ハシェミット王国

2023年1月に西村経済産業大臣がアンマンを訪問し、アブドラー二世国王陛下と会談した。会談では、ICTや水分野など日本の優れた技術による協力可能性について議論し、日本とヨルダンの経済関係を発展させる為、引き続き連携していくことを確認した。

第III-2-8-1図 2022年11月西村経済産業大臣とファーレフ投資大臣間で開催された
第6回「日・サウジ・ビジョン2030」閣僚会合の様子



資料：経済産業省撮影。

第9節

アフリカ

アフリカは、若年層を中心に13億人を超える人口を抱え、コロナ禍でも人口増加トレンドは変わっておらず、電力・運輸・港湾等のインフラ需要は引き続き大きい。他方で、資源・インフラを中心としていたアフリカビジネスは、各国の産業開発や、医療・食糧ニーズの増加、急速な情報技術の発達を背景とした一足飛びの電子金融導入、電子商取引の普及などを通じて、様々な分野での社会課題解決に向けた事業の展開など、多様化しつつある。また、2021年1月にはアフリカ大陸自由貿易圏の運用が開始され、アフリカ域内

貿易の促進が具体的に進むことが期待される。

我が国は、質の高いインフラ整備の推進、投資協定や租税条約の締結促進などとともに、アフリカ開発会議（TICAD）や日アフリカ官民経済フォーラムなどの官民が一体となった対話の場を活用し、アフリカに加え第三国や国際機関との協力を強化することを通じて、日本企業のアフリカ進出を支援していくとともに、進出した企業のアフリカにおける円滑な業務遂行をサポートする。

1. 進捗状況

3年に1度のTICAD開催年にあたる2022年は、例年以上にアフリカに関する活動が活発に行われた。2022年5月、経済産業省はケニア政府及び日本貿易振興機構（JETRO）と共同で第2回日アフリカ官民経済フォーラム全体会合をナイロビ（ケニア）で開催し、経済産業省からは細田経済産業副大臣（当時）が出席した。全体会合では、ホスト国ケニアを含め、アフリカ諸国から9名の閣僚級の参加が得られたのを始め、日本及び15か国のアフリカ諸国から約250名の政府・企業関係者の参加を得て、2021年12月の分科会の結果を踏まえ、日本とアフリカの民間企業間の協力や日本企業のビジネス活動促進のための官民双方の取組について意見が交わされた。この中で細田副大臣は、日アフリカ経済関係深化のために今後経済産業省が取り組む方向性と具体的な方策を表明した。また、この機会に、2021年12月の分科会以降に新規締結された分を含む計18本の協力MOU等が披露された。

官民一体でアフリカビジネスを継続的に議論するプラットフォームである「アフリカビジネス協議会（JBCA）」（2019年6月発足）では、官民の参加者間でアフリカビジネスに係る情報共有と意見交換を行い、関係省庁・機関による支援策の検討・実施・見直し等を行っている。具体的には、①アフリカ政府・企業とのネットワーキング・マッチング機会の提供、②アフリカ各国のビジネス環境改善の促進、③各省庁・機関横断による支援策の連携促進等を目標に掲げ、活

動を行ってきた。

JBCAには、経済産業省、外務省、日本経済団体連合会、経済同友会を始め、約400の企業・団体・官公庁・国際機関が所属しており（2023年3月時点）、中堅中小企業、投資環境改善、農業、ヘルスケアなどをテーマとしたワーキング・グループが、アフリカビジネス展開に関する課題の吸上げや、現地事情などの関連調査、日本企業と現地関係機関との関係構築等を実施している。

2022年8月には、発足以降で初となる第2回本会議を開催した。経済産業大臣も一員に名を連ねる共同議長を始め、アフリカビジネスに関心を有する官民の関係者が参加し、JBCA発足以降の活動やTICAD8を見据えた今後の展望について、報告、確認が行われた。また、経団連及び経済同友会からのアフリカビジネス推進に関する政策提言における、JBCAの活動への期待及び体制強化の要望を踏まえ、JBCAの機能強化を図ることが確認され、その一環として、JETRO理事長が新たに共同議長に加わることになった。

また、2022年度においては、引き続きコロナ禍の影響を背景に、JETROも通じて、デジタルツールを活用した現地最新情報等の提供、アフリカ進出支援策の情報共有、オンライン商談会（日用品・雑貨等、医療機器、農業資機材等の分野）等を実施した。加えて、

コロナ禍収束傾向から水際措置が緩和されたことを受け、2022年11月には3年ぶりにナイジェリアの「ラ

ゴス国際見本市」にジャパン・パビリオンを設置したほか、2023年2月にはガーナやモロッコへのビジネスミッションを催行した。

2022年8月27～28日、第8回アフリカ開発会議（TICAD8）がチュニス（チュニジア）で開催され、20名の首脳級を含むアフリカ48か国、日本・アフリカ連合友好議員連盟、国際機関、民間企業、市民社会が参加した。経済産業省からは中谷経済産業副大臣がTICAD8の全体会合及び「ビジネスフォーラム」へ参加した。また、チュニジア、ケニア、モザンビーク、セネガル、エチオピア、ナミビア及びナイジェリアの要人と会談等を実施し、日本企業のアフリカ進出に関する意見交換を行った。また、今次TICAD8では、中谷副大臣自らが署名したケニアにおける産業技術人材育成に関するMOCを含む、計92件の協力MOUが披露された。

2023年2月、ケープタウン（南アフリカ）でアフリカ鉱業投資会議「マイニング・インダバ2023」が開催され、経済産業省からは里見経済産業大臣政務官が参加した。この会議において、里見政務官は南アフリカ、コンゴ民主共和国、ナミビア、ザンビア及びボツワナの要人と会談するなど、鉱業分野等における日アフリカ間の一層の関係強化に取り組んだ。また、同会議のマージンで開催された鉱物資源安全保障パートナーシップ（MSP）閣僚級会合に出席し、MSPメンバー国やアフリカなどの資源国と連携して重要鉱物のサプライチェーン強靭化・多角化に取り組んでいくことを表明した。さらに、近年日本企業の進出が増加傾向にあるケニアを訪問し、前年に実施された大統領選挙を受けて発足した新政権の経済関係閣僚等と会談を行い、日本企業のビジネス展開拡大や、更なる二国間関係強化について議論を行った。

付注

付注

付注 1 生産性の上昇によるインフレ抑制効果

概要

本分析では、全要素生産性の上昇率がインフレ率に与える長期的な影響について分析を行う。

推計モデル・データ

i 国における t 期の労働力を L 、物価を P 、総雇用者報酬を W 、実質GDPを Y 、高齢化率を E とすると、労働生産性 Y/L 及び一人当たり賃金の変化率が物価上昇率（インフレ率）に与える影響は、対数差分 $d\ln$ 及び各国固有の影響 v 、その他の誤差項 ε を用いて下記①式のとおり表すことができる。なお、物価上昇率の自己相関を考慮し、1期前の物価上昇率を説明変数として加えている。

$$d\ln P_{it} = \alpha + \beta_0 d\ln \left(\frac{Y}{L} \right)_{it} + \beta_3 d\ln \left(\frac{W}{L} \right)_{it} + \beta_4 d\ln P_{it-1} + \beta_5 d\ln E_{it} + v_i + \varepsilon_{it} \cdots ①$$

ここで、生産要素が資本ストック K と労働力 L の二要素である場合、コブ・ダグラス型の生産関数は、全要素生産性を A 、資本分配率を α 、労働分配率 $1-\alpha$ をとすると下記のとおりとなり、②のように整理することができる。

$$Y = A \cdot K^\alpha L^{1-\alpha}$$

$$\frac{Y}{K} = A \cdot \left(\frac{K}{L} \right)^{\alpha} \cdots ②$$

また、労働生産性は、資本装備率 K/L を用いて、下記③のとおり分解することができる。

$$\frac{Y}{L} = \frac{K}{L} \cdot \frac{Y}{K} \cdots ③$$

③式に②式を代入し、自然対数を取ると、労働生産性は下記④式のとおり、全要素生産性と、資本装備率と資本分配率の積に分解される。

$$\frac{Y}{L} = A \cdot \left(\frac{K}{L} \right)^\alpha$$

$$\ln \left(\frac{Y}{L} \right) = \ln A + \alpha \cdot \ln \left(\frac{K}{L} \right) \cdots ④$$

よって、①式における Y/L は、④式を用いて、下記⑤式のとおり整理される。本モデルでは、この⑤式について推計を行う。

$$d\ln P_{it} = \alpha + \beta_1 d\ln A_{it} + \beta_2 \left\{ \alpha \cdot d\ln \left(\frac{K}{L} \right)_{it} \right\} + \beta_3 d\ln \left(\frac{W}{L} \right)_{it} + \beta_4 d\ln P_{it-1} + v_i + \varepsilon_{it} \cdots ⑤$$

データとしては、Penn World Table version 10.01²⁹⁰ 及び国際連合の人口推計から下記のデータを使用する。データは118か国、1950年から2019年までの期間からなるアンバランスなパネルデータである。Penn

290 <https://www.rug.nl/ggdc/productivity/pwt/?lang=en>。

World Table version 10.01 より、労働力 L には emp(労働者人口(百万人))、資本ストック K には rnna(実質資本ストック(2017年の百万米ドル基準))、全要素生産性 A には rtfpna(全要素生産性の実質値(2017=1))、総雇用者報酬 W には labsh(名目 GDP に占める総雇用者報酬の割合) と v_gdp(名目 GDP) の積、実質 GDPY には q_gdp(実質 GDP(2017年基準)) をそれぞれ用いる。なお、物価 P としては GDP デフレータを算出し変数として用いる。また、高齢化率 E は国際連合の人口推計より各国の 65 歳以上の人口の比率を取得し、変数とした。なお、④式における $\alpha \cdot \ln(K/L)$ は、L、A、Y を用いて算出した。

付注

■推計結果

推計結果を下記のとおり表す。固定効果モデル及び変量効果モデルを推計し、ハウスマン検定を行ったところ、変量効果モデルが採択された。各変数のパラメータを見ると、全要素生産性の変化率及び、資本分配率と資本ストック変化率の積には、GDP デフレータ変化率に対して有意水準 0.1% で統計的に有意な負の影響が見られ、一人当たり賃金の変化率には、GDP デフレータ変化率に対して有意水準 0.1% で統計的に有意な正の影響が見られた。一方で、高齢化率には、GDP デフレータに対する統計的に有意な影響は見られなかった。この結果より、全要素生産性の上昇及び資本への投資の増加は物価上昇率を抑制させ、労働への投資の増加及び労働者一人当たり賃金の上昇はインフレ率を増加させることが示唆された。また、高齢化による労働人口の減少は物価上昇には影響を与えないことが示唆された。

<推計結果>

	<i>dlnP</i>	<i>fixed effect</i>	<i>random effect</i>
<i>dlnA</i>	-0.9221 [-100.81]***	-0.9242 [-104.41]***	
$\alpha \cdot dln(K/L)$	-0.95 [-39.78]***	-0.9653 [-46.02]***	
<i>dln(W/L)</i>	0.9764 [378.84]***	0.9762 [386.86]***	
<i>dlnE</i>	-0.0213 [-0.69]	-0.0404 [-1.56]	
<i>dlnP_{-1}</i>	0.0158 [6.25]**	0.0164 [6.59]***	
<i>intercept</i>	0.002 [2.94]**	0.0024 [3.88]***	
<i>Adj-R-squared</i>	0.9846	0.9846	
<i>N</i>	6241	6241	

* $p < 0.05$, ** $p < 0.01$, *** $p < 0.001$

Hausman 検定統計量 : 6.44

※ [] 内は t 値

付注2 貿易開放度と生産性の関係

概要

本分析では、日本経済研究センター（2019）²⁹¹ 及び内閣府の平成23年度年次経済財政報告²⁹²を参照し、貿易の促進が全要素生産性に与える影響について分析を行う。

推計モデル・データ

まず、貿易の促進の程度を測る指標として、貿易開放度を用いる。貿易開放度は日本経済研究センター（2019）と同様に、Squalli and Wilson(2011)の提唱した下記の定義を用いる。

$$\text{貿易開放度} = \text{国数} \times \text{世界の貿易額に占めるシェア} \times \text{貿易額対GDP比}$$

ここで、 i 国の t 期の貿易開放度を CTS 、全要素生産性を TFP 、高齢化率を E 、実質GDPを Y 、2023年1月時点でのOECDへの加盟国であれば1を取るダミー変数を $OECD$ とし、自然対数 \ln を取ると、貿易開放度が全要素生産性に与える影響は各国固有の影響 v 、その他の誤差項 ε を用いて下記式のとおり表すことができる。なお、式ではOECD加盟国とそうでない国との間での CTS が TFP に与える影響の差を検証するため、 $OECD$ と CTS の交差項を入れて推計を行う。また、 CTS と TFP の関係性には逆の因果関係が存在する可能性があるため、日本経済研究センター（2019）にならい、 CTS および $OECD$ と CTS の交差項については、1期前の値を操作変数として用いる。

$$\ln TFP_{it} = \alpha + \beta_1 \ln CTS_{it} + \beta_2 OECD * \ln CTS_{it} + \beta_3 E_{it} + \beta_4 \ln Y_{it} + v_i + \varepsilon_{it}$$

データとしては、Penn World Table 10.01及び国際連合の人口推計のデータを用いてデータセットを作成した。データは1980年から2019年の期間における、118か国のアンバランスなパネルデータである。貿易開放度 CTS は、Penn World Table 10.01のcsh_x(実質GDP(PPPベース)に占める輸出のシェア)、csh_m(実質GDP(PPPベース)に占める輸入のシェア)、rgdpo(支出面から見た実質GDP)のデータを用いて算出した。全要素生産性 TFP は、Penn World Table 10.01のrtfpna(全要素生産性の実質値(2017=1))とctfp(全要素生産性の相対水準(米国=1))の積を算出し、2017年の米国の全要素生産性が1となる変数を作成した。実質GDPである Y には、Penn World Table 10.01のrgdpo(支出面から見た実質GDP)を用い、高齢化率 E には国際連合の人口推計より各国の65歳以上の人口の比率を取得し、変数とした。

推計結果

推計結果を下記のとおり表す。固定効果モデル及び変量効果モデルを推計し、ハウスマン検定を行ったところ、固定効果モデルが採択された。各変数のパラメータについて見ると、 CTS には TFP に対して、有意水準0.1%で統計的に有意な正の影響が見られた。また、 CTS が TFP に与える影響は、OECD加盟国であれば、有意水準1%で統計的に有意に大きいという結果であった。また、 E は TFP に対して有意水準0.1%で統計的に有意な負の影響が見られ、 Y は TFP に対して有意水準0.1%で統計的に有意な負の効果が見られた。この結果より、貿易開放度の上昇には全要素生産性を上昇させる効果があり、その効果はOECD加

291 日本経済研究センター（2019）「貿易取引の停滞、世界的な生産性低下の恐れ－自由貿易の枠組み広げる取り組み重要に－」

292 内閣府（2011）「平成23年度年次経済財政報告」

盟国であればさらに大きいことが示唆された。また、高齢化率の上昇には全要素生産性を低減させる効果が、実質GDPの増加には、全要素生産性を増加させる効果があることが示唆された。なお、固定効果として変数OECDを説明変数に加えたモデルについても検討を行ったが、OECDは多重共線性の影響により推計からは排除されるという結果であった。

<推計結果>

<i>ln_TFP</i>	<i>fixed effect</i>	<i>random effect</i>
<i>ln_CTS</i>	0.0399 [6.91]***	0.0463 [8.22]***
<i>OECD*ln_CTS</i>	0.0523 [2.74]**	0.0234 [1.33]
<i>ln_eldery</i>	-0.329 [-10.20]***	-0.2345 [-8.26]***
<i>ln_rgdp</i>	0.1318 [12.55]***	0.1087 [11.04]***
<i>intercept</i>	-2.7896 [-15.02]***	-2.261 [-13.16]***
内生変数 : <i>ln_CTS</i> <i>OECD*ln_CTS</i>		
操作変数 : <i>L_ln_CTS</i> <i>OECD*L_ln_CTS</i>		
<i>N</i>	4479	

* $p < 0.05$, ** $p < 0.01$, *** $p < 0.001$

Hausman 検定統計量 : 55.46***

Cragg-Donald Wald F 統計量 : 5672.058
(Stock and Yogo 検定における 10% 水準 : 7.03)

※ [] 内は t 値

付注3 ガバナンス指標と不確実性による貿易損失

概要

本分析では、二国間の貿易量はいわゆる貿易の重力モデル²⁹³に基づいて決定されるものと仮定し、その上で、ガバナンス指標の悪化による不確実性の上昇が貿易に対して与えるマイナスの影響について分析を行う。

推計モデル・データ

t 期における輸出国を i 、輸入国を j をとし、量的変数については自然対数 \ln を取ると、 t 期の i 国から j 国への輸出額 $Export$ は、 i 国、 j 国の名目 GDP を GDP 、貿易不確実性指数を TUI 、2 国 i, j 間で経済連携協定を締結していれば 1 となるダミー変数を RTA 、輸出国 i ごとのダミー変数を $Exporter$ 、輸入国 j ごとのダミー変数を $Importer$ 、貿易ペア i, j ごとのダミー変数を $tradepair$ とすると、貿易の重力モデルをもとに誤差項 ε を用いて以下のとおり表すことができる。

$$\begin{aligned} \ln Export_{ijt} = & \beta_1 \ln GDP_{it} + \beta_2 \ln GDP_{jt} + \beta_3 TUI_{it} + \beta_4 TUI_{jt} + D_1 RTA_{ijt} \\ & + D_2 Exporter_i + D_3 Importer_j + D_4 tradepair_{ij} + \varepsilon_{ij} \quad \dots(1) \end{aligned}$$

293 重力モデルの詳細については <https://www.rieti.go.jp/users/tanaka-ayumu/serial/013.html> 等を参照。

データとしては、貿易不確実性指数にはIMFに在籍するエコノミスト等の作成している Trade Uncertainty Index を用いた。また、その他のデータについては、フランスの研究機関である Centre d'Etudes Prospectives et d'Informations Internationales(CEPII)²⁹⁴⁾ の作成したグラビティデータセットより、2000 年から 2019 年の期間のデータを取得した。具体的には、Export には tradeflow_imf_o(輸出国により報告された、ある国への輸出額(千米ドル、出典:IMF)、GDP には gdp(名目 GDP(千米ドル))、RTA には rta(貿易ペア間で経済連携協定を締結していれば 1 となるダミー変数、出典:WTO) を用いた。

説明変数として用いている貿易不確実性指数とは、データセットの掲載されているウェブサイト²⁹⁵によると、各国の報告書において貿易に関する文脈で“uncertainty”という言葉が使用された回数を基に作成される指標である。報告書の文脈は各国の貿易額や GDP の変動等の影響を受けると考えられることから、貿易不確実性指標の内生性が疑われるため、貿易不確実性指標の操作変数として、世界銀行の作成している Worldwide Governance Indicators から作成した変数(WGI)を用いる。Worldwide Governance Indicators²⁹⁶とは、政治への参加と説明責任、規制の質、政治的安定・非暴力、法の支配、政府の有効性、腐敗の抑制の六つの指標から構成された、各政府のガバナンスの質を総合的に評価した指標である。上記の六つの指標について主成分分析を行い、その第一主成分のスコアを Worldwide Governance Indicators の変数(WGI)として推計に使用する。このスコアにおける六つの指標の固有値ベクトルは全て負の値を取っており、六つの指標同士には正の相関関係があることが分かる。なお、第一主成分のスコア(変数 WGI)は、値が小さいほど総合的なガバナンスの質が高いことを示すものとなっている。

＜主成分分析の結果＞

固有値ベクトルの値	第一主成分	第二主成分
政治への参加と説明責任	-0.422	0.283
規制の質	-0.386	-0.031
政治的安定・非暴力	-0.356	-0.874
法の支配	-0.417	0.386
政府の有効性	-0.435	0.030
腐敗の抑制	-0.427	0.070
寄与率	0.845	0.068

これらの変数より、下記②式及び③式を第一段階推計式、上記①式を第二段階推計式として二段階最小二乗法を用いて推計を行う。なお、推計にあたっては、貿易額、および名目 GDP の外れ値による推計バイアスの除去のため、外れ値の割合を 5.0% とした局所外れ値因子法を用い、外れ値の除去を行った。

$$\begin{aligned}
 TUI_{it} &= Z_1 WGI_{it} + Z_2 WGI_{jt} + Z_3 \ln GDP_{it} + Z_4 \ln GDP_{jt} + Z_5 RTA_{ijt} \\
 &\quad + \pi_1 Exporter_i + \pi_2 Importer_j + \pi_3 tradepair_{ij} + \epsilon_{it} \cdots ② \\
 TUI_{jt} &= Z_6 WGI_{it} + Z_7 WGI_{jt} + Z_8 \ln GDP_{it} + Z_9 \ln GDP_{jt} + Z_{10} RTA_{ijt} \\
 &\quad + \pi_4 Exporter_i + \pi_5 Importer_j + \pi_6 tradepair_{ij} + \delta_{it} \cdots ③
 \end{aligned}$$

294 http://www.cepii.fr/DATA_DOWNLOAD/gravity/doc/Gravity_documentation.pdf

295 http://www.policyuncertainty.com/wui_quarterly.html

296 <https://info.worldbank.org/governance/wgi/>

推計結果

本分析による推計結果を以下のとおり示す。(ただし、輸出国ダミー、輸入国ダミー、貿易ペアダミーの結果については省略する。) データは期間が2000年から2019年、個体数(貿易ペアの数)が17,052のアンバランスなパネルデータである。推計結果の変数のパラメータについてみると、まず、操作変数である輸出国、輸入国のWGIには、輸出国、輸入国の貿易不確実性指数それぞれに対して有意水準0.1%で統計的に有意な正の影響がみられた。かつ、第一段階推定式におけるF統計量がStock and Yogo検定における10%境界値より大きく、操作変数の弱相関の可能性は小さいことが示唆された。また、輸出国、輸入国の貿易不確実性指数には、輸出国から輸入国への輸出額それぞれに対して有意水準1%以下で統計的に有意な負の影響がみられた。これらの結果より、各国の総合的なガバナンスの質が低いほど貿易不確実性は高まること及び、貿易不確実性の上昇は、輸出額の減少をもたらすことが示唆された。

<推計結果>

第一段階推計式	TUI_{it}	TUI_{jt}	第二段階推計式	$\ln Export_{ijt}$
WGI_{it}	0.5222813 [31.17]***	0.1271451 [7.88]***	TUI_{it}	-0.1489 [-6.89]***
WGI_{jt}	0.1491678 [9.42]***	0.3968424 [26.04]***	TUI_{jt}	-0.0577 [-2.15]*
$\ln GDP_{it}$	-0.0888168 [-4.79]***	0.9384597 [52.59]***	$\ln GDP_{it}$	0.5308 [17.17]***
$\ln GDP_{jt}$	0.9238238 [51.77]***	-0.1520047 [-8.85]***	$\ln GDP_{jt}$	0.8202 [30.04]***
RTA_{ijt}	1.211115 [40.97]***	1.141852 [40.12]***	RTA_{ijt}	0.3664 [11.62]***

N : 239972

Stock and Yogo 検定 10%境界値 : 7.03 (F統計量 : 235.992)

* p<0.05, ** p<0.01, *** p<0.001

※ []内はt値

政治の質による貿易損失額の試算

得られた推計結果より、ガバナンス指標の悪化による貿易不確実性の上昇がもたらす貿易損失額について試算を行う。まず、①式について、j国を輸出相手国とした時、輸出額のうち、j国の貿易不確実性指数の影響により説明される部分のみを抽出する。

$$\begin{aligned} \beta_4 TUI_{jt} + \varepsilon_{ij} = & \ln Export_{ijt} - \beta_1 \ln GDP_{it} - \beta_2 \ln GDP_{jt} - \beta_3 TUI_{it} - D_1 RTA_{ijt} \\ & - D_2 Exporter_i - D_3 Importer_j - D_4 tradepair_{ij} \quad \cdots (1)' \end{aligned}$$

ここで、①'式に、②式、③式を代入して整理し、輸出額のうちj国のWGIにより説明される部分のみを抽出することで、各國がj国を輸出相手国とした場合の、j国のガバナンス指標の悪化による不確実性の上昇がもたらす輸出損失額explossが試算される。このexplossの平均を取ることで、ある國のj国への輸出におけるj国のガバナンス指標を要因とする輸出損失額の期待値を算出する。

$$\begin{aligned}
 exploss_{ijt} &= \beta_4 Z_7 WGI_{jt} + \varepsilon_{ij} \\
 &= \ln Export_{ijt} - (\beta_1 + \beta_3 Z_3 + \beta_4 Z_8) \ln GDP_{it} - (\beta_2 + \beta_3 Z_4 + \beta_4 Z_9) \ln GDP_{jt} \\
 &\quad - (\beta_3 Z_1 + \beta_4 Z_6) WGI_{jt} - \beta_3 Z_2 WGI_{jt} - (D_1 + \beta_3 Z_5 + \beta_4 Z_{10}) RTA_{ijt} \\
 &\quad - (D_2 + \beta_3 \pi_1 + \beta_4 \pi_4) Exporter_j - (D_3 + \beta_3 \pi_2 + \beta_4 \pi_5) Importer_j \\
 &\quad - (D_4 + \beta_3 \pi_3 + \beta_4 \pi_6) tradepair_{jj}
 \end{aligned}$$

同様に、j国からの輸入におけるj国との貿易におけるj国とのガバナンス指標の悪化を要因とする輸入損失額の期待値を算出し、輸出損失額の期待値との和を取ることで、j国との貿易におけるj国とのガバナンス指標の悪化を要因とする貿易損失額の期待値を算出することができる。

付注4 円安による輸出促進効果の分析

概要

本分析では、円安による輸出促進効果について輸出品目ごとのデータを用いて分析を行う。具体的には、為替レートの変化が各輸出品目の輸出単価の変化に影響を与え、輸出単価の変化が輸出数量の変化に影響を与えるというパスを仮定し、二段階最小二乗法により推計を行う。つまり、被説明変数に輸出数量の変化率、説明変数に輸出単価の変化率を用い、輸出単価の変化率は為替レートの変化率により決定される内生変数であると想定して分析を行うということである。

推計モデル・データ

推計にあたっては、Global Trade Atlas より、1994年から2022年の期間の日本からの輸出について、HSコード6桁品目ごと、輸出相手国ごと、年ごとの、輸出数量（第二数量）²⁹⁷及び、輸出金額（ドル換算）のデータを取得した。取得したデータより、輸出金額を輸出数量で除することにより輸出単価を算出し、輸出数量、輸出単価についてそれぞれ対数差分を取った（以下、dln_exv、dln_expとする）。なお、輸出品目の取得に使用したHSコードは5年に1回程度（1996年、2002年、2007年、2012年、2017年、2022年）の頻度で改訂が行われており、改訂の際には一つの品目の複数の品目への再分類や複数品目の一つの品目への統合が行われている。そのためHSコードの変換を行ったとしても、本モデルの推計の際に利用可能であった情報のみでは再分類や統合のあった品目を完全な形で接続することは不可能であった。そのため、各HSコードの適用期間ごとのダミー変数（以下、HS96、HS02、HS07、HS12、HS17、HS22とする。）を用いることにより、HSコードの再分類や統合が推計結果に与えるバイアスの制御を試みる。

為替レートについては日本銀行統計より、インターバンク市場の東京市場中心相場のドル円スポット価格月中平均の値を年次変換したデータを取得し、対数差分を取った（以下、dln_usd_yenとする。）。貿易の分析においては、一般的に実行為替レートを用いることが多いが、本モデルでは輸出単価が一律でドル換算されていることから、ドル円の為替レートを用いている。また、輸出数量は輸出相手国の需要の変動の影響を受けると想定し、コントロール変数として輸出相手国の実質GDPを用いる。実質GDPのデータはIMFから取得し、対数差分を取った（以下、dln_rgdp）。

以上のような処理により、1994年～2022年の期間の、個体（HSコード6桁品目×輸出相手国）数が162,443のアンバランスなパネルデータが作成された。作成したデータセットを用いて、下記のモデルにより個体ごとの固有の効果vを考慮したうえで推計を行った。

²⁹⁷ 輸出数量については計上する単位がキログラム、トン、メートル等多岐にわたるため、輸出単価を適切に評価できていない品目が存在する可能性がある。

<第1段階推計式>

$$dln_exp_{it} = \alpha_1 + z_1 dln_usd_yen_{it} + z_2 dln_rgdp_{it} + z_3 HS96 + z_4 HS02 \\ + z_5 HS07 + z_6 HS12 + z_7 HS17 + z_8 HS22 + v_{1i} + u_{1it}$$

<第2段階推計式>

$$dln_exv_{it} = \alpha_2 + \beta_1 dln_exp_{it} + \beta_2 dln_rgdp_{it} + \beta_3 HS96 + \beta_4 HS02 \\ + \beta_5 HS07 + \beta_6 HS12 + \beta_7 HS17 + \beta_8 HS22 + v_{2i} + u_{2it}$$

(上式において、iは年、tは個体（品目×輸出相手国）、vは個体固有の効果、uは誤差項を表す。)

| 推計結果

上記モデルの推計結果を下記のとおり示す。推計結果のパラメータを見ると、ドル円レートの上昇（円安方向への変化）には輸出単価に対して有意水準0.1%で統計的に有意な負の効果が、また、輸出単価の増加には輸出数量に対して有意水準0.1%で統計的に有意な負の効果が見られた。この結果より、為替レートの下落には輸出価格を減少させ、それを通じて輸出数量を増加させる効果があることが示唆された。一方で、パラメータより、平均的には1%の為替レートの上昇は輸出価格を0.84%下落させ、輸出数量を0.41%増加させる効果があることが示唆されるが、平均的には輸出数量の増加分が輸出価格の下落分を下回っている点には留意する必要がある。

<推計結果>

<i>dln_exp</i>	<i>1st stage</i>	<i>dln_exv</i>	<i>2nd stage</i>
<i>dln_usd_yen</i>	-0.840 [-73.36]***	<i>dln_exp</i>	-0.490 [-31.60]***
<i>dln_rgdp</i>	-0.096 [-4.03]***	<i>dln_rgdp</i>	2.3045 [84.81]***
<i>hs_shift96</i>	-0.051 [-9.86]***	<i>hs_shift96</i>	-0.053 [-8.59]***
<i>hs_shift02</i>	0.030 [5.84]***	<i>hs_shift02</i>	-0.057 [-9.79]**
<i>hs_shift07</i>	0.027 [5.22]***	<i>hs_shift07</i>	-0.078 [-13.33]***
<i>hs_shift12</i>	0.023 [4.31]***	<i>hs_shift12</i>	-0.107 [-17.62]***
<i>hs_shift17</i>	0.031 [5.86]***	<i>hs_shift17</i>	-0.075 [-12.60]***
<i>hs_shift22</i>	0.101 [13.88]***	<i>hs_shift22</i>	-0.246 [-18.82]***
<i>N</i> 1,695,223 Cragg-Donald Wald F 統計量 5381.687 Stock-Yogo 検定における 10%境界値 16.38			

p*<0.05, *p*<0.01, ****p*<0.001 ※ []内は*t*値

付注 5 海外展開が企業に与える影響の再検証

概要

本分析では、企業の輸出の開始及び海外直接投資による海外現地法人の所有（以下、海外直接投資とする。）の開始による雇用者数、売上高、全要素生産性、資本ストック額、一人当たり雇用者報酬の変化について分析を行う。具体的には、傾向スコアマッチングを用いて、ある年度に輸出・海外直接投資を開始した企業と、その企業と輸出・海外直接投資を開始する確率が近しいが実際には輸出・海外直接投資を開始しなかった企業のマッチングを行い、マッチングしたサンプルを用いて上記 5 変数の変化について、差の差分析を実施した。なお、分析手法の検討にあたっては内閣府「令和元年度経済財政報告」を参照している。

推計データ・モデル

推計にあたっては、経済産業省「企業活動基本調査」及び「海外事業活動基本調査」を用いた。まずは、平成 9 年度から 2021 年度までの統計から、全要素生産性（以下、 tfp とする。）、雇用者数（以下、 emp とする。）、資本ストック額（有形固定資産額）（以下、 cap とする。）、売上高（以下、 $earn$ とする。）、付加価値額、国内子会社の数（以下、 aff とする。）、総雇用者報酬のデータを取得した。全要素生産性については、付加価値額、雇用者数、資本ストック額及び、中間投入財として売上高から付加価値額を引いた値を用いて、Levinsohn and Petrin 法により算出した。資本ストック額については、内閣府の GDP の年度デフレータの民間企業設備の値で除することにより実質値とした。加えて、雇用者数が、50 人以上 99 人以下の場合、100 人以上 299 人以下の場合、300 人以上の場合にそれぞれ 1 となるダミー変数（以下、 $scale$ とする。）、年度ごと、産業ごとのダミー変数（以下、それぞれ $year$ 、 $indst$ とする。）を作成した。

次に、ある企業が輸出を開始した年度については、内閣府の分析における手法を参考し、ある年度 t に企業が輸出を開始（企業の「直接輸出額」の値がある年度の前年度 $t-1$ までゼロで、ある年度 t から「直接輸出額」の値がゼロより大きい値を取っている場合を指す。）した後、3 年間継続して輸出を行っていた（3 年間継続して「直接輸出額」の値がゼロより大きい値を取っていた）場合、その企業はある年度 t に輸出を開始したとみなすこととした。そして、ある企業が輸出を開始した年度であれば 1 となるダミー変数（以下、 $export$ とする。）を作成した。なお、各企業の輸出の統計が存在するのは平成 10 年度の調査からであるため、輸出開始効果の分析においては平成 10 年度から 2021 年度のデータを使用する。

また、ある企業が海外直接投資を開始した年度には、海外事業活動基本調査における各海外現地法人の「設立・資本参加年」のデータを用いる。海外現地法人の「設立・資本参加年」のうち、本社企業ごとに最も古い年を抽出し、その年をある企業が海外直接投資を開始した年とした。このデータセットについて、永久企業番号を用いて企業活動基本調査との接続を行い、ある企業が海外直接投資を開始した年を 1 とするダミー変数（以下、 $abroad$ とする。）を作成した。

以上の手順により作成したデータセットについて、以下のロジットモデルを用いてある企業 i がある年度 t に輸出をする確率（傾向スコア） p_{lit} 及び、ある企業 i がある年度 t に初めて海外直接投資をする確率 p_{2it} の推計を行う。推計にあたっては、企業は前年度の企業の状態を基に、輸出・海外直接投資開始の意思決定を行うと考え、ロジットモデルの説明変数は 1 期のラグを取った。ここで、企業によっては上記の変数 $export$ が 1 となる年度が複数あるケースがある。これは、企業の輸出が断続的なものであったことや欠損値があることなど様々な要因が考えられるが、データ上で要因を区別することは困難であるため、本分析では輸出を開始した企業について、初めて $export$ が 1 となる年度のみを使用し、それより後の年度のデータはサンプルから除外している。また、海外直接投資を開始した企業については、海外直接投資を開始した年度以外の年度のデータはサンプルから除外している。

<輸出開始確率を求めるロジットモデル>

$$\begin{aligned} p_{1it} &= P(\text{export}_{it}=1) \\ &= F(\beta_0 + \beta_1 \ln \text{tfp}_{it-1} + \beta_2 \ln \text{emp}_{it-1} + \beta_3 \ln \text{cap}_{it-1} + \beta_4 \ln \text{earn}_{it-1} \\ &\quad + \sum D_{1t} \text{year}_t + \sum D_{2t} \text{indst}_i + \varepsilon_{1it}) \end{aligned}$$

<海外直接投資開始確率を求めるロジットモデル>

$$\begin{aligned} p_{2it} &= P(\text{abroad}_{it}=1) \\ &= F(\gamma_0 + \gamma_1 \ln \text{tfp}_{it-1} + \gamma_2 \ln \text{emp}_{it-1} + \gamma_3 \ln \text{cap}_{it-1} + \gamma_4 \ln \text{earn}_{it-1} + \gamma_5 \text{aff}_{it-1} \\ &\quad + \sum D_{3t} \text{year}_t + \sum D_{4t} \text{indst}_i + \varepsilon_{2it}) \end{aligned}$$

※上式における ln は自然対数、 ε は誤差項を意味する。

上記ロジットモデルより得られた傾向スコアを元に、輸出を開始した企業については、同一年度、同一産業、同一規模内で最も傾向スコアが近いものの、実際にはその年度内に輸出をしなかった企業を抽出して、1:1 のマッチングを行い、海外直接投資を開始した企業については、同一年度、同一産業内で最も傾向スコアが近いものの、実際にはその年度内に海外直接投資をしなかった企業を抽出して、1:1 のマッチングを行った。そして、マッチング後のサンプルについて、それぞれ以下のような差の差分析を行った。この差の差分析では、輸出開始から 1~5 年後、海外直接投資開始から 1~10 年後の雇用者数、売上高、全要素生産性、資本ストック額、一人当たり雇用者報酬（総雇用者報酬を雇用者数で除したもの。以下、wageemp とする。）それぞれについて、輸出・海外直接投資開始の 1 期前からの対数差分と、輸出・海外直接投資を開始しなかった企業の同期間の対数差分との間の差について分析を行っている。また、輸出を開始した企業については雇用者数の規模 scale ごとに差の差分析を行い、海外直接投資を開始した企業については製造業、非製造業それぞれについて、差の差分析を行った。

<輸出開始企業の差の差分析の推計式>

$$\begin{aligned} X_{it+s} - X_{it-1} &= Z_0 + Z_1 \text{export}_it + \sum D_{5t} \text{year}_t + \sum D_{6t} \text{indst}_i + \sum D_{7t} \text{scale}_i + \mu_{1it} \\ &(X = \{\ln \text{earn}, \ln \text{emp}, \ln \text{tfp}, \ln \text{cap}, \ln \text{wageemp}\}, s=0, \dots, 5) \end{aligned}$$

<海外直接投資開始企業の差の差分析の推計式>

$$\begin{aligned} X_{it+s} - X_{it-1} &= Z_2 + Z_3 \text{abroad}_it + \sum D_{8t} \text{year}_t + \sum D_{9t} \text{indst}_i + \mu_{2it} \\ &(X = \{\ln \text{earn}, \ln \text{emp}, \ln \text{tfp}, \ln \text{cap}, \ln \text{wageemp}\}, s=0, \dots, 10) \end{aligned}$$

※上式における ln は自然対数、 μ は誤差項を意味する。

推計結果

本分析におけるロジットモデル及び差の差分析の結果について以下のとおり示す。

まず、ロジットモデルについてみると、前年度の従業者数、売上高、全要素生産性、資本ストック額、子会社数は、ある企業がある年度に海外直接投資を開始する確率を有意水準 5% 以下で統計的に有意に上昇させるという結果がみられた。また、前年度の従業者数、売上高、全要素生産性は、ある企業がある年度に輸

出を開始する確率を有意水準 0.1% で統計的に有意に上昇させるという結果がみられた。

次に、差の差分析についてみると、輸出開始企業では、50 人以上 99 人以下の企業では、売上高及び全要素生産性の輸出開始前からの増加率は、輸出開始年～5 年後の期間において、一人当たり雇用者報酬の輸出開始前からの増加率は、輸出開始年～3 年後の期間において、輸出を開始しなかった企業の同期間の増加率と比較して統計的に有意に大きいという結果が得られた。100 人以上 299 人以下の企業では、全要素生産性の輸出開始前からの増加率は、輸出開始年～5 年後の期間において、売上高の輸出開始前からの増加率は、輸出開始年～4 年後の期間において、一人当たり雇用者報酬の輸出開始前からの増加率は、輸出開始年～3 年後の期間において、雇用の輸出開始前からの増加率は、輸出開始年～2 年後の期間において、資本ストック額の輸出開始前からの増加率は、輸出開始年において、輸出を開始しなかった企業の同期間の増加率と比較して統計的に有意に大きいという結果が得られた。300 人以上の企業では、売上高、雇用者数、全要素生産性の輸出開始前からの増加率は、輸出開始年～5 年後の期間において、資本ストック額の輸出開始前からの増加率は、輸出開始年～4 年後の期間において、輸出を開始しなかった企業の同期間の増加率と比較して統計的に有意に大きいという結果が得られた。

海外直接投資開始企業については、製造業の企業では、売上高の海外直接投資開始前からの増加率は、海外直接投資開始年～8 年後、10 年後の期間において、雇用者数の海外直接投資開始前からの増加率は海外直接投資開始年～9 年後の期間において、資本ストック額の海外直接投資開始前からの増加率は海外直接投資開始年～6 年後の期間において、海外直接投資を開始しなかった企業の同期間の増加率と比較して統計的に有意に大きいという結果であった。また、非製造業の企業では、売上高の海外直接投資開始前からの増加率は、海外直接投資開始年～4 年後、7 年後の期間において、雇用者数の海外直接投資開始前からの増加率は海外直接投資開始年～8 年後の期間において、資本ストック額及び一人当たり雇用者報酬の海外直接投資開始前からの増加率は海外直接投資開始の 1 年後～2 年後の期間において、海外直接投資を開始しなかった企業の同期間の増加率と比較して統計的に有意に大きいという結果であった。

<ロジットモデルの推計結果>

	<i>abroad_{it}</i>	<i>export_{it}</i>
<i>lnemp_{it-1}</i>	0.2506 [6.51]***	0.1661 [5.45]***
<i>lnearn_{it-1}</i>	0.0759 [1.97]*	0.1038 [3.53]***
<i>lntfp_{it-1}</i>	0.3816 [6.84]***	0.4802 [11.09]***
<i>lnkap_{it-1}</i>	0.0477 [2.81]**	0.0242 [1.76]
<i>aff_{it-1}</i>	0.0155 [5.46]***	
<i>intercept</i>	-5.6277 [-9.52]***	-6.2322 [-8.33]***
<i>Pseudo-R-squared</i>	0.0779	0.1105
<i>N</i>	383377	274842

* p<0.05, ** p<0.01, *** p<0.001

※ []内は t 値。産業ダミー、年度ダミーについては省略。

<i>dlnearn</i>		s=0	1	2	3	4	5
製造業	<i>abroad_{it}</i>	0.0289	0.0373	0.0461	0.0482	0.0497	0.0802
		[4.46]***	[3.95]***	[3.91]***	[3.42]***	[3.07]**	[4.56]***
	<i>N</i>	2800	2466	2330	2140	2080	1950
非製造業	<i>abroad_{it}</i>	0.0339	0.0331	0.0389	0.0455	0.0492	0.0355
		[4.38]***	[2.59]**	[2.66]**	[2.69]**	[2.61]**	[1.72]
	<i>N</i>	1952	1686	1536	1406	1278	1202
		6	7	8	9	10	
製造業	<i>abroad_{it}</i>	0.0665	0.063	0.0505	0.0473	0.0748	
		[3.36]***	[2.92]**	[2.11]*	[1.79]	[2.57]*	
	<i>N</i>	1838	1736	1520	1300	1126	
非製造業	<i>abroad_{it}</i>	0.0368	0.0539	0.0445	0.0532	0.0671	
		[1.51]	[2.08]*	[1.42]	[1.52]	[1.64]	
	<i>N</i>	1036	982	834	722	594	

<i>dlnearn</i>		s=0	1	2	3	4	5
50人～99人	<i>export_{it}</i>	0.0363	0.0566	0.0562	0.0592	0.0636	0.0557
		[4.14]***	[4.50]***	[3.79]***	[3.30]***	[3.05]**	[2.47]*
	<i>N</i>	1922	1712	1590	1324	1118	986
100人～299人	<i>export_{it}</i>	0.0312	0.0439	0.0432	0.044	0.0363	0.0264
		[4.75]***	[5.06]***	[4.24]***	[3.45]***	[2.52]*	[1.66]
	<i>N</i>	3590	3342	3244	2826	2590	2308
300人～	<i>export_{it}</i>	0.0522	0.0774	0.0778	0.0746	0.0865	0.0716
		[5.92]***	[6.00]***	[5.35]***	[4.44]***	[4.31]***	[3.20]**
	<i>N</i>	2298	2130	2052	1842	1622	1486

* p<0.05, ** p<0.01, *** p<0.001

※被説明変数は輸出・海外直投開始からs年後の売上高の、輸出・海外直投開始の1年前からの増加率。

※[]内は頑健な標準誤差を用いて測定したt値。産業ダミー、年ダミー、規模ダミーについては省略。

<i>dlnemp</i>		s=0	1	2	3	4	5
製造業	<i>abroad_{it}</i>	0.0163	0.0299	0.0329	0.0389	0.0373	0.0595
		[3.62]***	[4.58]***	[3.96]***	[3.92]***	[3.35]***	[4.77]***
	<i>N</i>	2800	2466	2330	2140	2080	1950
非製造業	<i>abroad_{it}</i>	0.0181	0.0299	0.0452	0.0713	0.0682	0.0715
		[2.34]*	[2.59]**	[3.39]***	[4.22]***	[3.74]***	[3.31]***
	<i>N</i>	1952	1686	1536	1406	1278	1202
		6	7	8	9	10	
製造業	<i>abroad_{it}</i>	0.0627	0.0536	0.0478	0.0629	0.0447	
		[4.37]***	[3.41]***	[2.69]**	[2.96]**	[1.92]	
	<i>N</i>	1838	1736	1520	1300	1126	
非製造業	<i>abroad_{it}</i>	0.0704	0.0783	0.0656	0.0596	0.0515	
		[2.96]**	[3.05]**	[2.18]*	[1.64]	[1.16]	
	<i>N</i>	1036	982	834	722	594	
<i>dlnemp</i>		s=0	1	2	3	4	5
50人～99人	<i>export_{it}</i>	0.004	0.0078	0.0059	0.0067	0.0166	0.0106
		[0.74]	[1.14]	[0.68]	[0.63]	[1.33]	[0.74]
	<i>N</i>	1922	1712	1590	1324	1118	986
100人～299人	<i>export_{it}</i>	0.0126	0.0173	0.0156	0.0168	0.018	0.0117
		[2.76]**	[2.80]**	[2.07]*	[1.84]	[1.68]	[0.99]
	<i>N</i>	3590	3342	3244	2826	2590	2308
300人～	<i>export_{it}</i>	0.0407	0.0459	0.0551	0.0642	0.0522	0.0392
		[4.73]***	[3.94]***	[4.20]***	[4.49]***	[3.19]**	[2.18]*
	<i>N</i>	2298	2130	2052	1842	1622	1486

* p<0.05, ** p<0.01, *** p<0.001

※被説明変数は輸出・海外直投開始からs年後の売上高の、輸出・海外直投開始の1年前からの増加率。

※[]内は頑健な標準誤差を用いて測定したt値。産業ダミー、年ダミー、規模ダミーについては省略。

<i>dlnlfp</i>		s=0	1	2	3	4	5
製造業	<i>abroad_{it}</i>	0.021	0.0195	0.0168	0.0074	0.0138	0.0313
		[2.16]*	[1.53]	[1.26]	[0.49]	[0.85]	[1.79]
	<i>N</i>	2796	2462	2328	2136	2076	1946
非製造業	<i>abroad_{it}</i>	0.0252	0.0186	0.0241	0.0146	0.0123	-0.0048
		[1.94]	[1.28]	[1.46]	[0.78]	[0.63]	[-0.23]
	<i>N</i>	1944	1682	1528	1402	1272	1200
		6	7	8	9	10	
製造業	<i>abroad_{it}</i>	0.0169	0.0251	0.0031	0.0053	0.042	
		[0.92]	[1.36]	[0.15]	[0.23]	[1.70]	
	<i>N</i>	1836	1734	1516	1298	1126	
非製造業	<i>abroad_{it}</i>	-0.0146	0.0031	-0.0071	0.0192	0.0439	
		[-0.62]	[0.12]	[-0.24]	[0.61]	[1.25]	
	<i>N</i>	1034	978	834	718	594	

<i>dlnlfp</i>		s=0	1	2	3	4	5
50人～99人	<i>export_{it}</i>	0.0446	0.055	0.0607	0.0664	0.0663	0.0759
		[3.40]***	[3.53]***	[3.56]***	[3.35]***	[2.80]**	[3.15]**
	<i>N</i>	1922	1710	1586	1320	1118	984
100人～299人	<i>export_{it}</i>	0.0341	0.0462	0.0476	0.0431	0.0305	0.0445
		[3.96]***	[4.59]***	[4.19]***	[3.36]***	[2.15]*	[2.74]**
	<i>N</i>	3586	3336	3236	2824	2590	2306
300人～	<i>export_{it}</i>	0.0266	0.0414	0.0454	0.0435	0.0835	0.0572
		[2.34]*	[3.03]**	[2.63]**	[2.73]**	[4.45]***	[2.85]**
	<i>N</i>	2296	2130	2048	1836	1618	1482

* p<0.05, ** p<0.01, *** p<0.001

※被説明変数は輸出・海外直投開始からs年後の売上高の、輸出・海外直投開始の1年前からの増加率。

※[]内は頑健な標準誤差を用いて測定したt値。産業ダミー、年ダミー、規模ダミーについては省略。

<i>dlnCap</i>		s=0	1	2	3	4	5
製造業	<i>abroad_{it}</i>	0.0294	0.034	0.0464	0.0487	0.0407	0.0706
		[3.84]***	[3.11]**	[3.28]**	[2.78]**	[2.10]*	[3.17]**
	<i>N</i>	2796	2462	2328	2136	2076	1946
非製造業	<i>abroad_{it}</i>	0.0307	0.0773	0.0675	0.0484	0.0432	0.059
		[1.77]	[2.99]**	[2.19]*	[1.38]	[1.07]	[1.32]
	<i>N</i>	1944	1682	1528	1402	1272	1200
		6	7	8	9	10	
製造業	<i>abroad_{it}</i>	0.0551	0.0514	0.0454	0.0226	0.021	
		[2.17]*	[1.88]	[1.46]	[0.61]	[0.56]	
	<i>N</i>	1836	1734	1516	1298	1126	
非製造業	<i>abroad_{it}</i>	0.0904	0.0665	0.027	-0.0373	-0.0105	
		[1.66]	[1.19]	[0.42]	[-0.51]	[-0.12]	
	<i>N</i>	1034	978	834	718	594	
		6	7	8	9	10	
<i>dlnCap</i>		s=0	1	2	3	4	5
50人～99人	<i>export_{it}</i>	0.0147	0.0082	-0.0259	-0.0168	0.0278	0.0078
		[1.11]	[0.40]	[-1.01]	[-0.56]	[0.84]	[0.20]
	<i>N</i>	1922	1710	1586	1320	1118	984
100人～299人	<i>export_{it}</i>	0.0187	0.0019	0.003	-0.0127	-0.0312	-0.0284
		[2.06]*	[0.15]	[0.19]	[-0.69]	[-1.42]	[-1.13]
	<i>N</i>	3586	3336	3236	2824	2590	2306
300人～	<i>export_{it}</i>	0.0803	0.0688	0.0827	0.0742	0.0729	0.0667
		[4.61]***	[3.15]**	[3.46]***	[2.67]**	[2.23]*	[1.87]
	<i>N</i>	2296	2130	2048	1836	1618	1482

* p<0.05, ** p<0.01, *** p<0.001

※被説明変数は輸出・海外直投開始からs年後の売上高の、輸出・海外直投開始の1年前からの増加率。

※[]内は頑健な標準誤差を用いて測定したt値。産業ダミー、年ダミー、規模ダミーについては省略。

<i>dlnwageemp</i>		s=0	1	2	3	4	5
製造業	<i>abroad_{it}</i>	0.0075 [0.87]	0.0064 [0.62]	0.0009 [0.08]	-0.003 [-0.22]	0.0149 [1.12]	0.0175 [1.34]
	<i>N</i>	2800	2466	2330	2140	2080	1950
非製造業	<i>abroad_{it}</i>	0.022 [1.69]	0.0306 [2.12]*	0.0384 [2.45]*	0.0262 [1.43]	0.0051 [0.30]	0.0073 [0.39]
	<i>N</i>	1952	1686	1536	1406	1278	1202
		6	7	8	9	10	
製造業	<i>abroad_{it}</i>	0.0136 [0.99]	0.0261 [1.84]	0.0112 [0.73]	-0.0056 [-0.31]	0.0222 [1.07]	
	<i>N</i>	1838	1736	1520	1300	1126	
非製造業	<i>abroad_{it}</i>	0.019 [0.95]	0.0217 [1.03]	0.0272 [1.07]	0.02 [0.76]	0.0405 [1.18]	
	<i>N</i>	1036	982	834	722	594	

<i>dlnwageemp</i>		s=0	1	2	3	4	5
50人～99人	<i>export_{it}</i>	0.0208 [1.98]*	0.0239 [2.08]*	0.0354 [2.74]**	0.0299 [2.04]*	0.0253 [1.37]	0.0167 [0.91]
	<i>N</i>	1922	1712	1590	1324	1118	986
100人～299人	<i>export_{it}</i>	0.0164 [2.05]*	0.0287 [3.18]**	0.0335 [3.47]***	0.0263 [2.62]**	0.0179 [1.46]	0.0223 [1.85]
	<i>N</i>	3590	3342	3244	2826	2590	2308
300人～	<i>export_{it}</i>	0.0007 [0.07]	0.0122 [1.07]	0.0049 [0.37]	-0.0035 [-0.26]	0.0249 [1.70]	0.0205 [1.30]
	<i>N</i>	2298	2130	2052	1842	1622	1486

* p<0.05, ** p<0.01, *** p<0.001

※被説明変数は輸出・海外直投開始からs年後の売上高の、輸出・海外直投開始の1年前からの増加率。

※[]内は頑健な標準誤差を用いて測定したt値。産業ダミー、年ダミー、規模ダミーについては省略。

付注 6 海外展開による地域経済への影響

概要

本分析では、グローバル企業の海外生産比率の上昇がその企業の事業所の周辺地域の輸出に与える影響について分析を行う。具体的には、グローバル企業が財を生産する場合、その事業所（以下、中心事業所とする。）の周辺に位置する事業所（以下、周辺地場企業とする。）から材料等を調達して製品を製造し、出荷及び輸出を行っていると考えられることから、グローバル企業の海外生産比率が上昇したとき、その企業の事業所の周辺に位置する事業所も波及的に影響を受けるという考えに基づき、Kiyota, Nakajima, Takizawa (2022) の手法も参照して分析を行う。

推計モデル・データ

まず、分析に先立ち、言葉の定義を行う。企業の海外展開の度合いの指標としては海外生産比率を用いる。なお、海外生産比率は海外進出企業ベースの海外生産比率²⁹⁸（現地法人売上高 /（現地法人売上高 + 本社企業売上高））を用いるが、海外現地法人の売上高には業種が製造業に該当する海外現地法人の値のみを集計する。中心事業所とは、海外生産比率が0%よりも大きく、かつ資本金10億円以上の企業の事業所とする。周辺地場企業とは、資本金10億円未満の企業の事業所とする。なお、中心事業所、周辺地場企業としては、日本標準産業分類中分類における化学工業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業に該当する企業についてのみを分析対象とする。周辺地域とは、中心事業所を中心とした半径5km圏内の円の内側の領域を指す。

次に、統計データの再編加工を行う。本分析では経済産業省の「企業活動基本調査」、「海外事業活動基本調査」、「工業統計調査」を用い、下記の様な手順でデータの再編加工を行った。なお、分析にあたっては経済産業省にて作成している平成24年から2020年までの工業統計及び平成28年経済センサスのうち製造業に該当する事業所の緯度経度情報を用いて各事業所の周辺地場企業に該当する企業の特定を行っている。具体的な再編加工の手順としては、まず、企業活動基本調査と海外事業活動基本調査について永久企業番号を用いて統合を行い、海外生産比率を算出する（①）。次に、①を工業統計と統合し、①で抽出した本社企業の事業所を特定する（②）。統合の際には令和元年度調査以降については法人番号を用い、それ以前のものについては企業名から株式会社、有限会社等の形態情報を削除したものを用いた²⁹⁹。次に、②について、現地法人売上高が0より大きく、かつ資本金が10億円以上の企業を本社に持つ事業所のデータセット（②-1）と、資本金10億円未満の企業を本社に持つ事業所のデータセット（②-2）に分割し、②-1に属する企業と②-2に属する企業の全ての組み合わせ間の距離を算出したあと、②-1と②-2を再結合する。そして、再結合したデータセットにおける、②-1に属する企業それぞれについて、②-2に属する企業のうち、②-1に属する企業との距離が5km以下の企業のみを抽出し、抽出されたデータについて、②-1に属する企業ごとに、②-2に属する企業の、出荷額と輸出額の合計を集計した。以上のような集計により、2012年から2019年の期間における、中心事業所の本社の海外生産比率（以下、shareとする。）、周辺地域の総出荷額（以下、shipとする。）、総輸出額（以下、expとする。）、からなるデータセットが作成される。また、これらの変数に加え、日本銀行統計より、大企業製造業の海外での製商品需給のDIの実績値を取得し、外需

298 海外進出企業ベースの海外生産比率については <https://www.meti.go.jp/press/2021/07/20210730011/20210730011-1.pdf> 等を参照。

299 企業活動基本調査と工業統計の間の完全な接続は困難であり、企業名の情報では接続に失敗した企業も存在する。今回は接続に失敗した企業はサンプルから脱落させているが、接続の精度の向上は分析における今後の課題である。

DI(以下、diとする)の変数とした。

上記のとおり作成した変数を用いて、周辺地域*i*の、*t*期における輸出額は、各地域の固有の効果を v_i 、その他の誤差項を ε_{it} とすると、下記式のとおり表すことができる。なお、推計にあたっては、固定効果モデルを用いた。推計に使用したデータは、個体（周辺地域）数が2,132、期間が8年のアンバランスなパネルデータである。

<推計式>

$$\lnexp_{it} = \beta_0 + \beta_1 share_{it} + \beta_2 di_{it} + \beta_3 lnship_{it} + v_i + \varepsilon_{it}$$

■推計結果

本モデルの推計結果を下記のとおり示す。

推計結果のパラメータについて、変数ごとに見ると、本社の海外生産比率には、周辺地域の総輸出額に対して有意水準0.1%で統計的に有意な正の影響が見られた。外需DIには周辺地域の輸出額に対して有意水準0.1%で統計的に有意な正の影響が見られた。また、周辺地域の総出荷額には、周辺地域の輸出に対して有意水準0.1%で統計的に有意な正の影響が見られた。この結果より、中心事業所の本社の海外生産比率の上昇により周辺地域の輸出額が増加すること及び、海外での需要の増加により周辺地域の輸出が増加することが示唆された。

<推計結果>

	<i>lnexp</i>
<i>share</i>	0.8313 [4.51]***
<i>di</i>	0.0104 [5.63]***
<i>lnship</i>	1.5652 [47.86]***
<i>intercept</i>	-13.0441 [-23.91]***
<i>R-squared</i>	0.4529
<i>N</i>	12105

* p<0.05, ** p<0.01, *** p<0.001

※[]内はt値

■留意点

本分析の結果を解釈する際には、以下の点に留意しなければならない。まず、本分析では、中心事業所同士の距離が近いことから複数の中心事業所の間で周辺地域の領域に重複が見られるケースについて、中心事業所がその周辺地域に与える影響同士はそれぞれ独立であると仮定している。しかし、現実では、複数の中心事業所の周辺地域に含まれる領域では、ある中心事業所から強い影響を受けたことにより、他の中心事業所から受けける影響が弱まるケースなど、このような仮定が担保されないケースも考えられる。そのため、本

分析の推計結果には一部バイアスが生じている可能性がある。また、本分析ではある一つの中心事業所がその周辺地域全体に与える影響のみを推計しており、周辺地場企業個社が受ける個別の影響については考慮していない。そのため、ある周辺地場企業個社が受ける個別の影響を観察することや、複数の中心事業所の周辺地域に与える影響を合算して解釈を行うことは、モデルの仮定上適さない。

付注7 ベンチャー投資額と全要素生産性

概要

本分析では、ベンチャー投資額と全要素生産性の関係について分析を行う。

推計モデル・データ

推計にあたっては、Penn World Table 10.01 より全要素生産性（以下、TFPとする。）、OECDstat より名目値の百万米ドルベースのベンチャー投資額（以下、su_inv とする。）、国際連合の人口推計より高齢化率（以下、elder とする。）のデータを用いてデータセットを作成した。データは 2006 年から 2019 年の期間（t）における、32 か国（i）のアンバランスなパネルデータである。なお、全要素生産性 TFP については、Penn World Table 10.01 の rtfpna(全要素生産性の実質値 (2017=1)) と cfp(全要素生産性の相対水準 (米国 = 1)) の積を算出し、2017 年の米国の全要素生産性が 1 となる変数を作成した。また、elder は国際連合の人口推計より各国の 65 歳以上の人口の比率を取得し、変数とした。TFP 及び su_inv については自然対数 \ln を取り、各国に固有の影響を v 、その他の誤差項を ε とすると、推計に使用したモデルは下記のとおり表すことができる。

＜推計モデル＞

$$\ln TFP_{it} = \beta_0 + \beta_1 \ln su_inv_{it} + \beta_2 elder_{it} + v_i + \varepsilon_{it}$$

推計結果

上記モデルの推計結果を下記のとおり示す。推計にあたっては固定効果モデル及び変量効果モデルの両方を用いて推計を行っている。推計結果の係数を見ると、ベンチャー投資額が全要素生産性に対して与える影響は有意水準 0.1% で統計的に有意に正であった。この結果は、ベンチャー投資の増加には全要素生産性を上昇させる効果があることを示唆するものである。なお、ハウスマン検定を実施したところ、変量効果モデルが採択されているが、推計モデルの説明変数であるベンチャー投資額は、各国の政策や文化、経済状況など各国固有の影響にも依存して決定される（説明変数と各国固有の影響の間に相関がある）と考えるのが妥当であることから、本白書においては固定効果モデルを採択することとする。

<推計結果>

<i>InTFP</i>	<i>Fixed effect</i>	<i>Random effect</i>
<i>Insu_inv</i>	0.024 [4.36]***	0.0261 [5.16]***
<i>elder</i>	-2.1696 [-6.93]***	-2.128 [-7.18]***
<i>intercept</i>	0.0387 [0.73]	0.0196 [0.33]
<i>Adj-R-squared</i>	0.1271	0.1267
<i>N</i>	408	408
<i>Wu-Hausman statistic</i>		2.25

* p<0.05, ** p<0.01, *** p<0.001

※ []内はt値

付注8 対内直接投資のトレンド変化**概要**

本分析では、2014年に対日直接投資促進施策が実行段階に移ったことによる対内直接投資額のトレンドの変化について分析を行う。なお、分析手法は Hoshi(2018) を参照している。

推計モデル・データ

推計にあたっては、日本銀行「国際収支関連統計」より対内直接投資額、内閣府「国民経済計算（GDP統計）」より名目GDPのデータを1996年から2022年の期間（t）について取得し、対内直接投資額対名目GDP比（以下、idi_gdpとする。）を算出した。また、1996～2022年の各年について、それぞれ1～26の値を取るトレンド項（以下、trendとする。）、2014年以降であれば1を取るダミー変数（以下、abeとする。）、トレンド項とダミー変数の交差項（以下、trend*abeとする。）を作成した。これらの変数より推計に使用したモデルは誤差項を μ とすると下記のとおり表すことができる。

<推計モデル>

$$\text{idi_gdp}_t = \beta_0 + \beta_1 \text{trend}_t + \beta_2 \text{abe}_t + \beta_3 \text{trend}_t * \text{abe}_t + \mu_t$$

推計結果

上記モデルの最小二乗法による推計結果を下記のとおり示す。推計結果の係数を見ると、トレンド項及びトレンド項とダミー変数の交差項はいずれも、対内直接投資額対名目GDP比に対して有意水準0.1%以下で統計的に有意に正の影響が見られた。この結果は、対内直接投資額対名目GDP比には増加トレンドが見られること及び、2014年に対日直接投資促進施策が実行されたことによりその増加トレンドに拍車がかかったことを示唆するものである。

<推計結果>

	<i>idi_gdp</i>
<i>trend</i>	0.2273
	[15.955]***
<i>abe</i>	-4.3176
	[-3.907]**
<i>trend*abe</i>	0.2133
	[4.228]***
<i>intercept</i>	0.1667
	[1.081]
<i>Adj-R-squared</i>	0.976
<i>N</i>	26

* p<0.05, ** p<0.01, *** p<0.001

※[]内はt値

■反実仮想の試算

推計式より、対内直接投資額対名目GDP比の推計値は下記のとおり算出されるが、2014年以降についても①式を用いて算出することで、仮に対日直接投資促進施策が実施されなかった場合の2014年以降の対内直接投資額対名目GDP比の値について試算することができる。

<対内直接投資額対名目GDP比の推計値>

$$idi_gdp_t = \begin{cases} \beta_0 + \beta_1 trend_t + \mu_t & \text{if } t < 2014 \cdots ① \\ \beta_0 + \beta_1 trend_t + \beta_2 abe_t + \beta_3 trend_t * abe_t + \mu_t & \text{if } t \geq 2014 \cdots ② \end{cases}$$

図表索引

図表索引

第 I-1-1-1 図	経済見通しにおける頻出単語	5
第 I-1-1-2 図	世界の GDP 成長率見通しの推移	5
第 I-1-1-3 図	IMF の世界経済見通しにおける重要単語の推移	7
第 I-1-1-4 図	世界経済の成長率のトレンド	8
第 I-1-1-5 図	世界の GDP 成長率の下押しリスク	8
第 I-1-1-6 図	不確実性指数の推移	9
第 I-1-2-1 表	2022 年のロシア実質 GDP 成長率見通しと実績	10
第 I-1-2-2 図	ロシアの実質 GDP と構成項目の推移	11
第 I-1-2-3 図	ロシアの原油・ガス鉱業生産と原油価格	11
第 I-1-2-4 図	ロシア連邦政府の歳入	11
第 I-1-2-5 図	ロシアの雇用と名目賃金	12
第 I-1-2-6 図	ロシアの業種別の雇用	12
第 I-1-2-7 図	ロシアへ集積回路の輸出（2022 年）	13
第 I-1-2-8 図	ウクライナの実質 GDP 成長率	14
第 I-1-2-9 図	トウモロコシ、ひまわり油、小麦の主要な輸出国の輸出金額	14
第 I-1-2-10 図表	世界の天然ガス生産動向とロシアの貿易動向	15
第 I-1-2-11 図	EU 向けの天然ガス供給動向	15
第 I-1-2-12 図	天然ガスの輸入動向（EU を除く）	16
第 I-1-2-13 図	世界の原油生産動向とロシアの貿易動向	17
第 I-1-2-14 図	原油の輸入動向	17
第 I-1-2-15 表	2022 年 2 月 24 日以降に実施された食料・エネルギー関連の輸出規制	18
第 I-1-2-16 図	主要な小麦輸出国の小麦輸出金額の推移	20
第 I-1-2-17 図	ロシアからの小麦輸入の動向	21
第 I-1-2-18 図	ウクライナからの小麦輸入の動向	21
第 I-1-2-19 図	主要な肥料輸出国の輸出金額の推移	22
第 I-1-2-20 図	ロシアからの肥料輸入の動向	23
第 I-1-2-21 表	G7 札幌気候・エネルギー・環境大臣会合声明におけるウクライナ侵略への言及	25
第 I-1-2-22 表	G7 宮崎農業大臣会合声明におけるウクライナ侵略への言及	26
第 I-1-2-23 表	ロシアによるウクライナ侵略を踏まえた我が国対応	27
第 I-1-2-24 図	ロシアとウクライナにおける我が国企業の拠点	28
第 I-1-2-25 図	ロシアにおける我が国企業の事業動向	28
第 I-1-3-1 図	世界のインフレ率の見通し	29
第 I-1-3-2 図	先進国のインフレ率の見通し	29
第 I-1-3-3 図	先進国におけるインフレ率の寄与度の推移	29
第 I-1-3-4 図	新興国・途上国のインフレ率の見通し	31
第 I-1-3-5 表	インフレの主要な要因と対応の方向性	31
第 I-1-3-6 図	主要なエネルギー価格の推移	32
第 I-1-3-7 図	食料の品目別価格指数	32
第 I-1-3-8 図	バルチックコンテナ価格指数の動向	32
第 I-1-3-9 図	コンテナ運賃の動向	33
第 I-1-3-10 図	米国の ISM 景況指数（製造業・サービス業）	33

第 I-1-3-11 図	欧洲における製造業の制約要因	34
第 I-1-3-12 図	先進国における名目賃金と実質賃金の成長率の推移	34
第 I-1-3-13 図	日本のエネルギー及び食料に係る 2019 年平均からの負担増（対収入比）	35
第 I-1-3-14 図	所得分位別支出財の割合と所得分位別インフレ率とのギャップ（米国）	35
第 I-1-3-15 表	主要国での物価高騰に対する消費者向け対策の概要	36
第 I-1-3-16 図	G20 各国・地域の政策金利の推移	38
第 I-1-3-17 表	G20 各国・地域の経済見通しの変遷	38
第 I-1-3-18 図	各国・地域の金融環境指数	40
第 I-1-3-19 図	各国・地域の銀行による貸出運営スタンスの推移	40
第 I-1-3-20 図	各国・地域の資金需要の推移	41
第 I-1-3-21 図	先進国と新興国の非金融人と家計への与信残高の推移	42
第 I-1-3-22 図	G20 各国・地域の住宅価格	43
第 I-1-3-23 図	先進国と新興国の株式市場	43
第 I-1-3-24 図	各国・地域の家計の金融資産残高	44
第 I-1-4-1 表	分類別の為替相場制度と採用国	45
第 I-1-4-2 図	新興・途上地域の通貨指数	46
第 I-1-4-3 図	新興・途上地域の外貨準備高の変動状況	47
第 I-1-4-4 図	新興・発展途上地域の対外債務規模	48
第 I-1-4-5 図	所得段階地域別の新型コロナウイルス感染症対策規模	49
第 I-1-4-6 図	所得段階地域別の実質 GDP 成長率	49
第 I-1-4-7 図	G20（G7 を除く）の中央銀行の独立性指数	50
第 I-1-4-8 図	主な重要資源の埋蔵量	51
第 I-1-4-9 図	地域別の対外債務の返済負担	52
第 I-1-4-10 表	パリクラブの概要	53
第 I-1-4-11 図表	パリクラブで合意された債務再編数と近年の詳細	53
第 I-1-4-12 表	債務交換条項を含む債務再編	55
第 I-1-4-13 図	各国の対外債務に占めるパリクラブメンバーからの借入割合（2021 年）	56
第 I-1-4-14 図	米国の政策金利と長期金利及び商業銀行の預金額	57
第 I-1-4-15 図	新興国に対する証券投資フロー	57
第 I-1-4-16 図	各国の対外債務残高の推移	58
第 I-1-4-17 図	各国の対外債務残高対名目 GDP 比の推移	59
第 I-1-4-18 図	各国の対ドル為替レート変化率	59
第 I-1-4-19 図	対外債務に占める外貨建て債務の割合	59
第 I-1-4-20 図	各国の対外債務返済比率の推移	59
第 I-1-4-21 図	外貨準備高の変化率	60
第 I-1-4-22 図	外貨準備高の水準	60
第 I-1-4-23 図	経常収支対名目 GDP 比	61
第 I-1-4-24 図	中南米主要 5 か国の対外債務残高、対外債務残高対名目 GDP 比の推移	62
第 I-1-4-25 図	中南米主要 5 か国の対外債務に占める外貨建て債務の割合	62
第 I-1-4-26 図	中南米主要 5 か国通貨の対米ドル騰落率	62
第 I-1-4-27 図	中南米主要 5 か国の外貨準備高の推移	63
第 I-1-4-28 図	中南米主要 5 か国の経常収支対名目 GDP 比	63
第 I-1-4-29 図	アフリカ主要 5 か国の対外債務残高、対外債務残高対名目 GDP 比の推移	64
第 I-1-4-30 図	アフリカ主要 5 か国の外貨準備高の推移	65

第 I-1-4-31 図	アフリカ主要 5 か国の経常収支対名目 GDP 比	65
コラム第 1-1 図	中南米 3 か国の対外債務残高（対 GNI 比）の推移	66
第 I-1-5-1 図	貿易総額の推移及び主要国のシェア（第二次世界大戦前）	68
第 I-1-5-2 図	貿易総額の推移及び主要国のシェア（1960 年以降）	68
第 I-1-5-3 図	日米間貿易の輸出入の動向	69
第 I-1-5-4 図	米中間の輸出入の動向	70
第 I-1-5-5 図	米中間の輸出入の動向（最終用途分類別）	71
第 I-1-5-6 表	米中貿易上位 10 品目	71
第 I-1-5-7 図	米中間のハイテク分野の輸出入動向	71
第 I-1-5-8 図	米国の中華人民共和国への輸出（ハイテク分野・非ハイテク分野別）推移	72
第 I-1-5-9 図	ハイテク分野における米国の中華人民共和国への輸出のシェアの推移（品目別）	72
第 I-1-5-10 図	「デカップリング」が世界経済に与える影響（上図：シナリオ①、下図：シナリオ②）	74
第 I-1-5-11 表	経済的威圧に言及した会談やスピーチ等の概要（2022 年以降）	75
第 I-2-1-1 図	需要曲線と供給曲線から見た価格変動メカニズム（イメージ）	79
第 I-2-1-2 図	インフレ抑制に向けた方策	79
第 I-2-1-3 図	単位労働コストの分解	80
第 I-2-1-4 図	労働者一人当たり資本ストック・全要素生産性のインフレ抑制効果	81
第 I-2-1-5 図	労働生産性の分解	81
第 I-2-1-6 図	貿易開放度（CTS）の分布	82
第 I-2-1-7 図	世界各国の貿易開放度（CTS）の分布（2019 年）	82
第 I-2-1-8 図	貿易開放度と全要素生産性	83
第 I-2-1-9 図	世界ガバナンス指標（2021 年）	84
第 I-2-1-10 図	世界ガバナンス指標と不確実性の高まりによる貿易減少効果の関係	85
第 I-2-2-1 図	中国及びグローバル・サウスの年平均名目 GDP 成長率の変化	91
第 I-2-2-2 図	中国及びグローバル・サウスの人口動態予測	91
第 I-2-2-3 図	自由貿易体制と経済安全保障の両立に向けた取組	92
第 I-2-3-1 表	今後 10 年間で最も深刻な世界規模のリスクは何か	95
第 I-2-3-2 表	人間活動が及ぼす温暖化への影響についての評価	95
第 I-2-3-3 表	SDGs 及び開発目標 13 のターゲット	97
第 I-2-3-4 図	ウェディングケーキモデル	98
第 I-2-3-5 図	EU の主要な気候変動政策	101
コラム第 2-1 図	ドーナツ経済の概念図	104
第 I-2-3-6 図	責任あるサプライチェーン等における人権尊重の全体像	110
第 I-3-1-1 図	米国の実質 GDP 成長率	112
第 I-3-1-2 図	米国の家計消費	112
第 I-3-1-3 図	米国の民間設備投資	113
第 I-3-1-4 図	米国の住宅着工許可、着工、完成件数	113
第 I-3-1-5 図	米国の住宅価格指数と住宅ローン金利	113
第 I-3-1-6 図	米国の実質政府支出	114
第 I-3-1-7 図	米国の貿易収支	114
第 I-3-1-8 図	米国の鉱工業生産	115
第 I-3-1-9 図	米国の消費者物価指数	115
第 I-3-1-10 図	米国の生産者物価指数	116
第 I-3-1-11 図	米国の雇用統計	116

第 I-3-1-12 図	米国の求人件数、就職者数、退職数	117
第 I-3-1-13 図	米国の実質賃金上昇率と貯蓄率	117
第 I-3-1-14 図	米国の政策金利の推移	117
第 I-3-1-15 図	FOMC の政策金利見通し	118
第 I-3-1-16 表	米国の経済見通し	118
第 I-3-2-1 図	欧州の実質 GDP 水準の推移	119
第 I-3-2-2 図	欧州の実質 GDP 成長率（需要項目別寄与度）	120
第 I-3-2-3 図	欧州の消費者物価の推移	120
第 I-3-2-4 図	欧州の消費者物価（品目別）	121
第 I-3-2-5 図	欧州の小売売上高の推移	121
第 I-3-2-6 図	欧州の小売売上高（品目別）	122
第 I-3-2-7 図	欧州の鉱工業生産の推移	122
第 I-3-2-8 図	欧州の鉱工業生産（財別）	123
第 I-3-2-9 図	欧州の失業率の推移	123
第 I-3-2-10 図	欧州の輸出入額の推移	124
第 I-3-2-11 表	欧州の実質 GDP 成長率の見通し	125
第 I-3-3-1 図	中国の実質 GDP 成長率の推移	126
第 I-3-3-2 表	中国の実質 GDP 成長率（需要項目別）の推移	126
第 I-3-3-3 表	中国の実質 GDP 成長率（業種別）の推移	127
第 I-3-3-4 図	中国の工業生産の推移	128
第 I-3-3-5 表	中国の工業生産（業種内訳）	128
第 I-3-3-6 図	中国の固定資産投資の推移	128
第 I-3-3-7 表	中国の固定資産投資（業種内訳）	129
第 I-3-3-8 図	中国の小売売上高の推移	129
第 I-3-3-9 表	中国の小売売上高（品目内訳）	129
第 I-3-3-10 表	中国の一人当たり可処分所得	129
第 I-3-3-11 図	中国の貿易の推移	130
第 I-3-3-12 表	中国の相手国・地域別の貿易の伸び率	130
第 I-3-3-13 表	中国の主要品目別の貿易の伸び率	130
第 I-3-3-14 図	中国の消費者物価・生産者物価の推移	131
第 I-3-3-15 図	中国の都市部調査失業率の推移	131
第 I-3-3-16 表	中国の都市部調査失業率（年齢階層別）	132
第 I-3-3-17 図	中国の都市部新規就業者数（年初来累計・前年同期比）	132
第 I-3-3-18 図	中国の最優遇貸出金利（LPR）の推移	132
第 I-3-3-19 図	中国の預金準備率の推移	132
第 I-3-3-20 図	中国の人口構成の将来予測（国連推計）	133
第 I-3-3-21 表	中国の人口予測	133
第 I-3-3-22 図	中国の人口に対する出生率及び死亡率の推移	133
第 I-3-3-23 図	中国の主要都市の新築住宅販売価格の推移	134
第 I-3-3-24 図	中国の不動産会社の資金調達の推移	135
第 I-3-3-25 図	中国の住宅販売・不動産開発投資の推移	135
第 I-3-3-26 図	中国の25～34歳の人口予測	135
第 I-3-3-27 図	中国の地方政府の土地使用権譲渡収入の推移	136
第 I-3-3-28 図	中国の地方債務残高の推移	136

第 I-3-3-29 表	中国の実質 GDP 成長率の見通し	137
第 I-3-3-30 表	中国の 2023 年の主要数値目標	137
第 I-3-4-1 図	ASEAN 各国の実質 GDP 成長率	138
第 I-3-4-2 図	インドネシアの実質 GDP 成長率と項目別寄与度	139
第 I-3-4-3 図	タイの実質 GDP 成長率と項目別寄与度	139
第 I-3-4-4 図	マレーシアの実質 GDP 成長率と項目別寄与度	139
第 I-3-4-5 図	シンガポールの実質 GDP 成長率と項目別寄与度	140
第 I-3-4-6 図	フィリピンの実質 GDP 成長率と項目別寄与度	140
第 I-3-4-7 図	ベトナムの実質 GDP 成長率と項目別寄与度	140
第 I-3-4-8 図	インドの実質 GDP 成長率、実質 GVA 成長率と項目別寄与度	141
第 I-3-4-9 図	ASEAN 各国の中売上高の推移	141
第 I-3-4-10 図	インドの国内乗用車販売台数	141
第 I-3-4-11 図	ASEAN 各国の財輸出	142
第 I-3-4-12 表	インドネシアの主要輸出品目	142
第 I-3-4-13 表	マレーシアの主要輸出品目	143
第 I-3-4-14 図	インドの貿易収支	143
第 I-3-4-15 図	ASEAN 各国の鉱工業生産指数の推移	144
第 I-3-4-16 図	タイの鉱工業生産指数の推移（業種別）	144
第 I-3-4-17 図	インドの鉱工業生産指数の推移	144
第 I-3-4-18 図	ASEAN 各国の失業率	145
第 I-3-4-19 図	ASEAN 各国の消費者物価上昇率	145
第 I-3-4-20 図	インドの消費者物価上昇率と項目別寄与度	146
第 I-3-4-21 表	実質 GDP 成長率の見通し（IMF）	146
第 II-1-1-1 図	日本の対外直接投資残高（製造業分野）の推移	150
第 II-1-1-2 図	日本のアジア主要国・地域向け直接投資残高（製造業部門）	151
第 II-1-1-3 表	日系海外現地法人の企業数（2020 年度）	151
第 II-1-1-4 図	日系製造業の立地・調達（2020 年度）	152
第 II-1-1-5 図	アジア（中国・ASEAN）に立地する日系製造業現地法人の調達先（金額）	152
第 II-1-1-6 図	アジア（中国・ASEAN）に立地する日系製造業現地法人の調達先（シェア）	153
第 II-1-1-7 図	アジアに立地する日系製造業現地法人の調達先（業種別）	153
第 II-1-1-8 図	日本に立地する機械製造業の総調達額に占める調達先シェア	153
第 II-1-1-9 図	日本に立地する機械製造業の調達先シェア（業種別）	154
第 II-1-1-10 図	日本に立地する機械製造業の調達における関係会社からの調達シェア	154
第 II-1-1-11 図	日系製造業現地法人の新規設立、撤退等の企業数	155
第 II-1-1-12 図	撤退等企業の主要な業種（2020 年度）	155
第 II-1-1-13 図	グローバル・バリューチェーンへの前方参加・後方参加	156
第 II-1-1-14 図	主要国（世界との前方連関・後方連関）への参加	156
第 II-1-1-15 図	主要国・地域の中国との前方連関・後方連関	157
第 II-1-1-16 図	主要国・地域の中国との前方・後方連関の変化 (1995 → 2000 → 2005 → 2010 → 2015 → 2018)	158
第 II-1-1-17 図	主要国・地域の中国との連関（電気・電子機器、自動車）	158
第 II-1-1-18 図	主要国・地域の輸出における米国・中国のシェア（2000 → 2015 → 2021）	159
第 II-1-1-19 図	2020 年以降のサプライチェーン途絶経験の有無	160
第 II-1-1-20 図	サプライチェーンの途絶が生じた国・地域（2020-2022 年度）	160

第II-1-1-21図	サプライチェーン途絶による生産と販売への影響	161
第II-1-1-22図	サプライチェーンの途絶経験を踏まえた課題認識	161
第II-1-1-23図	サプライチェーンリスクが高まった国・地域	162
第II-1-1-24図	サプライチェーン上のリスク	162
第II-1-1-25図	調達先、販売先、直接投資先として重視する国・地域	163
第II-1-1-26図	直接投資先として重視する理由（中国、ASEAN6）	163
第II-1-1-27図	中・長期的に有望な事業展開先国	164
第II-1-1-28図	短期的に事業を「拡大する」比率の推移	164
第II-1-1-29図	インドにおける経営上の問題点	164
第II-1-1-30図	国連人口基金（UNFPA）による人口関連統計指標	165
第II-1-1-31図	サプライチェーンリスクの管理体制の状況	165
第II-1-1-32図	サプライチェーンの実態把握の状況	165
第II-1-1-33図	サプライチェーンの実態把握に向けた課題	166
コラム第4-1図	日ASEAN経済共創ビジョン（中間とりまとめ）のポイント	168
第II-1-1-34図	我が国製造業の海外生産比率と海外設備投資比率	169
第II-1-1-35図	我が国製造業の海外生産比率（業種別）	169
第II-1-1-36図	生産能力指数の推移	169
第II-1-1-37図	鉱工業総供給・国産・輸入指数の推移	170
第II-1-1-38図	業種別に見た輸入浸透度	170
第II-1-1-39図	日本及び主要国の輸入先集中度	170
第II-1-1-40図	日本の輸入先集中度と輸入上位国のシェア	170
第II-1-1-41図	世界の半導体売上シェア	171
第II-1-1-42図	日本の半導体デバイス、集積回路輸入先の集中度	171
第II-1-2-1図	経済安全保障推進法の概要	174
第II-1-2-2表	政令で指定された特定重要物質	175
第II-1-2-3図	経済安全保障に関する取組の状況	177
第II-1-2-4図	経済安全保障に関する体制整備の状況	178
第II-1-2-5図	経済安全保障に関する体制整備の課題	178
第II-2-1-1図	日本の経常収支の推移	182
第II-2-1-2図	日本の貿易収支の推移（主要品目別）	183
第II-2-1-3図	2000年時点を基準とした日本の貿易収支の主要品目別増減	183
第II-2-1-4図	貿易収支の推移（主要地域別）	183
第II-2-1-5図	主要品目別×主要地域別の貿易収支変化（2000年代前半→2010年代後半）	184
第II-2-1-6図	2000年時点と比較した中国からの電気機器の輸入の品目別増減	184
第II-2-1-7図	サービス収支の推移	184
第II-2-1-8図	サービス収支（地域別）	185
第II-2-1-9図	日本の第一次所得収支の推移	185
第II-2-1-10図	日本の地域別対外直接投資収益の推移	186
第II-2-1-11図	直接投資実行に対する回収の割合の推移	186
第II-2-1-12表	経常収支から見た稼ぐ力の変化	186
第II-2-2-1図	貿易収支変動の要因分解の解説	187
第II-2-2-2図	2022年の貿易収支の変動要因分解	188
第II-2-2-3図	日本の一次エネルギー供給構成	188
第II-2-2-4図	実質GDP1単位の増加に対する鉱物性燃料輸入の弾力性	189

第 II-2-2-5 図	円安による輸出促進効果（ドル建ての場合）	190
第 II-2-2-6 図	ドル単価の変化と円建て輸出収益の状況（2021 年→2022 年）	190
第 II-2-2-7 図	ドル単価 10% の下落による円建て輸出収益の変化	191
第 II-2-2-8 図	ドル単価の変化率（2021 年→2022 年）	191
第 II-2-3-1 表	観光目的の水際対策についての主な経緯	193
第 II-2-3-2 図	訪日外国人旅行者数の推移（2019 年 1 月～2023 年 3 月）	193
第 II-2-3-3 図	訪日外国人旅行消費額と主要品目別輸出額の比較（2019 年）	193
第 II-2-3-4 表	訪日外国人旅行消費の生産波及効果（2019 年）	194
第 II-2-3-5 図	国籍・地域別訪日外国人旅行者数と訪日外国人旅行消費額の推移（2003～2022 年）	195
第 II-2-3-6 図	国籍・地域別訪日外国人旅行消費額の構成比（2019 年）	196
第 II-2-3-7 表	訪日外国人旅行者数の増加要因	196
第 II-2-3-8 図	東アジア主要国・地域の実質 GDP と為替レートの推移	197
第 II-2-3-9 表	訪日旅行客向けの主なビザの緩和状況	197
第 II-2-3-10 図	為替レートと訪日外国人旅行者数の推移（2010 年 1 月～2023 年 3 月）	198
第 II-2-3-11 図	訪日外国人旅行者一人当たりの旅行支出額と伸び率の推移	198
第 II-2-3-12 図	上位 20 都道府県の訪日旅行者訪問率（2019 年）	198
第 II-2-3-13 図	外国人旅行者受入数ランキング（2019 年）	199
第 II-2-3-14 図	持続可能な旅行・観光開発力ランキング	200
第 II-2-4-1 図	海外展開開始による効果（5 年後の成長率）	202
第 II-2-4-2 図	全要素生産性の比較	203
第 II-2-4-3 図	一人当たり雇用者報酬の比較	203
第 II-2-4-4 図	グローバル企業の海外生産比率の上昇がその国内事業所 の周辺地域に立地する事業所の輸出に与える影響	204
第 II-2-4-5 図	企業の海外展開によって獲得・国内還元が期待される資本	205
第 II-2-4-6 図	企業の輸出方針に関するアンケート結果	206
第 II-2-4-7 図	企業が輸出を行う際の課題	206
第 II-2-4-8 図	今後の企業の海外進出方針	207
第 II-2-4-9 図	企業の海外事業の拡大先の選択理由	207
第 II-2-4-10 図	貿易・サービス収支、投資収益、経常収支の推移と方向性	208
第 II-2-4-11 図	我が国企業の海外展開を促進するための三つの視点	208
第 II-2-4-12 図	海外展開促進策の方向性	209
コラム第 5-1 図	JECOP（グローバル価値共創ビジネス）の概要とマッチングイベントの様子	211
コラム第 5-2 図	コーディネータ育成の様子	212
第 II-2-5-1 図	ベンチャー投資額と全要素生産性（TFP）の関係	213
第 II-2-5-2 図	G7 諸国のベンチャーキャピタル投資額（対 GDP 比）の推移	214
第 II-2-5-3 図	世界のベンチャーキャピタル投資	214
第 II-2-5-4 表	2022 年の大規模資金調達案件（各四半期上位 10 企業）	214
第 II-2-5-5 図	世界の IPO 件数	215
第 II-2-5-6 図	世界の IPO 金額	215
第 II-2-5-7 図	2022 年末までの米国テック企業の株価推移	215
第 II-2-5-8 図	国内スタートアップによる調達額	215
第 II-2-5-9 表	日本国内スタートアップの大型資金調達事例（2022 年）	216
第 II-2-5-10 図	国別に見たユニコーン企業数（2023 年 2 月時点）	217
第 II-2-5-11 図	アジア諸国の研究開発支出対 GDP 比の推移	218

第II-2-5-12 図	アジア DX プロジェクト採択案件（ASEAN）分野別・国別件数（2022 年）	218
第II-2-5-13 図	高度人材ポイント制の認定件数（累計）の推移	219
第II-2-5-14 図	2022 年度新設された高度外国人材に対する諸外国の優遇制度	220
第II-2-5-15 図	世界の留学生数と各国シェア（受入れ）	221
第II-2-5-16 図	主要国の留学生受入れ人数の推移	221
第II-2-5-17 図	在籍課程別の留学生割合	222
第II-2-5-18 表	The OECD Indicators of Talent Attractiveness のフレームワーク	223
第II-2-5-19 図	ITA グループ別魅力度ランキング（2023 年）	224
第II-2-5-20 図	GTCI における日本とシンガポールの魅力度の比較	224
第II-2-5-21 図	外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ	225
第II-2-5-22 図	大学・大学院における外国人留学生の卒業・修了者数、 国内就職者数及び国内就職率の推移	226
第II-2-5-23 図	卒業後の進路希望	226
第II-2-5-24 図	外国人留学生が就職したい企業の種類	226
第II-2-5-25 図	国内における高度外国人材の採用の課題	227
第II-2-5-26 図	留学生の定着に向けた主な施策	227
第II-2-5-27 図	外国人留学生の内定（選考）時・入社後に求める日本語コミュニケーションレベル	228
第II-2-5-28 図	人事評価・待遇面の整備状況	228
第II-2-5-29 図	対内直接投資残高の推移	229
第II-2-5-30 図	外国企業が事業拠点として最も魅力的と考える国・地域	230
第II-2-5-31 図	先進国と比較した日本のビジネス環境の「強み」と「弱み」	230
第III-1-2-1 表	ドーハ・ラウンド一括受託の交渉項目と主要論点	244
第III-1-2-2 図	ドーハ・ラウンド交渉の経緯	244
第III-1-4-1 図	日本の EPA 交渉の歴史	254
第III-1-4-2 図	日本の経済連携の推進状況（2023 年 3 月現在）	254
第III-1-4-3 図	各国の FTA 等カバー率比較	255
第III-1-5-1 図	世界の投資協定数の推移	261
第III-1-5-2 表	投資協定の主な内容	262
第III-1-5-3 表	我が国の投資協定締結状況（署名済みの国）	264
第III-2-7-1 図	ロシアにおける我が国企業の事業動向（再掲）	288
第III-2-8-1 図	2022 年 11 月西村経済産業大臣とファーレフ投資大臣間で開催された 第 6 回「日・サウジ・ビジョン 2030」閣僚会合の様子	294